

平成29年第3回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

平成29年9月1日 開会

}

平成29年9月22日 閉会

吉田町議会

平成29年第3回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	2 1
○議会ICT推進特別委員会委員長報告	2 5
○議案第63号～議案第78号の一括上程、説明	2 7
○報告第2号～報告第4号の報告	5 1
○議案第76号の質疑、討論、採決	5 5
○散会の宣告	5 5

第 2 号 (9月4日)

○開議の宣告	5 6
○議事日程の報告	5 6
○諸報告について	5 6
○議案第64号の詳細説明	5 6
○散会の宣告	1 0 7

第 3 号 (9月13日)

○開議の宣告	1 0 8
○議事日程の報告	1 0 8
○一般質問	1 0 8
大石 巖	1 0 8
遠藤 孝子	1 2 2
増田 剛士	1 3 5
山口 一博	1 4 8
山内 均	1 6 1
八木 栄	1 7 3
○散会の宣告	1 8 6

第 4 号 (9月14日)

○開議の宣告	1 8 7
--------	-------

○議事日程の報告	187
○一般質問	187
三輪 美由紀	187
三輪 正 邦	195
蒔 田 昌 代	200
○散会の宣告	208

第 5 号 (9月15日)

○開議の宣告	209
○議事日程の報告	209
○議案第71号の質疑	209
○議案第65号の質疑	226
○議案第66号の質疑	229
○議案第67号の質疑	231
○議案第68号の質疑	231
○議案第72号の質疑	236
○議案第73号の質疑	236
○議案第74号の質疑	236
○議案第69号の質疑	237
○議案第70号の質疑	244
○議案第75号の質疑	247
○散会の宣告	247

第 6 号 (9月19日)

○開議の宣告	249
○議事日程の報告	249
○議案第64号の質疑	249
○散会の宣告	316

第 7 号 (9月20日)

○開議の宣告	317
○議事日程の報告	317
○議案第64号の質疑	317
○議案第79号の上程、説明	364
○散会の宣告	365

第 8 号 (9月22日)

○開議の宣告	3 6 6
○議事日程の報告	3 6 6
○議案第 6 4 号の討論、採決	3 6 6
○議案第 6 5 号の討論、採決	3 6 6
○議案第 6 6 号の討論、採決	3 6 7
○議案第 6 7 号の討論、採決	3 6 7
○議案第 6 8 号の討論、採決	3 6 8
○議案第 6 9 号の討論、採決	3 6 8
○議案第 7 0 号の討論、採決	3 6 9
○議案第 7 1 号の討論、採決	3 6 9
○議案第 7 2 号の討論、採決	3 6 9
○議案第 7 3 号の討論、採決	3 7 0
○議案第 7 4 号の討論、採決	3 7 0
○議案第 7 5 号の討論、採決	3 7 1
○議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	3 7 1
○議案第 7 7 号の質疑、討論、採決	3 7 2
○議案第 7 8 号の質疑、討論、採決	3 7 3
○議案第 7 9 号の質疑、討論、採決	3 7 3
○発議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 4
○日程の追加について	3 7 5
○発議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 6
○議員派遣について	3 9 1
○議会閉会中の継続調査について	3 9 2
○町長挨拶	3 9 2
○議長挨拶	3 9 8
○閉会の宣告	3 9 9

開会 午前 9時00分

○議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成29年第3回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（藤田和寿君） 開会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 皆さん、こんにちは。

セミ時雨も、もう聞こえることはなくなりました。かわりにヒグラシの声が行く夏への挽歌のように聞こえます。9月1日、きょうこうして定例会で議員の皆様元気な顔に接して、うれしく思っております。

皆様には、もう御承知のことでございますけれども、うちの町で殺人未遂事件が起こり、うちの町の職員が逮捕され、現在、地検等も含めて取り調べを受けている最中でございます。本当に町民の方はもとより、議員の皆様にも多大な御心配、また御懸念を抱かせたことにつきまして本当に心から改めておわび申し上げます。

職員の動揺は、きょう皆様に審議していただく副町長がもし議決されれば、事務当局の絡みがございますので、あの部屋に副町長がいるというだけで、少しずつその動揺というものを抑えて立ち直るというふうな方向にいくように頑張りたいと思っております。

ただ、町民の皆様にご与えたこの事件のものを、町民の皆様の中に、おりのような形で、しばらく続くものと、残っていくことと思っております。このおりを直接的に右から左に取り除くということはほとんどできません。町は町民の皆様的心情をおもんばかり、町民の皆様視線に立ち、丁寧に行政サービスの提供に努めて町民の皆様に対して、いわば贖罪の念を持ちながら、今後とも町民の皆様にご接していかなければならないと思っております。

もとより全ての責任は私にございますので、またいつか自分自身で処分を下さなければならぬと思っております。また、その節はどうぞよろしく申し上げます。今定例会、どうぞよろしく申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（藤田和寿君） ただいまの出席議員数は13名であります。

ただいまから平成29年第3回吉田町議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤田和寿君） 日程第1、会議録署名人の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、5番、大石 巖君、6番、山内均君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（藤田和寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日9月1日から9月22日までの22日間といたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日9月1日から9月22日までの22日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（藤田和寿君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

閉会中の総会等について報告いたします。

6月29日木曜日には、富士山静岡空港と地域開発を進める会総会が牧之原市において開催されました。

7月6日木曜日には、富士山静岡空港利用促進協議会総会が静岡市において開催されました。

7月11日火曜日には、富士山静岡空港アクセス道路等建設促進期成同盟会総会が藤枝市において開催されました。

7月19日水曜日には、大井川の清流を守る研究協議会総会が島田市において開催されました。

7月24日には、志太榛原5市2町議会議長連絡協議会が藤枝市において開催されました。

各総会等においては、それぞれ平成28年度事業報告並びに決算報告及び平成29年度事業計画並びに歳入歳出予算案などについて審議が行われ、いずれも承認・可決されました。

そのほか8月17日には、静岡市で開かれました静岡県市町議会議員研修会に参加いたしました。

総会などへの参加についての報告は、以上のとおりであります。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から例月出納検査、財政的援助団体監査等の結果報告がありましたので、写しを手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

最後に、本定例会増え説明員として委任また嘱託され、出席される者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告をお願いします。

お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成29年第3回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概要等について御報告申し上げます。

さて、皆様も御承知のとおり、当町の新たな教育改革プランであります「吉田町教育元気物語 TCP Triwings Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）は、新聞、テレビ、インターネット等で数多く取り上げられるとともに、文部科学省初等中等教育局長等が当町の取り組みを視察され、また静岡県知事も本プランについて会見で言及するなど、町民の皆様のみならず県内外から大きな注目を集めております。

町と教育委員会は6月19日、21日、22日及び23日の4日間、各自治会単位で本プランに関する保護者説明会を開催し、保護者の皆様にプランの概要を説明をさせていただきました。この説明会には全会場合わせて約300の方が御参加され、皆様から多くの貴重な御意見、御要望等が寄せられました。ここでいただきました御意見等につきましては、7月末に町内各小・中学校の保護者の皆様に文書で回答させていただきましたが、その後も多くの御意見、御要望が寄せられております。

本プランは、本年2月の吉田町総合教育会議において、全体の方向性と具体的施策の概要について合意されておりますが、今後は昨日までに皆様からいただきました御意見、御要望等を真摯に受けとめ、本プランの理念であります「教職員は授業に専念でき、子供は確かな学力を身につけ、保護者は安心して社会に出て働くことができる」という「三者共益」が達成されるよう、さらに検討を重ね、よりよいプランに仕上げたいと思います。

また、教育改革と同様に重要施策として位置づけております津波防災まちづくりやシーガーデンシティ構想における取り組みにつきましても、計画的に事業を推進をしております。

国の駿河海岸直轄海岸保全施設整備事業に位置づけられております「粘り強い構造の海岸堤防」の中で実施される既存防潮堤の天端保護工事につきましては、前年度予算分も含め、平成30年2月末までに川尻工区内の880メートルの区間が完了し、既設の補強対策実施済み区間730メートルと合わせますと、区間全体がおおむね完成すると伺っております。

また、既設海岸堤防と一体的に整備する新たな防潮堤の盛り土対策につきましても、引き続き関係各所に要望するとともに、町が行っている多目的広場の盛り土工事を着実に進め、防

災とにぎわい創出の機能を持ち合わせた「シーガーデン」が一日も早く町内全ての海岸部に現出されるよう、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、ぜひとも御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本年度の事業の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、吉田漁港多目的広場盛り土工事の状況につきまして御報告申し上げます。

本工事につきましては、平成29年第2回吉田町議会定例会におきまして、請負契約締結の議決をいただき、契約を締結いたしました。

現在の施工状況といたしましては、樹木の伐採及び起工測量等の準備工が完了したところでございます。今後は、現地に仮置きしてございます建設発生土を優先的に活用しながら工事の進捗を図ってまいります。

なお、山土につきましては、運搬ルートに関して地元と調整を行った後、9月下旬から運搬を開始する計画で進めてまいります。沿線住民の皆様にも過度な負担とならないよう、細心の注意を払い、実施してまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

多目的広場の盛り土工事は平成28年度から着手しておりますが、本年度施工部分の8万立方メートルの盛り土が完成いたしますと、国土交通省の防潮堤との取り合い分を残し、おおむね完了となります。今後は国土交通省の防潮堤整備と連携を図りながら上部利用を含めた整備を計画的に進めていくことで早期完成に努め、町民の皆様の安全・安心を確保するとともに、新たなにぎわいを創出する施設となるよう具体的な検討を進めてまいります。

次に、当町が取り組んでおります内陸のフロンティアを開く取り組みについてでございます。

初めに、北オアシスパークを核として事業を進めております「物資供給拠点確保事業区域」の状況でございますが、このほど富士見幹線南側に残ってございました区画に区域全体として4点目となる株式会社ハードオフコーポレーションの商業施設の立地が決定し、今月中にも工事に取りかかる予定と伺っております。

また、防災公園東側に建設を進めております株式会社杏林堂薬局につきましても、順調に工事が進んでいる状況でございます。

各商業施設がオープンする際には、それぞれの店舗と災害時支援協定を締結させていただき、さらに当町の防災機能を充実させてまいります。

次に、川尻高島地区で進めております。「企業活動維持支援事業」の基盤整備についてでございますが、現在、道路整備等に係る用地買収や物件補償の契約事務を進めており、道路改良工事及び橋梁工事の一部につきましては、8月下旬に工事に係る入札を執行いたしました。これらにつきましては準備が整い次第、工事に着手するとともに水路工事や舗装工事などの関連工事につきましても順次発注してまいります。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0事業」についてでございます。昭和56年5月以前の旧耐震基準の木造住宅の耐震化を促進するためのプロジェクト「TOUKAI-0事業」につきましては、本年1月から制度を拡充し、積極的に推進しているところでございますが、7月末現在で無料耐震診断27件、耐震補強計画策定に8件、耐震補強工事に5件、ブロック塀等耐震化補強事業1件の申し込みをいただいております。

また、本年度はダイレクトメールの発送や戸別訪問等のPR活動にも積極的に取り組んで

おります。旧耐震住宅の所有者へのダイレクトメールにつきましては、昨日までに対象件数670件への発送が完了し、戸別訪問につきましては本年度計画している240戸のうち現在までに60戸の訪問が完了をしております。今後も事業対象者のさらなる掘り起こしを進めながら、木造住宅の耐震化を加速させてまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、「よしだにこにこ子育て保健サービス」につきまして御報告申し上げます。

当町では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を強化するため、「子育て世代包括支援センター『よしにこ』」「よしにこダイアリー」「よしにこパッケージ助成」の三つのメニューによる「よしだにこにこ子育て保健サービス」を本年度から展開をしております。

まず、妊娠、出産、子育てに関する専門的な相談支援の拠点であります「子育て世代包括支援センター『よしにこ』」についてでございますが、母子手帳交付時や予防接種説明会等において広く周知したことにより、多くの皆様に御利用いただいております。母子保健コーディネーターである助産師や保健師が妊娠期から子育て期にまでわたるさまざまな相談に対応しております。

また、スマートフォンやパソコンでお子さんの成長や予防接種などの記録を管理することができる電子親子手帳アプリ「よしにこダイアリー」につきましても、母子健康手帳交付時や妊産婦・新生児訪問、乳幼児健康相談、町ホームページ等で周知したことによりまして、登録ユーザーが少しずつ増えてきており、町からはアプリを通じて教室の案内や感染症予防等、妊娠期や子育て期に関する情報を随時発信して皆様に有効に御活用いただいております。

さらに、産前産後の通院に係る交通費の一部と新生児期に行う新生児聴覚スクリーニング検査や産後1カ月健診等に係る経費を助成する「よしにこパッケージ助成」につきましては、8月末現在64人の方が申請をされております。この制度を活用していただくことにより、妊産婦の皆様やその御家族に対する経済的負担が軽減され、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備につながっております。

次に、不育症に関する治療費の助成についてでございます。

これまで実施してまいりました不妊治療に対する治療費の助成に加え、本年度から不育症に悩む方に対しましても、新たに治療費の助成を開始いたしました。不妊治療や不育症治療への助成を行うことにより、治療に対する経済的負担を軽減し、子供を持ちたいと願う皆様の希望がかなえられるよう引き続き事業に取り組んでまいります。

次に、若い世代を対象とした次世代啓発事業についてでございます。

当町では、将来親になる若い世代を対象に、安全な妊娠、出産が迎えられるよう、生命の大切さや妊娠前からの健康な身体、心づくりなど、親になるための知識を普及させるため、次世代啓発事業として「未来のパパママ応援事業」を実施しております。

6月には、吉田中学校2年生を対象に、生命のとうとさを理解し、自分や相手を大切にする気持ちを育んでもらおうと保健師や助産師が中学校に出向き、生命の誕生経過や連続性についての講話を行いました。

また、7月には、吉田中学校の3年生を対象に、性感染症の広がり方や将来の自分たちに及ぼす影響について学んでもらおうと、クエン酸を利用した実験等を交えながら性感染症についての講話を行いました。

また、来年3月には、卒業を控えた中学校3年生を対象に実施される「思春期講座」にお

きまして、受け継がれてきた大切な命を未来につないでいくために自分たちが今からできる健康づくりや生活習慣の改善について保健師が講話を行う予定でございます。

次に、県の補助金を活用した出産祝金制度についてでございます。

当町では、平成27年10月に策定をしました「吉田町人口ビジョン」を達成するため、合計特殊出生率の目標を「2.07」としており、「吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ことを基本目標に掲げております。

この基本目標を達成するため、当町では、さきに申し上げたとおり、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うとともに、若い世代が最も関心を寄せる「結婚・出産・子育て・教育」を一体的に捉えながら、ライフステージごとにさまざまな子育て支援施策を展開しておりますが、「吉田町人口ビジョン」の策定に当たり、実施いたしました住民意識調査では、「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」という経済的な理由により、2人目、3人目の出産を控える傾向にあることが明らかとなっております。

このため、出産後における経済的な負担感を少しでも和らげ、第2子、第3子の出産を目指しやすくするよう、第2子の出産に対して5万円、第3子以降の出産に対して10万円を支給する出産祝金制度を創設し、出生率の向上を図りたいと考えております。

なお、この出産祝金制度は、静岡県「ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業費補助金」を活用し、本議会定例会におきまして一般会計補正予算の議決をいただいた上で今年度から平成31年度までの3年間限定で実施するものでございます。

続きまして、高齢者福祉事業につきまして御報告申し上げます。

高齢者福祉事業につきましては、高齢者の皆様が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が提供される地域包括ケアシステムを構築するための事業に取り組んでおります。

まず、本年4月から開始しております「新しい介護予防・日常生活支援総合事業のうち、一般介護予防事業についてでございます。

当町では、町内在住で要介護・要支援認定を受けていない、または事業対象者認定を受けていない65歳以上の方を対象に「かんたん体操教室」「骨骨貯筋体操教室」等を開催してまいりましたが、これらの教室に加え、本年度から毎週火曜日に「生きがいトレーニング」を開始いたしました。これは過去3年間に社会福祉協議会によるパワリハ教室に参加した方を対象に、教室終了後も継続して自主的に介護予防に取り組むことができるようトレーニング機器を開放して自由にご利用いただくことができるようにしたものでございます。

この「生きがいトレーニング」の運営には多くのボランティアの皆様にご協力いただき、これまでに延べ421人が利用されております。今後もパワリハ教室の終了者等が継続して自主的に介護予防に取り組むことができるよう、社会福祉協議会やボランティアの皆様と連携を図りながら事業を展開してまいります。

次に、6月から開始いたしました「吉田町ワンコインサービス事業」についてでございますが、8月末現在10の方が利用登録をされ、草取りや換気扇の掃除、ガラス拭きなどの家事援助サービスを延べ10回御利用いただきました。サービスを利用されたひとり暮らし高齢者からは「とても便利なサービスで助かっている」と喜びの声をいただいております。今後も、より多くの方々に御利用いただけるよう、さらに制度の周知を図り、利用者拡大に努めてまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興まちづくり」に関連する事業のうち、総合支援事業につきまして御報告申し上げます。

当町では、昨年度に引き続き、町、商工会及び金融機関等で構成する創業支援ネットワークの機能を活用し、相談対応やセミナーの開催などを行い、創業を目指す皆様へのサポート支援を継続的に実施しております。

また、創業を目指す方や創業して間もない方に、事務室や打ち合わせスペースなど仕事に必要な環境を提供するために設置いたしました創業支援センターにつきましては、本年度から利用者を募集しており、このほど1名の方の利用が決定をし、8月から実際に御利用いただいております。

今後もセミナー等の創業支援事業を継続するとともに、創業支援センターの利活用も推進しながら創業を目指す皆様に多面的に支援してまいります。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、「新婚生活応援補助金制度」と「若年世帯住宅取得応援補助金制度」につきまして御報告申し上げます。

当町では、本年度から、国の「結婚新生活支援事業費補助金」を活用し、町内において新婚生活をスタートする夫婦を経済的に支援する事業に取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、結婚に伴い、新たに住宅を取得または賃借する場合に係る住居費と引っ越し費用の一部を補助するものでございます。交付対象は、国の補助金交付要綱により、前年の年間所得が340万円未満の世帯に限定をされておりますが、夫婦の双方が町外から転入する場合には最大で50万円を補助し、結婚と町内への移住定住を促進する制度でございます。

現在のところ、補助金の交付までに至ったケースはございませんが、お問い合わせは数件いただいておりますので、今後も補助制度のさらなる周知に努め、新婚生活を経済的に支援してまいります。

さらに、この制度に加えまして、当町では町内への移住及び定住を促進し、人口増加と町の活性化を図るため、町内において住宅を新築または新築住宅を購入する若年世帯に、その住宅取得に係る補助金を交付する「若年世帯住宅取得応援補助金制度」を創設いたします。これは、夫と妻のいずれもが45歳以下の夫婦がいる世帯、または中学3年生以下の子供がいる世帯を対象とするものでございまして、1軒当たり30万円を交付いたします。

若い世代の方に当町へ移住または定住していただくためのインセンティブを用意することで、当町は以前から実施しております妊娠、出産から子育て、教育に至る切れ目のない支援がさらに充実し、子育て世代にとってより魅力的な町として認めていただけるようになるのではないかと期待をしております。

なお、本補助金は、さきに御報告させていただきました「出産祝金制度」と同様に、静岡県の「ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業費補助金」を活用し、本議会定例会におきまして一般会計補正予算議決をいただいた上で実施するものでございます。

次に、しずおか中部連携中枢都市圏連携事業についてでございます。

現在、静岡県中部にございます静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、川根本町、吉田町の5市2町において、「しずおか中部連携中枢都市圏」を宣言し、圏域の一体的発展を目指すさまざまな連携事業に取り組んでいるところでございます。このほど、「しずおか中部連携中枢都市圏」を圏域住民にPRすることを目的といたしまして、「ラッピングバス」の運

行を開始いたしました。これは、新静岡セノバから相良営業所までを走行する「特急静岡相良線」の車両に、各市町を象徴する写真と中部圏域を強調した地図を描いたもので、海と山を連想させる青と緑の配色デザインにより、鮮やかにラッピングされております。運行期間は平成29年8月1日から平成30年3月31日までで、平日8便、土日・祝日6便の毎日運航となっておりますので、既にお目にかかっておられる方もいらっしゃるかと存じます。

また、本年度は、しずおか中部連携中枢都市圏の「都市間交通の利便性向上事業」といたしまして、静岡市と吉田町を結ぶ「特急静岡相良」を利用する通勤・通学者の利便性向上を目的として、停留所に待合用の上屋を設置いたします。今回、上屋の設置を予定するものは、吉田町役場の上り停留所及び下り停留所と、吉田インターチェンジ入り口の下り停留所の3カ所で、平成30年1月ごろの設置を目指しております。

なお、本事業は、実施主体となるしずてつジャストライン株式会社へ補助金を交付し、事業者が上屋を設置するものでございますが、この経費につきましては連携中枢都市の静岡市から負担金額を納めることになっております。

次に、「榛南・南遠広域都市計画用途地域の変更」及び「榛南・南遠広域都市計画地区計画浜田地区計画の決定」について御報告申し上げます。

近年、川尻浜田地区につきましては、東名川尻幹線や榛南幹線の開通、シーガーデンシティ構想によるぎわいの創出などにより、沿道利用の形態が大きく変化をしており、住居系から商業系への土地利用の増進が見込まれるところでございます。

そのため、町では幹線道路沿いに商業施設を誘導しつつ、既存住宅地との共存を図るための「準住居地域」に用途地域を変更し、同時に沿道サービス地区と良好な住環境を調和させるため、敷地の最低限度や建築物等の形態または意匠の制限などを地区計画として定めることといたしました。

これにより、今後は住民の皆様の良好な住環境を保全しつつ、沿道の利便性を生かした土地利用を進め、浜田地区における土地区画整理事業の進捗を図ってまいります。

次に、道路網や河川の整備につきまして御報告申し上げます。

まず、大幡川幹線の道路改良事業についてでございます。5月中旬より実施しております主要地方道吉田大東線から東名高速道路までの区間における測量業務につきましては、調査範囲を広げた関係などから履行期間を延長し、10月中旬までに業務を完了する予定でございます。

なお、測量業務完了後は、道路の線形も含め、地元の皆様に御説明させていただく予定でございます。

次に、準用河川であります大幡川の河川改修事業についてでございますが、現在実施しております大幡川、大窪川及び第2大窪川の測量設計業務につきましては、現場の条件等により履行期間を延長し、11月下旬までに業務を完了する予定でございます。また、大幡川の落差工改修工事につきましては、8月下旬に入札を執行したところでございまして、準備が整い次第、工事に着手いたします。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan(ティーシーピー・トリビンス・プラン)」の進捗状況について御報告申し上げます。

初めに、学習環境の整備についてでございます。夏季及び冬季において、児童・生徒がより快適に授業に専念できる環境を整えることを目的といたしました町内小・中学校の全ての普

通教室及び特別教室へのエアコン設置工事につきましては、工事の全工程が終了し、7月3日から全校一斉に供用開始をいたしました。これにより、町内の児童・生徒が1年を通して快適な環境の中で集中して授業を受けることができる環境が整いました。

次に、外国語・国際理解教育の推進についてでございます。当町では7月末までに外国語指導助手、いわゆるALTを町内四つの小・中学校にそれぞれ1名ずつ配置いたしました。これにより、外国語活動及び外国語の指導による児童・生徒の英語能力の向上を図るとともに、学校生活全体を通じたALTとの交流により、異文化への興味関心が高まるなど、国際化が進む昨今におきましても、児童・生徒が主体的に生きていく力を身につけることができるものと期待をしております。

次に、幼児教育の推進についてでございます。当町では本年3月に作成しました「吉田町幼児教育カリキュラム」に基づき、発達段階に応じた教育の実践と検証を行っており、現在は幼児教育従事者用の指導書・解説書の作成に向けた研究を行っているところでございます。7月12日には本カリキュラムに基づいた教育の実践と検証を行うため、町立さくら保育園におきまして、本年度1回目の実践研究会を開催いたしております。

当日は、幼児教育カリキュラム実施委員等が、3歳から5歳までの異年齢の園児がペアを組んで行う集団遊び保育を参観し、その保育活動の中から幼児期の終わりまでに育てほしい姿の10項目について検証するとともに、カリキュラム実践活動における事例発表を通じて、活発な意見交換が行われました。

また、8月25日には第2回幼児教育カリキュラム実施委員会が開催され、第1回実践研究会での成果と課題についての検討が行われております。今後、文部科学省調査官や静岡県教育委員会指導主事の御指導もいただきまして、実践研究会や幼児教育カリキュラム実施委員会の中で検討を重ね、そこで得られた成果や課題の検証結果を反映をさせて、本年度末までに幼児教育カリキュラムの指導書を作成することとしております。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業といたしまして、水道事業について御報告申し上げます。

上水道事業の整備につきましては、災害時に配水池から応急給水拠点となる公共施設や避難所等までの管路を耐震化する事業といたしまして、青柳北原4号線を含む4件、老朽管布設替事業といたしまして、川尻浜川線を含む3件、道路改良工事や下水道工事等、他事業に関連する布設替事業等といたしまして、計7件の工事を予定しており、このうち2件は既に発注を済ませ、残りの12件につきましては順次発注する予定でございます。

次に、下水道事業についてでございます。

公共下水道事業の整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、管渠建設及び浄化センターの長寿命化対策をあわせた整備を進めているところでございますが、本年3月末現在の整備状況は、事業計画区域面積340ヘクタールのうち266.45ヘクタールの整備が完了しており、町全体の人口普及率は39.1%に達しております。また、水洗化率は約95.2%と順調に推移している状況でございます。

本年度は、町営住宅松下団地周辺の県道住吉金谷線や町道大幡住吉線など11件の布設工事を行う予定でございますが、このうち5件の開削工事は既に発注を済ませており、残りの6件につきましても順次発注をする予定でございます。

また、浄化センターにつきましては、長寿命化計画に基づき、沈砂池設備や用水・消毒設

備及び監視制御設備における電気設備の更新を平成29年度及び平成30年度の債務負担行為により行うほか、汚泥ポンプ設備、汚泥かき寄せ機及び送風機の更新工事を行う予定でございます。このうち電気設備更新工事につきましては、平成29年8月30日入札を行い、現在、仮契約の段階でございますので、今議会定例会の請負契約の締結議案を追加上程させていただきたいと考えております。

次に、水道料金と下水道使用料の一括請求の導入についてでございます。

当町はこれまで、水道料金と下水道使用料を別々に請求しておりましたが、利用者の皆様の利便性向上を図るため、水道料金と下水道使用料を合算してお支払いいただく一括請求を導入することといたしました。

この一括請求を導入することで、利用者の皆様は1枚の納付書で水道料金及び下水道使用料を納めることが可能となり、事務の効率化及び経費の節減にもつながることから、上下水道事業の健全な運営に寄与するものと期待をしております。

今後のスケジュールといたしましては、本年度中にシステム改修を行うとともに、利用者の皆様に対しまして、「広報よしだ」や町ホームページを活用し、支払い方法の変更に関する周知を図ってまいります。

なお、時期につきましては、コンビニ収納と同様に平成30年4月から導入する予定でございます。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、ふるさと納税につきまして御報告申し上げます。

当町では、平成28年6月から、ふるさと納税の返礼事業に取り組んでおり、平成28年度は全国各地から6億7,342万5,000円の御寄付をいただきました。また、本年度は4月から7月までの4カ月間で2億5,628万5,000円の御寄附をいただいている状況でございます。

なお、寄附者の皆様には選ばれている返礼品は「うなぎ」が9割以上を占めており、寄附者の皆様の状況を都道府県別に見ますと、首都圏からの御寄附が5割程度で、昨年度同様の傾向となっております。

現在は22の事業者に御協力いただき、82の返礼品を取りそろえておりますが、平成29年4月1日に総務大臣から通知がございました「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」の中で示されております「返礼品のあり方」を踏まえつつ、返礼品のさらなる充実に取り組み、町特産品のPRと町内産業の活性化に寄与してまいります。

次に、男女共同参画社会づくり宣言についてでございます。

当町では、平成27年9月に施行されました「女性活躍推進法」及び「次世代育成推進法」に基づき、事業主といたしまして「吉田町特定事業主行動計画」を策定しております。

この行動計画では、「仕事と生活の調和のとれた職場づくり」や「管理職以上に占める女性職員の割合30%以上を保持する」等の目標を掲げており、こうした吉田町役場における男女共同参画の取り組みを広く周知するため、平成29年6月1日に男女共同参画社会づくり宣言を行いました。

この「男女共同参画社会づくり宣言」は、県が推進している事業でございまして、宣言を行った事業所は、その実現に向けて県からさまざまな支援を受けることができ、現在、町内では20の事業所が宣言を行っております。

平成29年3月に策定をいたしました「吉田町男女共同参画プラン（第3次）」におきまし

ても、男女平等の労働環境の創出を掲げておりますので、今後も町内事業所に対し、「男女共同参画社会づくり宣言」の呼びかけを積極的に行ってまいります。

以上、本年度の事業の進捗状況を御報告させていただきましたが、本年度は大変注目度が高まっております「吉田町教育元気物語 TCP Triwings Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）」にかかわるさまざまな事業を手がけております中、シーガーデンシティ構想も重大な局面に差しかかっており、業務量も一層増加傾向にありますので、国・県との連携をさらに強めながら、着実に成果が出せるように全力を挙げて取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、こうした当町の姿勢を御理解いただき、町政運営に対するより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、本定例会の行政報告といたします。

○議長（藤田和寿君） 町長、御苦労さまでした。

次に、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。監査委員、伊藤利勝君。

監査委員、伊藤利勝君。

〔監査委員 伊藤利勝君登壇〕

○監査委員（伊藤利勝君） 平成28年度決算審査意見を申し述べます。

意見を申し述べる順序につきましては、1、決算等審査意見、一般会計、特別会計及び基金の運用状況、2、水道事業会計決算審査意見、3、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見といたします。

では、決算等審査意見を申し述べますので、決算等審査意見書をお願いします。

1 ページをお願いします。

平成28年度各会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査意見書。

第1、審査の対象。

平成28年度吉田町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、各会計歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、吉田町基金の運用状況。

第2、審査の時期。

平成29年7月12日から平成29年8月20日まで。

第3、審査の方法。

町長から送付された各会計歳入歳出決算、証書類、附属書類及び基金の運用状況について計数の確認を行ったほか、財産の管理状況、財政状況及び予算の執行状況について資料を求め、関係職員から説明を聴取し、これを審査した。また、例月出納検査及び定期監査の結果も参考として審査した。

第4、審査の結果。

各会計歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、計数的に正確であり、予算の執行についてもおおむね適正に行われているものと認められた。

証書類の記載内容は、適正に表示されているものと認められた。基金の運用状況を示す書類の計数についても、正確に表示され、適正に処理されているものと認められた。

2 ページをお願いします。

第5、審査の概要。

I、決算の概要。

平成28年度の一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出決算額と収支状況は、次のとおりです。

平成28年度一般会計及び特別会計の予算現額合計は178億1,769万円で、前年度より6億1,220万9,000円の増加、前年度比は103.6%となっている。

歳入額は175億9,781万7,000円で、前年度より6億3,878万円の増加、対前年度比103.8%となっている。

また、予算現額に対する執行率は98.8%で、前年度より0.2ポイントの上昇となった。歳出額は166億6,475万4,000円で、前年度より4億2,006万6,000円の増加、対前年度比102.6%となっている。

また、予算現額に対する執行率は93.5%で、前年度より0.9ポイントの低下となった。実質収支額は8億9,490万円で、前年度より2億6,352万5,000円の増加、対前年度比141.7%となっている。

Ⅱ、一般会計。

(1) 歳入歳出決算額。

一般会計歳入歳出決算額及び収支状況並びに前年度との比較は、次のとおりです。

平成28年度の一般会計歳入歳出額は、歳入額108億8,187万3,000円、歳出額103億5,813万9,000円、差引額は5億2,373万4,000円で、平成29年度への繰越財源3,816万3,000円を差し引くと、実質収支額は4億8,557万1,000円となる。

前年度比較では、歳入額は5億7,326万3,000円の増加、歳出額も5億6,035万9,000円の増加、実質収支額は前年度より5,771万5,000円の増加となった。

3ページをお願いします。

(2) 歳入決算額の概要。

収入済額を自主財源と依存財源に分類すると、自主財源は71億8,348万3,000円で構成比率は66.0%、依存財源は36億9,839万1,000円で、構成比率は34.0%となっている。

4ページをお願いします。

収入済額の款別内容は次のとおりです。

本年度の特徴として、前年度と比較すると主に寄附金6億7,135万8,000円、県支出金3億5,725万円、個人町民税2,616万6,000円等が増加したが、一方、法人町民税1億441万6,000円、地方消費税交付金6,043万8,000円、地方交付税3,927万5,000円、国庫出金5,401万円、繰入金4,130万1,000円、諸収入4,181万6,000円、町債1億7,857万5,000円等が減少した。その結果、108億8,187万3,000円の収入済額となり、前年度より5億7,326万3,000円の増加となった。

5ページをお願いします。

過去5年間における町税収納率（国保税を除く）の状況は、次のとおりです。

未納額は、前年度に比べ1,596万8,000円減少し、1億7,604万円となり、不納欠損額は前年度より103万5,000円増加の1,249万6,000円を計上することとなった。

その結果、収入未済額は1億6,354万4,000円となっている。

本年度の収納率は96.8%と前年度より0.3ポイントの上昇となり、収納率の向上は図られた。今後も、公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

町営住宅使用料の収納率は本年度78.2%で、内訳は現年度分97.8%、滞納繰越分13.1%となり、前年度より2.2ポイントの上昇となっている。しかしながら、滞納繰越分の収納率が低いことで全体の収納率が低くなっている。公平負担の原則及び財源確保の観点からも収納率向上に最大限努められたい。

町債による本年度の借入額は5億6,460万8,000円であり、前年度より1億7,857万5,000円の減少となっている。内訳は、臨時財政対策債4億920万8,000円、土木債7,860万円、農林水産業債5,220万円、教育債1,260万円、総務債950万円、消防債250万円となっている。

なお、町債の平成28年度末現在高は113億795万7,000円となっているが、その内訳は通常分75億7,696万4,000円、津波防災対策分37億3,099万3,000円となっている。

(3) 歳出決算額の概要。

歳出予算現額111億1,337万4,000円に対し、支出済額103億5,813万9,000円で、執行率は93.0%となっている。翌年度繰越額は3億9,019万2,000円で、前年度より1億1,070万8,000円の減少となった。

不用額は3億8,504万3,000円で前年度より7,577万円の増加となった。翌年度繰越額3億9,019万2,000円の主なものは：教育振興事業費2億7,540万円、大幡川改修事業費4,500万円、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費3,100万円、臨時福祉給付金給付事業費2,821万8,000円等となっている。

支出済額103億5,813万9,000円は前年度より5億6,035万9,000円の増加となった。増加の主なものは、総務費4億9,146万5,000円、民生費2億9,762万9,000円、衛生費3,218万3,000円、農林水産業費2億278万1,000円、商工費2,560万1,000円、公債費2,826万2,000円となっている。

一方、減少の主なものは、土木費2億7,950万円、消防費7,952万2,000円、教育費4,768万1,000円、諸支出金1億825万9,000円等となっている。

6ページをお願いします。

歳出決算額の款別内容は、次表のとおりです。

一般会計における当該事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に行われていることを認めた。

7ページをお願いします。

Ⅲ、特別会計。

(1) 吉田町土地取得事業特別会計。

歳入総額44万6,000円、歳出総額44万円、差引残額6,000円の決算内容となっている。

平成28年度は、一般会計等への土地の売り払い及び土地取得はなかった。したがって、土地取得事業特別会計の平成28年度末土地残高は、前年度末と同じく9億8,345万9,000円となっている。

当該事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に行われていることを認めた。

(2) 吉田町国民健康保険事業特別会計。

歳入総額34億4,433万1,000円、歳出総額32億4,414万8,000円。差引残額2億18万3,000円の決算内容となっている。

歳入を前年度と比較すると625万7,000円の増額となっている。

国保税については、調定額10億1,604万5,000円、収入済額7億8,981万5,000円で、未納額は2億2,623万円となっている。

歳出を前年度と比較すると6,416万1,000円の減少となっている。

保険給付状況は療養諸費で、一般被保険者が10万7,989件、費用額は21億6,841万円、退職被保険者等が4,545件、費用額は8,328万3,000円となっている。

高額療養費の支給状況は、一般被保険者が3,173件で2億3,465万6,000円、退職被保険者等

が108件の841万7,000円となっている。

8ページをお願いします。

加入世帯及び被保険者の状況は、次のとおりです。

①加入世帯及び被保険者数。

世帯数は前年度末より119世帯減の3,770世帯となり、被保険者数は390人減の6,449人となっている。

国保税の過去5年間の収納率等の推移は、次のとおりです。

収納率は、現年度分92.7%、滞納繰越分24.4%となり、現年度分0.3ポイント、滞納繰越分1.5ポイントとそれぞれ上昇し、合計では77.7%となっており、前年度より1.0ポイント上昇したが、滞納繰越分の収納率が低いことで全体の収納率は低くなっている。

また、不納欠損額は、前年度より1,063万2,000円減少の1,075万6,000円となっている。

今後においても国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、被保険者の健康づくり及び疾病予防対策を強化するとともに、公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

当該事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に行われていることを認めた。

9ページをお願いします。

(3)吉田町後期高齢者医療事業特別会計。

歳入総額2億3,634万6,000円、歳出総額2億3,610万5,000円、差し引き残額24万1,000円の決算内容となっている。

保険料の調定額に対する収納率は99.3%と前年度より0.1ポイント低下となり、不納欠損額は3万8,000円減少の3万8,000円となっている。

歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金2億3,555万9,000円となっている。

今後にもおいて公平負担と財源確保の観点から適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

当該事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適切に行われていることを認めた。

(4)吉田町介護保険事業特別会計。

歳入総額18億9,467万7,000円、歳出総額17億1,381万円、差引残額1億8,086万7,000円の決算内容となっている。

保険料の調定額に対する収納率は98.2%と前年度より0.1ポイント上昇となり、不納欠損額は7万5,000円減少の155万5,000円となっている。

今後についても公平負担と財源確保の観点から、適切な徴収対策を図り、収入の確保に努められたい。

事業の実施状況は次のとおりです。

①被保険者の状況。

総人口は前年度より11人減の2万9,691人となっている。第1号被保険者は、前年度より123人増の7,084人、高齢化率は0.5ポイント上昇の23.9%となっている。第2号被保険者は前年度より51人増の9,933人で、1号及び2号被保険者合計数は前年度より174人増の1万7,017人となっている。

10ページをお願いします。

②要介護認定関係。

申請状況は前年度より114人減の1,017人で、認定状況は前年度より81人減の980人となっている。

③保険給付状況。

給付費用は15億6,558万7,000円となっている。内訳の主なものは、施設サービス費、延件数2,744件で、給付費は6億8,225万1,000円、居宅サービス費、延件数8,841件で、給付費は8億5,652万2,000円となっている。

当該事業の歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適切に行われていることを認めた。11、12ページをお願いします。

(5)吉田町公共下水道事業特別会計。

歳入総額11億4,014万3,000円、歳出総額11億1,211万2,000円、差引残額2,803万1,000円となっている。

下水道使用料の調定額に対する収納率は、95.4%と前年度より0.2ポイントの上昇となり、不納欠損額は前年度より7万1,000増加の44万7,000円となっている。公平負担と財源確保の観点から収納率向上に極力努められたい。

業務実績は、次表のとおりです。

管渠整備率は前年度より2.0ポイント上昇の78.4%、普及率は0.2ポイント上昇の39.1%となっている。

地方債の前年度比較は、次表のとおりです。

当年度末企業債残高は、前年度より1億6,276万円減の58億9,951万6,000円となっている。

収支比率及び一般会計からの繰入金の5年間の推移は、次表のとおりです。

本年度の収支比率は前年度より0.8ポイント増の80.4%で、繰入金は4,448万8,000円減の5億9,834万1,000円となっている。

13、14ページをお願いします。

今後においても管渠及び浄化センターの適切な維持管理を行い、収支比率の向上を図られたい。

当該事業における歳入歳出に関する事務処理及び事業運営は、適正に行われていることを認めた。

IV、実質収支に関する調書。

各会計の実質収支に関する調書は、その内容を各会計の決算書と照合審査した結果、計数は正確であった。

V、財産に関する調書。

財産について決算年度中増減高及び決算年度末原残高は、次表のとおりです。

1、公有財産。

(1)土地及び建物。

土地の決算年度末現在高は、前年度末より159平方メートル減の64万1,919.65平方メートルとなっており、建物の決算年度末現在高は、前年度末より543.42平方メートル増の8万6,263.28平方メートルとなっている。

(2)有価証券。

決算年度末現在高は、前年度末と同額の270万2,000となっている。

(3)出資による権利。

決算年度末現在高は、前年度末と同数値の2,601万7,000円となっている。

15、16ページをお願いします。

2、物品。

決算年度末現在高は、前年度末より93減の3万2,893となっている。

17ページをお願いします。

3、債権。

決算年度末現在高は、前年度末より1,417万1,000円減の744万円で、減の主なものは吉田町住宅新築資金等貸付金の不納欠損額1,325万9,000円となっている。

4、基金。

決算年度末現在高は、前年度末より9,597万9,000円増の30億6,653万円となっている。決算年度中増減高の主な増は、ふるさとよしだ寄附金基金1億8,308万5,000円、吉田町国民健康保険給付等支払準備基金5,662万4,000円で、主な減は吉田町財政調整基金1億2,045万6,000円、吉田町介護給付費準備基金2,408万8,000円となっている。

財産に関する調書は、関係法令等に準拠して作成され、計数的に正確であった。

18ページをお願いします。

VI、基金の運用状況。

(1) 吉田町物品調達基金。

基金運用残高は条例に定める基金の額である400万円で、回転率は1.9となっている。

物品調達基金運用の事務処理は、諸帳簿、伝票処理及び棚卸管理等、適正に処理されていると認めた。

第6、むすび。

審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、計数的に正確であることを認めた。

また、予算の執行については、おおむね事業目的及び事業計画に沿って行われ、事業の目的に沿った成果が得られたものと認められた。

なだらかな景気回復が続いている中で、昨年秋まで円高等で企業収益が伸び悩んだこと等により、平成28年度の法人町民税は前年度に比べ1億441万6,000円の減少となり、町税総額でも4,352万9,000円の減少となった。

今後についても、第5次吉田町総合計画に基づき、諸事業の推進を図るとともに町民の視点に立ったより効果的で効率的な事務事業執行に努められたい。

以上をもちまして、決算等審査意見といたします。

次に、水道事業会計決算審査意見を申し述べますので、水道事業会計決算審査書をお願いします。

1ページをお願いします。

平成28年度吉田町水道事業会計決算審査意見書。

I、審査の対象。

平成28年度吉田町水道事業会計決算。

II、審査の時期。

平成29年7月4日から平成29年8月3日まで。

III、審査の方法。

審査に当たっては、地方公営企業法第30条第7項の規定に基づく決算書及び同法施行令第23条の規定に基づく決算附属書類等につき、証書類その他の会計書類等を照合し、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則の趣旨に従っているか否かについて資料と説明を求め、審査をするとともに、当事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営していたかを検討するため、事業の分析を行った。また、定期監査及び例月出納検査の結果も参考とした。

IV、審査の結果。

審査に付された平成28年度吉田町水道事業会計の決算書及び決算附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、計数も正確で、経営状況及び財政状況が適正に表示されているものと認められた。

また、予算の執行状況は、おおむね事業の目的に従って執行され、運営は公営企業本来の目的である公共の福祉を増進することに配慮して行われているものと認められた。

決算の概要は次のとおりであり、審査の過程で作成した資料を決算資料として添付しました。

2 ページをお願いします。

決算の概要。

1、事業の概要。

平成28年度の事業実績は、次表のとおりです。

当年度の業務実績を見ると、平成29年3月31日現在の給水人口は3万2,572人であり、給水区域内人口3万4,122人に対する水道普及率は95.5%となっている。

また、年間総配水量は458万9,102立米で、そのうち総有収水量は404万4,838立米となっており、有収率は88.1%で前年度と比較して0.2ポイント低下した。

稼働1日配水能力は1万8,200立米であり、前年度と同数値となっている。

2、予算の執行状況【決算報告書（消費税込み）】。

(1)収益的収入及び支出の執行状況は、次表のとおりです。

収益的収入の決算額は6億441万2,000円で、現予算額5億8,277万2,000円に対し、2,164万円増額となり、収入率は103.7%となっている。

収益的支出の決算額は4億9,409万5,000円で、現予算額5億4,048万1,000円に対し、不用額は4,638万6,000円であり、執行率は91.4%となっている。

4 ページをお願いします。

(2)資本的収入及び支出の予算の執行状況は、次表のとおりです。

資本的収入の決算額は2,011万8,000円で、現予算額2,363万8,000円に対し、352万円の減額となり、収入率は85.1%となっている。

資本的支出の決算額は3億4,541万8,000円で、現予算額3億5,860万5,000円に対し、不用額は1,318万7,000円であり、執行率は96.3%となっている。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額3億2,530万円の補填は、次表のとおりです。

3、事業経営【損益計算書（消費税抜き）】。

(1)収益は、次表のとおりです。

収益合計は5億6,431万円であり、前年度より241万7,000円増加している。

ア、営業収益は、前年度より225万2,000円増加している。

6 ページをお願いします。

イ、営業外収益は、前年度より16万5,000円増加している。

ウ、特別利益は、前年度と同様、本年度の計上がなかった。

(2)費用。

費用は、次表のとおりです。

費用合計は4億6,836万2,000円であり、前年度より2,662万3,000円減少している。

ア、営業費用は、前年度より1,936万8,000円減少している。

イ、営業外費用は、前年度より725万5,000円減少している。

ウ、特別損失は、前年度同様、本年度の計上がなかった。

(3)経営成績。

経営成績は、次表のとおりです。

損益収支の状況は、総収益が5億6,431万円、総費用が4億6,836万2,000円で、9,594万9,000円の差引損益が生じ、総収益と総費用を対比した総収支比率は120.5%であり、前年度より7.0ポイント上昇している。

経常収支の推移は、次表のとおりです。

経常収益と経常費用を対比した経常収支比率は120.5%であり、前年度より7.0ポイント上昇している。

8 ページをお願いします。

(4)供給単価と給水原価の比較。

有収水量1立米当たりの供給単価と給水原価の推移は、次表のとおりです。

供給単価は前年度より35銭増加しており、給水原価は前年度より6円53銭減少している。

その結果、供給単価から給水原価を差し引いた額は21円41銭となり、前年度より6円88銭増加している。これは前年度より給水収益が増加し、経常費用が減少したことによるものです。

9 ページをお願いします。

4、財政状態【貸借対照表（消費税抜き）】。

(1)資産。

平成29年3月31日現在の資産の状況は、次表のとおりです。

資産合計は、73億8,350万3,000円であり、前年度より8,546万3,000円減少している。

ア、固定資産は、前年度より5,025万3,000円減少している。減少の主なものは、減価償却費の計上及び建設仮勘定の減少によるものです。平成28年度末管路延長は、前年度末より948メートル増加し、24万9,748メートルとなっている。

なお、石綿管については当年度において全て撤去され、布設替工事が施行されている。

10ページをお願いします。

イ、流動資産は前年度より2,625万円減少している。これは現金預金2,677万9,000円、未収金77万3,000円が減少したものの、貯蔵品130万2,000円が増加したことによるものです。

ウ、繰延資産。

繰延資産（開発費）は、前年度より896万減少している。

11ページをお願いします。

(2)負債・資本。

平成29年3月31日現在の負債・資本の状況は、次表のとおりです。

負債・資本合計は73億8,350万3,000円であり、前年度より8,546万3,000円減少している。
12ページをお願いします。

ア、負債。

負債合計は、41億8,934万2,000円であり、前年度より1億8,360万円減少している。

(ア) 固定負債は、前年度より1億5,354万6,000円増加している。全額、企業債によるものです。

(イ) 流動負債は、前年度より646万5,000円増加している。増加の主なものは、企業債378万円、未払金(未払消費税)241万2,000円となっている。

(ウ) 繰延収益は、前年度より3,651万9,000円減少している。

イ、資本。

資本合計は、31億9,416万1,000円であり、前年度より9,813万7,000円増加している。

(ア) 資本金は、前年度より5,218万8,000円増加している。

(イ) 剰余金は、前年度より4,594万9,000円増加している。

13ページをお願いします。

5、資金の状況【キャッシュ・フロー計算書(間接法・税抜き)】。

平成28年度吉田町水道事業キャッシュ・フロー計算書は、次表のとおりです。

業務活動によるキャッシュ・フローは2億8,537万9,000円のプラス、投資活動によるキャッシュ・フローは1億6,458万円のマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローは1億4,757万8,000円のマイナスとなっている。

この結果、当年度の資金は2,677万9,000円減少し、資金期末残高は5億2,067万7,000円となっている。

14ページをお願いします。

むすび。

業務実績について見ると現在給水人口は3万2,572人で、前年度に比べ31人増加し、水道普及率は95.5%で、前年度と同率となっている。総配水量は458万9,102立米で、前年度に比べ2万3,966立米増加しており、そのうち総有収水量は前年度比1万1,572立米増加の404万4,838立米となっている。しかしながら、総有収率は前年度より0.2ポイント低下し、88.1%となっている。

次に、経営成績(消費税抜き)について見ると、総収益は5億6,431万円の前年度に比べ241万7,000円増加しており、総費用も4億6,836万2,000円の前年度に比べ2,662万3,000円減少している。

総収益が増加した主な要因は、営業収益のうち給水収益の増加が受託工事収益等の減少を上回ったことによる。また、総費用が減少した主な要因は、業務費は増加したが原水浄水及び配水給水費、総経費等の営業費用及び支払い利息、繰延資産償却等の営業外費用が減少したことによる。差引収支の結果、当年度は9,594万9,000円の純利益が生じ、これに前年度繰越利益剰余金838万1,000円及びその他の未処分利益剰余金変動額7,500万円を加えた当年度未処分利益剰余金は1億7,933万円となっている。この未処分利益剰余金は、資本金への組み入れ7,500万円、減債積立金の積み立て1,000万円、建設改良積立金の積み立て9,000万円として処分し、残額433万円は翌年度繰越利益剰余金とする予定となっている。

水道施設整備のための投資額(消費税込み)は、前年度比1,109万7,000円減少の1億9,565

万2,000円で、主なものは配水管布設及び布設替工事1億2,775万1,000円、第2配水池場内水道施設工事5,788万2,000円、排水管布設等工事測量設計業務委託864万円等となっている。

なお、施設整備に係る企業債の当年度末残高については、25億9,003万6,000円で、前年度と比べ1億4,976万6,000円減少している。また、当年度は前年度に引き続き企業債による資金調達は行っていない。

水道料金の未収金は、1,270万円で前年度に比べ153万8,000円減少となっている。また、収納率は97.2%で、前年度と比べ0.6ポイント上昇している。

なお、不納欠損額は244万3,000円で前年度より168万1,000円減少となっている。

今後の水道事業を見ると、収益面では少子高齢化及び人口減少社会が進行するとともに、節水意識の定着、節水器具等の普及、宅配水等の需要増加により、日常生活を初めさまざまな社会経済活動において水需要の増加は見込めない状況であり、収益の柱である水道料金収入の増収は厳しいと思われる。一方、費用面においては、水道施設の維持管理及び老朽管の更新、管路の耐震化がある。今後ともさらなるコスト縮減や経営の効率化に取り組みたい。

また、公共事業として、危機管理の強化を含めた水道施設の整備、改修に努め、安全でおいしい良質な水道用水を安定供給し、本来の目的である町民生活の向上と福祉の増進に引き続き寄与されるよう要望する。

以上をもちまして、水道事業会計の審査意見といたします。

次に、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に対する審査意見について申し述べますので、平成28年度吉田町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書をお願いします。

平成28年度決算に基づく吉田町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書。

I、審査の概要。

1、審査の対象。

平成28年度一般会計、特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算に基づき算定された地方公共団体の財政健全化に関する法理第3条に定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び同法第22条に定める資金不足比率並びにその比率の算定の基礎となる事項を記載した書類。

2、審査の時期。

平成29年7月4日より平成29年8月20日まで。

3、審査の方法。

審査に付された平成28年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠し適切に算定されているかを検証するために、関係書類との照合を行うなどにより審査を実施した。

II、審査の結果等。

審査に付された平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令等に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類も適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率等については、次表のとおりです。

(1)健全化判断比率。

平成28年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率はいずれも黒字であり、マイ

ナス表示となっている。実質公債比率は10.1%、将来負担比率は72.3%となっている。

(2)資金不足比率。

平成28年度決算における資金不足比率は、法適用企業の水道事業会計及び法非適用企業である下水道事業特別会計はいずれも黒字であり、マイナス表示となっている。

2、健全化判断比率等の状況。

(1)実質赤字比率について。

実質収支は4億8,577万7,000円の黒字となっており、健全な財政状況下にある。

(2)資金不足比率について。

下表のとおり、2会計とも資金剰余の状態にあるので資金不足比率は生じていないので、健全な財政状況下にある。

(3)連結実質赤字について。

連結実質収支は14億3,283万円の黒字となっており、健全な財政状況下にある。

(4)実質公債費比率について。

平成26年度から平成28年度までの3カ年平均である実質公債費比率は10.1%となっており、早期健全化基準25.0%と比較すると、これを下回っている。

(5)将来負担比率について。

将来費負担比率は72.3%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

2、是正を要する事項。

(1)特に指摘すべき事項はない。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見といたします。

以上をもちまして、平成28年度決算審査意見といたします。

○議長（藤田和寿君） 監査委員、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩とします。再開は10時40分といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時39分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（藤田和寿君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を議会運営委員会委員長から報告を願います。

10番、大塚邦子君。

〔議会運営委員会委員長 大塚邦子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大塚邦子君） 議会運営委員会委員長の大塚です。議会閉会中の活

動報告をいたします。

開催日時、平成29年6月30日金曜日。場所、吉田町役場4階第1会議室。時間、午後1時30分から午後4時45分。参加人数、委員6名、番外1名、事務局2名。

協議事項は、(1)審議方法の見直しについて、現状の審議方法について協議しました。全員協議会では内容確認において、当局の回答に時間を要しましたが、許容範囲であること、6月定例会では質疑が少なかったのは質疑の範囲が限定されたこと、内容の検討時期に課題があったとの意見が出されました。

全員協議会での内容確認は本会議の質疑につなげるために必要であり、6月定例会は会期が短かったため十分な検討ができませんでした。

(2)議会定例会における審議方法の変更に係る当局との下協議について、当局から提出された質問に対する回答を協議しました。会期の短縮については、全員協議会での内容確認は必要であること、出席者は関係課長等とすること、二つ目として、一般質問に係る日程の変更については現状を維持するとの協議がなされました。

三つ目といたしまして、議案審議における常任委員会の活用については、常任委員会に付託すると議員の専門性が生かされない、会期の延長が予測される、現状であると議員全員が審議できる等の意見が出されました。これも含め、後日再度検討することといたしました。

以上について、委員長が回答文書を作成することに決定しました。

そのほか平成29年第3回吉田町議会定例会の会期案について協議をしました。

開催年月日、平成29年7月12日水曜日。場所、吉田町役場4階第1会議室。時間、午後1時30分から午後2時44分。参加人数、委員5名、遅刻1名、番外1名、事務局2名。

協議事項は、議会定例会における議案審議等の変更に係る下協議について。

議会定例会における議案審議等の変更に係る下協議、平成29年1月13日付当局からの検討依頼事項について、回答について協議しました。

委員長が協議結果を踏まえ、委員長案を修正し、14日の全員協議会で配付すること、また当局との下協議の日程を7月中に調整することを決定しました。

開催年月日、平成29年8月24日木曜日。場所、吉田町役場4階第1会議室。時間、午前9時から午後2時32分。参加人数、委員6名、番外1名、総務課長、事務局2名。

協議事項は、平成29年第3回吉田町議会定例会の運営について。町長提出議案の審議方法は、議案16件を常任委員会の付託審査なしで行うこと、早期議決第76号議案は参考資料として経歴を添付することを決定しました。

また、会期の決定及び審議予定、会議録署名人、一般質問取り扱いについて協議しました。一般質問は13日6名、14日3名とすることを決定しました。意見書採択、要請の取り扱いについては、全国森林環境税の創設に関する意見書は議員配付とし、(仮称)道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書は関係機関に提出することとし、提出者は副議長、内容は町の要望書を参考に副議長が作成、提出先についても副議長が確認することを決定しました。意見書案は12日の全員協議会で協議し、22日に議員発議案として上程後、質疑、討論、採決を行うことと決定しました。

また、その他として、議会改革推進会議の設置について20日の委員会で協議することとしました。

以上、報告します。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、総務文教常任委員会委員長から報告を願います。

6番、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 総務文教常任委員会より、議会閉会中の調査活動について報告いたします。

平成29年6月14日、第2回議会定例会において、議会閉会中の所管事務調査について調査することを決定し、会議規則第69条第1項の規定により、議長に通知した。

1、調査事項。地域包括ケアシステムについて。

2、目的。団塊の世代が75歳を迎える2025年に備えた地域包括ケアシステムを調査研究をする。

3、期間は調査研究が終了するまで。

平成29年7月11日午前9時から10時32分まで、委員7人、事務局2人の出席で委員会を開会した。

協議事項は、地域包括ケアシステムについて、1、福祉課から団塊の世代が75歳を迎える25年をめどに、住まい、医療、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の実現について説明を受けた。

2、福祉課から受けた説明に対し、1、在宅医療介護連携の推進、2、認知症施策の推進、3、地域ケア会議の推進、4、生活支援サービスの充実効果について、質問事項をレポートにして提出することを決定した。次回7月28日に委員会を開催し、福祉課への質問事項を決定することとした。

平成29年7月18日、委員7名、事務局2名の出席で委員会を開会した。

協議事項は、地域包括ケアシステムについて、福祉課への質問事項を決定した。

1、在宅医療、介護連携の推進について、介護スタッフと医療スタッフとの連携についての計画はと、2、生活支援サービスの充実強化については、現在町が取り組んでいる高齢者支援事業声かけ隊、ボランティア養成講座、居場所づくり、ワンコインサービス等の現状と課題及び2025年を予測した地域の実態に即したサービスはとの質問をしました。

平成29年7月26日、委員7名、事務局2名の出席で委員会を開会した。

1、福祉課より質問事項に対し、1、在宅医療介護連携の推進、生活支援サービスの充実強化についての回答をいただいた。2、福祉課の回答に対し、質疑を行い、委員会の調査事項としては2025年を予測した町が取り組んでいる高齢者支援事業声かけ隊、ボランティア養成講座、居場所づくり、ワンコインサービス等の現状と課題を検証すると決定をした。

平成29年8月25日、委員7名、事務局2名の出席で委員会を開会した。

協議事項は、包括ケアシステムについての具体的な調査事項を決定、現在町が取り組んでいる声かけ隊、見守りネットワークと居場所づくりの調査について、具体的な調査を協議する

ことを決定した。

1、見守りネットワークについては資料を福祉課から提供していただき、9月5日の委員会に提出することを決定した。

2、居場所づくりについては、実際の状況を視察調査することを決定した。視察の目的は広報と周知、提案や応援です。調査事項に関しては、主催者には組織体制、立ち上げた目的と動機、参加者の性別、年齢、要望等、利用者には参加の目的と理由を調査することといたしました。具体的な調査場所は、憩いの広場はまっこの家、みんなの居場所ふつか会、おしゃべりサロン・カフェで、参加者はそれぞれ憩いの広場に三輪美由紀委員と増田委員、みんなの居場所に藤田委員、遠藤委員、おしゃべりサロン・カフェ参加者は三輪正邦委員、山口委員、山内と決定した。

以上が総務文教委員会の閉会中の調査活動報告です。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会委員長から報告を願います。

5番、大石 巖君。

〔産業建設常任委員会委員長 大石 巖君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（大石 巖君） 産業建設常任委員会委員長の大石でございます。閉会中の委員会活動について報告をいたします。

6月の第2回定例会会期中に所管事務調査として、道路、河川、公園の管理及び整備についてを決定いたしました。

調査目的としまして、豪雨時の道路冠水や劣化した道路の補修、河川の改修や草刈りなど地元から行政に対する要望について、なかなか実現しないという声が多い。都市公園の草刈りなどの維持管理についても、地元の任意団体や町内会との役割分担の明確を求める声もある。こうした公共物の環境整備についての行政の役割と町民とのかかわりについて調査研究するとし、会期中に終了しないため、調査の継続が必要であり、議会閉会中も継続調査とすることを決定をし、議長に通知をいたしました。

6月26日、委員会7名全員、事務局2名の出席により、所管事務調査のうち道路の補修の管理についての現状と改善策に関し、1、道路の管理及び整備についての基本的な考え方、2、各自治会からの道路に関する土木要望の実施状況について当局に説明を求めることを決定をいたしました。

7月12日、7名全員の出席により事務局2名、委員会を開催をいたしました。前述の質問事項について、建設課長から説明を受けました。

なお、1の道路の管理及び整備についての基本的な考え方のうち、道路の管理についての法的な根拠規定と管理状況について及び管理に関して毎年の予算づけで留意している点、二つ目として、各自治会からの道路に関する土木要望の実施状況のうち、土木要望件数と実施状況、

実施できてない事例、要望に応えられない理由及び問題点についても説明を受け、質疑を行いました。

7月27日、7名全員の出席及び事務局2名で委員会を開催をし、過去3回の議会報告会で道路に関する要望があった箇所について、現地調査の必要性や調査する視点について検討をいたしました。北区青柳北原線の舗装修繕追加工事要望箇所など9カ所について現地調査することを決定をいたしました。

8月29日、7名全員と事務局2名の出席で委員会を開催をし、道路の補修や管理についての現状と改善策について、以下の9カ所について建設課の説明を受けて現地調査を行いました。

1、青柳北原線舗装の追加工事、2、谷川東塩谷線舗装修繕、3、日の出上2号線、日の出団地から防災公園の道路、4、中臨港4号線、狭くてすれ違いできない道路、5、下片岡山通り線、鉄板の歩道の改修、6、三軒屋西の宮線、舗装修繕、7、すみれ保育園幹線からの進入路、8、本田線舗装水路改修、9、東名川尻幹線と中央幹線の交差計画、これは都市計画です。現地での当局に対する質問や意見交換もできましたので、その内容も含めて問題点、課題を整理をしていきたいと思えます。

以上で産業建設常任委員会からの報告といたします。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議会ICT推進特別委員会委員長報告

○議長（藤田和寿君） 日程第5、議会ICT推進特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。

議会ICT推進特別委員会委員長、お願いします。

8番、杉本幸正君。

〔議会ICT推進特別委員会委員長 杉本幸正君登壇〕

○議会ICT推進特別委員会委員長（杉本幸正君） 議会ICT推進特別委員会より議会閉会中の調査活動について報告いたします。

平成29年6月29日、午前9時から午前10時16分まで、委員6名、番外1名、事務局1名の出席により委員会を開催いたしました。

協議事項は、7月のフェイスブック記載事項について次のとおり決めました。

6日、富士山静岡空港利用促進協議会、11日、富士山静岡空港アクセス道路建設同盟会及び監査委員研修、19日、大井川清流を守る研究協議会総会、24日、志太榛原5市2町議会議長連絡協議会、30日、吉田町スポーツ祭合同開催式。

次に、動画配信に係る件について、町長と議長の5月8日の下協議について前議長より不調との報告がありました。町長より「時期を定めないほうがいいのではないか。動画配信は本

来の見える化ではないと思う」との意見と、そして「過去の議会の総括には疑問があり、動画配信の前にやるべきことがあるのではないか」との指摘を受けた内容の報告を受けました。

当委員会では、このことについて協議したところ、全員協議会においてもICT化は必要だとの結論から、今後も推し進めていくということを確認いたしました。

動画配信に係る下協議の対応につきましては、後日、委員会で協議することに決定し、期日は正副委員長、事務局長で決めるということに決定いたしました。

7月27日午後1時半から午後3時15分まで、委員6名、番外1名、事務局2名の出席により、委員会を開催した。

協議事項は、8月のフェイスブック掲載事項を次のとおり決めた。

1日、全員協議会、出前協議会の協議、8日、行政報告会、9日、出前会議結果報告、17日、市町村議会研修会、22日、全員協議会、24日、議会運営委員会、一般質問、9月定例会。

2として、ICT特別委員会として、議会本映像に向けて議会としてできることを準備することとし、活動を継続することについて確認をしました。

議会のICT化の問題について委員から「映像だけではIC化ではない」との意見があり、また各委員の意見をレポートにして8月21日までに事務局に提出することを決定した。

次回は8月29日午前9時から開催することに決定した。

8月29日午前9時から午前11時40分まで、委員6名、番外1名、事務局2名の出席により委員会を開催した。

協議事項については、吉田町9月定例会及び議会関係の掲載を予定しました。3日として、町内コミュニティランド大会、4日、一般質問者と質問内容、5日、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、10日、静岡県消防操法大会、11日、静岡県町村議会議長会総会及び議長会議、17日、住吉杉の子園敬老会、24日、片岡杉の子園敬老会、前後しますが、14日の吉田中学校の体育大会、16日の住吉小学校構内運動会、それから21日、産業建設常任委員会、総務文教常任委員会、それから22日、定例会審議結果、25日、坂口谷川水門建設促進期成同盟会ということです。

2として、議会IT化の課題について協議した。1として、情報発信、情報収集について調査研究の継続、2、電子化ということで資料の電子化、タブレットの使用、ペーパーレス化、3として、IC機器の利活用についてということで協議をいたしました。

協議結果として、上記3件を中心にICT化を進めることと及び8月21日の提出レポートにつきましては、正副委員長で整理し、9月15日までに各委員に提出をすることを決定しました。

提案としては、委員会はフェイスブックの2次利用について調査しておくこと、また委員から8月21日までに提出いただきましたICT化の意見等についてのレポートは、正副委員長が9月15日までにまとめるということで決定しました。

以上が議会ICT推進委員会の議会閉会中の活動報告です。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第63号～議案第78号の一括上程、説明

○議長（藤田和寿君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第6、第63号議案から日程第21、第78号議案までの16議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成29年第3回吉田町議会定例会に上程をいたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について1件、決算の認定について7件、補正予算について5件、人事案件について3件の合計16件でございます。

それでは、各議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第63号議案は、吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、本年10月1日からマイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等に設置しているマルチコピー機から住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書が取得できる証明書コンビニ交付サービスを開始することに伴いまして、マイナンバーカードで印鑑登録証明書の交付ができるよう印鑑条例の一部を改める必要が生じたことから、本条例の一部を改正する条例を制定することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第64号議案は、平成28年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成28年度一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額108億8,187万3,127円、歳出総額103億5,813万9,026円、歳入歳出差引残額5億2,373万4,101円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第65号議案は、平成28年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成28年度の土地取得事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額44万6,336円、歳出総額44万円、歳入歳出差引残額6,336円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第66号議案は、平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成28年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額34億4,433万863円、歳出総額32億4,414万8,239円、歳入歳出差引残額2億18万1,624円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第67号議案は、平成28年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成28年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額2億3,634万6,269円、歳出総額2億3,610万5,049円、歳入歳出差引残額24万1,220円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第68号議案は、平成28年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成28年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額18億9,467万7,182円、歳出総額17億1,381万19円、歳入歳出差引残額1億8,086万7,163円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第69号議案は、平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、平成28年度の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額11億4,014万3,365円、歳出総額11億1,211万2,085円、歳入歳出差引残額1,803万1,280円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第70号議案は、平成28年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成28年度吉田町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分することをお認めいただくとともに、あわせて平成28年度の水道事業会計決算につきまして、収益的収入6億441万1,947円、収益的支出4億9,409万4,889円、資本的収入2,011万8,148円、資本的支出3億4,541万8,371円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億2,530万223円は、減債積立金1,100万円、建設改良積立金6,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,466万1,094円、過年度分損益勘定留保資金1億2,562万6,055円、当年度分損益勘定留保資金1億1,001万3,074円で補填する内容をお認めいただくとするものでございます。

第71号議案は、平成29年度吉田町一般会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、平成29年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,711万1,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ117億5,511万1,000円とするとともに、地方債の補正を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第72号議案は、平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成29年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,018万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ35億3,258万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第73号議案は、平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成29年度の吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億4,659万1,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第74号議案は、平成29年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、決算に伴い、平成29年度の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,465万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ22億4,303万7,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第75号議案は、平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてで

ございます。

本議案は、決算に伴い、平成29年度の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,048万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億6,202万2,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第76号議案は、副町長の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、平成29年8月23日から空席となっております当町の副町長に、現在長野県佐久市に居住する森泉文人氏を選任することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

第77号議案は、吉田町固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてでございます。

本議案は、地方税法の規定により設置することとされております固定資産評価員に、税務諸法に通じ固定資産の評価に関する知識を有する、現在長野県佐久市に居住する森泉文人氏を選任することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

第78号議案は、吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在教育委員会委員であります大村英行委員が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、新たに吉田町住吉の増田真也氏を吉田町教育委員会委員に任命することにつきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

以上が上程をいたします16議案の概要でございます。

なお、第76号議案の副町長の選任につき同意を求めることについてにつきましては、前副町長が8月22日に退任をされてから副町長不在の状況となっております。町の事務を停滞させないためにも、早期に新たな副町長を選任し、町の事務統括として安定した事務を進める必要がありますことから、本日議決をお願いしたもので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、今回の議会定例中になると思いますが、吉田浄化センターの電気設備を更新するため、平成29年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター電気設備更新工事(第1工区)請負契約を実施する予定でございます。このため、当該契約の準備が整い次第、本議会に契約の締結に関する議案を追加上程をさせていただきたいと存じますので、御承知くださいますようお願いいたします。

各議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

初めに、会計管理者兼会計課長、門田万里子君。

会計管理者兼会計課長、門田万里子君。

〔会計管理者兼会計課長 門田万里子君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（門田万里子君） 会計課でございます。

会計課からは、本定例会へ上程いたしました第64号議案 平成28年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の平成28年度吉田町歳入歳出決算書及び参考資料の2、こちらをあわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、最初に決算書の10ページをごらんください。

平成28年度吉田町一般会計歳入歳出決算の歳入総額108億8,187万3,127円、歳出総額103億5,813万9,026円、歳入歳出差引残額5億2,373万4,101円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

歳入歳出を前年度と比較いたしますと、歳入は金額で5億7,326万3,070円、率にいたしまして5.6%の増となっております。また、歳出は金額で5億6,035万8,737円、率にいたしまして5.7%の増となっております。

それでは、内容について御説明させていただきます。

決算書の2ページ、3ページと参考資料2の1ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

歳入の主なものについて申し上げますと、1款町税は収入済額52億4,820万9,531円で、歳入に占める構成比は48.2%でございます。

次に、13款国庫支出金は、収入済額10億727万2,785円で、歳入に占める構成比は9.3%でございます。このうち前年度からの繰越額は1億5,555万6,552円でございます。

では、決算書の4ページ、5ページをごらんください。

14款県支出金は、収入済額9億2,575万7,992円で、歳入に占める構成比は8.5%でございます。このうち前年度からの繰越額は20億443万4,000円でございます。

次に、16款寄附金は収入済額6億7,684万928円で、歳入に占める構成比は6.2%でございます。前年度に比べ6億7,135万8,086円、1万2,244.4%の増額となりましたが、これはふるさと納税によるものでございます。

20款町債の収入済額は5億6,460万8,000円で、歳入に占める構成比は5.2%でございます。このうち前年度からの繰越額は5,470万円でございます。町債の主なものは防災公園整備事業及び漁港環境整備事業に係る起債でございます。

以上、歳入合計は予算現額111億3,337万4,140円に対し、調定額110億8,100万4,182円、収入済額108億8,187万3,127円、不納欠損額2,575万4,971円により、収入未済額は1億7,337万6,084円でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出でございます。

決算書の6ページ、7ページと参考資料2の3ページをごらんください。

歳出の主なものを申し上げます。

2款総務費、支出済額15億2,351万9,912円で、歳出に占める構成比は14.7%でございます。このうち前年度からの繰越額は6,135万3,068円でございます。ふるさと納税を初めとするシテイプロモーション事業費の創設により前年度より増額となっております。

3款民生費、支出済額27億1,343万8,526円で、歳出に占める構成比は26.2%でございます。このうち前年度からの繰越額は1億9,992万7,540円でございます。前年度からの繰越明許費である社会福祉施設管理事業費により、前年度より増額となっております。

次に、4款衛生費、支出済額16億8,232万4,449円で、歳出に占める構成比は16.2%でございます。後期高齢者医療事業事務費などが増えたことにより、前年度より増額となっております。

次に、8款土木費は、支出済額12億6,256万8,466円で、歳出に占める構成比は12.2%でござ

ございます。このうち前年度からの繰越額は2億1,679万4,080円でございます。

次に、決算書の8ページ、9ページをお開きください。

以上、歳出合計は予算現額111億3,337万4,140円に対し、支出済額103億5,813万9,026円、翌年度繰越額3億9,019万1,806円で、これにより不用額は3億8,504万3,308円でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、参考資料2の5ページをごらんください。

一般会計歳出の性質別の構成比でございます。

主なものを申し上げますと、人件費の構成比は15.8%、物件費は16.9%、補助費は23.5%で、これらで全体の半数以上を占めております。

なお、公債費の構成比は9.1%となっております。

では、最後に決算書の322ページをお開きください。

平成28年度決算の実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源3,816万3,000円を控除した実質収支額は4億8,557万1,000円でございます。

以上が平成28年度吉田町一般会計歳入歳出決算案の概要でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、総務課長、久保田明美君。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、本議会に上程いたしました第65号議案、第76号議案、第77号議案及び第78号議案の4議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第65号議案 平成28年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成28年度吉田町歳入歳出決算書の一般会計の次につづられております吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思います。

決算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入総額44万6,336円、歳出総額44万円、歳入歳出差引残額6,336円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

決算書の8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

まず1款1項の財産運用収入の収入済額は43万8,175円でございます。これは土地開発基金に係る利子収入でございます。

次の1款2項の財産売払収入及び2款1項の繰入金につきましては、実績なしのため収入はございませんでした。

次に、3款1項の繰越金の収入済額は8,161円でございます。これは前年度からの繰越金でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

4款1項の預金利子につきましては、実績なしのため収入はございませんでした。

次に、歳出でございます。

12ページ、13ページをごらんください。

1款1項1目の一般管理費の支出済額は44万円でございます。これは土地開発基金への積立金でございます。

2目の財産取得費及び3目の操出金につきましては、支出がございませんでした。

歳入及び歳出の説明は以上でございます。

また、23ページには平成28年度末土地残高を掲載させていただきましたけれども、この附属資料といたしまして、参考資料の4の2の平成28年度末土地取得事業特別会計所有地一覧図を提出させていただいておりますので、御照合していただき、確認していただけるものとなっております。

以上が第65号議案 平成28年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についての概要でございます。

続きまして、第76号議案 副町長の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書23ページ及び参考資料ナンバー13をごらんください。

本議案は、前副町長の須永 宣氏が先月8月22日に退任されてから、副町長不在の状況となっておることから、新たな副町長に現在長野県佐久市に居住する森泉文人氏を選任することにつきまして、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の御同意をお願いするものでございます。

森泉氏の住所は長野県佐久市上平尾1001番地、氏名は森泉文人、生年月日は昭和30年7月22日、現在62歳でございます。

森泉氏の主な経歴を申し上げますと、昭和49年4月に大蔵省、現在の財務省に入省され、昭和55年7月から同省主計局に配属されて以来、長きにわたり主計局に勤務され、平成8年には主計局主計官補佐に就任され、国の予算に深くかかわっておられました。その後、平成18年に北海道財務局帯広財務事務所長、平成26年に独立行政法人水資源機構財務部長を歴任され、平成28年3月に同省を退職されております。国家公務員として長期にわたり国の財政をつかさどり、特に財政面において卓越した識見を有するほか、行政運営面においても豊富な経験をもとに大きな役割を担っていただける方と推察しております。

なお、先ほど町長からの上程説明にもありましたとおり、町の事務を停滞させないためにも早期に副町長を選任し、安定した事務を進めていく必要がありますことから、本日の議決をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、第77号議案 吉田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書の24ページをごらんください。

本議案につきましては、地方税法第404条第1項の規定により、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長の行う価格の決定を補助するため、固定資産評価員を設置することになっておりまして、この評価員に現在長野県佐久市に居住する森泉文人氏を選任することにつきまして、地方税法第404条第2項の規定に基づき議会の御同意をお願いするものでございます。

森泉氏の住所は長野県佐久市上平尾1001番地、氏名は森泉文人、生年月日は昭和30年7月22日、62歳でございます。

森泉氏の経歴につきましては、先ほど第76号議案で御説明申し上げますとおり、主計局、

財務事務所の勤務経験があり、税務諸法にも精通されていることから、固定資産税評価についての識見を有しており、評価員として適任であると思われます。

続きまして、第78号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

議案書の25ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在吉田町教育委員会委員であります大村英行委員が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、新たに増田真也氏を教育委員会の委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

増田氏の住所につきましては吉田町住吉572番地の2、氏名は増田真也、生年月日は昭和46年11月2日、現在45歳でございます。

増田氏は人格が高潔で地域住民の方から信頼が厚く、平成21年度から平成23年度は住吉小学校のPTA本部役員を務められ、その後、平成23年度にはPTA会長を務められており、教育行政に御尽力いただいております。また、現在人権擁護委員、介護保険事業運営協議会委員、地域包括支援センター運営協議会委員、学校評議員の四つの町の役員に就任しており、これらの会議において氏の発言力には定評があり、さまざまな地域活動における関係者からの信望も厚い方でございます。

以上のことから、増田氏は教育委員会委員として町の教育行政を多角的な見地から担っていただけるものと確信しております。

以上が総務課から4議案につきましての御説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、企画課長、谷澤智秀君。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第71号議案 平成29年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についての1件につきまして御説明申し上げます。

別冊となっております平成29年度吉田町一般会計補正予算（第1号）の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,711万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億5,511万1,000円とするものでございます。

また、同条第2項にありますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

次に、第2条は、地方債の補正をお認めいただくとするものでございます。内容につきましては、5ページにございます第2表地方債補正をごらんいただきたいと存じます。

まず、1、変更でございますが、総合体育館改修事業につきましては1億2,020万円減額し、補正後の限度額を2億810万円とするもので、臨時財政対策債につきましては1,859万6,000円増額し、補正後の限度額を4億2,859万6,000円とするものでございます。

次に、6ページの2の廃止でございます。住吉団地改修事業につきましては、起債の借り

入れを取りやめるものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細につきまして、別冊の説明書に沿って御説明をさせていただきます。

別冊の平成29年度吉田町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書をごらんいただきたいと思っております。

こちらの3ページをごらんください。

まず、歳入につきまして御説明申し上げます。

8款地方特例交付金でございます。63万円を減額するものでございます。この交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するための交付金となります。7月25日、平成29年度普通交付税大綱が閣議に報告、了解され、本年度の交付額の設定に伴いまして当町の交付額が決定されましたことから、交付金の額に合わせて減額するものでございます。

続きまして、9款地方交付税でございます。4,494万7,000円を増額するものでございます。これは7月25日、平成29年度普通交付税大綱が閣議に報告、了解され、本年度の当町に対する普通交付税の額が3億1,274万7,000円と決定され、当初予算計上額を上回る結果となりましたことから、計上額を上回った額の4,494万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、4ページ、13款国庫支出金でございます。1,703万6,000円を増額するものでございます。

まず、2項1目総務費国庫補助金におきましては、マイナンバーカードや住民票への記載事項の充実を図るためのシステム改修を実施するため、社会保障・税番号制度に係るシステム整備事業費補助金を1,500万円増額するものでございます。

なお、この補助金は10分の10事業として歳出の2款3項戸籍住民基本台帳費に計上いたしました社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料に充当するものでございます。

次に、2目民生費国庫補助金でございます。防犯対策の強化を実施する町内の高齢者施設への補助を実施するために、地域介護、福祉空間整備等施設整備交付金を121万9,000円増額するものでございます。

なお、この補助金は10分の10事業として歳出の3款1項地域介護福祉空間整備等施設整備交付金に充当するものでございます。

次に、3項2目民生費国庫委託金でございます。年金事務に係る申請書類の電子媒体化に伴うシステム改修を実施するため、国民年金事務費委託金81万7,000円を増額するものでございます。

なお、この委託金は10分の10事業といたしまして、歳出の3款1項国民健康保険事務費に計上いたしました電算処理委託料に充当するものでございます。

続きまして、5ページ、14款県支出金でございます。1,004万3,000円を増額するものでございます。

まず1項1目民生費県負担金でございます。平成29年度民生委員法第26条に基づく負担金単価の増額に伴いまして、民生委員協議会費負担金4万3,000円を増額するものでございます。

なお、この委託金は10分の10事業として歳出の3款1項社会福祉総務費に計上いたしました民生委員県活動費負担金に充当するものでございます。

次に、2項1目総務費県補助金でございます。ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業を

実施するため、ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業費補助金1,000万円を増額するものでございます。

なお、この補助金は、歳出の2款1項総務管理費に計上いたしました若年者住宅取得応援補助金及び3款2項児童福祉費に計上いたしました出産祝金事業の財源の一部に充当するものでございます。

続きまして、16款寄附金でございます。81万7,000円を増額するものでございます。これは1項1目の一般寄附金につきまして、庁舎などに設置しております飲料用自動販売機の利益還元分を御寄附いただきました81万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、6ページ、17款繰入金でございます。1,273万2,000円を増額するものでございます。1項1目の特別会計繰入金につきましては、平成28年度決算に伴い、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計から一般会計に繰り入れる額を増額するものでございます。

次に、2項1目の基金繰入金につきましては、平成28年度に誰もが健康でいきいき暮らせるまちづくり分として積み立てましたふるさとよしだ寄附金基金433万5,000円を増額するもので、歳出の3款2項児童福祉費に計上いたしました出産祝金事業の財源の一部に充当するものでございます。

続きまして、7ページ、18款繰越金でございます。平成28年度吉田町一般会計決算がまとまりましたことから、平成28年度一般会計の歳入歳出差引額から平成28年度からの繰越明許の一般財源の額を差し引いた額が4億8,557万円となりましたことから、当初予算計上額を上回る額2億8,557万円を増額するものでございます。

続きまして、20款町債でございます。1億1,340万4,000円を減額するものでございます。

1項1目土木債の住吉団地改修事業及び4目教育債の総合体育館改修事業につきましては、一般財源として収入される普通交付税、前年度繰越金及び臨時財政対策債が決定いたしましたことから、交付税措置のない起債を取りやめるものでございまして、それぞれ1,180万円、1億2,020万円を減額するものでございます。

次に、5目臨時財政対策債につきましては、普通交付税交付額の決定に伴い、臨時財政対策債の発行可能額も決定いたしましたので、その発行決定額に合わせるよう1,859万6,000円を増額するものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

資料の8ページをごらんください。

1款議会費でございます。273万4,000円を増額するものでございます。これは1項1目の議会費におきまして、人事異動等に伴い職員人件費を増額するものでございます。

続きまして、2款総務費でございますが、2,889万2,000円を増額するものでございます。その内訳でございますが、まず1項総務管理費につきましては1,099万8,000円の増額になります。

8ページ、9ページの1目の一般管理費につきましては、人事異動に伴い職員人件費が1,392万円減額となるものでございます。

次に、3目財政管理費につきましては、91万8,000円の増額となります。これはこれまで手作業で作成をしておりました監査資料、財務会計システムから帳票印刷することができるよう

システムを改修する経費として増額をするものでございます。

次に、6目企画費につきましては、2,400万円の増額でございます。これは歳入でも御説明いたしました県支出金のふじのくに地域少子化突破戦略応援事業費補助金を充当して、住宅の新築または新築住宅を購入する若年世帯等に対しまして、若年者住宅取得応援補助金を交付するための経費を増額するものでございます。

次に、10ページの2項町税費につきましては、231万円の増額でございます。これは1目の税務総務費につきまして、人事異動等に伴い、職員人件費を増額するものでございます。

次に、10ページ、11ページの3項戸籍住民基本台帳費につきましては、1,584万9,000円を増額するものでございます。これは人事異動等に伴い、職員人件費を84万9,000円増額するとともに、歳入でも御説明いたしました国庫支出金の社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金を充当して、マイナンバーカードや住民票への記載事項の充実を図るためのシステム改修するための経費として1,500万円を増額するものでございます。

次に、4項選挙費につきましては、26万5,000円を減額するものでございます。これは1目の選挙管理委員会費につきまして、人事異動等に伴い職員人件費が減額となるものでございます。

続きまして、12ページ、3款民生費でございます。2,352万2,000円を増額するものでございます。その内訳でございますが、1項1目社会福祉総務費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費を864万9,000円増額するとともに、歳入でも御説明いたしました県支出金民生委員協議会負担金を充当して、平成29年度民生委員法第26条に基づく負担金単価の増額に伴う民生委員県活動費負担金4万3,000円を増額するものでございます。

また、社会福祉協議会への人事異動等に伴う人件費の増額により、町社協運営費84万6,000円増額するものでございます。

次に、13ページ、2目国民年金事務費につきましては、人事異動等に伴い職員人件費を35万3,000円増額するとともに、歳入でも御説明いたしました国庫支出金の国民年金事務費委託金を充当して、年金事務に係る申請書類等の電子媒体化に伴うシステム改修に係る経費81万7,000円を増額するものでございます。

次に、3目国民健康保険費につきましては、7万5,000円の増額でございます。これは人事異動に伴い職員人件費が増額となるものでございます。

次に、13ページ、14ページ、4目老人福祉費につきましては、121万9,000円の増額でございます。これは歳入でも御説明いたしましたとおり、国庫支出金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を充当いたしまして、防犯対策の強化を実施する町内の高齢者施設に対しまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を交付するための経費を増額するものでございます。

次に、7目介護保険費につきましては、114万8,000円の増額でございます。人事異動に伴い、職員人件費を88万8,000円増額するとともに、平成28年度の精算に伴いまして、低所得者利用者負担額軽減措置事業費の返還金を26万円増額するものでございます。

次に、15ページ、2項1目児童福祉総務費でございます。こちらは1,791万円の増額でございます。人事異動等に伴い職員人件費を691万円増額するとともに、歳入でも御説明いたしました県支出金ふじのくに地域少子化突破戦略応援事業費補助金及び繰入金のふるさとよしだ寄附金基金繰入金を充当いたしまして、第2子以降の子供を出産した母親に対しまして出産祝金事

業1,100万円を増額するものでございます。

次に、16ページ、3目保育所費につきましては、人事異動に伴い人件費を753万8,000円減額とするものでございます。

続きまして、17ページをごらんください。

4款衛生費でございます。126万5,000円増額するものでございます。

1項1目の保健衛生総務費につきましては、人事異動に伴い人件費を73万5,000円減額する一方、保健衛生管理費につきましては、職員の産前産後休暇、育児休業の取得に伴い臨時職員を採用する経費として200万円を増額するものでございます。

続きまして、18ページ、19ページ、6款農林水産業費でございます。267万5,000円を増額するものでございます。その内訳でございますが、1項1目の農業委員会費につきましては、50万9,000円の減額、2目農業総務費につきましては31万3,000円の減額となるものでございます。いずれも人事異動に伴う人件費の減額でございます。

次に、3項1目水産振興費につきましては、漁港施設の改修工事を実施します南駿河湾漁業協同組合に対して交付します水産振興事業費補助金687万1,000円を増額するものでございます。

次に、2目漁港管理費につきましては、人事異動に伴い職員人件費が337万4,000円減額となるものでございます。

続きまして、20ページ、7款商工費でございます。167万円を増額するものでございます。1項1目商工総務費につきましては、人事異動に伴い職員人件費を167万円増額するものでございます。

続きまして、21ページをごらんください。

8款土木費でございます。885万9,000円を減額するものでございます。その内訳でございますが、まず1項1目土木総務費につきましては、人事異動に伴い職員人件費が267万9,000円減額となるものでございます。

次に、3項2目河川維持費につきましては、問屋川の下流部におきまして護岸の柵が倒壊しているため、早急な復旧を図るべく工事請負費894万円を増額するものでございます。

次に、22ページ、4項1目都市計画総務費につきましては85万円の増額、2目土地区画整理事業費につきましては342万2,000円減額となるものでございます。いずれも人事異動に伴う職員人件費でございます。

次に、23ページ、4目公共下水道費につきましては、1,254万8,000円の減額でございます。これは公共下水道事業特別会計の平成28年度の決算がまとまり、公共下水道事業特別会計の操出金が算出できましたことから、その結果に基づきまして、一般会計で当初予定をいたしました1,254万8,000円につきまして、繰り出しを取りやめるものでございます。

次に、5項1目住宅管理費につきましては、歳入で御説明いたしましたとおり、住吉団地改修事業1,180万円の起債を取りやめましたことから、1,180万円を一般財源に振り替えるものでございます。

続きまして、24ページ、9款消防費でございます。796万8,000円を増額するものでございます。これは1項5目災害対策費につきまして、人事異動に伴い職員人件費を796万8,000円増額するものでございます。

続きまして、25ページをごらんください。

10款教育費でございます。1,488万3,000円を増額するものでございます。その内訳でございますが、まず1項2目事務局費につきましては人事異動等に伴い、職員人件費を1,059万8,000円増額するものでございます。

次に、3目教育諸費につきましては93万1,000円の増額でございます。これは小・中学校のクラブ活動におきまして大会参加費を補助するため、小・中学校活動補助金を実績に応じまして93万1,000円増額するものでございます。

次に、25ページ、26ページ、2項1目学校管理費につきましてはでございます。2,373万8,000円の増額でございます。人事異動に伴い、職員人件費を13万8,000円増額するとともに、現在住吉小学校において複数箇所での雨漏りが発生しており、漏電が発生するおそれがあるなど早急な修繕が必要となっておりますことから、設計管理委託料を60万円、工事請負費を2,300万円増額するものでございます。

次に、3項1目学校管理費につきましては、人事異動に伴い職員人件費を7万9,000円増額するものでございます。

次に、27ページ、4項1目社会教育総務費につきましては66万6,000円の増額、4目図書館費につきましては2,160万2,000円減額となるものでございます。いずれも人事異動に伴う職員人件費でございます。

次に、28ページ、5項1目保健体育総務費につきましては、人事異動に伴い職員人件費を47万3,000円増額するものでございます。

次に、3目体育館運営費につきましては、歳入で御説明いたしましたとおり、総合体育館改修事業1億2,020万円の起債を取りやめましたことから、1億2,020万円を一般財源に振りかえるものでございます。

続きまして、29ページをごらんください。

12款公債費でございます。100万2,000円を減額するものでございます。これは平成18年度に借りました臨時財政対策債の利率の見直しがありました。利率が下がるとともに平成28年度借り入れ分の借入利率が当初の見込みを下回って確定され、利息の支払いが減ることになりましたので、1項1目元金につきましては7万3,000円を増額し、2目利子につきましては107万5,000円減額となるものでございます。

最後に、30ページ、13款諸支出金でございます。1億8,336万3,000円を増額するものでございます。これは2項1目基金費につきまして、今回の補正に際しまして、すぐに事業の財源とすることのない収入を財政調整基金に1億8,336万3,000円を積み立てるためのものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

ただいま申し上げました歳入歳出の内容が平成29年度吉田町一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時5分とします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時02分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

続きまして、町民課長、太田順子君。

町民課長、太田順子君。

〔町民課長 太田順子君登壇〕

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

町民課からは、第63号議案、第66号議案、第67号議案、第72号議案、第73号議案の5議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第63号議案 吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案つづり1ページから3ページ、参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。

本議案は、平成29年10月1日から個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機から住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書が取得できる証明書コンビニ交付サービスを導入するに伴い、町が条例で定めております印鑑登録証明の申請及び印鑑登録証明の制限の内容について改正することをお認めいただくとするものでございます。

改正の内容でございますか、第6条、第7条、第11条及び第13条につきまして、今回の改正に合わせ、軽微な文言の修正をいたしました。

第16条第2項につきましては、みずから本町の電子計算機と電気通信回路で接続された端末機に印鑑登録証及び印鑑登録者暗証番号を使用して入力することを次に掲げる方法に改め、同項第1項に、自動交付機に印鑑登録証を使用して印鑑登録者暗証番号を入力する方法、第2号に、多機能端末機に個人番号カードを使用して利用者証明用電子証明書の発行に係る暗証番号を入力する方法としております。

第17条につきましては、文言を調整させていただくとともに、個人番号カードを使用して利用者証明用電子証明書の発行に係る暗証番号を入力したものを追加させていただきました。そして、附則につきましては、施行期日を平成29年10月1日からと規定しております。

以上が第63号議案、吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、議案つづり8ページ、第66号議案 平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

別冊の吉田町歳入歳出決算書の中の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計の歳入総額は34億4,433万863円、歳出総額32億4,414万8,239円、歳入歳出差引残高2億18万2,624円という内容をお認めいただくものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の2ページ、3ページ、事項別明細書は8ページ、9ページをごらんください。

1款国民健康保険税は、収入済額7億8,981万4,722円でございます。不納欠損額は1,075万6,331円、収入未済額は2億1,547万4,137円でございます。前年度に比べ、調定額、収入済

額ともに減額でございますが、一般被保険者及び退職被保険者を合わせた現年分の保険税の収納率は92.7%で、昨年度よりも0.3ポイント増加いたしました。

次に、事項別明細書の10ページ、11ページをごらんください。

2款使用料及び手数料は、収入済額42万2,780円でございます。これは督促手数料でございます。

次に、事項別明細書10ページから13ページの3款国庫支出金は、収入済額5億7,261万8,065円でございます。国庫負担金は、保険給付費等の保険者負担部分について定率で国が負担する療養給付費等負担金や高額医療費共同事業負担金、国庫補助金は保険者間の財政力の不均衡を調整するために交付される財政調整交付金等でございます。

次に、事項別明細書の12ページから15ページの4款療養給付費等交付金は、収入済額7,882万7,432円でございます。これは退職被保険者の医療費を補うために社会保険診療報酬支払基金から交付される退職者医療交付金でございます。平成27年4月1日から新規の退職被保険者の適用は廃止されました。したがって、退職被保険者数の減少及び退職被保険者に係る保険給付費の減少に伴い、療養給付費等交付金は年々減額していくものでございます。

次に、5款前期高齢者交付金は、収入済額7億9,876万3,718円でございます。65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入数に応じて調整するもので、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、事項別明細書の14ページから17ページの6款県支出金は、収入済額1億5,820万9,999円でございます。県負担金は、高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査負担金、県補助金は財政調整交付金等でございます。

次に、7款共同事業交付金は、収入済額6億9,156万8,424円でございます。高額な医療費の発生による財政リスクの軽減と、事業運営の安定化を図るために市町の国保から拠出により実施されている高額医療共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金でございます。

次に、8款財産収入は、収入済額30万5,182円でございます。これは基金利子でございます。

次に、16ページから19ページの9款繰入金は、収入済額2億555万386円でございます。この内訳は、国民健康保険給付費等支払準備基金からの繰入金が5,500万円、一般会計からの繰入金が1億5,055万386円でございます。平成27年度から国の保険者支援金約1,700億円が全国の保険者に対して交付されておりますが、それが保険基盤安定繰入金の保険者支援分でございます。

次に、18ページから21ページの10款繰越金は、前年度繰越金1億2,976万4,690円でございます。

次に、20ページから23ページの11款諸収入は、収入済額1,848万5,375円でございます。延滞金や第三者行為納付金、返納金などでございます。

続きまして、歳出でございます。

事項別明細書は24ページからとなります。

まず1款総務費は、支出済額1,246万8,974円でございます。内訳でございますが、1項総務管理費は、一般管理費や国民健康保険団体連合会への負担金で888万9,492円、26ページの2項徴税費は賦課徴収に係る電算委託料等で339万7,882円、3項運営協議会費は国民健康保険運営協議会の委員報酬等で18万1,600円でございます。

次に、28ページから37ページの2款保険給付費は、支出済額19億427万4,158円でございます。主な内容でございますが、1項療養諸費は疾病や負傷に係る療養給付費等で16億4,659万

3,450円、2項高額療養費は一部負担金相当額が高額療養費算定基準額を超えた場合に支給するもので、2億4,331万5,948円で行いました。

次に、36ページから39ページの3款後期高齢者支援金等は、支出済額3億7,587万8,775円で行います。後期高齢者医療給付の費用に充てるため、保険者が負担する支援金と関係事務費拠出金を社会保険診療報酬支払基金へ納付するもので行います。

次に、38ページから41ページの4款前期高齢者納付金は、支出済額27万5,031円で行いました。これは65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整するもので、社会保険診療報酬支払基金へ納付するもので行います。

次に、40ページ、41ページの5款老人保健拠出金は、支出済額1万759円で行います。老人保健制度は平成20年3月31日で廃止されておりますが、経過措置として継続されておりますので、事務処理に係る拠出金で行います。

次に、6款介護納付金は、支出済額1億4,237万3,080円で行います。これは介護保険法の40歳から64歳までの第2号被保険者を対象としたもので、社会保険診療報酬支払基金へ納付するもので行います。

次に、42ページ、43ページの7款共同事業拠出金は、支出済額6億6,294万1,580円で行います。これは、保険者の財政運営の不安定を解消するために国民健康保険団体連合会が運営する高額医療共同事業及び保険財政安定化事業に対し、町が拠出金として負担するもので行います。

次に、44ページから47ページの8款保健事業費は、支出済額2,297万762円で行います。これは、医療費適正化のために実施する特定健康診査事業及び人間ドック委託料などの保健事業に係る経費で行います。

次に、46ページ、47ページの9款基金積立金は、支出済額1億1,162万4,000円で行います。これは国民健康保険給付費等支払準備基金に積み立てをした金額で行います。

なお、平成28年度末の基金残高は1億9,534万3,643円で行います。

次に、48ページ、49ページの10款公債費の支出はございませんでした。

次に、48ページから51ページの11款諸支出金は、支出済額1,133万1,120円で行います。これは保険税還付金及び療養給付費償還金などの前年度の精算に係る償還金で行います。

50ページ、51ページの12款予備費は、82万6,000円を充用させていただきました。

以上が第66号議案 平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、議案つづり10ページ、第67号議案 平成28年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

こちらも別冊になっております吉田町歳入歳出決算の中にあります後期高齢者医療特別会計決算書の6ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計の歳入総額は2億3,634万6,269円、歳出総額2億3,610万5,049円、歳入歳出差引残高24万1,220円という内容をお認めいただくというものでございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

事項別明細書は8ページ、9ページをごらんいただきたいと思います。

1款後期高齢者医療保険料は収入済額1億9,289万5,536円で行います。このうち96万

4,100円の還付未済額が含まれております。保険料は後期高齢者医療連合会で賦課し、市町で徴収しております。前年度に比べ調定額、収入済額とも増額でございます。

次に、2款使用料及び手数料は1万7,200円でございます。これは督促手数料でございます。

次に、3款繰入金は収入済額4,236万5,343円でございます。これは低所得者と元社会保険の被扶養者の均等割の減額分で、一般会計から保険基盤安定繰入金でございます。

次に、4款繰越金は収入済額61万5,370円で、前年度決算による繰越金でございます。

次に、10ページから13ページの5款諸収入は、収入済額45万2,820円で、延滞金、保険料還付金、預金利子などでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

事項別明細書の14ページ、15ページをごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額2億3,555万8,523円でございます。これは、被保険者の皆様からいただいた保険料と一般会計から保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合に納付した金額でございます。

次に、14ページから17ページの2款諸支出金は、支出済額54万6,526円でございます。これは保険資格の異動等に伴う保険料の還付金、そして督促手数料、預金利子を一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、3款予備費は支出がございませんでした。

以上が第67号議案 平成28年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

続きまして、議案つづり19ページ、第72号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊となっております平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の表紙の裏面をごらんいただきたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,018万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,258万7,000円にするものでございます。

また、2項にありますとおり、款項区分の補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明させていただきます。

平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の3ページをごらんください。

初めに、歳入の10款繰越金でございますが、1億9,018万1,000円の増額でございます。これは平成28年度の国民健康保険事業の決算がまとまりましたことから、平成28年度の国民健康保険事業の歳入歳出差引額と当初予算で計上いたしました繰越金の額の差額として1項1目療養給付費交付金繰越金を213万5,000円、2目その他繰越金を1億8,804万6,000円増額計上するものでございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

4ページをごらんください。

9款基金積立金でございますが、1億6,735万7,000円の増額でございます。これは、このたび平成28年度決算及び補正予算（第1号）がまとまり、その結果、国民健康保険給付等支払

準備基金に積み立てる額が確定いたしましたので、措置するものでございます。

次に、11款諸支出金でございますが、2,284万4,000円の増額でございます。これは、平成28年度決算に伴う精算として療養給付費償還金が1,953万2,000円、退職療養給付費償還金が213万5,000円、特定健康診査事業費交付金償還金が115万7,000円でございます。

以上が第72号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

続きまして、議案つづり20ページ、第73号議案 平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

こちらも別冊となっております平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の表紙裏面をごらんいただきたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,659万1,000円にするものでございます。

また、2項にありますとおり、観光区分の補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明させていただきます。

平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページをごらんください。

初めに、歳入の4款繰越金でございますが、24万1,000円の増額でございます。これは平成28年度後期高齢者医療事業の決算がまとまりましたことから、平成28年度後期高齢者医療事業の歳入歳出予算差引額と当初予算で計上しました繰越金の額の差額を増額するものでございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

3ページをごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、22万4,000円の増額でございます。これは平成28年度に収入いたしました保険料のうち、未精算部分の保険料を後期高齢者医療広域連合への納入するものでございます。

次に、2款諸支出金でございますが、1万7,000円の増額でございます。これは平成28年度決算に伴う精算金として、預金利子、督促料を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上が平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

町民課から提出しました5議案につきましての説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、福祉課長補佐、杉田香織君。

福祉課課長補佐、杉田香織君。

〔福祉課長補佐 杉田香織君登壇〕

○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは、第68号議案、第74号議案の2議案について御説明申し上げます。

初めに、第68号議案 平成28年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

議案書の12ページ及び吉田町歳入歳出決算書の中の吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思います。

初めに、決算書6ページをごらんください。

平成28年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入総額18億9,467万7,182円、歳出総額17億1,381万19円、歳入歳出差引残額1億8,086万7,163円という内容をお認めいただくものがございます。

それでは、歳入から御説明申し上げますので、事項別明細書の8ページ、9ページをごらんください。

1款保険料は、1号被保険者保険料で収入済額4億3,981万3,025円で、不納欠損額は155万5,070円、収納未済額は633万3,765円でございます。第6期介護保険事業計画により、平成27年度から介護保険料の基準額は4,800円に改正しております。

2款使用料及び手数料は収入済額3万2,700円で、介護保険の督促手数料でございます。

3款国庫支出金でございます。事項別明細書は8ページから11ページでございます。

3款国庫支出金の収入済額は3億8,317万8,935円で、介護給付費及び地域支援事業費に対する法定費用負担分、そして財政調整交付金でございます。

次に、4款支払基金交付金でございます。事項別明細書は10ページから13ページでございます。

4款支払基金交付金の収入済額は4億5,605万5,135円で、2号被保険者の保険料でございます。

次に、5款県支出金でございます。事項別明細書は12ページ、13ページでございます。

5款県支出金の収入済額は2億4,858万8,253円で、県負担金及び県補助金で介護保険給付費及び地域支援事業費に対する法定費用負担分でございます。

次に、6款財産収入でございます。事項別明細書は12ページから15ページでございます。

6款財産収入の収入済額は31万1,656円で、介護給付費準備基金の利子でございます。

次に、7款繰入金でございます。事項別明細書は14ページから17ページでございます。

7款繰入金の収入済額は3億1,661万5,000円で、一般会計からの繰入金で介護給付費及び地域支援事業に対する繰入金や一般事務費に対する繰入金、そして低所得者への保険料軽減策に対しまして、国・県からの補助金を繰り入れる低所得者保険料軽減繰入金でございます。

次に、8款繰越金は収入済額4,690万5,857円で、前年度、平成27年度の決算による繰越金でございます。

次に、9款諸収入でございます。事項別明細書は16ページ、19ページでございます。

9款諸収入の収入済額は317万6,621円で、雑入、預金利子、延滞金収入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

事項別明細書は20ページからでございます。

1款総務費の支出済額は3,930万1,993円で、介護保険事業の執行に必要な事務費でございます。1項の総務管理費のほかに3項介護認定審査会費が主な支出となっております。

次に、2款保険給付費でございます。事項別明細書は24ページから29ページでございます。

2款保険給付費の支出済額は15億6,558万7,224円で、1項の介護サービス等に対する介護給付費が主な支出となっております。

次に、3款基金積立金でございます。事項別明細書は28ページから29ページでございます。

3 款基金積立金の支出済額は3,745万2,000円で、前年度決算による介護給付費準備基金への積立金でございます。28年度末現在、基金残高は1億4,908万8,296円でございます。

次に、4 款地域支援事業費でございます。事項別明細書は30ページから37ページでございます。

4 款地域支援事業費の支出済額は5,793万9,537円で、1 項介護予防事業費は要支援、要介護状態になることを予防する介護予防事業、そして2 項包括的支援任意事業は、地域包括支援センター運営事業や認知症施策推進事業などの包括的支援事業、介護相談員の派遣や配食サービスを行う任意事業などがございます。

次に、5 款諸支出金でございます。事項別明細書は36ページから39ページでございます。

5 款諸支出金の支出済額は1,352万9,265円で、1 項償還金及び還付加算金は保険料の還付金と前年度の精算分として国・県等への返還金でございます。

2 項の繰出金は一般会計への繰出金でございます。

6 款予備費については、執行がございませんでした。

以上が第68号議案 平成28年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての御説明でございます。

続きまして、第74号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の21ページと、別冊になります吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）及び補正予算（第1号）に関する説明書をあわせてごらんください。

平成29年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,465万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億4,303万7,000円とすることをお認めいただくとするものです。

詳細につきましては、補正予算（第1号）に関する説明書の2ページ、3ページの事項別明細書の歳入をごらんください。

4 款支払基金交付金でございます。平成28年度の介護給付費交付金の精算分として33万5,000円を社会保険診療報酬支払基金より交付されることから増額計上するものでございます。

次に、8 款繰越金でございます。平成28年度の歳入歳出決算に基づき1億7,986万8,000円を繰越金として計上するものでございます。

次に、9 款諸収入でございます。介護保険事業所からの返納金として445万5,000円を増額計上するものでございます。

次に、歳出でございます。事項別明細書の4ページ、5ページをごらんください。

3 款基金積立金でございます。基金条例に基づき、平成28年度の歳入歳出差引残額から国・県への精算を行った後、算出した額1億2,188万6,000円を基金へ積み立てるものでございます。

次に、5 款諸支出金でございます。平成28年度の実績に基づき、国・県等からの交付金の返還金と一般会計からの繰入金に対して返還金が生じたことから、一般会計へ繰り出すもので、合わせて6,277万2,000円を増額計上するものでございます。

以上が第74号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての御説明でございます。

福祉課から2件の議案につきまして御説明を申し上げます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、上下水道課長、内田宏一君。

上下水道課長、内田宏一君。

〔上下水道課長 内田宏一君登壇〕

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

上下水道課から本定例会に上程いたしました第69号議案、第70号議案、第75号議案の3議案について御説明申し上げます。

初めに、第69号議案 平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

提出議案つづりの14ページ、15ページと別冊決算書の吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、あわせて参考資料ナンバー8の主要な施策と成果に関する説明書をごらんいただきますが、最初に決算書の6ページをごらんください。

歳入総額11億4,014万3,365円、歳出総額11億1,211万2,085円、歳入歳出差引残額2,803万1,280円という決算内容をお認めいただくものがございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。事項別明細書8ページ、9ページをごらんください。

初めに、1款分担金及び負担金、1項負担金の収入済額236万5,650円は、公共下水道受益者負担金でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料は下水道使用料で、収入済額8,379万5,986円、不納欠損額44万6,652円、収入未済額357万2,069円でございます。収納率は現年分が98.9%、過年度分が18.0%でございます。

2項手数料は指定工事店証交付手数料で、収入済額8万3,000円でございます。内訳として、新規登録が5件、更新が11件でございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫補助金の収入済額1億8,820万円は、管渠の整備、浄化センターの機器更新等に係る社会資本整備総合交付金でございます。

事項別明細書の10ページ、11ページをごらんください。

4款繰入金、1項繰入金の収入済額5億9,834万1,000円は、一般会計からの繰入金で職員人件費、管渠建設費、公債費など一般会計から繰り出したものがございます。

次に、5款繰越金、1項繰越金の収入済額2,622万4,836円は、平成27年度からの繰越金であります。

次に、6款諸収の収入済額821万5,893円は、1項延滞金加算金及び過料が4,500円、2項預金利子が877円、3項雑入が821万516円で、雑入の主なもの消費税還付金でございます。

事項別明細書の12ページ、13ページをごらんください。

7款町債、1項町債の収入済額2億3,300万円は管渠建設費、浄化センター建設費の起債分でございます。

以上、歳入合計、収入済額11億4,014万3,365円でございます。

次に、歳出でございます。事項別明細書の14ページ、15ページをごらんください。

1款公共下水道事業費の支出済額は、5億7,085万1,974円でございます。

1目管渠建設費の支出済額は、2億8,932万628円でございます。概要につきましては、参考資料ナンバー8の主要な施策と成果に関する説明書の1ページから6ページとなります。この目の主な支出は、職員人件費5名分のほか公共管渠建設費における3件の業務委託、10件の

工事を初め、町単の管渠建設、排水設備、公共ます建設費などでございます。

平成28年度の管渠整備延長は、1,190.36メートルでございます。

事項別明細書の18ページ、19ページをごらんください。

2目管渠維持管理費の支出済額759万7,931円でございます。概要につきましては、説明書の7ページとなります。この目の主な支出は、下水道情報管理システム委託料やマンホールポンプの電気使用料、保守点検委託料でございます。

事項別明細書の20ページ、21ページをごらんください。

3目浄化センター維持管理費の支出済額9,647万6,095円でございます。概要につきましては、説明書は8ページから10ページとなります。この目の主な支出は、職員人件費1名分のほか、浄化センター維持管理業務委託など10件の業務委託料と電気使用料、検針負担金などが主なものでございます。

事項別明細書の22ページ、23ページをごらんください。

4目浄化センター建設費の支出済額1億7,745万7,320円でございます。概要につきましては、説明書の11ページ、12ページとなります。この目の支出は、浄化センター長寿命化計画に伴う機械設備改築工事、電気設備更新工事や自家発電機設備実施設計及び反応タンク耐震診断に係る業務委託料でございます。

事項別明細書の24ページから25ページをごらんください。

2款公債費の支出済額は5億4,126万111円で、1目元金の償還元金が3億9,576万498円、2目利子の償還利子及び一時借入金利子が1億4,549万9,613円でございます。

3款予備費につきましては、支出はありません。

以上、歳出合計、支出済額11億1,211万2,085円でございます。

次に、決算書の30ページをごらんください。

公共下水道事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額11億4,014万3,000円、歳出総額11億1,211万2,000円、歳入歳出差引額は2,803万1,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は2,803万1,000円となります。

以上が第69号議案 平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての内容でございます。

次に、議案つづり16ページ、第70号議案 平成28年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

資料のうち平成28年度吉田町水道事業会計決算書をごらんください。決算書の1ページから4ページまでは、平成28年度吉田町水道事業決算報告書でございます。この決算報告書の金額は消費税を含んでおります。

それでは、1ページをごらんください。

初めに、収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款の水道事業収益の決算額6億441万1,947円、予算額に比べて2,163万9,947円増額になっております。

その内訳としまして、第1項の営業収益の決算額5億3,780万2,549円は、予算額に比べて1,640万5,549円増額になっております。主な増額項目は給水収益であり、増額の理由は当初予算で見込んだよりも給水収益が多かったことによるものです。

第2項の営業外収益の決算額6,660万9,398円、予算額に比べて523万4,398円増額になっております。主な増額項目は、長期前受金戻入や雑収益であります。長期前受金戻入が増額にな

った理由は、建設改良工事を実施することで配水管除却分の長期前受金の戻入が確定したためです。また、雑収益が増額になった理由は、退職手当組合負担金の増額や消費税計算に伴う収益が確定したためです。

次に、2ページをごらんください。

支出につきましては、第1款の水道事業費用の決算額4億9,409万4,889円、不用額4,638万6,111円となっております。

その内訳としましては、第1項の営業費用の決算額4億687万2,710円、不用額4,526万290円となっております。不用額が発生した主な項目は、原水浄水及び配水給水費の動力費、給料、手当、業務費の手当などであります。原水浄水及び配水給水費の動力費に不用額が発生した主な理由は、動力費の単価が安くなったためです。また、給料、手当、業務費の手当に不用額が発生した主な理由は、職員の人事異動によるものです。

第2項の営業外費用の決算額8,722万2,179円、不用額12万5,821円となりました。不用額が発生した主な項目は、支払利息及び企業債取扱諸費であります。その理由は、一時借入をしなかったためです。この営業外費用の中に支払消費税1,870万1,200円が含まれております。

第3項の予備費の決算額はゼロ円、不用額は100万円となりました。

次に、3ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入の決算額2,011万8,148円、予算額に比べて351万9,852円減額となっております。

その内訳としまして、第1項の企業債は借り入れを行いませんでした。

第2項の他会計出資金の決算額218万7,988円、予算額に比べて88万7,988円増額となっております。増額の理由は、新設消火栓の設置基数が多くなったためです。

第3項の工事負担金などのその他資本的収入の決算額1,793万160円、予算額に比べて440万7,840円減額となっております。減額の理由は、牧之原市関係の工事内容の変更に伴い、工事負担金が減額になったためです。

次に、4ページをごらんください。

支出につきましては、第1款の資本的支出の決算額3億4,541万8,371円、不用額1,318万6,629円となっております。

その内訳としまして、第1項の建設改良費の決算額1億9,565万2,200円、不用額1,318万5,800円となっております。不用額が発生した主な項目は、建設改良費の工事請負費であります。理由は、島田土木事務所の工事が延期になったためであります。

第2項の企業債償還金の決算額1億4,976万6,171円、不用額829円となっております。

この結果、資本的収入額から資本的支出額を差し引いた不足額は3億2,530万223円となっております。

次に、5ページ、6ページをごらんください。

これは平成28年度吉田町水道事業損益計算書でございます。この損益計算書の金額は、消費税を含んでおりません。資料ナンバー9の2の水道事業会計決算資料内の主要な施策と成果に関する説明書の金額には消費税を含んでおりますので、両者の金額は一致いたしません。

それでは、営業収益の主な項目について御説明いたします。

給水収益の4億9,630万4,066円は、水道料金でございます。

その他の営業収益の174万9,900円は、消火栓維持管理料などでございます。

次に、営業費用の主な項目について御説明申し上げます。

原水浄水及び配水給水費は、1億379万2,327円でございます。概要につきましては、参考資料ナンバー9の2の水道事業会計決算資料の3ページ、4ページとなります。この項目の主な支出は、職員人件費のほか委託料、修繕費、動力費などでございます。

業務費は3,577万6,058円でございます。概要につきましては、決算資料の6ページとなります。この項目の主な支出は、職員人件費のほか委託料でございます。

総係費は2,321万5,676円でございます。概要につきましては、決算資料の7ページとなります。この項目の主な支出は、職員人件費のほか貸倒引当金繰入額でございます。

減価償却費は2億2,768万8,786円でございます。概要につきましては、決算資料の8ページとなります。この項目の支出は、配水管などの構築物の減価償却費でございます。

資産減耗費は921万9,551円でございます。概要につきましては、決算資料の9ページとなります。この項目の支出は、配水管の布設替工事などにより除去した配水管などの資産減耗費でございます。

次に、営業外収益の主な項目について御説明申し上げます。

長期前受金戻入の5,859万4,777円は、建設改良事業の償却資産の取得、改良のために交付される補助金などを収益化した金額でございます。

雑収益の752万8,810円は、下水道資料提供分や欠損済水道料金などでございます。

次に、営業外費用の主な項目について御説明申し上げます。

支払利息及び企業債取扱諸費は5,954万1,155円でございます。概要につきましては、決算資料の11ページとなります。この項目の主な支出は、企業債の償還利子でございます。

繰延資産償却は896万円でございます。概要につきましては、決算資料の12ページとなります。この項目の支出は、平成24年度に実施した新水源調査と平成25年度に実施した変更認可申請に伴う費用を5年間で均等に償却しているものでございます。

この結果、平成28年度の純利益は9,594万8,689円となり、前年度と比較しますと約2,900万円増額になっております。増額の主な理由は、給水収益が増額になり、また支出が減少したことによります。

また、その他未処分利益剰余金変動額の7,500万円は、平成26年度の地方公営企業会計制度の見直しにより、減債積立金を使用して企業債償還を行った場合や建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合に、その使用した金額に相当する額を未処分利益剰余金とされたことから、減債積立金取崩金額1,500万円と建設改良積立金取崩金額6,000万円の合計金額であります。これらにより、当年度未処分利益剰余金は1億7,932万9,556円となっております。

次に、8ページをごらんください。

これは平成28年度吉田町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

先ほど説明いたしました平成28年度末の未処分利益剰余金1億7,932万9,556円は、平成28年度純利益9,594万8,689円、繰越利益剰余金838万867円、建設改良積立金の取崩金額6,000万円、減債積立金の取崩金額1,500万円の合計金額です。

議会の議決による処分数額1億7,500万円のうち資本金への組み入れ7,500万円は、建設改良積立金の取崩金額6,000万円、減債積立金の取崩金額1,500万円の合計金額です。また、減債積立金への積み立ては1,000万円、建設改良積立金への積み立ては9,000万円であります。

町の未処分利益剰余金の処分方法の考え方は、単年度における企業債元金償還金の最大償

還額の約半分8,000万円は最低限常に減債積立金として確保しておき、残りは当年度の未処分利益剰余金で賄えるようにするというものです。このような考えから、平成28年度末における減債積立金は9,000万円ありますが、1,000万円積み立てて1億円とし、建設改良積立金には9,000万円を積み立てる、処分後の繰越利益剰余金を432万9,556円にすることを本議会においてお認めいただくとするものであります。

次に、決算書の9ページから13ページまでをごらんください。

これは平成28年度吉田町水道事業貸借対照表でございます。

資料の10ページをごらんください。

平成28年度末における吉田町水道事業の現金預金は5億2,067万6,693円となり、平成27年度より2,677万9,040円減額になっております。減額の主な理由は、建設改良事業を企業債を借りずに実施したためです。

また、未収金は、平成27年度分498万7,135円、28年度分771万2,570円の未収水道料金の合計金額から、平成27年度分の未収水道料金を貸倒引当金342万2,575円として差し引いた金額927万7,130円となり、平成27年度より77万3,188円減額になっております。

決算書の11ページをごらんください。

未払金は649万9,900円となっており、この金額は全て支払消費税の金額で、平成27年度より241万1,900円減額になっております。

以上が第70号議案 平成28年度吉田町水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての内容でございます。

続きまして、議案つづり22ページ、第75号議案 平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊となっております平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算書（第1号）の表紙の裏面をごらんください。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,048万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,202万1,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくものでございます。

以上が今回の補正予算の概要でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明をさせていただきます。

平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページをごらんください。

歳入の4款繰入金と5款繰越金でございますが、これは平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計決算に伴って補正するものでございまして、平成28年度決算の結果、2,803万1,000円の繰越金が発生いたしましたことから、繰越金につきましては当初予算で措置した500万円との差額である2,303万1,000円を増額することとし、繰入金につきましては増額となる繰越金から補正必要額を差し引いた1,254万8,000円につきまして、一般会計からの繰り入れを減額補正することとしております。

続きまして、4ページからの歳出につきまして御説明申し上げます。

歳出では、1款公共下水道事業費を1,005万円増額することとしております。

まず、1項1目の管渠建設費についてでございますが、人事異動により給与等の支給対象職員に異動があったことから、給料、職員手当、共済費等の不足額208万6,000円を増額することとしております。

次に、3目の浄化センター維持管理費につきましては、水処理機器の一つで汚水に空気を送り込んで微生物の活性を促す曝気機が故障したことから、この修繕に必要な796万4,000円を増額するものでございます。

最後に、2款公債費につきましては、43万3,000円を増額することとしております。これは、当初予算編成時点で見込んだ利率から実際の借り入れ時点の利率が上昇したことに伴い発生した不足額を補正しようとするもので、榛南農業協同組合からの借り入れ利子については1,000円を、地方公共団体金融機構からの借り入れ利子については43万2,000円を増額するものです。

以上が第75号議案 平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての内容でございます。

上下水道課から3議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 説明が終わりました。

◎報告第2号～報告第4号の報告

○議長（藤田和寿君） 日程第22、法令に基づく報告を行います。

第2号報告 平成28年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告について、第3号報告 平成28年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について、第4号報告 平成28年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についての3件について、町長から報告を願います。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成29年第3回吉田町議会定例会に上程をいたします報告事項の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします報告事項は3件でございます。

それでは、各事項につきまして御説明申し上げます。

第2号報告は、平成28年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきまして、それぞれ御報告するものでございます。

第3号報告は、平成28年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、公共下水道事業特別会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

第4号報告は、平成28年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

本報告は、第3号報告と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、水道会計の資金不足比率につきまして御報告するものでございます。

以上が、上程いたします報告事項の3件の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 町長からの報告が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細を順次報告願います。

初めに、企画課長、谷澤智秀君。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

第2号報告 平成28年度決算に基づく吉田町健全化判断比率につきまして御報告申し上げます。

議案書及び参考資料ナンバー10の平成28年度決算に基づく吉田町健全化判断比率を用いて御報告をさせていただきますので、御用意をお願いをいたします。

まず議案書の26ページ、27ページをごらんいただきたいと存じます。

この報告は、平成28年度決算に基づく健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告をさせていただきますものがございます。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率がございまして、算出されました比率を指標にいたしまして、財政の健全性を客観的に判断するものとなっております。

当町の平成28年度決算に基づく四つの健全化判断比率は、26ページの表に掲載したとおりでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる全ての会計におきまして実質収支が黒字でございましたので、いずれも比率は表示をさせていただきます。また、実質公債費比率につきましては10.1%、将来負担比率につきましては72.3%となっております。

なお、括弧内に表示いたしました数値は、早期健全化基準を示したものでございますが、いずれの比率も基準よりも大幅に過小な数値か、数値が表示されない結果となっております、いずれの指標から見ましても健全な状況であることをあらわしております。

それでは、別冊の参考資料ナンバー10をごらんをいただきたいと思います。

最初に、1ページの総括表①健全化判断比率の状況でございます。上段には先ほどの四つの健全化判断比率を示しております。財政健全化法では、この四つの指標の値によりまして、財政が比較的健全な自治体、早期の財政健全化が必要な自治体、財政に再生が必要な自治体の三つに区分されております。

その結果、早期健全化団体、財政再生団体におきましては、財政健全化計画などの策定や起債の制限など県や国の指導が行われることとなります。

それでは、個々の比率につきまして御説明させていただきます。

初めに、実質赤字比率でございますが、対象となる会計は2ページの一般会計等の欄にあ

りますとおり、当町では一般会計と土地取得事業特別会計になります。この二つの会計の実質収支が標準財政規模に対して、どの程度の割合を占めるのかを比率であらわすことになっておりますが、いずれの会計におきましても黒字の実質収支となっているため、当町の場合は計算結果が反映されません。

よって、1ページの総括表には数値が表示されていないということになります。

次に、連結実質赤字比率でございますが、この対象となる会計は2ページに示されておりますとおり、一般会計、特別会計及び公営企業会計を含む全ての会計となります。連結実質赤字比率は、対象となる全ての会計の実質収支額、または資金不足額総額が標準財政規模に対しましてどの程度の割合を占めるのかを表であらわすものでございます。いずれの会計も実質収支は黒字でございますので、計算結果が反映されておらず、実質赤字比率と同様に1ページの総括表には数値が表示されておられません。

次に、実質公債費比率でございます。この比率の対象となる会計は、地方公共団体の全ての会計に加えまして、その地方公共団体が関係します一部事務組合及び広域連合の全ての会計が含まれます。この比率は、標準財政規模に対しまして公債費等の負担の程度を示す指標となるものでございます。実務上では地方債の借り入れを行う場合、協議の対象とするか許可の対象とするかの判断の基準などに用いられるものでございます。

具体的には、一般会計等が負担する元利償還金と一部事務組合の負担金や公営企業の繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められる額がどの程度標準財政規模を圧迫しているかをあらわした表になります。

平成28年度決算に基づく実質公債費比率は10.1%となりまして、昨年度の10.4%から0.3ポイント下がっております。この要因につきましては、3ページの総括表③実質公債費比率の状況を活用しながら御説明いたします。

比率が下がりました要因といたしましては、算定上分子に計上されます①の一般会計等の元利償還金の額及び④の公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金が増額となる一方、算定上分母に計上されます②の標準税収入額等が大幅に増額したことが挙げられます。

なお、実質公債費比率は決算の数値、また決められた計算方法により求めた数値及び交付税算定試料からの数値をそれぞれ用いて計算いたしました単年度実質公債費比率の3カ年平均で判断することとなっております。こうしたルールに基づきまして算出した平成28年度決算に基づく実質公債費比率が10.1%ということになるものでございます。

1ページをごらんをいただきたいと思います。

続きまして、将来負担比率につきまして御説明申し上げます。

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の地方債残高や将来支払っていく可能性のある負担など今後予定される財政負担の割合を指標化したものでございます。また、当町におけるこの比率の対象となる会計は、実質公債費比率と同様に地方公共団体の全ての会計に加え、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合の全ての会計となります。

当町の平成28年度決算に基づく将来負担比率は72.3%となり、昨年の72.2%から0.1ポイント上がっております。この要因につきましては、4ページの総括表④将来負担比率の状況を活用しながら御説明いたします。

算定上、分子に計上されます地方債残高が減額になった一方、それとほぼ同額が地方企業

債等繰入見込み額及び組合負担等見込み額で増額となっております。同じく分子に計上されます充当可能基金が増額となった一方、それとほぼ同額が基準財政需要額算入見込み額で減額となりました。また、算定上分母に計上されます標準財政規模が増額となった一方、それとほぼ同額が算入公債費等の額で減額となりました。その結果、前年度と同程度の比率ということになっております。

ここまで四つの比率につきまして御説明をさせていただきました。この各比率から見ましても、当町の財政状況は、いずれも健全であるということが示されております。

以上が第2号報告 平成28年度決算に基づく吉田町健全化判断比率についての報告の詳細でございます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、上下水道課長、内田宏一君。

上下水道課長、内田宏一君。

〔上下水道課長 内田宏一君登壇〕

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第3号報告の平成28年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてと第4号報告の平成28年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

議案つづりの28ページ、29ページと参考資料ナンバー11をごらんください。

初めに、第3号報告 平成28年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成28年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に御報告させていただくものでございます。

同法第22条第2項により、平成28年度決算に基づく吉田町公共下水道事業特別会計資金不足比率を算定しました結果、平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計は、実質収支は黒字となっておりますので、資金不足比率は生じておりません。

したがって、報告書の吉田町公共下水道事業特別会計の資金不足比率の欄、数字での表示はございません。

続きまして、第4号報告 平成28年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

議案つづりの30ページ、31ページと参考資料ナンバー12をごらんください。

先ほどの3号報告と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成26年度決算に基づく吉田町水道事業会計に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に御報告申し上げます。

同法第22条第2項の規定により、平成28年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率を算定した結果、当水道事業会計の決算は黒字となっておりますので、資金不足は生じておりません。

したがって、報告書の吉田町水道事業会計の資金不足比率の欄は、数字での表示はございません。

以上で、第3号、第4号の報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に、第76号議案につきまして全員協議会を開催したいと思いますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

全員協議会の開会は14時40分。14時40分より行いますのでお願いいたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時56分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に続き会議を再開します。
ただいまの出席議員数は13名です。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第23、第76号議案 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案について同意することを決定しました。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

御協力いただきありがとうございます。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時57分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会4日目でございます。
ただいまの出席議員は13名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎諸報告について

- 議長（藤田和寿君） それでは議事に入ります。
日程第1、諸報告を行います。
本日の本会議へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職・氏名をお手元に配付のとおり追加しましたので、御了承願います。
-

◎議案第64号の詳細説明

- 議長（藤田和寿君） 日程第2、第64号議案 平成28年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
これから、第64号議案について、項目ごとの詳細説明を行います。説明は款ごとに区切って行います。
初めに、歳入の1款から10款及び20款について順次説明を願います。
なお、歳入の11款から19款までは、各課の歳出の説明にあわせて行いますので、お願いいたします。
執行部の説明は、歳入については歳入事項別明細書によりお願いいたします。
また、歳出の説明は主要な施策と成果に関する説明書により、項目順に各事業区分に沿ってわかりやすく簡潔に、自席でお願いいたします。一部順序が前後する場合がありますが、御了承願いたいと思います。
それでは、歳入の1款から説明を求めます。
初めに、税務課長、松浦伸子君、お願いします。
税務課長、松浦伸子君。
- 税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

歳入1款町税の収入状況につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御報告いたします。

決算書12ページから15ページをごらんいただきたいと思います。あわせて課税状況につきましては、主要な施策と成果に関する説明書68ページから70ページをごらんいただきたいと思います。

それでは、町税全体の収入状況を申し上げますと、調定額は54億2,424万9,455円、収入済額は52億4,820万9,531円でございます。町税全体の収入率は96.75%で、前年度と比較いたしますと0.25%の増でございます。

収納につきましては、各種実態調査等の強化、文書催告等の実施、滞納処分を実施することにより、未納者の数は国保税を含み前年度より30人減少し、1,916人となっております。

次に、税目別の収入状況でございますが、個人町民税の現年課税分につきましては、調定額15億1,446万8,180円、雇用情勢は改善の動きを続けていますことから、給与所得にかかわる税金が増加しております。収入済額は14億9,246万6,666円、収納率は98.55%でございます。

次に、滞納繰越分につきましては、調定額8,706万3,557円、収入済額は2,463万4,405円、収納率は28.29%、前年度対比で3.04%の増でございます。

次に、不納欠損でございますが、545万4,014円でございます。不納欠損の理由といたしましては、時効による者が9人、13万9,026円、財産のない者が49人、251万7,595円、生活保護、生活困窮者が22人、88万4,391円、所在不明者が27人、112万2,294円、海外出国が18人、71万8,642円、法人の解散、破産による者が4人、4万6,764円、死亡、相続人不存在による者が2人、2万5,302円でございます。

次に、法人町民税の現年度分につきまして申し上げます。調定額は5億3,578万700円、収入済額は5億3,515万800円、収納率は99.88%で、前年度対比0.11%の減でございます。減額の要因といたしましては、主には昨年の円高、それに伴う株安等の影響により、法人税割額が減少したことによるものでございます。

滞納繰越分につきましては、調定額215万3,790円、収入済額は48万1,727円、収納率は22.37%で、前年度対比12.43%の増でございます。不納欠損につきましては、平成28年度はございませんでした。

続きまして、固定資産税でございますが、現年分につきましては調定額26億7,678万7,300円、増額の要因といたしましては家屋償却資産の増によるものでございます。収入済額は26億5,949万5,801円、収納率は99.35%、前年度対比0.15%の増でございます。滞納繰越分につきましては、調定額8,041万9,424円、収入額は1,965万8,078円、収納率は24.44%、前年度対比0.13%の増でございます。

不納欠損額につきましては622万1,299円、欠損の理由といたしましては時効による者が7人、17万8,035円、財産のない者が26人、67万1,474円、生活保護等生活困窮による者が1人、6万3,854円、海外出国による者が7人、50万8,161円、法人の解散、破産による者が10人、430万3,485円、死亡、相続人不存在による者が9人、49万6,290円でございます。

次に、国有資産所在地市町村交付金及び納付金でございますが、228万3,300円でございます。対象物の減少により減額となっております。

続きまして、軽自動車税でございますが、現年度分につきましては、調定額8,488万9,700円、税率が改正されたことにより増額となっております。収入済額は8,318万5,433円、収納

率は97.99%、前年度対比で0.45%の減でございます。滞納繰越分につきましては、調定額376万849円、収入済額は101万6,810円、収納率は27.04%、前年度対比で4.44%の増でございます。

次に、不納欠損でございますが、不納欠損額は27万9,800円、不納欠損の理由といたしましては、時効による者が2人、8,200円、財産のない者が18人、8万8,600円、生活保護等による者が5人、2万9,600円、所在不明が10人、5万9,200円、海外出国による者が7人、3万8,400円、法人の解散、破産による者が5人、3万3,200円、死亡、相続人不存在による者が4人、2万2,600円でございます。

続きまして、決算書14ページをごらんいただきたいと思っております。

たばこ税につきましては、調定、収入額とも1億9,306万3,140円でございます。売り上げ本数につきましては3,743万8,870本、昨年度対比で0.1%の減でございます。

次に、都市計画税でございますが、現年分の調定額は2億3,659万4,200円でございます。収入済額は2億3,506万5,850円、収納率につきましては99.35%で、前年度対比0.15%の増でございます。滞納繰越分は調定額698万5,315円、収入済額170万7,521円、収納率につきましては24.44%、前年度対比で0.13%の増でございます。不納欠損額につきましては54万415円でございます。欠損理由につきましては、固定資産税と同様でございます。

以上が1款町税の収入状況でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、企画課長、谷澤智秀君、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは2款から10款までと20款につきまして、歳入事項別明細書により御説明申し上げます。

それでは、決算書の14ページをごらんください。

2款の地方譲与税でございます。予算現額9,290万円に対しまして、収入済額は9,375万円でございます。

1項地方揮発油譲与税でございますが、平成21年度の税制改正によりまして、目的税から普通税に改められ、一般財源化されたものでございます。収入済額は2,738万3,000円となりました。

次に、2項自動車重量譲与税でございます。これは自動車重量税として徴収されていたものを、県を通じて譲与されるものでございます。こちらも平成21年度の税制改正によりまして、一般財源化されたものでございます。

なお、この税の算定の基礎となりますのは、平成27年4月1日現在における道路の延長と面積でございます。収入済額は6,636万7,000円でございます。

続きまして、決算書14ページから17ページにかけましての3款利子割交付金でございます。県民税の利子割収入額のうち本来市町村分に相当する額については、都道府県から市町村に交付金として交付されるものでございます。予算現額430万円に対しまして、収入済額456万6,000円でございます。

続きまして、決算書16ページ、17ページをごらんください。

4款配当割交付金でございます。この交付金は、平成15年度の税制改正によりまして創設されたものでございます。一定の上場株式等の配当等の所得に対しまして、県民税の配当割

課税として徴収し、その一部を市町村に配当割交付金として配分されるものでございます。予算現額1,370万円に対しまして、収入済額は1,362万8,000円でございます。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金でございます。こちらも平成15年度の税制改正より創設されたものでございます。源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得に対して、県民税として徴収され、その一部を市町村に配分するものでございます。予算現額1,120万円に対しまして、収入済額は1,033万8,000円でございます。

次に、決算書16ページから19ページにかけての6款地方消費税交付金でございます。この交付金は、地方消費税収入額のうち本来市町村分として考えられる額が交付されます。交付の基準は、国勢調査平成22年2万9,815人及び平成27年2万9,093人の結果による人口と、平成26年経済センサス基礎調査において公表された従業員者数1万7,091人により案分して交付されるものでございます。予算現額は5億7,440万円に対しまして、収入済額は5億6,545万6,000円でございます。

次に、決算書18ページ、19ページをごらんください。

7款自動車取得税交付金でございます。都道府県の自動車取得税収入のうち、徴収経費を差し引いた市町村分が案分により交付されるものでございます。各市町村への配分基準は、道路の延長と面積によって案分されるものでございます。予算現額は2,620万円に対しまして、収入済額は2,546万7,000円でございます。

次に、8款地方特例交付金でございます。これは、長期にわたる景気低迷対策の一環として打ち出された恒久的減税で生じる地方減収額の一部を補てんするために、平成11年より創設された交付金でございます。平成28年度においては、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う特例交付金が交付されております。予算現額は2,177万8,000円に対しまして、収入済額は2,177万8,000円でございます。

次に、9款地方交付税でございます。地方交付税は普通交付税と特別交付税とで構成されております。予算現額3億9,774万7,000円に対しまして、収入済額4億769万円でございます。平成28年度におきましても、当町は基準財政需要額が基準財政収入額を超えておりますことから、普通交付税が交付される団体となっております。普通交付税は2億9,774万7,000円の収入済額となっております。また、特別交付税では普通交付税に算入されない特殊事情が勘案されておきまして、平成28年度におきましても、地震津波対策事業に要する経費が特殊事情として算定されておきまして、1億994万3,000円の収入となっております。

次に、決算書18ページから21ページにかけての10款交通安全対策特別交付金でございます。これは、道路交通法第128条第1項の規定により納付されます反則金の収入見込額から事務手続相当額を控除した額が交付されるものでございます。予算現額440万円に対しまして、収入済額は544万円でございます。

次に、決算書少し飛びます。決算書54ページから57ページまでをごらんいただきたいと存じます。

20款町債でございます。予算現額8億2,470万8,000円に対しまして、収入済額は5億6,460万8,000円でございます。1目総務債でございますが、非常用発電機整備事業に充てるため、当初予算では1,070万円を計上しておりましたが、平成29年3月に120万円を減額補正し、予算現額を950万円といたしました。収入済額も同額となっております。

次に、2目農林水産業債でございますが、当初予算では7,230万円を計上しておりましたが、

平成29年3月に2010万円を減額補正し、予算現額を5,220万円といたしました。収入済額も同額となっております、その内訳は水産基盤整備事業に410万円、水産物供給基盤機能保全事業に310万円、漁港環境整備事業に4,500万円充当いたしました。

次に、3目土木債でございますが、当初予算では2億1,050万円を計上しておりましたが、平成29年3月に1億3,960万円を減額補正し、7,090万円とし、平成27年度からの繰越明許5,470万円を合わせました1億2,560万円の予算現額となりました。その内訳といたしましては、1節道路橋梁債につきましては640万円を収入してございますが、吉田町内道路舗装修繕事業に同額を充当いたしました。予算現額2,640万円から収入済額640万円を引きました2,000万円は、企業活動を維持支援事業区域基盤整備事業の財源として平成29年度へ繰り越してございます。

次に、2節河川債でございます。こちらにつきましては予算現額2,700万円のうち1,660万円を大幡川改修工事の財源として平成29年度へ繰り越してございます。

次に、3節都市計画債につきましては7,220万円を収入してございますが、西の宮雨水幹線整備事業に1,750万円、都市防災総合推進事業防災公園整備事業繰越明許に5,470万円充当いたしました。

次に、4目消防債でございます。当初予算では3,870万円を計上しておりましたが、平成29年3月に3,040万円を減額補正し、予算現額を830万円といたしました。収入済額の250万円は、同報無線デジタル化整備事業に充当いたしました。

次に、5目教育債でございます。当初予算では1,540万円を計上しておりましたが、平成28年12月に1億7,760万円、平成29年3月に2,690万円をそれぞれ増額補正し、予算現額を2億1,990万円といたしました。その内訳といたしましては、1節社会教育債につきましては1,260万円を収入し、非常用発電機整備事業に600万円、総合体育館改修事業に660万円充当いたしました。

次に、2節小・中学校債につきましては、予算現額2億480万円全額を学校教育施設空調設備整備事業の財源として平成29年度へ繰り越してございます。

最後に、6目臨時財政対策債でございますが、当初予算におきまして4億円計上いたしまして、平成28年9月に920万8,000円を増額し、予算現額を4億920万8,000円といたしました。収入済額も同額となっております。

以上が2款から10款及び20款の歳入についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 歳入の説明が終わりました。

これから歳出に入ります。

歳出の1款議会費、2款総務費の1項までの説明を求めます。

初めに、議会事務局長、八木寿彦君、お願いします。

議会事務局長、八木寿彦君。

○議会事務局長（八木寿彦君） 議会事務局でございます。

決算書60ページ、61ページの歳出事項別明細書をごらんください。また、参考資料のナンバー3、主要な施策と成果に関する説明書により説明いたしますので、1ページ、2ページをあわせてごらんください。

1款1項1目2の事業、議会運営費でございます。支出済額6,890万6,674円で、財源は全

て一般財源でございます。主な支出は議員報酬、議員期末手当、議員共済費となっております。事業内容につきましては、定例会、臨時会及び各委員会など議会の運営でございます。平成27年度は議員改選の年であり、それに伴う支出もございましたが、平成28年度はそれと比較し、減額となっております。

次に、歳出事項別明細書62ページ、63ページ、主要な施策と成果に関する説明書の3ページ、4ページをごらんください。

3の事業、議会調査活動費でございます。支出済額351万8,778円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は費用弁償、追録代、印刷製本費、協議会などへの負担金となっております。事業内容は事務事業の調査・研究で、研修、委員会視察、議会広報紙の発行を行っております。この事業におきましても、平成27年度は改選の年であり、それに伴う支出もございましたが、平成28年度はそれと比較し減額となっております。

以上が議会費の概要でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、総務課長、久保田明美君、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは2款総務費の1項総務管理費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

なお、各款項目の1の事業、職員人件費につきましては後ほど総括的な人件費として御説明を申し上げますので、御了承ください。

では、決算書の65ページ、2の事業、一般行政事務費をごらんいただきたいと思います。決算額は4,056万5,349円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書6ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほかに県支出金でございます。行政事務の円滑かつ適正な執行を行うとともに、他の部署に属さない事務を全庁的に執行するもので、顧問弁護士の相談料や町長交際費、図書追録代、郵便料、事務機器の借上料等の経常的経費が主なものでございます。

次に、決算書の67ページ、3の事業、吉田町表彰費でございます。決算額は31万8,003円でございます。概要につきましては、説明書の7ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。町の各分野における業績顕著な方、または行政に貢献していただいた方を表彰することにより、町政のさらなる発展に寄与することを目的としたもので、平成28年11月14日に授与式をとり行っております。主な支出といたしましては、5人の表彰状受賞者及び5人の感謝状受賞者に対する記念品代でございます。

次に、決算書69ページ、4の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金、総務管理費でございます。決算額は3,259万4,000円でございます。概要につきましては、説明書の8ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の事務費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は、一般管理費としての人件費が主なものでございます。

次に、5の事業、日曜開庁事業費でございます。決算額は363万7,150円でございます。概要につきましては、説明書の9ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。住民の多様化する生活環境に対応するため、日曜日に役場庁舎を開庁し、町民生活に関連の深い諸証明交付事務を中心とした業務を日曜日に実施し、住民サービスの向上に努め

ているもので、日曜開庁を円滑に実施するため、行政サポーターの賃金を支出しているものでございます。

次に、決算書69ページ、2款1項2目文書広報費、2の事業、広報広聴事業費をごらんいただきたいと思います。決算額は716万8,536円でございます。概要につきましては、説明書の11ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。行政のさまざまな情報を積極的に町民に提供するため、広報紙の発行やFM島田における放送番組制作委託料が主なものでございます。

次に、決算書73ページの2款1項5目財産管理費の2の事業、庁舎管理費をごらんいただきたく存じます。決算額は8,986万136円でございます。概要につきましては14ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、国庫支出金と町債でございます。役場庁舎及び周辺の附属施設等の快適な公共施設空間の確保を図るため、維持管理を行っているものでございます。主な支出でございますけれども、庁舎の修繕のほか、庁舎管理に必要な施設点検業務、電話料などの役務費に加え、庁舎の清掃業務、警備保障業務の委託料など、庁舎管理に係る経常的な経費に加えて、役場庁舎の防水工事と非常電源の非常用電気設備の改修工事を実施しております。

なお、電力自由化に伴う経費削減のため、平成28年12月から供給業者を選定し、削減に努めております。また、環境省モデル事業として平成27年度、28年度に実施されました省CO₂加速化基盤整備事業の交付金を活用し、庁舎空調設備と照明設備の借上料に国庫補助金を充当しております。

次に、決算書75ページの3の事業、公有財産管理費でございます。決算額は4,068万5,833円でございます。概要につきましては、説明書の15ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、諸収入でございます。公共施設及び町有地の適正な管理を図ることを目的に、総務課が管理しております公共施設の修繕を初め、町が所有する公共施設の損害保険料、公共施設の土地借上料など、経常的な経費を支出しております。

平成28年度の特筆すべき事項といたしましては、町有地の倉庫に保管をしておりました低濃度PCB廃棄物の処理を実施しており、それに係る経費がございます。工事費といたしましては、公共施設ユニバーサルデザイン化の交付金を活用して、神戸集落センターのトイレの改修を実施しており、トイレの洋式化や手すりの設置、照明のLED化の改修を行っております。

次に、決算書77ページの4の事業、公用車管理費でございます。決算額は208万5,060円でございます。概要につきましては、説明書の16ページ、17ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。公用車の適正な維持管理を図るため、総務課の管理車両であります9台分の修繕、車検等の維持管理費と公用車リース料を支出しているものでございます。

次に、5の事業、契約管理費でございます。決算額は166万9,052円でございます。概要につきましては、説明書18ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。町が行う契約管理事務の円滑かつ適正な執行を図るため、発注工事に係る材料検査の旅費を初め、担当職員が発注予定事業の設計積算事務を進める上で資料として徴収する見積書や図書等の作成費用が主なものとなっております。

次に、決算書の89ページ、2款1項7目自治振興費、2の事業、自治振興費をごらんくだ

さい。決算額は1,629万8,872円でございます。概要につきましては、説明書の40ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。自治振興費でございますが、自発的、積極的コミュニティー活動を行ってもらい、自治意識の高揚を図ることを目的に、地域の自治組織であります各自治会の正副自治会長、町内会長、隣組長の活動に対しまして、定額の補助金を交付するとともに円滑なコミュニティー活動を図れるよう、自治会連合会に対しまして研修費やスポーツ大会等の補助金を支出しているものでございます。自治会役員への積極的な女性登用を図るため、女性登用補助金加算制度を創設し、平成28年度は町内全体で3名の女性町内会長が登用され、男女共同参画推進の一翼を担っていただくことができました。

次に、3の事業、自治会運営費でございます。決算額は422万6,000円でございます。概要につきましては、説明書の41ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。自治会運営費でございますが、自発的、積極的コミュニティー活動を行ってもらい、自治意識の高揚と地域の特色が生かされた自治会活動に資するため、各自治会の基礎数値となる世帯数に定額の補助額を乗じて得た額を運営補助金として各自治会に交付しているものでございます。

次に、4の事業、地域施設管理費でございます。決算額は265万円でございます。概要につきましては、説明書の42ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。地域施設管理費でございますが、自発的、積極的コミュニティー活動を行ってもらい、自治意識の高揚を図ることを目的に、町が所有する会館の指定管理料や各自治会が所有するコミュニティー施設に対する補助で、コミュニティー活動の拠点施設に対して管理運営に係る補助金を交付しているものでございます。

次に、5の事業の町内会運営費でございます。決算額は380万円でございます。概要につきましては、43ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。町内会運営費につきましては、各自治会の下部組織になります町内会の活動に対しまして、1町内会当たり20万円の補助金を交付することによりまして、円滑な町内会の運営に資するものでございます。

次に、6の事業、町内会活動費でございます。決算額は820万9,000円でございます。概要につきましては、説明書44ページ、45ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほか利子及び配当金収入と諸収入でございます。各町内会活動の活性化を図るため、交通安全、防災会、社会福祉、環境美化、青少年育成の五つの分野につきまして、コミュニティー活動費補助金をそれぞれ4自治会に交付することにより、自発的、積極的なコミュニティー活動の推進と自治意識の高揚を図ろうとするものでございます。

次に、決算書の95ページ、2款1項10目人事管理費の2の事業、職員福利厚生費をごらんいただきたいと思っております。決算額は346万6,014円でございます。概要につきましては52ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。職員福利厚生費は、職員の健康管理に資するため、定期的に職員の健康診断を実施しているもので、血液、血圧、尿、心電図、聴力検査、胃部エックス線、胸部レントゲン検査などの委託料が主な支出でございます。また、職員の心身のケアを図るため、産業医による健康診断を実施し、働きやすい職場環境を整えるため、産業医の委託料も含んでございます。平成28年度には職員のメンタルヘルスと安定に寄与するため、全職員を対象としたストレス診断を実施し、職員自身の健康管

理に対する意識の高揚を図ることができております。

次に、3の事業、臨時職員対策事業費でございます。決算額は4,805万7,090円でございます。概要につきましては、説明書の53ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この臨時職員対策事業費は多様化する行政需要に対応するため、臨時職員を含めた効率的な行政執務体制を整備するとともに、緊急時に臨時職員を雇い、事業の執行に支障が生じる不測の事態に対応するため、臨時職員に係る必要な雇用保険、社会保険料、健康診断委託料、公務災害負担金などの人件費に係る経費が主なものでございます。

次に、4の事業、職員研修事業費でございます。決算額は333万1,957円でございます。概要につきましては、説明書の54ページ、55ページをごらんいただきたいと思います。財源内訳は、一般財源のほかに国庫支出金でございます。職員研修事業費は地方分権の受け皿となり、自立した職員を育成することを目的に、職員が自発的に参加する派遣研修などに必要な旅費や研修負担金を初め町独自で実施する階層別研修などの講師料を確保し、職員が研修を受けやすい環境づくりの一環として経常的な経費が主なものでございます。

次に、5の事業、人事管理費でございます。決算額は529万5,108円でございます。概要につきましては、説明書の56ページをごらんいただきたいと思います。財源内訳は全て一般財源でございます。人事管理費は、必要な人材を確保しながら定員管理を適正に実施していくため、職員採用に係る経費を初め適正な人事管理を行うための給与、人事システム委託料などが主な経費でございます。

次に、決算書97ページ、2款1項11目の事務改善対策費の2の事業、情報化推進費をごらんいただきたいと思います。決算額は3,550万1,419円でございます。概要につきましては、57ページ、58ページをごらんいただきたいと思います。財源内訳といたしましては、一般財源のほかに国庫支出金でございます。情報化推進費は行政事務の効率化や行政サービスの一層の向上を図り、行政事務のICT化を推進するため、庁舎内のパソコン及び総合行政システム等の借り上げを初め自治体間のネットワークシステムであるLGWANの業務委託料、各システムの維持管理料などが主なものでございます。

なお、平成28年度といたしましては、社会保障・税番号制度に係る情報連携のためのシステムの改修を、国の補助金を活用して実施しております。

次に、2の事業、情報化推進費繰越明渠をごらんいただきたいと思います。決算額は1,470万9,600円でございます。概要につきましては、説明書の59ページをごらんください。財源内訳といたしましては、国庫支出金と前年度繰越金でございます。マイナンバーを活用した情報連携が運用されることに伴い、セキュリティ確保と個人情報流出を防止するため、庁内ネットワークを分離し、かつマイナンバー利用事務系端末への二要素認証システムの構築を図ってまいりました。

次に、3の事業、情報公開制度推進費をごらんいただきたいと思います。決算額は312万5,232円でございます。概要につきましては、60ページ、61ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。町政の透明性の向上及び公平性を確保するとともに、町が保有する個人情報適正に保護され、適正な事務を執行することを目的に、吉田町情報公開条例及び吉田町個人情報保護条例に基づく開示請求に係る事務に必要な経費を初め、例規集の電算化サポート処理、文書目録管理システムの委託料などが主な経費でございます。

次に、決算書99ページ、4の事業、ホームページ運営事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は108万365円でございます。概要につきましては、説明書の62ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。町民等の多様なニーズに沿った迅速な情報提供を行うことを目的に、町の情報発信ツールとしてのホームページの管理運用の経費を支出しております。町からのお知らせやイベント情報など、各課ともホームページを有効に活用することができております。

次に、1款から10款までの各項目の1の事業、職員人件費でございます。決算書の325ページからの節別支出額明細書をごらんいただきたいと存じます。

1款から10款までの各項目の1の事業であります職員人件費につきまして、この節別支出額明細書で御説明いたします。この節別支出額明細書では、1款議会費から10款教育費までの各項に対する節ごとの支出金が掲載されております。このうち職員人件費に当たる節は、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費となります。

節別支出額明細書の345ページをごらんいただきたいと存じます。節別の歳出の合計となっております。

まず、2節の給料でございますけれども、町長、副町長、教育長及び一般職職員の計221人分の給料として7億3,816万7,176円を支出しております。

次に、3節職員手当等でございます。期末勤勉手当や時間外手当、通勤手当、扶養手当などの手当として5億9,111万175円を支出しておりますが、この職員手当の中には議会議員の皆様の手当も含まれております。

次に、4節共済費でございます。2億7,422万4,938円を支出しておりますが、この共済費の合計額の中には、職員共済費のほかに議会議員共済費、臨時職員の社会保険料等も含まれております。

以上が2款1項の総務管理費及び各項目に係る1の事業のであります人件費の説明でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、企画課長、谷澤智秀君、お願ひします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

2款総務費の1項総務管理費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の69ページ、6の事業、行財政構造改革推進事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は5万7,093円でございます。概要につきましては、説明書10ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。歳出は9節の旅費、11節の需用費で事務費のみとなっております。

この事業は、行財政改革、それから吉田町町づくりステップアップ行政評価に係る事務を推進しているものでございます。全庁的に対応すべき新たな行政課題の検討や総合計画の進捗状況の確認を初め総合戦略の評価、行政評価を行っております。また、あわせまして、行財政構造改革推進本部会議の開催を行っておりますのでございまして、経常的な軽費が主なものでございます。平成28年度では、まち・ひと・しごと総合戦略の評価改定及び公共施設等管理計画の策定業務を本会議で行っております。

続きまして、決算書71ページ、2款1項3目の財政管理費、2の事業、財政管理費をごら

んいただきたいと存じます。決算額は186万6,962円でございます。概要につきましては、説明書12ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。

この事業は、予算編成事務、交付税算定、起債管理、決算統計、その他財政の健全化の取り組みを行っている事業でございます。町の財政運営の状況に関しまして常に明確化する必要がありますことから、説明書にも記載してありますとおり、町の広報紙、ホームページ等で広く公表するとともに、各地区で開催されております町政報告会におきましても御報告をさせていただいております。

次に、決算書77ページから79ページの2款1項6目の企画費、2の事業、企画調査費をごらんいただきたいと存じます。決算額は138万4,883円でございます。概要につきましては、説明書19ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。

この事業は、企画調査事務全般につきまして他の事業に含まれない企画調査事務軽費を支出しているところでございます。平成27年度に吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第5次吉田町総合計画が策定されまして、平成28年度は事業執行の初年度に当たる年でございます。計画の進捗状況を外部評価する総合計画等審議会の開催経費も含まれているものでございます。

平成28年度に特筆すべき事項といたしましては、町づくりに対します直近の町民意識を調査するため、アンケート調査を実施いたしました。今回実施いたしました町民意識アンケート調査は、2年を目安に実施し、町の現状を分析し、町の施策の方向性の優位度や今後の施策展開に生かすために実施しているものでございます。

次に、決算書79ページ、3の事業、国際交流推進費をごらんいただきたいと存じます。決算額は130万1,000円でございます。概要につきましては、説明書20ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、吉田町国際交流協会に対します補助金が主なもので、国際交流協会では町の補助金を活用して外国人のための日本語勉強会、地域住民に対する外国語教室、地域住民と外国人の相互理解を深めるための異文化交流会などの事業を行っております。

次に、決算書79ページから81ページの4の事業、地域交流費をごらんいただきたいと存じます。決算額は403万2,508円でございます。概要につきましては、説明書21ページをごらんいただきたいと存じます。財源内訳といたしましては一般財源のほか、諸収入の地域づくり推進事業助成金153万2,508円でございます。

この事業は、八女市との都市間交流事業を初め町内で開催される大規模イベントの開催を促進し、交流人口の拡大を図り、もって当町のにぎわいの創出と、あわせて町の活性化を図ろうとするものでございます。平成28年度に特筆すべき事項といたしましては、八女市との交流事業に関しまして特産品の交流連携協定を締結し、ふるさと納税に係る返礼品にそれぞれの市町の特産品を加えまして、特産品の紹介と八女市と吉田町の連携を深めました。また、八女市のサッカースポーツ少年団が、当町のスポーツ少年団が主催しますサッカー大会に参加をいたしまして、サッカーやレクリエーションを通じまして、両市町の小学生が交流を深めることができました。

次に、決算書81ページ、5の事業、男女共同参画推進費をごらんいただきたいと存じます。決算額は303万1,825円でございます。概要につきましては、説明書22ページ、23ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。

この事業は、男女共同参画意識の普及啓発を推進するための事業費でございます。平成28年度に特筆すべき事項といたしましては、これまで男女共同参画意識の普及啓発活動で主に女性の意識改革を主眼に女性フェスティバルを掲載してまいりましたが、平成28年度からは幅広い年代が参加しやすいように名称を「よしだ未来フォーラム」に変更いたしております。2月19日に開催されました第1回よしだ未来フォーラムでは、交換会のテーマも「みんなで考えましょう、パパの子育て、家族の子育て」といたしましたことから、これまで参加されておりました女性団体の皆様を初め子育て世代の方々も多数御参加いただきました。また、平成29年度を始期といたしました吉田町男女共同参画プラン第3次につきましては、町民意識アンケートを初め町内企業、教育、子育て、地域の各分野の方々を委員とした吉田町男女共同参画プラン検討委員会の意見を伺いながらプランを策定いたしました。

次に、決算書81ページ、6の事業、国土利用計画事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額はゼロでございます。概要につきましては、説明書24ページをごらんください。この事業は、国土利用計画吉田町計画に関する事業費でございますが、平成27年度に第3次吉田町国土利用計画を策定いたしましたので、平成28年度では国土用計画策定に係る事業費はございませんが、開発行為や土地利用に関しまして研修会などが開催されることがあるため、旅費のみを計上したものでございます。平成28年度地におきましては研修会が開催されませんでしたので、執行額がゼロとなっております。

次に、決算書81ページ、7の事業、生活交通確保対策費をごらんいただきたいと存じます。決算額は9万740円でございます。概要につきましては、説明書25ページ、26ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、地域住民の交通の利便性を確保することを目的としておりまして、島田静波線と藤枝相良線の二つの国庫補助対象路線を維持するために、必要な経費を関係市町と協議して交付することが主なものとなりますが、平成28年度には補助金を支出するまでの事態にならなかったため、補助金についての支出の実績はありませんでした。

次に、決算書81ページ、8の事業、住民参画推進事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は2120円でございます。概要につきましては、説明書27ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、町民、事業者、行政の共同により、住民参画型の町づくりを推進するための取り組みを行っておりまして、主な支出は職員が会議に出席したことによる旅費のみとなっております。

次に、決算書81ページ、9の事業、ユニバーサルデザイン推進費をごらんいただきたいと存じます。決算額はゼロでございます。概要につきましては説明書28ページをごらんください。この事業は、予算執行額はありませんでしたが、誰もが利用しやすく生活しやすい環境づくりを推進するとともに、広報よしだなどを通じまして、ユニバーサルデザインの考え方の普及のための取り組みを行っております。内部的な事務といたしましては、公益財団法人静岡県市町村振興協会の公共施設ユニバーサルデザイン化及び省エネルギー、新エネルギー機器導入助成事業助成金の活用を促し、神戸西会館、神戸集落センター及び小山城売店トイレを改修したほか、広報よしだ3月号にその取り組みを御紹介いたしました。

続きまして、決算書83ページ、10の事業、コミュニティ施設整備事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は159万6,009円でございます。概要につきましては、説明書29ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか諸収入のコミュニティ

一施設改修事業助成金29万2,000円でございます。

この事業は、コミュニティーにおける住民の主体的な活動を支援することにより、地域住民の健全な発展と住民福祉の向上を図る取り組みを行っているものでございます。平成28年度に特筆すべき事項といたしましては、川尻区が実施いたしました川尻老人憩いの家の施設改修に対しまして、静岡県市町村振興協会が実施する助成事業を活用し、補助を行っております。

次に、決算書83ページ、11の事業、大井川流域 s m i l e ネット事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は351万1,080円でございます。概要につきましては、説明書30ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。

この事業は、FM島田と受信エリア内における防災・災害支援情報ネットワークと大井川流域の地域間交流、それから富士山静岡空港の利活用促進を図るための情報ネットワークを構築して、FM島田の受信エリア拡大に向けた基盤整備を行うとともに、情報ネットワーク運営の共同の輪を広げることを目的にスタートしたものでございます。毎月、FM島田の「よしだ s m i l e ラジオ」という放送番組で町内で開催されるさまざまなイベントや行政情報等を放送し、町内外に広く発信しております。

次に、決算書83ページ、12の事業、大井川流域交流費をごらんいただきたいと存じます。決算額は65万円でございます。概要につきましては、説明書31ページ、32ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、大井川流域の市町が連携し、さまざまな交流を図るとともに、流域全体の振興と発展を図ることを目的としておりまして、大井川長島ダム流域連携協議会、大井川の清流を守る研究協議会、大井川流域振興連絡会に係る経費として、それぞれ負担金等を支出しております。

次に、決算書83ページ、13の事業、吉田町総合計画策定事業費でございます。決算額は190万4,040円でございます。概要につきましては、説明書33ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。

この事業は、吉田町の町政運営の基本的かつ総合的な指針となります吉田町総合計画の策定に関する事業費になりますが、当町では平成27年度に、平成28年度を始期としました第5次吉田町総合計画前期基本計画策定したところでございます。平成28年度に特筆すべき事項といたしましては、第5次吉田町総合計画基本計画を、職員を含む関係機関を初め町民の皆様への周知、啓発を図るため、第5次吉田町総合計画基本計画を700部、計画の概要版を1万1,000部印刷製本し、それぞれ配布をいたしております。

次に、決算書83ページ、14の事業、内陸フロンティア推進事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は34万5,760円でございます。概要につきましては、説明書34ページ、35ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。

つぎこの事業は、国の総合特区制度の指定を受けました静岡県の内陸フロンティアを拓く取り組みとなる川尻区内で展開する企業活動維持支援事業、北区内で展開します物資供給拠点確保事業の2事業にかかわります総合的な企画調整及び推進に関する事務を行っております。平成28年度に特筆すべき事項といたしましては、川尻区で進めております企業活動維持支援事業区域内の用地単価の資料となる土地の鑑定評価を行いました。また、当町の内陸フロンティアを拓く事業に関連する他課の事業ではありますが、昨年10月に北区内で展開する物資供給拠点確保事業区域内に、知事御出席のもと防災公園の完成式が行われております。

次に、決算書83ページから87ページ、15の事業、シティープロモーション事業費をごらんいただきたいと存じます。決算額は4億7,761万7,315円でございます。概要につきましては、説明書36ページ、37ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか諸収入の地域づくり推進事業助成金の130万9,926円でございます。

この事業は、これまで町づくり賑わい創出事業で行っていた事業をさらに拡充するとともに、平成28年6月に新たに開始しましたふるさと納税の返礼品事業を含むものでございます。さまざまなツールを活用し、まちの魅力や特徴ある施策を効果的に発信し、移住定住者や交流人口の増加を図り、町の新たな賑わいを創出しようとする事業でございます。この事業では、大きく五つの事業を実施しております。吉田町PR部長よし吉を活用したPR事業、ふるさと納税事業、移住定住促進事業、町のプロモーション映像事業、一般社団法人吉田町まちづくり公社の設立と多くと事業を展開しております。

平成28年度に特筆すべき事項といたしましては、6月からふるさと納税に関し返礼品事業を開始しましたことによりまして、全国から6億7,432万5,000円の御寄附をいただきました。また、町が推進する津波防災町づくりと賑わい創出となる地域活性化の推進機構となります一般社団法人吉田町まちづくり公社を5月末に設立し、体制の整備に取り組んでまいりました。

次に、決算書87ページから89ページ、16の事業、町づくり創出事業繰越明許をごらんいただきたいと存じます。決算額は4,202万7,268円でございます。概要につきましては、説明書38ページ、39ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか国庫支出金の地域創生加速化交付金繰越明許の3,938万9,948円と繰越金の前年度繰越金繰越明許の263万7,320円でございます。

この事業は、国の平成26年度補正予算で措置された地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の地域創生先行型に対応した事業で、東名吉田インターチェンジから内陸フロンティア推進区域、そして沿岸部のシーガーデン構想地までを有機的に結合しながら賑わいを創出する構想を練り上げ、その成果を企業誘致、雇用創出、観光振興につなげる事業で、平成27年度からの繰越事業でございます。主な事業といたしましては、町づくり賑わい創生事業、公用車購入事業、旧すみれ保育園改修事業でございます。

次に、決算書99ページの2款1項12目空港対策費、2の事業、空港活用推進費をごらんいただきたいと存じます。決算額は94万8,660円でございます。概要につきましては、説明書63ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。空港対策と空港の利活用の両面について、空港周辺市町と多くの関係団体と連携しながら事業を進めているとともに、吉田町空港対策協議会とも連携して事業を進めているものでございます。

以上が2款1項の総務管理費に係ります企画課関連の事業の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 休憩願いたいです。よろしいですか。

○議長（藤田和寿君） 休憩。

○11番（河原崎昇司君） はい。

○議長（藤田和寿君） それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は10時20分をお願いし

たいと思います。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時18分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

続きまして、会計管理者兼会計課長、門田万里子君、お願いします。

会計管理者兼会計課長、門田万里子君。

○会計管理者兼会計課長（門田万里子君） 会計課でございます。

会計課からは2款総務費、1項総務管理費、4目会計管理費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明をいたします。

決算書の70ページ、71ページの2の事業、出納管理事務費をごらんください。決算額は185万140円でございます。概要につきましては、説明書の13ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、公金の収納及び支払い事務を円滑、適正に執行するための事務費でございます。12節役務費の指定金融機関派出手数料が主な支出でございます。

以上が2款1項4目会計管理費でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、防災課長兼防災監、大石剛久君、お願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

防災課関係の事業につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の88ページから91ページ、2款1項8目防犯対策費の2の事業、防犯対策推進費をごらんください。決算額は977万2,486円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の46ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。防犯活動の支援や犯罪の起こりにくい環境を整備することにより、犯罪のない健全で明るい町を形成することを目的としているものでございます。主な支出としては、防犯町づくり推進協議会を年2回開催したことによる委員報酬、各自治会が行う防犯灯の新設、修繕、移設に係る整備委託料、LED防犯灯の借上料でございます。

次に、決算書92ページから93ページ、2款1項9目交通安全対策費、2の事業、交通安全推進費をごらんください。決算額は605万3,078円でございます。概要につきましては、説明書の47ページ、48ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。地域住民の交通安全思想の高揚、交通安全マナーの改善を図るとともに、交通安全施設を充実させ、交通事故のない、安全で安心な町づくりを展開するものでございます。主な支出でございますが、カーブミラーの修繕料、カーブミラーの新設設置工事、各交通安全団体への負担金及び補助金の支出でございます。

次に、決算書93ページ、3の事業、交通指導員活動費でございます。決算額は487万7,007円でございます。概要につきましては、説明書の49ページ、50ページをごらんください。財

源は全て一般財源でございます。地域住民の交通安全思想の高揚や交通安全マナーの改善を図ることを目的としておりまして、主に交通安全活動や交通事故防止を推進するための交通指導員の活動費でございます。主な支出としては、交通指導員の報酬、出動手当及び交通指導員の活動のための被服費でございます。

以上が防災課関係事業の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、建設課長、大石 充君、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは2款総務費、1項9目交通安全対策費のうち4の事業、交通安全施設整備費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の93ページをごらんください。2款総務費、1項9目交通安全対策費のうち4の事業、交通安全施設整備費になります。決算額は494万2,080円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の51ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。町道に薄層カラー舗装工289平方メートルと区画線3,214メートル、転落防止柵81メートルなどの安全対策を実施したものでございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 次に、2款総務費、2項から6項、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費の説明を求めます。

初めに、税務課長、松浦伸子君、お願いします。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

2款総務費、2項町税費につきまして、決算書及び主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の101ページ、1目税務総務費、2の事業、税務総務費をごらんいただきたいと思います。決算額は5,067万6,130円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書64ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。税務事務の効率化を図るため、臨時職員賃金、公用車2台の管理費、各種協議会等への負担金、過年度分の還付金等が主なものでございます。

次に、決算書103ページ、2の事業、賦課徴収費でございます。決算額は4,576万3,708円でございます。概要につきましては、決算書65ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか国庫出金でございます。

この事業は、課税を適正に行うこと及び徴収率の向上を図ることを目的としたものでございます。主な歳出でございますが、徴収指導員の顧問料、固定資産税評価業務のための委託料、滞納整理機構負担金等でございます。平成28年度は、平成29年7月に開始される情報連携が問題なく実施できるよう、社会保障・税番号制度にかかわるシステムの運用テストを行っております。この事業の委託金に国庫補助金86万4,000円が充てられております。また、軽自動車税につきまして、経年車重課やグリーン化課税が導入されたことに伴い、軽自動車の検査情報を得る必要が生じたことから、地方公共団体情報システムへの負担金が新たに今年度より発生しております。

以上が税務課にかかわります歳出でございます。よろしくお願いたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、町民課長、太田順子君、お願いします。

町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費につきまして、決算書及び決算参考資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の104ページ、105ページ、1目戸籍住民基本台帳費の2の事業、戸籍住民基本台帳事務費をごらんください。決算額は3,130万5,693円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の72ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか国庫支出金185万5,000円、県支出金88万1,000円でございます。戸籍法や住民基本台帳法等に基づき、各種届出書の受付及び各種証明書の交付事務などを行っております。主な支出は臨時職員賃金、電算処理委託料、使用料及び賃借料及び負担金、補助及び交付金などでございます。

次に、決算書の106、107ページ、2の事業、戸籍住民基本台帳事務費（繰越明許費）をごらんください。決算額は461万6,200円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の76ページをごらんください。財源内訳といたしましては、国庫支出金447万5,000円、前年度繰越金14万1,000円でございます。個人番号カード等の発行に係る事務費として、地方公共団体情報システム機構に支払いをした金額でございます。

以上で町民課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、総務課長、久保田明美君、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは2款総務費の4項選挙費と13款1項の普通財産取得費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の109ページの2款4項1目選挙管理委員会費の2の事業、選挙管理費をごらんいただきたいと存じます。決算額47万8,417円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の77ページをごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしまして、一般財源のほか県支出金でございます。選挙の適正な執行に資するため、公職選挙法に基づく定期的な選挙管理委員会の開催に係る経費及び適正な選挙人名簿の管理に資する電算委託料などが主な軽費でございます。

次に、決算書の109ページ、2款4項2目明るい選挙推進費の2の事業、明るい選挙推進費をごらんください。決算額は10万8,760円でございます。概要につきましては、説明書の78ページをごらんいただき、たいと思ます。財源は全て一般財源でございます。選挙に対する意識の向上を図るとともに、きれいな選挙が行われるよう選挙啓発を行うため、平成28年度に特筆すべき事項として、18歳から20歳の新有権者への選挙啓発としてメッセージカードを作成し、新有権者に対して啓発を行っております。

次に、決算書の111ページの2款4項3目参議院議員選挙費の2の事業、参議院議員選挙費をごらんください。決算額は818万4,671円でございます。概要につきましては、説明書の79ページをごらんください。財源内訳といたしまして、全て県支出金でございます。平成28年

7月10日執行の参議院議員選挙に係る経費で、選挙事務従事者に係る手当が主なものでございます。投票率は56.31%、開票の所要時間といたしまして4時間ございました。適正かつ迅速な選挙事務が執行できておりました。

次に、113ページの2款4項4目静岡海区漁業調整委員会委員選挙費、2の事業、静岡海区漁業調整委員会委員選挙費をごらんください。決算額は3万500円でございます。概要につきましては、説明書の80ページをごらんください。財源内訳といたしまして、全て県支出金でございます。平成28年8月3日執行の静岡海区漁業調整委員会委員選挙に係る経費でございます。選挙は委員の定数が9人で立候補者が9人でしたので、無投票でございました。

続きまして、決算書の317ページをごらんいただきたいと思います。13款1項1目の普通財産取得費の2の事業、普通財産取得費をごらんください。決算額はゼロ円でございます。平成28年度におきましては、土地取得事業会計からの土地の買い戻し実績がございませんでした。

以上が総務課から2款4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費の説明でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、企画課長、谷澤智秀君、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

2款5項統計調査費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書113ページから115ページ、2款5項1目の2の事業、統計一般事務費をごらんいただきたいと存じます。決算額は22万4,106円でございます。概要につきましては、説明書81ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金の県単独統計調査費3万2,000円と統計調査員確保対策費の1万5,000円でございます。この事業は、統計に係る事務的なものが主で、町の統計要覧の発行が主なものでございます。

次に、決算書115ページ、2の事業、諸統計調査費をごらんいただきたいと存じます。決算額は141万1,000円でございます。概要につきましては、説明書82ページをごらんください。財源内訳としましては、県支出金の経済センサス調査区管理費5,000円、工業統計調査員7,000円、経済センサス活動調査費139万9,000円で全て特定財源でございます。

この事業は、国・県関連の統計に係る事務費、活動費などの事業費が主なものでございます。平成28年度に特筆すべき事項といたしましては、総務省が所管し、県から委託を受ける機関調査といたしまして、経済センサス調査が実施され、町内約1,300の事業所で調査を実施いたしました。また、平成29年度には工業統計調査が予定されておりまして、その準備事務を一部行っております。

次に、決算書315ページ、12款1項1目、2の事業、公債費元金をごらんいただきたいと存じます。決算額は8億2,744万669円でございます。概要につきましては、説明書330ページ、331ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。起債償還元金でございますが、借入先ごとの償還額及び借入残高につきましては説明書の331ページのとおりでございます。また、それぞれの推移につきましても、通常分と津波防災対策分とそれぞれ分類して集計しております。

なお、総計といたしましては、平成26年度末現在高は115億7,079万円、平成28年度償還元

金額は8億2,744万1,000円、平成28年度借入金額は5億6,460万8,000円、平成28年度末現在高は113億795万7,000円でございます。

次に、決算書315ページ、12款1項2目、2の事業、公債費利子をごらんいただきたいと存じます。決算額は1億1,206万1,809円でございます。概要につきましては、説明書332ページ、333ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。起債償還利子につきましては、説明書の333ページに借入先ごとの償還利子額の一覧表を、元金に係る通常分と津波防災分とそれぞれ分類して掲載しております。平成28年度は償還利子額1億1,206万2,000円、177本の起債についての利子を償還しております。

次に、決算書315ページ、12款1項3目、2の事業、公債諸費をごらんいただきたいと存じます。決算額はゼロでございます。この地方債発行や発行後における償還事務など債務管理に要する経費、金融機関に対する元金支払事務手数料などが計上されるものでございますが、予算執行及び事業執行がありませんでした。したがって、説明書は作成しておりませんので、御了承いただきたいと存じます。

次に、決算書317ページ、13款2項1目の2の事業、財政調整基金費をごらんいただきたいと存じます。決算額は3億3,704万1,000円でございます。概要につきましては、説明書334ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか財産収入の財政調整基金463万4,582円でございます。基金の財源は、財政調整基金の基金利子463万5,582円を含めまして一般財源を加えて基金を積んでおります。平成28年度末の基金残高は20億1,349万3,000円となっております。

次に、決算書317ページ、3の事業、減債基金費をごらんいただきたいと存じます。決算額は3,065円でございます。概要につきましては説明書335ページをごらんください。財源内訳といたしましては、財産収入の減債基金3,065円の基金利子収入で、全て特定財源でございます。この基金は、公債費対策のため公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられた基金でございます。説明書335ページ下の表にございますとおり、取り崩し額はゼロ、積立額3,000円でございますので、平成28年度末の基金残高は3,069万7,000円となっております。

次に、決算書317ページ、4の事業、環境保全基金費をごらんいただきたいと存じます。決算額は1,428円でございます。概要につきましては、説明書336ページをごらんください。財源内訳といたしましては、財産収入の環境保全基金1,428円の基金利子収入で、全て特定財源でございます。この基金は、地方自治法第241条に規定されました目的基金で、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として設けられた基金でございます。説明書のページの下に表がありますとおり、取り崩し額はゼロ、積立額は1,428円でございますので、平成28年度末の基金残高は597万1,000円となっております。

次に、決算書317ページ、5の事業、小・中学校建設基金費をごらんいただきたいと存じます。決算額は12万5,369円でございます。概要につきましては説明書337ページをごらんください。財源内訳といたしましては、財産収入の小・中学校建設基金12万5,369円の基金利子収入で、全て特定財源でございます。この基金は、地方自治法第241条に規定された目的基金で、吉田町立小・中学校建設資金積み立てのため設けられた基金でございます。説明書337ページ下の表にありますとおり、取り崩し額はゼロ、積立額が12万5,369円でございますので、

平成28年度末の基金残高は1億8,971万3,000円となっております。

次に、決算書319ページ、6の事業、教育振興基金費をごらんいただきたいと存じます。決算額は93万6,458円でございます。概要につきましては説明書338ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか財産収入の教育振興基金1万2,458円の基金利子収入と諸収入の貸付金元金収入の現年度分62万6,000円、過年度分21万円でございます。この基金は地方自治法第241条に規定された目的基金で、吉田町の教育の振興を図るために設けられた基金でございます。説明書337ページの下の表にありますとおり、取り崩し額60万円、積立額が93万6,458円ございましたので、平成28年度末の基金残高は6,301万9,000円となっております。

次に、決算書319ページ、7の事業、ふるさとよしだ寄附金基金費をごらんいただきたいと存じます。決算額は1億8,943万1,996円でございます。概要につきましては、説明書339ページをごらんください。財源内訳といたしましては、寄附金のふるさとよしだ寄附金1億8,943万1,996円で、全て特定財源でございます。この基金は、地方自治法第241条に規定された目的基金で、ふるさと納税制度により吉田町を応援するために寄せられた寄附金を適正に管理し、寄附者の意向に沿った施策に要する経費の財源に充てるため、平成28年9月に新たに設けられた基金でございます。説明書339ページの下の表にありますとおり、新規の基金でございますので取り崩し額はなく、積立額が1億8,943万2,000円ございましたので、平成28年度末の基金残高は積立額と同額となっております。

次に、決算書319ページ、14款1項1目の2の事業、予備費をごらんいただきたいと存じます。予備費につきましては、当初予算で2,000万円を措置いたしましたが、511万4,000円を充用いたしまして、予算現額の1,488万6,000円はそのまま不用額となりました。

なお、充用先につきましては、説明書340ページに記載してありますとおりでございます。

以上が企画課からの2款5項統計調査費、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、議会事務局長、八木寿彦君、お願いします。

議会事務局長、八木寿彦君。

○議会事務局長（八木寿彦君） 議会事務局でございます。

決算書116ページ、117ページの歳出事項別明細書をごらんください。また、主要な施策と成果に関する説明書の83ページ、84ページをあわせてごらんください。

2款6項1目、2の事業、監査委員費でございます。支出済額は122万3,651円で、財源は全て一般財源でございます。主な支出は監査委員報酬となっております。本年度の吉田町監査委員監査基準ののっとり、公正で能率的な監査を行いました。

以上、監査委員費の概要でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 次に、3款民生費の説明を求めます。

初めに、福祉課長補佐、杉田香織君、お願いします。

福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは第3款民生費のうち1項1目社会福祉総務費、4目老人福祉対策費、5目心身障害者福祉費、6目人権地域改善費、7目介護保険費、そして3項1目生活保護費、4項1目災害救助費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書によ

り御説明いたします。

決算書の119ページ、3款1項1目、2事業の福祉総務費をごらんください。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の85ページをごらんください。決算額は32万6,599円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。社会福祉業務に関する庶務的な事業で、公用車の車検に係る費用が主な支出となっております。また、3年に1度開催しております福祉有償運送運営協議会委員報酬も支出しております。

次に、3事業の民生児童委員活動費でございます。概要につきましては、説明書の86ページをごらんください。決算額は633万2,670円でございます。財源内訳は一般財源のほかに県支出金の民生委員協議会費と、同じく県支出金で民生委員法に基づく事務の権限移譲事務交付金でございます。民生委員・児童委員の活動に係る事業費で、50人の民生委員・児童委員と3人の主任児童委員合わせて53人の活動費です。

次に、決算書121ページ、4事業、戦没者追悼事業費でございます。概要につきましては、説明書の87ページをごらんください。決算額は58万5,296円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。昨年は10月7日に戦没者追悼式を実施し、約200の方が式に参加していただきました。追悼式に係る記念品と祭壇設営に係る委託料が主なものでございます。

次に、5事業、社会福祉協議会補助金でございます。概要につきましては、説明書の88ページをごらんください。決算額は2,958万9,775円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。地域福祉の核となる社会福祉協議会の組織と活動の充実を図るため、事務局人件費のほか相談事業、民生委員・児童委員活動、福祉団体に対する助成事業などがございます。

次に、6事業、福祉介護手当支給事業でございます。説明書は89ページをごらんください。決算額は216万円でございます。財源内訳は一般財源のほかに15款財産収入の利子及び配当金収入にあります地域福祉基金の1,999円でございます。常時介護が必要な方を3カ月以上在宅で介護している介護者に対し、月額1万円を支給しているもので、介護者の心身及び経済的負担の軽減を図っております。平成28年度は延べ216人分、実数は24人分の家族の方に支給しております。

次に、7事業、臨時福祉給付金給付事業費でございます。概要につきましては、説明書の90ページをごらんください。決算額は1,604万5,000円でございます。財源内訳はすべて国庫支出金でございます。臨時福祉給付金給付事業費は、消費税率改正に伴い、低所得者に対し生活必需品の購入等に係る支出負担を軽減する目的で国が実施したものです。

次に、決算書の123ページ、8事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費でございます。概要につきましては、説明書の91ページをごらんください。決算額は393万円でございます。財源内訳は全て国庫支出金でございます。

次に、8事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費繰越明許でございます。概要につきましては、説明書の92ページをごらんください。決算額は5,722万4,540円でございます。財源内訳は全て国庫支出金でございます。

次に、9事業、地域福祉計画策定事業費でございます。概要につきましては、93ページをごらんください。決算額は129万6,000円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。吉田町総合計画を上位計画とする平成29年度策定の地域福祉計画の基礎資料とするために、アンケート調査と団体ヒアリングを実施したものです。

次に、10事業、臨時福祉給付金給付事業費国補正分でございます。概要につきましては、説明書の94ページをごらんください。決算額は4,341万2,339円でございます。財源内訳は全て国庫支出金でございます。

次に、決算書の127ページ、3款1項4目老人福祉費でございます。2事業、老人福祉対策費をごらんください。概要につきましては、説明書の99ページ、100ページをあわせてごらんください。決算額は115万3,628円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。高齢者福祉事業の経常的な経費のほかに、介護保険の対象にならない給付対象外の在宅福祉事業である高齢者移動支援事業や日常生活用具貸与事業がございます。高齢者移動支援事業を吉田社会福祉協議会に委託し、実施しております。ボランティアさんによる送迎で、延べ49人の方が利用されました。日常生活用具貸与事業費は入所及び入院等での一時帰宅者のベッドやマットの短期貸与するもので、1人の方が利用されました。日常生活用具給付事業費は、要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者が在宅生活上で必要となる日常生活用具を購入するための助成をするもので、1人の方が利用されました。

次に、決算書129ページ、3事業、敬老事業費でございます。概要につきましては、101ページをごらんください。決算額は308万2,677円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。平成28年度は9月13日に記念品贈呈を行い、町内在住の77歳及び80歳以上の高齢者2,444人が対象で、記念品の交付を行い、91.7%の配付実績でした。長寿の方へのお祝いとして、最高齢者104歳女性の方と100歳の5人の女性の方にお祝い訪問をし、また米寿の方へは誕生日月に記念写真等を贈らせていただきました。

次に、4事業、社会福祉施設管理事業費でございます。概要につきましては、102ページから104ページをごらんください。決算額は6,397万5,592円でございます。財源内訳は一般財源のほかに健康福祉センターの利用料、諸収入として健康福祉センターにおける公衆電話使用料、自動販売機電気料、携帯電話無線基地局設備電気料、介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金返還金でございます。歳出の主な事業は、当課が所管する施設の指定管理委託料、相寿園管理組合負担金でございます。

次に、決算書の131ページをごらんください。4事業、社会福祉施設管理事業費繰越明許でございます。概要につきましては、105ページをごらんください。決算額は1億4,183万9,000円でございます。財源内訳は全て県支出金でございます。介護保険事業計画に基づきまして、定員29人の地域密着型介護老人福祉施設整備を実施しました。実施主体は社会福祉法人敬愛福祉会でありまして、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金を活用し、円滑に準備が進められ、平成28年8月に開設することができました。平成29年3月末現在の入所数は15人でありまして、住みなれた地域で安心した生活を送ることができるよう充実したサービスの提供が図られております。

5事業、老人保護措置でございます。概要につきましては、説明書の106ページをごらんください。決算額は520万3,910円でございます。財源内訳は一般財源のほかに老人施設入所者負担金でございます。環境上の理由や経済的理由、家族からの虐待などで65歳以上の高齢者が在宅での生活が困難になった場合に、養護老人ホームへ措置するもので、2人の方が入所されております。

次に、6事業、高齢者社会参加推進事業費でございます。概要につきましては、説明書の107ページをごらんください。決算額は1,003万1,000円でございます。財源内訳は、一般財源

のほかに県支出金の老人クラブ活動補助金でございます。町さわやかクラブへの活動費補助金やシルバー人材センター運営費補助金などがございます。高齢者の社会参加と健康維持が図られるよう、さわやかクラブの活動支援を行っております。また、高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図るため、シルバー人材センターへの支援を行っております。

次に、7事業、高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定事業費でございます。概要につきましては、説明書の108ページをごらんください。決算額は145万3,680円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。平成30年度を初年度とする第8次吉田町高齢者保健福祉計画第7期吉田町介護保険事業計画を策定するに当たり、計画策定の基礎資料とするため、高齢者の生活と意識に関する調査を実施しました。

次に、決算書の133ページをごらんください。

8事業、高齢者見守り体制整備事業費でございます。概要につきましては、説明書の109ページをごらんください。決算額は47万6,220円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。高齢者が地域社会から孤立することなく住みなれた地域で暮らし続けていけるよう、行政、地域、民間企業などが協力して高齢者を見守りする高齢者見守りネットワークでございますが、平成28年度ネットワーク協力事業所は43事業所となりました。高齢者見守りネットワーク連絡会において、地域における見守り活動報告を協力事業所8社、関係団体2団体より行っていただきました。

次に、9事業、ひとり暮らし高齢者等対策事業費でございます。概要につきましては、説明書の110ページをごらんください。決算額は77万712円でございます。財源内訳は、一般財源のほかに緊急通報利用料でございます。ひとり暮らし高齢者に対する安否確認の手だてとして行っております緊急通報システムや配食サービスが主な事業となっております。

緊急通報システムは実利用者が20人おり、通報が延べ70件ありました。通報の内訳としまして、緊急通報はなく、点検、誤作動、停電等によるもので、その他といたしましては、殺虫剤等に反応したという内容でした。また、配食サービスは一般会計と介護特別会計、双方で事業を行っており、介護特別会計では65歳以上の方が対象となります。一般会計では、65歳未満の方で特に配食サービスが必要と認めた方や障害者のみの世帯の方を対象としており、平成28年度は利用している方はおりませんでした。

次に、3款1項5目心身障害者福祉費でございます。2事業の心身障害者福祉費をごらんください。概要につきましては、説明書の111ページをごらんください。決算額は支出済額が279万6,460円でございます。財源内訳は一般財源のほかに国庫支出金の社会保障・税番号制度に係るシステム整備費と県支出金の権限移譲事務交付金、そして諸収入、心身扶養共済保険料でございます。身体、知的、精神の3障害者の相談員への報奨金と心身障害者扶養共済納付金に加え、社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料を加えた事業費でございます。

次に、決算書の135ページをごらんください。3事業の心身障害者更生援護費でございます。概要につきましては、説明書の112ページをごらんください。決算額は4,214万5,225円でございます。財源内訳は、一般財源のほかに県支出金の重度障害者医療費助成事業費でございます。重度障害者医療費助成事業が主な事業となっており、身体障害者手帳の1級、2級及び3級の内部障害、療育手帳Aの所持者を対象とした医療費給付事業で重度障害者の経済的負担の軽減が図られております。

次に、4事業、心身障害者施設等負担金でございます。概要につきましては、説明書の113ページをごらんください。決算額は1,695万9,500円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。障害児の自立のために必要な訓練や指導を受ける施設への負担金で、島田市にあります駿遠学園には3人の入所者がおり、牧之原市のつくしの家には定期利用者が13人、週に、一、二回の利用者が11人通所しております。

次に、5事業、心身障害者自立支援事業費でございます。概要につきましては、説明書の114ページ、115ページをごらんください。決算額は4億4,877万4,045円でございます。財源内訳は、一般財源のほかに国庫支出金及び県支出金で、障害児への自立支援事業に対する国庫負担金及び国庫補助金でございます。身体・知的障害児の自立と社会参加を促進するための事業で、主に扶助費でございます。

障害者の日常生活を支援する生活介護や、障害者の自立や就労への支援を行う就労支援などのサービスがあります。また、障害児へのサービスとしては放課後デイサービスや児童発達支援があります。前年度に比べ、特に障害児のサービス利用日数が増えています。町内に特別支援学校ができ、学校が終わった後、日中過ごす場として放課後デイサービスを利用する子供たちが増加しております。

次に、決算書の137ページをごらんください。6事業、障害者自立支援施設管理事業費でございます。概要につきましては、説明書の116ページをごらんください。決算額は386万2,912円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。吉田町総合障害者自立支援施設あつまリーナへの指定管理者への管理委託料が主なものでございます。

次に、決算書の137ページ、139ページをごらんください。7事業の地域生活支援事業費でございます。概要につきましては、説明書の117ページをごらんください。決算額は3,023万994円でございます。財源内訳は、一般財源のほかに国庫支出金及び県支出金、そして諸収入の訪問入浴サービス利用料と障害児放課後児童クラブ徴収金でございます。地域生活支援事業は、障害のある方が自立した日常生活や社会生活が送れるよう支援するための事業で、手話通訳者派遣事業、訪問入浴サービス事業、相談支援事業、日中活動の場として提供する地域活動支援センターや日中一時支援事業、紙おむつやストーマ装具を支給する日常生活用具給付事業などがございます。

次に、決算書着の139ページ、6目人権改善事業費の2事業、人権地域改善事業費でございます。概要につきましては、説明書の118ページをごらんください。決算額は17万1,520円でございます。財源内訳は、一般財源のほかに国庫支出金の人権問題啓発事業費でございます。人権地域改善費は、差別のない社会の実現を目指し人権啓発活動を行っており、昨年度は人権啓発としてリーフレットを作成し、全戸配布しております。

次に、決算書の139ページ、141ページをごらんください。3事業、神戸西会館運営費でございます。概要につきましては、説明書の119ページをごらんください。決算額は635万9,639円でございます。財源内訳は、一般財源のほかに神戸西会館使用料、県支出金の神戸西会館運営費、そして雑入の公共施設ユニバーサルデザイン化事業助成金でございます。

神戸西会館の運営費は、差別のない社会を実現するための拠点として設置している神戸西会館の管理運営に係る費用、そして指導員報酬等を主とした事業でございます。また、地域との交流を図るため、ヨガ、健康体操、生け花など教養講座や会館祭りを開催し、地域交流活動を広めております。会館の管理につきましては、平成27年度に引き続き、公共施設ユニ

バーサルデザイン化事業の補助を受け、会館のトイレ改修を行っており、その他エアコン、自動ドアの修繕を行っております。

次に、決算書の143ページをごらんください。7目保険事業の2事業、介護保険事業会計操出金でございます。概要につきましては、説明書の120ページをごらんください。決算額は2億5,507万5,000円でございます。財源内訳は、一般財源のほかに国庫支出金の低所得者保険料軽減国庫負担金及び社会保障・税番号制度に係るシステム整備費、そして県支出金の低所得者保険料軽減県負担金でございます。

介護保険事業会計操出金は介護給付費操出金、地域支援事業操出金、事務費操出金があり、介護給付費操出金は保険給付費の12.5%を一般会計から繰り出し、地域支援事業操出金は介護予防事業が12.5%、包括的支援任意事業は19.75%の割合で繰り出しを行っております。事務費操出金は、介護保険事業に関する事務費については町の一般財源で賄うこととされていることから、介護保険事業会計の1款総務費の予算現額から県補助金を差し引いた額を操出金としております。

次に、3事業、低所得者利用者負担額軽減措置事業費でございます。概要につきましては、説明書の122ページをごらんください。決算額は18万7,000円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。平成26年度、7年度の精算として県に返還したものでございます。本来、社会福祉法人が低所得者で特に生計が困難である者に対し、利用者負担の軽減を行った場合に、町から法人に対して補助を行っております。平成28年度の軽減対象者は5人でしたが、条件が満たされなかったため、法人への補助は実施しておりません。

次に、決算書の167ページをごらんください。3款3項1目生活保護費の2事業、生活保護費でございます。概要につきましては、説明書の143ページをごらんください。決算額は600円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。行旅人への旅費の支払いでございます。

次に、3款4項1目災害救助費、2事業の災害救助費につきましては、執行がございませんでした。

以上、福祉課から一般会計決算の説明を申し上げます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、町民課長、太田順子君、お願いいたします。

町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

3款民生費、1項社会福祉費につきまして、決算書及び決算参考資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の124ページ、125ページ、2目国民年金事務費の2の事業、国民年金事務費をごらんください。決算額は39万3,810円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の95ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て国庫支出金でございます。国民年金の事務は国の法定受託事務であり、町では国民年金の資格に関する届け出や保険料の免除申請などの手続を行っております。主な支出といたしましては、電算処理委託料や需用費の事務用品などがございます。

次に、決算書の126ページ、127ページ、3目国民健康保険費の2の事業、国民健康保険事業会計操出金をごらんください。決算額は1億5,055万386円でございます。概要につきまし

ては、主要な施策と成果に関する説明書の97ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか国庫支出金2,581万1,000円、そして県支出金7,061万4,000円でございます。主な支出といたしましては、低所得者の軽減対策としての保険基盤安定操出金でございます。このうち保険税の軽減を補填する国保税軽減分は県が4分の3、町が4分の1を負担し、保険税負担を緩和するための保険者支援分は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担するものでございます。

以上で町民課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、こども未来課長、松永 満君。

こども未来課長、松永 満君。

○こども未来課長（松永 満君） こども未来課でございます。

こども未来課からは3款民生費、2款児童福祉費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の145ページ、2事業の児童福祉費をごらんください。決算額は273万3,762円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の123ページをごらんください。財源内訳といたしましては、国庫支出金の社会保障・税番号制度に係るシステム整備費児童福祉システム分73万5,083円、地域子ども・子育て支援事業費47万8,000円、県支出金の地域子ども・子育て支援事業費47万8,000円と一般財源です。

事業は、児童福祉業務に係る経常的な経費が主なものでございますが、平成28年度は吉田町ファミリーサポートセンターを設置し、平成29年3月から事業を開始しました。子育てしている全ての方に対する支援システムとして、放課後児童クラブや保育園の一時預かりといった公共の子育て支援サービスではカバーできない部分を地域で子育てを助け合う有償の会員組織で補っております。

決算書の145ページから147ページ、3事業の児童虐待防止事業費をごらんください。決算額は298万9,001円でございます。概要につきましては、説明書の124ページをごらんください。財源内訳といたしましては、国庫支出金の地域子ども・子育て支援事業費99万5,000円、県支出金の地域子ども・子育て支援事業費99万5,000円と一般財源です。事業は、支援を必要とする方への取り組みを行い、子供の安全を確保する目的とした要保護世帯の相談及び指導等に係る経費で、家庭相談員の賃金が主なものです。

決算書の147ページ、4事業のひとり親家庭対策事業費をごらんください。決算額は554万3,914円でございます。概要につきましては、説明書の125ページをごらんください。財源内訳といたしましては、県支出金の母子家庭等医療費助成事業費255万4,000円、ひとり親家庭就学支援事業費16万4,000円と一般財源です。地域子ども・子育て支援事業費99万5,000円と一般財源です。事業は、20歳未満の児童を扶養しているひとり親に対し、保護者本人とその子に対する母子家庭等医療費の助成が主なものです。対象者は保護者と児童287人でありました。また、ひとり親家庭の児童が小学校に進学する際、ランドセルや学用品の購入費用として、児童1人につき3万円を限度として助成を受けた方は13人でありました。

決算書の147ページから149ページ、5事業の子供発達支援事業費をごらんください。決算額は2,105万7,278円でございます。概要につきましては、説明書の126ページから127ページをごらんください。財源内訳といたしましては、分担金及び負担金の子供発達支援所利用者

負担金217万6,143円と諸収入の児童発達支援事業収入1,817万615円、子供発達支援実習委託料1万5,000円、保育園及び事業所職員給食代69万5,520円です。

事業は、発達障害をお持ちのお子さんに少人数での保育、療育サービスを提供することにより、対人関係やコミュニケーションの苦手を改善しようとする吉田町子供発達支援事業所の運営のための経費であり、臨時保育士の賃金が主なものです。昨年度途中で臨時保育士の処遇改善を行ったところであり、フルタイム勤務の者には月額固定給を支給することにいたしました。また、就園前の児童に対する親子通園を開始し、他児とのかかわりや遊びを通じ、児童の成長だけでなく保護者の育児支援にもつながりました。

決算書の149ページ、2事業の児童手当費をごらんください。決算額は5億4,466万9,997円でございます。概要につきましては、説明書の128ページをごらんください。財源内訳といたしましては、国庫支出金の児童手当費3億7,681万1,331円、県支出金の児童手当費8,300万3,832円、諸収入の児童手当等添付資料コピー印刷代1,470円と一般財源です。事業は、子供の健やかな育ち経済面から応援するために、中学校終了前までの幼児、児童・生徒の保護者に児童手当を支給するものです。

決算書の151ページから153ページ、2事業の保育園管理費をごらんください。決算額は1億4,712万5,432円でございます。概要につきましては、説明書の129ページから130ページをごらんください。財源内訳といたしましては、分担金及び負担金の一時預かり利用者負担金227万4,540円、病後児保育利用者負担金1万1,000円、時間外保育料10万7,500円、一時預かり利用者負担金5万9,260円、施設型給付費53万1,020円、時間外保育料200円、国庫支出金の地域子ども・子育て支援事業費179万6,000円、施設型給付費補助金981万1,897円、県支出金の多様な保育推進事業費18万300円、地域子ども・子育て支援事業費179万6,000円、施設型給付補助金974万7,449円、諸収入の日本スポーツ振興センター納付金11万5,200円と一般財源です。

事業は、四つの保育園の管理運営に係る経費で、臨時保育士等の賃金が主なものでございますが、子ども・子育て支援新制度に伴い、町内の子供が通う認定こども園などへの給付もこの事業に含まれております。特筆すべきことは、待機児童対策として保育士の処遇改善を年度途中に実施したほか、途中入園を希望する児童を受け入れるために、人材派遣委託料を支出して必要な保育士を確保いたしました。また、教育支援事業として四つの教室、えんぴつ教室、音楽教室、食育教室、運動教室を年中児までに拡大して行ったほか、学校教育課と連携して幼児教育カリキュラム作成に保育士が参画し、幼児教育への積極的な取り組みを行ったところです。

決算書の153ページ、2事業の保育園管理費の繰越明許をごらんください。決算額は86万4,000円でございます。概要につきましては、説明書の131ページをごらんください。財源内訳といたしましては、国庫支出金の保育所等の利用者負担軽減に係るシステム改修補助金43万2,000円、前年度繰越金43万2,000円でございます。子ども・子育て支援新制度の利用者負担額について、多子世帯及びひとり親世帯等の利用者負担額の設定変更に伴うシステム内の調整が必要になったことから、業務履行期間を延長し、繰越明許費として実施したものでございます。

決算書の153ページから154ページをごらんください。3事業のさくら保育園運営費をごらんください。決算額は1,483万7,643円でございます。概要につきましては、説明書の132ペー

ジをごらんください。財源内訳といたしましては、分担金及び負担金の保育所保護者負担金500万円、国庫支出金の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費1,000円、諸収入の保育園及び事業所職員給食代109万100円と一般財源です。事業は、さくら保育園の運営に係るもので、給食のための賄材料費や保育材料費が主なものです。

決算書の155ページから157ページ、4事業のすみれ保育園運営費をごらんください。決算額は2,218万6,542円でございます。概要につきましては、説明書の133ページをごらんください。財源内訳といたしましては、分担金及び負担金の保育所保護者負担金500万円、国庫支出金の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費5,000円、諸収入の保育園及び事業所職員給食代183万3,900円と一般財源です。事業は、すみれ保育園の運営に係るもので、給食のための賄材料費や保育材料費が主なものです。

決算書157ページから159ページの5事業のさゆり保育園運営費をごらんください。決算額は1,733万1,960円でございます。概要につきましては、説明書の134ページをごらんください。財源内訳といたしましては、分担金及び負担金の保育所保護者負担金500万円、国庫支出金の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費1,000円、諸収入の保育園及び事業所員給食代122万1,460円と一般財源です。事業は、さゆり保育園の運営に係るもので、給食のための賄材料費や保育材料費が主なものです。

決算書の159ページから161ページ、6事業のわかば保育園運営費をごらんください。決算額は1,965万1,086円でございます。概要につきましては、説明書の135ページをごらんください。財源内訳といたしましては、分担金及び負担金の保育所保護者負担金500万円、国庫支出金の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費1,000円、諸収入の保育園及び事業所員給食代130万8,660円と一般財源です。事業は、わかば保育園の運営に係るもので、給食のための賄材料費や保育材料費が主なものです。

決算書の161ページ、7事業のあやめ保育園管理費をごらんください。決算額は483万9,376円でございます。概要につきましては説明書の136ページをごらんください。財源は全て一般財源です。あやめ保育園は平成26年度に園舎を解体しているところがございますが、借地につきましては、2人の所有者に対し、保育園建設前の状態に原状復帰して返還いたしました。また、町有地に係る部分については測量と整地工事を行い、普通財産として総務課に、水路部分については用途変更して建設課に移管いたしました。

次に、決算書の161ページから163ページ、2事業の児童館運営費をごらんください。決算額は992万4,262円でございます。財源内訳といたしましては、国庫支出金の子育て支援施設整備費54万4,000円、県支出金の子育て支援施設整備費54万4,000円、諸収入の児童館事業材料費徴収金7万2,050円と一般財源です。児童館において各種事業を実施する経費でございます。児童に健全な遊びを与え、心身ともに健やかに育成するための経費でございます。特筆すべきことは、次世代育成支援対策施設整備事業の国・県それぞれ3分1の補助を活用いたしまして、吉田町中央児童館の入り口と遊具のある外部の2カ所に防犯カメラを設置いたしました。

決算書の163ページから165ページ、3事業の放課後児童健全育成事業費をごらんください。決算額は4,432万8,340円でございます。概要につきましては、説明書の138ページから139ページをごらんください。財源内訳といたしましては、国庫支出金の地域子ども・子育て支援事業費798万7,000円、児童健全育成対策費補助金138万7,000円、県支出金の地域子ども・子

育て支援事業費798万7,000円、諸収入の放課後児童クラブ徴収金1,793万8,550円、施設維持管理料48万2,754円と一般財源です。

事業は、保護者が勤労等により昼間家庭にいない小学生を放課後児童クラブにお預かりして、子供たちに適切な遊びと生活の場所を提供するもので、支援員の賃金が主なものでございます。特筆すべきことは、18節備品購入費でございます一般備品で、国の児童健全育成対策費補助金の4分の3を活用いたしまして、各クラブにICT機器を購入いたしました。この導入により、今まで手書き作成していました活動計画等の事務処理が効率化されました。

次に、決算書の165ページ、4事業の地域子育て支援拠点事業費をごらんください。決算額は576万4,617円でございます。概要につきましては、説明書の140ページをごらんください。財源内訳といたしましては、国庫支出金の地域子ども・子育て支援事業費191万9,000円、県支出金の地域子ども・子育て支援事業費191万9,000円、諸収入の地域子育て支援拠点事業材料費徴収金3,000円と一般財源です。事業は、すみれ保育園に併設しております子育て支援センターに係る運営費でございます。子育てに関する不安解消のために育児に係る保護者に気軽な交流の場を提供し、子育て支援センター指導員が子育て関連の情報の提供や相談及び援助を行っております。

決算書の165ページから167ページ、5事業の子ども会育成連合会助成事業費をごらんください。決算額は40万円でございます。概要につきましては、説明書の141ページをごらんください。財源内訳といたしましては、諸収入の地域コミュニティ活性化助成事業助成金26万6,500円と一般財源です。事業は、地域における児童の健全育成を推進する子ども会育成連合会への助成に係る経費でございます。

次に、決算書の167ページ、2事業の児童厚生施設整備費をごらんください。決算額は25万9,200円でございます。概要につきましては、説明書の142ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。事業は、町内にごございます8カ所の児童遊園の管理費で、遊具の点検や修繕に係る経費が主なものでございます。

以上が3款民生費のうち児童福祉費に係るこども未来課からの説明でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（藤田和寿君） 次に、4款衛生費の説明を求めます。

初めに、健康づくり課長、増田稔生子君、お願いたします。

健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費の1目から8目にごございます13事業につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の169から171ページ、1目保健衛生総務費2の事業、保健衛生管理費をごらんください。決算額は914万4,779円でございます。概要につきましては、説明書の145ページと146ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか国庫支出金でございます。保健衛生管理費は、健康づくり課が行う保健衛生事業及び保健センター施設の総務管理費用で、主な支出は臨時職員の賃金、電算システムの使用料や保守料としての電算処理業務委託料でございます。

次に、決算書の171から173ページ、3の事業、救急医療対策事業費をごらんください。決算額は616万9,128円でございます。概要につきましては、説明書の147ページをごらんください。

い。財源内訳は全て一般財源でございます。地域の救急医療機関を確保し、その管理運営が円滑に行われ、町民の皆様が安心して救急医療を受けることができるように、また町民の皆様に救急医療に対する理解を深めていただくための事業でございます。

支出は全て負担金でございます。志太榛原の4市2町が夜間の1次救急医療体制として整備している志太榛原地域救急医療センター運営費負担金、志太榛原地域救急医療センターを運営している公益社団法人志太榛原地域救急医療対策協会の実施する事業への負担金、榛原医師会への休日の当番医の救急医療業務の委託に対する負担金の救急医療協力促進事業費負担金、2次救急医療を輪番制で実施している焼津、藤枝、島田、榛原の各総合病院に対する救急医療施設運営費負担金でございます。

次に、4の事業、榛原病院負担金をごらんください。決算額は3億8,296万9,000円でございます。概要につきましては、説明書の148ページと149ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。町民が地域において速やかに質の高い医療を受けることができるように、榛原総合病院組合の経営の健全化を図るための町から病院組合に対する負担金で、平成28年度の吉田町の負担割合は32.455%でございます。

次に、6の事業、災害時医療救護対策事業費をごらんください。決算額は61万338円でございます。概要につきましては、説明書の152ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金、諸収入でございます。大規模地震等の災害時に備え、医療救護体制の整備を図ることを目的とする事業で、主に救護所ベスト等の救護所の必要物品や折り畳み式ストレッチャー等救護所等で使用する医療器具類備品を購入いたしました。また、特筆すべきことは、災害時の健康支援をテーマに災害医療講演会を開催し、講師への謝礼金を支出しております。

次に、決算書の173ページ、7の事業、地域医療対策事業費をごらんください。決算額は1万8,317円でございます。概要につきましては、説明書の153ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。身近な地域で安心して医療が受けられるように開業医、病院、行政、地域が連携し、安心して生活するための地域医療体制を整備していくことを目的とした事業でございます。地域医療体制整備についての協議会を牧之原市と合同で開催し、関係機関との連携を図り、また吉田町と牧之原市の住民有志で構成する地域医療を支える榛南の会の活動を支援いたしました。

次に、173から175ページ、2目予防費、2の事業、感染症予防費でございます。決算額は8,156万2,834円でございます。概要につきましては、説明書の154ページから156ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。伝染のおそれのある疾病の蔓延を予防するための知識の普及と各種予防接種事業を実施しており、主な支出は予防接種委託料でございます。4種混合不活化ポリオ予防接種が集団接種から個別接種に移行したこと、また10月から新たにB型肝炎予防接種が定期予防接種として開始されたことで、予防接種委託料が増額、集団接種の種類が減ったことで医師等謝礼金、医薬材料費が減額となりました。

次に、決算書の183ページ、5目母子保健衛生費、2の事業、母子保健衛生費をごらんください。決算額は1億7,489万5,375円のうち、こども医療費助成事業に関するものを除く4,264万4,904円でございます。概要につきましては、説明書の169ページから171ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか国庫支出金3件分で114万795円、県支出金4件分で70万4,897円、諸収入3件分で66万9,321円でございます。

母子保健衛生費は妊産婦や乳幼児に対する母子保健事業医療費等助成事業を実施しており、主な支出は乳幼児・妊婦健診委託料でございます。不妊治療費助成事業の申請延べ件数は、特定不妊治療では前年度27件から29件となり、29件のうち1件は男性不妊治療もあわせての申請となっております。新規事業の出産等支援交通費では188人の方に助成をしております。

次に、決算書の183から185ページ、5目母子保健衛生費、3の事業、妊娠・出産包括支援事業費をごらんください。決算額は121万9,134円でございます。概要につきましては、説明書の172ページをごらんください。財源内訳といたしましては、国庫支出金と県支出金でございます。

妊娠・出産包括支援事業費は28年度新規事業で、子育て世代包括支援センター事業と産後ケア事業としてのリフレッシュママ産後クラス、産前産後サポート事業に関するものでございます。子育て世代包括支援センターは、国が平成32年度までに全国展開を目指しており、平成29年4月施行の母子保健法の一部改正により、設置根拠が明確になったところでございます。当町では前年度、地方創生先行型の国の交付金を活用し、実施した妊娠・出産母子保健支援体制強化事業で子育て世代包括支援センター設置に向け、基盤を整備し、28年度、保健センター内に設置をいたしました。妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施するための拠点として体制強化を図っております。主な支出は看護師等謝礼金で、母子保健コーディネーターへの謝礼金でございます。

次に、決算書の185ページ、6目健康づくり事業費、2の事業、健康づくり事業費をごらんください。決算額は152万7,742円でございます。概要につきましては、説明書の173ページと174ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか諸収入でございます。生涯を通じた健康づくりを推進するための講座、会議、地区組織育成等の事業を実施しております。主な支出は、各種事業の謝礼金でございます。

平成28年度は若返り貯筋塾を町内会単位で実施することで終了後の自主グループ化を目指し、町内の2町内会で実施いたしました。内容といたしましては、運動指導にあわせ認知症、ロコモティブシンドロームと生活習慣病の関係についての講話を行いました。終了後には自主グループができ、現在も引き続き活動をしております。また、ウォーキングイベントの参加者は132人ございました。健康マイレージ事業では達成者が142人となっております。

次に、決算書の185ページ、3の事業、ダンス健康づくり事業費をごらんください。決算額は338万7,088円でございます。概要につきましては、説明書の175ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。平成26年度から任意団体ダンス推進会として活動を開始し、3年目の活動となりました。予算は全て19節負担金、補助及び交付金で、ダンス健康づくり事業費補助金として実績に基づき交付いたしました。さらに、活動を広げようと団体へのアプローチを行っておりますが、28年度には吉田中学校の1年生8クラス、2年生9クラスの体育のダンスの授業での指導も行いました。

次に、決算書の185ページ、4の事業、健康体操運営費をごらんください。決算額は403万9,790円でございます。概要につきましては、説明書の176ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか諸収入の総合体育館教室受講料でございます。一人でも多くの町民の運動習慣の定着を図ることを目的としており、総合体育館を使用し、開催している健康体力づくり事業でございます。主な支出は、7節の賃金と8節の報償費の講師謝礼金になります。

次に、決算書の185から187ページ、5の事業、食育推進事業費をごらんください。決算額は50万7,537円でございます。概要につきましては、説明書の177ページと178ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか諸収入でございます。食と健康に関する知識を学び、意識を高める教室の開催、地域の組織育成等を通じ、食育推進を図る事業となります。主な支出は、会議及び講座の謝礼金、実習に係るの資料及び食材料費等の需用費等になります。

次に、決算書の189から191ページの2の事業、健康増進事業費をごらんください。決算額は2,808万9,756円でございます。概要につきましては、説明書の182ページから184ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか国庫支出金と県支出金でございます。生活習慣病予防を積極的に推進するため、成人対象の個別健康相談、各種健康教育、各種がん検診、骨粗しょう症予防検診、歯周病健診、肝炎ウイルス検診等を実施いたしました。主な支出は、各種検診等の委託料でございます。28年度は前年度に引き続き複数のがん検診の同時実施及び無料クーポン配付等がん検診推進事業を実施いたしました。28年度新たに実施いたしました地区健康度アップ事業では、町内5町内会に出向き、合計で92人の方に参加いただきました。

健康づくり課の平成28年度事業の実施状況についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時とします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 零時56分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、休憩前に続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

続きまして、都市環境課長、石間智三郎君、お願いいたします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費につきまして、決算及び決算資料の主な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の173ページをごらんください。1目保健衛生総務費、5事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金火葬場費は決算額1,353万9,000円でございます。概要につきましては、説明書の150ページ、151ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合火葬場の維持管理に係る経費を牧之原市と吉田町それぞれで負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

次に、決算書の175ページをごらんください。3目環境衛生費、2事業の環境衛生推進事業費は決算額446万2,452円でございます。概要につきましては、説明書の157ページ、158ページをごらんください。財源内訳といたしましては一般財源のほか、県支出金12万3,144円、その他として手数料118万8,350円でございます。狂犬病予防法に基づく犬の登録や予防注射に関する事務や一般廃棄物処理に関する事務などを行っております。主な支出といたしまして

は、死亡猫等の死体収集運搬委託料、飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金などでございます。

次に、決算書の177ページをごらんください。3目、3事業、ごみ減量リサイクル推進事業費は決算額848万8,905円でございます。概要につきましては、説明書の159ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、ごみの減量化や廃棄物の削減を図っております。主な支出でございますが、生ごみ処理機設置費補助金や平成28年度よりごみ減量経費削減、循環型社会の促進に向け剪定枝等チップ堆肥化事業を吉田町シルバー人材センターに委託しております。

次に、決算書の179ページをごらんください。3目、5事業、地球温暖化防止対策事業は、決算額1,189万7,400円でございます。概要につきましては、説明書の161ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか国庫支出金1,007万6,000円でございます。この事業は、省エネ意識の啓発と環境負荷の少ないエネルギーの導入を推進し、CO₂の削減を図るものでございます。主な支出でございますが、住宅用の太陽光発電システムの設置者、蓄電池システムの設置者に対しまして補助をいたします地球温暖化防止対策事業費補助金と、平成28年度につきましてはバルクリースによる低炭素設備導入に伴う調査事業といたしまして、町内7施設においてCO₂の排出量の現状と低炭素設備導入による効果等の調査を実施いたしました。

次に、決算書の同じく179ページをごらんください。3目、6事業、環境教育推進事業費、決算額は15万446円でございます。概要につきましては、説明書の162ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。この事業では、環境に対する関心と理解を深めるため、環境体験学習教室の開催や啓発事業を実施いたしました。主な支出といたしましては、講師謝礼金や啓発物品代、エコチャレンジキッズ事業負担金などがございます。

次に、決算書の同じく179ページをごらんください。3目、7事業、環境保全費は、決算額1,856万7,641円でございます。概要につきましては、説明書の163ページ、164ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。この事業は、環境の保全を図るため、公園や河川等の公共用地の除草や低木の剪定、害虫駆除、不法投棄の回収等の作業が主なものでございます。主な支出といたしましては、環境整備に係る臨時職員の賃金、使用車両の借上料と樹木管理業務を吉田町シルバー人材センターに委託する業務委託料などがございます。

次に、決算書の181ページをごらんください。3目、8事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金し尿処理費は、決算額9,073万2,000円でございます。概要につきましては、説明書の165ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合負担金し尿処理施設の維持管理に係る経費を牧之原市と吉田町で負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

次に、決算書の同じく181ページをごらんください。3目、9事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金ごみ処理費は、決算額4億4,129万8,000円でございます。概要につきましては、説明書の166ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合ごみ処理施設の維持管理に係る経費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。

次に、決算書の同じく181ページをごらんください。4目公害対策費、2事業、公害対策費は、決算額375万3,616円でございます。概要につきましては、説明書の167ページ、168ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金50万1,578円でございます。この事業は、公害関係特定施設等の届け出による事務と河川水、事業所排水、環境中の大気、騒音、ダイオキシン類などの環境調査分析業務が主なものでございます。主な支出といたしましては、環境調査及び分析調査委託料となっております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、上下水道課長、内田宏一君、お願いします。

上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは4款1項3目、4の事業、生活排水改善対策事業費につきまして御説明申し上げます。

決算書の176ページから179ページをごらんください。決算額は2,414万4,900円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の160ページをごらんください。財源内訳としまして、一般財源のほか国庫支出金957万4,000円、県支出金279万9,000円でございます。この事業は合併浄化槽の設置を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的としておりまして、浄化槽設置費補助金2,410万6,000円が主な支出でございます。平成28年度は69件分の補助金の支出がございました。

以上で上下水道課からの説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、こども未来課長、松永 満君、お願いします。

こども未来課長、松永 満君。

○こども未来課長（松永 満君） こども未来課でございます。

こども未来課からは4款1項5目、2事業の母子保健衛生費のうち、当課が所管しておりますこども医療費につきまして御説明申し上げます。

決算書の183ページ、主要な施策と成果に関する説明書の169ページをごらんください。こども医療費の決算額は1億7,489万5,375円のうち1億3,225万471円でございます。支出内訳は11節中のこども医療費受給者証発送用封筒シール代2万1,330円、12節中のこども医療費受給者証送付等46万8,196円とこども医療費支払事務手数料が892万5,980円、13節中の電算業務委託料39万960円、20節中のこども医療費1億2,244万4,005円です。財源内訳といたしましては、県支出金3,175万2,897円のうち、こども医療費3,097万2,000円、諸収入296万5,074円のうち、こども医療費、こども通院医療費助成事業等交付金100万円、こども医療費過年度返還金129万5,753円と一般財源です。

こども医療費は中学3年生までの医療費を負担するもので、子供さんが病気やけがで医者にかかったとき窓口で受給者証を提示すれば保険診療分については原則無料となるものです。

以上が4款衛生費の母子保健衛生費のうち、こども医療費に係るこども未来課からの説明でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、町民課長、太田順子君、お願いします。

町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費につきまして、決算書及び決算参考資料の主要な施策と成果

に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の186、187ページ、7目老人保健事業の2の事業、老人保健事業事務費をごらんください。決算額は273万6,805円でございます。概要につきましては、説明書の179ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。旧老人保健法における過誤等が発生し、国・県、そして社会保険診療報酬支払基金に返還金を支出したものでございます。

次に、3の事業、後期高齢者医療事業事務費をごらんください。決算額は2億6,307万4,259円でございます。概要につきましては、説明書の180ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金が3,177万4,000円、その他といたしまして後期高齢者医療広域連合健康診査委託料及び静岡県後期高齢者医療制度特別対策補助金で361万円でございます。この事業は、後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務、資格の管理事務及び各種届に係る事務でございます。主な支出としましては、後期高齢者医療広域連合への事務費負担金や後期高齢者医療事業特別会計への操出金などがございます。

以上で町民課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 次に、5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費の説明を求めます。

初めに、産業課長、中山孝宏君、お願いします。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

初めに、5款労働費でございます。決算書の191ページ、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、2の事業、雇用対策費をごらんいただきたいと存じます。決算額は31万7,810円でございます。概要につきましては、説明書の185ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。主な支出は、建築技術者の育成を推進するため、牧之原市、御前崎市とともに2市1町で職業訓練法人榛南職業訓練協会に運営費及び設備費に係る補助金を交付しているものでございます。また、牧之原市との共催によりまして、就労に対して悩みを持つ若者を対象に、親と子の就労支援セミナーを開催いたしました。

次に、3の事業、労働福祉費でございます。決算額は255万2,000円でございます。概要につきましては説明書の186ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。例年と同様、勤労者への福利厚生への支援といたしまして、榛南地区労働者福祉協議会と榛南地区勤労者共済会にそれぞれ補助金を支出し、地域住民の福祉向上を初め中小企業と大企業との間にある雇用、労働福祉など、さまざまな格差を縮小するための支援に努めております。

5款労働費は以上であります。

続きまして、6款農林水産業費でございます。決算書の193ページ、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、2の事業、農業委員会運営費をごらんいただきたいと存じます。決算額は338万1,759円でございます。概要につきましては、説明書の187ページをごらんください。財源といたしましては、一般財源のほか県支出金169万4,641円、諸収入10万2,446円であります。農業委員会の所掌事務を進めるための運営費を支出いたしました。主な支出は農業委員会委員報酬でございます。農業委員会総会は毎月1回、合計12回を開催いたしま

した。

次に、決算書の195ページ、3の事業、農業者年金事務費をごらんください。決算額は17万3,000円でございます。概要につきましては、説明書の158ページをごらんいただきたいと存じます。財源内訳であります。諸収入17万2,700円と一般財源であります。この事業は独立行政法人農業者年金基金からの受託事業で、担当者会議等の旅費、それから事務用品、燃料費等の需用費が主なものでございます。

次に、決算書の同じく195ページ、2目農業総務費、2の事業、農業総務費でございます。決算額は103万150円でございます。概要につきましては、説明書の189ページをごらんください。財源は全て一般財源であります。事業内容であります。中部農業共済など各農業団体への負担金と公用車の車検、修繕等の維持管理費が主なものでございます。

次に、決算書197ページ、3目農業振興費、2の事業、農業振興費をごらんいただきたいと思っております。決算額は850万4,418円でございます。概要につきましては、説明書の190ページをお願いします。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金539万5,000円でございます。事業内容でございます。主体的な農業経営を展開しております農家を支援、育成する経営体育成支援事業につきましては、4名の方々が実施をいたしまして、農業用機械を取得されました。その事業費の10分の3を上限として補助金を交付いたしました。また、意欲的な経営を行う農家や組織の育成、会員相互の研鑽、連携を図り、地域農業の振興に寄与することを目的として設立いたしました農業経営振興会などへの活動に対する補助金も支出しております。

次に、決算書199ページ、3の事業、担い手育成総合対策事業費をごらんください。決算額は244万4,837円でございます。概要につきましては、説明書の191ページをごらんいただきたいと存じます。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金150万円、使用料及び手数料6,000円でございます。農用地の有効利用及び利用権の設定を通じて認定農業者への農地流動化を促進するための農用地利用集積奨励補助金と青年新規就農者に対する収納意欲の喚起、収納後の定着などを目的といたしました青年収納給付金が主なものでございます。

次に、4の事業、農業経営所得安定対策推進事業費でございます。決算額は12万4,000円でございます。概要につきましては、説明書の192ページをごらんください。財源といたしましては、全て国庫支出金でございます。自給率の向上と農業経営の安定を図ることを目的に、100%国庫補助により転作事業を実施しております。

次に、5の事業、耕作放棄地対策事業費でございます。決算額は7万4,400円でございます。概要につきましては、説明書の193ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。町独自の荒廃農地再生事業補助金交付要綱を新たに作成し、2件2,492平方メートルの耕作放棄地の解消が図られたとともに、農地パトロールの実施、是正指導、担い手農家へのあっせんなどを推進し、耕作放棄地の発生防止に努めたところでございます。

次に、決算書の同じく199ページ、4目畜産業費、2の事業、畜産業費でございます。決算額は7万1,998円でございます。概要につきましては、説明書の194ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。例年同様、協議会への負担金、死亡獣畜処理に伴う補助金が主な事業でございます。

次に、決算書の201ページ、5目農地費、4の事業、土地改良事業費をごらんください。決算額は2,202万4,105円でございます。概要につきましては、説明書の197ページをごらんいた

だきたいと存じます。財源内訳といたしましては、一般財源のほか諸収入322円でございます。大井川土地改良区負担金が主なものでありまして、当町におきましては老朽化に伴います基幹水利施設の機能回復改修工事の第1期工事が実施されまして、用水の安定供給や管理方法など、農業経営の安定化と地域用水機能の維持増進が図られておるところでございます。

次に、決算書の203ページ、2項林業費、1目林業総務費、2の事業、松くい虫防除事業費をごらんください。決算額は3341万620円でございます。概要につきましては、説明書の198ページをごらんいただきたいと存じます。財源は全て一般財源でございます。例年同様、薬剤地上散布防除としまして、住吉、川尻地内の保安林への薬剤散布を初め予防剤注入防除、被害木抜倒駆除を実施しまして、松枯れの蔓延防止に取り組んだところでございます。

次に、3の事業、保安林等保護環境整備事業費でございます。決算額は369万4,196円でございます。概要につきましては、説明書の199ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金7,450円でございます。例年と同様、住吉、川尻地内の保安林帯の下草刈り、支障木及び被害木の伐採など、また大幡川の桜の保護といたしまして薬剤散布、枯損木の処理を行いまして、環境維持・保全に努めたところでございます。

次に、決算書の205ページ、3項水産業費、1目水産振興費、2の事業、水産振興費をごらんください。決算額は273万880円でございます。概要につきましては、説明書の200ページをごらんくださいますようお願いいたします。財源につきましては、全て一般財源でございます。事業の内容でございますが、水産業の振興や活性化を目的とした負担金、補助金が主なものでございまして、漁業近代化資金利子補助金は5件が対象となりました。また、水産業振興事業費補助金の漁港環境改善事業でございますが、南駿河湾漁業協同組合吉田支所が行います漁港内の清掃活動に要しました軽費の2分の1を補助しております。平成28年度は6回実施をされております。

次に、決算書の同じく205ページ、2の事業、水産振興費繰越明許でございます。決算額は292万554円でございます。概要につきましては、説明書の201ページと202ページをあわせてごらんいただきたいと思っております。財源内訳といたしましては、国庫支出金地方創生加速化交付金繰越明許277万9,604円と繰越金の前年度繰越金繰越明許14万950円でございます。

この事業は、静岡市、焼津市、牧之原市、御前崎市、吉田町の4市1町の行政と関係者が一体となって、この地域の水産物を活用して地域産業の活性化を図ることを目的といたしまして、駿河湾水産振興協議会を立ち上げ、新たな商品、メニュー、観光コースの開発に取り組んでまいりました。当町の特産品でございますウナギ、シラスを使った商品やメニューといたしましてはウナギ入りレトルトカレー、ウナギのかまぼこ、シラスのポテトチップス、ウナギのかば焼き茶漬けなど、観光コースには展望台小山城と県営吉田公園などが組み込まれてございます。また、この地域の愛称を「駿河ブルーライン」と決め、新たなブランド名として活用していくことといたしまして、平成29年2月15日には静岡市内におきまして、関係者やマスコミ等を対象に発表会を行ったところでございます。

次に、決算書の207ページ、3の事業、地域栽培推進事業費をごらんください。決算額は46万7,000円でございます。概要につきましては、説明書の203ページをごらんください。財源は全て一般財源となります。主な支出といたしましては、協議会等への負担金でございます。榛南地域栽培漁業推進事業では、ヒラメとマダイの放流を行っております。

次に、決算書の同じく207ページ、2目漁港管理費、2の事業、漁港管理費でございます。

決算額は1,184万8,377円でございます。概要につきましては、説明書の204ページと205ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。財源内訳であります。一般財源のほか使用料及び手数料75万9,686円でございます。事業内容といたしましては、漁港管理会の開催、公用車の維持管理を初め緊急時におきまして確実に作動するよう陸閘や大幡川水門の保安保守点検、津波防災ステーション、センターと非制御所内の機器の保守点検、修繕などを行い、吉田漁港の適正な維持管理に取り組んでまいりました。

次に、決算書の209ページ、3の事業、水産基盤整備事業費をごらんください。決算額は2,222万4,000円でございます。概要につきましては、説明書の206ページをごらんいただきたいと存じます。財源内訳でございますが、一般財源のほか県支出金1,582万3,000円、地方債410万円、分担金及び負担金122万2,320円であります。事業内容であります。老朽化により倒壊した6号岸壁を航路護岸に改修する工事で、平成23年度から実施している継続事業であります。平成28年度におきましては、68.9メートルを施工いたしました。

次に、4の事業、小規模局部改良事業費でございます。決算額は1,200万円でございます。概要につきましては、説明書の207ページをごらんいただきたいと存じます。財源内訳といたしましては、県支出金400万円、分担金及び負担金360万円と一般財源でございます。工事内容といたしましては、湯日川河口部の給油タンクが設置されております1号岸壁に船舶を守る防舷材を31基設置したほか、船舶に係留するための係船柱9基、係船環3基を取りつけ、安全な漁港環境の確保に努めたところでございます。

次に、5事業、津波高潮危機管理対策事業費でございます。決算額は3,074万3,280円でございます。概要につきましては、説明書の208ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。本事業では、吉田漁港の海岸保全施設であります胸壁、陸閘等をL2地震及び津波に対する施設の現状把握、対策方法を検討したところでございます。

次に、6の事業、水産物供給基盤機能保全事業費でございます。決算額は2,026万8,000円でございます。概要につきましては、説明書の209ページをごらんいただきたいと存じます。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金1,368万円、地方債310万円、分担金及び負担金111万4,740円でございます。事業内容でございますが、平成27年度に策定した機能保全基本計画に基づきまして、西側泊地内の4号岸壁の矢板部分を防食する工事としてモルタル被覆工、延長45.6メートルを施工いたしました。

次に、決算書の211ページ、7の事業、漁港施設機能強化事業費をごらんいただきたいと思います。決算額は640万円でございます。概要につきましては、説明書の210ページをごらんください。財源内訳でございますが、県支出金432万円と一般財源であります。事業内容といたしましては、L2地震津波による荷さばき所前の陸揚げ岸壁の施設の性能を検証したもので、今後の工事に向けました基礎資料を作成いたしました。

次に、8の事業、漁港環境整備事業費でございます。決算額は2億円でございます。概要につきましては説明書の211ページをごらんください。財源としましては、一般財源のほか県支出金1億4,962万7,000円、地方債4,500万円でございます。吉田漁港の東側に防潮堤機能を備えた多目的広場を整備する事業でございます。平成28年度におきましては、護岸設計業務を行うとともに、本格的に工事着手いたしました。委託については盛り土のり面部の護岸詳細設計、工事におきましては公共発生土等を利用いたしまして、盛り土工8万5,600立方メートルを実施、また工事期間中の昨年12月18日には現場見学会を行ったところでございます。

6 款農林水産業費は以上でございます。

続きまして、7 款商工費でございます。決算書の211ページ、7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、2 事業、消費生活費をごらんいただきたいと存じます。決算額は20万5,140 円でございます。概要につきましては、説明書の212ページをごらんください。財源内訳につきましては、一般財源のほか県支出金12万9,560円、その他としまして諸収入3万円でございます。啓発リーフレットを各団体に配布し、消費者被害防止に努めているほか、消費者グループへの活動支援も行っております。平成28年度中の消費生活相談件数につきましては、53 件ございました。

次に、決算書の213ページ、2 目商工業振興費、2 の事業、商工業振興費をごらんください。決算額は372万3,641円でございます。概要については説明書の213ページをごらんいただきたいと存じます。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金1,555円でございます。主な内容といたしましては、吉田町商工会への商工業振興事業費補助金や町の産業振興及び活性化に大きく貢献する事業を実施する団体等を支援するための産業振興事業費補助金でございます。産業振興事業費補助金につきましては、10月2日に開催されました南駿河湾漁業協同組合吉田支所主催の第6回シラスマーケットに対しまして、補助金を交付いたしました。

次に、3 の事業、中小企業振興費でございます。決算額は167万9,031円でございます。概要につきましては、説明書の214ページをお願いします。財源は全て一般財源でございます。中小企業者の経営安定のため、事業資金の低利融資や利子補給を行い、借入者の負担を軽減し、経営基盤の安定及び合理化を図っております。また、新規事業としましては、創業支援事業計画に基づき、創業支援ネットワークを構築し、創業相談体制の強化を図るとともに、6月と10月に創業セミナーを開催したところでございます。

次に、決算書の215ページ、4 の事業、企業立地振興費をごらんください。決算額は5,578 万2,670円であります。概要につきましては、説明書215ページをごらんいただきたいと思います。財源内訳であります。一般財源のほか県支出金の地域産業立地事業費補助金、工場立地法に基づく事務、合わせて2,693万6,000円でございます。この事業の主な内容ですが、町内に立地した企業に対して用地取得や雇用に対する経費を補助する企業立地促進事業費補助金交付要綱に基づき、町内企業に2社に対して補助金を交付しましたほか、内陸フロンティアの企業活動維持支援区域関連で農村地域工業等導入変更実施計画書策定業務委託を実施し、計画書及び説明資料の作成を行いました。

次に、決算書の同じく215ページ、3 目観光費、2 の事業、観光振興費でございます。決算額は3,149万9,968円でございます。概要につきましては、説明書の216ページと217ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか県支出金1万5,457円、使用料及び手数料268万9,080円、諸収入402万3,480円でございます。臨時職員賃金は、展望台小山城及び売店に勤務しております3人分の臨時職員賃金でございます。印刷製本費は、よくばりマップやウナギシラス食べ歩きマップ、小山城歴史パンフレット等の印刷代でございます。また、凧揚げまつり、港まつり・花火大会、小山城まつりの委託料は観光協会へのイベント開催委託料でありまして、特に小山城まつりにつきましては30回目の節目の開催ということで、当日は武将パネルの設置や八女市の特産品の販売、吉田町の特産品詰め合わせを福引の抽選景品にするなどいたしまして、例年以上のにぎわいがございました。そのほか小山城売店等につきまして和式から洋式への改修、それから手すりの取り付けを行ったほか、展望台

小山城郷土資料館、海岸トイレなどの観光施設における浄化槽等の保守点検、修繕などが維持管理費でございます。

次に、決算書の219ページ、3事業、産業委員会運営事業費をごらんください。決算額は10万5,000円でございます。概要につきましては、説明書の218ページをごらんいただきたいと存じます。財源は全て一般財源であります。内訳といたしましては、例年と同様、産業委員会を開催いたしまして、産業4団体の現状や課題につきまして、報告、意見交換などを行いました。

以上が産業課からの説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、建設課長、大石 充君、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは6款農林水産業費、1項5目農地費のうち2の事業、水門排水機場管理費と3の事業、用水路改良維持修繕費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明をいたします。

少し戻りますが、決算書201ページをごらんください。6款農林水産業費、1項5目農地費のうち、2の事業の水門排水機場管理費でございます。決算額は596万101円でございます。概要につきましては、説明書の195ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。この事業は、排水機場や水門の維持管理を行い、農地の効率的な利用を推進しております。

次に、決算書、同じページの3の事業、用水路改良維持修繕費でございます。決算額は66万8,898円でございます。概要につきましては、説明書の196ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。この事業は、農業用の用排水の整備、維持管理に努め、前の事業と同じく農地の効率的な利用を推進しているものでございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 次に、8款土木費及び11款災害復旧費の説明を求めます。

初めに、建設課長、大石 充君、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 8款土木費及び11款災害復旧費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明いたします。

決算書の219ページから221ページをごらんください。8款土木費のうち、1項1目土木総務費の2の事業、土木管理費になります。決算額は1,349万9,174円でございます。概要につきましては、説明書の219、210ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、県支出金26万2,664円でございます。土木管理費については、土木行政の事業を円滑に運営するための委託料や使用料及び賃借料が主なものであり、土木事業の総務費的なものでございます。

次に、決算書の223ページの8款土木費、2項1目道路維持費の2の事業、道路維持費でございます。決算額は3,842万9,212円でございます。概要につきましては、説明書221ページ、212ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。道路維持費については、安全で快適な道路環境を維持するための費用であり、修繕件数でございますが、住吉84件、片岡49件、川尻121件、北区123件の合計377件の修繕工事を行っています。

次に、決算書、同じページの3の事業、吉田町内道路舗装修繕事業費でございます。決算

額は1,594万円でございます。概要につきましては、説明書223ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか国庫支出金の社会資本整備総合交付金事業費876万7,000円と町債640万円でございます。事業内容は、工事請負費で町道東名大井川線の路面切削と舗装打ちかえを行っております。

次に、決算書223、225ページの8款土木費、2項2目道路新設改良費、2の事業、高島9号線道路改良事業費でございます。決算額は1,484万5,680円でございます。概要につきましては、説明書224ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は、設計業務を実施しております。

次に、決算書225ページの3の事業、企業活動維持支援事業区域内基盤整備事業費でございます。決算額は46万8,720円でございます。概要につきましては、説明書225ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は、用地買収に伴う不動産の鑑定評価を行っており、道路などの測量設計業務委託は繰り越しをしております。

次に、決算書、同じページの3目橋梁維持費の2の事業、橋梁維持補修費でございます。決算額2,200万円でございます。概要につきましては、説明書226ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか国庫支出金の社会資本整備総合交付金事業費1,210万円でございます。事業内容は、橋梁点検業務委託において31橋の健全度を調査しております。

次に、決算書の225ページと227ページの8款3項1目河川総務費のうち2の事業、河川総務費でございます。決算額は100万1,312円でございます。概要につきましては、説明書227、228ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金の水門管理事務費65万4,000円でございます。河川改修と適切な維持管理業務を推進するものでございます。事業内容は湯日川水系3カ所、坂口谷川水系3カ所の水門管理委託料や各種同盟会への委託料や負担金補助及び交付金でございます。

次に、決算書の227ページの3の事業、治水対策推進事業費でございます。決算額1万円でございます。概要につきましては、説明書229ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。2級河川坂口谷川の水門建設促進期成同盟会の負担金でございます。

次に、決算書、同じページの8款3項2目河川維持費のうち2の事業、河川維持管理費でございます。決算額874万6,832円でございます。概要につきましては、説明書230ページ、231ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか県支出金5,000円でございます。河川の維持管理に必要な費用で、堤防除草、水路しゅんせつなどが主な事業となっております。

次に、決算書227ページ、229ページの8款3項3目河川新設改良費のうち2の事業、大幡川改修事業費でございます。概要につきましては、説明書232ページをごらんください。設計委託料の4,500万円を繰り越ししております。

次に、決算書の235ページの8款4項3目街路事業費のうち2の事業、都市防災総合推進事業住吉幹線整備事業費でございます。決算額は701万520円でございます。概要につきましては、説明書241ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は工事請負費であり、照明灯5基を設置しております。

次に、決算書、同じページの3の事業、都市計画道路事業負担金でございます。決算額は13万8,000円でございます。概要につきましては説明書242ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。各種同盟会などへ負担金を支出しております。

次に、決算書、同じページの5の事業、都市防災総合推進事業富士見幹線整備事業費繰越明許でございます。決算額は6,405万2,640円でございます。概要につきましては、説明書243ページをごらんください。財源内訳としましては国庫支出金の都市防災総合推進事業費3,192万4,000円と前年度繰越金でございます。事業内容は、避難誘導灯30基を設置しております。

次に、決算書の235ページ、237ページの8款4項5目都市下水路費のうち2の事業、都市下水路費でございます。決算額は10万円でございます。概要につきましては、説明書245ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は、しゅんせつに伴う機械借上料でございます。

次に、決算書237ページの8款4項6目の公園費の2の事業、公園維持管理費でございます。決算額3,281万2,701円でございます。概要につきましては、説明書246、247ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。公園維持管理費の主な支出につきましては、都市公園の管理について五つのグループにまとめ、造園業者に委託発注し、樹木の剪定、除草、防除、芝の管理などを行っております。

次に、決算書の同じページの3の事業、公園愛護会支援事業費でございます。決算額は30万円でございます。概要につきましては、説明書248ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。公園愛護活動を自発的に行う団体に報奨金を交付しております。

次に、決算書239ページの4の事業、都市防災総合推進事業防災公園整備事業費繰越明許でございます。決算額は1億5,274万1,440円でございます。概要につきましては、説明書250、251ページをごらんください。財源内訳は国庫支出金の都市防災総合推進事業費481万8,000円と県支出金の静岡空港隣接地域賑わい空間創出事業費6,259万5,000円と地方債5,470万円と前年度繰越金でございます。事業内容の主なものは工事請負費であり、管理棟の建築、舗装工、植栽工などを行っております。

次に、決算書、同じページの8款4項7目の2の事業、緑化推進費でございます。決算額は284万9,006円でございます。概要につきましては、説明書252、253ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。主な歳出は、委託料として、みどりのオアシスマつり実行委員会への委託料でございます。

次に、決算書241ページの3の事業、花の町推進事業費でございます。決算額は177万3,336円でございます。概要につきましては、説明書254ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか地域コミュニティー活性化助成事業助成金の101万円でございます。吉田町花の会への補助金と花いっぱい活動団体への補助金が主な歳出であり、花いっぱい活動団体は現在13団体が活動しております。

次に、飛びまして、決算書331ページ、313ページの11款災害復旧費のうち、1項1目農林水産施設災害復旧費と2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、歳出はございませんでした。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、都市環境課長、石間智三郎君、お願いします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

8款土木費、4項都市計画費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により御説明申し上げます。

決算書の229ページをごらんください。1目都市計画総務費、2事業の都市計画総務費で決算額は50万5,172円でございます。概要につきましては、説明書の233ページをごらんください。財源内訳といたしましては、全て一般財源でございます。この事業は、研修会への参加、都市計画協会負担金が主な支出でございます。

次に、決算書の231ページをごらんください。1目、3事業、建築確認事務費で決算額16万6,118円でございます。概要につきましては、説明書の234ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金7万4,191円でございます。この事業は、建築確認申請の事務に係る支出で、平成28年度における建築確認件数は総数で155件でございます。

次に、決算書の同じく231ページをごらんください。1目、4事業、土地利用対策費で決算額125万6,685円でございます。概要につきましては、説明書の235ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金13万1,445円でございます。この事業は土地の有効利用を図り、安全で快適な住環境の整備を促進するための事業でございます。主な支出でございますが、町に帰属された調整池の修繕や緑地等の樹木剪定などがございます。

次に、決算書の同じく231ページをごらんください。1目、5事業、TOUKAI-O促進事業費で決算額933万2,740円でございます。概要につきましては、説明書の236ページ、237ページをごらんください。財源内訳は、一般財源のほかに国庫支出金85万円、県支出金483万5,000円でございます。この事業は、既存住宅の耐震強化を促進するものでございまして、平成28年度は平成29年1月から木造住宅耐震補強助成事業におきまして補助金を最大30万上乗せし、事業の促進を図っております。主な支出としましては、各住宅の補強事業の補助金、交付金でございます。

次に、決算書の同じく231ページをごらんください。1目、6事業の都市計画マスタープラン策定事業で、決算額は万円でございます。概要につきましては、説明書の238ページをごらんください。財源内訳としましては、全て一般財源でございます。この事業は、平成21年に策定した吉田町都市計画マスタープランにつきまして、社会情勢の変化に対応した変更や他計画との整合を図ることを目的に計画の見直しを図るものでございます。主な支出としましては、業務委託料でございます。

次に、決算書233ページをごらんください。2目土地区画整理事業、2事業の土地区画整理事業費で、決算額は4,540万8,826円でございます。概要につきましては、説明書の239ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほかに県支出金2万962円でございます。事業内容の主なものは、吉田町土地区画整理事業助成要綱に基づきまして、富士見及び浜田土地区画整理組合への負担金、補助金及び交付金を支出するものでございます。

次に、決算書の同じく233ページをごらんください。2目、3事業、西の宮雨水幹線整備事業費で決算額3,975万4,800円でございます。概要につきましては、説明書の240ページをごらんください。財源内訳につきましては、一般財源のほかに国庫支出金1,950万円、地方債1,750万円でございます。事業内容につきましては、浜田土地区画整理区域内の西の宮雨水幹線整備に伴う工事請負費でございます。

次に、決算書237ページをごらんください。6目公園費、4事業、都市防災総合推進事業防災公園整備事業費で決算額1,671万1,326円でございます。概要につきましては、説明書の249ページをごらんください。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金309万3,000円でございます。この事業は、吉田町防災公園において登記事務を進めるとともに、防災公園に

必要とする備品を購入する事業でございます。主な支出でございますが、登記資料作成費や備品購入費などがございます。

次に、決算書の241ページをごらんください。7目緑化推進費、4事業、緑の町づくり事業費で決算額5万円でございます。概要につきましては、説明書の255ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。事業内容は道路に面している部分に新たに生垣をつくる場合、そのものに対しまして5万円を上限に補助を交付しているものでございます。平成28年度は1件の申請がございました。

次に、決算書の同じく241ページをごらんください。8款5項住宅費、1目住宅管理費のうち2事業の町営住宅維持管理費で決算額2,927万1,583円でございます。概要につきましては、説明書の256ページ、257ページをごらんください。財源内訳としましては、国庫支出金の728万円と住宅使用料のうち2,199万1,583円でございます。平成28年度末の町営住宅の管理戸数は141戸でございます。主な支出でございますが、修繕料として退去に伴う修繕料と老朽化に伴う修繕102件ございました。また、工事請負費としまして、長寿命化計画に基づき松下団地B棟の外壁塗装と防水工事を実施いたしました。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、上下水道課長、内田宏一君、お願いします。

上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは8款4項4目、2の事業、公共下水道費につきまして御説明申し上げます。

決算書の234ページ、235ページをごらんください。決算額は5億9,834万1,000円でございます。概要につきましては、説明書の244ページをごらんください。財源内訳としては一般財源でございます。この事業は公共下水道事業特別会計への操出金で、職員人件費、管渠建設費、公債費の元金、利子の償還などを一般会計から繰り出ししていただいたものです。

以上で上下水道課からの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（藤田和寿君） 次に、9款消防費の説明を求めます。

初めに、防災課長兼防災監、大石剛久君、お願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

9款1項消防費につきまして御説明申し上げます。

決算書の242、243ページ、1日常備消防費、2の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金消防費をごらんください。決算額は493万6,000円でございます。概要につきましては、主要な施策と成果に関する説明書の258ページをごらんください。財源内訳につきましては、一般財源のほか県支出金でございます。吉田消防署の防災倉庫の新設及び消防庁舎改修に伴う設計委託に係る負担金の支出でございます。

次に、決算書243ページ、3の事業、消防救急広域事業費でございます。決算額は2億3,274万8,350円でございます。概要につきましては、説明書の259ページになります。財源は全て一般財源でございます。消防広域化につきましては、静岡地域消防救急広域化運営協議会におきまして、3市2町で構成する静岡地域の枠組みにより、静岡市への委託方式で広域化することが合意がなされまして、平成28年4月1日から広域化による事務委託がスタートした

ところでございまして、消防体制を充実させ、消防力の強化を図るものでございます。主な支出は消防事務委託料でございます。

次に、決算書244ページから247ページ、2目非常備消防費、2の事業、消防団運営費でございます。決算額は1,864万4,379円でございます。概要につきましては、説明書の260、261ページになります。財源は全て一般財源でございます。消防団員の育成と消防技術の向上を図ることを目的としたものでございます。主な支出としましては、消防団員の報酬、出勤手当、訓練手当のほか消防団運営費の交付金でございます。

次に、決算書247ページ、3の事業、消防団員福利厚生費でございます。決算額は1,143万8,738円でございます。概要につきましては、説明書の262ページになります。財源内訳としましては、一般財源のほか退職手当基金交付金及び公務災害補償費でございます。消防団員の福利厚生の充実を図るためのものでございます。主な支出としましては、退職団員13人分の退職報償金と福利厚生事業による自動車借上料のほか、消防団員等公務災害補償制度に係る負担金、福祉共済制度に係る負担金でございます。

次に、決算書の246ページ、247ページ、3目消防施設費、2の事業、消防施設整備事業費でございます。決算額は897万4,006円でございます。概要につきましては、説明書の263ページとなります。財源内訳は一般財源のほか県支出金でございます。消防施設や消防設備の整備及び適正な管理を行い、非常時に備えるためのものでございます。主な支出としましては、消防用資機材の購入、消防水利の確保、及び消火栓の維持管理料でございます。

次に、決算書の248ページから251ページになります。5目災害対策費、2の事業、地震対策費をごらんください。決算額は2,377万7,609円でございます。概要につきましては、説明書の265、266ページになります。財源内訳としましては、一般財源のほか国庫支出金、県支出金及び消防費雑入としてコミュニティー助成事業補助金と地震津波対策事業交付金でございます。災害の未然防止や防災組織体制及び災害発生時の対応策の充実を図り、災害に強い町づくりを進めるとともに、津波防災町づくりを推進することを目的としたものでございます。

主な支出としましては、防災会議の委員報酬の支出を初め災害用救急医療セットの更新、備蓄用資機材、非常食を配備しました。特筆すべきものとして、国の都市防災総合推進事業補助金を活用しまして、指定避難所のガラス飛散防止工事を実施し、非常時の対応強化を図ったものでございます。また、財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業としまして、防災資機材など整備が採択された自主防災会に助成金を交付をいたしました。

次に、決算書の251ページ、3の事業、国民保護対策費をごらんください。決算額は2,000円でございます。概要につきましては、説明書の267ページになりますが、財源は全て一般財源で旅費のみの支出でございます。

次に、決算書の251ページ、4の事業、防災意識向上事業費をごらんください。決算額は515万1,297円でございます。概要につきましては、説明書の268、269ページになります。財源内訳は一般財源のほか県支出金でございます。地域防災力の向上を図るため、リーダーを養成するとともに、地域の防災体制の確立及び防災意識の高揚を図ることを目的としたものでございます。主な支出は、委託料で地域防災指導員養成講座、ジュニア防災士養成講座を学校法人常葉大学に委託事業として実施したもの、また防災公園の指定管理者である一般社団法人吉田町町づくり公社に指定管理料を支払ったものでございます。

次に、決算書の253ページ、5の事業、情報伝達充実強化事業費をごらんください。決算額は1,167万8,187円でございます。概要につきましては、説明書の270ページになります。財源内訳としましては、一般財源のほか県支出金、消防債でございます。災害時における情報収集、情報伝達の充実を図ることを目的としたものでございます。

主な支出としましては、防災行政無線MCA無線機、防災メール、衛星電話など防災情報通信機器の維持管理及び修繕などを実施したものでございます。特筆すべきものとして、情報伝達システムの充実強化を図るため、県の緊急地震津波対策交付金と消防債を活用しまして、同報無線のデジタル化整備に向けたシステム構築のための調査設計の業務委託を実施いたしました。

以上が防災課からの説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、建設課長、大石 充君、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

少し戻りますが、決算書の249ページをごらんください。9款1項4目水防費の2の事業、水防費になります。決算額は85万5,360円でございます。概要につきましては、説明書264ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。水防資機材の修繕や充実、排水ポンプの借上げを行って、水害の軽減を図っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 次に、10款教育費の説明を求めます。

初めに、理事兼学校教育課長、栗林芳樹君、お願いします。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

10款教育費のうち学校教育課にかかわる事項につきまして、決算書及び説明書に基づき説明をさせていただきます。

10款教育費、1項教育総務費から御説明いたします。

決算書の255ページをお開きください。1目教育委員会費、2の事業、教育委員会費でございます。決算額は113万3,154円でございます。概要につきましては、説明書の271ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。教育委員会費は教育委員会の運営に関する予算であり、主な支出は、教育委員の委員報酬及び先進地視察研修に係る旅費でございます。

次に、決算書の257ページをごらんください。2目事務局費、2の事業、事務局事務費でございます。決算額は533万9,834円でございます。概要につきましては、説明書の273ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、県支出金1万5,000円でございます。事務局事務費は教育委員会事務局の運営に係る予算であり、主な支出は臨時職員賃金などの経常経費でございます。

次に、決算書の259ページをごらんください。3目教育諸費、2の事業、小・中学校健康診断費でございます。決算額は1,098万7,952円でございます。概要につきましては、説明書の274ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。小・中学校健康診断費は、児童・生徒及び教職員が健康で快適な学校生活を送れるようにするための予算であり、主な支出は校医、薬剤師の報酬、各種健康診断等の委託料でございます。

次に、同じく決算書の259ページをごらんください。3目教育諸費、3の事業、教育振興事業費でございます。決算額は5,005万2,238円でございます。概要につきましては、説明書の276ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、国庫支出金10万3,000円、そのほかとして日本スポーツ振興センター納付金103万6,980円であります。教育振興事業費は、良好な学習環境を維持しつつ児童・生徒の学力が向上するよう児童・生徒及び教職員を支援する予算であり、主な支出は、学校司書、特別支援教育支援員の賃金、また各小・中学校へのALT配置のための国際理解教育推進事業委託料、小・中学校へのエアコン設置工事に係る設計委託料などでございます。

次に、同じく決算書の261ページをごらんください。3目教育諸費、4の事業、教職員等負担金補助金でございます。決算額は316万610円でございます。概要につきましては、説明書の278ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。教職員等負担金補助金は、学校教育の振興を図るための負担金及び補助金であり、主な支出は県大会以上に出場するために必要な経費に対する財政援助である小・中学校活動補助金などでございます。

次に、決算書の263ページをごらんください。3目教育諸費、6の事業、ラーニングプラン事業費でございます。決算額は1,326万8,174円でございます。概要につきましては、説明書の282ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。ラーニングプラン事業費は、児童・生徒の確かな学力の定着を支援する予算であり、主な支出はラーニングプラン指導員への賃金、吉田町学力調査業務委託料などでございます。

次に、決算書の265ページをごらんください。3目教育諸費、7の事業、幼児教育振興事業費でございます。決算額は2,889万9,250円でございます。概要につきましては、説明書の284ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、国庫支出金718万4,000円でございます。幼児教育振興事業費は幼児教育を推進するための予算であり、主な支出は幼児教育カリキュラムの作成に係る会議開催に必要な経費、町内の私立幼稚園の運営に関する補助を行う運営費補助金、就園奨励費補助金などでございます。

続きまして、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費について御説明いたします。小学校費のうち学校管理費は、小学校において教育効果を高め、良好な学校教育が展開できるようにするための予算であり、各小学校ごと三つの事業から構成されています。

まず最初に、決算書の267ページをごらんください。2の事業、住吉小学校維持管理費でございます。決算額は2,526万667円でございます。概要につきましては、説明書の286ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか国庫支出金2万9,000円、その他として夜間照明及び体育館使用料合わせて26万6,900円でございます。主な支出は、臨時職員賃金等の経常経費に加え、グラウンド東側フェンス取りかえ工事請負費でございます。

次に、決算書の271ページをごらんください。3の事業、中央小学校維持管理費でございます。決算額は3,129万6,685円でございます。概要につきましては、説明書の288ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか国庫支出金18万2,000円、そのほかとして体育館使用料23万3,300円でございます。主な支出は、臨時職員賃金等の経常経費に加え、A棟屋根シート張りかえの工事請負費でございます。

次に、決算書の275ページをごらんください。4の事業、自彊小学校維持管理費でございます。決算額は2,394万8,190円でございます。概要につきましては、説明書の290ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、そのほかとして体育館使用料24万9,600円ござい

います。主な支出は、臨時職員賃金等の経常経費に加え、多目的ホール改修工事設計業務の委託料でございます。

続きまして、10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費について御説明いたします。決算書の279ページをごらんください。教育振興費は経済的理由により就学が困難となる児童をなくし、児童が等しく円滑に教育を受けられるようにするための予算であり、各小学校ごと三つの事業から構成されております。

なお、財源は全て一般財源となっております。

まず最初に、2の事業、住吉小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。決算額は154万5,774円でございます。概要につきましては、説明書の292ページをごらんください。支出は全て就学援助費支給のための扶助費でございます。

同じく決算書の279ページ、3の事業、中央小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。決算額は187万1,555円でございます。概要につきましては、説明書の293ページをごらんください。支出は全て就学援助費支給のための扶助費でございます。

同じく決算書の279ページ、4の事業、自彊小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。決算額は59万9,980円でございます。概要につきましては、説明書の294ページをごらんください。支出は全て就学援助費支給のための扶助費でございます。

続きまして、10款教育費、2項小学校費、3目特別支援学級費について御説明いたします。特別支援学級費は、小学校において教育効果を高め、よりよい特別支援教育が展開できるようにするための予算であり、各小学校ごと三つの事業から構成されています。

まず、決算書の279ページ、2の事業、住吉小学校特別支援学級費でございます。決算額は44万242円でございます。概要につきましては、説明書の295ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、国庫支出金17万7,000円でございます。主な支出は、就学奨励費支給のための扶助費でございます。

同じく決算書の279ページ、3の事業、中央小学校特別支援学級費でございます。決算額は41万883円でございます。概要につきましては、説明書の296ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、国庫支出金14万4,000円でございます。主な支出は住吉小学校と同様でございます。

同じく決算書の279ページ、4の事業、自彊小学校特別支援学級費でございます。決算額は32万2,440円でございます。概要につきましては、説明書の297ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、国庫支出金9万4,000円でございます。主な支出は、ほか2校と同様でございます。

続きまして、10款教育費、3項中学校費について御説明いたします。

決算書の281ページをごらんください。1目学校管理費、2の事業、吉田中学校維持管理費でございます。決算額は3,661万7,841円でございます。概要につきましては、説明書の298ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、国庫支出金2万2,000円、その他として夜間照明及び体育館使用料合わせて57万2,900円でございます。吉田中学校の維持管理費の主な支出は、臨時職員賃金等の経常経費でございます。

次に、決算書の285ページをごらんください。2目教育振興費、2の事業、吉田中学校要保護・準要保護生徒就学援助費でございます。決算額は453万7,753円でございます。概要につきましては、説明書の300ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、国庫支出金

1万5,000円でございます。本事業の目的は、各小学校と同様であるため、割愛をさせていただきます。支出は全て就学援助費のための扶助費でございます。

次に、同じく決算書の285ページ、3目特別支援学級費、2の事業、吉田中学校特別支援学級費でございます。決算額は48万7,070円でございます。概要につきましては、説明書の301ページをごらんください。財源内訳は一般財源のほか、国庫支出金17万1,000円でございます。本事業の目的も小学校と同様であるため、説明は割愛をさせていただきます。主な支出は、就学援助費支給のための扶助費でございます。

最後に、10款教育費、5項保健体育費について御説明いたします。

決算書の307ページをごらんください。2目給食施設費、2の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金でございます。決算額は1億725万8,000円でございます。概要につきましては、説明書の324ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合負担金は、共同調理場の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政である学校給食事業を円滑に執行するための負担金でございます。

以上が学校教育課が所管する決算の内容でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、生涯学習課長、浅井勝巳君、お願いします。

生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

生涯学習課からは10款教育費のうち10款1項3目、5の事業、ちいさな理科館事業費と10款4項社会教育費、10款5項保健体育費のうち1目保健体育総務費と3目体育館運営費につきまして、決算書及び決算資料の主要な施策と成果に関する説明書により説明させていただきます。

まず、決算書の263ページをごらんください。10款1項3目教育諸費のうち5の事業、ちいさな理科館事業費でございます。決算額は675万8,354円でございます。概要につきましては、説明書の280ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか教育費雑入の小さな理科館参加代4万2,900円でございます。この事業は、ふるさとの自然に愛着を持ち、自然の現象に触れる活動を通して子供の自然科学に対する興味や関心を引き起こすとともに、町民の生涯学習を実施することを目的とした小さな理科館の運営を行うためのもので、臨時職員の賃金、講師謝礼金、需用費、役務費、業務委託料、使用料及び賃借料、教材備品等の経常経費が主な支出でございます。

次に、決算書の287ページをごらんください。10款4項1目社会教育総務費のうち2の事業、社会教育総務費でございます。決算額は54万441円でございます。概要につきましては、説明書の302ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか利子及び配当金収入の社会教育振興基金203円でございます。社会教育総務費は、社会教育部門の所掌事務の事務費で、旅費、需用費、役務などの経常経費が主なものでございます。

次に、決算書の289ページをごらんください。3の事業、社会教育委員費でございます。決算額は57万6,720円でございます。概要につきましては、説明書の303ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。社会教育委員は社会教育法第15条の規定により設置され、同第17条の規定により各活動を行っており、支出につきましては、社会教育委員に対する報酬旅費及びこれに伴う各負担金でございます。

次に、同じく決算書の289ページ、4の事業、人権教育事業費でございます。決算額は16万7,742円で、概要につきましては説明書の304ページをごらんください。財源内訳は全て一般財源でございます。人権教育事業は、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるために行っているもので、平成28年度は福祉課と共催で講師に全国WEBカウンセリング協議会理事長、安川雅史氏をお招きし、「スマホ時代の子供と向き合う、いじめ被害者にも加害者にもならないために、インターネット上の人権侵害」という演題で人権教育講演会を実施しました。支出につきましては、報償費の講師謝礼金、旅費、需用費でございます。

次に、同じく決算書の289ページ、5の事業、芸術文化振興事業費でございます。決算額は318万909円でございます。概要につきましては、説明書の305ページをごらんください。財源内訳につきましては、一般財源のほか教育費雑入の文化鑑賞事業入場料12万3,600円とお花見茶会お茶代の3万6,000円でございます。

なお、文化鑑賞事業入場料はスプリングジャズライブの入場料でございます。

芸術文化振興事業は芸術文化活動の場を提供し、心豊かな暮らしの創造を育むことを目的として行っているもので、主な支出といたしましては、報償費、需用費、負担金、補助及び交付金で、実施事業といたしましてはスプリングジャズライブや芸術鑑賞のほか、吉田町文化協会への活動事業費補助や文化祭の実施等でございます。

次に、同じく決算書の289ページ、6の事業、文化財保護事業費でございます。決算額は46万6,939円でございます。概要につきましては、説明書の307ページをごらんください。財源内訳につきましては、一般財源のほか教育費雑入の町史等資料販売の1万8,280円でございます。文化財を保護し、理解を深めることを目的として行っているものでございます。主な支出は報酬、需用費等の経常経費でございます。

次に、決算書291ページをごらんください。7の事業、青少年健全育成事業費でございます。決算額は45万8,160円でございます。概要につきましては、説明書の308ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。青少年健全育成事業はたくましい精神と健やかな心を持つ健全な青少年を育成するための事業で、青少年健全育成委員会の開催や成人式の実施などの事業でございます。主な支出は報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、負担金等でございます。

次に、同じく決算書291ページ、8の事業、生涯学習推進事業費でございます。決算額は11万6,000円でございます。概要につきましては、説明書の310ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。人が生涯にわたり学び続け、豊かな生活を送ることを目的として行うもので、報償費、委託料が主な支出で、生涯学習推進委員の研修会の実施やにこにこ青年講座及びぽっかぽかの会への学習活動の事業委託を実施しております。

次に、同じく決算書291ページ、9の事業、地域教育推進事業費でございます。決算額は75万5,000円でございます。概要につきましては、説明書311ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか総務費雑入の地域コミュニティ活性化助成事業助成金26万6,500円でございます。地域全体で子供を育てる体制をつくり、子供たちの教育活動の充実を図るとともに、地域の教育力の再生と地域コミュニティの活性化を図ることを目的として行う事業でございます。主な支出は、小・中学校の家庭教育学級への業務委託料と地域教育推進事業等への補助金でございます。

次に、決算書293ページをごらんください。10款4項2目公民館費のうち2の事業、中央公

民館運営費でございます。決算額は1,171万8,859円でございます。概要につきましては、説明書の313ページをごらんください。財源内訳につきましては、一般財源のほか公民館使用料31万900円でございます。生涯学習の場を提供し、生涯学習の振興を図ることを目的として、中央公民館の施設の管理運営のための経費で、主な支出は臨時職員賃金のほか、需用費、役務費、業務委託料等の施設の管理のための経常経費でございます。

なお、平成28年度は中央公民館裏側の駐車場の舗装修繕工事を実施しております。中央公民館の昨年度の利用状況は、開館日数が284日で利用者数は3万8,809人でございます。

次に、決算書295ページをごらんください。3の事業、中央公民館活動費でございます。決算額は489万6,748円でございます。概要につきましては、説明書の314ページをごらんください。財源内訳につきましては、一般財源のほか講座受講料441万2,000円でございます。生涯学習の一環として中央公民館の学習活動を展開する事業で、報酬、報償費、需用費などの経常経費が主な支出でございます。

なお、平成28年度はシニアカレッジを12月に開校し、受講者は39人で3月末までに8回の講座を開催いたしました。

次に、同じく決算書の295ページ、4の事業、地域教育活動費でございます。決算額は185万7,155円でございます。概要につきましては、説明書の315ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか教育費雑入のチャレンジ教室参加料99万2,630円でございます。地域教育活動費は、地域の教育力を活用して町内の児童を対象とした講座や体験活動を行うもので、報償費、需用費、使用料及び賃借料が主な支出でございます。

次に、決算書の297ページをごらんください。10款4項3目学習ホール運営費のうち2の事業、学習ホール運営費でございます。決算額は1,315万2,478円でございます。概要につきましては、説明書の317ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか学習ホール使用料83万5,900円と社会教育債の非常用発電機整備事業600万円でございます。芸術文化の場を提供し、芸術文化の振興を図ることを目的として、学習ホールの管理運営をするための経費で、需用費、役務費、委託料等の経常経費が主な支出でございます。

なお、平成28年度は非常用発電機更新工事、舞台照明設備修繕工事を実施しております。昨年度の学習ホールの利用状況は、開館日数305日のうち利用日数が139日、利用者数は1万7,258人でございます。

次に、決算書の299ページをごらんください。10款4項4目図書館費のうち2の事業、図書館管理費でございます。決算額は3,856万8,560円でございます。概要につきましては、説明書の318ページをごらんください。財源内訳といたしましては、一般財源のほか図書館視聴覚ホールの使用料45万円でございます。図書館管理費は図書館施設の維持管理のための経費で、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入等の経常的な経費が主なものでございます。

次に、決算書303ページをごらんください。3の事業、図書館活動推進費でございます。決算額は2,433万4,083円でございます。概要につきましては、説明書の319ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。図書館活動推進費は図書館サービス運営のための経費で、主な支出といたしましては報酬、賃金、報償費、図書費を含む需用費、委託料、日本図書館協会、静岡県図書館協会への負担金等でございます。

図書館の平成28年の利用状況につきましては、説明書の320ページにまとめてございますが、

開館日数が278日、貸出人数4万7,774人、貸出冊数20万9,663冊、来館者数は12万746人でございます。

次に、決算書の305ページをごらんください。10款5項1目保健体育総務費のうち2の事業、社会体育振興費でございます。決算額は869万5,794円でございます。概要につきましては、説明書の321ページをごらんください。財源といたしましては、一般財源のほか各種大会参加料32万8,800円、教室受講料22万5,968円でございます。各種大会参加料は吉田町駅伝大会やソフトボール大会等への参加料で、教室受講料は初心者スポーツ教室とソフトランニング教室の受講料でございます。

社会体育振興費は、スポーツの振興を目的として町民1人1スポーツを目指したスポーツ活動の場を提供する事業で、スポーツ推進員による各種スポーツ教室の実施や体育協会への活動補助、駅伝大会などの競技会の実施でございます。主な支出といたしましては、報酬、報償費、需用費、負担金、補助及び交付金等でございます。

次に、決算書の307ページをごらんください。3の事業、体育施設広場維持管理費でございます。決算額は749万3,222円でございます。概要につきましては、説明書の323ページをごらんください。財源は全て一般財源でございます。体育施設広場維持管理費は社会体育にかかわる施設の維持管理を行うもので、中央コミュニティー、住吉コミュニティー、高島スポーツ広場等の維持管理費で、主な支出といたしましては、需用費、役務費、委託料等の経常経費でございます。

次に、決算書の309ページをごらんください。10款5項3目体育館運営費のうち2の事業、総合体育館運営費でございます。決算額は4,186万9,585円でございます。概要につきましては、説明書の325ページをごらんください。財源につきましては、一般財源のほか体育館使用料305万6,000円と県補助金の緊急地震津波対策等交付金887万8,000円、消防費雑入の地震津波対策事業交付金70万1,000円、社会教育債総合体育館改修事業660万円でございます。総合体育館の施設の維持管理を行うもので、賃金、需用費、役務費、委託料等の経常経費が主な支出でございます。

なお、平成28年度はこれらに加え、総合体育館耐震補強計画策定のための設計委託料2,808万円の支出がございました。昨年度の利用状況につきましては、開館日数305日、利用者数7万4,173人でございます。

次に、決算書の311ページをごらんください。3の事業、吉田町体育センター運営費でございます。決算額は140万9,190円でございます。概要につきましては、説明書の327ページをごらんください。財源は一般財源のほか、体育館使用料78万1,800円でございます。吉田町体育センターの施設の維持管理を行うもので、需用費、役務費、委託料等の経常経費が主な支出でございます。昨年度の利用状況につきましては、開館日数305日、利用人数は1万7,185人でございます。

以上が生涯学習課の決算内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 以上で第64号議案の詳細説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時46分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会13日目でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（藤田和寿君） 日程第1、一般質問を行います。
会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。
また、同条3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。
1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 大 石 巖 君

- 議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。
〔5番 大石 巖君登壇〕
- 5番（大石 巖君） 5番、大石 巖でございます。
私は、さきに通告をいたしました改訂学習指導要領の町の対応と考え方について質問をいたします。
TCP・トリビンス・プランの教育施策については、保護者や町民の皆さんから、あるいは新聞紙上においても多数の意見が出されています。私は授業時間の増加や教師の多忙化など、問題の多くは学習指導要領の改訂に起因しているのではないかと思います。
そこで、町の対応と考え方について伺いたいと思います。
一つ目に、保護者からの質問に対して学習指導要領は法的拘束力を有しているという回答をしていますが、その根拠はどこにあるのかお尋ねしたいと思います。
二つ目に、英語教育の授業時間が増える反面、国語力の低下を危惧をするという声がありますが、どう考えるのでしょうか。その対応について伺いたいと思います。
三つ目に、カリキュラム・マネジメント、用語的には教育課程に基づき組織的かつ計画的

に各学校の教育活動の質の向上を図るとして、英語の授業時間の増加、学力テストや一斉テストなどを実施、そうしたことによる現場の責任が一層強められ、教師への重圧が増すのではないかと、そうした危惧する声も聞かれます。町の対応策について伺いたいと思います。

四つ目に、社会との連携及び協働により、社会に開かれた教育課程という言葉が入っております。これはどういうものなのか伺いたいと思いますし、あわせて現場の教師、保護者、子供たちを中心とした自主的、創造的な教育指針というのが一方にはあると思いますので、そのかわりについてどう考えるのかお尋ねをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 最初に、1点目の御質問である「保護者からの質問に、学習指導要領は法的拘束力を有している」と回答しているが、その根拠はどこにあるか」についてお答えします。

学習指導要領とは、全国一定の教育水準の確保のために文部科学大臣が定める教育課程の基準であり、学校教育法施行規則第52条において小学校、同規則第74条において中学校、同規則第84条において高等学校について教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によるものとするとされています。したがって、国会が議決をした学校教育法に基づく省令に明示されているものであり、法を構成する一部であると考えられます。また、この学習指導要領は、文部科学大臣の告示として定められておりますが、その法的拘束力については、昭和51年5月21日の旭川学力テスト事件における最高裁判決において、法的見地からは長期目的のために必要かつ合理的な基準の設定として、是認することができるものと解するのが相当であるとされていることや、平成2年1月18日の伝習館高校事件における最高裁判決において、高等学校学習指導要領は法規としての性質を有するとした原審の判断は正当として是認することができることとされていることから、法的拘束力を有するものと解されています。

次に、2点目の御質問である「英語教育の授業時間が増える反面、国語力の低下を危惧する声があるがどう考えるか」についてお答えします。

私たちにとって、国語は学習や生活の基盤であり、学校教育において国語をしっかり学ぶことは大変重要であると考えています。こうしたことから学習指導要領においても、全ての教科の中で国語の時間が一番多く配当されており、また、平成20年の改訂では国語の授業時間を増加しています。また、国語はもとより全ての教育活動において、説明や論述、討論など児童・生徒の言語活動の充実を図っているところでございます。

このような中、平成24年に経済協力開発機構が実施した生徒の学習到達度調査におきましては、読解力の平均得点が、比較可能な調査会以降最も高くなっているなどの成果が見られましたが、平成27年に実施した同調査におきましては、読解力について国際的には引き続き上位グループに位置しているものの、前回調査と比較して低下しているとの分析がなされています。こうしたことは、情報化の進展に伴い特に子供にとって言葉を取り巻く環境が変化する中で、読解力に関して改善すべき課題が明らかになったものと考えられます。また、全国学力学習状況調査等の結果によると、小学校では文における主語を捉えることや、文の構成を理解したり文章を要約したりすることに課題があることが明らかになっており、中学校

では根拠を明確にして書いたり話したりすること、複数の資料から適切な情報を得て、それらを比較したり関連づけたりすることに課題があることが明らかになっています。

こうした課題を踏まえ、平成29年の学習指導要領の改訂においては、国語教育の一層の充実のため、情報の使い方に関する事項を新設し、情報を整理してその関係をわかりやすく明確に伝えることができるようにするための内容の充実が図られました。また、全ての領域において自分の考えを形成する学習過程を重視し、感想や考えを持ち、これらを記述することやその構成を考えること、相手に質問することなどの指導事項が新たに位置づけられています。

このように、これまでも、またこれからも、学習指導要領においては、国語を重要な教科と捉え、その充実が十分に図られており、当町においても、これらを踏まえた国語の指導を継続してまいります。

次に、3点目の御質問である「カリキュラム・マネジメント（教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図る）として、英語の授業時間の増加、学力テストや一斉テストなどの実施により、教育現場の責任が一層強められ、教師への重圧が増すのではないかとの声があるが対応策は」についてお答えします。

グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとって不可欠ですが、我が国では英語を初めとする外国語を日常的に使用することが限られていることなどから、このたびの学習指導要領の改訂において、小学校第3学年から外国語活動が、小学校第5学年から外国語が新設されたものと認識しています。教育委員会といたしましては、外国語に関する授業時間の増加に対し、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ、外国語指導助手、いわゆるALTを全校に一人ずつ配置し、彼らを十分に活用するとともに外国語に関する研修を充実し、教師の英語力及び英語指導力の向上を図るなど、外国語を指導する教師の負担軽減を図り、より質の高い外国語教育を実施してまいります。また、全国学力学習状況調査などの学力調査は、教育の成果や効果をあらわす一つの指標ですが、その結果に一喜一憂するのではなく、その原因がどこにあったのかを分析し、それを授業改善に生かすことが重要であり、本調査自体もそのような目的のもとに行われていると理解しております。

教育委員会としては、各学校が調査結果に基づいて分析された苦手分野をもとに、それを克服することができるよう日々の授業を改善したり、放課後補充学習や公設学習塾を活用して苦手分野のプリント学習をしたりするなど、学力や学習状況に関する調査を日々の教育活動に生かすことにより、子供たちに確かな学力を身につけることができるように、引き続き必要な施策を講じてまいります。

最後に、4点目の御質問である「社会との連携及び協働により社会に開かれた教育とはどのようなものなのか。現場の教師や保護者、子供たちを中心とする自主的、創造的な教育指針とのかかわりをどう考えるか」についてお答えします。

まず、前段の社会との連携及び協働により社会に開かれた教育についてですが、ここでは御質問の趣旨を次期学習指導要領が求めている社会に開かれた教育課程の説明であると理解し、述べさせていただきます。

次期学習指導要領における社会に開かれた教育課程とは、教育課程を通してこれからの時代に求められる教育を実現していくため、よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくる

という理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校において必要な学習内容をどのように学び、どのような資質、能力を身につけられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働により、その実現を図っていくということであると認識しております。また、後段の御質問にある、現場の教師や保護者、子供たちを中心とする自主的、創造的な教育指針につきましては、それが何を示しているのか不明であるため、そのかわりをどう考えるかをお答えしかねる状況です。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。再質問をしたいと思います。

3月31日にこの新指導要領が改訂をされました。その時期、文科省の中では多くの問題、事件が発生をしていたということにして、いわゆる文科官僚の天下りの問題、それから森友学園での教育勅語についての教えの問題等、いろいろ話題になっていましたが、あるいはその教育勅語についても、防衛大臣などが教育勅語の徳目にはいいことがあるというようなことを言いながら、要するに、そうしたこれまでの教育の中心である文科省、あるいは政府の官僚の大臣の中で、そうした教育に対するモラルが非常に低下をしている、そういう事件がたくさんありました。その中で告示をされた学習指導要領の改訂ですが、国民に対してどこがどう変わって、どういう点がこれから重要なのかという点での説明、あるいは国民が持つ関心が非常に低かった、そういうふうな感じを持っています。

吉田町では、2月23日に総合教育会議が告示に先立って行われました。その中で、TCPのトリビンス・プランが決定をされているわけですが、このプランが新学習指導要領に十分耐え得るものだと、あるいは先取りできるものだというふうに、教育長は表明をしておられます。このプランが教育指導要領の告示の前に決定をされ、本来であれば指導要領の改訂の趣旨やそれに対する対応策について十分議論をして、その上に立ってプランを策定をするという過程を踏むべきではなかったのかと思います。そうした改訂指導要領の内容や対応策について、教育関係者にどういうふうに説明をされたのか、その経過について伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

ただいま大石議員から御質問のありました件は、トリビンス・プランを学校の先生方でありますとか、にどのように説明をしたのかという、その経緯を聞かれているということによるのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 教育指導要領が3月31日に告示をされた。その1カ月前、2月23日に吉田町の教育総合会議が開かれて、その中でTCP・トリビンス・プラン、そうした教育施策が議論され、決定をされたという経過があります。要するに、学習指導要領が出る前に町の施策が決定をした。それでは、その学習指導要領がどんな内容で、どういうふうな特徴があって、それに対してどう対応するのかという議論と逆ではないのかという感じがしました。ですから、教育指導要領の内容や対応策について、教育関係者についてどういうふうにそれを、中身を説明されたのか、その経過について伺いたいという質問です。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

お答えをさせていただきます。

まず、学習指導要領の改訂ですけれども、急にその3月31日に改訂されたわけではございませんで、約2年間ほどに及ぶ議論を経た上で改訂をされておると認識しております。その過程においては、論点整理でございますとか、中央教育審議会の審議のまとめというのがその時点、時点で出されておまして、学習指導要領の改訂がどういう方向で進むのかということにつきましては、町としてもそれを見据えながらこのプランを考えていったというふうに理解をしております。また、ことしの2月23日より以前に、すみません、正確な日付は、恐らく2月20とか22とかだと思いますけれども、そこで文部科学省のほうからパブリックコメントという形で、既に3月31日に告示される学習指導要領の案というのが公表されております。それも踏まえて、この総合教育会議の中で、こうしたプランを学習指導要領に対応するものとして、提案をさせていただいたというところでございます。実際4月以降、3月31日以降、その学習指導要領、2月の時点と3月の時点とで、もちろん文言の一部が変わったところはございましたけれども、その趣旨が大きく変わるということがございませんでしたので、現在に至っているというところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 大石議員、今二つ質問があったから、最初の日には、2月13日、3月31日、そっただけ先に質疑をやって、その後教育関係者にやっての話で質問していただけますか。話がごっちゃになっちゃいますので、お願いします。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 今、パブリックコメント等が公表されていて、それについては皆さんが承知をしているというような回答だったと思いますが、私はその教育関係者にその中身、学習指導要領がどういうふうな説明で周知をされたのか、その辺についての、周知の過程について伺ったわけでして、今の話では、総合教育会議の前日にそういうものが出たというお話だけですので、十分な説明になっていないと思いますが、再度、教育関係者にこの学習指導要領についての説明をどうされたのか伺いたいと思いますが。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

その周知というのは、国がということでしょうか、それとも町がということでしょうか。

その主語を、誰が誰に対してというところを教えてください。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 私は今、町の学習指導要領に対する対応と考え方について基本的な点について伺っているわけでして、町の対応について伺っているわけです。ですから、国がどうこうでなしに、町としてどういうふうに対応しているのか、それを伺っています。いかがですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。失礼いたしました。

それでは、その経過につきまして御説明をさせていただきます。

まず、このトリビンス・プランですけれども、授業時間数の増加でありますとか、今回の

学習指導要領が求めている主体的、対話的で深い学びといったアクティブラーニングの視点からの授業改善というようなものをしっかり進めていくためのプランであるということから、プランの説明に際して同じように学習指導要領の趣旨というのともあわせて説明しているものですから、トリビンス・プランの説明の経過ということとあわせてということになりますけれども、御承知おきいただければと思います。

まず、2月15日ですけれども、町内校長会を開催をいたしまして、その中でトリビンス・プラン、また、そのなぜこういったプランをやらなければいけないのか、その背景には学習指導要領の改訂もあるわけですけれども、そういったことについて御説明をさせていただいております。実際、各学校にはその後、例えば2月28日、同じように小・中学校の校長先生方に対しまして説明をし、また、その全教職員にこのプランのことを説明してほしいというような依頼をしております。4月に入りましてPTA総会、これは先生ももちろん入っている会議でございますけれども、4月14日、吉田中学校のPTA総会において御説明をさせていただき、4月22日住吉小学校、中央小学校、自彊小学校、それぞれのPTA総会において説明をさせていただいております。続きまして、6月27日ですけれども、学校の管理職を主な対象といたしまして、学校説明会を開催させていただいております。また、7月26日に自彊小学校において全教職員を対象とした説明会を開催しております。続きまして、8月7日に吉田中学校において全教職員を対象に説明会、同じく8月9日に中央小学校で全教職員に向けた説明会、8月24日に住吉小学校において全教職員を対象にした説明会を開催させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 保護者の皆さんから、このTCPプランの決定、2月23日に総合教育会議で決定をした経過がありますが、そのプランの決定のプロセスがよくわからないという意見が出ています。これは、教育委員会も御承知だと思いますが、現状分析、今の学校がどうなっているかと、教育が、内容がどうなのかというふうな現状分析が十分されているのか疑問があるという声も、あわせて私のほうも聞いております。こうした学習指導要領の改訂に対する説明の中で、教職員の皆さんからの意見がどんなものであったのか、それを紹介していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藤田和寿君） 大石議員、ほかの通告者の内容に踏み込むような内容も多少ありますので、御配慮のほうをお願いしたいと思いますが、答弁のほうをお願いします。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

御質問は、そのプロセスのことと、もう一つは学校説明会においてどういった意見があったのかということでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） すみません、長い文章で質問しまして、申しわけありません。

学習指導要領の改訂に対しての説明会、そうした中で教職員の皆さんからどんな意見が出されたのか、その点についての紹介を伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、先ほど申し上げた各学校における説明会です、7月26日から自彊小学校を初めとして順次行ったわけですが、基本的に、その学習指導要領の内容についてここがどうこうというような御意見はありませんでした。それにかかわってトリビンス・プランの説明もしているわけですが、トリビンス・プランに関しましては、例えば先ほど議員がおっしゃられたように、事前に意見を聞いてほしいということでもありますとか、そういう意見がある一方で、例えば小学校の教員は担任を持っていると毎時間全て授業を行わなければいけないので、空き時間をつくれるようなシステムにしてほしいでありますとか、あとは校務システムなどICT機器を充実してもらえれば自分たちの多忙化も解消されるのではないかとといった提案型の御意見、あとは中学校のほうですけれども、現在夏休みに行われている中学校体育連盟主催の大会への参加への不安であるとかというようなお声もいただいているところです。また一方で、このプランの中で自分がどのようにやっていけば、さらにいいプランになるのか、しっかりと考えながら取り組んでまいりたいということもございますとか、夏休みの期間は、例えば16日とまだ決まったわけではございませんけれども、16日程度あれば自分としては十分であると考えているといったような意見もいただいております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 学校教育課長、大石議員は学習指導要領の改訂に対する教職員への説明ということで、TCPについての質疑内容ではなくて、その学習指導要領の変わることに対する説明はやったかというような質問だと思いますので、TCPもあるかもしれませんが、そちらのほうの御意見があれば、御紹介のほどお願いしたいと思います。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 失礼いたしました。学校教育課でございます。

冒頭申し上げましたように、TCPの説明会の中で、なぜこういことをやろうとするのかという背景に学習指導要領の改訂、大きくは授業時間数の増と、主体的、対話的で深い学びといった視点からの授業改善、そのためには授業準備の時間であるとかということがこれまで以上に求められるようになりますというような背景を御説明させていただいた上で、TCPの説明をしておりますので、TCPの説明会と新学習指導要領の改訂の趣旨の説明というのは一体のものであるというふうに理解をして、説明をさせていただいております。その中で、新学習指導要領に関してどうこうというような御意見はなかったものと理解しています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

これまでの教育委員会制度というものが変わって、首長、町長です。教育行政にかかわることができるというような制度に変わりました。2月の総合教育会議では、そうした中で町長も出席をされて、司会進行をやられておりますが、その教育会議の中で事務局から、今後において先駆的となる町独自のよりよい教育の提供のあり方を具体的に考案するよう、町長から総合教育会議事務局の学校教育課に指示されていますというようなことの、これは提案ですか、報告ですか、がありまして、その上に立って具体的な取り組み、TCPプランが協議をされました。

田村町長に伺いたいんですが、これまでエアコンの導入、それから夏休みのあり方について

ては前々から考察を続けてきたということが広報でも何回か取り上げられておりますが、TCPプランについてこうした体系をつくった、要するに基本的な方針については、これは町長の主導で作成されたというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 議員の質問は、一般質問の通告書の質問事項とか質問の要旨から少し外れているような気がするのですが、議長、調整をお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 大石 巖議員の質問は、改訂が、指導要領の町の対応と考え方についてでございますので、今回のTCP・トリビンス・プランにかかわる教育改革に関しましては、そもそも論として改訂学習指導要領が変わったことに伴います、町がどのように対応するかということだと思われまます。その中で、大石議員はTCPについて以下4点の質問をされているわけですから、そのもととなるところの考え方を問うというのは、今回の趣旨に沿っていると思われまますので、きっかけとなる教育総合会議の中での議論というものも、御答弁されても問題ないと思われまますが、いかがですか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 私の今の質問の趣旨は、改訂指導要領の具体化ということで、町の対応について伺っているわけで、その対応策の基本的な方向性については、町長からの提案をもとにこのプランが策定されたというふうなことの理解でよろしいのかどうか、その点を伺っているわけで、的外れな質問ではないと思われまますが。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、その新教育委員会制度の趣旨といいますか、そういうところから少しお話をさせていただきたいと思われまますけれども、平成26年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものが一部改正をされままして、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議の設置というものが義務づけられました。この意図というのは大きく二つございませけれども、一つ目が、首長が教育行政に果たす役割や責任が明確になるようにするということと、首長が公の場で教育政策について議論することは可能になるという、そういう目的が一つございませ。もう一つが、首長と教育委員会が協議調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能になるという、大きな二つの目的を達成するために、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものが改正をされて、総合教育会議というものの設置が義務づけられたということになっております。この総合教育会議自体は執行機関同士の協議及び調整の場ございませまして、引き続き教育に関することにつきましての執行権というのは、教育委員会にあるものということでございませ。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） こうしたTCPプランについて、学習指導要領に基づいて具体化をするということの基本の方針について、これも町長もかかわっているということで、町民の皆さんも大変な大きな興味を持っているわけです。その点についても、町長のほうから明確な答えをいただければと思われまますけれども。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） この夏休みの問題というのは、私は10年ぐらい前から非常に興味を持

って眺めて生きているんですけれども、夏休みの最大の問題は、明治新政府において文部省がやった政策から来ているんです。これは御存じですか。

- 5番（大石 巖君） 承知しています。
- 町長（田村典彦君） どのように。
- 5番（大石 巖君） 答えを先に言ってください。
- 町長（田村典彦君） そうしていくと……。
- 議長（藤田和寿君） 反問は御答弁されてから最後にしてください。
- 町長（田村典彦君） ああ、そうですか。

日本の文部省は、明治新政府の中において最初はアメリカ方式で、いわば学年を決めたんです。9月開校、それから7月閉校。昔でいいますと、要は7月の末から8月にかけて、今の春休みと同じような位置づけだったんです。これがなぜ年度の4月開校、2月の末から3月閉校になったかという、これは基本的に帝国陸海軍の学校、すなわち海軍兵学校であるとか陸軍士官学校が4月開校、3月閉校をやったんです。二つのいわば大きな教育の体系ができてしまったんです。そのとき何が起こったかといいますと、日本の優秀な人間たちは、海軍兵学校であるとか陸軍士官学校になだれ込んでいったんです。そうしたら当然管理等もありますし、当時のことだから明治新政府はそこに大きなお金を使えますので、そういう形でそういう形でいったんですけれども。その瞬間に、いわば文部省は、その時点で、いわば帝国陸海軍の海軍兵学校であるとか、陸軍士官学校の学年に倣ってしまったんです。その瞬間に、最初9月開校、それから7月であるとか、その辺の閉校の場合は、何も問題はなかったんです。というのは、学年まででございますので、基本的には1学年終わった後の問題ですから、夏休みってさほど問題がなかったんです。

しかしながら問題は、4月開校、いわば2月であるとか3月の閉校になった瞬間に、夏休みが学年末ではなくて学年の中間に来てしまったんです。これが最大の夏休みの問題なんです。なぜかという、皆さんよくおわかりだと思いますけれども、4月に学校が始まって、4月、5月、6月、7月といったときには、学力が上がってきますよね。7月の末から8月の末ぐらいまで夏休みになった場合は、そこでいわば大きな意味での学力の低下が起きるわけです。これは最大のマイナス効果なんですけれども、それを本来はこのマイナスを、いわば学力の確実な定着に対して確実にマイナス効果を及ぼす、いわゆる学年中の夏休みの設定というものが、大きく夏休み問題を提起したんです。しかしながら、明治新政府、文部省は、このマイナス効果を与えることに対して余り積極的な対応策をとらなかったんです。そこが最大の問題で、そこで何が起きたかという、今度はそこではその長期の間における夏休みのマイナス効果という教育上の問題ではなくて、いわば学年中に設定した夏休みをどういうふうにするかという、意味づけるものになってしまったんです。

それが最大の問題で、いわば大きくそれがずっと尾を引いてきたんですけれども、今回の学習指導要領を含めて、その途中で週休二日制、土曜日の授業もなくなるとか、そうすると、基本的に、そこにある授業というものが、要は週五日のほうに踏み切られると。そうすると当然のことながら授業実数が増えるのはわかり切っているわけです。そういう中において、現行のいわば学習指導要領でいきますと、大体小学校はこれは6時間授業日が2日、5時間授業日が3日になっています。今回は35時間、いわば英語教育の時間数が増えますと、これをどこに割り振っていくかが問題になったわけです。そこで、現行の中に入れると、1時間

やると6時間授業日が3日、5時間授業日が2日です。これを現行でいいますと、単純な話、先生は8時から16時30分でございますので、16時30分に終わりますので、30分、30分、30分が3日、85分の余裕が2日あります。これでは、子供は非常に体力的にも問題がありますし、私が常々申し上げているように、先生の、いわば授業に対する準備の時間というものもどんどん限られてきていると。そういうようなことを考えると、これでは到底、現行のあれが非常に難しくなっていくだろうと、そういうことを考えたときに、先生のいわば授業に対する時間を確保するためには、基本的にはどういうふうなことをやればよろしいかと、ずっと考えてきたんですけども、今回国のほうでカリキュラム・マネジメントとして、要は3方式のどれかをとりなさいよといったわけです。うちの町としては、基本的に学校教育委員会が考えたのが、授業日数を増やして1日の授業実数を減らすと。そういうことによって先生のいわば授業時間を減らして、先生の授業のための時間を確保すると、そういうふうなことです。したがって、明治時代のいわば文部行政の時間軸を柱としてしまうと、この夏休みの問題というのは非常に大きな問題になるんです。だから、もっと極端なことを言いますと、議員の携帯はiPhoneですか、それともガラケーですか。

○5番（大石 巖君） iPadです。

○町長（田村典彦君） iPad。要は、なぜ日本の携帯はガラケーかということ、基本的にはガラパゴスの関係で言っているわけです。日本のいわゆる夏休みというものは、世界の観点からいうと、完全なガラケーと同じようにガラパゴスなんです。御存じだと思いますけれども、世界の条例というものは基本的には9月なんです、始まりが。そこからいうと、いろんな問題が、今までの問題も含めていろんな問題が生じているわけです。その辺を考えていただきたいと思っています。

○議長（藤田和寿君） 大分本来の質問から離れたところにいっていますので、質問のほうを少し修正してお願いしたいと思います。

町長。

○町長（田村典彦君） 今、私、議員に反問したので、それは明治の文部行政の歴史から見て言っているわけですから、どの辺に問題があるのか、それについてお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 町長のそうした歴史的な見識については敬服をいたしますが、ここでその歴史的な議論をしている時間ありませんし、それから夏休み、長期休暇の問題について、後ほどまた他同僚議員が質問の内容になっていますので、私のほうは質問を控えさせていただきますと思います。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 夏休みの問題が学年末から学年の途中に入ったことによって、いわば学力の定着に関してマイナス効果をしたわけです。これ、明治以降の文部行政の歴史を知らないと、これはちょっとわからないです。最大の問題はそこにあるんです。あらゆる問題は、いわば学年中に夏休みが設定されたことによって起きています。だから、どういうことですかと言っているんです。

○議長（藤田和寿君） 町長、今回、大石 巖議員の質問は、改訂学習指導要領の町の対応がありますし、TCP・トリビンス・プランでありますので、夏休みというのはこの場で町長

が初めて発言されたものですから、夏休みは少し今回の質問とは違うものですから、申しわけないですけれども、またの機会にお願いしたいと思います。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 夏休みの問題というものが、今当然のことながら学習指導要領の問題で起きているというのは重々承知しておりますけれども、夏休みの問題というものは、要は明治新政府におけるところの文部省が、いわば学年末の、学年の始まりを9月から4月にした時点で起きたんです。そういう問題がずっと尾を引いて、今回の学習指導要領においても大きく顕著になってきたわけです。そういうことを踏まえて私は質問しています。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） この問題で町長とやりますと、時間が全くなくなります。

私は一言、明治以降のそうした教育の制度の問題の中で、夏休み、冬休み、あるいは春休みというような季節を通じた長期休暇というものの制度は、学校、あるいは国民的にも定着をしてきているのではないかというふうなことは、理解は皆さん共通だと思いますので、その点を踏まえて、また後ほどの同僚議員の質問が出るとと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

質問を続けます。今、町長が言われたように、小学校3年生が外国語活動が導入をされて、週1時間、45分授業の授業時間の増加をするという問題があります。文科省からそれに対する対応策として示された案と、それから吉田町の対応策、三つの案です、これとは内容が違っていると思うんですが、その点について伺いたいと思いますが、一つは、吉田町では授業時間が増えることによって、1日の授業時間あるいは年間の授業日数をどうするかという問題に対して、文科省からは吉田町の言い方です、一つとしては土曜日を授業日とするという提案、それから二つ目には、平日の授業時間を単純に増やすということ、それから三つ目には、長期休業日を授業日とする三つの案が文科省から示されて、それについて吉田町としては、三番の長期休業日を授業日に充てるという案を採用に決めたということの報告、説明がありましたよね。ところが、文科省としては四つの案を提案していると思います。それは御承知だと思うんですが、一つ目としては夏休みを短くして授業日を確保する、あるいは土曜日授業を行うというのが一つの案。二つ目としては、15分授業、モジュール学習というらしいんですが、これを3日加えると45分になります。または、60分授業を3日行う。45分授業に15分延長の授業日を3日加えると。これが二つ目の案。三つ目としては、45分授業を単純に1コマを増やす。それから四つ目としては、これらの案を組み合わせをして授業時間を確保するという四つの文科省からの案が出ています。これは他の自治体でも今検討中と聞いておりますが、なぜ吉田町は文科省と違う三つの案を選択肢として選んで3案がいいということで、町民に示したのか、その違う点、あるいは3案にしたという根拠を示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、議員がおっしゃられた、その文部科学省のというのは、小学校におけるカリキュラム・マネジメントのあり方に関する検討会議とあって、平成29年2月14日に出されたものから引用されているというふうに理解をしておりますけれども、その中では、議員おっしゃるような形で書かれておるのは、我々としても認識をしております。そういった中で、それを

教育委員会として考えたときに、例えば我々として今申し上げているのは、土曜日の授業実施、もう一つは週当たりの授業時間数を増加させるということ、あとは長期休業日を活用するという三つを大きく掲げさせていただいておりますが、その中で15分授業、いわゆるモジュール授業ですけれども、もう一つが40分授業を単純にプラスするというやり方、この二つは、我々としてはこの②という形で、週当たりの授業時間数を増加させるということに集約をして、一つの案として提示をさせていただいております。要は、今の時間割に15分がばらばらになるのか、一つが丸々増えるのかというようなことで、通常の現在の時間割に週当たりの授業時間数が増えるという意味では変わらないということで、そのように説明をさせていただいているところでございます。

そういった中でですけれども、なぜ、授業日であるとか週当たりの授業時間数を増加したりというような案をとらずに、長期休業日を活用するという案を採用したのかということでございますが、まず、土曜日の授業実施につきましては、既に社会的にといいますか、土曜日が休日であるということは定着をしているのではないかとというふうの一つ考えております。また、土曜日を平日と、授業日ということにしますと、教員の勤務の関係から、また別の平日に教員が休みをとらないといけないというようなこともあることから、土曜日ではない選択肢をとということで考えたところでございます。

二つ目の週当たりの授業時間数の増加ということですが、一つはモジュールというやり方と、もう一つは45分授業を単純に増やすというやり方ですけれども、どちらを採用したとしても、今回トリビンス・プランの目的としては、授業準備の時間を捻出するために日々の先生方の多忙を解消するというようなことも一つの目的であるものですから、単純に増やすということでは、そういったことに対応することができないという判断をして、最終的に三番目である長期休業期間の調整により年間授業日数を増加させるという選択肢として提案をさせていただいたというところでございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

文科省はそうした四つの中で、最後にこれらを組み合わせて授業時間を確保するというのもしっかりと入っているわけですし、こういうこともちゃんと教育関係者、町民に明らかにした上で、今のような過程で議論で、こういうふうなことにしたいですという提案ならわかるんですが、最初から三つの吉田町としての案を出したということについて、これはちょっとなかなか文科省との案との違いが、どういうふうにそこを修正したのかというのが目に見えてこないものですから、その辺の説明が非常に不足しているのではないかなと思います。

時間がありませんので先に行きますが、今吉田町は独自の教育施策を展開しているということで、地域でも話題になっておりますが、そうした中で先生たちの転勤の問題、希望の問題ですが、こうした独自の町の施策を実行しているときに、先生たちが吉田町に転勤を希望しているかどうか、そうした教育課程における充実について教師の皆さんが吉田町をやりたいよという希望がどれだけあるのか、そういう点を伺いたいんですが、いかがですか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石議員。

通告内容と大分離れておりますので、教員の希望等、このどこに当たるか私はちょっと判断できませんので、今の質問は、答弁のほうは差し控える。違う質問をお願いしたいと思います。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） それでは、また他の同僚議員の質問にゆだねたいと思います。

中日新聞だったと思いますが、尾木直樹さんが新聞で論評をしています。その中で言っている言葉が、文科省は教員数を押さえたまま労働強化ばかりする。その中、苦肉の策として吉田町は夏休みの短縮を考えたと思う。その意味で犠牲者、教員数を2倍にすれば問題の多くは解決する。教育は未来への投資。お金をかけない日本の貧弱な教育行政のしわ寄せが吉田町に出ているというような新聞記事が載っています。私もその点は同感をしましたが、こうした学習指導要領の中身が増えてきている、そしてその中身についても、先生たちが大変な思いをしてこれから実践に移さなければいけないという中で、やはり教員数を増やすということが大きな課題になってきていると思いますし、静岡県内では30人学級という、そうした要求もたくさん根強いわけですので、やはりきめ細かな教育をしていく、あるいは学習指導要領の理想に沿って教員数を増やすということが大きな課題だと思いますが、その点いかがですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

議員がおっしゃっているとおり、教員が増えれば、増えた分多忙であるとか、これまで抱えていた問題を解決するということはできるかもしれませんが、ただ、教員というのは国のほうで定数というものが決められておまして、教員の給与の3分の1は国から補助でございますが、3分の2は地方が負担しているというようなことでございまして、町独自でその国が決めた定数を変えたりですとか、あとは町独自で、もちろん予算が潤沢にあれば、教員ではなくて講師という形にはなりますけれども、そういった方々を雇用するということはできるかもしれませんが、まずはその定数については我々としては、もちろん要望はしてまいりたいと思いますが、どうしようもできないと、決められたものがございまして、その中でやりくりをしていかないといけないということ、あとは講師につきましても、これは7月末の保護者への回答でも回答させていただいているところではございますけれども、実際その町の予算をしっかりと確保して、継続的にずっと同じ教員免許を持った資質のある方を雇っていくということが難しい状況であるということから、給与の条件の中、今与えられている条件の中でどういうことをしていくことが子供たちにとっていいのか、教員にとっていいのかということと考えたということでございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

時間がなくなりましたのですが、最初に学習指導要領の法的根拠ということで回答をいただきましたが、これは法律事項ではないわけですので、各学校の子供や地域の実態を踏まえて教育課程を作成していくという中で大綱的な基準だということは、これは文科省の文章の中にも入っているわけですので、教育課程の編成権は学校現場の地方職員にあるという基本を絶えず認識をしていただいて計画をつくっていただきたいと思います、これが基本だと思いますし、吉田町の教職員、保護者、子供たちが元気で未来に希望の持てる教育行政を発信できるというような努力を、もっともっていただきたいと思いますということを重ねて要請をし、質問を終わりたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 質問が終わりました。

教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 議員の質問等伺っていますと、議員はどうも学習指導要領に基づかない教育を考えていらっしゃるのかなというふうに思いますが、ここできちんとしておこななきゃいけないと思いますので、吉田町教育委員会としては、国の定めた学習指導要領にのっとして教育を推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 以上で、5番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

◇ 遠 藤 孝 子 君

○議長（藤田和寿君） 続きまして、3番、遠藤孝子君。

〔3番 遠藤孝子君登壇〕

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤孝子です。

私は、平成29年第3回吉田町議会一般質問において、事前に通告してあるとおりです。

第5次吉田町総合計画前期基本計画において、次代を担う心豊かな人を育むまちづくりを基本理念に掲げ、一人一人の個性を伸ばす学校教育環境が充実した町を目指すを常態としてしています。そして、教育大綱が制定され、平成28年度から平成31年度までの4年間、その期間としております。この大綱において、社会や保護者の生活スタイル等の変化、または新カリへの対応というふうなことで、教育改革が求められ「吉田町教育元気物語、TCP・トリビンス・プラン」が提示されました。この画期的なプランは全国の関心を集めているところであり、現在、保護者説明会においても多くの質問が寄せられ、その回答が示されたところです。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

一つ、学習指導要領の改訂において、TCP・トリビンス・プランへの対応の具体策をお聞きします。

二つ、TCP・トリビンス・プランの概要において、具体的な施策が示されており、授業日の平準化について話題が先行しておりますが、他の具体的な施策の進捗状況や、来年度への準備についてお伺いいたします。

3、教員の多忙化解消として、住吉小学校で研究中の業務改善について、その取り組みをお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 最初に、1点目の御質問である新学習指導要領の改訂においてTCP・トリビンス・プランへの対応の具体策をお聞きしますについてお答えします。

平成29年3月に改訂された学習指導要領における主な改正点としましては、一つ目として小学校三、四年生に外国語活動、小学校五、六年生に教科として外国語がそれぞれ新たに設けられること。二つ目として、小・中学校の全ての教科等において、主体的・対話的で深い

学びの視点から授業改善を行うことが求められていることが挙げられます。

そこで、こうした新学習指導要領に対し、TCP・トリビンス・プランにおいては、平成30年度から授業日数を220日以上に設定し、授業日を平準化することで対応していきたいと考えております。

まず、一つ目の新たに設けられた外国語活動及び外国語については、その授業時間数の確保が必要となるため、具体策としては、春、夏及び冬の長期休業日を活用して、授業日数を捻出することとしました。これにより、必要となる授業時間数を確保することができると考えております。

次に、二つ目の主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善については、教師の授業準備の時間の確保が必要となるため、具体策としては、6時間目を設定せず、年間を通じた5時間日の設定や、さらに工夫によって4時間日の設定を可能とする時間割とすることについて検討することとしました。これにより、平日における教師の授業準備時間を確保することができると考えております。

次に、2点目の御質問であるTCP・トリビンス・プランの概要において具体的な施策が示されており、授業日の平準化についての話題が先行していますが、他の具体的な施策の進捗状況及び来年度の準備についてお伺いしますについてお答えします。

TCP・トリビンス・プランは、授業日の平準化も含めた総合的な教育施策プランとなっており、その施策については三つの方向性を定め、それぞれ具体的に示しております。

まず、一つ目の方向性であります子供の確かな学力を保障する環境づくりにつきましては、快適な学習環境の整備として、本年7月に全小・中学校の普通教室及び特別教室へエアコンを設置し、供用を開始しております。

次に、外国語、国際理解教育の推進として、7月末をもって外国語指導助手、いわゆるALTが4名体制となったため、2学期から町内の各小・中学校へそれぞれ1名ずつ配置しております。

また、幼児教育の推進として、昨年度、千葉大学の松寄洋子先生のお力をお借りしながら、吉田町幼児教育カリキュラムを作成したところであり、今年度は本カリキュラムに基づいた実践と検証を踏まえ、教師、保育士用指導書を作成した上で、来年度からこの指導書に基づいたより質の高い幼児教育を提供していく予定です。

さらに、小中一貫教育の推進として、小・中学校の現状も踏まえながら、今年度から検討を始め、幼児教育から小・中学校までの一貫した教育の推進を図っていく予定です。

最後に、調査結果に基づいた授業実践として、これまで行ってきた吉田町ラーニングプラン事業における吉田町学力調査の調査結果を分析し、それを反映させることで、児童・生徒の理解や学力の定着につながるよう改善した授業を実践していくとともに、ここから得られたノウハウを今後もTCP・トリビンス・プランにおいても活用していく予定です。

次に、二つ目の方向性であります。教職員が授業に専念できる環境づくり（教職員の日々の多忙解消）につきましては、教職員の勤務時間の適正化を図るため、今年度、新しい試みとして8月14日から8月18日までを学校閉庁日と設定し、学校において日直を設けず、先生方が休める環境を整えました。なお、学校閉庁の期間中、校内の見回りは教育委員会において実施しております。

次に、校務の支援として、学校事務の効率化につきましては、昨年度から住吉小学校で取

り組んでいる業務改善の取り組みを全小・中学校に広げていくため、授業に専念できる環境づくり委員会を開催し、その結果と課題の分析や普及の具体的な手立てを検討しております。

また、校務アシスタントの配置につきましては、今年度から住吉小学校に2名配置しておりますが、その取り組み状況も踏まえながら、必要に応じて、今後、全小・中学校に展開していきたいと考えております。

その他、教職員の研修体制の充実としては、6月に町全教職員研修会を学習ホールで実施いたしました。

最後に、三つ目の方向性であります保護者（家庭）の教育ニーズに応じた環境づくりにつきましては、安心して安全な教育環境の整備として、授業日には、基本的に学校給食を提供することができるよう、学校給食の実施日を拡張するよう調整を進めております。

次に、放課後の子供の居場所づくりとして、生涯学習課やこども未来課など関係各各課を連携し、体制を整備しております。

また、問題行動のない落ち着いた教育環境の充実として、児童・生徒に対し、よりきめ細かい対応をすることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを今年度各校に配置しております。

なお、本プランを円滑に進めるため、本年7月に町長を本部長とする「吉田町TCP・トリビンス・プラン環境整備推進本部」を設置し、7月の末に第1回の会議を開催しました。本プランは放課後児童クラブなど町長部局との密接にかかわる部分が多いため、教育委員会としては、関係部署と密に連携を図りながら進めてまいりたいと考えています。

最後に、3点目の御質問である教員の多忙化解消として、住吉小学校で研究中の業務改善についてその取り組み状況をお伺いしますについてお答えします。

住吉小学校では、校内体制の確立を目指し、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任及び研修主任で構成される「教務会」、その教務会メンバーに学年主任、学校事務及び養護教諭を加えて構成される「未来の夢プロジェクト委員会」を、全教職員で構成される「拡大未来の夢プロジェクト委員会」を組織し、校務の整理と教職員の意識改革を重点目標として、現状把握や意識調査、具体的内容の企画立案、実践及び検証・分析を行い、次年度の教育課程編成に生かすというPDCAサイクルを確立してまいります。

まず、一つ目の重点目標である校務の整理としましては、学校運営組織、校務分掌、会議の時間の見直しを行いました。また、教員でなければならぬ業務と教員でなくてもできる業務を整理し、特に、後者については、業務アシスタントを複数配置により対応しています。

次に、二つ目の重点目標である教職員の意識改革としましては、平成28年度は3週間の定時退庁ウィークと2カ月間の退庁月間を設定し、超過勤務の厳格管理を実施し、教職員各自が業務を客観的に見たり、時間を意識して仕事に軽重をつけたりするなど、タイムマネジメントやタスクマネジメントの意識を高めることができています。

以上が、現在、住吉小学校において行っている業務改善の取り組みの内容でございます。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

まず、1点目ですけれども、確かな学力というふうなことで、指針、仮に示されているわ

けですけれども、本県でも平成16年から確かな学力育成会議というようなことで、確かな学力の方策が提言されておりますけれども、引き続きそういうことが継続されていて、本県または本町では、確かな学力、つまり生きる力をつけようとしていると思いますけれども、私のところの町では、この確かな学力、生きる力をつけるために教育課程の編成ということが根幹になると思うんですけれども、教育課程の編成については、学校の教育計画、各学校で作りまして、そして教育基本法であるとか学校教育法とか、学習指導要領、あとは町の規則であるか、そういうことで町の指導も仰ぎながら教育課程をつくっていると思うんですけれども、そのプロセス、例えば委員会を設定するのか、管理職だけでそれをするのか、その辺の教育課程を編成する具体的なプロセスについてお伺いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 遠藤議員、今の質問は、このTCPとかかわりのある部分ということですか。

○3番（遠藤孝子君） あります。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、学校が、そもそも教育課程の編成という意味では、学校長にその権限があるわけですから、自由に編成できる、何も規則がなく自由にできるというわけではなくて、今、議員がおっしゃったように、学習指導要領でありますとか、そのような学校教育施行規則その上の施行令、その上の学校教育法、さらに言うと教育基本法、そういった教育に関する諸法令に基づいて、その中で決めていくという、またそれぞれ県の教育委員会でありますとか、町の教育委員会でありますとか、県としての方針であるとか、町として方針というものもございまして、そういったことに基づきながら編成していくというようなことになります。

時期的には、例年ですと最終的にというのは、年明けた2月ごろというふうに聞いておりますが、それは例年の話であって、ことしはもろもろの事情もありますので、なるべく早くお示しできるような形で学校と相談していきながら、進めていきたいなというふうに思っています。

会議のようなものを立ち上げるのかどうかということですが、何か委員会であるとか、何とか会議といったような形でこれまでやっているものではないものですから、現在においても、特段そういった特別の委員会のような会議体を設けて、こうやっていくということは、現時点では考えていないということになります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 例年ですと、教育課程の編成が2月ごろというふうなことで、2月ごろにはおおむね決まっているというところになるかもしれませんが、今回は新しいカリキュラムということで、10年ごとに編成されるわけですが、改定されるわけですが、そうすると、今回新しいところを迎えるわけですが、例年どおり1年前ではちょっと遅いというふうに思うんですけれども、そのめどというか、今でいうと30年から始まるわけですので、もう既に始めているのでしょうか。それが、まず1点です。すみません。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

先ほど、例年ですというふうに申し上げたのは、ことしも同じようにというふうには考えて

おりません。検討自体は、既に始めております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） その辺、ちょっと聞き逃したかもしれませんが、新カリについては、特別な、先生方も入ると思うんですけれども、編成委員会のようなものをつくると思うんですけれども、その考えはないのかということと、それからやはり主に校長が指導すると思うんですけれども、全職員にその検討する機会があるのかどうかをお伺いしたいと思います。新カリについてです。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 教育課程の編成にかかわる大枠のところの御質問かなというふうに理解をしてお答えさせていただきたいと思います。

先ほど、課長からも説明があったように、国とか県とか、町の教育課程の方針を踏まえながら、そこから今度は学校においていくこととなります。したがって学校長も教育課程の編成方針だとか、あるいは検討事項というものを全職員に提示して、そこから全職員によって教育課程の編成が始まっていくというのが、大体一般的でございます。

その中に幾つかのグループというか、部門といいますか、そういったものを設けて、あるいはその中で個人個人がいろんなことを分担して、研究をして、そういったもので積み上げていくというふうな部分があります。

単純に授業日数だとか、日課だとか、そういったものも含めてですが、議員がおっしゃるように、最終的には教科の指導計画だとか、特に外国語活動、英語については新しく導入されていくわけですので、そういったものに対してもどういうふうに移行期間、あるいはそれまで全面実施になるまでにどういうふうやっていくかというようなことも、そういった学校の中で決めていくこととなります。

もちろん、教育委員会のほうでも校長会と連携している組織で、教務主任、主幹教諭研修会というものがございまして、大体、主幹教諭と教務主任が教育課程を編成していく責任者になっていきますので、そういった方たちの研修会の中で、町の方針だとか文科省の情報等は示しながら、並行して進めていくことになるかと思えます。

したがって、最後の教科等の年間計画を立てるところまでは、非常に長い時間になってきます。一般的でありますと、やはり2月いっぱいぐらいがその期限になっているのが通常の例でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） わかりましたけれども、それらを編成するときに、PDCAサイクル、そこによって新しい新カリを考えながら、反省をしながら、新しいものに生かすということになると思うんですけれども、新カリもマネジメントということになるかもしれませんが、その際、今現時点での、ちょっと難しいかもしれませんが、28年度または29年度の反省を踏まえながら新しい教育課程の編成、それから新カリへのミックスした編成というの、大変難しくなると思うんですけれども、今、思い当たる28年度の大きな課題をどのように新カリの中に生かしていくようにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

課題というところですが、幾つかあると思っておりますが、一つはやはり教員の超過勤務の話でありますとか、授業準備になかなかそれによって時間をとることができないというようなところ。また新しい学習指導要領で申し上げますと、例えば外国語活動でありますとか、今後、始まる教科としての外国語をどうしていくか、また小学校でいいますと、来年度から道徳というのが教科化されますので、そういった教科化に対応する指導方法であるとか、あとは道徳の評価といったことはどのようにして行っていくのかということ。あとは、プログラミング教育でございますとか、昨年度から幼児教育カリキュラムということで、幼、少接続の話も進めているものですから、そういったことも小学校や中学校の教育課程にどのように反映していくのかというようなところが、一つ課題として上がっているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） わかりました。

そのところで、確かな学力の育成を軸として、今、幼、保、小、中、高はないですから、この場合ですと中までですけれども、初等教育になると思いますが、そのところで現在、幼、保、小のカリキュラムができて、実践活動に入っていますよね、その実践活動をこれから反省を踏まえて、新しい教育課程につなげていこうということですが、そのカリキュラムを実践しているところで、1回さくら保育園で終わりました、その反省等があると思うんですけれども、そのことについて、ちょっとどのように実践が展開されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 幼児教育の推進というようなところでの御質問だと理解をいたしますけれども、昨年度から千葉大学の松寄洋子先生にいろいろと御指導をいただきながら、吉田町版の幼児教育カリキュラムというものを作成いたしました。これは、この4月からそのカリキュラムにのっとって実践をしていながら、指導書というものをつくって、それがどの指導者であってもしっかりとその指導書を見て指導をすれば、一定の教育水準のもとに指導ができるというものにしてまいりたいと思っております。

その中で、幼児教育自体が今、注目をされているということは御理解いただいていると思っておりますので、詳細な説明は省きますけれども、これまで小一プロブレムというようなことが言われることがありまして、幼児教育での学び方と小学校での学び方というのが、そこにある意味ギャップがあつて、小学校1年になったときに、なかなか幼稚園で育ててきた力というものをそのまま小学校1年生で発揮できていないという現状があるのではないかと、というようなことが言われています。

具体的に申し上げますと、幼稚園は全く教科という概念がないわけですので、遊びや生活の中から数であるとか、文字であるとか、文であるとかというのを学んでいくわけですが、小学校になると、それが縦割りになって教科になっていきます。国語、算数、小学校1年生だと理科とか社会というのがないわけですが、そういった教科縦割りになっていくという、そのギャップが一つあるのではないかと。そういったところは、この幼、小接続というようなことをしっかりと、幼児教育カリキュラムをしっかりとやることによって、小学校1年

生の特に4月から6月ぐらいの学びが円滑に進むようになるのではないかと考えております。

また、幼稚園から小学校に上がると、小学校の先生方は、小学校1年生は、小学校でいうと一番下の学年になるわけですので、どうしても子供扱いをしてしまうというようなこともよく聞きます。

このカリキュラムを小学校の先生にも共有してもらうことによって、小学校1年生であっても、実は、幼稚園、保育園でここまでの力が育っているということを理解していただいて、1年生からまた振り出しに戻るのではなくて、学びが連続しているというような認識のもとで指導してもらうことによって、そういった小1プロブレムというものも割りと解消していきけるのではないかとこの思いのもとに進めておるところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） スタートカリキュラムだということで、今、お聞きしたわけですが、そういうことでは幼、保、小、小の特に先生方入られているので、小1プロブレムは解消されるというようなことなんですけれども、そうはいつでも、やはり今まで椅子に座っていたことがない子供たちが座るわけですので、その辺の学校で学ぶというふうな姿勢を、最初の4月から6月ぐらいまででしょうか、スタートカリキュラムということになると思うんですけれども、具体的にはどんなふうな方法を考えていらっしゃるんですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 具体的には、まさに検討はこれからということですので、明確に申し上げることが難しいですけれども、例えばということで申し上げますと、小学校一、二年生では現在、今、生活科という教科がございます。これは、理科と社会をなくしてできた教科でございますけれども、生活科の中では、例えば学校探検をしようであるとか、町探検をしようであるとか、そういった指導内容が含まれています。

学校探検をしたり、町探検をする中で、やはりここにこういう場所があるとか、つまり社会的なことを学んでいくであるとか、学校の校庭にはこんな草花が生えているという少し理料的な要素も含まれていると思いますし、じゃ、それをちょっとグラフにしてみようとするとか、算数的な要素になっていくと思うんです。

そういった教科横断的な生活科という教科を中心としながら、いわば生活科は学び方としては、幼稚園の遊びとか生活というところを土台にした学び、ある意味、教科縦割りでない学びというんでしょうか、で学んでいくという教科の特性がありますので、その生活科を中心としながら、特に4月から6月のところは、教科をいきなり縦割りにするのではなくて、生活科や特別活動、そういったところを活用して、幼稚園の学びと同じような学びをしながらどんどん教科縦割りにになっていくというような形で、カリキュラムを組めればいいのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

次の問題にいきますけれども、このTCPプランについて、保護者アンケートについていろいろありまして、その中で回答が示されているわけですが、この二つの点、ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、高校の1日体験入学について県教委と、それからク

ラブチームについても関係者というふうな回答が示されていたわけですが、具体的にどこの機関とどのように連携、または話が進んでいるのか、その進捗についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） トリビンス・プランで課題となっているところの関係機関との連絡調整はどういうふうに進んでいるのか、あるいはどういうふうに行っているのかと、そういう質問というふう理解させていただいて、お答えさせていただきたいと思ひます。

議員の中からありました高校1日体験入学の問題でございますけれども、これは吉田中学校と協力しまして、過去の5年間の中で中学校で体験入学を希望した人数、あるいは多いところから順番に今、それぞれの高校を回って、もし、例えば休暇がこういうふうになった場合にはどういふふうな対応をしてくれるんだということで、回っている途中でござひます。

そういった中で、吉田中学校のそういったカリキュラムに合わせて、吉田中学校の生徒だけ特別枠としてやってもよいですよという回答を得た高校もありますし、午前、午後という枠の中で調整が可能であれば、そこのところでやる。例えば午前中にやって、午後から学校に行くだとか、あるいは午前中、学校で、午後から高校体験入学に参加するだとか、午前、午後の日程調整が可能だよと言ひいただひている高校もあります。

各学校を回る以前に、もう一つ静岡県の教育委員会の高校教育課というところがござひます。ここが1日体験入学を計画をして、各学校に実施ということで指導をしているところでございますが、そこにも訪ねまして、どんなふうな仕組みで1日体験入学の日程が決まってくるのか、そういったことを教育委員会のほうで把握をしまして、例えば志田榛原地区の高校でありますと、いわゆる教育課程を担当している教員、高等学校でもありますので、そういった方々の会合がいつごろあつて、いつまでに大体そういうことをはつきりさせれば、高校と連携がとれるよというふうな御示唆をいただひて、それをもとに今、各校の高校を回っているところでございます。

よろしいですか。

○議長（藤田和寿君） もう1点、各クラブという質問もあつたと思ひたんですが。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

現時点におけるクラブチームとの調整の状況をお答えさせていただきたいと思ひます。

現時点で全て終わっているわけではござひませんが、例えばエスパルス榛原さん、ヒーローFCさん、榛南FCさん、焼津リトルさん、ヤマハララグビースクールさんなどと調整を図らせていただきました。現時点においては、例えば吉田町から通う児童・生徒が多いということもあつて、練習スケジュール自体は可能な限り合わせることはできますという回答をいただひていたり、またそもそも指導者も働いているので、夏休み期間中であっても練習自体は夕方にやっているんで、支障はないというふうな回答をいただひているところでございます。

現在までは、全て前向きな回答をいただひているところではござひますがけれども、また引き続き調整を進めてまいりたいと思ひております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） このところは、子供たちの将来にかかわることなものですから、引き続き、なるべく1人も生徒が不利益をこうむらないような形にさせていただきたいと思います。

それから、次の問題ですけれども、先ほどALTの話がありまして、特にこのTCPプランにおいては、ALTの配置各校1人というのは大変大きなことで、多分全国でもそうないと思うんですね。そこで、4月に2人配属されまして、ジェットの方2人が7月に配属され、各学校に行ったと思います。まだ、日にちがたっていないから、その活動というのはまだ十分ではないかもしれませんが、このALTが配置されたことによって、先生方であるとか、それから子供たちの生活というか、意識の変化などは、あったら教えていただきたいんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、ALTでございますけれども、実際、各小・中学校において英語の授業でありますとか、既に小学校の高学年では外国語活動というのがありますので、外国語活動に入っただけで、いわゆるネイティブの本物に触れるというか、そういったところで指導をいただいたり、あと一緒に給食をとったりであるとか、あとは休み時間に一緒に触れ合うということでもありますとか、そういうことを通じて、もちろん語学という意味でもそうですけれども、国際理解という意味でも、非常に活躍をいただいているのではないかというふうに教育委員会としては考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

まだ、日にちがたたないものですから、今、話があったようなことだと思いますけれども、今、異文化交流であるとか、国際感覚であるとかというふうなどが期待されるわけですけれども、ALTの先生方は、初めて多分日本に見えられて……

○議長（藤田和寿君） 静粛に願います。

どうぞ。

○3番（遠藤孝子君） ALTの先生方はまだ日本に初めて来られたということで、その辺のALTを指導する先生が1人いらっしゃると思いますけれども、そのところの、日本を理解していただいて、そして日本の子供たち、吉田町の子供たちとかかわって、吉田町の子供たちが本当に異文化を知ったり、それから言葉を知ったり、それから新しいものを知るといふふうな、この好奇心を高揚したりというふうなことがいろいろ期待されると思うんですけれども、そのALTの指導の先生とのコンタクトというか、コミュニケーションはどんなふうになっていますかね。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

ALTの4人をうまく学校に指導として入ってもらったりであるとか、日本の文化を知ってもらおうとか、その生活面を含めていろいろなコーディネートをしてもらう方として、1人教育委員会で、それこそコーディネーターという、英語教育コーディネーターというような方を雇用しております。その方が、それこそこちらにいらっしゃるALTが赴任してきたときの生活面でのお世話も含めて、いろいろと活動をしていただいているところでござ

います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

先ほど答弁の中で、吉田町のTCP・プラン、環境整備委員会が設置をしたというふうなことですけれども、1回目、会合が開かれたというふうなことをお聞きしましたけれども、こここのころの、その第1回目の会合の様子と、それから今後どのようなことを話し合いをしながらTCP・プランの実践をしていくのかということ、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

先ほど申し上げたとおり、7月末にTCP環境整備推進本部というものの会合を、第1回目の会議を開催させていただきました。

目的といたしましては、このプラン自体が教育委員会だけではなくて、町長部局にも大きくかかわる施策もあるものですから、町長を本部長として、町一体となってこのプランを進めていこうという趣旨のもとで開催したものと理解しております。

その中で、第1回目の会議といたしましては、それこそこのプランをどのように今後進めていくかということでありまして、その中で、じゃ、どこの課がどういったことをしっかりと進めていかなければいけないのかというようなことを確認し合ったところでございます。

今後の開催ですけれども、特段その何月に、定例的ということでは予定しているわけではございませんけれども、そのポイント、ポイントというのでしょうか、では、開催をしながら進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 中教審のほうで、教員の勤務管理について、「学校における働き方改革に係る緊急提言」というのが出されまして、先ほど新聞でも報道されましたけれども、この中で、先ほどもちょっとあったかもしれませんが、タイムカードの導入の勤務であるとか、あとは勤務時間外の保護者等からの照会については、緊急時を除き、留守番電話だとかメールなどで対応するとかということが示されております。

緊急時といいましても、特に緊急の場合というのは生命にかかわることもありますし、それから生徒指導的なことで、極端に言うと夜中ですね、そういうときにもあるかと思うんですね。その辺の緊急時を、どのようにして判断してその対応をするのかということですね。それによって先生方の勤務時間の軽減といいますか、ことにつながるとは思うんですけれども、そここのところについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 遠藤議員、一般論ではなくて、質問通告の中の住吉小学校の研究の中でそのような内容についてということで、よろしいですか。

○3番（遠藤孝子君） はい。

○議長（藤田和寿君） 余り広げないようにお願いします。

○3番（遠藤孝子君） はい。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

現在、住吉小学校におきまして、ボイスワープとあって、例えば勤務時間以降かかってくる電話につきましては、管理職の携帯に一括して転送されるようなシステムを用いて、ほかの先生方の勤務の負担軽減というものを図っているところでございます。

そうしたときに、緊急時ということですが、そういうものでありますと、管理職がその電話を受けて、その内容が緊急性が高いのかどうかというものを判断した上で、各担当する教員でありますとか、それぞれの主任に連絡をするというような体制になっているものと理解をしています。

また、議員がおっしゃられた、平成29年8月29日に出された「学校における働き方改革に係る緊急提言」でございますけれども、これも我々、拝見をさせていただきまして、今後こういった緊急提言をもとに、こういったことを行っていけば学校の先生方の負担軽減につながるのかということは、このTCP・トリビンス・プランとの関係も踏まえながら、しっかりと考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 遠藤です。

そういうことで、提言を踏まえてというふうなことですけれども、特に生徒指導的なところは大事なことなものですから、よく計画しながらやっていただきたいというふうに思います。

それから、勤務時間のことでいいますと、先ほど説明があったんですけれども、もしかすると漏れているかもしれませんので、ちょっと再度お願いをしたいと思うんですけれども、アシスタントの方が2名おられて、今後、全学校にも配置をしたいというふうなことですけれども、この役割の分担というのがなかなか難しく、それこそ教員の意識改革をしないと、なかなかそのところで多忙化は解消されないと思うんですけれども、その現在のアシスタントの仕事の具体的なもの、それからそれをするによって先生方が軽減されたのか、それから教材研究の時間が多くなったのか、その辺のことについて、アシスタントの仕事の効果についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

校務アシスタントでございますけれども、現在、住吉小学校に2名配置をしております。その仕事の内容といたしましては、教員の補助ということでございますけれども、例えば先生方、やはり授業中は、特に小学校だと空き時間がありませんので、コピーをすると、終わった後の夕方ぐらいに集中するというふうに聞いております。そういったコピーであるとか、保護者に配付する用の学級通信であるとか、いろいろあると思っておりますけれども、そういったもののコピーをお願いするということでもありますとか、あとはテストの採点をお願いするということでもありますとか、また学校の環境整備の面でも、さまざまなお願いをするということはあるというふうに聞いております。

ただ、先ほど議員がおっしゃられたように、どこまでがというふうに、丸々切り離せるような仕事があるのかないのかということも含めて、先生方でも、これをこうお願いするのがいいのか、またそのお願いするために説明する時間が惜しいのか、というような

ことで、戸惑いもまだ感じている部分もあるというふうに聞いていますが、その一方で、もちろん、そういったコピーであるとか切り離してお願いできるようなところは大変助かっているというような意見も聞いておりますので、今後しっかり、教員でなければできない仕事、教員でなくてもできる仕事というのを整理しながら、業務アシスタントの効率的な活用、何名がいいのかということも含めて、考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 重なるところもあるし、そこのところを分担するところも、業務についてアシスタントも難しいかと思うんですけども。

大変細かいことで恐縮ですけども、例えば採点ということも今ありましたけれども、多分先生方は採点は自分でして、それぞれの子供のつまずきを把握したいと思うんですね。そこのところ、大変細かいことで恐縮ですけども、どんなふうにして考えているんでしょうかね。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、教育委員会として、これは業務アシスタントにお願いしてください、これはお願いしてはだめですよという整理をしているわけではありませんので、各学校の判断もしくは各教員の判断で、これをお願いしようかなというような形で、試行的に行っているということが現状であるというふうに思っております。

ですので、今、議員がおっしゃられたように、採点をしていく中で生徒のその弱点といいますか、それを次の授業に生かしていこうというようなお考えの先生もいらっしゃるというふうには思いますので、そういったところも試行的にやっけていながら、どういう整理ができるのかというのを、住吉小学校において研究をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

まさにその、採点のことを例にお聞きしたわけですけども、先生方の意識改革というのは大変難しいところで、先ほども意識改革についての話がちょっとありましたけれども、定時に退庁するとか、それから勤務時間内に仕事を済ませて退庁するとかという話をお聞きしたわけですけども、もっと何と言うかしたら、今、採点のこともありましたし、大きな意識改革というと、先生方にどのような意識改革を望んでいるのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

先生方に望んでいること、これは住吉小学校でも研究をしていることではございますけれども、自分のタイムマネジメント、また仕事をどう整理していくかというタスクマネジメント、そういった大きく2つの視点から先生方の意識を変えていこうという研究を住吉小学校でもしておりますし、そのために教育委員会としてもバックアップをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

このところ、今まで先生方が培った教育への情熱というようなものが持続するような、できるような意識改革をしていただきたいというふうにして、すぐにはなかなか難しいかと思えますけれども、お願いをしたいと思います。

それから、引き続きで同じことで申しわけないんですけども、放課後の時間はちょっと、何て言いますか、時間が余っていると言うとあれですね、時間ができたと思うんですけども、そのところで、教材研究などはできているというふうな報告はありますでしょうか。わずかな時間だと思えますけれども。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

今年度、授業日数の話で申し上げますと、4日授業日数を増やしているわけですが、その分、各学校において4時間日が増えているというような状況でございます。

これはまだアンケートということでございますけれども、先生方からは、4時間日が設定されて、午後空いた時間を活用して授業準備であるとか、そういった生徒と向き合う時間に充てることができているというようなことを、感想としていただいております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 今、私いろいろとお聞きしましたけれども、特にこの先生方の働き方というのが、先ほどから話をしていますけれども、意識改革をして、そして子供たちのことを考えながら教育を進めるということになるものですから、少し時間がかかると思うんですけども、何と言いますか、それぞれの先生方の一人で意識改革というふうなことを、なかなか、できるところもあるしできないところもあると思うんですね。そういうところで、組織的に仕組んでといいますか、そういうふうな形は考えていますでしょうか、意識改革に対して。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

議員おっしゃるように、多分一人でなかなか意識改革というのは難しいと思っております。

住吉小学校では、先ほど教育長のほうからも答弁申し上げましたけれども、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任及び研修主任で構成される教務会、その教務会のメンバーに学年主任、学校事務及び養護教諭を加えて構成される「未来の夢プロジェクト委員会」、そして全教職員で構成される「拡大未来の夢プロジェクト委員会」というものを、学校の中で組織しております。その組織されたそれぞれの会議の中で、どうすればいいかということであるとか、意識改革をみんなで共有しようということであるとか、ということにはなされておりますので、住吉小学校自体でも現時点において組織的に行われているというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） わかりました。

このTCP・プランが全国に先駆けて進められているわけですが、町民の意見を反映しながら、特に保護者ですね、そういうふうなことですけれども、PDCAサイクルを繰

り返しながら、吉田町の子供たちにとって本当に生きる力を育て、吉田町の力になるようなことを期待しております。

特に今後、誰もが経験しない人生100年というふうなことを見据えて、未来の社会を自立的に生きることができる子供たちを創造したいと思います。

このプランが、保護者とか教職員の皆さんが働きやすく、そして達成感が持てるような環境づくりをぜひ行っていただきたいと思います。

以上、私の一般質問を終わります。

○議長（藤田和寿君） 以上で3番、遠藤孝子君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時5分とします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（藤田和寿君） 引き続き一般質問を行います。

12番、増田剛士君。

〔12番 増田剛士君登壇〕

○12番（増田剛士君） 私は、さきに通告しました教職員の多忙化、多忙感の解消と学校教育の環境づくりについて、一般質問を行います。

本年2月に吉田町教育元気物語、TCP・トリビンス・プランが示され、現代社会に見られる今日的な課題の教職員に関する課題として、4点挙げられております。

その中で、特に教職員の多忙化、多忙感の増大、授業に対する準備の不足、子供と向き合う時間の減少、この3点は大変重要、重大な課題であると考えております。

これらの課題は全国的な課題でもあり、静岡県教育委員会でもさまざまな施策が検討されております。

当町の教育施策であるTCP・トリビンス・プランによる教職員の多忙化、多忙感の解消と、学校教育の環境づくりについて、以下質問をいたします。

1、小学校は平成28年、29年と授業日数を増やしてきたが、教職員の多忙化、多忙感の解消に関し、分析と効果は。

2、未来の学校「夢」プロジェクトにおける勤務時間上限設定による退勤時間の達成率は約70%と県の中間報告にございますが、モデル校である住吉小学校の成果と課題は。

ここで1点訂正がございます。「教育をめぐる現状」とこの3番にございますが、正しくは「教員をめぐる現状」であります。教育長及び担当課には既に了解していただいております。

続けます。3、文科省の「教員をめぐる現状」において、「教員の中には子供に関する理解が不足していたり、教職に対する情熱や使命感が低下している者が少なからずいる。また、教科指導や生徒指導など本来の職務を遂行するためには、教員間の学び合いや支え合い、協働する力が重要であるが、学びの共同体としての学校の機能（同僚性）が十分発揮されていない」という指摘があるが、当町の学校現場の現状と対策は。

4、教職員が授業に専念できる環境づくり委員会のまとめにある「構造の見直し」として、「このままでは学校は持ちこたえられないため、抜本的な構造の改革推進」とあるが、学校が持ちこたえられないとはどのような状態なのか。構造改革の具体策は。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 最初に、1点目の御質問である「小学校は、平成28年、29年と授業日数を増やしてきたが、教職員の多忙化、多忙感の解消に関し分析と効果は。」について、お答えします。

町内小学校の授業日数は、平成28年度から29年度にかけて206日から210日への4日間の拡張により、各校の4時間以内の授業日は、住吉小学校が24日から37日へと13日増加、中央小学校が16日から35日へと19日の増加、自彊小学校が29日から34日へと5日の増加となっています。

こうした4時間授業日の設定については、平成29年7月31日に開催された「吉田町教職員が授業に専念できる環境づくり委員会」において、次のような成果と教職員の意見が報告されております。

まず、成果でございますが、平常日課5時間授業日の平均退庁時刻は午後7時4分ですが、4時間授業日の2回それぞれの平均退庁時刻は、1回目が午後6時18分、2回目が午後5時36分と、その成果は明確であります。

次に、教職員の意見としては、ゆとりを持って授業の準備ができた、じっくり教材研究に取り組むことができた、計画した業務を集中して進めることができた、学年会でじっくり子供のことについて話をするのができた、子供たちも早い下校を喜んでいたなど、多くの前向きな意見が報告されました。

以上のように、4時間授業日の設定は、教職員にとっても子供たちにとってもゆとりを生むことができ、特に教職員にとっては、その有効性と有用性を伺うことができました。

次に、2点目の御質問である「未来の学校「夢」プロジェクトにおける勤務時間上限設定における退庁時間の達成率は70%と県の中間報告にあるが、モデル校である住吉小学校の成果と課題は」について、お答えします。

住吉小学校では、平成28年11月21日から平成29年1月20日まで、未来の学校「夢」プロジェクトにおける勤務時間上限設定による退勤時間の厳格管理を実施しました。

上限設定としては、午後7時までには全職員が退勤するという目標設定に対し、その実績としましては、全教職員の達成率は、県と比較するとプラス19.7ポイントである89.7%、管理職を除いた教職員の達成率は95.5%でした。

住吉小学校では、本取り組みの意義について全職員に周知徹底が図られていたことや、保

護者や地域の方にも理解を求め協力を得られていったことが、成果につながったと思われます。

また、この期間に、先生方が業務に集中できるよう、夕方にかかってくる電話については学校の携帯電話に転送され、管理職が対応しました。この取り組みも効果的に働き、教職員のスムーズな業務遂行の一助となっていました。

課題につきましては、静岡県教育委員会が設定した勤務時間上限設定ではありますが、その設定時刻が勤務時間終了時刻の2時間30分後であることから、さらに適切な設定時刻を検討することが必要だと感じております。

次に、3点目の御質問である「文部科学省の教育をめぐる現状において、教員の中には、子供に関する理解が不足していたり、教職に対する情熱や使命感が低下している者が少なからずいる。また、教科指導や生徒指導など本来の職務を遂行するためには、教員間の学び合いや支え合い、協働する力が重要であるが、学びの共同体としての学校の機能（同僚性）が十分発揮されていないという指摘があるが、当町の学校現場の現状と対策は」について、お答えします。

平成18年7月11日の中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」では、教員をめぐる現状について、①社会構造の急激な変化への対応、②学校や教員に対する期待の高まり、③学校教育における課題の複雑・多様化と新たな研究の進展、④教員に対する信頼の揺らぎ、⑤教員の多忙化と同僚性の希薄化、⑥退職者の増加に伴う量及び質の確保として、整理して説明しています。

こうしたことも踏まえながら、当町の学校の現状と対策についてお答えさせていただきます。

まず、当町の教員の構成ですが、全国の傾向と同様、ベテラン層と若手の層が多く、いわゆるミドルリーダーとして期待したい中堅層が少ないという傾向にあります。このため、これまで行われてきた教員として身につけるべき資質、能力の伝達が、校内においてこれまでのようには行われにくい現状にあると考えています。

また、学校という組織体自体が鍋ぶた型の組織と言われ、横の連携は強いのですが、上司、部下といった縦の指揮命令系統が機能しにくいと言われていています。したがって、どうしても指導や業務そのものが個人任せになり、その結果として、教育委員会には、児童・生徒について十分な理解のないまま授業が行われてしまったり、不適切な生徒指導により問題が複雑化してしまったりする事案が幾つか報告されています。

教育委員会としましては、このような事案が生じた場合には、当該教職員の指導にとどまらず、その内容について全教職員で共有し、再発防止に向けて意識を高めるよう、その都度、学校には指導してきておりますが、それに加え、こうした状況に組織的に対応するため、国においても、教員のリーダーとして学校運営組織を円滑に機能させることを目的として、平成20年より「学校教育法」の一部を改正し、「主幹教諭」という役職が新設されました。当町でも、主幹教諭を吉田中学校、中央小学校及び住吉小学校に各1人ずつ配置しており、学校を組織的に運営することができるようにしております。

また、その時々求められる教員としての必要な資質・能力が保持されるよう、定期的に最新の知識・技能を身につけることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的として、平成19年に「教員免許法」が改正され、平成21年度より「教

員免許更新制」が導入されました。当町の教員も本制度に基づき、決められた年に教員免許更新講習を受講することにより、教員として必要な資質・能力を身につけることができいております。

さらに、教育委員会としては、今年度より指導主事4人体制としており、各学校の授業の質的向上を図るため、定期的に学校を訪問して授業参観を行い、その後、指導助言を行っております。

最後に、4点目の御質問である「教職員が授業に専念できる環境づくり委員会のまとめにある「構造の見直し」として（このままでは学校は持ちこたえられないため）抜本的な構造の改革推進とあるが、学校が持ちこたえられないとはどのような状態なのか。構造改革の具体策は。」についてお答えします。

吉田町教職員が授業に専念できる環境づくり委員会のまとめとして、「1 公務の整理」、「2 教職員の意識改革」、「3 構造の見直し」、「4 業務改善多忙解消による目標設定」が挙げられています。その中で、「3 構造の見直し」における「学校が持ちこたえられない」とは、学習指導要領の改訂により、今後、学校週6日制のときに近い授業時数を学校5日制で行っていかねなければならないことや、小学校中学年から外国語活動、高学年から教科としての外国語の導入、道徳の教科化、プログラミング教育、その他消費者教育、環境教育など、社会の変化に伴うさまざまな教育の充実が求められており、以前に比べ教員の業務量が増加していると考えられることや、求められることを確実に実行していくために、現在のやり方では限界があるのではないかという現状認識から来ています。

また、学校が幾ら業務の効率化を図ったとしても、子供の教育課題が減ることはないため、「やめる」「変える」「減らす」という発想がないと、学校は持ちこたえることができないと考えられます。したがって、学校は教員の中核業務とされる授業や生徒指導以外の活動をいま一度見直すとともに、その改善策について、学校を支える保護者や地域の方々の理解を得るために、十分な説明が必要であると考えております。

さらに、平成29年2月21日に実施された静岡県教育委員会主催の「第5回未来の学校「夢」プロジェクト委員会」においても、住吉小学校の「公務の整理」と「教職員の意識改革」という視点では一定の評価をいただいておりますが、子供たちに教える内容は今後も増えていくことが予想されることから、業務を精選したり、意識を改革したりすることには限界があるだろうということが、参加者で共通に認識されたところです。

そこで、「構造改革の具体策」として、一つ目は、授業日の平準化により授業日数を拡張し、6時間目を削減したり、4時間日の設定をしたりするなどして、教職員の日々の多忙を解消することだと考えております。

二つ目は、教科等の授業以外で学校が抱えている活動の精選であり、「やめる」「変える」「減らす」の発想で、学校・家庭・地域が連携を図り、改革を進めていくことであると考えています。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。答弁ありがとうございました。

まず、一つ目のところで再質問をさせていただきますが、非常にいい傾向のところをずっ

と述べられておったわけですが、私のほうで多忙化と多忙感ということをお願いしてございますが、町のほうでは、この多忙化の解消ということと多忙感の解消、二つあると思うんですが、この点についてどのような違いを持って考えておられるのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、今御質問のありました多忙化と多忙感というところをお答えさせていただく前にということですが、御質問の内容からTCP・トリビンス・プラン、イコール教員の多忙化の解消であるとかということと捉えられて、イコール平準化のような形で捉えられているのかなということもありますので、これちょっと少し全体だけ少しだけお時間をいただいて御説明をさせていただきたいと思うんですけれども、ことしの2月23日に総合教育会議で公表されたTCP・トリビンス・プラン、その際に配らせていただいた資料、これはその会議を経て一部修正をされておりますが、3月にホームページで公表しております。

その内容としては、まずは、今日的な課題と行ったときに教育だけの課題ではなくて、児童・生徒、教職員、保護者とといった広い全ての3者の課題ということで掲げています。一つは児童・生徒で言いますと、知識基盤社会化の到来やグローバル化の進展、思考力、判断力、表現力や知識、技能を活用する能力の不足でありますとか、特別な支援が必要な児童・生徒の増加、体力の低下といった児童・生徒の課題ですね。教職員としても、社会の変化や保護者、地域の要望等、学校が抱える課題の多様化・複雑化、多忙化・多忙感の増大、長時間労働の常態化、授業に対する準備の不足、子供と向き合う時間の減少ということがございます。保護者につきましては、女性の社会進出の拡大に伴う家庭教育環境の変化、共働き世帯の増加、ひとり親世帯の増加、子供と一緒に過ごす時間や教育に費やす時間の減少、保護者の力だけでは教育に専念できない状況、経済的格差の影響といった児童・生徒、教職員、保護者、それぞれの今日的な課題があろうという状況の認識のもと、さまざまな施策を展開していくというのが本プランでございまして、そもそも総合的な教育も含めたプランになっているということがございますので、全体として捉えていただければ大変ありがたいということで御説明を、すみません、冒頭にさせていただきました。

その上で、今、増田議員からありました多忙化と多忙感ということですが、よく言われますのは、多忙であっても、実はやっている本人は多忙感を感じていないというようなことを言われることがあります。ですので、多忙と多忙感というのは、もちろん言葉としても違うわけですが、実感としても違うんだろうという認識でおります。

ただ、例えば過労死などを見ても、実際物すごく多忙で、例えば鬱になってしまったり亡くなってしまわれる方という、多忙を感じながらという方がいる一方で、幾らやっても多忙感を感じていないんだけど、急にこう亡くなってしまおうというような方も実際いるというふうに聞いております。

ですので、もちろん多忙感を感じない仕事をやってもらいながら、多忙を解消するというのも一つの考えとしてはあろうかと思いますが、教育委員会としてはもちろん、多忙も解消するんですけれども、多忙感自体も解消しますし、多忙感を感じていなかったとしても、その仕事はしっかりと、例えば過労死ラインと呼ばれるような時間を目安としながら、しっかりと改善していかなければいけないものであると考えています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） ありがとうございます。

そうした中で、じゃ、当町の小・中学校の教職員の方ですね。これまでそういった多忙感と多忙化についてのアンケートのようなものは過去にとったようなことはございますでしょうか。それに関してどのように認識をされておられますでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

アンケートのような形でとったものというものはございませんけれども、どんな仕事に対して多忙感を感じるかというようなことで聞いているというか、まとめていただいているものはございます。

例えば、仕事に対して負担感、不安感、不公平感、孤独感、無気力感、疲弊感、こういったマイナスの感じるような仕事に対しては多忙感を感じるけれども、多忙であったとしても、例えば充実感、安心感、公平感、存在感、達成感、使命感、こういったものを感じられる仕事については、多忙であったとしても多忙感を感じることは少ないのではないかとというようなことでまとめていただいております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） わかりました。

じゃ、次に移りたいと思います。

二つ目の質問の中で、住吉小学校のほうは達成率というか、あれが89.7%、全職員で。管理職を除いた部分では95.5%ということでありました。この時間を県のほうで設定して期間限定でやってきたわけですが、その間に、逆にその時間を守らなきゃいけないということで、持ち帰りの仕事というのが発生するというようなことも考えられるわけですが、当町の場合は、今回のこの住吉小学校の場合はそういったことも見受けられなかったということよろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

議員御質問のありましたように、例えば定時退庁、定時ではございませんけれども、この時間までという勤務時間の設定をして退庁をした日ですね。実際早くは帰っておりますけれども、その分、持ち帰りの仕事が増えたのではないかとというような意図の御質問かと思えます。

実際、持ち帰りの仕事がこの日どうであったかというようなことは、実際データとして持ち合わせておりませんが、住吉小学校が取り組みを行っていく上で、昨年度から行っているわけですが、その中で持ち帰りの仕事自体が増えているというようなことはないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 言葉尻をとるようで申しわけないんですが、増えているようなことはないということは、持ち帰っている仕事は、現状ありますよということよろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

ゼロではないと思います。つまり、先生方もそれぞれ個人としてライフスタイルがござい
ますので、きょうは早く、例えば御家庭がある先生であるとか、また別の用事がある先生と
かが、やはり帰って、それを残って学校でやっていくではなくてというところで、さまざま
生活をされている先生方いらっしゃると思いますので、あるか、ないかで言えば、あるとい
うことで考えています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

今回「夢」プロジェクトということで県のほうでやったわけですが、2カ月と2週間です
か、やったわけですが、それ以外の、それが強化期間が終わった後は、また遅く帰るよう
になっちゃったとかというような、その差がもしございましたら、教えていただきたいと思
います。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、住吉小学校の意識改革の取り組みですけれども、タイムマネジメントの取り組みの
一つとして、自分の時間の管理をするという意味でもタイムボードみたいなものを使って、
きょうは何時までに帰りますというような自分の退勤時間の設定ということ朝行った上で、
じゃ、きょうの一日の仕事をどうしていくかというようなタスクマネジメントという観点か
ら取り組んでいただいております。

そういった中で、今年度は4月からまだ7月までのデータしか、超過勤務時間のデータが
ないわけですけれども、昨年度より住吉小学校は4月から7月を比べますと、平均の超過勤
務時間自体は減少しておりますので、この日だけではなくて、全体として少しずつ定着を見
せているのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） わかりました。

これは平準化するということと4時限の日を増やしたということで、これがずっと実現さ
れてきていますよということによろしいですね。

○議長（藤田和寿君） 答弁を求めますか。

○12番（増田剛士君） はい。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 一つは、今年度4日授業日数が増えておりますので、
そのことによる4時間日の増加というところは、一つ原因としてあると思いますし、また住
吉小学校は未来の「夢」プロジェクトを活用しながら、教員の意識改革というところと公務
の整理というようなところを行っていただいておりますので、その双方が効果的に働いて
いるということであると考えています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 教員の多忙化、多忙感という中であるんですが、通常の業務、公務云々はいいんですが、結構世間で言う、モンスターペアレントからの苦情であるとか、そういったものの対応によって、非常にこう順調にタイムスケジュールであるとかタスクマネジメントをやりながら行くんだけど、突発的にそういったものが入ってきて、そういった対応で非常に苦慮されて、それが非常に苦痛になってきて多忙感を感じるとか、多忙になっていくというような話も聞いておるんですが、その辺に対応するようなことというのは何かございますでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

いわゆる生徒指導上の問題でありますとか、それにかかわる保護者との連絡調整というところの業務のことであると理解いたしますけれども、議員おっしゃるように、突発的に起こることでございますので、一つは、そういった対応のときに初期対応をしっかりとするというようなところ、そこの最初のボタンのかけ違いが大きな問題として発展していくということもありますので、そういったところで管理職を中心として、学校においてそういった初期対応をしっかりとしてもらうということ、また、それに応じて教育委員会も、直接その指導の場面にかかわるということはないかもしれませんが、学校に対してさまざま指導助言できるところはしていくというようなことが、生徒指導であるとか、それにかかわる保護者との連絡調整という意味では、現在行っているところでございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

先ほどの答弁の中で、ベテランの先生がだんだん減ってきて、中堅の先生が少ないと。そういう中で、縦の命令指揮というのが非常に弱いよというような話と、あと情報の共有ですね。先ほど言ったような問題に関しての共有、そういったことに関してリーダーの育成というのか、主幹教諭ですか、そういったものの育成ということをやっているよということなんですが、その辺のところがいまいちちょっと理解できないので、もう一度、組織運営を図るというところで、ありましたらお願いしたいと思いますが。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

学校の組織ですけれども、いわゆる校長、教頭、今、主幹教諭という方がいらっしゃいますが、そういった方々はいわゆる管理職と呼ばれる方々です。それ以外は、教諭という同じ立場の方々です。そういう意味で、鍋ぶた型というような組織だというふうに言われたりしています。

例えば、我々の役場の組織ですと、課長がいて補佐がいて統括がいてというようなピラミッド型のような形になっておりまして、いわゆるその指揮命令系統というのは明確であるのかなというふうに思いますが、鍋ぶた型の場合ですと、管理職以外は全て同じ立場というようなことになりますので、年齢が違ったとしても立場は一緒というようなことで、なかなか上司、部下というような立場ではなく、やはり同僚というような立場の中で、指揮命令というのがなかなかうまくいかないというようなことを伺っております。

そういった中で出てきたのが一つ、主幹教諭とあって、今までは校長、教頭以外は教諭というような形だったのを、少し中間管理職という、管理職なんですけれども、というような

形で、少しピラミッド型のような組織にしていこうというようなところで、主幹教諭という役職ができ上がって、しっかりそういった指揮命令系統を働かせながら、学校運営自体を組織的にやっていきたいと思いますというようなこととなっているということです。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

何となく理解できました。その主幹教諭というのは、昔というか、自分たちが子供のころは学校主任という先生がたしかいたと思うんですね、学年主任という。そういったものと同じというような考えでよろしいですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

主任という形で今でも学年主任であるとか、教務主任であるとか、そういう主任の肩書をお持ちの方もいらっしゃるんですけども、主任の肩書でも、法令上は教諭というような扱いになりますので、教諭よりも一つ上の主幹教諭というしっかりとした役職をつくったということだと理解しています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） わかりました。

次に行きたいと思いますが、4番目のところで構造改革というような話の中で、平準化が出てきましたよというような話があったんですが、今この吉田町は3学期制ということでやっていますよね。1年を3学期に分けてやっている。2学期制をとっている学校もあるんですが、その3学期制と2学期制。2学期制をとった場合は、よく言われるのが、始業式が減ります。そこで日が1日できて、そこで時間がとれますとか、あと通信簿をつける時間が年2回ぐらいになるので、そういったことで先生の負担が減ってくるよとかという、そういった話も聞いているんですが、2学期制ということに関して当町では全く出ていないので、そういったことは一切考えなかったということではよろしいのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 今の御質問は、町内の小・中学校の学期制の問題ということでお答えをさせていただきたいと思います。

小学校においては、学期でいえば、基本的には3学期制をしいております。しかし、評価においては2期制をしいておりますので、いわゆるこの秋口に前期の評価を配布すると。年度末に後期の評価を配布するというようなシステムをとっております。

中学校においては、3学期制で評価も3学期制をとってやっております。高等学校等の進学等の問題もありますので、2学期の成績が書類上に一応掲載されるという、これはもうオープンになっているのでいいことだと思いますが、そういった形もあるので、中学校は評価のほうも3学期制を引いております。

あと、ステージとかそういったものを設けて運用しておりますので、夏休みを迎える集会だとかそういったことで、昔のように始業式があって終業式があるというような学校は今、少なくなっているという現状でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） そうしますと、小学校は形としては2学期制ということで今お話をいただきました。そうでしょう。評価というのは、その辺の制度がちょっとよくわからないと言ったら失礼なんですけど、評価が2学期制、前期、後期。でも、形態は3学期でやっているという、そこがちょっとよくわからない。逆によくわからないんですよ。何で、だったら、2学期制のスタイルをとっていかないのかというところがあるんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） これはいろいろな変遷の中で、評価の2学期制というか、2期制という表現がふさわしいかなと思いますけれども、新しい学力観等の問題が出てきた折に、やっぱり子供たちをよく見て、長いスパンの中で評価をしていく。あるいは、関心、意欲、態度というものが評価対象としてクローズアップされた時期がございますので、短い時間で見るとはならず、長い時間の中でじっくり子供を眺めて評価をつけていくというのが、一つの理由でございます。もう一つは、議員おっしゃったように、そういった中で教職員のいわゆる成績をつけていく事務の軽減にもそれはつながっていくというふうに解釈をしております。ですので、そういったことを優先して評価は2期制、学校のほうは1学期、2学期、3学期でやっております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） そうしますと、3学期のやり方でやっていくと、当然、先ほど始業式とか終業式というのは今余りないよという話なんですけど、でも何かしらの会を開いてやっているわけですね。その時間を授業に充てるとかという形をとっていけば、授業の消化というのはできていくのではないかというのが、正式なと言ったらおかしいんですが、2学期制の考え方であるかと思うんですが、そういったことというのは、先ほどの答弁の中では、していないと受け取っております。でも、評価は2期制でやっていますよという形、その点についての協議というものはされたんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

いわゆる学校における始業式、終業式についてですけれども、これは学習指導要領上、特別活動というのがありまして、特別活動の中に学校行事というものが書かれています。学校行事の中にはさまざまな、例えば体育的行事であるとか集団宿泊的行事だとかというのが、行事が必ずやらなければいけない行事として書かれているわけですが、その中に儀式的行事というようなものがあります。その儀式的行事というのが、いわゆる始業式や終業式であり、入学式や卒業式というものになります。

ただ、これの回数については、何回やらなければいけないということは書かれているわけではありませんので、ただその目的といたしましては、やはり一つ一つの節目節目を子供たちに感じてもらうというような、いわゆる儀式としてやることによって、清新な気持ちとして新たに次の学期頑張ろうとかですね。あとは、終わったときにも振り返ってみてどうだったかというような、そういう味わうような行事として位置づけられておりますので、非常にそういった子供にとってどういう、それも教育の一環として行われているわけですから、子

供にとってどういう教育がいいのかという視点で、じゃその行事はどうあるべきかというところは考えていく必要はあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 構造改革ということに関してなんですが、昨年の9月に教育委員会のほうでは京都市のほうに視察に行かれたということでありますが、京都には非常に堀川の奇跡というような有名なことがございます。これは、堀川は高校なんです、公立高校でとんでもない成績が上がってきてという堀川の奇跡、十分御存じだと思うんですが、それを生み出したがために、そこにつながる小・中学校の教育というのが非常にいいということで注目をされております。その中で視察もされたのかなと思うんですが、そのことに関しまして、じゃ、この京都市のやっている教育方針というのか、教育に関しまして、当町では視察を終えて何か、トリビンス・プラン云々に取り入れていけるのかわかりませんが、そういったところに関しまして、どのように評価というか、効果を認めておられますでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 京都での視察の得たものというか、そういった成果ということでお答えをできればなというふうに思っております。

議員がおっしゃったように、堀川の奇跡ということで、公立高校が非常に学力をつけて、あるいはいろいろな力をつけながらいったということで、それによって、今度は小・中学校もそれに触発されながら、今の段階では小中一貫教育の推進ということがメインで動いているように、私たち研修させていただいて思いました。

その中でも、当町に取り入れるというか、この中でもやっぱり全国トップレベルの授業日数ということで、既に京都府では、私たちが訪ねた折には、やはり同じように206日の授業日数で授業を展開しておりました。あと、普通教室の冷房化ということでも、この京都市では、私も案内してくれた方に、冷房は入っているんですねと言ったら、京都はもうみんな入っていますよと、そのときに言われましたけれども、そういった夏の暑い日でも集中して学習に取り組めるような工夫がなされてきたと。この辺、当町でも平準化とあわせて既に冷房のエアコンの設置については実現しているところです。そんなようなことも参考になりました。

あと、後で出てくる小中一貫教育との関連もございませけれども、小学校に特別の教科を設けたりだとか、そういったことで小学校、中学校につながっていくような力を身につけさせている、そういったことも非常に参考になりました。

あと、土曜学習ということで、本町でやっている公設学習塾と共通する部分もあるかと思いますが、土曜学習が行われているということも、大変参考になりました。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 授業日数が当町と同じくらい、206日ということでありましたが、では、京都のほうは平準化ということをやっているんでしょうか。本題とちょっとずれて申しわけないんですが、じゃ日数も増やして、206日ということでありましたが、じゃ、夏休みも短縮してやっていますということであつたんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 本来の質問と大分離れてきましたが。

○12番（増田剛士君） 構造改革で。

○議長（藤田和寿君） 構造の見直しという点で御答弁をお願いします。

教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 今、その詳細な206日の資料は持ち合わせておりませんが、興味があって見たものですから、ちょっとこの夏休み等ですね、やはりそういった中に行事を入れて、ふだんは授業をやっているということですので、基本的には夏休みはあっても少なくなっていると、そういった状況があります。今言っているのは御理解いただけますか。はい、そういうことです。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

構造改革という話の中でお話をさせていただきますが、この京都市の小・中学校の取り組みという中で、保護者と地域と学校が学校運営に参加して、コミュニティ・スクールというものをつくってやって、非常にいい成績をおさめてきているというのが特徴的であるというのを読んでいるんですが、当町におけるこのトリビンス・プランの中にも、そういった学校運営に関しまして、じゃ地域の方、保護者、TCPですからティーチャーとチルドレンはあるんだけど、PTAね。じゃ、地域の方との連携というようなことの中での教育改革というような点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 京都のほうの地域との連携というのは、こちらと大きく違うところは、やはり児童・生徒数が減少しているの、学校の統廃合なんかをしていくわけなんです。京都というところは何か、各地域の塊が強いんですね。祇園祭りに見られるような屋台のとか、そういったものの塊が強いという地域だそうです。だから、やっぱり学校を統廃合するのにも、そういった地域の方の理解とかそういったものが要だということで、そういうシステムをとっているわけです。

トリビンス・プランの地域のほうについては、課長のほうからお話しします。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

議員がおっしゃられたように、学校の運営自体に保護者がかかわっているというコミュニティ・スクールを採用している学校も、全国に多数あるというふうに理解をしております。そういった中で、例えば今回新しい学習指導要領が社会に開かれた教育課程というものを目指してやっていくということも、一つ同じ方向性なのかなというふうに理解しています。

その趣旨というのは、学校が目指すことを社会と共有をしながら、地域の方々に手助けをしてもらえるところは手助けをしてもらいながら、子供たちの教育を社会全体として支えていこうという理念だと思っておりますので、この学習指導要領をしっかりと行っていくこと、またそれを通じてカリキュラムマネジメント、外部にどういった人材がいて、それをどの授業でどうやって活用すると子供たちの学びがより深まるのかというような視点から、地域や保護者、あとは学校と協力をしながら進めていくということが、学習指導要領の方向とも一致しておると考えておりますので、そのように進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 学校の構造改革、非常に難しいとは思いますが、そういう中で、「夢」プロジェクトの中間報告とかを見ますと、いろいろな委員会を立ち上げてやってございますよね。京都の例を言ったらあれなんです、学校のほう、学校を主体にした学校の裁量権とかそういったものをどんどん拡大して、学校がどんどん動いていって、それをカバーするために教育委員会とかがいろいろな手助けをしていくというやり方、だから下から上がってくるやり方と、いろいろな委員会を先につくって、上からと言ったらおかしいけれども、上から下へおろすやり方。構造改革というところで考えていくと、今までそういうやり方でやってきて、うまくなくなってきたら、今度は逆に下から上がってくるやり方というものの検討も必要だと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、1点だけ申し上げさせていただきたいと思うんですが、住吉小学校が行っている未来の「夢」プロジェクトですね。それは教育委員会としても推進地域としてしっかりかかわっているわけですが、教育委員会が住吉小学校の取り組みがよりよくなるように、またそれが各学校でできる場所はあるのか、ないのかというようなことも含めて、教職員が授業に専念できる環境づくり委員会というような委員会を設置して進めております。その座長は、静岡大学の武井先生という先生にお願いしておりますが、そのメンバーとしては各学校の先生方も含め、PTA会長の代表の方、また各自治会の代表の方々にも入っていただきながら、どういうやり方をすればいいのかということや地域と連携しながら既に取り組んでいるところでございます。ということの一つ御理解いただければということと、あとは会議のやり方として上から行くのか、下から行くのかということだと思いますけれども、これは多分どちらがいいということやなかなか申し上げることが難しく、また内容によっても違うのかなというふうに思っておりますので、今回というか、そういうやり方をしているわけではございますけれども、何をどのようにやっていくのかということについては、その案件ごとに考えていくというのがやり方かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 最後にしますけれども、この中間報告の一番最後のところなんです、このままでは学校運営に支障を来すため、抜本的な構造の改革を行うことなどが提言された。その際、業務改善が実現した将来の学校をイメージすることが重要である」というような文言がここにあります。この業務改善が実現した将来の学校をイメージすることというのは、町内各小学校3つと中学校1つとあるわけですが、どういったこと、将来の学校をイメージというのは余りにも抽象的ではありますが、実際どういったイメージをするということがあるのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

一つは、やはり何というんでしょうね、構造的に変わること、変わった効果、成果がどうなのかということやあると思うんですが、段階としてですね。実際、やはり目の前のこと、あしたの生活、あさっての生活という狭い範囲の中で、狭いと言ったら語弊があるかもしれませんが、そういった中で考えると、やはり自分のこれまでのやって

きたスタイルが大きく変わるということに対しては抵抗感があるのかなというふうに思っていますが、それをやることによって、じゃどうなるのか、どういう成果があるのか。自分の生活がもしかしたらというか、早く帰れるようになる、もしくは、自分で平日にマネジメントできる時間が増えるというようなことをしっかり成果、効果がどうあるのかというところも想像した上で、じゃこの構造改革をどう捉えるのかというような長期的な視点で考えていただきたいという意味で、このような中間報告を出させていただいているというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 今回の教育改革に関しましても、構造改革に関しましても、一番は子供たちのため、子供の将来のためというのが一番の肝だと思います。その中で、それを実現するために教員教職員の多忙化の解消というのが出てきていると思いますので、そこをよくまた吟味して、トリビンス・プランはあるんですが、それをまたよりよく変えていくようなことも考えてお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（藤田和寿君） 以上で、12番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時5分とします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時04分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

ただいまの出席議員数は13名です。

◇ 山 口 一 博 君

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

〔1番 山口一博君登壇〕

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

私は当局へ事前に通告したとおり一般質問をします。御説明と答弁を求めます。

教員多忙化問題と吉田中学校の部活動及びTCP・トリビンス・プランについて質問をします。昨年9月定例会において質問した事項を、今定例会も引き続き関連の質問をいたします。

1、教員多忙化問題においては、中学校の部活動などが一因とされているが、我が町の教員の多忙化状況について、昨年度より改善されたことや今年度の目標値はありますか。

2、住吉小学校は、文部科学省の「学校現場における業務改善加速のための実践研究事業」

の重点モデル地域の一つで、7月18日の同省視察時に「教員の働き方改革に留まらずに、授業の質向上など子どもたちにどのような効果があるか、エビデンス（科学的根拠）を同省として見ていく」と、7月24日付の教育新聞静岡版に掲載されましたが、どのような方向性・事柄についてエビデンスやデータを出しますか。

3、TCP・トリビンス・プランの町民への説明会において、小学校・中学校教育の推進で、小中一貫教育を平成31年度から始めるとされています。今年度・来年度とどのように進めていきますか。御答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁を願います。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 最初に、1点目の御質問である「教員多忙化問題においては、中学校の部活動指導などが一因とされているが、わが町の教員の多忙化状況について、昨年度より改善されたことや今年度の目標値はあるか。」についてお答えします。御質問の趣旨は「中学校の部活動」に起因する教員多忙化のことであると思しますので、このことを中心にお答えさせていただきます。

平成28年第3回吉田町議会定例会において、山口議員から「中学校の部活動について」御質問がありました。それを受け、教育委員会として吉田中学校に対して部活動のあり方について指導するとともに、改善を求めました。その後、吉田中学校では、平成29年度に向けた平成28年度教育課程編成において、学校長が職員に対し、部活動指導の負担軽減のために指導を行っておりますので、その概要を説明いたします。

まず、現行の中学校学習指導要領解説総則編「13 部活動の意義と留意点等」を提示しながら、「各校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態を工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。」との記述を強調し説明しました。

次に、静岡県中学校体育連盟から出されている部活動運営上の留意点などを提示し、「部活動運営上の留意点として、学校教育活動の一環としての部活動の意義を正しく理解し、勝敗などに偏った指導にならないように努める。体罰は根絶する。」との内容に触れました。

また、申し合わせ事項に準じて活動を行うよう教職員に指導しました。具体的には、常時活動については、土曜日・日曜日に活動する場合は可能な限りどちらか1日とするとともに、各学校において合理的・科学的な練習の開発に努め、効果的な休養のとり方など、活動を見直すように促しました。

さらに、保護者に対して部活動の目的が理解されるよう啓発を図るとともに、保護者からの過度な応援や援助が行われることのないよう要請しました。

以上のような指導や要請などにより、吉田中学校の部活動に関して、土日等の休日における部活動の実態について、平成29年度4月から7月までの4カ月間における土曜日と日曜日の部活動について調査しましたので、その結果を御報告させていただきます。

土曜日と日曜日の2日間とも活動を行った部活は、全体の50%であり、前年度差マイナス12.0ポイントでした。その内訳といたしましては、2日間とも終日活動を行った部が10.9%であり、前年度差マイナス10.9ポイント、1日は終日活動、もう1日は半日活動を行った部が20.7%であり、前年度差プラス・マイナス・ゼロポイント、2日間とも半日活動を行った

部が18.5%であり、前年度差マイナス1.1ポイントでございました。

また、土曜日と日曜日のいずれかの1日だけ活動を行った部は、全体の27.2%であり、前年度差プラス10.8ポイントでした。その内訳としましては、終日活動を行った部が6.5%であり、前年度差プラス5.4ポイント、半日活動を行った部が20.7%であり、前年度差プラス5.4ポイントでした。

これ以外に、土曜日と日曜日の2日とも活動を行っていない部は、全体の22.8%であり、前年度差プラス1.1ポイントでした。

以上のように、土曜日と日曜日の2日間とも実施されていた部活動が、土曜日と日曜日のいずれかに実施されるようになるなど、少しずつですが解消されてきていることがわかります。

一方、その期間に行った教職員の勤務時間を調べたところ、1人の教職員が部活動に費やした平均時間は、土曜日が3時間50分であり、前年度差プラス5分、日曜日が2時間35分であり、前年度差マイナス40分、土曜日と日曜日の2日間の平均時間の合計が6時間25分であり、前年度差マイナス35分でありました。このことにより、少しずつではありますが、部活動指導が要因となる吉田中学校の時間外勤務の時間数が軽減されていることがわかります。

なお、今年度の目標値は特に設定しておりませんが、学校と協議を進めていく中で、来年度に向けた改善策を明確にするとともに、特に時間外勤務の時間の目標を設定していきたいと考えております。

次に、2点目の御質問である「住吉小学校は、文部科学省の「学校現場における業務改善加速のための実践研究事業」の重点モデル地域の一つで、7月18日の同省視察時に「教員の働き方改革に留まらずに、授業の質向上など子どもたちにどのような効果があるか、エビデンス（科学的根拠）を同省として見ていく」とのことですが、どのような方向性・事柄についてエビデンスやデータを出しますか。」についてお答えします。

施策を行う上では、その施策を行った結果はどうであったのかということ、定量的、定性的に分析し、根拠をもって説明することが重要であり、このことは教育においても同様であるとと考えております。

そして、議員御指摘のとおり、住吉小学校では、昨年度より業務改善に取り組んでおりますが、その成果としては、時間外勤務実態調査など教職員の勤務状況の改善の結果や、全国学力・学習状況調査など子供の確かな学力の向上の結果などをエビデンスをもとに、取り組みの目的・目標との関係で、その成果がどうであったかということをしつかり検証してまいります。

最後に、3点目の御質問、TCP・トリビンス・プランの町民への説明会において、小学校・中学校教育の推進で、小中一貫教育を平成31年度から始めるとされている。今年度、来年度とどのように進めていきますかについてお答えします。

教育委員会では、教育大綱に示された基本理念を具現化し、切れ目のない効果的な「つながりのある教育」を推進し、子供たち一人一人に確かな「生きる力」を育成することを目的としています。そのため、これまでも学力向上や生徒指導などの充実の視点から、小学校と中学校が連携した取り組みを進めてまいりました。しかし、少しずつ成果はあらわれているものの、児童や生徒の姿、教職員の姿及び学校の姿を大きく変えるまでには至っておりません。

また、中1ギャップと言われるように、小学校と中学校との間に存在するギャップにより、いじめの認知件数や不登校の児童・生徒が増えることや、授業の理解度が低下することなどが指摘されており、小学校から中学校への円滑な接続は、当町も含め全国において大きな課題となっております。

そこで、当町では、小中一貫教育により、9年間の計画的かつ継続的な教育を実施することで、不必要なギャップを取り除き、こうした問題に対し、適切に対応していきたいと考えております。

ここで、小中一貫教育を行う利点の一例を申し上げますと、小中一貫教育を行うことで、一貫教育に必要な独自教科の設定や、指導内容の入れかえなどが可能となり、これにより当町の実態に合った小中一貫教育のカリキュラムが編成できると考えます。

当町としては、こうした特例も有効に活用しながら、子供たちによりよい教育を提供していきたいと考えております。

なお、小中一貫教育については、今年度から検討を始めることとしております。

次に、今年度における現在までの実績と今後の予定について申し上げますと、7月に小中一貫教育について先進的な取り組みをしている岡山県備前市を教育委員会事務局が視察し、小中一貫教育導入までの経緯、進め方及び環境整備づくりなどの話を聞くとともに、小中一貫校の施設を見学いたしました。

また、今年度から、小中一貫教育全国連絡協議会に加入し、全国において小中一貫教育に取り組んでいる教育委員会等との情報交換ができる環境を整えております。

さらに、小中学校の児童・生徒が、お互いに交流できる環境づくりや、小・中学校の教職員が、児童・生徒の成長の様子や授業や行事の進め方などについて、お互いに話し合える環境整備にも取り組んでいきたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

御答弁のほう、ありがとうございます。

まず、順番立ててちょっとお話ししたいなと思うんですけども、1番の問題なんですけれども、教員の多忙化問題ということで質問させてもらったんですけども、主に吉田中学校の部活に関して細かくをちょっと教えていただきました。数字を調べてもらうに大変だったと思うんですけども、ありがとうございます。

この間、去年もお話ししたんですけども、この部活の日にち、日数が少なくなったというお話だったんですけども、去年ちょっとお話しさせてもらったんですけども、当初には指導できる人間がたくさん要るんじゃないかなと。できたら今現在も続いています部活の指導員というんですか、今ボランティアで去年は6名ほど部活を手伝っていただいた方がいるということだったんですけども、今年度、その指導員というんですか、町長も何か体育協会の総会へ行っていただいたときに、この部活に関してもお話しいただいて、指導をというお話もしていただいたようなんですけども、この人的にというんですか、人を介して部活の先生方の業務を少なくするという、そういったことは、動きというのは、去年から比べてあるのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 現在も外部指導者として入っているのは、昨年と同様でございます。

議員御承知のとおり、教員の多忙化の一因となっているということで、学校部活動に関して、平成29年4月より外部人材が部活動の指導とか単独引率ができるように改善されています。

そんな中で、今後、部活動指導員が設置できるように学校教育法の施行規則の一部が改正されたのに乗じて、国のほうでも概算要求の中にも含まれておりますし、静岡市とか浜松市はもう既にそういったものを進めていくというんですが、そういったものにも私たちも応募をしながら、先生方の少しでも多忙化を解消したいというふうに今考えているところです。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

非常に前向きな御発言で、先生方も非常にこの教育問題、多忙化問題に関しても、非常に興味あるところで、特に部活に関しては、中学校全体に考えても、非常に業務以外のものというふうな感じを先生方が受けられているのが結構多いと思いますので、多忙化の解消になればなというふうに私も思っております。

去年もお話ししたと思うんですけども、子供と向き合う時間は確保できているのかというふうな直接的な問題を提起しましたら、教育長は、子供と向き合う時間は確保できているというような御返事だったんですけども、具体的な目標は余りされていないということだったんですけども、例えば、愛知県の教育委員会では、県の目標として、平成31年度までに在校時間、先生方の在校時間が80時間を超過する教員をゼロ%にすると発表しています。例えば、当町としては、今目標は余り定めていないということだったんですけども、この多忙化問題に関して、この先生の勤務時間も、部活の時間は聞いたんですけども、実際に現在の時間よりも、例えばどのぐらい目標で少なくともしようかというお考えというのはあるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、トリビンス・プランの具体的な施策の中に、先ほど議員がおっしゃったような外部指導員の活用というようなことも、トリビンス・プランの一つの施策として入っておりますので、そういったことも含めて、超過勤務時間の縮減というのを行ってまいりたいと思っています。

その上で、中学校の時間外勤務時間の目標値というところですけども、現在においては月平均90.1時間というのが我々手持ちのデータとしてあるわけですが、これを60時間以内にするとところが、我々の目標として定めさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

まず、政府の教育再生会議では、6月1日に「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた教育力の向上」ということと題する第10次提言をまとめました。それは、安倍首相に提出いたしましたけれども、これは文部科学省の言うところの確かな学力につながるのだと思われまます。

今から質問をする多忙感のことですが、8月8日の行政報告会と保護者説明会の資料によると、理事から、朝8時から16時までの時間帯は努力しても、業務効率化を図っても短縮することは困難なことだということをお話しありました。

この時間帯以外の業務が、教員の多忙感につながっているというのは明白なことだと思いますので、資料を添付させてもらったんですけども、資料の1ページ目にありますけれども、日本の教育の授業以外の業務ということで、日本では約6割、学校運営と生活指導との授業以外では6割の業務の負担感がある。反して、イギリスでは3割しか負担感がないということを示されています。

次に、2ページ目になるんですけども、教員が担う業務、教員の従事率が50%以上、要するに教員が負担に思っているものが下に示されています。これで見ますように、学校の授業以外に負担がかかっていることが、ここに明白に書かれています。

特に多いのは、57番で、業務事項で国や教育委員会からの調査等への対応で時間をとられてしまうというふうに書いてある。皮肉なことなんですけれども、TCP・トリビンス・プランで業務改善、多忙化解消ということで打ち出してありますけれども、反対に、それを書く資料が多過ぎて多忙につながると。反対なことが起こるんじゃないかなと思っているんですけども、午前中の同僚議員の質問の中で、この業務の負担をなくすということで、業務スタッフが2名、今スタッフをつけているというふうにお聞きしたんですけども、実際のところ、この2名の方がこれからの洗い出しで、業務のこの勉強、学校の業務以外のものなんですけれども、実際のところ、授業以外のことがこれだけ負担がかかっているということは、もう少しスタッフをふやして、先生方の子供たちと向き合う時間を多くするというお考えは、もっと考えてはいないでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

山口議員からいただいた資料の授業以外の業務の割合、日本のところが6割というところでございますけれども、この中でも、いわば、教員でなければできない仕事、教員でなくともできる仕事というのは、しっかりと整理をしていかないといけないというふうに思っています。

例えば、学校運営等は17%となっておりますけれども、この中にくくられているものの中にどういった業務があるのか。あとは、同じようにその下の37%のところには生徒指導というものがありますが、この生徒指導というのは、逆に申し上げると、教員の本来業務の一環であるというふうに思っておりますので、ここのその授業と授業準備・成績処理以外のところは、じゃ、全て業務アシスタントができるかどうかということ、恐らくそれはできないんだろうというふうに思っております。

その上でですけれども、そういった整理をしていく中で、どこが教員でなくてもできるのか、そういったできるところは業務アシスタント、ことし住吉小学校2名ですけれども、にお願いをするというような形で進めています。

まだ、配置をしてそう時間がたっているわけではありませぬので、試行錯誤しながら、どこが任せられる、どこが任せられないという整理をしながらやっているところでございますので、そういったところを含めて、じゃどのくらいの業務量があって、それをこなすにはどのくらいの人数が必要なのかというような適正規模も考えながら、またアシスタントを雇用

するという事は予算に係る話でもありますので、予算の状況等も見きわめながら考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

午前中に同僚議員が持ち帰りをお聞きしました。昨年、私もちょっとお話ししたんですけども、小学校では現在平日で1時間、中学校の教員は、今2時間の持ち帰りが全国的にデータが出ているということでお話しさせてもらったんですけども、同僚議員が聞いたところによると、その持ち帰りの時間があるかもしれないけれども、どのぐらいの時間かかっているかわからないという午前中の答弁だったんですけども、実際のところ、今そのレベルといったら失礼なんですけれども、業務改善として、これから委員会も住吉小学校の中で立ち上げて、夢プロジェクトでどんどん推進はしていくと思うんですけども、実際にその業務が教育委員会等、学校等でわかっていない限り、実際に先生方の業務の軽減というんですかね、実際に何時間ぐらいが持ち帰りがある、ないのかあるのかということ、はっきりその業務の中身がわかっていない限り、実際の教員の多忙化解消にはつながらないような気がするんですけども、どうでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

議員御指摘のとおりであると考えております。つまり、日々帰る時間が例えば早くなったとしても、その分持ち帰りの時間が長くなって、トータルの時間が変わらないということであれば、これは意味のないことかなと思っておりますので、日々帰宅時間だけではなくて、それによって持ち帰りの時間がどうなのかということまで含めて検討をしていく必要があるんだろうというふうに思っています。

午前中申し上げましたのは、私のほうで今、すみません、手持ちとしてお答えできる、ここで正確なことを申し上げるだけのデータがないままで申し上げたところですが、住吉小学校、昨年度から委員会を立ち上げてやっておりますけれども、その中では、そういった全体を含めて検討していただいているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 御答弁ありがとうございます。

今お聞きしますように、改善が大分進んでいるというふうに捉えてもいいと思うんですけども。先ほどもやっぱり午前中、同僚議員が聞いたようなんですけども、学校の周りには、ちょっと資料にもお出ししたんですけども、これからの「学校」についてということで、今キーワードがチームとしての学校というのが今取り上げられています。学校の周りには多くのプロがいると、います。ICTの専門家にしても、英語のできる方もいらっしゃるし、また、学校の勉強の丸つけ等を、今実際にやられている方もいらっしゃるし、去年、私も聞いたんですけども、個票を毎年書くということで、これが出ていますけれども、うちの孫娘も住吉小学校へ入りまして、まさかまた書くとは思わなかったんですけども、個票を持ってきて書いてくれということで、また書くのかなと思ったんですけども、これを毎年毎年書くのかということで、去年、教育長にお聞きしたら、地図ソフトが入っていな

いということと、あと、その前年までは、多分住吉小学校ですと、その個票も何百人も1人でやるということで、そのICT化が進んでいるのかということ御質問したんですけども、それにしても、それも一つの業務改善だと思うんですけども、多分その個票に関しては、教育長が現役のころから多分ずっと続いているようなものなんですけれども、後ろで聞いていらっしゃる父兄の方も、多分それ面倒くさいなど、何で毎年書くのかなど、引き継ぎ事項はないのかなというふうに多分お思いになるのが一番だと思うんですけども、そのあたりの改善というのを、また考えていただいているのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

それこそ教育委員会がトリビンス・プランの説明に学校を回っている中で、自彊小学校、今ふと思当たるのは自彊小学校の話ですけども、自彊小学校の先生の中から、多忙化解消のためには、やっぱり校務システムでありますとか、学校の中のICT機器というのを整備してもらいたいというような御要望がありました。また、そのときには、予算に係る話でもありますので、私のほうからは明確にこうします、ああしますということは申し上げられませんでしたけれども、具体的にそういう対応法もありますので、そういったことも含めて改善を図っていきたいと思いますし、学校の職員室自体も、今なかなかずっと昔から変わっていないような風景がありますので、そういったところを含めて、今後どのようにしていくかというのを考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

次の質問にちょっと移らせてもらおうと思うんですけども、エビデンスについてちょっと御説明も受けたと思うんですけども、一番何か苦手な部分のようで非常に簡潔した御説明だったもんですから、またちょっとここでお聞きしますけれども、私、6月の定例会において、本来なら教育の経済学やSROI、社会的投資利益率を、一般質問をしようと思ったんですが、教育委員会はそのエビデンスや、投資した過去の追跡データもないということだったもんですから、多分、僕の説明だけで終わってしまうのではないかなと思って、やめてしまいました。

このエビデンスなんですけれども、多分教育委員会で一番不得意なところだと思いますけれども、実際に投資した要する予算が、もちろん執行はすると思うんですけども、もしその予算を執行しなければどのぐらいな経済的な効果がなかったのかというのが、SROIの考えなんですけれども、教育委員会としましては、例えば、今後これからのことだと思うんですけども、投資した予算に関してのデータをとったり、文科省にこう提出するエビデンス、データというのがあると思うんですけども、御答弁あったと思うんですけども、もう少しちょっと詳しく教えてもらいたいと思っています。

○議長（藤田和寿君） 6月の質問ではないですね。

○1番（山口一博君） いや違います。

○議長（藤田和寿君） 今回のですね。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

先ほど教育長のほうから答弁させていただいた、その繰り返しになってしまいますけれども、一つは、時間外勤務時間がどうなったのかと、教職員ですね。ということでありますとか、全国学力・学習状況調査の結果がどうであったのかと、これは定量的にお示しすることができるものですから、そういったところが一つ考えられるかなというふうには思っています。

あとは、こういった取り組みを行うことによって、ではどうだったのかというところを、例えば、今、議員がおっしゃられた投資した予算のデータ、投資した予算の額と、それに基づいた成果がどうだったのか、これは多分一、二年ではかれるようなものではなく、かなり長期的なプロジェクトになろうかなと思いますけれども。

現在考えている中では、今申し上げたとおりでございますが、じゃ、今後そのエビデンスをどのように数値として、また客観的に信頼性があるものとして出していくかというところは、まさに今後の検討しなければいけない一つの課題であると認識しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 多分エビデンスのことがよくわかっていない答弁だと思います。

例えば、学力テストというのは、あくまでも目標値を設定して、それに対して方法をどうするかというふうな話を多分今されていると思うんですけども、実際のところ、そのエビデンス、科学的根拠というのはちょっと違うような気がします。また、再度ちょっとまた勉強してもらいたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 答弁はよろしいですか。

○1番（山口一博君） いいです、大丈夫です。

3番目の質問をさせていただきます。

去年、おとしから、私ずっと小中一貫はというお話をさせてもらったんですけども、品川区から始まりまして、実際のところ、静岡では、政令市の静岡、浜松は大分先行しております、静岡でも今年度から始めております。

今、教育長からお話があったと思うんですけども、我が町としたら、例えば何年度ごろ、例えば小中一貫が始まるというのは多分言えないと思うんですけども、今、平成31年度というお話もあったと思うんですけども、それに小中一貫が始まるというには断言はできないんですかね。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

今年度中から検討を始めようと考えているところでありますけれども、という状況でございますので、何年度からというふうに申し上げるのは、現時点ではまだ難しいです。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

副町長がいらっしゃった財務省でも、今後10年間で公立小・中学校の教員を5万人弱削減できるというような財務省の発表もあります。反対に、概算要求で文科省は3,800人の教員を増やしたいということで、予算請求をしております。私、今何を言いたいのかということ、小学校の英語の教育教科が始まるということで午前中もお話しありましたし、プログラミン

グの導入、あとは主体的・対話的な深い学びの展開などの次期学習指導要領の移行措置が、ことし、来年ということで始まるんですけども、30年度以降、その学校現場での負担が増えるというのは、移行措置が始まることし、来年は、火を見るよりも明らかだと思います。学習指導要領ですので、午前中でもお話しされたように、英語の教育の時間がたくさん増えたりということで、非常に壁も高く、乗り切るのも結構大変じゃないかなと私も思うんですけども、実際にこのTCP・トリビンス・プランで、実際に来年、再来年から始まる新学習指導要領は、根本的な原因を解明できて、三者三様の、TCPですと、先生と子供と保護者の利益が両方ともウイン・ウインでできるということだったんですけども、実際にTCP・プランですと、この難局というんですかね、結構大変な指導要領になると思うんですけども、難局というのは、今後、今のお考えで乗り切るといえることができるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、TCP・トリビンス・プランの捉えなんですけれども、先ほど増田議員のときに申し上げさせていただきましたが、TCP・トリビンス・プランは、何もその新学習指導要領だけに、もちろん新学習指導要領にも対応したのようになっておりますけれども、新学習指導要領に対応するものだけに、するためだけに行っているわけではなくというところは、また御理解いただければと思います。

その上でということですが、新学習指導要領においては、例えば、例を申し上げますと、これまで出ておりますとおり、外国語活動ないし外国語が新たに時間数が増える、または新しく新科目として設置されるということ、これに対しては外国語、もちろん時間数を捻出するというのもそうですし、内容を充実するために外国語、ALTを全校に配置するというのも、そうであると思っております。

また、その主体的、対話的で深い学びという、アクティブラーニングの視点からの授業改善ということですけども、これまでよりも、よりその授業を子供たちが主体的に学べるように、または場面によっては話し合い活動の対話的な学びもできる。その深い学びということで、単にその年号を暗記するようなものではなくて、じゃ、なぜその時代にそういう事柄が起こったのかというような、いわゆる深い理解というんでしょうかね、というようなことまで至れるように授業を改善していきましょうということですので、これはやはり授業準備の時間がこれまで以上に求められるというふうに思っております。また、道徳の教科化であるとかプログラミング教育であるとか、これまでやったことのないようなことがどんどん教育課題として上がってきているところもありますので、そういったことに対応するためにも、授業準備の時間がこれまで以上に必要になるというところから、トリビンス・プランの中の授業日の平準化というものを今申し上げているところからありますので、そういった意味で、新学習指導要領にもしっかり対応していけるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

このTCP・トリビンス・プランに関しましては、発表以降、4月以降は、町長がヤフーのトップニュースにもありますし、テレビも大いに取り上げられまして、新聞報道等、きょうもテレビ等も出ますし、本社説明会においても、たくさんの町民の方が説明を受けて、そ

の後、出前会議という、議員がお邪魔しまして町民の方といろいろお話ししております。

最後に、町長に一つ質問させてもらうんですけども、いろいろインフラ設備で、例えば、防潮堤を今やっておりますし、津波避難タワーも、もうできました。あとは幹線道路も、榛南幹線、東名川尻幹線と、大動脈がもうつながりました。我々の子供のころ考えられないような大きな道路も、びっくりするようなのができております。町長も長く町政をされているんですけども、こんなにTCP・プランが、例えば、町民の方に反響というんですか、非常に教育のことなので、どなたにもこう話したいという気持ちはあると思うんですけども、こんなに反響というんですか、声が我々に届いた、私も吉田へ越してきて、戻ってきて35年になるんですけども、こんなに町民の方がいろいろこうお話しする、私も地元に戻ってお祭りがあつたり、避難訓練のときにもいろいろこうお話ししても、いろいろお話をしてくれる父兄も子供もいますんですけども、ちょうど今現在は、多分このTCP・プランがこんなに反響がある、町民の方がいろいろ言われるということは、どういうお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） このTCP・プランを、私は平成28年7月、先ほど言いましたけども総合教育会議にかけられる前に、いわば、総合教育会議の事務局として学校教育課に問題を投げたら、もっと単に教育というマイナーな問題だけでなく、教育というものをもっと今日的な、現代的な社会の抱える大きな問題の中で捉えたらどうなりますかという問題ですよ。ちょっと長くなりますけれども。

山口議員は、この平成28年度の吉田町総合教育会議の会議録をお読みにになりましたか。

○1番（山口一博君） 読んでいます。

○町長（田村典彦君） 要は、一番まず起きた問題というものは、日本の経済社会というのが物すごい勢いで今変貌しつつあるということなんですよ。教育といえども、やはり大きな意味での経済社会の中で考えられなきゃならないわけがございますので、その中で問題なのは、大きな問題としては、経済を支える資本であるとか生産性であるとか労働力とありますけれども、この労働力の中で決定的な問題が今起きていますよ。日本の生産年齢人口が最初にピークを迎えたのが1995年前後です、それで8,800万人。それから2015年に1,000万減りました、7,700万人。さらに予測として2030年、さらに1,000万人減ります。このいわゆる30年という間に生産年齢人口が2,000万人も減ると。物すごい急激なものでございます。それがまず一つの問題、これがもう経済の潜在成長率、大きく変わってきます。

もう一つの問題として、日本の経済を考えると、いわば生産年齢人口によっているところの男性の労働参加率、これが現在85%です。女性が65%、簡単なことで言いますと、100人のうち、労働をしますと、していると、それからまた、労働しますという意味表示をしている人が100人のうち85人、それで女性が65人、あとはこの女性が働いてくれないことには、社会に出てくれないことには、日本の潜在的な成長率はどんどん下がっていく。その関係でいうと、2012年ですが、IMF、世界通貨基金が衝撃的な、いわばレポートを出したわけです。それは題名化すると、女性が日本を救えるか、女性が社会に出てくれないことには、日本の経済社会は、この先行きを考えると、非常に暗い状況に入っちゃいますよと。簡単にいうと、黄色い信号がともりますよと言っているわけですよ。だから、日本の女性の参加をいかにして、そういう基盤をつくらなきゃならないかです。

それともう一つは、日本の経済社会で考えられていることは、今、AI、人工知能の問題

です。この人工知能の問題が、この先、そんな遠くない日本の、いわば就業構造そのものを。がらがら変えてしまうと。要は、中間層です。中間層が、いわば頭脳労働と肉体労働と2局分割してしまった。現在、普通の人が考えているのでは、事務的といえ、事務的なものなんですが、ここががっかりなくなってしまう。だから、スキルを上げないと、肉体労働者になるか、それとも頭脳労働者になるか。そういう意味での大きな問題が起きています。要は技術とか、AIの技術革新によるところの、要は技術的失業です。これが物すごい勢いで入っています。これは第4次産業革命なんです。それは一つの教育の中でいうと、新しい学習指導要領で出ているんですけども、まず、グローバル化の問題、英語ですよ、35時間。それから、小学校の先生で、あれは、今いろいろな技術的な問題ありますよね。そういう問題を教えなければならぬ。

それともう一点は、これ最大の問題なんですけれども、OECD、世界経済協力機構でして、教育スキル局長のアンドレアス・シュライヒャーです。衝撃的問題を提示しているんですけども。基本的にこれからの教育において一番求められるのは何かといたら、総合学習ですよ。あらゆる教科を横断する、さまざまな手法を組み合わせで現代社会を酌み上げるとか、現代社会を指示し、要は知識を持って推測すると、そういうふうな能力が求められている。教育にそういうふうなことがまず生じてきます。

先ほど申し上げた、本題は、要は女性が、先ほど申し上げたように、社会に出てくれないと、日本の今後の潜在成長率が下がってきますよ。日本の経済成長率が黄信号になりますよ。日本の経済社会がほどなくなってしまうかもしれませんよ。そうしたときに、日本の女性の、いわば社会参加を妨げるものは何かという、簡単なことなんですけれども、アラサーとアラフォーの、要は育児と、教育の問題です。これが女性の社会参加を妨げるわけです。これを緩和する、もしくは和らげる、その率を下げると。そうしないと、女性が出ていけないと、そういうトータルな今日本の取り巻くところのこぎつける課題にいかん教育が、そういう中で変えていかなければならないかという中で、当然のことながら、先生が授業の準備の時間を大きくさかなければならぬと。とりわけ、総合学習というのは、先ほど文部省から来ている栗林さんなんかもいうんですけども。本来は総合学習に物すごい時間をかけなきゃならないんですけども、先生が忙しくて、とてもではないけれども、それに授業がある、時間がさけないと、そこに大きな問題があるわけです。これこそ、要は子供がこれから社会を生き抜く力の総合なんです。それができないとなると、いかにして先生の授業の準備のための時間をつくらなきゃならないかと。そこにある程度集約されているんです。そこで、そういう問題も含めて、教育委員会につくってくれと。事務局をつくってくれと。そういうふうな形で出しているんですよ。

要は教育というものが、この状況の中で、どういうふうな位置づけにあるかと。そこで、どういうふうに教育を考えなければならぬかと、それが私の教育を変える、いわば教育一貫、教育に投げた私の課題なんです。それが、28年度の7月です。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 町長の町政報告会みたいになっちゃったんですけども、質問は、町民の皆さんにこんなに関心を持っていただけるというところのお考えはというふうに、ちょっと質問させてもらいましたんですけども。

○議長（藤田和寿君） 反響についてということでございます。町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） それと、議員にぜひとも知ってもらいたいのは、確かに町民の皆さん、保護者の皆さんが非常にこう夏休みという問題に特化されてしまっているんですよね。ある程度、この何というんですか、シンボリックな意味で投げかけていたんですけれども、そのコンプライトな意味にとられてしまっているものですから、多少私のほうも、また教育委員会での説明が弱かったのも、そんな風になったかもしれませんけれども、そういうふうな問題について、今まで恐らく保護者の皆さんは、一体、学校教育、小学校であるとか中学校、また保育園であるとか幼稚園、じゃどういうふうな教育がどんな形で何を今やっているんだと。恐らく漠然と考えているだけで、なかったと思うんですよね。だから、ある意味において、それを場ざらしにしたことによって、ある意味において、保護者の皆さん、大きくいうと町民の皆さんが、教育について、考えるきっかけを与えたと。ぜひとも議員にこれ考えてもらいたいんですけれどもね。町民だけではないです。これは今、霞が関が、この町の教育について物すごい関心を持っています。例えば、大臣を含めてですね、厚生労働、それから内閣府、それから文部省、財務省、基本的にここは大きな意味で、この吉田町のTCP・トリビンス・プランに対して関心を持っているんです。いろいろな情報を提供させています。私も、また東京へ行かなきゃだめですけれども。

そういうふうな形で、ある意味言って、日本の教育が抱えている問題というのを、このTCP・トリビンス・プランが場ざらしにしたと。そういうふうな形ですよ。もう一遍、変わらなきゃならないと。そういう意味で大きな、町民のみならず、霞が関含めて日本がですね。TCPについて、大きな教育を考えるとときだと、私は思っています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

では、最後にします。

今年度までいろいろTCPのほうももう計画が始まりまして、もう実施、今しているところなんですけれども、来年度ももう既に決定しているというんですか、決定して、今発表できるようなことは、何か新しいことはあるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 大分進んでおりますが、答弁できるようならお願いします。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課からお答えをさせていただきます。

TCP・トリビンス・プラン、さまざまな施策がありますので、進められるところは進めながら、例えば、今年度で申し上げると、ALTの全校配置でありますとか、エアコンの設置などもそのプランを一環としてしているところでございますし、また学校閉庁の設定なども行っておりますけれども、そういった進められるところは進めながら、また特に授業日の平準化とということについては、さまざま御意見もいただいておりますし、先月の末まで御意見をいただいておりますので、そういった意見も踏まえながら、今後は、改善するところは改善しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 御清聴ありがとうございました。

以上をもって一般質問を終わりにします。

○議長（藤田和寿君） 以上で1番、山口一博君の一般質問が終わりました。

◇ 山 内 均 君

○議長（藤田和寿君） 続きまして、6番、山内 均君。

〔6番 山内 均君登壇〕

○6番（山内 均君） きょうは、6人のうち5人が教育の件で、非常に異質が一人入りしました。皆さん、質問が、たくさん本当に教育プランのことについての難しい話をいただきましたので、少々頭の中軽くしていただいて、現実的な話をちょっと質問させていただきたいと思います。

私は、さきに通告したとおり、商業における大型店舗誘致の計画と将来構想についてを町長にお伺いいたします。

商業における大型店舗の誘致が積極的に進められており、町の形が大きく変わろうとしています。

特に中小の店舗と同じ分野において顕著にあらわれています。

第5次吉田町総合計画では、商工業における現状と課題は、地域を牽引する中小企業の事業所数のうち、商業、工業は減少傾向にあると示されています。

店舗の減少は、各都市においてのシャッター通りのような問題として取り上げられています。

大型店舗の誘致は、現在営まれている店舗への影響が表面化することは容易に想像できません。

課題の克服には、企業間同士の連携と共存に向けた努力が必要であり、守ることも町の役割であると考えます。

吉田町の魅力と力を将来につなげる町の発展の計画と将来構想についてお聞きします。

1、大型店舗の誘致はどこまで進めているのですか。

2、大型店舗と既存店舗の間には競合が発生します。対策は考えているのですか。

3、急激な環境の変化は破壊をもたらし、再生は困難であることも経験をしています。

店舗等の問題解決には、継承者の育成と技術や魅力の伝承など、町の協力が必要であると考えます。町には構想や計画はありますか。

4、大型店舗誘致の契約に防災拠点が挙げられていますが、町の店舗等との協力は考えているのですか。

最後に5、この町を2代、3代先へとつなげていくことが我々の役割です。どのような構想がありますか。

本日質問するに当たって、最も知り得たいことは、東日本大震災の津波による類を見ない被害に対するための準備をすることは教訓として学んだし、対応はいろいろあるはずで行っております。しかし、復旧した後の何世代か先も住む人たちにつなげる町の姿をどのように考えているのか。

1、災害前の大災害を想定した準備。

2、災害時の対策。

3、災害から復旧した後の形。その形こそが吉田町の将来像であり、将来が見えた段階で、それに向かって今からやらなければならないことが見つかると思う。それが、今考えなければならないことだと思っています。

答弁を求めます。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） きょう初めての答弁で、緊張しています。

商業における大型店舗誘致の計画と将来構想についての御質問のうち、1点目の大型店舗誘致はどこまで進めていくのですかについてお答えをします。

大型店舗の誘致との御質問ですが、どのような規模を捉えて大型店舗と言われているのかわかりませんが、恐らく議員は大規模小売店舗立地法の対象となる売り場面積1,000平方メートルを超える店舗を大型店舗と定義しているものと推察し、お答えいたしますが、議員の御質問の大型店舗誘致に関しましては、当町では積極的に大型店舗を誘致するという政策目標は立てておりませんので、まずは、その点を明確にしておきたいと存じます。

恐らく、議員は津波防災町づくりによる「新たな安全」と沿岸地域における「新たなにぎわい」の創出による魅力あふれる町づくりを目指すシーガーデンシティ構想の推進に当たり、内陸フロンティアを開く取り組みの中で、北区内で実施している物資供給拠点確保事業区域における商業施設誘致、いわゆる商業集積に関するものを主として御質問されているものと推察をいたしますので、まず初めに、内陸のフロンティアを開く取り組みの物資供給拠点確保事業区域の概要につきまして御説明いたします。

すみません、声がかれちゃっているもんですから。

まず、現在、北区内で進めております、内陸のフロンティアを開く取り組みの物資供給拠点確保事業は、96ヘクタールの区域について総合特区の指定を受け、そのうち、7.7ヘクタールを推進区域として取り組んでいる事業でございます。

この事業は、議員も御承知のとおり、津波浸水区域外におきまして、有事の際、沿岸域等で被災した住民の避難の受け皿となる防災公園、北オアシスパークを整備するとともに、有事の際に住民等の生活を支える生活物資を滞りなく供給するための商業施設の誘致を行い、誘致した企業と有事における「物資供給に関する協定」の締結を行うことにより、津波被害の軽減と有事における防災拠点機能の確保を図ることを目的に、国の総合特区の指定を受けた県の内陸のフロンティアを開く取り組みの認定事業として進めるものがございます。

また、平時では、買い物や公園の利用など、あわせて、にぎわいの創出を図ろうとするもので、まさに当町が進めるシーガーデンシティ構想であります、「新たな安全」と「新たなにぎわい」の創出による町づくりの一角を担う事業でございます。

この推進区域の7.7ヘクタールでは、北オアシスパークを中心に、都市計画道路富士見幹線沿いに商業施設を集積し、有事の際に物資を供給できる体制を構築するため、立地企業と災害協定を締結することが前提となっているもので、施設規模を前提とする条件はございません。このため、この推進区域には、町外企業の進出のみならず、当然のことながら、町内企業も進出が可能エリアとなっているものがございます。

さて、議員からの御質問の回答につきましては、まずは、当町における商業に関する状況をお答えし、その状況を踏まえまして、町の商業に関する方向性についてお答えさせていただきます。

まず初めに、当町の商業に関する状況でございますが、平成26年に実施された国の経済センサス基礎調査によりますと、当町の商業に係る卸売業と小売業の事業所数は271事業所でございます。前回調査の平成21年では296事業所ございましたので、単純に数値だけを見ると、25の事業所が減少している状況でございますが、この間、当町におきましても、新規事業者の新設があったわけございまして、廃業する事業所数が上回った結果となっております。

これは、車社会の進展に伴い、消費者の行動範囲が拡大しているとともに、近隣市への大型ショッピングセンターの立地、コンビニエンスストアの進出、インターネットの普及などによりまして、消費者の消費活動が多様化されていること等の社会的な要因と、後継者不足や店舗形態などの個別的な要因に起因しているものと認識をしております。

こうした状況下にありますと、中心市街地を形成する商店街を有しない当町にありましては、特に、個人事業者は、大変厳しい経営環境の中で事業を営まれており、今後、高齢化がさらに進む中では、地域における小売店の存続は、地域の重要な課題となってくるものがございます。

一方、消費者である地域住民の意識や動向では、別の視点での課題が挙げられております。

まず、町民の消費動向でございますが、平成18年度に静岡県で実施されました「静岡県の消費動向調査」の調査結果によりますと、当町の地元購買率は、物品全体で35.0%という結果でございます。このうち、食料品は65.7%と、地元購買率が高いものの、衣料品は22.7%、文化品が17.8%、買い回り品は22.1%、贈答品は35.8%と低く、物品全体の65%は、静岡市、藤枝市、牧之原市と旧榛原町で購買されている実態でございます。

この消費動向調査は、平成18年度を最後に実施されておりましたが、近隣市の店舗の立地状況等を鑑みますと、現在も、同様の状況が続いているものと推察いたします。

また、町民の意識につきましては、昨年度実施しました「町づくりに関する住民意識調査」の結果のうち、住みやすさの意向調査結果では、「住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」と回答された方の割合は56.9%でございます。

一方、「住みにくい」、「どちらかといえば住みにくい」と回答された方の割合は13.2%でございますが、その理由としましては、多い順で、「公共交通の便が悪い」が80%、「災害が心配」が56.3%であり、次いで、「買い物の便が悪い」と回答された方の割合は、48.8%という結果でございます。また、この「買い物の便が悪い」と回答された年代は、子育て世代である40歳代や20歳代の若年層に多いという傾向でございます。

こうした傾向は、第5次吉田町総合計画を策定する際に実施しました、平成25年度時点の町づくりに関する住民意識調査におきましても、同様の結果、傾向でございます。

このように、消費動向調査等では、供給者側となる町内で商業を営む事業者は減少傾向であり、消費者として需要者側となる地域住民は、食料品以外は近隣市で消費する傾向にございます。そして、住民意識調査におきまして、「買い物の便が悪い」とする世代が若年層に集中しておりますことから、このまま何にも施策を講じなければ、今後、近隣市に対する町の優位性が、さらに損なわれるおそれがある状況でございます。

こうした状況を踏まえ、当町では、第5次吉田町総合計画基本構想、前期基本計画を策定し、施策の方向性を示しつつ、「吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、内陸のフロンティアを開く取り組みを重点事項として、商業施設の誘致、集積を進めているわけですが、その商業施設の誘致、集積に当たりましては、吉田町都市計画マスタープランの都市づくり目標、方向性に沿って、都市計画道路沿線を沿道利用地として、商業、業務、流通、サービスなどを中心とする機能を誘導し、住みやすく活力のある町づくりを目指そうとしているものでございます。

次に、2点目の大型店舗と既存店舗との間には競合が発生します。対策は考えているのですかと、3点目の急激な環境の変化は破壊をもたらし、再生は困難であることも経験をしています。店舗等の問題解決には、後継者の育成と技術や魅力の伝承など町の協力が必要であると考えます。町には構想や計画がありますかについての御質問は、関連する事項がありますので、一括してお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、当町では、内陸フロンティアを開く取り組みとして、北区内の都市計画道路富士見幹線沿いに商業施設の誘致、集積を進めるとともに、都市計画マスタープランに基づきまして、都市計画道路沿いは沿道利用地として、商業、業務、流通、サービスなどを中心とする機能を誘導し、土地利用による適正な配置を行いながら、住みやすく活力のある町づくりを進めているところでございます。

店舗などの商業施設は民間資本でありますので、当然のことながら、企業側にとってメリットがなければ進出しないうわけですが、当町の幹線道路の整備状況や、当町が持っている地理的なポテンシャルの高さなどから、民間資本により地域の活性化が図られ、地域住民の皆様の利便性も向上しつつあります。この民間資本が当町に投入されるということは、地域経済の活性化と雇用創出の面では大きなメリットがあるわけですが、

しかしながら、一方で、議員が御指摘のとおり、同種のものを取り扱う大型店舗などが進出した場合は、既存店舗、特に個人事業者への経営的影響は、深刻な状況になるおそれがございます。

競合は、価格面を捉えれば、地域住民にとっては利益となりますが、個人事業者が衰退していくことは、地域のコミュニティ活動を初め、今後、高齢化が進行する中にあることは、地域住民にとっても、大変マイナスな影響を及ぼすおそれがあるものでございます。

しかし、商業施設の進出に当たりましては、大規模小売店舗立地法を初め、都市計画法などの法的要件を全て具備していれば、進出を拒むことはできない実情がございます。

このため、当町では、内陸のフロンティアを開く取り組みの推進区域につきましては、商工会を初め、地権者、地元住民の代表者で構成する協議会を設置しておりまして、進出予定の企業につきましては、計画段階からいち早く情報を提供し、対応が図られるよう体制を整えているところでございます。

しかしながら、個人事業者の経営的な問題は、大型商業施設の進出によるものだけではなく、議員御指摘のとおり、後継者問題も深刻な問題でございます。今後、当町では、個人事業者の高齢化が進み、後継者不足となり、閉店をせざるを得ない事業者が増えてくるものと危惧をしております。特に、町内の個人事業者の店舗は、住居一体型の店舗形態が多く見受けられます。このため、後継者につきましては、親族に限定されることが予想され、後継者不足にさらに拍車をかけることにつながるものと思っております。

こうした個人事業者を取り巻く環境は、大変厳しいものでございますが、経営基盤の強化、付加価値化を図るなど、社会経済情勢の変化に対応するためには、個人事業者による個々の経営改革が必要不可欠となりますので、その役割を担う商工会に期待するとともに、町は、商工会が講じる対策と連携した支援を行っていかねばならないものと考えております。

これまで、商工会におきましては、経営支援セミナーの開催や、個人事業者に対する経営や技術改善の相談会などを実施してきており、町では中小企業支援制度として、経営改善資金の貸し付けを初め、小口資金の融資、利子補給の制度により、小規模事業者の経営支援を行ってまいりました。

議員御指摘の問題は、当町に限ったものではなく、全国的に問題となっているものでございます。先ほども申し上げましたが、この問題の解決に当たりましては、個人事業者を初め、商工会や町等の関係者が連携して対応していかねばならないものでございますので、今後、関係機関と連携をしながら、対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の、誘致される大型店舗とは防災に関する協定が結ばれています。町の店舗等との協力は考えているのですかについてお答えをします。

一つ目の御質問でお答えしましたとおり、当町では、内陸のフロンティアを開く取り組みの中で、北区内で進めております物資供給拠点確保事業区域では、進出した店舗と町との間で、有事における「物資供給に関する協定」の締結を行っております。

具体的には、「災害時物資支援協力に関する協定」と「災害時荷捌き拠点に関する協定」を、マックスバリュ東海株式会社、株式会社ノジマの2社と協定を締結をしております。今後も、この推進区域に進出する企業との間には、同様の災害協定を締結していく予定でございます。

さて、御質問の町の店舗等との協力についてでございますが、この災害協定は、有事の際に被災者となる町民の皆様のために締結し、万が一に備えるものでございます。このため、内陸のフロンティアを開く取り組みの推進区域の内外を問わず、町の店舗等と災害協定を締結することは、町民の皆様にとって大変有益であると考えられますので、今後、協定の締結に向けまして協力をお願いしてまいりたいと考えております。

なお、防災協定ではございませんが、町内の多くの店舗の皆様には、高齢者の見守りネットワークや子供たちの駆け込み110番など、協力事業者になっていただいております。大変ありがたく思っている次第でございます。

地域活性化のためにも、こうした地域のつながりは大変重要なものでございます。今後、既存の町内店舗の皆様を初め、新たに町へ進出される企業等には、ぜひ地域へのつながりを深めていただくよう、要請してまいりたいと考えております。

次に、5点目の、この町を2代、3代先と未来につなげていくことが我々の役割です。どのような構想がありますかについてお答えをします。

当町は、現在、第5次吉田町総合計画に掲げております将来都市像「人が集い 未来へはばたく 魅力あふれるまち 吉田町」を目指し、邁進しているところでございます。

平成23年3月に起きた東日本大震災によって、当町の「失われた安全」を取り戻すべく、津波防災町づくりを強力に推し進め、新たな安全のもと、津波防災町づくりの成果を活用した新たなにぎわいと魅力づくりを進めるシーガーデンシティ構想に取り組み、人口減少を食い止め、地域社会の衰退に歯どめをかけることに全力を挙げて取り組まなければなりません。

そして、新たな安全とにぎわいのもとで、手厚い福祉、充実した教育、良好な住環境といったそれぞれ施策を講じることで、豊かで勢いのある町、すなわち、「未来へはばたく 魅力あるれるまち」へと邁進することが、我々の使命だと思っております。

議員におかれましては、町の未来、町民の未来のためにも、町行政に対しまして、格別なる御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 詳しくお伺いすることができました。

今回の質問、意味がちょっとずれて、自分の思っていることとちょっと違っていましたので、またそれに対して一つずつ、ちょっとやらせていただきます。

今は内部フロンティアの関係の東日本大震災以降、非常に準備を進めなきゃならん、一番最後に言った、1番目の震災前の災害を想定した準備、我々はとてつもない津波、被害を見ました。それによって、今、内部フロンティアの中でいろいろ準備の中で言われていたと思います。

その中で、大型店舗というイメージは、建築基準法とか都市計画法の中ではなくて、吉田町の中でのイメージとしての大きな店舗という意味だったんですが、そういう意味で聞いていただければと思います。

それで、その中で一つ、今出ましたノジマとか、マックスバリュ東海、杏林堂さんの話が出ていたんですけれども、今度それが大きなグループ、ちょっと変わったようなんですけれども、その辺の説明会をいただいたんですけれども、これから話を進めていくに当たって、どのような規模なのか、どのような職種なのか、もうちょっと詳しく教えていただければ、説明会があったんですけれども、出られなかった人もおりますので、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま議員からご質問がありました内陸フロンティアを開く物資供給拠点確保事業の中で、今お話がありましたとおり、杏林堂さんが今度出店をするということで、既に地元に対しまして工事の現場説明等を行っているところでございます。

面積は1,000平米を超える大変大きな、いわゆる山内議員から言われる、その大型店舗というところになると思うんですけれども、こちらに杏林堂さん、菓等の会社も含めて、そこでベーカリー等も行いながら、通常の食料品等を売るという施設となります。来年の3月を目指して今後事業を進めていくということでございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、杏林堂さんの話が出たんですけれども、いろいろ話が出てくるときに、北海道のほうの業者、大きな業者がその計画の中に入ってきているということは事実なんですか。そういうふうになんて聞かれますから。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいまの杏林堂さんの会社のほうのお話をされているかというふうに思いますけれども、杏林堂さんのほう、北海道のほうの会社の傘下に入るといふことで、これは経営強化をするといふことでございまして、今の事業はそのまま続けられるといふようなことで、これは推進協議会の会議の中でも、当然推進協議会の中には出店事業者の方も出席をしまして、皆様方にも御説明をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○6番（山内 均君） もう少し詳しく聞きたいんですよ。

○議長（藤田和寿君） 概要の説明を求めていると思いますが。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） すみません、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、詳しくというのはどのような。例えば株式の保有とかですか。そういうところまでということでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 反問がありましたので、詳しく質問してください。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

まずは、どういう会社なのか。名前を知りたいです。それと、その会社の領域です。テリトリー。それともう一つは、そのやつが持っている業種、職種。全てなのか、どの辺まで持っているのかということを知りたい。名前から聞かせていただければと思いますけれども。

○議長（藤田和寿君） 今回の質問と関係ありますね。

○6番（山内 均君） あります。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 内陸フロンティアのエリアの中に出店する一企業の件でございますので、どこまで具体的に話ができるかということもございまして、今の質疑の中で伺った中での答弁となりますが、報道などで載っているのは、杏林堂さんがツルハドラッグホールディングの中に入るといふことで、株の比率といふのはかなり大きな差がございまして、その傘下に入って、お互いの傘下に入る利点といふのは、ツルハドラッグさんといふのは北海道に拠点を置いておまして、それで関東以北が大きな主力の事業を行っている企業でございまして、杏林堂さんといふのは県内主力でございまして、しかも、いろいろなお互いがお互いの商品の強味を持っているといふところもございまして、お互いの今後の事業活動の展開の方向として、お互いが協力をし合ったほうがいい効果が出るであろうといふような、そういう吸収とかいふことではなくて、連携の中で株をお互い保有をすると、こういうような中でホールディングの中に入るといふことですので、店舗として出店するのも杏林堂薬局さんで、変わりありません。

あと、店舗の中身としましては、主力はやはり薬です。薬なんですけど、単なる薬の販売だけではなくて、先ほど企画課長が言っておりましたが、ベーカリーのコーナーがあるとか、そのほか惣菜のコーナーがあったり、生鮮食品のコーナーがあったりと。それから医療の相談コーナーがあったりといふような、多角的な窓口を設けていくといふような、そういう店舗にしたいといふふうに聞いております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、聞いた理由は、内陸フロンティアの、まず災害の準備という部分で、考えがちょっと聞きたいと思ったんです。マックスバリュ東海さんであるとか、今回も多分、今、町長の答弁の中から、これから災害の協定を結びながらやっていただけると。

それで、そこでちょっと聞きたいのは、もちろん杏林堂さんの部分も、同じような形でということで今答弁をいただきましたが、ただ、この中に、今ちょっと調べていきますと、磐田市はコンビニエンスストアと支援物資の提供でしたよね。これは全国的に持っていますので、非常によくわかりやすいんです。それと、袋井市の例があるんですけども、ダイドービバレッジ静岡とフクロイ乳業株式会社、ここは災害時に、両社が所有するペットボトル飲料を支援物資として被災者に無償で提供をすると、そういう契約を結んでいるです。

それで、その中で、吉田町で今の会社も含めた提携の仕方がどういう形になっていくのか。例えば、今、こういう無償で提供するところがあったとしたときに、東日本のときはコンビニも出てきましたけれども、これが災害時に町が補償をしてそうしてやってくれるのであって、誰が行ってもただで水とか支援物資をいただけるということになれば、また別ですけども、そういう部分での今協定をしているところというのは無償じゃないですよ。

どのような形かという詳しい提携の仕方、いざあったときに皆さんがそこに殺到するでしょうから、その契約の仕方と、それをどうやって対処していただけるのかというのがわかれば、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） よそと当町との考え方の違いが多少あると思ひまして、先ほど山内議員の冒頭の質問の中でも、被災して、復興ということも前提とした町づくりのような、そういうお話でございましたけれども、もともと町長の考え方というのは、まず被災しないと。被災しない対策をとろうと。津波防災まちづくりというのは、そのコンセプトの大もとは、災害に見舞われても、極力ダメージのない町づくりをしていきたいと思います。ただ、それやっても完全なブロックというのはなかなか難しいものですから、それでも被災をすることは想定しなければいけないということで、その場合にどういうフォローをしていくかということにございます。

当町の内陸フロンティアの考え方というのはそれに立脚したものでございまして、その意味で、もし被災した場合の対策としてということで、物資供給拠点確保事業エリア、それから企業活動維持支援事業区域という2つの総合特区の指定を受けて、しかも内陸フロンティアの推進区域の認定も受けながら事業を進めているというところがございます。

そういう過程で現在支援協定も結んでおりますので、まずは、そのエリアの中に出店していただいた方々とは、コンセプトとして防災上の取り組みを共有していただくという、そういう取り組みをやっていただける企業でないと立地を認めないという、そういう条件になっています。したがって、今は、立地される企業とは全て支援協定を結んでいると。結ばない限りは立地を認めない。こういう中で協議会も構成をするということになっております。

したがって、コンビニとかそれ以外のところとどうやって提携をしていくかというのは今後の課題というところがございます。まずは、そのエリアの中と、ちゃんと今のコンセプトの中で協定を結んでいくという方向で、今のところは進んでいる状態でございます。

また、協定の締結の仕方としましては、その物資供給をしてくださる皆さん方とは、町

と協定を結んでいますので、誰が来てもそこから直接的に町民の方にダイレクトで商品が渡るといような、そういう協定にはなっていません。町がまず、しかも有償で買い受けます。

有償で買い受ける物品というのは、物品まで指定して、ストック量も提示をしまして、必ずその品目の一定量は必ずストックしてもらいたいと。あと、ストックした以外に供給ルートを保証してくださいと。そういう協定の仕方になっていますので、一応あそこのエリアに出店していただいた企業が扱っている品目で、仮設住宅等が建った場合に必要な物資というのは、当面潤沢に入手できるというような、そういう仕組みをつくってございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 先ほどの町長の答弁の中で「地元の企業とも」という話があったものですから、それも含めてそういう形で、要するに何かがあったときに、町の人たちがどういう形で安全を確保しながら、いざというときにそれをつなげていくか、その安全という部分をどうして確保していただけるかということでお聞きをしているわけですが。

それで、そうも言いながら、実際には町長の答弁にあったように、地元の業者、あそこに杏林堂さんが出てくることによって、その同業者も確かに過酷な競争の中に、いずれにしても入っていくわけですね。これは時代とともに多分行くでしょうから、その中でどう対処するかというのはお互いの問題であるし、先ほど質問させてもらった協力とかそういうものに関しては、よく昔は、大店舗のときには、例えば惣菜の部分であるとかいろいろな部分はその会社の中に組み入れてもらって、そしてその中で地元のノウハウを生かしてもらっていると、そういう今までの例があるものですから、町のほうではそういう意味での協力というか、そういうものに関しての支援というか、それをつなげていくことに関しての何か計画的なものというのはありますでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この内陸フロンティアの計画をつくって事業展開をする段階では、物資供給拠点確保事業については特に早く協議会をつくったわけですが、それで商業施設を誘致をするんだと、こういうことをもう前面に押し立てて、それで防災公園を中心として全体の防災機能を高めていくんだということを打ち出しておりましたので、それに対する既存の事業者との関係というのはどうしても厳しくなるんだろうなという想定はできましたので、最初から商工会さんには、話しかけをしまして、推進協議会の中にいち早く入っていただきました。

それで、こういうコンセプトを持った企業がここには出店できるんだというところを把握していただきまして、でき得れば地元の企業も何らかの取り組みをしていただいて、そこに出店をしていただければ非常にありがたいというふうに思ったわけですが、なかなかこちらが考えているような結果には、今のところ行っていないというところですが、今後、まだ全てのエリアが埋まっているわけではございませんし、そこが埋まれば96ヘクタールという広大な特区のエリアを設定していますので、そうした中で、地元の企業の皆さんと、あと新たに進出された企業とかと提携をしながら、どう次の商業へ発展させていくかというようなところを、町も中に入って支援できれば、さらにいい取り組みになっていくのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 3つ目の質問の中で、自然も含めて、一度消滅してしまうと、なかなか後継者の問題とかいろいろなことで、それをもう一度立ち上げるといっても不可能に近い。現実的に高齢化しながら。そういう問題があるものですから、ぜひその辺は一番いい形で地元をつなげていく。我々はここで生まれて、ここで育って、これからずっとつなげていかなければならない場所ですので、ここしかありませんので、それをうまく確実につなげていていただく。そういうやつをどうにかいろいろなところで話をしながら、お互いに切磋琢磨しながらやっていただければということで、きょうの3つ目の質問はさせていただいたんです。

それで、あと、これからの進め方にしても、どういうふうな形が一番効率的なのか。それはちょっとなかなか難しいと思うんですけども、その進め方に対しての町の考え方というか、計画というか、そういうものはありますか。

○議長（藤田和寿君） 何を進めるんですかね。防災法のですかね。

○6番（山内 均君） 防災じゃなくて……

○議長（藤田和寿君） 商業ですか。

○6番（山内 均君） 共存の中で。今の共存の中で。

○議長（藤田和寿君） 共存ですね。

○6番（山内 均君） 共存です。

○議長（藤田和寿君） 共存の進め方らしいです。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 共存ということなのか……

○6番（山内 均君） ひとまず。

○理事（塚本昭二君） それはいろいろあるんでしょうが、津波防災まちづくりを進める中、それからシーガーデンシティ構想を展開する中では、いろいろな事業を営もうとされる方々に働きかけをするような仕組みができておまして、創業支援ネットワークなども、商工会も中心の一つとなっていて、それから金融機関も入っていただく中で、実際に創業支援セミナーを行ったり、新たな事業展開をしていただけるような方々をサポートする仕組みもできております。

その中には、既存の事業者に対するアドバイスをするとか、そういう取り組みも含んでおりますので、内陸フロンティア一辺倒ではなくて、そうした既存の事業者の中で新たな取り組みを模索したいとか、それから新たに創業したいとか、そういう方々を支援しながら、今、結果的に誘致できたようなものだけではなくて、もっと厚みを持たせた町づくりをしていくというところを達成していかないと、なかなか「魅力あふれるまち」ということにはならないと思っておりますので、そうした展開をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

これから起きてくることというのは、先ほどの町長の答弁の中でも、競合の中で当然行くでしょう。そういう中で、それぞれがどうやって残っていくかというやつは考えていくわけですけども、どうしたって大きなところに組み込まれていくのが常ですので、それはその中でできる範囲の形、それぞれが生きていくというか、生活をしていくというか、ここを守

っていくというか、そういう形をぜひとっていただきたいと。

それで、それをとるに当たって最後に聞きたいのが、このまちはこれから2代3代ずっとつなげていくわけですけれども、本当はその構想、この町が、じゃ、どうなるんだ、どうなっていきたいんだ、どういう構想だというのがあって非常にわかりやすいんですけれども、そのところはちょっとなかなか難しいと思うんですけれども、そういうような構想はありますか。この町がどうなっていくか。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 津波防災まちづくりの計画は議員の皆様にも何度もお話ししてございますし、またシーガーデンシティ構想についてもお話ししてございます。

要は、先ほど塚本理事のほうから議員にお話し申し上げたことでございますけれども、基本的にこの町は被災をしないという津波防災まちづくりを進めています。

確かに23年3月に東日本大震災が起きて、6年が過ぎたわけでございますけれども、一丁目一番地であるところの南海トラフで巨大地震が起きたときに、うちの町に押し寄せてくる、一応国の予測で大体9メートルぐらいでございますけれども、この津波を完全に海岸でブロックするというのが、11.5メートルの漁港の東と西で防潮堤をまずつくると。

それから、港内にございます津波堤、これも現在はL1対応でしかないんですけれども、これもL2対応にしていくと。防潮堤は国土交通省、それから港内の津波堤は農林水産省。国土交通省のほうとはもうかなり話が進んでおりまして、手の内はお話しできませんけれども、ゴールが見えてきたと。それから津波堤のほうは、これは農水省、それから財務省と話がようやく始まりまして、これもL2対応にしていきたいと思います。

あと、大井川については、これも国土交通省のほうでございますけれども、これも堤防のかさ上げについてはそれなりのめどがついてきたと、こんなふうに思いますので、要は完璧にこの町を被災しない町にしていくと。

そこで何が起きるかという、左と右の町を見ればすぐわかりますけれども、これは正確には船橋理事のほうでお話ししていただければわかるんですけれども、東の焼津市も西の牧之原市もL2対応で防潮堤はつきりません。ということは、何が起きるかという、うちの町に、いわば海岸で防潮堤、それから港内の津波堤がL2対応になったときには、はっきり申し上げれば、この町にいろいろなところから引っ越してくると、こういうふうな町になります。また、大きな店舗等が進出すると。

そういう形で、この町は恐らくそういう意味においては「安全」。客観的で科学的な安全が確保されますので、次に「安心」、すなわち所感的、心理的なものが生まれると。町民の皆さんは安心して生活を営み、企業の皆さんは安心していわば生産活動に励むというわけでございますので、海岸へ行ってみればおわかりになりますけれども、今、ヤマザキさんが来年の8月竣工に向けて一応600人規模の工場をつくっておりますので、そういうのもできますし、また川尻の小山地区にもできますし、また、あれは富士フィルムの北のほうにも内陸フロンティアを拓く取り組みの地域がございますけれども、そこにもうちの町のほうで工事が始まりますし、企業進出も出てくると、こんなふうに思っています。

だから、そういう意味においては、そういうふうな安全というものを確保する津波防災まちづくり、すなわちシーガーデンシティ構想によって、安全と賑わいが出てくると。その意味において万全ないわば町づくりというものが進行していくと思っております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 最初に質問したのが商業における店舗の誘致の計画と将来構想ということで、建築の仕事をやっていますので、それがどういうものを意味するかはよくわかりますよ。

そうじゃなくて、その上で、大型店舗がここに集積をしてきたときに、その周りとの整合というんですか、何というんですか、共存というか、生きていく中でそういう形をどういうふうに考えていますかという話が私の基本の質問ですので、防災に関してのやつは、もちろん防災をやるためにあそこに拠点をつくって、そしてそのために大型店舗ができた。それに対して、町がつくっていくものに関して、その周りに住んでいる人たちがやっぱり商業として大きな打撃を受けちゃったときに、一回消滅したら、もうできない、無理な状況ができちゃうものですから、それはどのような形で考えていますかという質問をしているわけですから。私はそういう意味でちょっとしていますので。余り防災というのはね、L2はもう承知の上でやっていますので、すみませんけれども。そういう意味できょうも尋ねていますので。

そういうところで、実際には今、これからあそのオアシスパークの近辺がああいう集積になっていくでしょう。私の本当の思いというのは、恐らくここができて、あそこのはばたき橋からあその通りは恐らくビル群ができるのではないかと考えていますよ。それは構想としては持っているんですね。それは、工場とビルが飛行場と一番近いところにあるというのは当然な……一番いいところにね。そういうふう考えた中で、その中でこの町に住んでいる人たちみんながどうやって吉田町を守っていくかということを知りたかったものから。その意味で一生懸命質問しているんです。そういう意味で、気持ちいい答えをちょっとお願いします。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 期待に沿えるかどうかわかりませんが、当町の構想というのは、あくまでも最高の計画というのは総合計画ですので、現在のところ、総合計画でうたっている平成35年までの計画が、最も全てのを盛り込んだ計画になっております。

その中で、今回の総合計画の将来都市像が今までの将来都市像と全く違っている部分がございます。先ほど来、私が申し上げている「魅力あふれる町」という、「魅力」という言葉が入ったことなんです。

今までは、吉田町というのはどうしても基盤整備がまだまだ進んでいないということもありまして、そうしたイメージの言葉が非常に多くあったというところで、ただ、津波防災町づくりを展開していく中で、長年懸案になっていた基盤の道路網とかそういうものがかなりスピードアップを図って達成できていると。

そういう中で、今町長からもありましたけれども、津波防災町づくりの津波対策というのは、非常に企業の皆様方からも確かに評価をいただいています。余り詳しくは申し上げられませんが、川尻の企業活動維持支援事業地域に立地される企業は、予想の防災対策とまるで当町の防災対策が違うという評価をいただいている、立地を決めていただいたというようなところもございまして、そうしたところで、まだまだ当町としては、人口減とか地域の衰退とかそういうことを考えるような町ではないというふうに思っております。今、ここまで事業展開した基盤を利用して、また、今、インター周辺も有効な土地利用ができているとい

うふうには思っておりませんので、そこを内陸フロンティアの総合特区の網を被せたわけでございますので、そうしたところを着実にもっと次の魅力につながるような土地利用を図っていきたくいと。

また、用途的にも見直さなければいけないところに来ておりますので、そうしたところも見直しを図って、次につながるような土地利用が展開されるというような方向に持っていきたくいというふうに思っております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

長々すみません。とりあえず今言っていたいただいたことも、第5次の総合計画の中に、新産業であるとか企業誘致だとか、そこに将来像が書いてあります。そのように向かっては、吉田町みんなが行けるような形をぜひつくっていただきたいと。そして、考えながらやっていたきたいと。「美しい町」であるとかという意味では、精神的にも物理的にも美しい町であってほしいものですから。

ぜひその辺で、きょうは何かとりとめのない質問になりましたけれども、何か見えたような気がしないでもないですので、またぜひインターの周りもしっかりと開発しながら、全体で盛り上げていくような形をまた、ぜひとっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。ありがとうございました。

○議長（藤田和寿君） 以上で、6番、山内 均君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩をします。

再開は午後3時10分とします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時07分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいま本会議場の発言時間残り時間時計が故障しておりますので、発言時間残り1分になりましたらベルを鳴らしますので、御了承願いたいと思っております。

引き続き一般質問を行います。

◇ 八 木 栄 君

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

[9番 八木 栄君登壇]

○9番（八木 栄君） 本日のトリを務めます9番、八木 栄です。

私は、平成29年第3回吉田町議会定例会一般質問において、さきに通告してありますように、小・中学校の年間授業日数220日以上の設定について質問をいたします。

小・中学校の年間授業日数220日以上の設定について。

2月23日に開かれた吉田町総合教育会議において、「吉田町は、すべての子どもに最良の

教育サービスを提供する」という目標を掲げ、子供の確かな学力を保障する環境づくりとして、授業日の平準化を行い、授業日数220日以上に設定することを決定している。

そして、2月28日に各小・中学校校長に対して、全教職員へのプランの説明及び配布を依頼した。また、3月と4月には、保護者会やPTA総会においてプランを説明している。

こうした中、6月初旬に、いきなり「吉田町の夏休み10日間」との報道が流れた。その後、お盆前後の土、日曜日を含め16日間とすると、「全国的にも異例の短さ」などの記事があり、4地区で開かれた保護者説明会においては、参加者から夏休みの期間について多くの意見が出された。

私は、出前会議に参加し意見交換を行い、個人的にも多くの保護者から意見を伺った。その結果、授業日数220日以上を設定した理由とプロセスの説明不足が、町民に不安を与えていると考え、以下、教育長へ質問いたします。

1つ目、「年間授業日数220日以上を確保するために、現在、夏休みの短縮を図ることと決定されたが、提案者は誰で、いつ、何の会議で、どのような意見が出たか等、そのプロセスを含めお伺いします。」

2つ目、「文部科学省の新学習指導要領において、小学6年生の最低授業数は、現行の980時間から35時間増えて1,015時間となります。それを確保する年間授業日数としては、おおよそ200日ぐらいと考えられる。」ここでちょっと訂正をお願いします。「おおよそ200日くらい」というのは、文部科学省の中で「今現在」ということでありましたので、私がちょっと資料を読むに理解をちょっと間違えたものですから。「今現在200日くらい」ということで、それから35時間授業が増えるという「206日から207日くらい」というふうに考えられますので、そのように訂正をお願いいたします。

我が町は昨年も206日であり、ことしはさらに4日増えて210日である。この上、220日にするということだが、1日当たりの授業時間を減らすことによる放課後児童クラブの施設、支援員や、中学生の放課後の過ごし方等、問題の解決はなされているのか。

3つ目、6月27日の幹部教職員対象の学校説明会、7月24日の小・中学校全教職員対象のプランに係る意見聴取、そして7月末から8月にかけて行われた学校意見交換会は、それぞれどのような方法で行われ、教職員から、この年間授業日数に対してどのような意見が出て、どのような回答をしたのか。

4つ目、年間授業日数220日以上と「以上」がついているが、将来的にはこれ以上に授業日数を増やすことを考えているのか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いいたします。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 最初に、1点目の御質問である「、年間授業日数220日以上を確保するために、現在夏休みの短縮を図ることと決定されたが、提案者は誰で、いつ、何の会議で、どのような意見が出たか等、そのプロセスを含めてお伺いします。」についてお答えします。

まず、これまでの経緯を申し上げますと、TCP・トリビンス・プランは、平成28年4月に町長から、総合教育会議の議題として、教員と子供、そして保護者の三者共益を目的とした教育改革について検討すべきとの指示を、総合教育会議の事務局である教育委員会事務局

学校教育課が受けたことに端を発しております。

そして、総合教育会議の事務局において、本指示に基づき検討を重ね、案を作成し、平成29年2月23日の総合教育会議において提示し、本案に関する協議を行った上で合意をいただきました。

現在、本合意に基づき、本プランの具体的施策の中で、小・中学校の普通教室等へのエアコンの設置や、外国語指導助手、いわゆるALTの全校配置などの施策については速やかに事業を実施するとともに、授業日の平準化など今後さらに検討を要するところについては、教育委員会において各学校とも協議しながら具体的な検討を行っているところでございます。

次に、総合教育会議における委員からの意見ですが、その内容としては、「新時代を読み取った新プランが示されたことは大変すばらしい」「子供が安心して登校できる学校の場を提供していただけるということは、保護者としても安心である」「安全な給食を出していただけるのは、親としたら単純にありがたい」「授業に対する準備の不足というところになっていると思うので、ぜひここを解決すべく取り組んでいてもらいたい」といった御意見をいただきました。

また、本プランについては、平成29年3月の学習指導要領の改訂に伴う授業時間数の増加や教員の多忙化解消による子供の学力向上など、さまざまな課題の解決を図りながら、想定される選択肢の中で、より効果的な方法を採用する必要があることから、あらかじめプランの大枠は定めさせていただき、その後、御意見をいただきながらよりよいプランに仕上げていくという方法をとりました。したがって、プランの提示後、8月末という一定の期間を区切った上で、本プランに関する意見募集を行わせていただいたところです。なお、8月末という締め切りは、教育委員会や町長部局において、いただいた御意見も踏まえながら来年度の教育課程や予算を検討する時間、そして必要に応じてプランに反映させていく時間を考え、設定させていただいたものでございます。

また、議員の御質問において、「現在夏休みの短縮を図ることと決定されたが」とございますが、総合教育会議で合意された内容は、年間授業日数を220日以上とすることであり、それを実施するに当たっては、夏休みのみが短縮されるわけではなく、増加する授業日分を春、夏及び冬の長期休業日から捻出する方向で現在検討しているところでございます。

今後、教育委員会としましては、町民の皆様方からいただいた本プランに関する御意見も十分に踏まえながら、長期休業日の長さや時期を検討した上で、よりよいプランとして仕上げたいと考えております。

次に、2点目の御質問である「文部科学省の新学習指導要領において、小学6年生の最低授業時数は、現行の980時間から35時間増えて1,015時間となります。それを確保する年間授業日数としては、おおよそ200日くらいと考えらえる。我が町は、昨年も206日であり、今年はさらに4日増えて210日である。この上、220日にするということだが、1日当たりの授業時間を減らすことによる放課後児童クラブの施設、支援員や、中学生の放課後の過ごし方等、問題の解決はなされているのか」についてお答えします。

議員の御質問の中に、小学校6年生の最低授業数を確保するための必要な年間授業日数は「おおよそ200日くらい」とありますが、平成27年度に文部科学省が行った公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果においては、現行の学習指導要領下において、小学校第6学年と同様の標準授業時間数である小学校第5学年で授業日数を「206日以上」設

定している学校は全体の16.9%であり、調査対象が1万9,985校であることから、平成27年度時点で授業日数を206日以上設定している学校は、全国に約3,400校存在しております。今後、授業時間数の増加により、こうした学校においても授業日数を増加していくことが予想されますが、教育委員会としては、平均に合わせることも重要なのではなく、授業日数については、法令上、各地方公共団体において定めることができることから、学校や児童・生徒などの実態に応じて、さまざまな課題がある中で、また所与の条件の中で、どのような方策をとることが求められるのかという視点からしっかり考えてまいります。

また、本プランに含まれる施策は、放課後児童クラブの整備を初め、予算の確保が必要な施設や町長部局の施策とも大きくかかわっています。町では、こうしたことを円滑に進めるため、本年7月に、町長を本部長とする吉田町TCP・トリビンス・プラン環境整備推進本部を設置し、7月末に第1回の会議を開催しました。

その中で、放課後児童クラブの施設や支援員については、そのニーズを踏まえながら、拡充する方向で、その施設の整備や支援員の確保といった課題の解決を含めて検討しているものと承知しております。また、中学生の放課後の過ごし方については、放課後補充学習の充実など、確かな学力の定着もあわせた具体的施策を検討しているところでございます。

教育委員会としては、引き続き、関係部署と密に連携を図りながら進めてまいりたいと考えています。

次に、3点目の御質問である「6月27日の幹部教職員対象の学校説明会、7月24日の小中学校全教職員対象のプランに係る意見聴取、そして7月末から8月にかけて行われた学校意見交換会は、それぞれどのような方法で行われ、教職員からこの年間授業日数に対してどのような意見が出て、どのような回答をしたのか」についてお答えをします。

まず、6月27日の幹部教職員対象の学校説明会ですが、町内小・中学校の校長、教頭、主幹教諭等の管理職を対象として、役場内の町民ホールにおいて19時から行いました。冒頭、教育委員会から、2月にも説明させていただいておりますが、改めてプランの概要について説明させていただきました。またあわせて、6月19日から町内4会場で開催したTCP・トリビンス・プラン保護者説明会の概要について報告しました。

管理職からは、「静岡県中学校体育連盟主催の大会や高校1日体験入学は、学校だけの判断で日程を変えたりすることができないため、調整する必要がある」との御意見や、「登下校時の熱中症対策をしっかりとしなければならない」といった不安の意見などをいただいております。このことについては、教育委員会からは、静岡県中学校体育連盟主催の大会や高校の1日体験入学については、県の教育委員会や県の中学校体育連盟事務局、各高等学校など関係機関と調整していくことや、熱中症対策についても役場の健康づくり課など町長部局とも相談したいということ、また、日ごろ、児童・生徒の登下校の指導や教科指導を行っている学校としても、いい案があればぜひ教えてほしい旨の回答をしております。

次に、7月24日から、全小・中学校の教職員向けに無記名のアンケート調査を行いました。教職員からは、「縮減するのであれば、夏休みよりも春休みや冬休みを縮減して欲しい」といった意見や、「来年度を想像したときに、負担が軽減され授業に専念できる自分を想像できない」といった意見など、不安の声をいただいております。また、一方で、「16日あれば十分ではないか」といった意見や、「やってみないと分からないが、授業準備に充てる時間が不足しているのは事実なので、このプランにより授業準備に充てる時間が増え、子供が必

要な力を身につけさせるようになればいいと思っている」といった、前向きな御意見もいただいているところです。

次に、7月26日の15時30分から、自彊小学校において、全教職員を対象として行った学校説明会について、その概要を説明させていただきます。

会議の持ち方としましては、冒頭20分くらいで教育委員会から本プランの概要を説明させていただき、その後、質疑応答という方法で行いました。

自彊小学校からは、「事前に意見を聞いてほしかった」という本プランを進める過程についての意見もございました。一方、「小学校の教員は担任を持っていると基本的には毎時間全て授業を行わなければならないため、空き時間をつくれるようなシステムにしてもらえると多忙化解消のためにはありがたい」といったことや、「校務システムなどICT機器を充実してもらえれば、更に多忙化が解消されると考えている」といった御提案などもいただいております。

教育委員会からは、進める過程については、今回は教育委員会において案をお示しし、その後、さまざまな御意見をいただきながら整頓し、進めていくという手法をとらせていただいたこと、その他の要望については、予算に関係することも多いため、お約束はできませんでしたが、先生方の必要としているところも把握しながら、来年度の予算につなげていきたいと考えているため、そうした提案も、引き続き教えていただきたい旨を回答させていただきました。

次に、8月7日の9時15分から、吉田中学校において、全教職員を対象として行った学校説明会について、その概要を説明させていただきます。

方法は、自彊小学校と同様、冒頭、教育委員会から概要の説明を行い、その後、意見交換を行いました。

学校からは、「これまで夏休みに行われていた中学校体育連盟主催の大会や高校1日体験入学との兼ね合いをどうするのか」ということや、「夏休みが短くなった際、夏休みの課題をどう整理すればよいのか」といった不安の声、また、「近隣の市町と夏休みの期間が違ってしまうことにより、教員の研修への参加にも影響が出てくるのではないか」という御意見などをいただきました。

教育委員会からは、中学校体育連盟主催の大会や高校1日体験入学については、引き続き関係機関と調整を図っていくこと、夏休みの課題については、昨年行っていたからことしも行うというように、漠然と前例を踏襲するのではなく、その長さに応じてどういった課題が適切かという視点から、抜本的に見直す必要があること、教育委員会としても、そのような視点から見直していきたいと考えていると回答させていただきました。

また、教員の研修への参加については、これまでも校務に支障のない範囲で平日に参加した研修会もあり、こうした考えは今後も変更なく、引き続き、校務に支障のない範囲で各種研修に参加することは可能であると考えていることや、具体的に、これまでどのような研修がどのような日程で行われているのか、詳細を教えてくださいとお答えしております。

次に、8月9日の15時30分から、中央小学校において、全教職員を対象として行った学校説明会について、その概要を説明させていただきます。

方法は、他の2校と同様、冒頭、教育委員会から概要の説明を行い、その後、意見交換を行いました。

学校からは、「夏休みを縮減するよりは、冬休みや春休みを縮減してほしい」ということや、「先生の負担を軽減するために、子供の夏休みが縮減されるという論調で報道がなされているため、しっかり三者共益であることを説明してほしい」といった御意見をいただきました。

教育委員会からは、授業日の平準化に伴う長期休業日の縮減について、現時点で夏休みのみから縮減することを考えているわけではないため、冬休みや春休みといった長期休業日からも削減することは考えられること、また、三者共益であることの説明については、本プランの趣旨が違った形で捉えられることのないように、教育委員会としてもしっかり説明を尽くしてまいりたいという回答をさせていただきました。

最後に、8月24日の15時30分から、住吉小学校において、全教職員を対象として行った学校説明会について、その概要を説明させていただきます。

方法は、他の3校と同様、冒頭、教育委員会から概要の説明を行い、その後、意見交換を行うという方法で行いました。

学校からは、「子供が学校にいる日が多くなると、生徒指導や家庭との連絡に要することなど、どうしても教員が対応しなくてはならないが増えるため、単純に平準化されるのかということ、しっかり考えてほしい」といった御意見や、「これまで慣例的に行ってきたコンクールへの参加などは、その実施をするか否かは、学校独自で判断することが困難なこともあるため、教育委員会で音頭をとっていただけるとありがたい」といった御意見などがありました。

教育委員会からは、貴重な御意見として承るとともに、生徒指導に関する意見については、本プランの実施により、具体的な日々の業務がどうなるのかという視点と、もう少し長い期間を俯瞰して捉えたときにどうなるのかという視点も持ってもらうとありがたいということや、課題のあり方については、不安などをさまざま出していただきたいと伝えた上で、学校の独自性という観点から、全て教育委員会で決めることがいいことなのかどうかということも考えながら整理していただきたいと回答いたしました。

以上が概要となりますが、なお、教職員の意見として出ておりました関係機関との調整状況について、現時点のものを具体的に述べさせていただきます。

まず、クラブチームの活動との関係では、教育委員会が児童・生徒の通っているクラブチームと直接調整を図っております。具体的には、例えばエスパルス榛原、ヒーローFC、榛南FC、焼津リトル、ヤマハラグビースクールなどと調整を図らせていただきました。

現時点においては、「吉田中学校の生徒が多いため、練習スケジュールを可能な限り合わせるようにすることができる」といった回答や、「そもそも指導者も働いているので、夏休み期間も夕方に練習を行っているため、吉田町の取り組みがクラブチームの活動に影響することはない」などの回答をいただいているところです。現在までは、全て前向きな回答をいただいておりますが、引き続き各種クラブチームと調整を図ってまいりたいと考えています。

次に、高等学校の1日体験入学についてです。

高校の1日体験入学は、生徒が進路決定をする上での参考としてもらうため、各高等学校を開放し、学校から概要説明や授業の体験等を行うものですが、本件については、県教育委員会高校教育課及び各高等学校と調整を行っております。現時点では、体験入学を午後を設定することや、吉田中学校のために体験入学日を設定することも可能という回答をいただい

ているところです。

最後に、中学校体育連盟主催の大会についてです。

現在、町教育委員会としては、県教育委員会及び県の静岡県中学校体育連盟事務局と調整を行っております。具体的には、大会の開催日程について、県の中学校体育連盟の事務局が出している申し合わせ事項にのっとった部活動の運営を徹底してほしい旨をお願いしているところです。本件については、現時点において調整中であり、具体的な方向性を申し上げるまでには至っておりません。

以上が関係機関との調整状況ですが、教育委員会としては、引き続き各学校や関係機関と密に連携を図りながら、本プランを進めてまいりたいと考えております。

最後に、4点目の御質問である「年間授業日数220日以上と「以上」がついているが、将来的にはこれ以上に授業日数を増やすことを考えているのか」についてお答えします。

議員御指摘のとおり、総合教育会議における合意は「220日以上」と「以上」がついております。この意図は、6時間授業の日を設定してしまうと、児童・生徒の下校がおおよそ16時となり、他方、教員の勤務時間は16時30分に終了することから、6時間授業日を設定すると、教員には勤務時間内に実質30分しか次の日の授業準備や子供と向き合う時間がないという、教員の超過勤務を前提としたシステム自体を構造的に変えるために、年間を通じて6時間日を設定しない授業時間割を編成するために必要な日数として、220日とさせていただきます。

その際、今後、実際の教育課程を編成していく中で、4時間日の設定の日数や学校行事などの調整の必要もあることから、総合教育会議の時点で目的を達成するために必要な日数を特定することが困難であったため、「以上」を付しており、今後、無目的に授業日数を増加させようとする意図があるものではございません。

なお、現時点においては、来年度以降の授業日数やその決定する日については、正確に申し上げることは困難ですが、現在、各学校とともに、来年度の教育課程の具体的な内容を検討しているところであり、検討が終わり次第、可能な限り早くお示ししたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。残り時間は24分ありますので、お願いします。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木 栄ですけれども、順番に、それでは聞いていきますが、最初に、一つ目の質問の中でのことですけれども、夏休みを減らすというようなことですけれども、これが今、結局はお試し期間ということで自分は伺っているのであれなんですけれども、そうした場合、現実に本年度は4日間減ったということですよ。何か子供たちに対する影響というものを考えられることがあったら、ちょっとお示しをお願いします。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

議員の御質問として、今年度4日間授業日数を増やしておりますけれども、そのことに対しての子供たちへの影響ということであると理解して、お答えをさせていただきます。

先ほど、御質問ありました中で、今年度4日間授業日数を増やしちゃったことによりまして、4時間日が増えているというような御説明をさせていただいたかと――すみません、八木議員の御質問ではないんですが、失礼いたしました。増田議員の御質問の中でありまして、

今年度4日間拡張したことによって、住吉小学校が24日から37日へと、13日間4時間授業が増えているということ、同じく中央小学校が16日から35日へと、19日間増えています。自彊小学校が29日から34日へと、5日間4時間授業日が増えていますというようなお話をさせていただいたかと思います。

その中で、教職員の受けとめというところとともに、子供たちも早い下校を喜んでいたりというような前向きな声が聞こえていますということは、申し上げさせていただいたかと思いますが、そのような回答でよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） じゃ、特別子供への影響はなかったというふうに受け取ります。いいですね、喜んで帰ったというふうな答弁なので。

あと、このもとのあれですけれども、結局これをもともと誰が提案したかということで質問をさせてもらいましたが、町長から、教育委員会のほうから、これについて協議してくれというようなことがあったよということで、自分は過去にそういうことも町長からお話を伺ったこともあって、夏休みのこと、いろいろ聞いたことあって、最終的にエアコンをつけるというようなことになったときに、そういうことがだんだんこうなってきたかなというような予測的なものがありました。

ですけど、これを総合教育会議で2月23日に合意をしたということで、議事録読んだんですけれども、協議をしているという雰囲気が余りなくて、こうですけど、よろしいですかというような形で、それで何か異議なしとか、いいですというか、そういうふうな発言がなくて、賛同のような雰囲気というか、見た感じがそういう形に書かれているんですね。読めば、ここにあるので読めるんですけれども、そういうことで決まっていたということ。

何か、この夏休みのこと、本当に、町長が最初に10日間とテレビで言って、それで何も知らなかったけれども、それを聞いて、すごい驚いたというか、すごい北朝鮮がミサイルを発射したくらい驚いたなというくらい、自分はそうです。自分のこと言っていますけれども、本当にそれくらいの驚きがあって、結局、全国的にも注目を浴びたというんですか、そういうのがあって、町長がそういうのはあるかわかりませんが。

そういうことで、今現在、先ほど町長も答弁があったんですけれども、本当に注目を浴びちゃって、その夏休みの考え方というか、過ごし方というものを全国的に考えなきゃいかんかなということ、今マスコミで結構言われているので、それを考えると、すごい、そのためのものをつくったというか、先ほどのお話で、そういうことでは、すごいいいことだと思えるんですけど、ですけど、これで見ると、吉田町はいいことだと思いますけれども、ちゃんと協議をしていないというのが一つあるんです、自分からすると。

それで、この総合教育会議の前に教育推進委員会というものがあって、本来なら、県知事がテレビでしゃべっているのをちょっと聞いたんですけれども、町長のことを褒めて、それから、このプランは、ちょっと先生の賛成や保護者のこともちゃんと理解していないとやるわけにはいかないようなことを、テレビで言っているのを聞いたんですよ。

私は、それで直接、首長がこれに関与しないというか、恣意的なあれがないようにというふうな形で、特別な協議会だか委員会をつくっていて、吉田町さんはどうですかというふうに言っていたので、ちょっと調べたら、教育推進委員会というのがありますよね。それが本

当は、そこで結構いろいろもんで、この総合教育会議に出されて、そこで決まっていくというようなスケジュールなら、いろいろ自分なりに、いろいろもんできて決まったんだなというふうに理解するんだけど、この教育推進委員会というのも、これまで3回開かれて、平成27年7月2日には、委嘱状を渡して、あと今年度の予定をやりますよと。それで27年10月2日に2回目やったんですけれども、これパソコンで検索すると、アクセス拒否となるんですよ。何か問題があって、これがアクセス拒否で見せたくないというふうに、自分はそうとったんですよ、悪いですけども。もしかしたら機械の何かあれがあるのかわかりませんが、アクセス拒否となると、やっぱり拒否されているので、見ちゃだめかな、見せたくないのかなというふうにとったので、それではそれで、3回目が平成27年11月12日、これは吉田町教育大綱の策定についてということで、委員会を開いたということで載っています。

それで、総合教育会議もこれまで全部で5回分開いてきて、それで5回目が2月23日ですが、前の4回も全然このTCPプランとか、授業の日数がどうのこうのということを全然話し合いをしていなくて、主に教育大綱のことをやって、それを理解して、それを皆さんに諮ってもらったということでもいいんですけども、本当に220日という言葉が突然出てきて、それでそこで決まったというのは、自分は何というか、総合教育会議というのは、いろいろ見ていくと、民意を反映するというふうにならなっているんですよ。なので、その1回だけのそういった取り決めでは、民意が反映されていないというふうに自分は思うんですけども、その辺はどうですか、教育長どう思いますか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、今の御質問にお答えする前に、八木議員のほうから、影響は、じゃ、全くなかったのかという判断だというふうにお話がありましたが、現時点において教育委員会には、学校から教育活動自体に何か影響があったという報告はなかったわけで、そのように申し上げましたが、その後、例えば8月末までの御意見をいただいている中でですとか、あとは出張教育委員会というような形で伺わさせていただいて、保護者の方々からお話を伺う中では、何と言うんでしょうか、幾らか伺っているところもありますので、それを影響をどう捉えるかというところはあるんですけども、常に教育活動で行く上では、影響はなかったと認識しておりますが、各御家庭、御家庭ではいろいろと、この4日間短くしたことによって、あるといいますか、そういう懸念事項としてお持ちだということは伺っておりますので、誤解のないようにと思って、発言をさせていただきました。

もう1点、総合教育会議の中で、民意の反映ということですが、それ以前に一つアクセス拒否がされているというところが、議員の御発言の中でありましたけれども、意図的にアクセス拒否をしているわけでは全くございませんでして、ちょっとそのシステムというか、ホームページ上のつくりがどうなっているのかというところは、いま一度確認をいたしまして、適切に対応してまいりたいと思っております。

その上で、御指摘のとおり、総合教育会議が設置された目的としては、より一層民意を反映した教育行政を推進していくということも、目的の一つとしてあるわけでございますけれども、そのために設けられたのが総合教育会議であるというふうに認識をしております。

つまり、これまで選挙で選ばれた首長が、教育に関しては基本的に発言をすることができなかったというようなところであろうかと思いますが、総合教育会議として設置することに

よって、民意により選ばれた首長と、あと教育行政をつかさどる教育委員会がいろいろ教育について話し合うことができる。そこで、これは決定ではなくて協議、調整という場がございますけれども、そういった協議をしながら調整する場は設けられたというふうに理解しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

ということは、まだ、今言ったのは、総合教育会議は協議調整する場であって、決定する場ではないということなのか、それとももう決定しちゃってあるんですか、220日と。その辺のちょっと今言っていることと違うんですけれども、その辺はどっちが正しいんですか。決めることができないんですか、できるんですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

総合教育会議で決定といいますか、合意をされたことに関しましては、町長部局も教育委員会も最大限の尊重義務を負うということでございますので、その合意を尊重しながら、教育に関することは教育委員会ということになりますけれども、教育委員会として決定していくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木。

じゃ、会議で決定したということですね。ですよ。

○議長（藤田和寿君） 総合教育会議で合意して、教育委員会で決めていくといったような御答弁だったと思いますが。

もう一度御答弁求めますか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

会議の中で、授業日の平準化として、授業日数220日以上を設定しますということを述べているんですよ、事務局が。なので、そこでもう一応は設定というか、決まったということによろしいですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

何をもって決定かというところがあるかと思うんですけれども、総合教育会議の中では、その場で提示された資料に対して、全会一致といいますか、全員の委員の方々の中で、我々としては合意というような言葉を使っておりますけれども、合意が図られたということでございます。

○9番（八木 栄君） 了解です。

9番、八木ですけれども。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木。

そのとき出席した方たちが、教育委員が4名、あと校長先生3名と、あと役場の事務局等

が出ておりましたが、こういう教育委員会委員が決めたということが、その後にも先にも何もこれについて話し合いをしたというようなあれがないものですから、ここだけで決めているもので、これが本当に民意を反映しているということになっているかどうかということ、私はそうは思わない。その辺についてどうお考えですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

御質問の意図としては、進め方の問題であろうかと思いますが、今回、例えば議員のおっしゃられるように、そのいろいろな民意を聞いて合意形成を図った上で進めるというやり方と、ある程度、今回の場合には、例えば教育の問題でいいますと、学習指導要領の授業時間数の増加というのは、これは反対したからやらなくていいというような問題ではございませんので、そういったその決められたルールの中で、やらないという選択肢がない中で、ある程度どういった方向がいいのかというのを事務局のほうで仕立てとしてつくらせていただいた上で提示をさせていただいて、今回8月末というところで一つの区切りとさせていただきますけれども、そこまで御意見を伺って、そういった伺った御意見を踏まえながら、またプラン自体をよりよくしていきたいというふうに考えておるところでございます。ボトムアップ型なのかという、それと似ているかなと思いますけれども、そういうやり方として二つあるかなというところの、我々としてはある程度プランを仕立てた上で提示をして、意見を聞いて、またよりよいものにしていくというような方法を選択したということでございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。あと6分です。

○9番（八木 栄君） それでは、それを決めて、現時点までいろいろなことを何月に何をやったりいろいろやってきたことを踏まえて、民意を反映しているということの解釈でよろしいでしょうか。この今の時点までいろいろなことをやってきましたよね。説明から何から。それが結局民意の反映ということの解釈でよろしいかどうか。そこまでのことで。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

民意の反映というところですが、一つは、総合教育会議の設置ということは、民意の反映の一つの方法であろうというふうに考えております。

もう一つは、議員がおっしゃられたように、ある程度プランとして提示をさせていただいた上で、さまざま御意見を伺ったというところが、もう一つ民意の反映につながるころかというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 時間がないもので、ちょっと大変残念なので、はしょってやります。

先ほど同僚議員から、僕の前にはいろいろな人がやって、その中でもこのプラン、夏休みを今利用するような形になっておりますが、先ほどは夏休みじゃなくて、冬休み、春休み、いろいろな意見が出ましたよという中で、同僚議員の質問の中でも、4つの案をいろいろ組み合わせで決定しているんじゃないかという案がありました。

それから、京都では206日でやっているよと、そのところへ研修で行ったら、すごい参考になりましたと、教育長からお話があった。ですから、本来なら206日で、今度は幾日か増え

るもので、その辺でまたことし210だってことで、最低210ぐらいあれば何とかなるなというふうに、自分は考えるんですけども。

それで、そういう中でも、何だか僕から見ると、教育長はこのことを何か無理に強引にこれをなそうとしているかなというふうに自分には見えるもので、そうでなかったら、ちゃんと先生とか保護者とか、あと子供とか、そういうものを教職員組合の方が言っているように、風通しのいい話し合いをちゃんとしたほうがいいよということで、キャッチボールしますよなんていうことも教育長言っていたんですけども、そういうふうにもう一度、ちゃんとみんなが納得するということですか、何でも物事って人から頼まれても自分が嫌だ、何でと思うと、なかなかやりたくないというのが実際の話で、それでもある程度納得すれば、やらにやいかんかなという気持ちになるもので、その辺で、これどうしても、これあと小学校が32年で、中学校が33年でしたか、まだ2年ほどあるんですね、小学校に関しても。なので、そういう中で、もう1回ここまでやったもので、ある程度下地ができていて、土台ができていますので、ちょっと後へ戻って考え直すということをして十分できると思いますよ、僕は。そういうふうな形で、町民、保護者とか、先生、そういう方がある程度納得して、まあ、しょうがないなというくらいの形でやっていけばいいかなと思うんですよ、私は。そういうことで見直しをするということですか、もう1回、このプランをもみ直すとか、そういうようなお考えはありませんか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

御意見ありがとうございます。まさにその8月末までいただいた意見、まだ全て集約できていないところもありますけれども、そういったことも踏まえながら、じゃというところで改善すべきところは改善しながら、よりよいプランとしていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 今、ある程度もう1回見直すよというような意見と私は受けとめましたので、よろしくをお願いします。

それから、あと、せっかくこのところ静岡市を中心に5市2町の連携都市圏ですか、こういうものをつくってやっているもので、そういう中で、今すごい大騒ぎしているもので、この問題を5市2町でやっていけば、静岡市もあって、県のほうにも近いし、そういうことで、うちの町、隣の町、僕らのほうは学校だけん、あんたら休みでいいねというか、そういう子供たちの、結局は僕は子供たちが一番だと思うので、子供たちがそういうことで、結局学校行ってもやる気がなかったら、幾らいいものをやっても、勉強というか、身につかないと思うんですよ。だから、そういうことを考えると、やっぱりある程度この広域なら広域のその5市2町の連携都市圏の中で、そういうことを考えていくということをやれば、割かし何というか、まとまった形でいくんじゃないか、私はそう思うんですけども、その件についていかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 先ほど手を挙げましたけれども、議員にしゃべられてしまって指名を受けられませんでしたが、見直すということで拡大解釈されないようにしていただきたいなというふうに思っています。

きょう、どなたかの議員の答弁の中でもさせていただいたように、今回は私どもで、こう

いった原案を出ささせていただいて、それを保護者説明会、学校、そういったところへ行きながら皆さんの意見を今聞いて、検討をしているところだというふうに、私どもは理解しております。

もう一つは、5市2町の問題が出てきましたけれども、静岡県教育委員会で、今後の教育のあり方というところの中で、今後は市町教育委員会の独自性や主体性を保障していくと、そういったことが数年前に合意されております。したがって、市町教育委員会の独自性でそれぞれが特色ある教育を推進していくことで、私はよいなというふうに考えております。

以上です。

○9番（八木 栄君） 9番、最後に一つお願いします。

○議長（藤田和寿君） 時間がありませんが、最後、もう1問だけ許します。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

教育長、それでは、納得してもらえなくても、賛成してもらえなくても、これをやるということと考えておりますか。一つだけ返事ください。イエスカノーですよ、簡単な返事ですよ。イエスカノー、どちらですか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 何度も同じことを申し上げますけれども、原案を提出させていただいて、それを検討させて、皆さんの御意見をもとに、今、検討している最中でございます。

以上です。

○9番（八木 栄君） 返事になっていませんね。

○議長（藤田和寿君） 持ち時間は1時間ありますので。

当局はよろしいですか。

それでは、理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 教育委員会の案件ではございますけれども、総合教育会議が絡むというところで。

総合教育会議では、あくまでも基本的な考え方の方針を合意させていただいたというところでございます。それに基づいたトリビンス・プランを原案として、皆さん方にお示しをさせていただいたというところですので、教育長はそれを申し上げていまして、提示させていただいたもので進めるということではございません。提示させていただいた案に対する御意見を、今募集している中でございますので、その一環として、八木議員の3点目の御質問の中で、教育長、先ほど答えていますが、学校とお話をしている中で、回答として、学校への答弁、回答した内容として、もう少し長い期間を俯瞰して捉えたときにどうなるかという視点も持ってもらうとありがたいということや、課題のあり方については、不安などをさまざま出していただきたいと伝えた上で、学校の独自性という観点から、全て教育委員会で決めるということがいいことなのかどうかということも考えながら、教育長、整理していただきたいと言ったので、余計わかりにくかったんですが、整理していききたいと回答しましたということで、まだ決めていないので、いろいろな意見を出していただいた中でよりよいプランに仕上げていきますということを言っているということですので、そういう理解でお願いしたいと思います。

以上です。

- 9番（八木 栄君） 了解です。
- 議長（藤田和寿君） 一般質問でしたので、最後に一言締めてください。
- 9番（八木 栄君） 私は、不完全燃焼でありますので、次もまたこの質問をぜひやりたい
と思います。
以上です。
- 議長（藤田和寿君） 以上で、9番、八木 栄君の一般質問が終わりました。
-

◎散会の宣告

- 議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時11分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会14日目でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（藤田和寿君） 日程第1、一般質問を行います。
会議規則第58条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。
1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 三 輪 美 由 紀 君

- 議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。
〔2番 三輪美由紀君登壇〕
○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪美由紀です。

私は、本定例会一般質問に臨むに当たり事前に通告してありますトレーニングルームでの健康づくりを田村町長及び浅井教育長にお考えをお伺いいたします。

それでは、質問に入ります。

現在、総合体育館の耐震改修工事が行われております。トイレのバリアフリー化、アリーナの床、天井が来年度からは新しく生まれ変わります。地震に強く、町民に優しく安心してスポーツができる環境にさせていただいたことは、大変うれしく思っております。

さて、町では健康づくりについて大変力を入れて取り組んでおり、女性の健康寿命が県でも上位に入っていることは、非常に喜ばしいことでございます。

最近、静岡県の26年度お達者度が発表されました。健康寿命とは65歳から自立して、健康に生活できる期間とされております。21年から各市町のお達者度が静岡県にて発表されております。

吉田町の男性健康寿命は、21年26位でございました。22年24位、23年10位、24年8位、25

年12位と26年度11位として83歳でございますが、健康寿命は25年度よりも1カ月徐々に伸びておる次第でございます。女性は、21年には1位、22年3位、23年2位、24年3位、25年は3位かな、26年4位で、86歳8カ月でございます。25年度よりも1カ月ちょっと短くなってしまいました。しかし、6年の間、女性は1位から4位の上位を保っているわけでございます。

町で行っていますダンス健康づくり教室や65歳以上のトレーニング、また体操教室などの一般介護予防事業など大勢の人が通い、運動メニューは充実しております。町民の健康でいたいとの意識が強いからだと考えております。

そうした中で、町民からは、総合体育館、トレーニングルームの充実を望む声が数年前から出ております。私の知るところでは、吉田町の人が器具の充実した近隣市のトレーニングルームに通っている状況でもあります。近ごろは、筋肉男子、筋肉女子がふえているとの情報も聞かれます。

それぞれの市のトレーニング室を見学させていただきました。まず、牧之原市ぐりんぱるは、11種類の器具で16台ありました。1日20人前後の利用者があり、昨年1年半で1万人達成をいたしました。ちなみに、1万人目は吉田町の人でございました。料金は200円でございます。島田市のローズアリーナトレーニング室は、島田市の委託を受けて行っているとのことで、1日200人以上の利用者があるとのことでございます。男性は若者が多く、女性は高齢者が多く、にぎわっておりました。15種類の器具で35台、豊富にそろっておりました。一般が410円、65歳以上200円で回数券もありました。静岡県武道館では80人から90人、中高生から70代の人々が利用しているとのことでございます。13種類の器具で一般が200円、70歳以上と障害者は減免対象になっているとのことでございます。藤枝市の市民体育館では、1日15人前後の人が利用しています。12種類の器具がありました。100円で使用されているそうです。

28年度は吉田町では1日7人の利用者があり、4種類の器具で500円で10回使える回数券でございます。それぞれの市のトレーニングルームには、ダンベル、ランニングマシン、自転車、クラッチといって腹筋を鍛え、基礎体力の強化を行う器具、チェストプレス、胸の大胸筋を鍛える、腕の筋肉、上腕三頭筋などを鍛える機械でございます。ショルダープレスといって肩の三角僧帽筋、レッグ、足の筋肉の大腿四頭筋と大腿二頭筋、シーテッドローといまして、背中の中背筋を鍛えるなど器具が充実しているところには、大勢の人が利用していることがわかりました。

このようにほかの市では機器がそろえてあります。吉田町の人、ほかの市でトレーニングをしている状況でもありました。吉田町では、ランニングマシン2台、自転車3台、手こぎマシン1台、足踏み1台、有酸素運動の器具4種類しかありません。もっと魅力的なトレーニング室にしてほしいと言われております。

人間の体は筋肉に覆われていて、骨と内臓が保護されております。年を重ねるたびに体力が落ち、重いものが持てなくなった。歩くスピードが遅くなったり、疲れやすくなったり、活動量が減ってきたなど、日常生活の中で体の変化がわかってきます。筋肉の減少は30歳ごろから始まり、40歳ごろになると1%の割合で減少してくると言われております。

なぜ筋肉トレーニングがいいかと申しますと、けがの予防ができる、筋肉量がふえると、基礎代謝が上がり太りにくくなる、自分の体を生活管理ができるようになる、筋肉トレーニングをすることで睡眠のリズム、精神安定機能を向上させるセロトニンという物質が発生す

ると言われております。このように筋肉をつけることが健康のために大切だと私は考えます。

4年前、これは4年前ではありません。2年前でございました。訂正させていただきます。私の思い違いでございました、すみません。2年前に教育委員会事務局がどのような器具が欲しいかアンケートをとりましたが、なかなか実現することもなく今日に至っております。早く実現していただきたく、以下質問をいたします。

1点目として、吉田町ではメタボリックシンドロームの人、ロコモティブシンドローム、生活習慣病などの人にトレーニングルームを活用していただきたいと思いますが、いかがお考えですか。

2点目として、総合体育館トレーニングルームの活用は、老若男女を問わず健康づくりの一つと考えます。町ではどのように考えていますか。

3点目として、28年度の行政評価結果報告書によりますと、ふるさと納税の「誰もが健康で生き生きと暮らせる町づくり」の健康づくり事業において、健康管理の項目で肥満者の割合が青年、壮年期の30代から50代、60代にかけて男性が多く、女性は50代に多いと示されております。このような状況の中で、ふるさと納税の「誰もが健康で生き生きと暮らせる町づくり」に寄せられた寄附金を活用し、総合体育館トレーニングルームの充実を図る予定はないかについてお伺いいたします。

以上が私の一般質問の要旨です。御答弁をお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） トレーニングルームでの健康づくりについてお答えいたします。

当町では、第5次吉田町総合計画を上位計画とし、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げた吉田町健康増進計画の中間見直しに基づき、町民お一人お一人が主体的な健康づくりに取り組むことを推進しております。

健康増進計画では、当町の死亡原因の上位を占めるがん、脳卒中や脳梗塞、心筋梗塞などの循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病への対策を重点施策として位置づけ、食生活の改善や運動習慣の定着、節度ある適度な飲酒量の周知、禁煙の推進など生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状の進行などの重症化予防を重視した事業に取り組んでおります。

中でも、運動習慣の定着に向けた取り組みとしましては、体育施設などにおいて幼児から高齢者までの皆様を対象に、運動初心者の方や軽い運動を既に実施している方など、運動強度に応じた教室を実施しております。

御質問にございましたトレーニングルームにつきましては、現在、有酸素運動機器を初め、筋肉トレーニング機器など5種類10台の機器を取りそろえているほか、ストレッチや体幹トレーニングなどを行うマットスペースを設置しており、昨年度の利用者数は2,164人で、男女問わず10代から70代までの幅広い年代の方々に御利用いただいております。

それでは、1点目のメタボリックシンドロームやロコモティブシンドローム、生活習慣病などの人にはトレーニングルームを活用していただきたいと思いますが、いかがお考えですかと、2点目の総合体育館トレーニングルームの活用は、老若男女問わず健康づくりの一つと考えますが、町ではどのように考えていますかについて関連がございますので、まとめて

お答えをいたします。

生活習慣病とメタボリックシンドロームにつきましては、一般的な認知度は比較的高い状況にあり、生活習慣病は、食生活や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気の総称で生活習慣病に関連する病気として糖尿病、高血圧、脂質異常症、高尿酸血症などの病気が挙げられます。

メタボリックシンドロームは、内臓脂肪の蓄積によって、高血圧や高血糖、脂質異常症などのうち、2つ以上を併発した状態をいいます。また、ロコモティブシンドロームは、腰や膝の関節や骨、筋肉のトラブルなど、運動器の障害により介護が必要となる危険性が高い状態をいいます。

これらの状態を予防するための取り組みとしましては、一般的にバランスのよい食事をとり、適度な運動をすることなどが効果的であると言われております。

町といたしましては、町民の皆様の健康の維持増進や体力向上のため、トレーニングルームを有効に活用していただきたいと考えており、今回の総合体育館の改修工事にあわせて、トレーニングルームの充実を図ってまいりたいと考えております。

今回のトレーニングルームのリニューアルに当たりましては、平成27年度に教育委員会において行いましたトレーニングルーム利用に関するアンケートでいただいております利用料金が高くなっても構わないので、胸、肩、背中など上半身を鍛える機器を増設してほしい、機器の操作説明をしてほしいなどの御意見等も踏まえ、既存の空間を最大限に活用し、多種多様化する町民ニーズに即応したトレーニングルームのリニューアルを計画をしており、その中でも体重計や血圧計、体脂肪、基礎代謝量、筋肉量などの数値をはかる体組成計などを活用したダイエット、運動不足解消、筋力アップなど個々の目的や体力に合わせて簡単な操作でトレーニングメニューを作成することができる機器の導入等を検討してまいります。

また、初心者の方にも安心して取り組んでいただけるよう、機器の操作や効果的なトレーニング方法についてアドバイスができるインストラクターの配置につきましても、今後検討してまいります。

トレーニングルームにつきましては、健康の保持増進、筋力アップ、競技力の向上など、個々の体力や目的、ライフスタイルに合わせ、老若男女問わず幅広い年齢層の方に、いつでも気軽に楽しくトレーニングを続けられるような環境整備を図ってまいります。

町といたしましては、引き続き、町民の皆様の御意見や御要望を参考に、町民お一人お一人が生涯を通して各ライフステージに合った主体的な健康づくりを進められるよう、行政だけではなく家庭や地域、学校、医療機関、職域等が一体となって町民の健康づくりを支援し、より活力のある健やかな生活を営むことができる社会環境づくりを推進してまいります。

最後に、3点目のふるさと納税の誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりに寄せられた寄附金を活用し、総合体育館トレーニングルームでの充実を図る予定はないかについてお答えをいたします。

ふるさとよしだ寄附金基金は、寄附者から寄附金の用途を指定しない、シーガーデンシティ構想の推進及び総合計画の7つの柱の中から選択していただき、用途の指定があった寄附金を基金化し、寄附者の意向に沿った事業の財源に活用していくものでございます。

議員からの御質問でございます総合体育館トレーニングルームの充実に関しましては、平成30年4月の総合体育館リニューアルオープンにあわせまして、機器の充実やインストラク

ターの配置をも含め、新たなトレーニングルームとして充実を図ってまいりたいと考えておりますが、その財源として、ふるさとよしだ寄附金基金を活用することにつきましては、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪美由紀です。

御答弁ありがとうございます。検討していただけるということで、私もほっとしております。

それでは、再質問をさせていただきます。

健康づくりとスポーツの振興を図る町の方針がある中で、今まで総合体育館のトレーニングルームを重要な場所だと思っておりますが、現在のトレーニングルームの状況をどのように感じていますか。アンケートをとりましたので、その状況をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

先ほどの質問にも出てまいりましたアンケートにもありますが、平成27年度に実施しております。そのアンケートは利用者43人の方に回答をいただきまして、その中でトレーニング機器につきまして不足していると回答された方が26人、全体の6割になっております。また、その中でも、筋トレマシーンといった筋力アップマシーンが不足していると答えられている方が21人もおられましたので、現在のトレーニングルームには、筋力系のトレーニング器具が不十分だというふうに捉えております。

また、若い女性というか女性の方が、トレーニングルームを使いたいんだけども入りにくいというお話を聞いておりました。ということで、今回の耐震改修工事におきましては、床の張りかえとか照明はLEDにかえまして、あとエアコンも設置ということで今回の工事はしていただいております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 番号と名前を言ってから、挙手して。

2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

ほかの市での体験談でございますが、現在続けている人の感想でございます。吉田町の60代の男性、御夫婦で通っている人にお会いしました。健康診断でメタボと言われたが、少し体の動きが楽になってきたとのことでございます。また、1人で来ていた女性は、知らない人とコミュニケーションがとれ、友達になれるから楽しい。60代男性、スポーツ少年団の野球部のコーチの人ですが、お尻と足の筋肉が落ちて走れなくなった。今では子供と一緒に走れるようになったのでうれしい。40代男性、1年前に体調を崩したので健康のために通っている。今では調子がよくなってきている、このような声が聞かれました。通っている人たち皆さんが健康を実感し、喜んでいらっしゃるということが感じ取れました。

これからトレーニングルームを使い、吉田町を担っていく若い人たちに運動を高めていくことを勧めていきたいと思っております。町民の皆さんにも、筋肉をつけると基礎代謝が上

がり、太りにくくなる、またけがの予防のためにもよいことだとわかっていただき、トレーニングルームを使ってほしいと思っております。町でもPRしてほしいと思っておりますが、どのようにPRをしていただけますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

トレーニングルームの充実を図っていくということでやってまいりますので、広報あるいはホームページ、それからぜひ、今までは結構体育館の奥のほうにありまして、余り皆さんが近づかないようなところにありましたので、皆さんがあそこら辺に行きましたら、のぞいてみたくなるような、そういう雰囲気をつくりながら、ぜひ積極的にPRをしていきたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪美由紀です。

そうですね、私も、トレーニングルームのほうも初心者の方が入ってきたらどこにあるかわからないというようなことも考えております。それですので、もう少し広く目立つようなあれがちょっと欲しいかなというふうなことも思っております。

それで、広く、もう入り口は、トレーニングルームの入り口というのは広くはならないと思っておりますが、そのところに大きな表示、トレーニングルームがここですよ、そしてこのような運動ができますよというような大きな表示をつけていただきたいなと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

我々もそのように思っておりますので、今度のリニューアルにあわせまして、サインを十分検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 発言は許可制ですので、番号と御自身の名前を言って、「議長」と言ってからお願いします。

2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

この前、ちょっと社協のほうの健康福祉事業のことでありますけれども、その社協のほうの医療器具として使っているものが、トレーニングルームのほうにどうかということもちょっと話があるようなことを伺いました。私も社協のほうの医療器具のほうを見させていただいて、しっかりと見てきたつもりでございます。そして、社協のほうの医療器具というのは内科医の人が提案されたことであって、日常の動作の可動域を広げるというぐらいのトレーニングの仕方の機械だということもお聞きしまして、それは自由に1人で、おもりですね、それを換えられるとなかなか機械が繊細なので壊れると困るということも聞いております。それをまたトレーニングルームに持ってきてはどうかという話でもあるかと思っておりますけれども、それはトレーニングルームでの目的と介護のほうの健康福祉事業のほうの目的とちょっと違うかなということで、私もちょっとそこはそういう考えは違うということで、考えがまとまりまして、そしてまた、きょうの御答弁でつけていただけるということでしたので、それでありありがとうございますということは言いたいと思っております。

- 議長（藤田和寿君） 質問はどのようなことでしょうか。
- 2番（三輪美由紀君） それで、機械のほうはまだスペースとしてどのくらい入るかということは、私もわかりませんが、大体の様子でいいんですけども、どのような機械が入るか、ちょっと教えていただきたいと思いますが、お願いいたします。
- 議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。
- 生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。
- 現在、まだ検討をしているところですので、前回実施いたしましたアンケートの結果をもとにということと、近隣市町の様子も今調査しておりますので、そういうところから機種を選定していきたいと考えております。
- 議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。
- 2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。
- 高齢者だけではありませんけれども、もし利用している方が緊急の場合、職員がいつもトレーニングルームには常駐しておりませんので、そのときの対応はどのように考えていらっしゃるでしょうか。ちょっとそのところをお聞きしたいと思っております。
- 議長（藤田和寿君） インストラクター以外の対応ですか。
- 2番（三輪美由紀君） はい。
- 議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。
- 生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。
- ただいまの御質問は、あの部屋の中に1人でいた場合、何かあった場合ということでどうするかということで、近隣の町も今調査しているところなんですけど、大きなところは常に人がいるということで、常駐されておりますので大丈夫だということで。それ以外のところは、監視カメラ等を設置しているところもありますし、近隣でいいますと川根本町、それから牧之原市、うちの町もそうなんですけど、そういうことができませんので、巡回で今様子を見ていくという対応はとっております。
- 今後は、それだけでは少し不安だということで、緊急になったら、何かパトランプのようなボタンを押せば外の人に知らせることが、事務室に何かブザーとか鳴るとかと、そういうことも少し検討したいなと考えております。
- 議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。
- 2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。
- 先ほど、町長もトレーニングルームにアドバイスのできるアドバイザーをつけてくださるということでおっしゃってございましたけれども、それは週に何回とか、どのような体制でつけていただけるようになるのでしょうか。
- 議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。
- 生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。
- その辺も、今いろいろ調査しておりますので、予算のほうの関係もございまして、最初から常駐ということはできないと思います。そういうことで、できる範囲でやらせていただきたいなと思っております。
- 議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。
- 2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。
- アンケートの中でもありましたけれども、マットの位置は、いつもそのマットの場所は確

保してほしいということも書いてありましたけれども、そのマットの位置でございますけれども、今まで運動会で使うようなマットは古いのを置いてありましたけれども、それはちょっと広過ぎて、今はヨガをやる時のマットがありますけれども、そのように変えてもらったらいかがかなと思いますけれども、どうお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

我々のほうも、そういうようにスペースだけ設けて、個人のヨガマット等を持っておられる方はそれを持ってきて使っていただく、あるいは、ない方はそこに設置してあるやつをもって、そこで使っていただくようなことを、今、計画しております。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

料金のほうでございますけれども、ほかのほうの市では、一般の人と65歳以上、また70歳以上の人の料金が変わってきておりますけれども、そのあたりの料金というのはどのように考えてやるおつもりでございますか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

現在、吉田町の総合体育館のトレーニングにつきましては1回50円ということで、大変安くなっているということで利用者にも好評でございますが、総合体育館自体の利用料金の見直しも、今、耐震改修工事後の利用料金についても見直しをしなければなりませんので、その中で検討してまいりたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 三輪美由紀です。

町長の答弁の中で、トレーニングルームの充実を図ってくれるということで、機器の充実と体重計、組成計、血圧計、筋肉量をはかるという機械を入れていただけるということでございますけれども、それもやはり、ちょっとついていてもらわないと、教えてもらわないとできませんけれども、それは職員の方がやって、いつも常駐している方がやっていただけるようになるかとは思いますが、そこらはどうでしょう。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 先ほど生涯学習課長が、インストラクターがそこにいることについてどうのこうのと言っていますけれども、基本的には常駐も含めて考えます。

○議長（藤田和寿君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） ありがとうございます。常駐を考えていただくと、大変ありがたいかと思っております。

こういうふうにしかりと予算をつけていただきましたので、これで聞くことは十分私も聞けたと思っておりますので、早いですけれどもこれで、いいですか。はい。

○議長（藤田和寿君） 終わると言っていますが。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 来年の総合体育館のリニューアルオープンに合わせて、基本的にトレーニングルーム、全部一新いたします。ことし12月の補正に向けて、全ての今ある機器について、コーチ等を含めて考えるように、トレーニングルームにおけるインストラクターの配

置についても考えるように、全て指示してございます。12月補正にのせて上がってまいります。

○2番（三輪美由紀君） ありがとうございます。そういうことでしたら、私も安心してこれから皆さんに、スポーツをやったださる人たちの筋肉をつくるということは大事で、けがの予防にもなりますので……

○議長（藤田和寿君） 再三ですので、しっかりと。1年生議員ではありません、もう3年です。十分なあれでお願いしたいと思います。

2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪美由紀です。

本当に、これからもスポーツをやる人たちには、けがのないようにしていただいてやっていきたいと思っておりますので、私も皆さんにしっかりと伝えていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

以上で、私の一般質問を、早いですがけれども終わらせていただきます。

○議長（藤田和寿君） 以上で、2番、三輪美由紀君の一般質問が終わりました。

◇ 三 輪 正 邦 君

○議長（藤田和寿君） 続きまして、7番、三輪正邦君。

〔7番 三輪正邦君登壇〕

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

私は、先日提出いたしましたように、住吉富士見土地区画整理事業地内の児童公園及び組合の清算について一般質問させていただきます。

津波避難タワーEは、大規模地震津波対策として建設され、地域の方々の命を守る対策として最良のことをなされたと、地域住民からも高く評価され、私も同様であります。

過日の議会報告会の中で、大浜地区の保護者の方からこういう話がありました。このEが建っているところの公園用地、ここを大浜の子供たちが使っていたと。そういう中で、ここにタワーが建ったので、子供たちが遊ぶ場所あるいは集まる場所が失われてしまったと。そういった中で、子供たちはどこへ行ったかという、帰ってきてからかばんを置いて、また小藤路公園へ行っていたと、そういう事例もあったということでございますので、ぜひこの場所に、この近くに、場所を問わず、何とかこの公園用地のかわりをお願いしたいということです。

そして、2点目としては、富士見土地区画の保留地の売却はままならず、平成27年に私も一般質問したとき、平成30年度まで延伸するというので、これは承知しております。しかしながら、現在もなかなかその整備が進まないということでもあります。

よって、私は以下のとおり、3点の質問をさせていただきます。

公園用地のかわりは考えていますか。

二つ目として、現在の状況では先が見えにくいと思っております。新たな対策があればお聞きしたい。

3番目として、住吉富士見土地区画整理組合の清算に向けて対応策を考えているかという

ことで、この3点でお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 冒頭、三輪議員のほうから津波避難タワーについて、最良の選択肢であるとおっしゃられていますけれども、基本的には最低限の処理でございまして、あれは最低でございまして、基本的には、海岸において防潮堤を築き、海岸において津波を食い止めると。被災しない町が目標でございますので、基本的に津波避難タワーの建設というものは、町として最低限のことでございます。最低限のことをちゃんとしなければまいりますので、その辺についてよろしく申し上げます。

住吉富士見土地区画整理事業地内の児童公園及び組合の清算についてのご質問にお答えする前に、土地区画整理事業について簡単に御説明申し上げます。

土地区画整理事業とは、道路、公園等公共施設の整備・改善と宅地の利用の増進を一体的に進めることにより、健全な市街地の造成を図ることを目的とした事業でございます。

この土地区画整理事業につきましては、良好な住環境を整えるため、道路、公園などの公共用地に充てる土地と、売却して事業資金に充てる土地、いわゆる保留地を生み出す減歩のほか、権利者の皆様に整然とした土地を提供する換地という手法を用いて、計画的に市街地形成を図ってまいります。

また、事業の施行者は、主に事業地区内の土地所有者または借地権者の7人以上が共同して組合を設立して行う組合施行と、市町村・都道府県等が行う公共施行のいずれかの方法により進めていくことが一般的でございますが、住吉富士見土地区画整理事業につきましては、平成4年12月1日に65人を組合員として組合を設立し、組合施行の方法で事業を進めてまいりました。

なお、現在の事業計画では、平成30年度が最終年度となっております。

それでは、御質問の第1点目、公園用地のかわりは考えていますかについてお答えをいたします。

まず、土地区画整理事業における公園の設置の必要性と、津波避難タワーが、施行地区内の公園用地に建設された経緯につきまして御説明申し上げます。

土地区画整理事業における公園の設置につきましては、土地区画整理法施行規則第9条第6号において、「設計の概要は、公園の面積の合計が施行地区内に居住することとなる人口について、1人当たり3平方メートル以上であり、かつ、施行地区の面積の3%以上となるように定めなければならない」と規定をされております。この規定につきましては、特別な事情により、やむを得ないと認められる場合以外は、組合施行、公共施行を問わず、遵守することが義務づけられております。

この規定に基づき、公園用地を計算いたしますと、まず、1人当たり3平方メートルという人口要件につきましては、組合の事業計画の中で1ヘクタール当たりの計画人口は80人とされておりますことから、施行地区面積3.11ヘクタールでは約250人となります。この計画人口で規定の1人当たり3平方メートル以上で計算してみますと、必要面積は746.4平方メートル以上となります。

次に、施行区域の面積の3%以上という面積要件を当てはめて計算してみますと、必要面積は933平方メートル以上となります。

このことから、この二つの要件を満たすためには、933平方メートル以上の公園用地が必要となります。

そのため、住吉富士見土地区画整理事業の事業計画書では、公園面積を940平方メートルと定めており、人口要件、面積要件ともに満たす計画となっております。

このようにして公園用地を確保し、事業を進めてまいりましたが、東日本大震災を受け、町では沿岸部の対策として、津波防災まちづくりの「命を守る対策」の一つである津波避難タワーの設置を決め、津波避難シミュレーションを実施をし、津波避難タワー15基の位置を確定いたしました。

このシミュレーションにおきまして、住吉富士見土地区画整理事業地区は、E地区に属しており、E地区の津波避難タワーを適地として事業地区内の公園用地が選択されましたが、公園用地は組合の減歩により生み出されたものであるため、組合の同意を得る必要がございました。

そのため、津波避難タワーの建設に伴う公園用地の利用に当たりましては、組合にお諮りしましたところ、組合におきまして、平成25年3月に組合員全員を対象に、津波避難タワー建設に関するアンケートが実施をされました。

その結果、組合より公園用地に津波避難タワーを建設することに賛成するとの回答を得たため、津波避難タワーの建設に着手し、平成26年3月に完成をいたしました。

このように、津波避難タワーの建設に当たりましては、組合員の皆様の津波防災まちづくりに対する御理解と御協力により、公園用地を活用した建設が可能となり、早期の完成を図ることができました。

この津波避難タワーの設置により、遊具やあずまや等を設置する公園用地は確保できなくなりましたが、津波避難タワーの空間を活用することで、地域の皆様が集うための広場としての機能は確保されております。

現在の津波避難タワー建設後の公園用地の活用状況につきましては、子供たちの遊び場として利用されており、地域のコミュニケーションの場として御活用いただいております。

一方、組合として新たな公園用地を確保したいと考えた場合につきましては、公園用地を生み出すために、換地の変更や、それに伴う事業計画の変更などが必要となり、換地の再検討や減歩の取り扱いなど、新たに問題が生じてまいります。

いずれにいたしましても、組合の財産にかかわる事項でございますので、新たな公園を生み出すことにつきましては、慎重な議論を重ねて対応する必要があると認識をしております。

次に、御質問の第2点目、現在の状況では先が見えにくいと思います。新たな対策があればお聞きしたいと、第3点目の住吉富士見土地区画整理組合の清算に向けて対応策を考えているかにつきまして、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

住吉富士見土地区画整理組合の清算に向けての対応につきましては、現在分譲中の保留地の売却が大きな鍵となっております。

現在の保留地の状況につきましては、組合の事業報告書によりますと、当初22区画、2,691.13平方メートルあった保留地が、現在では、5区画873.11平方メートルを残すのみとなっておりますが、保留地の処分実績を見てまいりますと、売却された保留地は、処分を始

めた平成9年度から平成23年度までの間に全て売却をされており、平成24年度以降は1件もございません。この原因につきましては、東日本大震災発生の影響によるものと推察をしております。

しかし、この状況を打破すべく、当町の津波防災まちづくりの一丁目一番地となります海岸線の防災機能の強化につきまして、既に着工しております多目的広場、川尻工区の防潮堤の強化など、町民の皆様の目に見える形であられ、着実に新たな安全がもたらされてきている今、住吉富士見土地区画整理事業地区を取り巻く状況も確実に変化をし、東日本大震災以来停滞している保留地の販売も、好転するものと期待を寄せております。

こうした環境の変化を捉え、町広報紙を利用した保留地処分情報の掲載機会を増やすことに加え、組合に対しましても、県土地区画整理連合会が発信する不動産情報等への積極的な情報提供など、今まで以上に情報発信するよう働きかけてまいります。

また、町といたしましても、吉田町土地区画整理事業助成要綱に基づき、組合への支援を継続してまいります。

なお、組合としても、解散に向けてさまざまなプロセスを検討し始めていると聞いております。

いずれにいたしましても、組合の解散に向けまして、組合としてどのような取り組みができるのか、また、町としてどのような支援措置を講ずることができるのかにつきまして、県担当部局の御指導を仰ぎながら、組合の皆さんの御意向も伺いながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 御答弁ありがとうございました。それこそ、先ほど町長言われたように、私は、一足早くやったと、そういう思いであります。スピード感、これが一番大事だということで、まず、それが私は評価すると、それも評価するということでございます。

それでは、今、御答弁いただきましたように、将来に向かっては明るい希望があるよと、そういう御答弁いただきました。

そういう中で、この富士見土地区画に対しては、もう平成十何年からかな、ずっと利子補給がされていると。そういう中で、ちなみに、21年から28年まで1,447万5,796円、これだけの利子の補給がされておるということであります。

しかしながら、これを見ていきますと、平成25年には187万、あとは切りますけれども、利子補給、26年には128万、27年には90万、28年になると310万、こういう利子補給がされております。ですから、この変化をちょっと、私はどういう変化があったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

富士見の区画整理の助成につきましては、先ほど答弁の中にもございましたとおり、吉田町土地区画整理事業の補助要綱に基づきまして補助金のほうを交付しております。

それにつきましては、第4条のほうに、利子補給につきまして、前年度の決算に基づきまして利子補給をするという条項がございます。それに基づきまして補給のほうをさせていた

だいているというのが現状でございます。

先ほど答弁の中にもございましたとおり、保留地の売れぐあいによりまして、その保留地を事業地に充てるものですから、それが変化のほうの原因では、保留地が売れたことによる事業費の減というところが変化の原因になっているというふうに考えられます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

それでは、私が平成27年にまた同じようなことを質問したとき、この組合には6,500万の借り入れがあると、複数の金融機関から。その後のこの変化はいかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

当時のその中で6,500万借入金があるということでございますが、実際は、事業のほうは今、工事というか、そちらのほうはもう終わっておりますので、変化はないと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

そうしますと、6,500万はそのまま残っていると、そういうことですね。

そうすると、私としては、先に明るい見通しもあるということでございますけれども、やはりこれは組合、これで見ますと、やはり一時的には組合だよと、組合が施行する事業であることから、これに要する費用は施行者である組合が、組合員が負担するのが原則であると、町はこれを応援すると、そういうことで、これはわかりました。

そういう中で、毎年この総会が開かれると思います。そういう中で、こういった先のことも見ながらも、本当に組合員の皆さんと最終的な面に向かっての、水面下でもいいんです、そういう相談はなされているんでしょうか。ということは、もうかなり年月もたっておりますので、代がかわっている人が多いんですよ。そういった面でちょっと危惧するんですけども、どうでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

御質問の開催に向けましてどのような協議をしているかと、組合の方とはどういう協議を重ねているかということでございますが、その協議の、これ総会のあれも入っておりますが、組合の方との協議といいますか、相談につきまして、28年度におきましてだけでも15回相談を持たせていただきまして、その組合の開催に向けてのことについて相談をして、より方法をどうしたらいいかというところは模索している状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

こういった解散、お金が絡むものというのは、結構大変なんですね。ですから、十分この組合員の皆さんにもそれなりの責任を持っていただいて、そういうことをしっかりと心に置いて話し合いをしていただきたい。第一義的には、やはり組合が責任者であると。そういうことを、ぜひ胸に置いて、できる援助はするという中で、一日も早いこの清算が仮にできれ

ば、利子補給もなくなるし、そういった面で大変ありがたいことだと思います。

本当に真摯な御答弁ありがとうございました。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（藤田和寿君） 以上で7番、三輪正邦君の一般質問が終わりました。

◇ 蒔 田 昌 代 君

○議長（藤田和寿君） 引き続き一般質問を行います。

4番、蒔田昌代君。

〔4番 蒔田昌代君登壇〕

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田昌代です。

私は、平成29年第3回吉田町議会一般質問において、事前に通告してあるとおり、妊娠・出産・子育ての支援事業について、町長に質問いたします。

吉田町のライフステージごとの支援事業にはさまざまな事業があります。その中でも、特に妊娠・出産・子育てのライフステージにおいては、つながりのある細やかな支援が必要と考えます。

町では20年前から妊産婦・新生児訪問事業が始まり、これは新米ママにとってはとてもありがたい事業だと思います。また、リフレッシュママ産後クラスや離乳食教室などが行われています。また、経済的支援に対しては、妊娠前麻疹等感染予防の助成、風疹予防接種費の助成、不妊治療費の助成、妊産婦健康診査等の助成、よしにこパッケージ等があります。これらの中で現在行われている事業についてお聞きします。

1、平成9年から始まった妊産婦・新生児訪問事業について、現在どのように行われていますか。

2、「よしにこパッケージ」の町民からの意見、反応はどうか。

3、他市において、産後のサポート事業に母乳・育児相談が行われているところもあります。吉田町では産後のサポート事業の中で、母乳・育児相談をどのように捉えているか。

以上が私の一般質問の要旨であります。

御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 妊娠・出産・子育ての支援事業についての御質問のうち、1点目の平成9年から始まった妊産婦・新生児訪問事業について、現在どのように行われているかについてお答えいたします。

妊産婦・新生児訪問事業を含む母子保健事業は、昭和40年に制定をされました母子保健法と基盤として実施をしております。この母子保健法は、平成9年に一部が改正をされ、妊産婦及び乳幼児の保護者に対する保健指導、3歳児の健康診査、妊産婦及び新生児への訪問指導などの基本的な母子保健サービスの実施主体が、県から、地域住民により身近な市町村に移譲されました。これを受け、当町といたしましては、妊娠、出産から子育てまでの一貫し

た母子保健サービスをより充実をさせ、地域のニーズに合ったものとして提供できるよう、体制を整備及び強化を図ってまいりました。

この体制強化の一つといたしまして、地域保健指導として、長年町の保健師が家庭を訪問し、保健指導、健康相談を行ってきた対象の中で、特に妊産婦、新生児に対する訪問につきましては、よりきめ細やかなサービスを提供できるよう、妊娠、出産に関する専門家である在宅の助産師に業務を委託し、訪問指導を実施する妊産婦・新生児訪問指導事業を平成9年度から開始いたしました。現在この事業は、在宅助産師、保健師の3名と委託契約を結び、妊産婦、新生児に対する訪問指導実施要綱に基づいて実施をしております。

妊婦訪問につきましては、初めて妊娠された方や、特に支援が必要な方へ妊娠中に家庭訪問を行い、出産後は産後の母親と産まれたお子さんに対し、産婦訪問、新生児訪問として全員の方へ家庭訪問を行っており、対象者が生活する家庭へ出向くことで必要な支援を行うことができる、意義のある事業となっております。

平成28年度の実施状況につきましては、妊婦訪問は町内の妊婦223人中約4割に当たります88人の方へ訪問を実施しております。また、新生児訪問につきましては、227人のお子さんへの訪問指導を実施し、訪問実施率は99%となっております。なお、産婦訪問につきましても同じ実施率となっております。

この事業から見える地域における課題といたしましては、最近の全国的な傾向と同様に、当町におきましても、妊娠中から継続して健康状態や精神状態、養育環境を確認するなどの支援が必要な妊産婦や、産後の育児不安や孤立感の強い方が増加している傾向にあります。そのため、支援が必要な妊産婦や新生児につきましては、この訪問事業だけではなく、養育支援、子育て支援を行う部署の連携はもとより、妊婦健康診査や分娩を取り扱う医療機関等、その他関連機関とも連携を図り、支援を実施している状況でございます。

また、里帰り出産により町で訪問指導ができない場合には、里帰り先の市町村へ訪問指導を依頼しており、全ての妊産婦、新生児の状況を把握するよう努めております。さらに、妊娠から出産、子育てにまでわたる総合的な相談支援を実施するためのワンストップ窓口として、昨年度、保健センター内に「子育て世帯包括支援センター」を設置をし、今年度からは親しみやすい愛称として「よしにこ」と名づけ、サービスを提供しているところでございます。

この「子育て世代包括支援センター」は、平成28年6月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律により、改正が行われた母子保健法第22条に新たに規定され、妊娠期から子育て期までにわたる切れ目のない支援を行うため、国では、平成32年度末までの全国展開を目指しております。

当町におきましては、よしにこの設置により、配置された母子保健コーディネーターが対象者ごとに個別の支援プランを作成することで必要な支援がより明確となり、母子保健担当保健師や妊産婦・新生児訪問指導事業を委託している助産師、保健師と共通の認識のもと、切れ目のないきめ細やかな支援につながっていると考えております。今後も、子育て世代包括支援センター「よしにこ」での相談対応及び妊産婦・新生児訪問指導事業を含む母子保健事業との連携により、妊娠中からより質の高い保健サービスを提供し、健康で安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「よしにこパッケージ」の町民からの意見、反応はどうかについてお答え

をします。

平成27年6月末に、榛原総合病院産婦人科が分娩を休止したことに伴い、当町及び牧之原市には分娩を受け入れることができる医療機関がなくなり、出産のためには2次医療圏内の医療機関へ通院しなければならない状況となります。

そこで、通院に係る精神的・経済的負担の軽減を図るため、当町におきましては、平成28年度から「出産等支援交通費助成事業」を開始し、8月末現在の申請者数は212名となっております。さらに、今年度からは、この「出産等支援交通費助成事業」を拡充し、平成29年4月1日以降に出産される方に対しまして、妊娠、出産時の通院に係る費用助成に加え、産後における健診や新生児期の検査費用もパッケージにして助成する「よしにこパッケージ助成」を開始し、8月末現在の申請者数は64名でございます。

この「よしにこパッケージ助成」は、「出産等支援交通費助成事業」からの拡充部分の一つといたしまして、妊娠32週以降であれば出産する前から申請をしていただけるようにいたしました。現在の申請者64名のうち、出産前に申請をされた方は全体の3割強に当たります23名となっております。8月末時点の妊娠届け出による母子健康手帳の交付数を見ますと、昨年度の同時期に比べ増加をしており、出産前から出産や産後に係る費用に対する経済的支援が確認されることで、安心して妊娠期、産後を迎えることができ、精神的負担の軽減にもつながっているのではないかと推察をしております。

ご質問にあります町民からの意見や反応はどうかにつきましては、「安心して出産に臨める。妊娠や出産に対して応援してもらい、温かな気持ちになる」「吉田町は、子育て支援が手厚く、この町で子育てができてよかった」などの声が多く聞かれている状況でございます。

今後も、さらに安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりを図ってまいります。

次に、3点目の「他市において、産後のサポート事業に母乳・育児相談が行われているところもある。吉田町では産後のサポート事業の中で、母乳・育児相談をどのように捉えているか」についてお答えします。

近年は、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっており、妊娠、出産や子育てに関する悩みを抱える妊産婦の家庭や地域での孤立化が課題となっております。特に、産後の母親が持つさまざまな心配事や悩み事のうち、授乳に関するものは大変大きなものであり、母親や家族が安心して子育てをしていくためには、議員がおっしゃる母乳・育児相談は重要であると考えております。そのため、当町では、妊産婦健康相談事業や毎月実施しております赤ちゃん健康相談事業へ助産師をスタッフとして配置し、身近な場所で専門的な授乳相談ができる体制を整えております。

また、国におきましては、平成27年度から、妊娠期から子育て期までにわたる切れ目ないさらなる支援の強化を図るため、妊娠・出産包括支援事業が開始され、その中に市町村が実施主体となる産前・産後サポート事業、産後ケア事業が位置づけられました。

これを受けまして、当町におきましても、平成28年度から、より専門的な授乳・育児に関する相談や、手技に関する指導が自宅で実施できるよう、助産師の訪問による産前産後サポート事業を開始いたしました。また、子育て世代包括支援センター「よしにこ」の母子保健コーディネーターが助産師でありますことから、電話や来所での専門的な授乳、育児相談にも随時対応しており、医療的ケアや乳房ケアが必要な場合は、実施期間の紹介も行っております。

産後ケア事業といたしましては、産後2カ月から4カ月までの母親を対象とした「リフレッシュママ産後クラス」を開催し、助産師、理学療法士、管理栄養士による講和や実技を盛り込み、産後の母親が心身のリフレッシュを図ることができる場を提供しております。毎回、教室終了後には参加者からの個別相談があり、授乳に関する相談も多く寄せられております。専門的な相談が気軽にできる場の一つとなっていることで、母親の育児不安軽減にもつながっているものと感じております。

このように、妊娠期から子育て期までの各種母子保健事業にスタッフとして助産師を配置し、母親が抱く困り事や不安、心配事に対して母親の思いに寄り添いながら援助をすることで、個々の状況に合った適切な授乳ができるよう専門的なサービスを提供しております。今後も、従来の母子保健事業を通じて把握した当町の妊産婦の状況やニーズを分析し、他市町の状況も踏まえながら、必要なサービスの提供、体制整備を図り、安心して出産、子育てができるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） ありがとうございます。

平成9年から始まった妊産婦・新生児訪問事業なんですけど、現在の様子を伺うことができ、いろいろ取り組みをされているなと思いました。その訪問の際に、妊婦のときと生まれた後の新生児の訪問のときに、よく相談として上がってくるものにどういったものがありますかということをお聞きしたいんですけども、町が把握していること。産む前と産んだ後の相談をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

妊娠中の訪問の妊婦訪問につきましては、やはり具体的な出産に対する不安だとか、あとは産後のどのように育児をしていけばいいのか、準備をどのようにすればいいのか等の相談が多いかと思っております。出産後の新生児訪問につきましては、やはり具体的に、生まれた赤ちゃんがよく泣くのだけれどもどうしたらいいのかだとか、寝ないのだけれどもだとか、あとご質問の中にもありました母乳についての授乳に関する相談、泣く原因には授乳に関するものがあるのではないかと、あとはお母さん自身の体のトラブル、腰が痛いとか、そういったご相談が多いように把握しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

出産前と出産後で、やはり相談の内容というのは全く変わってきているなというのはわかりました。例えば、出産後、新生児訪問事業で訪問に行きまして、その際いろいろ問題がありました。そのときに町としてはどういうふうな対応、アドバイスとかというのをされるのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

新生児訪問の場面におきましては、本当にさまざまな状況でのご相談を受けていると把握

しております。その中で、その場で、今現在お母さんがどのような育児方法、手技をとっているか等を確認しながらその状況に合った保健指導をその場で行えば解決するものもございますし、中には関係機関、例えば医療機関だとか、そういったものを専門的に扱っている機関に相談、連携をしなければ解決しない部分もございます。そういった部分につきましては、そのようなお伝えをさせていただいて、保健センターに戻りまして、ほかのスタッフと相談しながら、どんな状況でどんな支援ができるか、再度考え直して、的確なその方に合った支援をしている状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） スタッフといろいろ、そのときの状況に合わせて、その場で対処できることは対処して、ちょっと持ち帰って、相談が必要なやつは持ち帰って相談をして、スタッフと対処されているということをお聞きできたので、いいことだと思います。

続きまして、「よしにこパッケージ」についてなんですが、吉田町では妊産婦さんの経済的、精神的負担の軽減を図るために、出産や妊産婦の健診時の通院に係る交通費、新生児期の検査費、産後1カ月の健診費用等をパッケージにして助成しますということが、ホームページに載ってありました。それが平成28年度は「出産等交通費助成事業」ということだったんですけれども、平成29年4月1日から「よしにこパッケージ助成」ということになったんですけれども、これまで28年度は1回のお産につき3万円の助成だったんですけれども、今回29年4月1日から5万円の増額になっているんですけれども、この増額になった背景というか、それを教えていただきたいです。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

当町におきましては、答弁の中にもありましたように、出産する医療機関、分娩を扱う医療機関が吉田町、牧之原市にはないということで、母親に対してどのような支援ができるか、精神的な負担を軽減していただけるような何か事業ができないかというところで、出産等交通費ということで、まずは妊娠中から出産までの交通費、十分ではございませんけれども、お母さん方の精神的支援ということで開始をさせていただきました。

その後、やはり出産に係るときの医療保険のきかない部分だとか、健康保険から支給される出産手当一時金の中には含まれないような、お母さん方が負担している部分というものを調査をいたしました。その中で、産後の健診の費用であるとか、新生児期の聴覚検査だとか、マスキリーニングといって先天性の代謝異常を検査する部分であります。そのところにほかの公費助成等で負担されていない部分というものを調査をいたしまして、交付効果がある分というか本当に必要な部分というところを、この出産等交通費に合わせることで、よりお母さん方に妊娠中から産後に係るまでの精神的援助ができるのではないかとということで、パッケージにして助成をするという事業に至りました。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

現在、妊娠32週以降で64名の方のうち23名という数字をお聞きしたんですけれども、全部が全部じゃないという理由、その23人という3割ぐらいしかいないんですが、それはどうい

うふうに広報をしているのか、周知をしているのか、何か要因はありますか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

答弁の中にありました64名中23名という説明ですが、今、申請者数全員が64名ということになります。それから、23名というのが今回の「よしにこパッケージ助成」は妊娠32週以降、妊娠中から申請ができるというところもサービスの一つとなっております、妊娠中に申請に来られた方という方が、23名が3割強ということになっております。

それから、「よしにこパッケージ助成」につきましては、申請期間が産後6カ月までできるとなっておりますので、中には、産後落ちついてから申請をされる方もいらっしゃいますことから、現在の出生数イコール申請者、今していなければいけないというような制度にはなっておりませんので、今の状況を見ますと、妊娠中に申請をされている方という方が予想以上に多かったなというところは感じているところでございます。

周知方法につきましては、妊娠届け出があった方に母子手帳を交付するわけですが、その中にお知らせとして入れさせていただいて、そのチラシ、リーフレットをもってご説明をさせていただいております。あと、ホームページ、広報、あとはそのほか母子保健事業、妊産婦・新生児訪問事業でありますとか、産後に行われます「リフレッシュママ産後クラス」だとか、予防接種の説明会等、あらゆるところでご説明がさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

本当に細かく周知もいろいろ一生懸命やっていることがよくわかってよかったと思います。また、そういった本当に利用させていただいたほうが妊婦さん、お母さんのためにもすごくいいと私は思うので、何かの機会のあるたびに、そういったことは周知を徹底していただきたいなと思います。

続いてですが、他市において、産後のサポート事業に母乳・育児相談があるんですが、先ほどの町長からの答弁でも、子育ての悩みに授乳に関する悩みが多いということを知りましたが、これはやっぱり重要なことであると思うんです。スタッフに助産師さんを置いて相談に乗っているということなんですが、大体訪問に行ったりとか、あとはよしにこに来て相談された、授乳のことがあると思うんですけれども、その内容で授乳に関するどういった、より細かい内容を教えていただきたいです。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

授乳に関するご相談の内容ということでございますが、産後というか、お子さんの月齢によっても相談の内容は異なっていると感じております。まず、産後間もなくの間といいますか、ゼロカ月、1カ月の間につきましては、具体的に今の授乳量が足りているか。その授乳という中に母乳が含まれるわけですが、今現在のお母さんの母乳分泌が十分であるかどうかだとか、あとは、寝てくれないんだけど母乳が足りていないのではないかとといった相談が多いように把握しております。それから、離乳食が始まったりだとか、栄養のとり方が子供さん変わってくることに伴いまして、その離乳食と母乳の関係、授乳感覚と離乳食

の回数での生活リズムの確立の仕方のご相談だとか、それが進んできますと、今度はお子さんが大分成長されまして、乳児期から幼児期になりますと、今度は母乳から卒業しなければいけないという時期になってまいります。その時期になりますと、母乳をやめるにはどうしたらいいか、今度はお子さんとのタイミングと同時に、お母さんの直接の乳房ケア、どのように乳房をケアして卒乳をしていったらいいかというようなご相談が多いように把握しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

授乳に関する悩みというのは、産後から本当に母乳をやめるまで、すごく長い期間があると思います。その中でいろいろお母さん方もちょっと悩みながらやっていくんですけども、母乳で育てるメリットというのがあるんですけども、それは初乳に含まれている免疫が多く含まれているから体にいいとか、また母体の回復を促すということとか、母子の絆を深めるということがあるんですけども、母乳でトラブルというのがあると思うんですが、そういったのは何か相談があったりとかしますか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

母乳に関するトラブルというのは、お母さんの乳房に関するトラブルということでお答えをさせていただきます。中には、母乳栄養を確立しようとお母さんが努力をされて、頻回な授乳によって、部位で言いますと乳頭が切れてしまうだとか、あとは母乳が分泌し過ぎて固くなって張ってしまうだとか、そういったことから乳腺炎に近い状態になって痛いんですけども、どうしたらいいだろうか、そういったトラブルが多いように感じております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

乳房トラブルがすごくあるのをちょっとお聞きしたんですけども、乳房のトラブルというのは男性の方は余りわからないと思うんですが、おっぱいを上げることによって乳腺が発達してくるんですけども、その発達がなかなか間に合わないというのがあるんですけども、そうなってくると、胸が痛くなって張ってくるんです。そうすると、胸が固くなっちゃってぱんぱんに腫れてきます。そうすると、熱が39度ぐらい出て、そうすると悪寒、体が震えてきて、これは一体何だろうと、初めて出産する、子育てをする方はすごくびっくりするんです。それを見ている周りの家族も何だ何だということで、ご主人とかもすごく何が起こったのかわからなくてパニックになってしまうということも、よくお聞きするんです。そのときに対応が悪いと、それこそ先ほど言っていましたけれども、ひどくなると乳腺炎というのを起こします。乳腺炎もひどくないうちならいいんですけども、化膿してくる場合があって、化膿になると、ひどいと薬で治すというのがありますけれども、ひどくなると手術でうみを出すということもあるんです。そうなってくると、小さい子供がいて、なれない育児をやっているお母さんにしてみると、とてもつらいことなんです。子供におっぱいを上げられない、自分は薬は飲まないといけない、もしくは手術しなきゃいけないとなると、お母さん自身もちょっと負担に思ってしまうんですけども、こういう状態になる前に乳房マッサ

ージというのがあるんですが、それも実施機関へ行って受けるものなんですけれども、固いものがあるので、固いものを溶かして通りをよくすることでおっぱいの出もよくなって、お母さんのほうも体が楽になって帰っていくのをよく聞くんですけれども、この産後のサポート事業の中に、こういったトラブルになる前に防止、ひどくならないようにとかひどくならないうちに皆さん行くと思うんですけれども、この産後のサポートの中に乳房マッサージというのをに入れていただけたらなど、本当は思うんですけれども、この乳房マッサージに関して、産後のサポート事業の中に入れる考えとかいうのはありますでしょうか。

○町長（田村典彦君） 私も男性なものですから、そういう乳房のトラブルであるとかそういうのはほとんどわからないんですけれども、先日、健康づくり課の保健師さんの皆さんにいろいろ教えてもらいました。うちは数年前に福祉社会の建設と産みやすく、育てやすい、そういう包括的な考え方がありますので、やはり子供を産んでいただくとかそういう今日的な課題として、喫緊の課題でございますので、そのような乳房マッサージについて、お金はかかるとは思いますけれども、それについては妊娠・出産等応援パッケージ助成「よしにこパッケージ」の中に組み込むように、できる限り早目に組み込むように所管課のほうでは命じておりますので、早ければ12月もしくは年度初めに予算化されます。

○議長（藤田和寿君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 今、早くに組み込んでいきたいという前向きなお言葉をいただいたので、すごくうれしく思います。

今、県下では静岡市が乳房マッサージを産後のケア事業として入れています。宿泊型、機関に出かけて泊まってやってもらうタイプと、日帰りで相談でやってもらうタイプ、訪問型、自宅に来てもらって乳房マッサージをやってもらうというのがあって、県としては技術料として5,000円というふうに決まっております。静岡市は、見ると大体3,000円からの助成を行っています。この乳房マッサージなんですけれども、状態が大変だと半日ぐらいかかるんです。やっぱりいろいろマッサージだけではなく、ほかに付随したトラブルもあるもので、赤ちゃんがおっぱいをうまく吸えないとか、抱き方がよくわからないといったそういったことも相談で指導してくださるので、長いと半日ぐらいかかるということ聞いています。里帰り出産とかで吉田町に帰ってこられたお母さんからも、自分のところには、そういったものがあるんだけど、吉田町にはそういった助成とかはしてくれないのかということ、よく耳にします。あと、こういったサービスを取り入れていただくことで、町民の福祉、お母さんたちのため、子育てをしていく世代にも負担も軽くなるし、子育てしやすくなると私は思いますので、ぜひ助成のほうも、またさらに検討していただきたいと思っております。

余りあってほしくないのですが、子供が未熟児ということもあるんです。そうすると、お母さんは退院してきているんですけれども、子供だけは病院にいて、その都度母親が母乳を持って医療機関へ行くということがあります。本人の体も整っていないし、子供も病院に行くという不安と、そういったのでお母さんたちも過ごしている中で、やはり母乳を出すためのアドバイスをしてくれる人とか、そういった手伝ってくれる機関とかがあると、やっぱりお母さんたちも心強いです。そういったのも含めて、この乳房マッサージ等をぜひ、今町長からよしにこパッケージに組み込んでいくということでもいただいたので、それも早くやっていただいて、皆さんにお伝えしていただけたらと思います。

あと、今の傾向なんですけれども、震災があったときには、やはり母乳というのは便利で

あるという意見がすごく多いです。ミルクだと哺乳瓶を用意して、お湯を用意してということがあって、なかなか大変なので、なるべく母乳にしたいという人もいますので、母乳はすごくいいということはよくわかるんですが、やはりトラブルが多いというのも現状はやっぱりあるので、トラブルに対してのサポートと助成をお願いしたく思います。

○議長（藤田和寿君） 質問はありますか。

4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

私の質問は以上であります。

私の一般質問を終わります。

○議長（藤田和寿君） 以上で、4番、蒔田昌代君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時40分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会15日目でございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第71号の質疑

○議長（藤田和寿君） それでは、議事に入ります。

本日は、初めに、提出された第71号議案 平成29年度吉田町一般会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

引き続き、特別会計及び企業会計の決算及び補正予算に関する議案の質疑を、総務文教常任委員会の所管に係る議案を行い、続けて産業建設常任委員会の所管に係る議案を、それぞれ議案番号順に行います。途中、説明員の入れかえを行い進めてまいりますので、御了承を願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

日程第1、第71号議案 平成29年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから、第71号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行い、引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

9ページの6目企画費のシティプロモーション事業の中の19、若年者住宅取得応援補助金ということでございますが、質問のとき、いろいろ聞かせていただいたわけですが、これから要綱等そろえていきますよというお話でございました。

その中で、この対象者について1点あるんですが、これは、そもそもこの企画というか、この補助金は町内への移住定住を促進するというのが一番の目的であるかと思えます。そうした中で、新築を建てる、または新築を買うということに対して出しますよということなんですが、最近のリノベーションであるとかリフォームであるとかということで、既存の家を建て直すんじゃないくて、そういったこと、リノベーションして住めるようにするというのもあると思うんですよ。これは空き家対策にもつながってくるのかなと思います。

そうした場合、リノベーションといっても結構、金額のほうはかかるものはかなりかかる。この中で500万以上という縛りがございますよね。それをクリアした場合には、これが該当するかどうかということであるんですが、そのようなことも今後検討されていかれるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま増田議員からの御質問で、リフォームのところがどうかということでございます。

まず1点、今回、この事業につきましては、県の少子化突破の戦略の応募事業ということで、今回、県のほうに応募をさせていただきました。そもそも根本としましては、少子化突破の中で、当町、戦略のところを見ていただきますと、定住のところは県の平均を下回っているという結果が出ています。そうしたことから、この結果を県平均、今よりもさらに上に行かせるということで、今回この住宅取得の助成事業ということを行っております。

また、近隣市町、特に吉田町の周りの市町は全て、今、住宅の購入費の助成が行われているというのが実態でございます。そうした中で、確かに今回新築ということで、新築もしくは町内に住宅を買ったということになっているわけですが、この中では、空き家対策の視点というところではなくて、若年者が一番購入しやすいというか、新築で新たに住んでこれから吉田町にという定住ということにいたものですから、空き家対策としての今、視点は確かに入ってはおりません。

ただ、この要綱を検討するに当たりまして、中古住宅を、中古住宅であるとかリフォーム、その助成についても検討したわけですが、非常に費用的にもちょっと莫大といえますか、今よりもかなり上がってしまうところもありまして、まずはこの3年間という今回、時限的に行ってこの評価、結果を見て、当然この次につなげていかなきゃならないということもありますので、まずは新築の近隣市町と同様な形の中で、さらに当町は町内に住んでいる方が、いわゆるほかは全て転入に対して補助金を出しているわけですが、当町の場合は、転入だけではなく吉田町に新たに、吉田町の人が吉田町の仮にアパートに住んでいる方が新築をした場合にも出るという、そのところをちょっと差別化しまして、定住を図っ

ていこうということでございますので、結果を見ながら今後このリフォームのみならず、ほかのものも考えていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

空き家対策というのは、それに伴って起きてくることであって、それ、別に主眼を置いているということは全く自分も考えてはおりません。

そういう中で、他市町にない町内から町内というようなことも考えて、独自でやりますよというお話の中で、要は今後やっていく方向もあるのかもしれないけれども、じゃ、他市町との差ということを考えたら、じゃ、リフォーム、リノベーションも入れたらより定住につながっていくのかなと思います。そういう中で、一方では新築、それはよそもみんな新築で同じで、よそはよそから転入した方に関してやっている。吉田町は内々でもできる。だから、ある意味、そういう特典をつけている。それにもう1個つけてもどうだということがあります。そういう中で、費用がどれくらいいくのかというのは当然わからないですが、町としては、今回は80件くらいの見込みということですよ。それがどこからその80件が出てきたのか、ちょっとわからないですが、じゃ、リノベーションも含めたらどれくらい増えちゃうのかというようなことも、じゃ、調査されておるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

まず、今回の80件につきましては、これはここ数年の新築状況、当町におきます新築状況を鑑みまして、件数のほうを上げさせていただいておりますので、これはほぼ実数に近い数字を見込んで、実数プラスアルファしているというところでございます。

それから、先ほどいわゆるリフォーム、こちらの件数がどれくらいあるかということまでにつきましては、これは先ほど申し上げましたとおり、なかなかこの件数というのは非常に把握がしづらい部分があります。件数が今全て全部で幾つあるのかということまでは、全て把握はしておりません。あくまでも推定というか、こちらのことで行っている。

また、不動産、今回のやるに当たりましては、不動産業にも幾つかお声をかけさせていただいて、状況どうなのかということも確認をさせていただいております。いわゆるニーズ調査です。これは、正式なアンケートというのではないですけれども、実際に窓口のところに行きまして、状況等は確認しておりますので、一応今回は新築ということの中で行うということで、これは県の評価のほうも評価委員会ございまして、そちらにも一応通させていただいた事業でございますので、まずは事業を実施させていただきながら、いろんなまた今後、課題もまた、この制度というよりも社会情勢が変わってくるということも考えられますので、それらを加味しながら次につなげていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 大筋はもう理解しております。このリフォーム、リノベーションを私が言い出したのは、今、高齢社会になってきて高齢者が1人で住んでいて、じゃ、よその町から若い息子たちが帰ってきたいよ、で、新築を建てるほどの資金はないけれども、じゃ、今ある家を直してそこに住めばオーケーだというようなこともあるかもしれない。

それに対しても、こういった手当ができれば、非常に喜ばれるかなというところで提案
というか、言わせていただきました。今回の件に関しましては理解いたしました。

○議長（藤田和寿君） 質疑はよろしいですか。

ほか、ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、3款民生費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 14ページのところに国民健康保険費ということで、19番の地域介護、
福祉空間整備施設整備交付金ということで、これは全協の中ではお聞きをしました、どこに
必要なのかと。それで、その後また改めてお聞きをしたんですけども、そのときにこれで
完結という話をちょっとお聞きしたんですけども、当然、今回のこの予算とか国の補助に
関しては、相模原で起きたああいう悲惨な事件が当然そこに介在をしていて、そしてそれ
に対してできるだけ予防を含めた事後の、基本的にはこれは事後のことになると思うん
ですけども、それが完結をしたと言われて、多分、その完結というのは1施設当たり
に一つであるとか、そういう形についていると思うんですけども、完結をされてもう
これでこれからも恐らく必要なものが出てくると思うんですね。

そうすると、これに関しても今回は2件だったんですけども、それに対しての2件
やった杉の子と二つに関しては、これで本当にもうこの後、大丈夫なのか、これで
終わりじゃない。当然、これから先もこういうものに関しては、やっていきますよ
という回答は本当は欲しいんですけども、その辺はどうなんですか。もうこれで
完結して、これから先に関しては、これはもう先にはこれで、カメラをつける
というのは余りいいことはないんですけども、そういう意味でその辺を
ちょっとお伺いをいたします。

○議長（藤田和寿君） 町が行う対策は、これで終わりですかという意味ですか。

○6番（山内 均君） はい。

○議長（藤田和寿君） 福祉課課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

地域介護、福祉空間整備等施設整備交付金についてということで、今回、二つの事業所が
手を挙げていただいて、交付金というような形で国のほうに今申請をしているところ
であります。ほかの事業所につきましても、入所の関係のある事業所に確認を
させてもらってありまして、うちの町ではアサヒサンクリーンというところは
新しい施設をつくりましたので、今回の事件にあわせて整備のほうを国の
指示のあるとおりに作成をさせていただいております。あと、ほかのアスカの
里というところも新しい事業所ですので、そちらも整備のほうをして
あります。

そのほか、あと片岡杉の子園というところが残るんですが、そちらにつ
きまして、今は防犯のところはオーケーです、大丈夫ですよというような
確認はとってあるんですけども、先ほど来、議員さんがおっしゃるよ
うに、足らないところがあったら、その後、整備ができるのかどうか
ということだと思っておりますけれども、今のところ、国の補助金とし
ては、こういった今、手を挙げていただいた方を対象にさせていただいて
おります。

新築につきましては、また補助のほうもつくようにはなっておりますので、相談のほうをさせていただいて、申請できる部分、補助できる部分は探して補助していきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、国の補助がある限りはということで回答をいただいたんですけども、実際こういうもの、人の命にかかわることとなると、確かに町の独自でやることも多分必要な部分になってくると思うんですよ。そういう意味では、やっぱりこれからも先に向かってできるものというのは、予防を含めてできるもの、やっていかなければいかんと思うんです。

だから、当然、国に頼るだけではなくて、補助金に頼るだけではなくて、必要なものはやっぱり必要なところでやっていきたいと思うんですけども、そういう意味でのこれからの町の計画とか考え方というのは、もしあれば、ぜひ今現在、使っている人たち、たくさんいますので、安心できるものが提供できればお願いをしたいと思うんですけども。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 議員のおっしゃることもわかりますけれども、今回のこの国庫補助の意図というのは、痛ましい事件に端を発して、急遽、不足している防犯設備等を設置をするという急な財政出動をしなければいけないということもありまして、そういう点で国のほうが支援をしようということでございますので、本来であれば、十分な準備期間があれば、施設の設置の中で検討されるべきものであろうというふうに思っておりますので、そういう施設の設置に対して、公的助成が必要かどうかという観点で考えるべきものだと思っておりますので、今回のこの一時的な措置が恒久的に考えるべきかどうかということは、行政上としては、余りこの例を倣って今後もやっていくということではないというふうに思っております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今の回答でいくと、もうじゃそれに関してはこれで済みませんよという話ですか。

できれば、必要なものに関しては、やっぱり常に検討していかなきゃいけないと思うんですから、その辺でぜひ町独自でもやっていけるほうが必要になってくるんじゃないかと思って質問したんですけども、その辺もまた何か計画的なものがあれば、ないならないでやっていただければいいんですけども。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今回の国庫補助事業についても、既存の施設については福祉課長補佐から説明をさせていただいたとおり、全て意向調査を行っていて、防犯対策として必要なものは、今回の2件の申請で満たされるというふうに思っておりますので、これに対してさらにまた追加の意向調査をしながら、町独自として制度をつくっていくかという点については、今のところ考えていないということを申し上げた次第です。

以上です。

○6番（山内 均君） わかりました。しようがないですね。了解しました。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

19ページの水産振興費の中で、水産事業振興事業費補助金ということで、これは南駿河湾漁協のほうへ給油施設の更新ということでありますよということをお聞きしてあります。給油施設更新というのは、大体、期間が決まっています、やらなきゃいけないというようなものとしたら、ここで補正というよりもなぜ最初にこれが上がってきて、補正ではなくて、もう当初の予算の中に組み込まれなかったのかというところがあるんですが、何か突発的に何か起きちゃってどうしてもやらなきゃいけないよということがあるのか、その点についていかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

給油タンクにつきましては、昭和40年代に建設されたものであります。現在、2基ございます。それを今まで併用して使用してきたわけでございますが、40年以上たっているわけございまして、計画といたしましては、来年度実施するというところで、漁協との話をしておりまして、実施計画のほうにも載せておいた状況でございますが、タンク1基が、天板部分が腐食してそこから雨漏りがしたということで、油に雨水が紛れてしまったということが1基ございました。もう1基につきましても、その機能を補うために調査したところ、底の部分の腐食が著しいということでこれも使ったら油漏れの原因になるということで、今回急遽、話がございまして、補正で要求するということになったわけでございます。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

22ページの土地区画整理事業費についてお伺いします。

職員人件費が342万2,000円減額をされて、1,540万2,000円となった件でございます。全員協議会のときにも確認をさせていただきましたが、これは当初の3人から2人になったということの理由でありましたけれども、なぜ減員するのかということについて、御質問します。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

職員人件費ということで総務課のほうから答えさせていただきますけれども、職員人件費につきましては、人員の確保というところでは、今、何人必要かというところは執務体制のヒアリング等を行いまして、来年度新規事業がどのようなものがあるか、事業がいつどのように終了するかというところまでお聞きしまして、人員の配置をしております。

その中で、今回、土地区画整理事業というところの事業につきましても、今までも大変な事業を行ってきたわけでございますけれども、それ以上に人員を配置しなければならないところも、ほかのところでも事業が増えてきている中で、人員を配置させていただいておりますので、今回、土地区画整理事業につきましては、事業の進捗状況、事業内容を加味しながら人員の配置をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

土地区画整理事業は、全員協議会の中で都市環境課長に伺ったところ、住吉の富士見区画整理事業と川尻の浜田土地区画整理事業があるということでございます。実際、富士見区画整理事業のほうは、事務のほうは役場のほうでやっているということでもあります。

ところが、浜田土地区画整理事業のほうは、組合が事務事業をしているわけです。大変、浜田土地区画整理事業は長い年月がかかっております。私も以前、一般質問をさせていただきましたけれども、そのときに浜田の土地区画整理事業については、町としても公共性が高いということで、技術支援をしていくということで、人的配置のことも配慮するということが検討していただいたことがあります。実際、浜田土地区画整理事業の組合の中に、担当の役場の職員が常駐していたこともあります。そのぐらいでないと、やっぱり大きな事業が組合の職員だけではできないということがあります。そのところを承知しておられるのかと。

ほかの業務も人が要るよと、今、総務課長の答弁でした。また、組合の事業も終了したということで、減員ということの説明でしたけれども、浜田土地区画整理の現状と、それから町が技術支援をしていくよとということの答弁を踏まえて、そこを減員するということについては、もう一度答弁をいただきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、浜田土地区画整理事業ということでお話をいただきましたが、今、浜田のほうの組合のほうにも事務員としては2名おります。役場のほうに関しましても、今、2名で浜田のほうの支援ということで行っております。この支援につきましては、補助要綱にもございまして、技術的支援をするということになっております。今も浜田のほうで工事であるとか、そういう足りないものについては、現在うちのほうでも支援をさせていただいております。今現在2名で行っておりますが、滞りなく事務のほうは進めているというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

今の課長のほうから、滞りなく事務が行われているというような答弁がありましたけれども、実際、今回、これはやめます。

27年度に大きな西の宮雨水幹線の事業があったからということで、そのときには3名配置しましたという答弁いただいています。本年度はその事業も終わったということで、2名になったということで理解はしましたけれども、やはり現状、これから年月がかかっていることと、町の重要な政策としてシーガーデンシティ構想の中心にもなっている浜田土地区画整理事業で、進捗を早めていくという必要があるというふうに私は考えております。

そういう中で、今、1人減らせる状況かということを経長は2名の職員が浜田の組合の事務所に行っていると言っていますけれども、ほとんどそこで事務の指導がされているかということでございます。その点、以前は常駐していたと、その後は半日はいてくれたよと、でも今ほとんどいないということで聞いておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

浜田の今、土地区画整理事業の西の宮雨水幹線でございますが、完了を今しているのではなくて、浜田の進捗状況にあわせて今、今年度に関しては工事のほうを行っていないということでございます。今、浜田の状況というところなんですけれども、それこそ浜田のほうの事業といたしまして、道路であるとか水路であるとか今、工事のほう発注しておりますが、その辺の技術指導については、一度うちのほうで設計書も確認させていただいておりますし、不備なところがあれば、うちのほうから組合のほうに指摘させていただきまして、設計書のほうは確認をするような技術的支援も行っております。

進捗に関しましてですけれども、今、浜田の状況というのがこの6月にお話しさせていただきましたが、要は用途変更であるとか、今後の浜田の方向性を今模索しているところでございまして、そういう面で事務というよりは、組合と一緒にどういうふうな方向性で今後浜田の保留地であるとか、そういうものを進めていくかということを経長と一緒に今検討しているところでございます。

実際、月に数回、役員会もございまして、その中に職員も一緒に入りまして、その中で一緒に検討していくということで、今、事務の量というよりは、今後の方向に向けて一緒に考えているというところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 用途変更、29年度の補正予算ですけれども、用途変更もされて、これから企業の進出も具体的になっている中で、本当に今からが正念場と申しますか、今がとても大事なときだというふうに私は思っております。公共土木のほうもまだまだこれから発注することがあるし、計画もあるかと思いますが、そういったところはしっかりと役場のほうで、技術支援を3名から2名減の中で、しっかりとやっていただけるということの答弁をいただきたいというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、二つの区画整理事業がある中で、富士見のほうは役場が全て事務をやっていると、浜田のほうは独自の事務員を採用して、組合でやっているという中で、今、大きな事業の動きがあるということを十分に認識していただいて、常駐とは言いませんが、半日あるいはすぐに帰ることのないように、しっかりとそこをサポートしていただくということがこの2名体制でしていただけるかどうか、そのことについてお答え求めます。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、お話ありました技術支援なんですけれども、今もそういう面で技術面であるとか事務面であるとか、そういうものについてはうちのほうで技術支援を行っております。今後につきましても、今と同じように浜田がこれから進む方向でどのように進んでいったらいいのかとか、あとは工事のほうとか、そういうものにつきましても、十分、技術支援のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 大塚議員、5回目ですけれども、的確な質疑をお願いします。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 大塚です。

総務課長にお伺いしますけれども、総務課長は、役場全ての課にわたっての人の配置をどうするかということで所管されているというふうに思いますけれども、本当に役場の事務が今回の都市環境課に限らず、大変な事務量と、それから重要な政策に対する対応ということで大変かと思えますけれども、ヒアリングの中で現状に今、町の政策の重要度とか緊急性とか、そういうあとは一般質問といいますか、議員からの提案があったりしたことに関しては十分に加味してやっていたらいいのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

人事配置というところでは、非常に役場全体を見て、どのような配置が適正であるか、人数につきましてもそうですし、人の配置というところではしっかり考えていかなければならないと思います。その中で、事務量、そしてヒアリングを行った中で重要性というのはすごく重視しなければいけないと思っております。その中で、今言われたように、人員が1人減るとか増えるとかというのは、非常にシビアなところで考えていかなきゃいけないかなというふうに思っています。

今も緊急度が高い事業につきましても、人の配置もしっかり考えていかなければいけませんし、今このような事情の中で、人の配置が非常に難しくなっている中で、兼任をさせながら事業を乗り越えていこうと思っておりますので、そういうところで緊急性を帯びているところも加味しながら人事配置はしていきたいと思っております。

○10番（大塚邦子君） 終わります。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消防費について質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費について、質疑を行います。

質疑はありますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 25ページのところの3目教育諸費の中の26ページですか。その中で13、15、設計監理委託料と住吉小学校施設費、これは全協の中で、雨漏りのとか劣化と雨漏り、それを聞いたわけです。それで、全協の中の答弁の中に、いつごろかということに関して、29年の初頭と、最初と、そのときにちょっと危惧をしたことがあって、心配したんですけども、恐らく耐震やったり耐震の工事やりましたよね。それと、上の避難のそのやつがちょっとそれ影響しているかなと思って、案内をしていただいたんです。そして、現状を見せていただきました。そのとき、見た目でその耐震とか、そういうやつの影響というのは、私のほうの目から見ても、それほど影響はないだろうと。ところが、その全体のシート防水とか、そういう改修のところで見せていただけたんですけども、見ている状況がひどいです。

特に、西側の部分の屋上の排水、シートの防水ですね。それと、状況を見ると、見てもらうとわかると思うんですけども、もう一つ、もう1カ所ありました。シート防水のこれ、やるのは非常に必要なことであり、絶対やらなきゃいかんし、耐震の上でも、重さの を取っちゃうことは必要だと思うんですけども、それが今、私の目から見て、ここまで延ばして行って、なぜ今のタイミングなのか。本来ならもっと早くやっついていかないと、雨の例えば鉄筋コンクリートというのは、海水を含んだ水が落ちますと、鉄筋を腐食させて最終的には鉄筋を腐食、爆裂を起こして、非常に構造的な欠陥までいくものですから、そういう意味でやはり、きょう今回のこの非常にいいと思うんですけども、そのタイミングがこのタイミングがなぜなのか、これから先につなげていきますけれども、ちょっと聞かせていただけますか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

今のタイミングという御質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、全員協議会でもお答えさせていただきましたけれども、学校のほうで雨漏りというものを認識したのが年明けぐらいであったというふうに聞いております。その後、実際何も見積もりもなく、提示することができないものですから、まず年度末まで現場調査ということで、どういったところが原因で雨漏りが起こっているのかということをお業者にお願いをして、確認をさせていただきました。これが終了いたしましたのが、昨年度の末だということでございます。

4月以降ということですが、当初、雨もなかったというか、そんなに多くなかったということもありますけれども、多分、風の向きとかもあるんだと思うんですが、雨が降っても雨漏りがする日と、雨が降っても雨漏りをしない日とありまして、その分、我々が放置していたわけではなくて、その後、概算見積もりから詳細設計を行って、今回、詳細設計中ではございますけれども、今回その見積もりがおおよそ見えまして、このタイミングで要求をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 山内議員は、全体的な施設の長寿命化の中で、それはその計画が入っていなかったかと、何で今のタイミングかと聞いたと思われるんですけども、事実を認識して今のタイミングじゃなくて、住吉小学校全体の管理計画の中で、そういったものが入っていなかったのかというような質問ですよ。

○6番（山内 均君） それに近いです。次へいきます。

○議長（藤田和寿君） 私、意思は入れていませんので、確認ですけども、違ったら言ってください。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 議長、フォローありがとうございます。そのとおりなんです。

本当は、これから次に行きますけれども、一番大事なことは、いきますよ。このやつに関して、鉄筋のああいふ現地、見ていますよね、当然、見ていますよね。それと、シート防水のあのとき浮き上がっていたの、見ていますよね。

そうすると、あのものがタイミングによって鉄筋コンクリートの一番最悪の状況を抱え込むわけですよ。もう西側、見たときに、実際にはもうどこかで爆裂起きていると思いますけれどもね。そうすると、今回の雨漏りも恐らく西側の一番奥のところもう真ん中で漏っているはずなんです。絶対ありますよね、まだそれ見てないですけども、確認の想像ができるんです。そのくらい、この雨漏りに関しては、やっぱりちょっとタイミングをシビアにというところで、議長がフォローしてくれましたけれども、その中で今回、この補正が出てきたことによって、そして現場を見ることによって、ここに欠陥、いろいろなそういう補修をしなければならぬ部分、ほかを含めて、いっぱいあると思うんですよ、もうそろそろ年数かなりたっていますから。

そうすると、そういう目を、そういうものをどうやって調査して、どうやって誰が見る目を持っているのか。見る目を持っていて、それに対してどうやってそのシステムの中で修繕とか、そういう部分に長寿命化を見つけるようにつなげていくのか。そういうシステムみたいなものというのが本当は一番聞きたかったことは、システムのようなものはあるんですかということです。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 施設設備の点検等のシステムということで、お答えをさせていただきます。

学校の中では、安全点検といって、いろいろな項目があるわけですので、それに従って毎月1回実施しております。それが大体、上がってきて、学校の中でも検討されたり、今直すべきなのか、まだよいのか、あるいは自分たちで直すことができるのか、業者に依頼をしなければ直せないものなのか、そういったところで優先順位を決めながらやっております。

あるいは、災害時の後には必ず点検をして、災害によって異常がないのか、あるいは大雨の場合の雨漏りだとか、そういったのはどうなのか、そういったことも点検をさせていただいてチェックをかけながら、こちらにもその報告が上がってきますので、業者を入れてみたほうがいいのか、あるいは直すべきなのか、優先順位を考えながら、そういったようなシステムで現状点検をやっております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 今、質問しようと思っているのは、一般論ではなくて、今回こういうものが補正が出てきて、見せていただいて、見つかったと、そのときにちょっと今、理事のほうに聞きたいと思うんですけども、当然こういうものを見つけ出すスキルと、それとシステム、当然これ、なきゃいかんと思うんです。長寿命化だから、今はあの建物も30年、40年たっているはずですね。もうたくさんありますよ。

その中に手おくれになったときには、さっき言った構造的な欠陥まで入ってきますので、そのときにはもう建て直すしかなくなるわけです。そういう意味で、ぜひ危機に対する管理であるとか、それを見つけ出すスキルであるとか、そういうものをどういう形で町でやっていくかということ、技術的な面でちょっとお聞きをしたいと思っておりますけれども、ぜひお願いをしたいんです。

○議長(藤田和寿君) 理事、船橋準幸君。

○理事(船橋準幸君) 船橋でございます。

建物共通一般のお話ということでお答えをさせていただきたいと思いますが、まず時間とともに構造物である以上、劣化してくると、そういう中で、各管理者が目視点検という形でこれまで見てきております。ただ、場合によっては、これは少し専門家の目を入れられないといけないだろうというお話になれば、詳細な点検という形でやってきているものと理解しております。ただ、どうしても目視点検等でございますと、局部にわたっては詳細に把握するのは非常に難しいということもあって、見落とし等があるような話については全国事例で紹介されているところです。

今後、ますますほかの施設も含めまして、長寿命化については国を挙げて一生懸命やっていかなければならないという課題で、例えば高所作業ですとか、いろいろな点検するに当たっても、それ自身に技術が要ということでございますので、現在、ドローンを初め、いろんな施設も開発されておりますので、そういったものも含めて、今後のありようについては、再度検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) これを最後にします。

まさにそのとおりなんですよね。やっぱり早くやることによって、使わなくてもいいお金を、できるということで、そういうこれから今、目視の中でということで言われたんですけども、この目視といいます、経験を伴わないと、とてもじゃないけれども、ああ、そうですかという話で、タイルもほとんどそうなんですけれども、我々の仕事も。

目視の経験の中で、経験ある人が見ないことには、やっぱりそれが何かと、何がある裏に起きているかというのは、なかなか見えないということですので、本当はそういう専門的な人、技術の専門という人がここにいてくれると、非常に安全なものが長く長期的に使える。非常に税金も節約できるとか、そういう意味を含めての質問でありますので、ぜひこれらに対して、町でこういう適切な管理ができる人、目視ができる人、経験者、そういう人たちを雇うというか、人事で見ていただいて、そういう人たちに見てもらった中での、これからの全体的なものを見ていただくと、そういうようなシステムというか、そういうものができないかなというお願いというか、町の考え方をそれに対してお聞きをしたいなど、最後にお聞きしたいなと思っておりますけれども。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

先ほど来の山内議員から、この大規模修繕、修繕といいますか、公共施設の今後の長寿命化についてということで、これは予算的な関係もちよっと出てくるものですから、ちよっと私のほうからさせていただきたいと思いますが、まず昨年、公共施設管理計画ということで、全体の今の町が保有します公共施設の年数であるとか、そうしたものの、また大規模修繕をいつやったかというところの取りまとめを昨年行わせていただきました。その中で、今後の点検方針ということで一応定めさせて、方向性は定めさせていただいています。今、山内議員は、またさらにもっと具体的にそのシステムチックにやっていく必要があるんじゃないかということだと思います。

そうした中で、当然、この公共施設、点検もそうですけれども、また修繕については、この中でも、計画の中でも、予算的なものということがございまして、そうしたものも当方のほうも今後考えて、今現在も検討して、今後につなげていかなきゃいけないものですから、そこを今後、今、検討に入っているところなんですけれども。

まず、点検のほうの関係の一つの考え方としましては、日々点検、当然日々の通常の管理の中での行う点検、それからある一定の年数を踏まえて、施設を定期的にちよっと詳細診断といいますか、そうしたこともやっていく必要があるだろうということで、この公共施設管理計画で言っています長寿命化に向かって、その辺は今後、システムチックにシステムのほうを構築していきたいと。さらに、また財政的な問題もありますので、その辺、総合的に検討させていただきながら、行財政構造改革推進本部、ございますので、そうした中で検討させていただきながら、方向性、それからあと基本的な考え方等もまとめていきたいというふうに思っています。

人間的なものにつきましては、これが職員で採用するのがいいのか、また専門の今回の住吉小学校のことにつきましては、当然、専門の方、いわゆる建築士の方に見ていただきながらやっておりますので、そうした専門の方をそのときに依頼をしていくという方法も一つはあるかと思っておりますので、その点は費用対効果もあわせて長寿命化を踏まえて、利用者が一番利便性が高まるということの中で実施をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） すみません、今、話、聞いていて、ちよっと一言だけ。

○議長（藤田和寿君） あんまり広がらないように。

○6番（山内 均君） もう一つだけです。

点検をしたり、そのときにぜひプロの目というか、その中をプロの目を入れてくださいと。それは1個のひび割れが何を意味するかでなくて、みんな違いますから、ぜひその辺をやっ
ていただきたいと思います、これ、要望です。

○議長（藤田和寿君） 要望でいいですか。

○6番（山内 均君） はい。

○議長（藤田和寿君） ほか、ございますか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

今のところですけども、結局、雨漏りの原因というのはちゃんと伺っていないですよ。ただ、この間、電気の消えたのが2階の、3階のベランダから漏っているよということと、屋上の防水のシートを張りかえないかんよということ伺ったんですけども、その漏れている原因というのはどういうことか、教えてください。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

大きく今回、雨漏りのところといたしましては、2階の備蓄倉庫の天井部分と、あとは3階の図工室の図工準備室の天井部分というところで、そのほかにも廊下であるとかというところはありますけれども、大きくはこの二つとなっております。

2階の備蓄倉庫につきましては、その上がベランダになっておりますので、ベランダの下にタイルというかコンクリートが敷き詰めてあって、そのコンクリートの間と間から漏れているのではないかと聞いております。なので、そこは実際は剥がしてみないとわからないというところはありますけれども、そこ、あとはエクspansionがありますので、そこからそのエクspansionにひびとか、そこがずれてしまっていることによるそこからの雨漏りではないかというふうに聞いております。

また、3階の図工準備室の天井の部分ですけども、これは上が屋上ですので、屋上の防水シートが劣化していることによる雨漏りではないかと、それが原因ではないかというふうに業者のほうから聞いておりますので、そこは防水シートの張りかえによって対応したいというところは具体の御説明となります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

ベランダはタイルだかが張ってあって、目地から漏れているような感じだよということなんで、めくってみないとわからないということ今お話ありました。それから、屋上はシート防水がもう劣化しているということで、状態というか、本来ならそういうのを雨が、水漏れがして初めてそういうのがわかるということもあるですけども、シート防水の劣化というのでどのくらいの状態か、ちょっと見ていないもんで、僕はわかりません。

それで、かなりいつだかこの議場の屋根とか、この間、直した庁舎のホールの屋根とか、ああいうところは目で見てもこう膨らんじやったりしていて、完全にもう防水がだめだなという目視でわかるのがあるわけですよ、劣化という中にも。それらを小学校の維持管理費というのを見てあって、その中で、ちゃんと先ほど教育長が言ったように、点検をしていて見つけたということなら、この維持管理費が生きてくるわけですよ。だけれども、そうじゃないと維持管理費も生きてこないということで、ちょっと今話をしているわけですけども。

そういう中で、本当に劣化というのがどういうもんかというのがちょっとわからないもんであれですけども、ほんのわずかな劣化、ちょっと傷がついていてそこから水が入っているよとか、そういうのだと、なかなか探せないですけども、あからさまにさっき言ったように、膨らんじやっているとかめくれているとかというと、完全にわかるわけですね。それが下にしみて水が雨漏りがしてくるよということには、結構、長い時間かかると思うんですよ。

それがやっと今わかったという、点検、維持管理がなっていないというふうに僕は見るんですけれども、その辺で順番があると思うんですけれども、その辺でちゃんとした点検をしていて、わからなかったのか、それとも見る目がなくてわからなかったか、その辺をちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

ベランダのほうについては、なかなか難しいところはあるかと思えますけれども、屋上の防水シートに関しましては、目視してちょっと防水シートが浮いているであるとか、少し亀裂とまでは言えないが、少しめくれているところがあるというのが目視として確認できるというふうに思っております。これは、そういうふうに点検の中でもあるわけですけれども、実際報告として、すみません、あったかどうかというのは、しっかり確認したいと思えますが、目視としてわかるところでございますので、わかっていたことであろうとは考えております。

ただ、あとは当然毎年、修繕費のようなものは計上しておるわけですが、そのほかでも、例えば住吉小学校でいいますと、もう既に竣工してから約40年ぐらい経過しておりますので、この防水シート以外にもさまざまところがたがきしているといえますか、改修しなくてはいけないところが出てきておりますので、あとは優先順位との関係で考えてきたわけですが、なので今回、雨漏りがある初めてというところで要望はさせていただいておりますけれども、八木議員がおっしゃるように、見えたところで早く修繕しないと、余計お金がかかってしまうであるとか、そういうところもあるかと思えますので、今後しっかりと予算と優先順位等も加味しながら、可能な限り、直せるところは早目に対処していくというようなことで考えてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

ベランダのタイルが張ってあるかというところは、めくってみなくとも、一応、浸透性のある防水剤ってあるですよ、透明な液体なので、そういうのを塗ってみて、様子を見るという一つの考え方かなというに私は思いますが、

それからあと、こういうのも点検してやっていくと、どんどんやっていったら、あっちが悪いこっちが悪いと出てきちゃうもんで、だもんで先ほど教育課長のほうから、昨年だか、ことしだか、ちゃんと役場の建物のものをチェックしたものをいただいているんですけれども、それで今言ったように、小学校も40年ということなもんで、やっぱりある程度、ものには耐用年数、そういうものがあると思うもんで、毎年の予算の中でのちゃんとした、月に1回だかとさっき言いました、そういう点検は当然やらなきゃいかんなんですけれども、ある程度、仮に10年なら10年一区切りとして、先ほど山内議員がおっしゃいましたが、専門家の目で1回総点検をするというか、ある程度じっくり1日時間をかけて見る箇所、何カ所か見るとかと、そういう形でやっていったほうが、雨が漏れて初めてわかったと、それで直すのは、それは十分わかりますけれども、そういう前に事前にそういうので目で専門家が見て対処できるというのもあると思うんで、そういうことで一応、これからそういうことも取り入れて、何年かに一回、専門家に見てもらおうというような形の点検をしていただければなというふう

に私は思うんですけれども、その辺はいかがですかね。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

実は、学校の施設ということでございますと、2年に1回、特殊建築物点検というものがあるわけでございますけれども、ただその中で発覚したもの、発覚していないもの、あろうかと思えますし、発覚したものであってもやはり先ほど申し上げたように、いろいろなところがあるもので、それを優先順位としてどうつけていくかということ、あとは予算の関係で、今年度はどこを修繕できて、どこが修繕できないのかというようなことでやりくりしてきたわけですが、ただ、どうしてもそうなる対症療法的になってしまって、その場の実害がきてから、ようやくある意味、痛みを感じてから直すというようなことが続いてきたわけですが、先ほど、企画課長からは答弁をさせていただいたとおり、もう少し長いスパンを見て、じゃ、どうするのかということはいさしかり考えていかないといけないと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木。

今の特殊建築物の2年に1回というのは、一般の建築物でないものの点検だと思うんで、それはまた雨漏りとか、そういうものには関係ないと思うんです。また、その特殊なもの点検だと思う、それはまた別物だと思いますけれども、ですから、常日ごろの状態を、その建物の状態を先ほど言ったように、年数がたったものは耐用年数があるということであるもんで、先ほど言ったようにできれば10年に1回とか、ちょっと予算を多くつけて専門家の目で見ると、そういうのが結局、延命につながるというふうには私は思いますもんで、再度伺いますが、その辺でそういうやり方もあるよということではちょっとお聞きしたいですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま八木議員のほうから御質問ありますけれども、これは学校施設のみならず、公共施設全般ということで、先ほど山内議員のときにもお答えさせていただきましたけれども、昨年、公共施設管理計画を策定しておりますので、それとあわせて日々の点検、それからあと、今、複数年というか数年のサイクルと申しますか、耐用年数60年というある新規であれば60年という中で、この定期的なサイクルで点検システムを何年に1回、専門家と申しますか、全般的にちゃんと見るというのをシステムの的に考えていきたいというふうに思いますので、先ほど当時、今、今後また中で検討させていただきまして、そのシステムの構築、方向性のほうを示していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○9番（八木 栄君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがですか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

25ページ、2目事務局費、職員人件費に関してお聞きします。

全協では余りお聞きしなかったんですから、ちょっと違うという点はそれまでなんですけ

れども、教育長から、お盆の時期 8 月 14 日から 8 月 18 日と、教育委員会の事務職員で学校のほうに行って、多分、多忙化につながると思うんですけども、先生方の負担をなくすということで多分、職員の方が行かれたということをお聞きしました。

3 月の 29 年度予算のときに、そのときに教員の多忙化解消ということで、年末年始に警備員を雇いまして先生方の負担をなくすという、そのとき、私もちょっと質問させてもらったんですけども、県からのお金ではなくて町独自のお金でやった。金額として多分、113 万ぐらいのものをやったと思う。そのときに年末年始だけちょっとお話しさせてもらったんですけども、お盆の時期も全然気がつかなくて、お聞きしなかったんですけども、当初から年末年始は警備職員のほうで雇いまして、お盆の時期は教育委員会の職員でということが、4 月に町村週報、全国紙にするということを見まして、お盆のときも聞かなかったなと思うんですけども、このお盆の時期の職員の出た分が、この職員人件費の補正のほうにつながっているのかなということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

こちらの事務局費のほうの職員人件費につきましては、事務局の中の職員に対しての人件費でございますので、事業に対しての予算とはまた別でございますので、ここはあくまでも事務局内の職員に対しての人件費ということで載せさせていただいておりますので、先ほど言った教職員のほうの関係とは、また別の事業立てになっておりますので、ここは職員だけの人件費になります。

○議長（藤田和寿君） 教育委員会の方がお盆に行ったというのは、従来のというか、その辺のところは。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

山口議員からの御質問、お盆の時期に教育委員会の職員が学校を回らさせていただきましたけれども、これは勤務時間内に回っておりますので、追加でこのように人件費として計上するようなものではございません。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1 番、山口一博君。

○1 番（山口一博君） ここで一番お聞きしたかったのは、職員の方が先生方のかわりに学校のほうに詰めていて、私がお聞きしたかったのは、その途中で学校側に保護者の方から御連絡があつて、例えばお盆の時期なんで、子供がどこかへ行ってしまったとか、けがをしてしまったとかというようなものが、要するに教職員でなくても町の職員でもそういう対応というのはできていたかどうかを、ちょっとお聞きしたいと思う。

○議長（藤田和寿君） 山口議員、申しわけないですけども、補正予算の審議でありますので、その辺のところは担当課に行って聞いていただくなり、また後日、一般質問でやっていただくような形をお願いしたいと思います。ですから、今ある既存の予算で対応したということで御理解願いたいと思いますが。

ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、12款公債費について質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

以上で、第71号議案についての質疑を終結します。
ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。説明員の入れかえが多少かかるとお思いますので、再開を集まり次第でありますけれども、めどとして10時20分ごろを目標としたいと思いますので、お願いします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。
ただいまの出席議員は13名であります。

◎議案第65号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第2、第65号議案 平成28年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出の決算の認定についてを議題とします。

これから第65号議案についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

参考資料の4の2というところで一覧表があるんですけども、それと全協で聞いたときに道路のほうの関係も少しあるよということで、これ以上載っているということであったんですけども、結局、面積とか形とかでいうと、これからもきちんと使える土地と全然もうただちょっとあるだけで無駄な土地というんですか、それでも道路なんかの関係になると、結局、草が生えたりして管理なんかといってもお金かかるもので、そういうものに対して所有地を今後使えるものはどう使うのか、それとも使えないといったらあれですけども、使えそうもないものはどういうふうに処理するというか、そういうことをどう考えているか、ちょっとお伺いしたいですけども。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

土地取得の中のこの土地につきましては、事業目的があつて土地を取得しておりますので、要らない土地とか、そういうふうには示しているわけではございませんので、いずれ事業として行っていくようなもので取得しておりますので、管理については、こちらのほうで管理するものもありますけれども、ただ不要なものとして扱っていることではないと思っております。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

では、その目的があつて買ったということなもので、まだその目的というものの事業がないということでしたら、持っているよということになるんですかね。

それと、道路のほうのことは、道路用地として買って、道路を使った件、多少曲がりくねったりしていると真っすぐな道やると、余分なところ残ったりしますよね。そういうところなんか、結局いつか見に行ったことあるんですけれども、草が生えたりしちゃって管理するにもお金がかかるもので、だったら何かそれを処理する方法、近所にも家があつたりする場合なんか、全然残っちゃっていて、よそのそこにある家が自分の家の駐車場のよう使っていると庭のように使っているとかということもあるじゃんね、実際あるもんですから、そういうことを見据えて、どうにかすることは考えていませんかと今、質問したんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 当初取得したときには、計画としてここで道路を引くという計画で取得しておりますので、その計画が変更にならない限りは、そのところの道路用地としてそのまま維持するわけでごさいます、要らなくなった土地ということではないと思っておりますが、維持管理の問題ですか。

○議長（藤田和寿君） 道ができたときに、多少余分になったり、今まで使って供用していたんだけれども、供用しなくなったような土地というのは、町道としてあると思うんですけれども、そういったものに対してはどうする、どういう処理をするかというようなあれだと思いますが。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 土地取得の中で持っている土地というのは、総務課長、申したとおりで、用地の先行取得部分でごさいますので、この中でまだ未利用になって草が生えているとかいうものはあるかもしれませんが、残地として残したというものは、皆無かというかわかりませんが、ほとんどないと。残地として残っているのは、どちらかという、一般会計で買い戻したものの、それかもともと道路としてあつて道路改良等によって廃道敷になったとか、そういうものが多分、御指摘のものではないかというふうに思いますが。

そうしたものについては、これまでの財政的な指針の中でも、できるだけ処分可能なものは処分をしようと、公共用地の把握の中で売却可能資産というふうにとらえている部分もごさいますし、そうしたものについては売却をし、また将来的に公共用地として活用すべきものについてはそうした利用を図っていくと、こういうことで、それ以外のものは可能な限り売却をして、町の収入にしていこうという方向は持っておりますが、ただ、今のところ余り土地の情勢がまだまだ以前のよう状況にはなっていないというところで、売却の時期というの見定めていかなければいけないだろうというふうには思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

それじゃ、目的を持って得た土地だもんで、その目的に沿いこれからも事業を推進していくと、予算がなければできないものですから、あれですけれども、そういう形で計画してその土地を有効に使っていくと。

あと、今言った道路のところとかそういう、この中にも面積が小さくてとかと、本当に駐車場に車1台とめられるかなとか、言い方悪いけれども、その歩道橋の下のところ、ポケットパークだかとなっていますけれども、あそこもポケットパークでどうして使うのというような形で、今、三角地になっちゃって、車、出入りするのにちょうど都合いいようになっちゃっているんですけれども、そういうことも考えると、実際使えるのかどうかということもあるんですよ。

それと、具体的に言うと、東名川尻幹線の片側2車線が1車線になっていて、それでよその住宅の前がずっとあいている。あれも、たしか元道路のところ、町の町道のところが今度残っちゃって……

○議長（藤田和寿君） 八木議員、そちらのほうは一般会計という、先ほど答弁ありましたので、先行取得とは違いますので、一般会計のほうでやっていただけますか。

○9番（八木 栄君） じゃ、今のところで、結局はそういうことで、事業をなるだけ進めていくというような受け取りでよろしいでしょうか。私がそう受け取っているという。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この土地取得の特別会計の中での土地というのは、目的は公共用地として公共利用するための先行取得でございますので、公拡法等の適用も受けながら、購入をしてストックをしているという部分ですので、将来において公共用に供していくという土地が原則です。そういう方向で、土地取得にやる土地については活用していくということで考えております。

以上です。

○9番（八木 栄君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

今、土地取得のことについてお話しされていたわけですが、今、津波避難タワーEのところなんですが、昨日、三輪議員が一般質問でやったんですけども、その点に触れていなかったのでもちよと確認も兼ねてさせていただきますが、あそこの土地はもともと公園であったと、公園のところにタワーを建てたということでもあります。

組合の方々はこの土地はどうなっちゃっているのかということをよく聞かれるんですよ。町からお金をもらった覚えもないし、土地代をもらっているあれもないしということであるんですが、あそこの土地は、どういった扱いになっているのかというのが非常にわからないということ聞き及んでいるんですが、どのような形になっておるんですか。あそこは管理としては町、土地も町が管理しているということよろしいんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 公共用地といった観点からの質問ですか。

○12番（増田剛士君）　そうです。

○議長（藤田和寿君）　理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君）　この件に関しましては、一般質問の中でもどのような経緯であるか、そこへタワーが建ったかということは、町長の答弁の中にございましたので、御承知のとおりでございます。あの土地については、現在も組合所有の土地でございます。

組合の所有の土地を、組合の方々に相談をさせていただきまして、そこに津波避難タワーを建てさせてもらってもいいかということで御了解を得たんで、津波避難タワーを設置をさせていただいたということで、町があ土地の上に施設を建てさせていただいたというところでございますので、今後その取り扱いについては、まだ事業としても、区画整理事業としてもまだ完成はしておりませんので、そうした中で、今後どういう取り扱いをしていくかという決着がついていくものだというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君）　ここの先行取得的な答弁、今、終わったと思いますので、さまざまな疑問につきましては、一般会計の土地区画整理事業及び避難タワーのところでもたお願いしたいと思いますが。

○12番（増田剛士君）　了解。

○議長（藤田和寿君）　ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君）　質疑なしと認めます。

◎議案第66号の質疑

○議長（藤田和寿君）　日程第3、第66号議案　平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第66号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石　巖君。

○5番（大石　巖君）　5番、大石です。

白い決算書の国保会計の歳入歳出決算書の56ページ、財産に関する調書、基金のところでは、吉田町の国保税は、1人当たりの金額が県下で一番高いというふうな表示もされているところで、28年度も5,600万円ほどの基金の積み立てという結果になっておりまして、年度末で1億9,000万、超える基金が積み立てられている。本来であれば、適正な保険税としてもう少し精密な計算をしながら、1人当たりの国保税について引き下げをしていただきたいと思います。今現在の1億9,000万を超える基金の額を積み立てた根拠、この金額が必要であるという根拠について伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君）　町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君）　町民課でございます。

決算書の56ページ、財産に関する調書の今、議員からおっしゃられた5,662万4,000円という金額のことが言われましたけれども、その金額はまず全て積み立てたお金ではなくて、28

年度に崩したお金と積み立てたお金の差額ですので、そこは御了承いただきたいと思ひます。

では、28年度に幾ら積み立てて幾ら崩したかと申しますと、28年度は5,500万、基金を取り崩しまして、28年度は1億1,162万4,000円、積み立てを行つてゐるという現状です。この差引額がその金額だということをおまづ御承いただきたいと思ひます。そこで今、残高1億9,534万3,000円、その金額が残高にあるけれどもという御質問ですけれども、そのことにお答えさせていただきます。

国保の基金に關しましては、国民健康保険給付等支払準備基金条例というものを町で持つておられますので、その定めに従つて基金の積み立てを行つておられます。その基金の目的でございますけれども、主としては療養給付費の保険給付費、皆さんが医療を使ったお金、その不足分とかに基金のほうを使わせていただいております。過去にいきますと、平成25年度になりますけれども、1億9,000万も基金の取り崩しをした経緯もございまして、目的に沿つた基金で医療費が不足にならないように、町では貯金をしてゐるものでございまして。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

来年度から県単位としての国保会計の広域化ということになりまして、県のほうの制度からいけば、県も高額療養費の關係、あるいは市町の国保財政の安定化ということで、県のほうでも基金の制度をつくるということで、各市町が突然の給付費の高騰などに対応し切れなくても、県のほうでそういうふうな安全弁をつくるというような制度というふう聞いていますので、この1億9,000万ほどの基金を本当に必要なのか、あるいはその基金を今後、計画的に取り崩しをして安定的な国保税にするのかどうか、その辺の基金の使い道について、年度末における決算の見通しの中で検討することがあれば伺いたいと思ひます。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

30年度の制度改正のお話も議員のほうからしていただきましたけれども、30年度の制度改正は国保の財政運営に県も加わりまして、県が中心となり財政の中心的な役割を担うという制度改正でございます。今までは、町が町内だけの医療費の推計を立てて、国保税を幾らになるかというのを見積もりして、予算を立てておりましたけれども、30年度からは県が県内全ての医療費の推計をして、各市町から納付金を徴収して、その集めた納付金の中を今度かかった医療費に各市町に交付金として分配するという制度でございます。

そうしますと、医療費の支払いに關しては、町は心配のほうはなくなるんですけども、今度は納付金が払えるかどうかという心配が逆に出てくるものでございまして。現在のところ、吉田町に幾ら納付金を払いなさいというまだ試算のほうができていないものですから、その金額が高いのか安いのかというお話が今できかねるんですけども、その納付金に對しまして、急激に被保険者の方が国保税が上がることはないよう、この基金を活用しながらやっていきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

確かに今答弁をいただいたように、基金がゼロということについては不安もあるというこ

と、それはわかります。しかし、それほどのたくさんの基金がなくても今後対応できるような、県のほうでも広域的な意味合いというのは、そういうところにあると思いますので、町としての急激な変化ということは余りないのではないかという予測のもとに、県のほうも各市町への標準的な保険料、保険税の計算を算定をしていると思います。そういう点では、今後この基金の使い道、保険税を減らして安定的な財政を確保するという方向で検討しているのかどうか、その点ももう一つ伺いたいと思いますが。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、太田順子君。

○町民課長（太田順子君） 町民課でございます。

繰り返しの答弁になって申しわけないんですけども、まず県からの納付金が示されない限り、幾ら吉田町が県へ納めるのかという算定もできないものですから、今、基金を取り崩しての国保税を安くするという答弁がちょっとできかねております。

ただ、議員さんおっしゃるように、県のほうも急激に国保税が上がることをないよう、激変緩和という措置のほうも今検討してくださっているようですので、それと町である吉田町の基金を活用して、２段階で構えて、吉田町の被保険者の皆さんが国保税が上がらないように、これからは対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○５番（大石 巖君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

◎議案第 67 号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第 4、第 67 号議案 平成 28 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第 67 号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

◎議案第 68 号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第 5、第 68 号議案 平成 28 年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第 68 号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番、八木 栄君。

○9 番（八木 栄君） 9 番、八木です。

全協で伺って、介護保険料の未納は、介護を受けられるかどうかということ伺ったときに、基本的にはできなくて、2年ごとに期限を切っているので分納してくればオーケーですよということを伺ったんですけれども、40歳から保険料と一緒に払っていくもんで、40歳になってちゃんとした明細を見れば増えているもんでわかると思うんですけれども、なかなか払っているという意識がどうかということもちょっと感じられるんですけれども。

それで、結局それを払わない人がいるということで払わないと、結局、年をくってから、40から65まで払うよとなっているんですけれども、それ以上になって介護保険が使えなくなるよということを知らずにいると困るなということ、全協で自分も聞いて、内容をよく知ったもんで、そういうことのPRといいますか、そういうことをちゃんと知らせるということがどのようになされているかなというふうに思うんですけれども、その辺を伺えますか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

40歳以上から65歳までの方につきましては、医療保険のほう、企業のほうからの保険料で支払って、企業から支払っていただいておりますので、滞納というのは実際ありません。国民健康保険加入の方であっても、国民健康保険のほうから介護保険料という形でいただいておりますので、40歳からの若い方につきましては滞納自体はないんですが、65歳以上になってからの方については、全協で御指摘いただいた滞納があるような形になります。

65歳になってからの介護保険料につきましては、年金や口座からの引き落としというような形で徴収のほう、させていただいているんですが、まず65歳になりましたところで保険料の徴収方法と、あと滞納がありますとこのようになりますといった資料のほうも一緒に各戸配布をさせていただいて、周知のほうを図らせていただいております。その際に、65歳になりますと、ピンクの介護保険証というのも発行されますので、保険証と保険料と確認していただくような形になっております。

以上です。

○9番（八木 栄君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがですか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

内容確認のときにもアスカの里の関係についてお伺いをしたわけですが、地域密着型ということでこれまで大勢の入所待機者がいるということで、非常にその解消には役に立つということで喜んだわけなんです、実際に今、入所の人数を聞きますと、18人が入所をしているということで、29床にはまだ足りない状況、逆に、待機者の方が今3名というふうにこの前伺ったんですが、非常に前よりも待機者が減っているということで、逆に言いますと、アスカの里の運営が定員に満たないということであれば、非常に大変になったのではないかなという気がしますが、せっかくなつくた施設ですので、有効な活用が大事なかなと思いますが、その点の運営といいますか、管理上の問題点、何かあったら教えていただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 福祉課課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

ただいまの御質問は、アスカの里の運営上の問題点があるのかというようなことですが、町内には、アスカの里と同じような特別養護老人ホームといったものがアスカを入れて三つ

あります。そちらの三つの施設の中で、吉田町の方がどこに入りたいかということで選択して、皆さんが選んで入っていただいています。ところどころ特徴もごございますので、特徴を生かしていただいての入所というような形になります。

町営のものでもございませんで、民営という形で特徴を生かしたPRのほうもしていただいておりますので、それぞれに工夫をしていただいたり、また相談にも来ていただいているので、ここの施設はユニット型の施設ですよとか、多床室の施設ですよということのPRのポイントみたいなものも事業者さんとも話をさせていただいております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

今、運営上には、特に問題がないという認識だということに理解をしましたが、これまで介護の程度によって入所の希望者が今まで非常に多かったと、ところが最近は減ってきているということで、本来であれば一般的な考えでいけば、高齢化が進む中で、そうした介護度の認定を受ける方が増えているんじゃないかなという一般的な認識があるんですが、今そうした入所の待機者が少なくなっているということに対する理由というものは、どんなものがあるわけでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

今、吉田町の現状としましては、介護認定を受けていらっしゃる方の特徴としまして、介護度の要介護1の方が一番多いような分布になっております。介護施設、特別養護老人ホームに入所できる方が介護3以上の方になりますので、今から入所の方が増えていくという予想よりは、この状態で維持していくのではないかと考えています。元気な方、高齢者が多いというような町でありますので、より一層そういったサービスのほうを今重点的に行っております。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） これからの介護認定も、前にも一般質問でさせてもらいましたが、制度が変わって、相談あるいは認定申請等の前にチェックシートによるチェックを受けながら、介護対象あるいは非対象というような分類、そういうことの制度ということになったわけですが、今後そうした介護を必要とされる方というのは増えてくると思っておりますが、今現在、介護、特養も含めて、施設の中の人員、職員の方のなり手が非常に少ないということで、施設のほうも非常に困っているという状況があるわけですが、そういうことの介護の人たち、従事する人たちを助けるということでの点での町の何かそういう施策があれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 福祉課課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

今、議員のほうから介護職員に対しての助けるようなものはないかということで御質問がありました。町のほうでは、新規初任者研修、初任者介護職員研修というものが、県のほうで内容のほう提示をしてくださってあるので、今、一つの介護事業所のほうで養成研修のほうを開催をしてくれています。そちらのほうに、町の職員、専門職が講師として出向くような形で援助のほうさせていただいて、より介護職員を増やすことができるようにというよう

な活動をさせていただいております。

介護職員が足りないというところのものとところには、介護を受ける人が多くなならないようにというような形で、町のほうではできるだけ元気な高齢者を増やすというような施策も加えさせていただいております。今年度、計画策定の年で来年からの3年間の介護保険の計画を立てているところですが、その中にも、計画の中でどのように介護職員の確保をしていくかとか、どのように元気な高齢者を増やすかといった計画のほうを盛り込んでいく予定でおります。

○5番（大石 巖君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

主要な施策の説明書の11ページの中で、全協のときにもお伺いしましたけれども、今、平成28年度、町のほうでは3年間の事業計画に沿ってやっているよということがありまして、その中で、なかなか介護保険事業の財政面などところもあって、例えば今、話があったように、要介護3以上でなければ施設入所ができないよ等々ございます。そういう中で、町が施策をやっているんですけども、予防給付に関してちょっとお聞きしたいと思います。

この予防給付の中で、支援サービス計画というのが64.5%ということで、これは3年間の事業計画の中では計画どおり進んでいるよということでございました。この28年度においては、介護申請者の合計が昨年度と比べて114人減っている。あるいは、認定状況も980人で、昨年度と比べて82人減っているよということで、介護が必要なのに給付にたどり着いていない人がいるのではないかという、若干の心配をしているわけでございます。

その点について、この支援サービス計画において、最初予防から入ると思うんですけども、そこは介護給付漏れされているような町民の方、いらっしゃらないということで、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 福祉課課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

今、議員さんのほうから認定の数が昨年と比べたら減っているのではないかということで、介護申請ができていない方がいらっしゃるのかという御質問があったんですが、28年度から介護認定の期間が延びましたので、それによって審査を受ける方が、期間が長いので、審査を受けるまでの期間が延びたということで、認定を受けている人が少ないではなくて、調査結果が出ている方が少ないというような形になります。

介護保険の申請をしたいのだけれども、なかなか申請ができないんじゃないかというような御心配もありますが、地域包括支援センターというのが吉田町には1カ所、社協のほうに設けさせていただいておりますが、そちらのほうへの相談のほうも、こちらのほうでもお願いをしております、専門職の目でこの方は介護がどのように必要か、どんなサービスを行えば御家族も御本人も安心して生活ができるかといった支援のほうをさせていただいておりますので、介護の申請について、迷っている方もそちらを御案内するような形で、決して抑制するような形ではなく、御案内のほうをさせていただいているという形です。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） そうであれば、ちょっと安心はいたしました。

歳入歳出の差引残高が1億8,000万円、28年度は差額がありましたよということで、これを今度、29年度に持ち越して、それでその間に次の3年間の保険料の改定も踏まえた事業計画を立てるといってございませうけれども、実際、町が予防に力を入れて、なおかつ施設でなくて居宅で介護ができるようなサービスの事業を展開していくといっただございませうけれども、こうした28年度においては、居宅サービスの必要な方にはサービスがいったといっただございませうので、結果が出ているのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員さんのおっしゃるとおり、介護の必要な方には介護サービスのほうは十分行き届いているという考えでございます。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

包括支援センターと町と連携をして、必要な方には何らかの介護の手が差し伸べられるようにということで、相談事業も充実されているということをお聞きしました。今、実際、役場の福祉課とそれから地域包括支援センターとの中で、28年度において課題というものが出されているのであれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 福祉課課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

包括支援センターと福祉課との課題の抽出ということでございますが、1年に1度、地域包括支援センター運営協議会というものを用意しております、その中で包括からも意見を出していただきますし、客観的に町民代表の方からも意見をいただいて、運営のほうの協議のほうをさせていただいております。

そのほかにも、地域包括支援センターとセンター長と私たちと意見交換の場というのを大体1カ月に1回とではなく、週に何回というような形で、気になるケースとかがあると連絡なんかを行っておりますので、随時、気になることは包括支援センターも分け隔てなくといっただございませうか、専門職同士という形で意見のほう交換のほうはさせていただいております。

○議長（藤田和寿君） 具体的に課題を求めていると思いますが、課題は何かということですが、どのようなものが出ているかということで御答弁願いたいと思います。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 具体的な課題ということで、例えば認知症の方が町内で迷子になるような方がいらっしやいまして、そういったケースについて、町はどのような対応ができるか、包括はどのような対応ができるかというのを一緒に話をしたのが28年度はございました。見守りのシステムというものも町でも用意しておりますし、包括のほうでも用意しておりますので、そのシステムづくりを再度打ち合わせをし直したというような経緯がございます。

○10番（大塚邦子君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

◎議案第72号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第6、第72号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第72号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

◎議案第73号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第7、第73号議案 平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第73号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

◎議案第74号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第8、第74号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第74号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。入れかえが済み次第、再開しますので、よろしくお願ひします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時06分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名であります。

◎議案第69号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第9、第69号議案 平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出の決算の認定についてを議題とします。

これから第69号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

決算書の出のところをちょっと見ていただきたいんですけども、ここで28年度の決算が支出と総額が11億1,211万2,085円と出ています。これは下水の全体のやつですので、それからこの説明書の今年度の2ページと3ページのところです。効果のところ、町単事業として下水道が使用できる人数を人口を51人増やしたとありますが、これは、全協で聞いたところによりますと、これが実際には16件ということ、これは、今いろんな考え方とか異論あるでしょうけれども、一つの企業として企業の中で、下水というものの中でこれだけのお金をかけて16件のものを入れたと、どれをとっても恐らく成り立たないと私は認識して、この数字を言うんですけども。

そうすると、これ、非常に単純計算で割っていくと6,950万円かかっているんですね、1件、27年のときも一般質問したときは、1億2,000ぐらいかかっているんですね。そのときには、道路の接続部分が非常に大きかったと。今回、このやつをもう一度同じようなことを聞きたいんですけども、これは今まで平均をして平成2年から27年、28年、一般質問やったときにいろいろ資料をとらしてもらったときに大体1,000万弱、平均してそういう数字が出ていたんですけども、27年、28年に関して、特に28年も含めて、この金額が出たという特に理由がもちろんあるんでしょうから、それをちょっとお聞きをしたいと。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

ただいま議員おっしゃいました、28年度決算額の11億の中には、まず公債費等も含んでおりますので、単純に件数で比較されるということはちょっと、1戸当たりの費用として出されるのはちょっといかがかと思えます。

それから、維持管理費も含まれております。維持管理費は3,200件余りの下水道接続されている方の汚水処理費用も含んでおりますので、建設費で1戸当たりを割ることがよからうかと思いますが、その建設費で割った場合にも下水道を整備していくときに、単に下水道本管から両側へ取り付け管を出すということだけでなく、下水道管の持つ役割として沿線の両側を取り込むだけでなく、そこが背負う上流側の区域の水を流すという役割もございました。

28年度におけるその理由としましては、工事費が高くなっている要因の説明としましては、28年度に国道150号線を住吉金谷線との交差点、ガストからスズキ自販浜松のほうへ国道150号線を推進工事で抜く工事をしております。この推進工事ですので、メーター単価がのしません。推進工事ですので、両側の家を取り込むということはありませんけれども、将来の上流の管を流すために必要な通過幹線ということで整備をしたものでございまして、下水道工事は布設をしていきますときに、両側の沿線を取り込む面整備管をしたり、それから通過幹線

をしたりということが、どうしても交互に整備をしていくことになりますので、単年度で見ますと、こういうふうに1戸当たりの建設費がのすという年もあるということでございます。以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、建設の部分で見ていくと、その金額がもっと低くなりますよと、公債費も外れて、そして維持費も外れると。ところが、じゃ、もし公債費とか維持費とか、そういうのがなくてできるんらいいんですよ、私の考え方です。それぞれ思いとか考え方とか評価の仕方はあると思いますけれども、そうすると、一つの工事、特別会計のその工事に関しての、全部かかったものに関してしか、評価はできないわけですよ、私はそう思っているんですよ。

当然、その評価の、先ほど言った2年から始めてきて、ずっと27年くらいまでの情報をもらったときに、単純に割って行って1,000万弱と、平均ですね。そういう意味で、今言われた150号線であるとか道路、その部分はもう当然含まれているはずなんですけれども、もちろんそれはわかっていて聞くんですけれども、その中で、こういうものが毎年6億以上のものが繰り入れをしながら会計から、そういうものに関してこういうやっていくことに対して耐えられるかどうか。要するに、そこら辺を町の考え方がどうなのかというのをちょっと、聞きたいんですが。ぜひ予測ということが、そういう部分で、ちょっときついかもしれませんが、返事ができるようにであればお願いをしたいんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

下水道は、この町の地下に排水専用のパイプ網をめぐらせまして、1カ所にその汚水を集めて処理しようという巨大なインフラ施設、長く使えて快適に過ごすことができる都市施設をつくらうとするものでございまして、全体計画の中では、400億円を超える建設費がかかるという計画のもとで今進めております。大きな額の投資をもともと必要とする社会インフラの整備であります。

その着手以降、今日までに変わってきている工事費を増加させる要因としましては、阪神大震災であるとか新潟県の中越沖地震であるとか東日本大震災と、それぞれの地震から得た知見でさまざまな耐震性能が今求められてきておりまして、こういうことも着手以降に工事費が増す一因となっております。

それから、吉田町が位置する地理的な要因としまして、海岸に近くて大井川の扇状地にあるということで地下水が高いです。これまでずっと開削工事においては、地下水位低下工としてウエルポイントを併用せざるを得なかったということも工事費が高くなっている原因だと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 理由としては、いろいろあると思いますけれども、それがこれからこの町でやっていくに、本当は常に見直しをしながら、合併浄化槽とかそういうやつがあるもんですから、その辺でどこまでできるかなというやつが一番常に比較をしながら、最良の方法で、そして最終目的というのは自然界の中の自然の浄化、水の浄化、昔のようなきれいなところへ戻すような形をとろうとしているわけですから、それに向かって一番最良な方法、

その中でも下水のやつで今、聞かせてもらったのはこれだけ大きなお金がかかっている、それが確かに快適になるかもしれないけれども、快適でならなかったら困りますからね。そういう意味で一番いい方法をまた常に模索をしながらやっていただきたいと、これはもう変えていきません。

それでもう一つ、この資料をちょっと見ていただきたいんです。16ページでA3の地図がありますので、ここで8番と9番、平成28のすぐ下に8と9という、28年度に契約をした。そして工事は減った。そういうやつがあるんですが、工事の契約をして、そしてそれを減額をして、いろいろ不都合ができて、そしてその減額をしてやり直したということが見られたわけですが、その理由というのをちょっと聞かせていただけますでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

議員がおっしゃいました資料に添付させていただきました主要工事箇所図の⑧番になります。片岡2号汚水幹線工事第4工区ということで、片岡の交差点の歩道部に下水道管を埋設しようとしたものでございますが、工事中に想定外の地中構造物が出てまいりまして、設計どおりに埋設をすることができなくなりました。年度末も迫っていて、設計変更をして工事を続行するだけの時間的なゆとりがなかったということで、変更契約で現行とさせていただき、当該箇所については本年度工事をする予定であります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、聞いてもらったとおり、途中でそういうものが出てきたというのが非常に、私もそういう仕事の中で見ていて不思議な世界なんですね、実際に。それで、以前にもすみれ保育園やったときに、途中で土管が出てきたとか、それとか榛南幹線のときに八木議員が質問したときの途中で何か切ったとか、そういうのが今回はこれ、途中で見つかったからいいんですけれども、例えば一番怖いのが電話線ですよ。多分、御存じだと思いますけれども、電話線とかああいう情報網やったときには、3億、5億の金が補償金として取られるじゃないですか。そういうのをやっていると、このやっていく途中でそういうものが出たというのは、ちょっと考えられないんですわ。なぜそれが起きたんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

出てきましたものは、以前、水道工事を施工した際に存置された仮設物でございました。平成18年度に、国道150号線の片岡交差点を当時も推進工事で水道管を布設をいたしました。その際に、立坑に用いました大きな鋼鉄製の筒、ケーシングとありますが、これを利用しております。水道管の埋設が完了した後ですが、この仮設物であったケーシングを地表から1.5メートルの深さでカットしまして、上部については撤去しました。水道管はむき出しとなりますので、コンクリートで巻いて防護をしました。1.5メートルより下の部分については、埋め殺しとして地中に存置がされました。

この工事を完成しましてから、水道施設台帳に登録をします際に、工事目的物であった水道の本管については、材質であるとか口径であるとか埋設位置をちゃんと記録をいたしました。工事目的物ではなかったそのケーシング、これはあくまで仮設物という扱いでござい

ましたので、登録、記録をしてございませんでした。それから、8年たった平成26年度に下水道の設計をしております。業務委託により設計をしております。その業務委託の契約内容というのは、地下埋設物の調査については資料収集によるということになっております。請け負いました設計業者は、中電であるとかN T Tであるとかガス会社であるとかに出向きまして、資料収集をして地下埋設物の確認をしております。地下埋設物ということで、水道のほうにも設計業者は来まして、水道の資料の要求がありまして提供をしております。

ところが、先ほど申し上げましたように、水道のほうでは、本管等については記録をしておいたけれども、仮設物であったものについては記録がなかったものですから、ケーシングの記録がなかったということです。ですので、設計業者の責は問えないというふうな判断をしております。下水道の設計時点からは8年前になります。ですから、工事施工から数えますと10年前に当たります平成18年当時の水道工事の様子を、ケーシングを存置したということを知っている職員はもうおりません。ですので、この情報はその後引き継がれておりませんでした。したがって、今回の件はやむを得なかったものというふうに判断をしております。ただ、昨年度、せっかく水道と下水道が統合されまして上下水道課となったこともありますので、今後は同様のことが生じないように、存置する仮設物があれば施設台帳システムに記録をするようにしまして、お互いの情報を共有できるように改めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） これから聞こうと思ったのが、その辺をせっかく今一緒になった中で、情報をとにかく共有しながらやっていかないことには、幾ら仮設物がとは何とはいえ、そこがあったわけですから、それによって支障が来していて、そして本来なら、さっき言った51人が、16件が20件、25件になったはずなんですね。それが不都合は非常に多分生んでくるでしょう。そういうことがこれから、これを教訓にして、これから起きないためには、課長が答弁をしてくれたように、仮設であっても仮設であったところでやっぱりやっていく、要するに支障がないようにね。

本来、仮設を残しておくことがおかしいんですよ、本来でいえば。仮設だから仮設のやつは基本的には撤去しますよね。そういうものを含めて、やっぱりもうちょっとしっかりとした情報の共有とそれともう一つ、僕はさっき言ったすみれ保育園のときの土管が出てきていたり……

○議長（藤田和寿君） さゆり保育園です。

○6番（山内 均君） さゆり、そのとき出てきていたり、そのときのやつが結果的に甘い判断というか、甘い結論がずっとここまで来ちゃったと思うんですよ。だから、そういう意味でやっぱりこれから、やってくれた人たちをどうのこうのじゃなくて、そうではなくて、いろんなことに不都合があったときに、それをどうやって撤去してなくしていくかという話をしながら、質問したもんですから、それは工事をやる人は設計図どおりにやらなければ、これは違反になりますので、そのとおりやっています。

そうして、じゃ、そこで何が問題かということを探りながら、原点を探りながらやっていると、撤去しないで残っていたものがあったこと自体、それが本当はどこかで、今言った何かの情報、わずかな情報でもあれば掘るんですけども、なかなかできなかった。そし

て、後でエコーをやれとは言わないですけども、本来こんなことがあると、実際に設計をするときに、ちゃんとエコーをやって、そして確かめてもらってそういう話でやっていかないと、また逆に大きなお金がかかっていくし、せっかく工事をやって意気込んでいたところができなくなってきてみたり、そういう不都合が生じますので、これからのこういうことの反省として町がやらなければならないことは、今言った一番極端なことはエコーをかけながらやっていくとか、そういうものをとにかく不都合をなくするためのこれからのやるべきことは、せっかく一つになりましたので、情報を共有することはできるようになりますので、町がこれから考えてやっていかなきゃならないことは何だというのは考えていくことは……

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

今回の件を踏まえて、町がこれからやっていかなければならないものは、まさに埋設物の管理というふうを考えております。議員御自身もおっしゃいましたけれども、不必要なお金をかけるわけにはいきませんので、設計のたびに、例えばエコーまでやって、埋設物の有無を確認してということでは費用もまたかさんでまいりますので、埋設物の管理をやって次の設計に生かしていくということを徹底してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ぜひ、それはやってください。そして、本来は言いたいことがあるんです、一番最初に戻りますけれども、8億6,900万かかるようなものが延々とこれからやっていって、今まで300億超えていますよね。そういうものをまた、常に前回の質問のときに理事から質問いただいた技術の発達というか、合併浄化槽がどんどん発達してきて、そして結果、目的は水質を改善する環境保全ですから、それに向かった方法に対して、またぜひ一番ベストな方法を模索しながらやっていただきたいと、その辺での回答がぜひ理事ありましたら、お願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 町としての考え方は、以前答弁させていただいたものと変わりございません。

今の国庫補助の適用を受けて、それで現計画に基づいて公共下水を進めているところでございますので、それを基本として、さらにその将来を見る中で方法を、よりよい方法を模索しながら、全体を整備をしていくという姿勢で今も変わりありませんので。

それと先ほどのものですが、当然、地下の埋設物についての調査等をどうしていくかということもあるわけですが、今後の設計において、公共下水道と地下利用が進んでいくということも前提にして、不必要な人工物をそのまま存置をするというようなことについては、行く行く検討しながらやっていくということも入れて、今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○6番（山内 均君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

今の件ですけども、埋設物、前自分も一般質問やらせてもらって、今回も工事を受けた

業者がちゃんと調べるところは調べたということですね。それで、結局、役場がやった仕事の関係でそれが残っていたということなので、本来ならそれは写真か何か撮ってあって保管してあれば一番いいことだと思うんですけども、大体普通はそうしているんじゃないかなと自分は思うんですけども。

それがよく状況はわからないですけども、金属のものがくいのように打ってあったのか、それとも横にこうあるのか、それはちょっとわからないですけども、配管に対して直角に横断していたのか、並行していてそれができなかったという、ちょっとその辺がわからないんですけども、結局、予算を減額してそこをやめて埋めてしまって、そこが接続ができなかったよというふうに今、自分は受けたんですけども。

そうするよりも、じゃ、多少余分にお金を出してでも、そのものをもし仮に、例えようがあるけれども、今くいか何かちょっとわからないもんで、くいが打ってあって、それが出張っていて当たっちゃうよというなら、もう少し掘って切断すれば、撤去すればいいことですよ、その必要な深さまで。そういう費用が、そういう余分なお金を出して、それを撤去して工事を完成させる費用よりも、1回埋めちゃって、またそこだけ再度改めて入札をして、そこを工事やるのと判断した結果、そちらのほうが安かったという判断でよろしいですかね。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

費用が高かった安かったという比較ではございませんでした。

水道管を150号線の下に300ミリのダクタイルの鋳鉄管工推進工事を渡らせたわけですけども、その一番最初に茶筒のような大きな鋼鉄製の筒を土中に埋め込んでいきます。それが今回、存置していたものなんです、その中の土をほじくり出しまして、ここに大きな穴をつくります。推進工事で向こうへ抜いていくための一番最初の穴になります。地下水が出てまいりますので、地下水があったでは工事になりませんので、ここに水中コンクリートを打ちまして底をつくります。ポンプで水をかい出しまして、大きな穴をまず確保します。そこから推進で水道管を向こうへ渡します。今回のところは、それが終わった後、茶筒のような管の中です。水道管を立ち上げてまいります。コンクリートで巻きました。

ですので、この今回のケーシングは、横に穴があいてあって、そこに水道管も刺さっているし、上にも立ち上がっているということで、この茶筒を撤去すること自体ができないものでした。底にも水中コンクリートが打ってありますし、中を土で埋めて茶筒自体が横腹にも水道管が刺さっているし、中にも水道管が来ていると、底には水中コンクリートが打ってあるということで、この筒だけを撤去することはできないです。水道管も一緒に持ち上がってきてしまいます。

ですので、せめて水道管に支障のないこの上から1.5メートルの部分についてはカットして、撤去しましたけれども、それより深い部分については存置をしたというのが当時の判断でございました。今回、それが掘り当ててわかったんですけども、これをまた撤去するかということではできないので、今回は当初想定した下水道の栓を小さなマンホールを設けることで、横へずらして逃げるという方法しかなかったということでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

マンホールを据えて、それで横に逃げるような形で今度は進めるよと、今それでやってあるわけじゃないですよ。つなげてないということだもんで、今度はそれでやるよということでもいいんですけども。

自分が聞いたかったのは、茶筒のようなそれが鉄のものかどうかしらん、それが当たっちゃって、だめならそれをもう少し深く掘って取ればいいだけのことで、コンクリだって、はつればいいだけのことだと思っただけですけども、水道管があって、水道管が逆に今度、何か影響を受けると、だけれども、そこへ水道管があるということは、水道管の図面にそれが載っていたんじゃないですかね。

水道管の図面があったけれども、それより邪魔になる部分が大きくてそこへ下水管が当たっちゃったという考え方で、それでそれは撤去、何らかの形で撤去すると、こっちも傷んじゃうかもしれないし、お金もかかるからやめたというようなそういう判断で、それで1回やめて、新しくマンホールをつけて場所をちょっとずらしたほうが、ためにもいいし、予算的にもそんなという判断でやったのか、その辺をちょっと聞きたいんですけどもね。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課です。

茶筒と説明しているものは鋼鉄製の大きな輪っかです。水道本管も300の口径ですので、ケーシングは立坑に用いたものですので、直径が非常に大きなものです。その中心に通っている水道本管も300ミリの口径で、本当に大きな幹線の水道管に当たります。ですので、これを例えば移設するとかというと、広範囲に影響が出ますので、水道管は動かすことはできないと。ケーシングも鋼鉄製のものですので、これを一部でも削ってということがなかなか難しいもんですから、今回はルートを避けてということを考えました。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 金額が、それをやることによって、金額が見積もりをして安いほうを選んだのかというような質問なんですけれども。

上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 失礼しました。先ほど来申し上げているように、ちょっと技術的にも難しいことではありますが、この支障物がなかった場合に、下水道管が真っすぐ通れたというその下水道の工事費用と、今回1個曲げさせていただくことで設ける小型のマンホール、その設置費用が増えるだけですので、こっちのほうが安いと思います。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

自分が言いたいのは、水道管が別に変な影響を受けないとして、ケーシングをある程度、掘ってコンクリート詰まったかしれませんが、カットして、コンクリートはつって、そこで下水管通しちゃってやるのと、それだからはつったり、溶接というか酸素を切ったりとか、そういうことをしてやる費用と、今言ったように横へずらしてやる費用と、どちらがかかるかなという話を聞いているんですよ。

結局、ですけども、金額が同じだとしても、この水道管が何か影響があって、もし傷んだ場合はその復旧工事にかかるから、安全をちゃんとしたことで担保すれば、これはさわらないように結局少しでもお金が高くて、こっちやったほうが最善の道だと思ってやったと

というような返事なら納得できるんですよ。その辺がちょっと曖昧な返事だったもので、ちょっと今自分から、自分が聞きたいこと言っちゃったんですけども、そういうことでよろしいですか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 失礼しました。複合的な要因をさまざま検討した結果でございます。

水道管、先ほど言いましたように、300ですので、それをコンクリートで防護してありますので、近いところを工事して行って、水道管に何か影響があったでは困るという要因も当然ございます。それから、ケーシングをカットするなりの費用と、マンホールを1個よけさせていただくということによって生じる費用というものを総合的に勘案した結果、逃げるのがよかろうという判断に至っております。

以上です。

○9番（八木 栄君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

◎議案第70号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第10、第70号議案 平成28年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから第70号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番です。

28年度に給水収益ということで4億9,600万何がしの給水収益があるわけですが、この中で未収もあると思うんですよ、未納も。収納率がどれくらいか、未収金がどれくらいだということでお聞きしたいと1点思います。

○議長（藤田和寿君） 数値的な内容確認は、全員協議会で済ませてもらいたいと思います。

それを聞いて、どのように聞くか、そこまでは御質問願いたいと思いますけれども。

8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） その関係は、やはり水道は水を売ってお金を回収してやはり営業していくと、一般のあれもそうですが、営業ですので、その辺でお聞きしたいと、こういうことで、載っていなかったものですかからお聞きすると、それによって次の質問をさせていただきたいこう思います。

○議長（藤田和寿君） 次の質疑をするために、いま一度確認したいということでありまして、答弁のほどをお願いします。

上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 28年度決算における水道料金の未納の状況についてというこ

とで、収納率にかえさせて答弁をさせていただきます。

過年度分と28年度の現年度分を含め、収納率は98.6%でございました。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） そうすると、1.4%ぐらいの未納がというか、未収があるわけですが、それでは過年度分とか当年度分もやはり入っていないということで、どんなあれで、形態で徴収を未納分を徴収しているのかと、お聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

当然、督促等により未収金の回収は行うわけですが、ちょうど今月に当たるわけですが、未収が続く方には、最終的には給水の停止も辞さないということの通知も出しまして、それで回収に努めております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 今、水道の停止も考えているということで、非常に受けている方は大変な思いをするわけですが、やはり私としては、収納率は高くても、やはり売って幾らという事業ですので、その辺の回収をもっと上げるということで、そういう差し迫った水道をとめるということではなくて、もっとほかの方法で収納は上げていただきたいと思うわけで、何か新しい考えとかあったらお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 何か収益を上げるのに何か方策はないかということではなくて、収納を上げるに何かということであれば、やはり督促であるとか電話催促であるとか、それでも応じない場合、何期分かまとめて未納が続く場合には、最終的には給水停止を辞さない形でその方に臨むということが方法であると思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 今、お聞きしました督促を出す、いろいろな方法があるということですが、やはり確実に収納できるような形の中でということで、今後いろいろな方法の中で考えていただきたいと思います。各お宅へ未納の方へ訪問するとか、そういう時間もあるとは思うんですよ、仕事の中には、そういう中では、ぜひそこら辺もしっかりと、100%までいなくても、やっぱり100%近い使用を受けるということをお願いしたいなと、こう思います。

その中でもう一点、不納欠損が出てくると思うんですよ。水道も法的に2年ということがありますので、その辺で昨年度、不納欠損がどれぐらいあったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 不納欠損額は多分、資料に載っていると思いますので、それを聞いてどのような御質問するかでお願いしたいと思います。

8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 私としては、不納欠損で落とすということも帳面づらは差し引きでいいわけですが、やはりさっき言ったように、なるべく落とさないようにということをお聞きしたいと思います。先ほどの質問と同じようなことになるかもしれませんが。

○議長（藤田和寿君） 不納欠損のするときの対応ということでお願いします。

上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 先ほどの答弁と少し重複いたしますが、未収金の回収に当たっては、まずは督促状の発送であるとかがあります。それから、電話の催促もあります。家庭訪問もあります。私が最終的な手段として、給水停止を言ったものですから、途中を飛ばして、いきなり何かこう給水停止の告知をするような印象を持たれたかもしれませんが、書状の発送、電話催促か臨戸訪問までやって、それでもなお応じない方が給水停止に至るということによってやっております。それでも最終的に不納欠損に至る方がいらっしゃるけれども、それについては、未納の理由等も承知をして、やむを得ないものについて不納欠損にしているということです。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 今の件で、最後にいたします。

やはりしっかりと徴収していただくということで、いろいろな方法があると思いますので、やはり課の中で検討して、なるべく未納をなくすという対応をしていただきたいと思います。売り上げて幾らの商売ですので、やはりその辺を自覚していただくということが非常に大変かなと思いますが、やっていただきたいと思います。

それから、昨年、原水浄水の中で大分、前年度より2,000万以上減額になったわけで、この理由は動力費委託料の減ということですが、やはりこういう中でいくと、水道も経費の削減ということも考えなくてはならないということで、今どんな考え持っているのか、やはり費用を少なくして収益を上げてと、それで利益を多くするというところでちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 経費の削減についてということでございます。

他の水道事業体では、水道施設の維持管理等に業務委託等を活用しているところもございますけれども、うちの場合は、みずからの職員でそこらもやっております。公務の職員が塩素の補充もやっておりますし、施設の点検管理もやっておりますので、不要な業務委託費は発生していないということで経費の節減に努めております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

資料、附属書類の8ページに、稼働1日配水能力が1万8,200とあって、それで7ページに1日最大配水量というのが1万4,295で、大体8割弱の1日の能力に対する今、水を配水している、8割弱くらいなんです。だから、あと2割くらいが余裕があると、キャパがね。余裕があるということですが、結局、今、旧榛原町のほうへ行っているんですけれども、水道の収益を上げるには、もう少し地域を広げてやってもいいかなと、決まりがあって広げないというのがあるかもしれませんけれどもということも考えられる。ですけれども、2割くらい残しておかないと、これから内陸フロンティアとか、いろんなまた大きな企業が来たりとか、吉田町もこれから人口が増えたりするという可能性もあって、そういうことでちゃんと計算された大体2割くらい残っているということはどうかと、ちょっとその辺を聞きたいで

すけれども。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 私のほうからちょっと答えさせていただきますが、ここの1日最大配水量については、計画上のものになっておりますので、水道事業計画、事業認可を受ける際に、そういう計画をつくるわけですが、それで給水人口については、条例でも議会でもお認めいただいて、今が3万6,100という給水人口になっています。それにあわせて、配水できるようにしてございますけれども、それと実際にどれだけの給水人口になっているかというところの差が、この1万4,000何がしと1万2,000の差ということになっております。給水、それでお金になったのがどれだけかというのが、8ページの1日平均有収水量ということになってまいります。

それで、全てこうした配水量については、事業認可を得ながら計画をつくって、その中で設定されます。それで、牧之原市の一部にも給水をしているわけでございますけれども、その給水区域というのは事業認可上で定められてきます。それと、私どもの給水条例でございますので、その中でもダブルで事業エリアというのは定めるようになっておりますので、そうした中で、現状こういうふうになっていると。

さらに事業拡大できるかどうかというのは、なかなかそれぞれが事業を行っている中で、公共事業をお互いどこまで分担するかという中で決まってくるので、そうしたような中で今事業を行っているというところでございます。

以上です。

○9番（八木 栄君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

◎議案第75号の質疑

○議長（藤田和寿君） 日程第11、第75号議案 平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第75号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 11時54分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会19日目でございます。

ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（藤田和寿君） 本日は提出されました第64号議案の質疑を行います。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第64号の質疑

○議長（藤田和寿君） それでは、議事に入ります。

日程第1、第64号議案 平成28年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第64号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入の1款から10款、20款についての質疑を行います。引き続き歳出の質疑を行います。議事日程のとおり、本日は1款から4款及び12款から14款までとし、款別に区切って質疑を行いたいと思います。説明員を入れかえながら進めるため、出席する説明員により順序が前後する場合がありますので、御了承願います。また、歳入の1款から10款、20款以外の歳入については、歳出の財源にあわせて行うようお願いいたします。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

初めに、歳入の1款から10款、20款についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

先日の全体協議でもお聞きしましたことなんですけれども、事項別の資料の12、13ページ、あとは説明書によります67、68ページ、先日もお聞きしたことなんです。町民税のことなんです。個人の町民税で農業所得ということで私はお聞きしました。今回、約7,400万円で人数が26名。前年の資料によりますと、納税者が19名で5,500万円ということで、約2,000万円ぐらい増えたということは、課長の御説明ですと、レタスが増えたのではないかという御答弁だったんですけれども、よくよく考えてみると、例えばレタス1個50円として、40万個

増えないと2,000万円にならないものですから、実際のところどうなのかなという再確認ですけども、お聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

山口議員からの御質問でございますが、町内で農業を営んでいる方は大勢いらっしゃるんですが、つくっている作物としては、稲作とかお茶とか花卉、あとメロン、レタス、キャベツ等ございますが、その中で一番安定して経営ができているものがレタスだとお聞きしております。

レタスにつきましては、天候等の要因もございまして、ほかの産地の状況等もありますので、それも要因としてありまして伸びているものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

例えば今年度のことを聞いてはいけない、決算なものですけれども、7名の方が所得で申告が増えたということなんですけれども、今、産業課はいらっしゃるんですけれども、昨年度の施策が対応というんですか、よくなってこれだけ増えたのかというのは、人数がどんどん増えていけば町税も増えるという可能性として、今年度もこの人たちも人数的な面も変わらないような気がしますけれども、それをちょっとお聞きします。

○議長（藤田和寿君） 今年度の人数。

○1番（山口一博君） 前年度に比べてです。

○議長（藤田和寿君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

本年度の農業所得に関しまして、納税者につきましては26人で、昨年度が19名でしたので、大分増えているところでございます。これにつきましては、うちのほうで把握しておりますのは、農業経営をなさって税金を納めてくださる方が増えたということになりまして、農家の方の数が増えたというのは、ちょっとお答えしかねるんですが、それにつきまして同じ主要な施策と成果に関する説明書の191ページをごらんいただきたいと思うんですが、産業課が所管しております担い手育成総合対策事業でございますが、その一番右下のところですが、効果の下に、総合戦略KPIというのがございまして、農業生産法人等の新たな担い手の掘り起こしということで41経営体となってございます。その下に、人・農地プランへの農業生産法人等の位置づけで41経営体で160ヘクタールとなってございますが、これが昨年度、27年度ですと、43経営体で、面積は154ヘクタールでございました。確かに経営体としては2経営体減少しておりますが、面積としては6ヘクタール増加しております。ですので、私どもとしては、農業の集積化が図られて、経営が安定した経営体の方が増えたのではないかと考えております。

それから、農業センサスで2015年と2010年を比べたものがございまして、その中で、ちょっと大まかな数字で申しわけないんですが、野菜類につきましては、2010年が7,445アールでございましたが、2015年につきましては8,246アールと、こちらでも増えてございますので、農家の経営が安定したものができているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 非常にわかりやすい説明です。ありがとうございます。

JRハイナンでお聞きしても、市・町でいろいろ施策も今充実しているということは、御説明を聞きました。

続きまして、法人税についてちょっとお聞きしたいんですけれども、説明書の68ページによって、前回もお聞きしたんですけれども、町全体で住民の法人税が5億3,500万円ということでお聞きしました。

私、今お聞きしたいのは、この9号と言われている、資本金50億円を超えて、従業員が50名以上が町内では9社あるということで、これほぼ多分何年もずっと変わらず、この9社が貢献しているという言葉はいいんでしょうか、町税の住民税の法人の半分はこの9社で占めているということだったんですけれども、例えば国税であります事業税の場合は、島田の税務署が優良法人会社みたいな形で表彰されて、よく新聞とかいろいろ載ってくるんですけれども、この9社に対して、例えば一番困ることは、町としては多分、資本を引き上げて本社移転であったり、例えば大きな災害があって雇用がなくなってしまうというものがあると思うんですけれども、この9社に対して何か特別な表彰というわけじゃないんですけれども、そういったことは特別に何か町ではされているのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

よく島田税務署、法人会とかで表彰なさるのは、法人会に加入されている方々の表彰とかはよくなさると思うんですが、こちらの企業に関しましては、表彰ということはないかと思えます。

ただいま9社で推移しているということでおっしゃっていただきましたが、ここ長い間、9社で法人税の大部分を占めて納めていただいているところでございます。

9社と申しましても、製造業が多いことには変わりはないんですけれども、製造業の中にもいろいろな業種がございますので、一企業というか、一団体に頼っているという税収ではなく、何社かの企業の方に納めていただいているというところでは、少し安心というか、大丈夫じゃないかなと思うところもございまして、あと町が進めております防災の対策によりまして、企業の方が安心して営業活動を続けていただける、それが一番だと思っております。

それから、今後は、企業の動向を見るのは大変難しいところもございしますが、今、日本を支えてきた自動車産業が大きな転換期を迎えているということもございしますので、どういった企業がこれから伸びたり縮小されたりということは、ちょっとつかみづらいところもございしますので、そういった状況を鑑みながら、町の財政運営をしていきたいということで御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 島田法人会の優良表彰は、高額納税をされている方じゃないという説明をしていただいて、町して高額納税されているところを表彰するかどうかという、そういう質問なものですから、ちょっと答弁がずれていますので、もう一度お願いいたします。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 大変失礼いたしました。

町として高額に納めていただいている方を表彰するという今は考えはございません。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 最後にします。町民税が前年度に比べて3.7%減ったと。あとは法人税が前年度に比べて16.3%減ってしまったということで、今、課長の答弁の中で、産業構造も含めて、町が自動車産業に携わる方が多いのという御返答だったんじゃないんですか、ごめんなさい、間違えました。

法人がということだったんですけれども、企業の誘致ということで、多分、町では塚本理事が窓口ということになっていらっしゃると思うんですけれども、この点も含めて、法人税が少なくなってしまうと、直接税が入ってこない、町では根本的な収入がないということになってしまいますので、塚本理事に1個だけお聞きしたいのは、この点も含めて法人の企業取得というものをお考えになっているのかということをお聞きします。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 法人税の税収をどう上げていくかと、こういう点でございますけれども、御指摘のとおり、当町の場合、法人税によってここまで安定的な経営をしてきたというところがございますので、この法人税のあり方というのは、非常に町を左右する大きな財源確保の道だというふうに思っております。そういう中で、東日本大震災が到来するまでは、比較的、吉田町というのは、地勢的に有利なものがあったと。それから、東名吉田インターも抱えて、水もあるという中で、非常に優位な立場にあったというのが一転して、非常に難しい場所になってしまったと。こういうところから、町ではすぐさま町内にある企業に直接町長も出向きまして、当町の防災対策というのを23年5月の終わりから、当町はこういう対策を立てていきますということで直接説明に回っています。このときには、当然、9号の9社も含む22社を対象にして回らせていただいておりますが、その後におきましても、時あるごとに当町の防災対策、それからさまざまな施策展開というものをできるだけ直接お伝えできるように取り組みをしております。

そういう既存の事業も守りながら、ただ、非常に昨今の産業構造というのは難しいものになっておりますし、グローバル化がさらに進んで、国内に残る産業というのも、非常に従来と違うような局面を迎えているというところがございますので、できるだけ単一的な産業構造にしない中で、さまざまな産業を町の中に定着させていくことが望ましいだろうと、そういう考え方をしております。

その一つとして、新たな企業立地の場所もつくりまして、それで新たな企業の誘致も図っていかうと、こういうことを手がけてきたところでございますが、今後、こうした歩みというのは、さらにずっと継続していかなければいけないだろうというふうに思っておりますので、一つの企業の動き方が未来永劫ずっと続くというようなことは、なかなか難しい時代になっておりますので、自治体としても、そうした取り組みを絶えず続けていくということが大事であろうというふうに思って、今、事業を進めているところでございます。

以上です。

○1番（山口一博君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかにありますか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木ですけれども、町税の中に、町民税、固定資産税、軽自動

車税、それからたばこ税はあれですけれども、都市計画税と、滞納繰越分がかなりあって、滞納繰越分の収入済額が大体平均30%いかないくらいになっていて、収入未済額がその分あるんですけれども、この間、全協のとき、滞納整理機構ですか、あの辺を使って成果があったということで伺ったんですけれども、こういう町税というと、個人の家庭の事情があって、いろいろ事情があるもので、一概に滞納整理機構へお願いして厳しく徴収ということも、なかなか難しいと思うんですけれども、それならそれでどうしたらしっかりと税を、やはり吉田町に住んでいる方は平等でいると思うので、払う人があって、払わない人があってはならないなと思うものですから、そういう中で滞納整理機構を使うのも一つの案だと思いますが、それを踏まえて、どのような徴収に対する、これまでいろいろやっているというのは聞いているもので、それ以外に何とか税を納めていただくための手法というか、そういうものがありましたら、お考えをお伺いします。

○議長（藤田和寿君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

ただいまの滞納繰越部分につきましての徴収でございますが、できる限りと申しますか、滞納されている方の財産を調べて、差し押さえできるものは差し押さえして、その方と接触をして、できる限り徴収をさせていただくようにしておるところでございます。滞納繰越分につきましても、昨年度よりは減少しているところでございます。

先ほどおっしゃられました滞納整理機構への移管でございますが、滞納整理機構に移管するものにつきましては、50万円以上の方を対象にして、うちのほうで洗い出しをしております。滞納整理機構に移管しました方につきまして、徴収ができる方、できない方といらっしゃるわけですが、それで、町の職員が滞納整理についての考え方について勉強も重ねてまいりましたし、経験も積んでまいりました。その中で、町でできることもかなり多くなりまして、滞納整理機構がやっていらっしゃるのとほぼ同じようなことが町でもできるようになっております。

昨年度も捜索いたしましたして、物件を差し押さえして、29年度にそれをオークションとかにかけて徴収をすることができたりとかやっておりますので、そういった面では、町の職員でもできることが増えたということで考えております。

滞納整理機構に移管した場合は、負担金ということも生じますので、その辺を考えながら滞納整理機構への移管の件数を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木 栄。

町で滞納整理機構と同じことをやれるということで伺ったんですけれども、それでは、滞納分を、要は収入未済額を減らすためには、具体的に何をするというのがあったら聞かせてください。

○議長（藤田和寿君） 八木議員、それはあれですか、滞納している理由について個別にどういった対応をしているかということを知りたいのでしょうか。収入未済額全体で結構なんですか。

○9番（八木 栄君） 全体です。

○議長（藤田和寿君） はい、全体に対して。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

税収の状況でございますが、滞納整理の全体につきましては、収納率が昨年度より1.76ポイント上昇しております、26.33%になっております。滞納繰越率につきましても3.5%から3.3%に減少しているところでございます。ですので、全体といたしまして、滞納整理につきましては力を入れてやっております、滞納整理につきましては、できる限りと申しますか、預金調査も行いますし、御本人様の財産調査も行います。財産で動産、不動産かかわらず差し押さえができるものにつきましては、差し押さえ等も実施しております。

それから、もちろん給与等の調査もさせていただきます、給与につきましても差し押さえをさせていただいております。そういった経緯がございまして、滞納整理につきましては、少しずつではございますが、収納率が伸びているものと考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木。

今の答弁、具体的にと言つて具体的じゃなかったんですけれども、27年に比べて28年はかなりよくなったよということは何ったもので、自分としては今やっているものはそこそこ成果が出ているよというような形で受け取って、ちょっと要望になっちゃうかもしれませんが、今後も今以上の収納率を上げるように地道に努力していただきたいなど、このように思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 答弁よろしいですね。

○9番（八木 栄君） いいです。

○議長（藤田和寿君） ほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。休憩中に説明員の入れかえを行います。準備ができ次第再開しますので、しばらくお待ちください。

休憩 午前 9時26分

再開 午前 9時28分

○議長（藤田和寿君） 会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、歳入に入ります。

歳出の1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費、1項総務管理費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

ちょっとしつこいかもかもしれませんが、6ページですね、無料法律相談件数120件ということで、大幅に増えているということは、大変増やしてくださったということは、それだけ需要があるということで、大変結構なことだと思います。

その中で、この増やした効果、あるいは受けた人からのこうしてほしいやと、そういった要望とか、そういったものはございますでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

弁護士による無料法律相談でございますけれども、この無料法律相談につきましては、28年度につきましては隔週で2回やらせていただいております。そういった中で、回数も増えました。そして、社会福祉協議会のほうでも、隔週でやはり心配ごと相談もやっていただいておりますことから、町内には弁護士の先生もおらない中で、弁護士の先生が近くに来ていただいて相談を受けていただくという中では、効果としましては、より相談しやすくなっている、相談しやすい環境になったかというふうに思っております。

そして、役場の中にも来て、完全に相談内容につきましては秘密も守られておりますし、月2回やっているというところでは、継続して申し込みをいただいている方もいらっしゃいますので、そんな中で自分が納得するところまで相談のほうをいただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） もう一遍、要望はあったか、効果と要望という形でありました。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 要望というところでは、2回に増やしていきましましたので、回数を増やすというところでは、皆さんの要求の中ではかなえられているのかなというふうに思っています。それに対しての、そのほかの要望というのは届いているところはございません。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

ありがとうございました。

その中で、町はサービス業ですよ。そういうことは常々言われており、また私もそのように解釈しております。

そういった中で、町がこういった呼びかけをして、町民が来た。そういう中で、前代未聞のように弁護士さんが来ないと、そういったような場合の危機管理というんですか、そういったことは徹底をされておるんですか。もしそうなった場合の対応というものがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

事前に弁護士の先生には、あしたお願いしますというような御連絡のほうは入れさせてい

ただいておりますけれども、弁護士の先生もほかのお仕事もある中で、時間を割いて来ていただいておりますので、その中では、突発的なことがない限りは、私どもが事前に連絡を入れさせていただいて、来ていただくような形でやらせていただいております。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

前年度はそのようにずっと来た。それで、たまたまことしはとんでもないことになりました。そういった上においても、危機管理がどのようになっておるか。当然前の日に弁護士の先生にあしたですよ、お願いしますよという連絡がとられながらも来れなかったと、そういうこともあるんですね。そういう対応はどのように考えていたんですか。

○議長（藤田和寿君） 三輪議員、ことし、もう少し詳しく。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 私は危機管理というんですか、いろいろ捉え方もあると思うんですけども、危機管理という上において、本年度7月にそのような事態が発生した。そのときそういったようなことも考えて、総務課も危機管理上のことをしっかりやってくださっていると思いますけれども、そういったときの本当に危機管理が発揮されるかということ私は心配しているのをございます。ですから、そういうことでこういうふうにやっていますよということがあれば、教えていただければ結構でございます。

○議長（藤田和寿君） 申しわけない。どういった事態になったのかわからないです。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） はっきり申し上げます。御存じのように7月に4人の方が無料法律相談に申し込みました。そして、町からあなたは何時ですよ、あなたは何時ですよという形で受けました。そして、1時からですか、1人20分という対応の中で、弁護士の先生が来ないんですね。姿を見せないんですよ。そして、早い人は、皆さん真面目ですから、10分か20分前から来ているんですよ。1時になっても一向にあらわれないんですよ。それで、事務職の方がおられたと。どうしたんでしょうねと。おかしいね、いつも来るんですけども。恐らくあのとき、30分、40分くらいだったと思うんですよ。ほかの女性の方はだまっていたんです。何とかどうなっているんだと、連絡をとってくれと、そういうことを申し上げたら、弁護士の先生が忘れていたのかどうなのか知りませんが、申しわけないと。そういうような事態があったんです。そういったときの危機管理というんですか、本来、議会でも何でもそうですけれども、時間に来なければ、すぐ、おい、どうしたんだと、そういった対応をとるのが普通なんですね。それなのに、一向になかなかこちらから言うまで対応がなされなかったと。それで当日、これはドタキャンで終わってしまったと。そういったときの危機管理がどのようになされるのかなと。そういったことを私は心配しております。

○議長（藤田和寿君） ことしは聞けませんので、そういった事例があったから、27年度を考えて危機管理はどうであったかということですか。

○7番（三輪正邦君） そういうことです。二度とあってはいけないと、すみません、議長、7番。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

こういったことが二度と起こってはいけないことであるという観点から、私は27年度はど

うだと。危機管理上どうですかということをお願いしているのをごさいます。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

ことしの7月の対応でございましたけれども、ことしの7月につきましては、弁護士の先生が時間になっても来なかったところで、担当のほうから弁護士事務所のほうに連絡をとらせていただいたんですが、先生の方からこちらに向かっているというふうな話がありましたんですけども、そのところで時間に間に合わなかったという結果になりました。

その中で、その当時のときには4人の方がお待ちになっていたわけですけれども、先生にお話をさせていただいて、そのお待ちになった方につきましても、時間をずらしてやらせていただけるかどうかの確認もさせていただきましたし、個別に電話相談でもやらせていただけるかどうかも話をさせていただきました。そんな中で、改めて日をとったりとか、その日にできなかった方については、何らかの対応をとらせていただきました。

ただ、その中で、危機管理というふうに議員のほうから言われておりますけれども、そのところでは、確かにお客様がお見えになっていて、時間になっても来ないというところでは、早くに気がつき連絡を入れるというところでは、対応いたしましたけれども、そのところでは十分危機管理を持って対応していかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

ことしは余りやれないと思いますので、お願いします。

○7番（三輪正邦君） 言いません。

本当にありがとうございました。それこそ二度と起こらないような、そういう対応を事前にとっていただきたいと、確認をはっきりしていただきたいと、あしたですよと。そこが行われておらなかったんじゃないかなと私はそう思います。よろしくお願いします。

○議長（藤田和寿君） 要望でいいですね。

○7番（三輪正邦君） いいです。

○議長（藤田和寿君） ほかございますか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

ちょっとどこで聞いていいかわからないので、ここでちょっと聞かせていただきますが、各課において時間外勤務手当というものがついてございます。これが各課全部合計していきますと、年々増えてきております。そういう中で、28年度におきましても1億円強という形になってきております。もちろん給与自体も少し上がってきていますので、金額は上がっているというのはわかるんですが、パーセンテージにしても、なかなかここ数年、ずっと上り勾配であります。その点について業務の改善というのか、そういったことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

時間外勤務、時間外手当の関係だと思います。全体としまして、やはり事務量につきましては、年々増加している傾向ではありますけれども、職員の業務に対する質の向上と、あとめり張りをつけた仕事のやり方というところを各課にもお願いしている中で、時間外勤務を

やるなどとは言っていないんですけれども、その中でメリハリをつけた勤務の仕方とか業務の進め方を考えていかなければならないというところではお伝えしているわけでございます。

必要などころには、ちゃんとその手当もしなければいけないというふうに思っていますので、今後、年度の途中ではございますけれども、その対策については、それぞれ年度末に向けてしっかりと職員一人一人が自覚しながら、時間外勤務をどのように有効的に業務を進めていくかというところを考えていただくようにしていきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

メリハリであるとか何とかはわかるんですが、実際、話はちょっとそれるかもしれないんですが、今、教育関係で教師の多忙化云々の中で話をしていますよね。そういう中でちゃんと退勤時間を守ってどうのこうのということも、今、教育委員会のほうではやっております。

町として、業務が本当に今増えているというのは理解しているんですが、そういう中でただメリハリをつけるとか何とかということではなくて、何か具体的にこういったことをやっていけば短縮につながりますよというようなことは何かありますでしょうか。例えばICT機器を使うというのを何年か前にずっと出していたんだけど、どこまで使っているのというのがあります。その中でネットでつながっているのは、各課に1台とかという話もあるし、そういう中で上手に使っていけばいいのになと思うんですが、その辺のところではいかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 時間外の減少への対応策という形でお願います。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

ICT機器を利用して業務の短縮化をするというか、時間を短縮するという方法も一つあるかと思えます。それぞれ職員が持っている能力の中でICTを活用できるような形で指導もしていく必要があるのかなというふうに思っています。

業務も一人の職員に偏るようなことがないように、ちゃんと役割分担を各課で分けてやっていくような形もしなければならぬと思っております。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかがございますか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木ですけれども、54ページです。資料の54ページで、全員協議会で職員研修事業費が執行率が少ないということで伺ったとき、町の必要とする研修はできていますよというふうに伺ったんですけれども、それ以外にも、そうすると、残りの金額がそれ以外のものだとして、議会であると、いろいろな議員の研修へ実費で自己研さんという形で研修しに行くんですけれども、そういうのは、役場の職員にもそういうものがあるのかなというふうに私は受け取ったわけなんですけれども、だとしても、町が必要とする研修はできていますが、そのほかができているとしたら、そのできていない理由というか、それをちょっと伺いたいですけれども。

○議長（藤田和寿君） 自費で行く研修ですか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 自費ではなくて、この執行率55.5%の中では、町が必要とする研修はできているというふうに全員協議会のときに伺ったわけですよ。だとしたら、残りの44.5%が何かということは、私、特別聞かなかったわけですが、自分が受け取ったのは、それ以外の研修ということで、町が必要としているもの以外の研修というふうに自分で考えたもので、個人的にとか、担当課として何か研修を受けていくのかなと思ったんですけれども、そういうのがなされていないという理由は何ですかと伺いたいですけれども。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

職員研修につきましては、町が予定していた研修と、あと個人的に研修を選んで行った研修というふうな形で、ここの研修費を利用させていただいているわけでございますけれども、自発的に受けた研修とか、先進地視察に行きたいとか、そういうものにつきましても、ここのところで対応させていただいております。

自費の研修というところは、研修としてはここで予算の中で行わせていただいておりますので、自費の研修というところはないわけでございますけれども、研修に行って、復命をいただいた中で、効果をちゃんと自分の中で研修成果を検証しなければならないところも復命でもらっているわけございまして、今その中で職員がやはりちゃんとそこの行きたいところ、行きたい研修、受けたいところについては、この研修費の中で賄っているのではないかなというふうに思っています。もちろん新たに職階が上がったとか、課長になったとか、そういう職員についても研修のほうは行っていただいておりますので、その中では研修費については、今、執行率でいいますと、こういう状態ではありますけれども、研修にかかる費用も、毎年いろいろな研修の費用がありますので、今言われたように予算がないから研修ができていないわけではなくて、行きたいところに研修に行くような形で自己研さんしていると思っております。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

予算がないということを言っているわけじゃありません。個人で行っているんですかということも聞いているわけじゃありません。

ここで捉えている予算の中で、町が必要としている研修は全てできていますよというふうに伺いました。その残りの金額があるわけですね、ここで言うと300万円ぐらいですか、残りがあるわけです。それが使われていないというのは、今この予算の中には、町が予定しているのと、個人的にそれぞれが好きに自分のために行く研修の予算がこの中に入っていますよというふうに伺ったわけですが、その予算が使われていないわけですよ、300万円ほど。だから、それはなぜですかというふうに聞いているんですよ。だから、個人としての必要とする研修へ行っていないんじゃないですかと、はっきり言うと、そういうことで使われていない、それはなぜですかと聞いているんです。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

予算の関係の配分の関係ということで、企画課のほうでまずお答えをさせていただきます。

まず、この職員研修費につきましては、毎年度お話が出るところでございますが、これまでも御説明をさせていただいているわけですが、この予算というのは、職員の資質の

向上ということで、経常的に枠を確保させていただいているということで、まず600万円という枠を今確保させていただいているのがございます。確かに執行率が低いということで、逆に研修に丸々行っていないんじゃないかという御質問もあるかと思えます。それは、全てを使い切るということではなくて、必要な研修のほうは総務課で、研修の当初に職員の職階研修、いわゆる職員として二つあるわけですが、一つは、職員の資質の向上の中で職階であるとか、あと職員として備えなければいけない研修というのが、自治法であるとか、そうした基本的な基礎の研修と、あと自己研さんの研修というのが二つございます。これは何かと申しますと、例えば今度、担当として具体的な、例えば税であれば、税の研修というのがいろいろあるものですから、そうしたところに行く。自分でまた調整をとって行けるというようなことで、二つの個別の個々の業務としての研修と、職員としての研修と二つの体系が一応研修の中にはございまして、今回、こちらのステップアップシートの54ページのところを見ていただきますと、ここにありますのは、あくまでも外部講師を招いた研修ということで、まずここが一つございます。これは内部研修も当然行っているものですから、ここには内部研修、お金はかかっておりませんので、ここには今出ていないということになりますが、当町、これまでも職員の若年化というところが非常に弱い、経験不足だということで、理事等の研修も、OJTも行っていただきながら、課長級もそうですけれども、課長補佐級も研修を行っております。そうしたことと、あと研修の55ページのところは、2番、3番は、職階とか、先ほど言った基礎研修ですね、職員として持っていなきゃいけないということで、基礎研修をローテーションというか、職員の年代、年数とかによって、この研修を受けてるのが2番、3番。それから、4番が、これが先ほど言った担当の自己研修ということで、研修も場所によっても大分変わってくるもので、静岡で行う場合もありますし、東京、名古屋、大阪とか、その時々もあるものですから、そうしたことで、逆に行けるときに行けなくなってしまうというほうが、非常に職員の研修としてどうかということがありまして、これまでも皆様方に御理解いただきながら、600万円という枠の中で経常経費として予算のほうを確保させていただいているというものでございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木。

私は単純に、先ほど時間外手当が増えているという話もあったもので、業務が忙しくて、研修なんかなかなか行っている時間がつくれませんか、そういう返事かなというふうに予想していたものであれですけれども、一応そういうことで、よそへ出て研修なんか受けると、それぞれの自治体の人も結構集まるもので、そういう中で研修を受ける、研修だけのものじゃなくて、それを超えたいろいろな話し合いができて、なかなかコミュニケーションをとって、自分なりのあれがもっと大きくなるんじゃないかと思うんですけれども、その辺についてはいかがですか。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

研修に行ったら他市町の人たちとの交流というところは、非常に重要だと思います。情報交換をしながら、あるいは他市町のを参考にしながらということと、それもある意味、研修の一つになるのかなというふうに思っておりますので、自分たちが行った研修の中で、

そういった情報を仕入れてくるというか、持ってくるというのも、研修の中の一つだと思っておりますので、そんな中で個々の技術を向上する研修、そして町が企画する研修、そして市町村組合とかが企画する研修とか、そういうところになるべくたくさん人間を派遣しながら、業務の中の様子を見ながら見ていただくような形で進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木。

企画課長も言ったんですけども、予算が半分近く、本来からすると、たくさん取り過ぎじゃないかなというふうにも言いたいような気持ちもあるんですけども、そうじゃなくて、その分、今回のこれを踏まえて、また職員の方に十分な研修をしていただいて、忙しい中、なかなか時間とれないというのはわかりますけれども、そういう中でも、そういう研修を受けていただきまして、職員としてちょっと大きくなっていただいて、また町のほうに尽くしていただきたいと思います。これは要望という形になるかもしれません。よろしく願います。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、八木議員のほうから非常に町の研修をどんどんやって、町民のためになる行政サービスを提供するための基盤を整備してもらいたいと、そういうふうに取り扱ったんですけども、職員がいろいろな研修がありますので、ちゃんとした決まった、自分で選んで行くんですけども、そこに当然、講師の方からいろいろなお話を聞くんです。しかしながら、そこに集まった人と、例えば現在どんなことをやっているかとか、今後、いわゆるこういう問題が起きたときに、おたくの町はどんなふうにやりますかとか、あなたはどんなふうを考えていますかとか、いわゆるそれは正規の研修の外側にある、飲みニケーションですよ。飲みニケーションの本当は費用も払えればいいなと思うんですけども、議員、そういうものについても前向きに受け取ってよろしいでしょうか。飲みニケーション費用、いわば本当の情報交換のための費用。単純な話、1万円経費でやると、非常にこれは大事なんです。むしろ正規の話よりも、実際起こってみると、それをベースにして、そこに参加した人間たちがいわゆる情報交換すると。そういうふうなものも非常に大事なものですから、裏表の関係になるんですけども、そういうものについても、議員、なかなか予算として上げるのは難しいと思うんですけども、議会としてお認めいただけますか。

○議長（藤田和寿君） 町長、反問ですか。

○町長（田村典彦君） それともう1点は、議員から、議員さんは自費研修が多いというんですけども、前々から議員さんにお話ししていますけれども、政務活動費、今ちょっと名前が変わったんですけども、要求していただければつきますので、ぜひともやってください。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 研修へ行って、そこでちゃんとした時間の中で、講師がいてちゃんと研修を受ける。それ以外に、飲まなくては、飲まなければ、ほかの情報が集まるというわけではないと思うんです。お昼休みもあるし、休憩時間もあるし、たまたま隣り合った人とちょっとお話をすることも。だから、今言った飲むことを認める、それもこの経費で認めるかと、それは当然認められないですよ。飲むことがあったら、別に研修が終わったら実

費でやることですよね。それが当たり前だと思います。常識だと思いますけれども。

それで、自分の研修は別に、行く人はなかなかないですよ、はっきり言って。みんながみんな行っているわけではありません。それも、なかなか申し込んでも、くじ引きみたいなもので、当たり外れもあるものですから、そういうのもあるもので、なかなか行けないもので、別にそういう中でも、今言ったのは、そういうものがあるけれども、この予算の中でも、予算はそういうものじゃなくて行っているんですかと言ったら、比べて何う、質問するために今言ったわけで、それについてお金を云々ということは別段言っておりません。

ですので、今言った、これから結構お金が残ったということになっているものですから、そういうものをうまく使っちゃえということじゃないですよ。ちゃんと使っていただければなというふうな要望をしたまででございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがですか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

今の同じところでちょっとお聞きします。

全協で執行率、27年が68.4、28年が55.5%ということで、何人かが確認しました。それで、55ページの今紹介があった2番、3番、4番のそれぞれを見ていきますと、技術的なスキル向上に関しては、これだけやればかなりのものはいくでしょう。

ただ、はっきり言って、今回のこういう事件があったときに、私は年に2回か3回、滋賀県に地方議会議員研修センター、J I A M、これは1泊2日はちょっともったいないものですから、2泊3日で行くようにしています。年に2回か3回行きます。そのときに常に感じるのが、今の町長の話じゃなくて、ちょっと変わった方向で、あそこに若い20代の議員が40人、50人、日本中から集まって、そして2週間ぐらい詰め込みでやっているわけですね。そして、僕なんか入って聞くと、やはり嵯峨野の連中と関東の連中が同じ共有の話をしながら、いろいろなことを共有したり、疑問を持ったり、よく聞こえるんですね。もちろんあの人たちというのは、彼らはそういう向上心というか、非常にあると思うんですけども、向上心はそういうところに行くことによって、ある程度、行政的に、行政的というか、こっちに補助して行くことによって、そういう一人一人の人間形成的なスキル、それもうんと上がるような気がするんですね。ぜひそれを含めて、なぜあそこへ、ああいうところへ行かないのか。こういう技術的なやつなんですけども、ひょっとしたら、残りの使い切れなかったパーセントがひょっとしたらそういうところへ回せるかもしれないですね。忙しさももちろんあるでしょうけれども、ぜひそういう意味で、その辺は町の研修という中で、人間形成とか人格とか、そういうところはつながっていくことによって、自分の逃げる範囲、攻める範囲、そういうのもつくれると思うんですね。ぜひその辺でどういうふうな考えを持っているか、こういう研修じゃなくて、人間をつくるための研修、J I A Mだってありますから、そういうところもなかなか見かけないんですけども、聞かないんですけども、そういうところでの研修というのは、ぜひ行ってほしいと思っているんですけども、その辺はどんな考え方を持っていますでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

技術的なところというのは、やはり個人的に行っていただいている研修だと思いますけれども、こちらの総務課のほうから派遣をお願いして行っていただいている研修も中にありまして、そんな中でリーダーシップを向上する研修だとか、コミュニケーションを向上させる研修とか、あと説明力の向上とか、そういったところで、個々の人として対応しなければならないところの中の研修としては選んで、こちらのほうから研修に行って、職階ごとの研修も行っておりますので、そういうところで人間形成というところでは、こちらのほうから対応能力を身につけるための研修には、それぞれ行っていただいております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今回言わせていただいたのは、一生懸命働いている人たちが、若い連中が、もっと意欲とは言わないけれども、頑張れるような状況をつくっていただきたい。

それと、特に人間が吉田町で働いている職員の方たちが、一番自分がわかるのは外からですよ。だから、そういう意味で、ぜひ外からこの中を見れるような状況のところ、できたらつながりを持てるようなところ、そういうところにぜひ研修の場というか、やっていただきたいと思うんですけれども、その辺の考えがもしあればお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 先ほど同じようなことで答弁があったと思いますが、それ以上求めますか。

○6番（山内 均君） はい。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 現実の研修について、今、総務課長、企画課長から答弁させていただいたとおりでございます。新採として入ってから、それから職階が上がるたびに必要なスキルというものはございますので、そういう中で、でき得る限り、内部研修ではなくて、外に出して、それで他の自治体の職員とも自分が比較できるというような、そういう環境のもとで研修をさせておりますので、そうした点では、議員のお考えと相通ずるものはあると思います。

それと同時に、以前のかなり前の時代の研修というのは、自分で企画をして、自分で外から町を見るとか、外の様子を自分で確かめて、今後の事務に生かしていくというような、自分で企画をして自己研さんを図るというような、そういう研修もあったわけでございますが、先ほどの超過勤務の話もございますが、非常に業務が複雑多様になって増えていると。

それと、例えばICTの活用ということも出ましたけれども、そうした中で、内部においても、個人情報の管理とか、それからそれぞれのセクト的な情報管理というのは、非常に制約がきつくなっております。以前はよその関係課に行って情報を目で確認できたとかいうのも、今はそんなルーズな管理になっていないものですから、ちゃんとした行政手続をとって情報を得るとか、そういう新たにどんどん業務量というものは、内部的にも発生しております。

それと、新たな行政課題も出てきていると。しかも、今、自治体間の競争というのは非常に激しくなっておりますので、そうした中で職員の求められる役割というのは、以前とはかなり変わってきておりますので、そうした点にも対応し得るような研修のあり方ということを考えていかなければいけないというところにあるわけでございますが、非常に当町、以前から少数精鋭主義のもとで組織を構成してきたというところがございまして、そうした余力

も非常に他の自治体と比べて、かなり余力がないというふうに自覚をしております。

そうした中でどういう研修をしていくかということについては、この研修費、かなり額としては多目の額を設定していただいておりますので、その中で吉田町の外に出て、それで他の自治体、それから他の業種の方々と自分を比較したり、自分が何を果たさなければいけないかというところをちゃんと自覚できるような、そういう研修を増やしていくというところに、今後この予算を振り向けなければいけないのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今の返事の中で、非常に重要なことだと思うんですよ。その中でまたぜひそういう意味でしっかりとした予算のとれる範囲、許せる範囲でぜひやっていただきたい、そう思います。要望だけです。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがですか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

説明書の11ページと関連して30ページになるんですが、全協でもお聞きしたんですが、FM島田の放送のまちかど情報と、s m i l e ラジオ、これはもともと目的も違うんだよというのがあります。それは理解した中で、11ページの広報広聴事業費ということの中で、このものがあって、一般のマスコミにも情報を提供して、町の情報というのを提供していますよということがございます。わざわざまちかど情報という時間を、これは制作費という形になっていますが、プログラムに関しても、多少お金が出ているのかなと思うんですが、s m i l e ラジオのほうに組み込んで、もし時間を買っているようでしたら、その時間を買ってやったらどうなのかなと思うんですが、その点についていま一度お聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま増田議員から御質問がございました、よしだs m i l e ラジオの関係でございますが、確かにラジオ、防災ラジオの関係も、普及啓発も含めた中で、こうして行っていますが、これは全協のときに理事のほうからも御説明ありましたとおり、総務課のほうはあくまでも情報提供、いわゆるイベント等の開催の行政情報の提供ということ。それから、こちらの大井川流域s m i l e ネットの事業につきましては、これは目的が若干違うという中で、これはいわゆるシティプロモーションの一環としまして、防災関係も当然そうなんですけれども、吉田町内だけではなく、島田市等もエリアが広く、中西部地区になっているわけなんですけれども、こちらの町で開催されますイベントや特産品の情報を広く発信すると。また、あわせて、情報発信と災害時に伝達のツールとなります防災ラジオの活用の促進、それからFMラジオの聴衆意識の醸成というのが主な目的として行われております。

先ほど番組を買われているかということと、防災ラジオと一緒にしたらどうかということですが、ここで防災ラジオにつきましては、あくまでも中継局の管理の委託になっておりまして……

○議長（藤田和寿君） 課長、防災ラジオじゃなくて、二つあるのを一緒にしたらどうだとい

う……

○企画課長（谷澤智秀君） まちかど情報とですか。

○議長（藤田和寿君） はい。

○企画課長（谷澤智秀君） 確かに二つを一緒にするという考えは、私も全協のときにお話をさせていただいたところがございますが、今のところ、業務の目的がそれぞれ違うということ。それから、分けていて、何か支障が今出ているかということ、そこまで今出ていない状況でございます。これはトータル的に、総合計画に合わせた形の事業の組み立てということになっておりますので、その辺につきましては、今後また状況を見ながら検討はしていくところだというふうに思っておりますが、現時点で平成28年度、今年度もそうですけれども、今の時点でくっつけるメリット・デメリットが余り見えないというのが実態でございます。今現時点は、この総合計画に沿った事業構成でいけるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

ありがとうございます。まちかど情報のほうは、本当に短い時間でやっているということでもあります。このFM島田自体が、リスナーの数は余り把握できていないよというところが、この間聞いております。番組を聞いていますと、結構若者向けかなというような感じがします。そういう中で、この後のまたあるんですが、ホームページをリニューアルされた中で、広報という意味で考えたとき、じゃ、若者がFM島田を聞いている。ターゲットは若者ではないかもしれないんですが、町の情報を出すという中で、近隣市町というか、近隣の市は、大体フェイスブックとか持っているんですよ。その中で、結構町の情報であるとか、休みの日の当番医であるとか、そういったものの情報を出しています。そういったものを活用していくと、フェイスブックであるとかというものは、結構若い方が見ているという形であると思います。町のほうも情報アプリがこれから出てきますよね。そういうのをいろいろ複合的に考えていくと、このまちかど情報というのが、いろいろなツールは必要というのはわかっていきます。だから、1本でといったらおかしいんですけども、企画のほうのs m i l eラジオのほうで企画等して、番組は維持するかどうか知らないけれども、わからないけれども、そういった形というのは非常にいいのかなと思うんですが、フェイスブック含めて今後の展開としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 御提案の趣旨はよくわかりますが、まず吉田まちかど情報については、その広報の一環として取り扱っていますので、庁舎内とか、そこに載せ込む情報の扱い方というのは、広報と同じような扱いをしております。それを大井川流域s m i l eネット事業については企画課が所管していると。こういうことで企画課でも同じような広報と同じ機能を持たせるかというのは、少し難しいところがございますが、情報を収集して、FM島田まで載せ込むという事業と申しますか、事務がスムーズに行くのは、広報の担当であろうということで、今、まちかど情報については広報広聴事業ということで取り扱っていると。

それから、大井川流域s m i l eネット事業というのは、もともと総務省の交付金のモデル事業として当町がエントリーして、それで採択を受けてでき上がったものでございます。

そうした意味で、大井川流域 s m i l e ネット事業そのものの柱立てというのは、なくすのはちょっと得策ではないだろうというふうに思っております、これはこれで維持をしていくと。そのときに当町の提案として行ったのは、これは非常時に、もし吉田町が被災するような場合には、島田市側でも避難場所として受け皿を持ってもらいたいということで、この事業の中では、放送支援に関する災害協定は結ぶことができております。

さらに、その先には、島田市とそうした具体的な支援、非常時の支援の協定も結びたいと、そういう事業を展開したものでございますので、まだそこまでたどり着いていないというところがございますが、このFM島田という媒体を通じて、さらにそうした機能を今後先に進めることができることを可能性として残して、このままの事業のスタイルでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） フェイスブックとか、そういったホームページにかわるものの質問もあったと思うんですが、その点についてはどうですか。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） フェイスブックとかSNSを活用しての広報の仕方というのは、議員からも御提案も何度もいただいているところですし、当町の今年度の予算の中でも、そうした取り組みをするということで、いずれアプリの開設も間もなくできるだろうというところまでいっておりますので、少しおくれぎみではございますけれども、そうした対応もしておりますし、そういうものがあるので、ラジオの放送がなくてもいいかどうかというのは別問題でございます、先ほど議員がFM島田は若者向けかなというふうに言われましたけれども、私もかなり聞いているんですけれども、大分、中高年に受けるような番組が多いと思っております。余り若者向けですと、ほかのFM、結構やっていますので、それとの差別化を図るような、そういう放送の番組の仕立て方になっていると私は認識しておりますが、そういう中で、それぞれの特色、リスナーの特色もあるんでしょうから、一つのツールだけに頼るという時代ではないと思っておりますので、FM島田の放送も活用しながら広報に努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） s m i l e ネットに関しましては、大変よくわかって、理解させていただきました。

11ページの広報という面に関して、今ちょっと申しわけないんですけども、思いついちゃったんですけども、まちづくり公社でございますよね。町のほうもかなりお金を出してやっています。まちづくり公社は、いろいろな町内の情報も提供していきましょよというような形もあると思います。このまちかど情報とかという、こういったものを投げちゃうと言ったら言葉は悪いんですが、そちらのほうで担当してもらってやっていくというようなことも、そうすれば、もっと公的なものでいくのと、あともっとほかの情報も公社のほうでしたら拾ってこられるのかなと思います。そういう中で、そちらとうまくやってもらって、公社のほうでこういったものを企画してもらって、そっちにやってもらうというのは、そういった考えもあるかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 大変理想的な御提案だというふうに思っておりますし、当町としてもまちづくり公社を手がけた中には、そうした考え方も十分持っておりますので、ただ、今、そうしたことが可能かどうかという、今すぐには実現は難しいだろうというふうに思っております、方向としてはまちづくり公社ですので、当然そうしたものも手がけながら、公社としての体力を強めていくというふうにあってほしいというふうに思いますので、町としてもそうした方向で働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがですか。

8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

54ページの研修の中で聞きたいんですが、このごろ町民から窓口の接遇というか対応が悪いということで聞いています。その中には臨時の職員が大分いるのだと思います。そういう中で、臨時の職員の研修も必要ではないかと、この中で、やはり職員と同様の仕事をしていますので、その辺を1点お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

臨時職員の対応というところで、対応の仕方がまずかったというところでのお話でよろしいでしょうか。

臨時職員につきましては、接遇につきましても、こちらのほうでしっかりとした対応をするようなことで、研修のほうも臨時職員につきましては、必要があれば研修費のほうを使って研修にも行かせることができますので、そういったところで、接遇につきましては、特に窓口業務のほうのところの研修につきましては、職員に対しても同じように接遇の研修はやらせていっていると思います。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 今、臨時職員も一般の職員も接遇についてはやっている。それにしても、臨時職員が悪いのか、一般職員が悪いのか知りませんが、行政事務はサービス業ですので、やはりしっかりした対応をしていかないと、町民に非常にいい印象を与えないということになっていくと思うんです。その点について、やはりどう考えても、しっかりやっているということですが、結果を見れば、やっていないんじゃないかなと、私はこう考えるわけです。そういう中で、いつどんな研修をしたのかというのは、昨年、もしわかったら教えていただきたいと、こう思います。

○議長（藤田和寿君） 杉本議員、問題があったということですか。一般論としてのあれですか。

8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 一般の町民の方から、二、三の方から取り扱いが悪いと、以前より劣っていると、こういう話を聞いていますので、どの方がどうということではないですが、その辺で今、質問させていただいたんです。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御質問でございますけれども、事例について、内容等について

詳しく御説明願えますか。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 今の中も一般の方からただそういうことで聞いただけですので、次回、調べてちゃんと報告させてもらいますので、きょうはちょっとその点、誰がどうということではないわけですが、次回、ちゃんとした、どんな形で、どなたとは言えませんが、どういうことかということを見せていただきます。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） なぜ議員にそのような御質問をしたかという、町民の方からこういうような話がありましたと。その場合に、うちの職員がどういうふうな対応をしたのか、町民の方の言い分もございましょうし、それから職員の場合の言い分もございましょうから、客観的にやりませんと、単純に議員がおっしゃるようなことにはならない場合もございしますので、ぜひともそれらについて詳細な事例の内容をお示しいただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） わかりました。それでは、調べて、今すぐというわけではないが、問い合わせのことについてのあれをさせていただきます。

○議長（藤田和寿君） 一般的な話はよろしいですね。

○8番（杉本幸正君） はい。

○議長（藤田和寿君） ほかございいますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今の質問で、同じことを聞こうと思ったんですよ。実は前回から目的があって、そしてシステムが変わりましたですね。それで変わったときに、前回も、前々回ぐらいかな、いつかの機会で紹介したことがあったんですけども、藤枝から来た方が、初めて来た方が、あそこから課まで連れて行ってくれたと。非常に感激したと。吉田町はこんなにいいところなんですか。向こうが悪いということでしょうね、多分。それをそういうふうにしたときに、ちょっと課長のほうから、理由は聞いたんですけども、どうしてもいろいろなメリット・デメリットはあるでしょう。でも、そのときに、今、研修を含めて、すごく前回の対応であるとか雰囲気であるとか、明るかったんですね。明るかったというか、いろいろなものをつくりましたので、ごちゃごちゃしてきちゃって、非常にわかりにくいバージョンになってきたんですね。そのときに、それも含めて、なぜあそこから今のシステムを変える必要があったのか……

○議長（藤田和寿君） 山内議員、窓口業務ですか。もう少し具体的に言わないと、ちょっとわかりづらいものですから、もう少し、申しわけないですけども。

○6番（山内 均君） 先日の日曜開庁業務を含めた窓口での対応で、調べたんですけども、どこで聞いていいかわからなかったものですから、今、全体の感じとして、窓口の中での外ですね、カウンターの外の業務の形で聞いているわけですけども、イメージで大体わかると思うんですけども、そういう意味で、今までのそういう非常に喜ばれた事例があったシステムから、そこで今度は向こうへ変わったという事例、ある程度聞いています。そのやつが改めて教えていただければと思います。

○議長（藤田和寿君） 入り口のところの案内するところが奥へ移ったことに対するというこ

とですか。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総合案内の窓口のことをおっしゃっているかと思います。以前も御質問いただいた中で、山内議員には、あそこの窓口がこちらの町民課のほうに移った理由については、危険なことがあったと、過去に危険な場面があったというところで、あそこは1人ぼっちになっているものですから、こちらに、正面のところに移動させていただいたというところで、理由のほうは答えさせていただいたんですけども、お客様がどんなことを要求されているのかとか、そういう来られた方の要求についても、しっかりと課の中で対応する。特に総合窓口については、お客様が入られたときには、ちゃんと対応するというところでは、課の中でもOJTを含めて研修をさせていただいておりますので、そのときに不愉快な思いをされた方がいらっしゃれば、そのところで改めておわびしながら対応しなければならないと思っておりますけれども、今現在の位置については、これ以上、あそこのところ、場所も狭くはなっているんですけども、対応場所は、先ほど申し上げた理由でこちらに引っ込めさせていただいたんですが、それ以上に、こちらに変わって対応しづらくなならないような形で、お客様に接客をしなければならないと思っておりますので、改めて対応職員につきましては話をさせていただきながら、今までどおりの対応をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今の自衛を考えるというのは、確かに必要なことかもしれないですね。ただ、その事例に関しては、そういうことがあったものに関しては、ある程度やり方によっては防げるわけですよ。要するに僕が一番言いたいのは、今まですばらしいと思って感じていたあの雰囲気、そして特に入っていったときに、真正面にいる環境と、ちょっとこちら、横で話しかける環境が、当然全く違うわけですよ。我々の仕事の中でもそういうことはやるんですよ。そうすると、その中で何らかの方法でできないかなと。要するに一番大事な、一番最初に入ってきた人が全体を瞬間的にあそこを見てイメージをつくるわけですから、そういう意味での改修が本当に効果が、総務課としてどのような効果を感じていたのか。それと、それに対する対応がもしあるようであれば、今私が質問した対応が考えられるものがあるようであれば、またちょっと知りたいんですけども。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総合案内があそこに座っているということではなくて、ロビーに出てお客様を迎えるような形、来られた方に対して御挨拶しながら、どんな御用ですかという声かけですね、声かけができるような状況にするのも、一つの方法かなというふうに思っています。

効果としましては、今までどおり明るい雰囲気づくりと、親切な対応というところで効果を求めていきたいなというふうに思っておりますけれども、今の状況では、あそこにいるだけの状況にはなっておりますけれども、今後、ロビーに出てお客様の対応をすとか、そういうところも考えていく方法かなというふうに思っております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

28年度決算でありますので、状況が変わったということもありますのであれですけれども、余り深くは、少し本来の趣旨と合わないと思いますので……

○6番（山内 均君） わかりました。

そういう意味で、先ほど言われた研修というのが、臨時職員の研修も実際やって、同じ質問をしようと思ったんです。それと同時に、今言った、杉本議員が感じたことは、私が感じています。雰囲気が非常に変わってきたと。その雰囲気の変わり方が自分なりに感じて、私が感じたときに、それは何人かが同じものを感じるかもしれないし、感じないかもしれない。ただ、一番最初の入ってきたときの印象、事件のところですので、ぜひその辺の研修であるとか、やるべきこととか、その辺をぜひ、人が悪いとかじゃなくて、そういうものをつくっていただきたいということをお願いしたいんですけれども、それに対する答えをいただけますか。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員がおっしゃっているのはよくわかるんですけれども、来庁された町民の皆様が完全に満足すると、なかなか難しいことであると私は思っています。完全に100%満足してお帰りになるのは、これは望ましい姿でございますけれども、ただ、人間でございますので、至らない点がございます。そういう点については、至らない点をなくすように、町のほうでも担当の所管課はいろいろ工夫してございますので、それらについてまた見守っていただければありがたいと思っております。

それから、先ほど山内議員の1階ロビーでお客様を迎えて御案内すると、コンシェルジュですね。これは基本的にヨーロッパでもアメリカでも、大きな1階ロビーがある場合には、そういうことをやりますけれども、うちの町の1階ロビーは、そんなに大きくございませんので、私はそんなにコンシェルジュを置かなくても、おいでになられた町民の皆様についてあそこで対応できると、私はそんなふうに思っております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

意味がちょっと違いまして、一番最初に初めて入って来た方が迷っているときに、2階まで連れて行ってくれたということなんです。それを感激して言っていたんですね。そういう意味で、もしそういうことが可能であれば、可能であれば、いろいろな形で、吉田町の優位さであるとか、そういうものが、他と比較して、先ほど言ったとおりです。向こうが悪いのかもしれないし。そういう意味で、やはり実際に吉田町の非常にわかりやすく、明るくて、親切だとか、そういうところをぜひ、逆に大きなところじゃないものですから、目指していただきたいというのが私の質問の趣旨なんです。わかっていたいただければと思います。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 全く初めて入ってきた方が、あそこで本当に戸惑うようなことはあるのかもしれませんが、1階ロビーはそんなに広くございませんので、入れば大体視界の中に入りますので、恐らく全く初めて、吉田町を全く知らない方が入ってきて考えたときに、大体そこに図示されておりますので、そこへ行ってお話しされれば、大体わかると思いますけれども、その辺については御容赦賜りたいと思っておりますけれども。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがですか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

参考資料の25ページなのですが、生活交通確保対策事業について伺いたいと思います。

28年度に新たにこれまでの吉田町生活交通確保対策委員会から、吉田町公共交通会議というものが新しく設置をされたということで記載されておりますし、内容確認のときにも、その中でどうした議論がされたのかということでのお話も伺いました。

ところが、28年度で議論した中身というのが、藤枝、あるいは島田からの路線バスの確保ということで、国からの補助金をいただいてバス車両の購入というようなこともお話を伺いましたが、27年度までの委員会と、それから28年度に設置された公共交通会議という名称は変わっても、会議の中身、目的が先日のお話では路線バスの確保と、路線の確保ということで、同じような回答をいただいたような気がするんですが、新たに設置された交通会議の目的が、その路線バス以外に目的があれば、その内容について確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） その内容を確認してからの質疑はありますね。

○5番（大石 巖君） はい。

○議長（藤田和寿君） 御答弁お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま議員から御質問がありました地域公共交通会議の設置ですが、これは平成28年7月1日に新たに設置をされた会議でございます。ですので、以前から変わったという会議ではなくて、新たに設置をされたという会議でございますので、まず1点、確認をお願いしたいと思います。

また、この地域公共交通会議につきましては、道路運送法の規定に基づいて、地域における需要に応じた、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他、利便の増進を図るということで、地域の実情に即した輸送サービスの実現ということを協議するための組織として、この地域公共交通会議というのを設置したものです。この会議の委員は、町長初め、あと一般旅客の運送事業者、いわゆるバス会社ですね、バス会社であるとか、タクシー運送会社であるとか、そうしたところが、また国交省の中部運輸局も入っております、そうした会議となっております。

なお、これまでありましたのは、生活交通確保対策委員会という会議がございまして、これは現在もあるわけですが、これは庁内のいわゆる庁舎内の会議となっております。これはあくまでも、この組織は、町内の運行するバス路線に関する具体的な施策を協議する組織ということで設置されているものでございまして、町長以下、副町長、それから総務、企画等々、福祉の課長さんを含めた課長級の職員で組織しているものでございます。

先ほど地域公共交通会議2回開催ということで、昨年度2回開催をされております。こちらの中央スタッフの中にも、25ページ、26ページに、こちら会議の開催内容、それからあと内容につきましても一応掲載させていただいております、昨年度につきましては、地域公共交通確保会議の中では、やはりいわゆる町内に走っております3路線のバスのうちの2路線、いわゆる赤字路線といえますけれども、国庫補助対象路線になってはいますが、そのうちの藤枝線につきまして、こちらにこういう民営方式の車両の購入ということが御議論されまして、こちらのほうで購入をして進めていくというような協議がなされたという会議ござ

います。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

そうした説明の中で、この地域公共交通会議設置要綱という部分ですね、28年7月に施行されていますが、その会議の所掌事務の中で、2番に町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項ということで、町が運営をして有償の運送をするというような中身に読み取れるんですが、こうした事務も、この会議の設置の目的の中に入っているわけですし、こうした目的に従って、2回の会議の中で、この町運営有償運送に関する議題がどういふふうに議論されたのか。そして、その方向性として、どういふふうな町としての施策が検討されたのか、その点伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま議員から御説明ありました吉田町公共交通会議の中で、いわゆる町営バスといひますか、デマンドであるとか、そうしたことが話し合われていたのかどうかということの御趣旨だと思います。実際にこの会議の中でも、吉田町の公共交通に係る現状と課題という中で、今後、その高齢者等が増えていく中で、そうしたバスはどうかというところの御議論もされております。

これは、すみません、ちょっと記憶が定かではないものですから、一般質問か何かでもお答えをしたというふうに記憶をしておりますが、その中で、いろいろなバスとかが、デマンドであるとか町営バスがありますけれども、近隣の具体的な業者さん等の事例を踏まえたと、やはりバスの利用者がいないとか、それとか、廃止をしたところに入れても、ちょっといろいろななかったよとか、あと運転手の確保が非常に難しいというようなどころ等々がありました。

また、今後については、これは今後も議論していくという中で、まだ今現在の中での吉田町の現状を見ますと、時期尚早じゃないかというような意見が委員の方から出ておりました。

今後、やはり高齢化であるとか、そうした道の状況、またバスの状況、タクシーの状況等々を踏まえながら、この委員会の中で話し合いをしながら、吉田町の住民にとっていい公共交通が、一番いい方向のほうで進められていければというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（大石 巖君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

先に言ったのは、山内議員ですか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 36ページを見ていただけますか。36、37ですね。シティプロモーション事業費ということです。

次の質問をしたいものですから、この中で19の項目にまちづくり公社負担金というものがありますので、その内容をちょっと教えていただけますか。次の質問のために確認をしたいんです。

○議長（藤田和寿君） 本来なら全協でお願いしたいんですが、次の質問があるということで

……

○6番(山内 均君) わかるように、必要なことです。

○議長(藤田和寿君) 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長(谷澤智秀君) 企画課でございます。

ただいま山内議員から御質問ございました公社の負担金、19節のほうでよろしいですか。

○6番(山内 均君) はい。

○企画課長(谷澤智秀君) こちらにつきましては、公社の運営といたしますか、まず人件費であるとか、あと自主事業の関係の立ち上げ当初になりますので、そちらの経費が主なものとなっております。その他のものについては、委託料であるとか、そちらのほうでしておりますので、ここの負担金というのは、公社運営に係る経費ということになります。人件費、それから自主事業等の目的に沿った事業を実施するための必要経費ということで、負担金のほうを計上してございます。

以上でございます。

○議長(藤田和寿君) 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) 私だけが知っていてもいいものか、みんなが知っていたらなという思いに関しては、どこであっても何回も質問、確認はします。

その中で、その次のページの37ページ、一般社団法人吉田町まちづくり公社の一番最後のところに、婚活イベントや創業支援セミナー、婚活イベントですね、混合でやっています。多分、ウオーキングの話もこの中にあると思います。婚活イベントに関しては、商工会議所で前身が出てきて、現在もいろいろな新しい企画が出てきています。その中で、なぜここに商工会でやったやつがこの中に入ってきたのか。要するに、できたら商工会とかそういうところに、できたら減らすだけではなくて、そういうものをしっかりした目的があれば、それに向かって、やはりこういう今、吉田町が一番重要視している少子化の問題と人口減少の問題と、それに対して非常に有効なものを打ち出していますので、その辺も含めて、ぜひこういう形で、もしこれがさっきの自主事業の中に、それを外す、外すというか、そっちへ委託することができて、そして町と商工会と共存することができれば、この金額ももっともっと節約ができるんじゃないかと。そして、効果も、町全体の商工会の組織をつくった効果があらわれるんじゃないかと思って質問したわけですが、その点のなぜここにこういう形で同じように入ってきたのか。それは委託というか、信頼していただけませんかということでお聞きをします。

○議長(藤田和寿君) 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長(谷澤智秀君) 企画課でございます。

ただいま山内議員のほうから、いわゆる商工会といたしますか、ほかの団体でもあるんじゃないかということがまず一つ。それから、商工会、これまでも活動していく中で、商工会もひとつ中心としたこうした事業を直接やっていってはどうかというお話だと思います。

まず、このまちづくり公社の中のメンバー構成というのは、当然商工会も含まれた中では、いわゆる公社を設立しております。ですので、例えば昨年、婚活も含めた地域創生の補助金があるわけですが、その関係で、まちづくり公社、一つ、受託というか受けているわけですが、そうした中で、商工会も一緒になって実際に行っております。ですので、まちづくり公社が別組織という考え方ではなくて、商工会も含め、また漁協等も、それからほか

の産業4団体もそうですが、あと一般の企業も含まれた中で事業を今後進めていきたいということもございまして、まちづくり公社に今回お願いをしたところがございます。

ただ、全く商工会も一緒に連携してやっておりますので、その点はお間違えないようにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

商工会議所さんもやっているということで聞きました。その中で、実際、そうすると、やはりその部分に関しては、ある程度お任せをすとか、密にやっているとか、当然その中に入っているということだから、いずれにしても、ウイン・ウインな関係をどこかで築いていかなければならない。それを築くことができれば、一番順調な政策が進んでいくのではないかと思いますので、その辺もこれから町で考える、いかにしてウイン・ウインの関係をつくっていくかということで、もし計画とか、そういうものとかがあれば、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

御提言のほうありがとうございます。

まず、まちづくり公社は、先ほど来申しましたとおり、いろいろな団体が集まって、今後、吉田町の町づくりを進めていこうということでの一つの協議体といいますか、公社になります。そうした中で、先ほども商工会の話が出ましたけれども、今現在、今年度についても、婚活イベント、今年度についても、今協力して、公社、それから商工会と一緒にあって、町も入りまして、現在いろいろ事業を進めております。これまで顔合わせもなかなか、部門部門でありましたけれども、今はそうした婚活のイベント、それからあとは庁内の自主事業として、公社が中心となって今、事業をしております。企業からのネットワークづくりの中でも、商工会のみならず、いろいろな事業体と町と連携をしながら進めているところでございますので、今後も、一つは、まちづくり公社を中心とした形での連合体といいますか、組織体というのをもひとつ考えられると思っておりますので、今後とも皆さんと協力しながら、町づくりのため進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 婚活イベント、商工会がという話もございましたけれども、議員も多分御承知されていらっしゃることでございますが、このまちづくり公社の立ち上げ、それからまちづくり公社へ委託した事業については、38ページごらんいただくと、財源内訳のところに特定財源ということで、地方創生加速化交付金の繰越明許ということですが、そもそも地方創生の取り組みの一環として、国に申請をして認めていただいて、地方創生を図る手段として婚活イベントなどもメニューとして上げてあつたのでございます。しかも、実施については、まちづくり公社が実施をすると、委託をして実施をするということで、それで、立ち上げ初年度ということで、立ち上げただけでは、公社としての実態が非常にわかりにくいということで、事業まで行えるだけの計画をつくって、それで28年度、初年度、立ち上げて事業まで行えると、そういうところまで財源手当もしておいたということで、その

一つとして婚活イベントがあったわけですが、そこで、公社、でき上がってすぐ企画を練ってというようなところまでは、なかなか事務局だけではいけないものですから、そうした中で、商工会青年部の皆様方については、具体的なイメージも持っていらっしゃるアイデアがございましたので、公社の社員として入っていただいている商工会に、社員としてのかかわりを通じて、実際にやる、マンパワーの出役も含めてお願いをさせていただいたと、こういうような、そういう経過で28年度というのは事業を行ってきたと。

これについては、地方創生加速化交付金の財源が及ぶのは28年度まででございますので、29年度以降というのはひとり歩きしていただかなければいけないと、こういうような、公社で考えて、公社としての財源も自分で手当をしながら前に進んでいかなければいけないと、それが29年度でございます。その一環として、町でも、町が立ち上げに中心にかかわっておりますので、社員の皆様方とも連携を図らなければいけないわけですが、町としても側面的に支援をして、また町の町づくりにつながるというような事業立てをまちづくり公社が行えるような財政的な支援も、補助金の形でいくのか、負担金の形でいくのか、委託料の形でいくのかというようなところで、予算措置ができるような体制は今整えているというところでございますので、公社の自主事業をどういう形で展開できるかと、それが吉田町の発展に今後寄与していただけていただけのものだというふうに思っておりますので、公社の体力を一日も早く強めていただくというところへ今後力を入れていかなければいけないだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

まさに、非常にすばらしい回答だと思うんですね。それが今言われた初年度であり、これから試行錯誤が続く中で、必要なものというの、目的はわかっているわけですから、少子高齢化とか働き方とか、そういう形の創生であるとか、それに向かってやはりやっていただけのような形がいただければということで、これで満足して質問を終わらせてもらいます。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがですか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

今と同じところなんですけど、先ほどまちづくり公社の負担金の中には人件費等も含まれるというお話でございました。立ち上げてまだ1年ですよ。そうした中で、事務局と言ったらいいのちょっとわからないんですが、外国人の方であるとか、もう帰っちゃっていないというような話なんですけど、もともと事務局等の選考と言ったらおかしいんですが、1年くらいでいなくなっちゃうような方というのが、立ち上げてすぐなんだから、ある程度事業が落ち着くまで職員というのはいたほうがいいというふうに私は思うんですが、入れかわりがどうなっているのちょっとわからないんですが、その辺のところは、町としては負担金を出している中で、チェックというのか、そういったことまではできないものなんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいまお話に出てきた外国人のスタッフとかいう方については、初年度、事業を展開する中で、この地方創生加速化交付金の事業の中で情報を収集して発信をするための、その準備をするためのスタッフとして事業で採用したものです。事務局職員と

いうことよりも、事業を行ってもらっていたわけですね。地域おこし隊ということで2人、この加速化交付金の事業の中で採用しております。

したがって、お一人、ポーランドから来られた方については、ビザの関係もございましたので、帰国をされたということで、やむなく、継続的な雇用というのは無理だったわけですが、もうお一人の方についても、事務局職員ということではなかったものから、事務局職員としての雇用も模索したわけですが、いろいろな要望もございましたし、事務局として定着していただくところまでは至らなかったと。

なかなかこのまちづくり公社を次につなげていくためには、やはり事務局の体制というのも非常に重要なことになってまいりますので、町としても、町も公社の社員の一人でございますので、しかも、中心的に町長が発起人、代表を務めていらっしゃるということで、そういう中では町もかかわりをかなり深くしております。

今は須永副町長、退任されておりますが、それまでは理事長を務めていらっしゃいましたので、かなり深くかかわりながら運営をしているわけですが、人の確保、それから事業をどう展開していった、それをどういう財源で賄っていくかというところの道筋がまだ明確にできていないというところもございまして、さらに町と連携をしながら、事務局、それから事業に向けての事業スタッフの確保というところについては、今後、もう少し安定的にしていかなければいけないだろうというふうに思っています。

今のところは、少し人の出入りがちょっと多くなっておりますので、そうした中では、もう少ししっかりしたスタッフを確保できるように努力をしなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 事業スタッフという形だったというのは知らなかったの申しわけないんですが、予算のほうも、要は単年度でつけて雇用したということでありませぬ。

立ち上げ当時なのであれなんです、町内の方は、何とかボランティアスタッフという形でいたようなんですが、そういった給料をもらうような方に町内の方が見えないところがあります。よそから見たほうが、町内のことはよく見えるよというのも一理はあると思うんですが、全く町内の方がいないとなりますと、それこそ町の歴史であるとか、そういった面でもわからないことが多過ぎるのではないかなと思います。そういう中で、今後の話になってしまうかもしれませんが、町内のことも、歴史であるとか伝説であるとかということも知った方が、こういった業務スタッフに入ってくれば、よりまちづくり公社としてもいいのかなと思いますが、その辺のところも考慮して、今後、人選というのか、考えていくということでもよろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいま事務局のスタッフ、日常的にいるスタッフが3人おりますけれども、そのうちの2人は町内の方になっております。あと施設管理として、夜間とか、休みの日とか勤務していただくスタッフがおりますけれども、そこについては町内の方がいらっしゃらないと、今のところですね、というところで、町内の人材の活用というのは、やはりそれほどうまくいっていないということは自覚をしておりますので、しかも、今後、情報発信をとにかくしていただかなければいけない公社でございますので、そうしたところで、

町の人材の活用ということも当然一つの方策としては考えていくべきものでございますので、今御提案いただいたものについては、私どももそういう意識を持っておりますので、そうした方向で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） 本年度絡みの質問が大分多岐にわたっていますので、十分注意して質問してください。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

34ページの内陸フロンティア推進事業費について伺いたいと思います。

35ページのほうに高島地区の進出企業2社内定ということで書いてありますが、高島7号線の町道の延長拡幅という設計も出てきましたし、そういう点では、この高島地区の青写真といえますか、利用計画図のようなものができ上がっているのではないかと思うんですが、その進捗状況についてはいかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 決算を受けての。

○5番（大石 巖君） はい。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま大石議員からのお話でございます。シーガーデン、内陸フロンティアの推進費ということで、こちらの評価のほう等を記載しておりますけれども、この企業誘致の2社ということで、これは過日の行政報告会でも資料のほうをお出ししたかとは思いますが、いわゆるあそこの高島地区の一番西側の一角になりますけれども、そちらに2社が一応進出するというようなことで、昨年度の評価ではそういう形で進出することになっております。

その内容につきましては、先日の行政報告会におきましての資料が今現在お渡しさせていただいているものということになります。それでよろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

地元のほうから災害時の避難地の確保とか、あるいは公園、広場、地域住民が集まる場所が、その地区内に確保してほしいというような要望も私は伺っているわけですが、そうした点も含めて全体の配置図といえますか、どういうふうに利用されるのか、その辺の計画、図面ができ上がっていれば、早急に地元のほうにお示しをしていただければ、大変ありがたいじゃないかなという、そういうふうな意見も出ていますので、その点を伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今、地元に対してそういう声があるということでございますが、内陸フロンティアのあそこの場所についても推進協議会を立ち上げております。その中には自治会も入っておりますし、地元の地権者の皆様方も入っていただいているという中で、その推進協議会においても、そうした要望というものは全く出ておりませんので、そうした、誰がおっしゃっているのかも教えていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 反問ですので、詳しくお答えください。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 申しわけありません。私のほうも、その地域の要望として出されているものというふうな思い込みと申しますか、地元の方から、小山、それから高島、あの地域に皆さんが集まる公園や広場がないと。内陸フロンティアのそうした開発地域があれば、当然大きい面積ですから、その中に公共広場が確保されるんじゃないかということで、それについて地元としてもぜひつくってほしいというような声も聞きました。私は、誰が言ったかということは申し上げられませんが、そういう声も聞いていますので、地元の自治会を通じて、そうした協議会の中にも反映されているものというふうに思って今質問したわけです。そういう点では、その中で議論されていないということであれば、それなりのまた地元に対する返事をしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 議員にお願いでございますけれども、内陸フロンティアのあのエリアというのは、公共開発ではございません。あくまでも町が絵を描いて、民間が開発をするという手法でございますので、町が行っているのは、道路の拡幅とか、橋梁の設置とか、あそこを開発できるための基盤整備は行いますが、それ以外のものというのは、民間で開発をしていただくというコンセプトでございます。したがって、民間が土地を買って、そこに開発を進めますので、そこに公園をつくったりとか、公共公地をつくったりということは基本的にありません。そういう説明をさせていただいているはずでございます。

ただ、防災上の備えをあそこにしていきますので、生み出された緑地については、非常時に仮設住宅用地として提供していただけるとか、そういう協定は結ばせていただくと。そういう協定を結んだ中で使えるようにもさせていただきますので、緑地といっても木を配置するとかいうことになると支障が出ますので、それなりの緑地の配置にさせていただくというような、そういう内容をお願いをしております。

そういう御説明をさせていただいたつもりでおりますので、地元からそういう声が上がれば、そういう事業コンセプトではないということで教えていただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

今の説明を伺いますと、いわゆる開発行爲として生み出された緑地帯、緑地広場ということで理解したいと思いますが、その点について、先ほども質問しましたが、工場の配置、あるいは道路の配置、緑地の配置、そうしたものを地元の方に早く提示をしていただくということはいかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 決算と大分変わっていますけれども、お答えをいたします。

ただいまこの事業の進捗というのは、土地を取得できる契約までようやくこぎつけるという、そういう状況でございます。その契約も順風満帆な状態ではなくて、ようやく合意できたという、そういう状況でございます。

今後、用地取得に企業のほうも入っていくこととなりますけれども、そうした中で開発行

為も起こしていくということになりますので、そういうものができ上がって、情報がオープンになるような時期がまいりましたら、当然最初に推進協議会に出してまいりますが、その後、地元の皆様方にはお示しをさせていただかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○5番（大石 巖君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

資料の6ページですけれども、全協でも同僚議員も伺ったんですけれども、一般行政事務費で、ちょっとした事件のことも出たんですけれども、この事件というのが平成28年からの事務に係るよということと、この事件は特殊なものだというふうに伺ったんですけれども、そういう中で、一般事務として、普通、民間では、毎日、仕事をやったりすると、日報というのを出して、僕は建設業だったので、特に現場単位の日報なんか出して、それをもとに上の方が何をやったかとちゃんと確認してくれて、例えば工程表があれば、工程表なんかと見比べて、その仕事が進捗状況とか確認してくれたりしているんですけれども、そういう中で、この行政事務費というものの中で、一般事務としてどのような形で社員の指導をしているかということ、例えば派遣の命令とか、報告とか、相談とか、指導とかというような形の中で、どういう形でやっているかちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

1点、議員にお伺いしたいんですが、特殊なものという表現がございましたけれども、特殊なものというのは、どういう……

○総務課長（久保田明美君） 全協で。対応についての特殊なものということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 一般論を聞いているんですよね。違いますか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） この間起こった事件が特殊なものですよと、たしか塚本理事がそういうふうに言ってくれたよということと、事件があったけれども、特殊なものでしたねということと聞いたままを言っただけです。

それで、そういう中でも、ここに行政事務は円滑適正に執行されたよという形になっていて、それが28年度から事務事業が関連してきたよということとこの間伺ったもので、そういう中で、例えば僕は民間としてこういうことをしているけれども、役所としてはそういうような形の中でどういう形で職員に対して指導というか、そういうものはあるんですかということと伺ったんです。

○議長（藤田和寿君） 今回の事件に対してということですか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 事件が起こっちゃったもので、普通はこういうことをやっていますよというのはあると思うんですけれども、今回、昨年から関連してこういう事件が起こっちゃったもので、余計にそういうことを聞きたいなということとありますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

失礼いたしました。特殊なものというのは、そちらのほうの特殊なもの、申請のほうの特殊なものということで、すみませんでした。ちょっと理解が違ったものですから。

事務につきましては、各課の課長については、庶務規則にのっとりた中で事務を行っているわけですし、その中で「報連相」というところでは、報告、連絡、相談、相談については、各課長がしっかりとそこところは把握しながら相談にも乗るし、報告を受けているとは思っておりますけれども、それについて、今、特殊な事情のところの事務については、それについてそれぞれの日報とおっしゃいましたけれども、日報をつけているかというところではお聞きになったかと思っておりますけれども、そのような日報のような形ではないかと思っておりますけれども、こういうことがあって困りごとがあったとか、対応記録については各課つけているものですので、提言記録というところをつけておりますので、そんな困難事例については記録はつけているものでございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木。

テレビの記者会見ですか、あの中で課長が知らなかったというようなことを言っていたもので、あえて日報とかそういうものをつけていて、先ほど言ったように自分の仕事、あとはその上司に判こを打ってもらうんですけれども、見てもらって、そういうのはあったなら、ある程度そういうことがわかっていて当たり前かなと。わかっていなかったら、今言ったことが成り立っていないもので、言っていることとやっていることが違っているのにおかしいんじゃないかと言わざるを得ないですね。なので、その辺で、今こういうことを聞いたんですけれども、ということは、はっきり言って、こういうふうにするようになっていると、それをやっていなかったということですよ、結局。

今、課長が「報連相」というような形でやっていますよと。それで、日報はないですけども、ちゃんとした記録はつけていますよというお話があったんですけども、そのインタビューは知らなかったということは、そういうことはやっていなかったということの解釈でよろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

事件のことにしましては、平成28年度から長い期間を要して対応してきているというところは、私どもも聞いているわけでございますけれども、その中で、今、事件に関しての記録については、申請があったときの受け付けとか、申請が不備であったときの記録とか、そういうものは残っておりますので、そのところで把握はできるかと思えます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） ちょっと今の答弁、納得というか、よく理解できないんですけども、ちゃんと見ていなかったんじゃないかと。4月にかわったばかりだということから、それもあると思うんですけども、それと、事件があって、その内容が、確かにまだはっきりしたことは聞いていないですね。町からも僕らも説明をちゃんと受けていないし、記者会見であるとは町長が謝罪したと、そういうことはわかっていますけれども、ほかのことはちょっとわからないもので、僕もそれ以上は聞くことができないかなというふうに思うんですけども、

ただ、そういう中でも、今聞いたことで、そういうちゃんとした指導というか、そういうものはシステムのものはあるよということの中で、こういうことが起こっちゃったということなもので、やはりその辺は何らかの原因があったんじゃないかということをやを疑わざるを得ないものですから、その辺で今それを聞いても、なかなか今の答弁を聞くと、もう何を聞いてもちょっとあれかなと思うので、休憩時間もなくなっちゃうので、以上にします。

○議長（藤田和寿君） よろしいんですか。

○9番（八木 栄君） はい、結構です。了解。

○議長（藤田和寿君） すみません、大分時間もあれで、休憩をとらずにきていますが、ちょうど次で説明員の入れかえなものですから、もしあるなら、もう少し、ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。休憩中に説明員の入れかえを行います。再開は11時半をお願いします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時30分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、2款総務費の2項徴税費から6項監査委員費までについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。休憩中に説明員の入れかえを行います。しばらくお待ちください。

休憩 午前11時33分

再開 午前 11 時 35 分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、3款民生費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

105ページの繰越明許でのアスカの里の事業について伺いたいと思います。

昨年8月に開設をしまして、29床ということで、特養として地元として大変利用しやすい施設ができたのではないかと、皆さんも喜んでいただけたわけなんです。実際に入居されている方が年度末で15人、今18人というふうなことを伺いました。29床、大変身近な特養ということで、開所されれば、皆さんが利用されるんじゃないかなという期待があったわけですが、定数の半数ちょっとということで、なかなか入所が少ないと。こうしたことに対して、町として、本来であれば、すぐに満床になるべきではないかなと思うんですが、何か要因があったのでしょうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

御質問のとおりアスカの里は、吉田町に地域密着型サービスという形で建設のほうをされました。町内の方が入所できる施設になるわけなんです。介護度3以上の方が入所できる施設となっておりますので、3以上の該当者に関しては入所ができるような形になっております。

徐々に入所していただきたいと町のほうでも考えております。対象者の方でも、もう既にほかの施設に入所していて、なれて生活をされている方もいらっしゃいますし、町内では介護3の方というよりも、介護1の方がとても多い状況でありますので、誰もが入れるような施設ではなくて、介護が必要になった方が入る施設という形で、余裕を持って施設のほうを用意してあるという形です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

これまで特別養護老人ホームというのは、町内にもありますし、それから他の市町にもあるわけですが、入所となると、いろいろなところを訪問したりして、なかなか入所が定まらないという経過が今まであったわけですが、ところが、身近なアスカの里があるということで、希望が本当にそこに集中するんじゃないかなという期待もあったわけですが、今話したように徐々にということで、しかし、せっかく県の補助金を使って、こうした地域密着の施設をつくったわけですので、その効率的な利用については、町としてもしっかり見ていく必要があるのではないかなと思います。

開設から1年が経過しましたが、この間、そうした利用の点、あるいはその中での問題が何があったのかということの指導や、あるいはそうした監査的な内容について、町としてどういうふうなことがされたのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 監査の件なんです、地域密着型となりますので、町のほうで監査のほうをさせていただくような形になります。

今、監査というほどではなくて、介護相談員というものが月に何回か各施設を回らせていただいて、問題があるかどうかとか、利用者さんの御意見を聞くだとか、職員の方の意見を聞くというような対応を行っております。その中で、特に大きな課題とかも上がってきていないものですから、そこの相談員のほうからこんな意見があったよというような、中で楽しく生活できていますよとか、そういった御意見のほうは、町のほうに報告のほうは上がっております、特に課題というものは上がっておりません。

アスカの里のほうからPRのほうをしたいと思うよということで、町のほうに相談もありまして、民間の施設でございますので、町でPRというほどのものではなくて、どのようにPRされますかということで確認をしたところ、片岡の辻のところに看板を立てますとか、そういったような御意見のほうをいただいて、皆さんに周知のほうを図る作業をアスカの里のほうで実際に行っていたいております。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

確かに、新聞の折り込みとか、それから町内会の回覧とか、アスカの里の入所の御案内のチラシが入っているわけで、その点では皆さんの目にも届くんじやないかなと思いますが、ただ、例えば杉の子園とかについては、かなり充足率、50床のうちほぼ満床のような状態になっているということでありますので、そこと比較しますと、せっかくなつくた新しい施設ですので、なぜそこが入所が足りないのかなという疑問がありますし、それについても、町のほうとしても、しっかりとそれに対する指導、あるいは援助も必要ではないのかと思いますが、入所を促進していくための援助の方策について、町のほうとして何か考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

町のほうの援助、方策ということで今御提案があったわけなんです、2カ月に一度、運営推進会議というものを各事業所でいろいろ行っています。アスカの里も2カ月に一度、会議のほうを行っていただいています。地域の民生委員ですとか、町のほうでも出席をさせていただいて、あと地域包括支援センターの職員も参加しているんですが、利用者の声というのをそちらの会議のほうへ反映させるなどして、利用者さんが利用しやすくするための会議のほうはさせていただいております。

先ほど杉の子園などは大分充足しているというお話があったんですが、杉の子園も最初のうちは、やはり急に全部満タンになるわけではなくて、徐々に地域の方から信頼を得て、だんだん入所されていくというような形でしたので、アスカの里もそのようになっていただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 町の援助と言っていましたけれども、質問ですけれども、具体的に何かされるか、援助というもの。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 援助という点で運営推進会議のほうを行って、助言のほうをさせていただいているという形です。

- 5番（大石 巖君） 了解です。
○議長（藤田和寿君） よろしいですか。
○5番（大石 巖君） はい。
○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

12番、増田剛士君。

- 12番（増田剛士君） 12番、増田です。

99ページの老人福祉対策で、全協のとき高齢者移動支援事業という形でお聞きしました。その中でアンケートをとっていますよということの中で、その中で利用者は満足しています。予約ができないという点は課題であるね。あとボランティアの育成が必要ですね。あとボランティアさんに言わせると、安全装置のついた車だったら、もっと利用がボランティアにとっていいねというような話が出ていましたということをお伺いしました。

実質、人数が昨年度からぼんと減っている中で、このアンケートに対して、今後どのような対応をされていくのかというのがまず1点。まず、それをお聞きします。

- 議長（藤田和寿君） 福祉課長補佐、杉田香織君。
○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

確かに実績のほうは、随分利用の数が減っているというのが現状です。アンケートの中から、利用されている方はとても使いやすいサービスということで好評を得ているわけなんです。実際に利用できる対象の方が、要援護高齢者や閉じこもりの方に限られているというところもありまして、利用の数が伸びてこないというところもあるかと思えます。

あと利用の目的についても、要援護高齢者であれば、病院の受診や役場、さわやかクラブ等の利用目的も限られているところと、あと閉じこもりの方であれば、さわやかクラブ等の行事に参加するところに限られているところです。ですので、また今年度、29年度、介護保険の事業計画と、高齢者の保健福祉計画の策定の年にもなっておりますので、委員会等の中でどのようなサービスにしていくか、利用の目的であるとか、対象者のところがこのような形でいいかどうかといったところも検討して、この事業のほうをどのように進めていくか、30年度からどのようにしていくかというのは検討していくような予定でおります。

- 議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。
○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

今、利用者にもいろいろな規定というかがあるということでありました。

総合戦略KPIのところに出ている、日常生活移動支援事業というのが急に出てきているんですが、この事業としては、特に予算立てとかないわけなんです。その中で延べ人数が49名。上の高齢者移動支援の延べ人数が、たまたま49名なのか、よくわからないんですが、日常生活移動支援事業と高齢者移動支援事業は、全く別なものということで解釈してよろしいのでしょうか。こちらの日常生活移動支援というほうは、いろいろな縛りがなくて、高齢者でも誰でも使えるような事業を考えているということですのでよろしいのでしょうか。

- 議長（藤田和寿君） 福祉課長補佐、杉田香織君。
○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

こちらの99ページに書いてあります日常生活移動支援事業という表現なんです。ただこの事業そのものは、事業立てがまだでき上がっていない段階です。上にあります高齢者の移動支援事業をひっくるめた新しい事業を展開していきたいと考えているところなんです。

まだそこがどのような移動支援事業にしていくかというところがきっちりできていないところですので、今度の委員会の中で、どういうふうにしたら、高齢者に限らず、皆さんの日常生活をどのように移動の確保をしていくかというのをまた検討していきたいと考えているところではあります。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

そういった中で、先ほどのほかの課のことなんですが、生活交通会議云々の中で、喫緊の課題ではないというような御答弁がありました。福祉関係というか、高齢者移動であるとか、これから立ち上げていかれるであろう日常生活移動支援のほうでは、必要性があるような話も出てきているわけであって、これは28年の決算ですから、28年の時点でそういう話が出てきていると私は解釈しています。その中で、一方では喫緊の課題ではないというような判断がされているというところで、非常に縦割りで余りにもされているのか、その辺のところについてお伺いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいまの御質問でございますが、先ほどの生活交通の中で、地域公共交通会議の中でどんな意見が出たかという中での一例を示させていただいたものに対する御質問と思いますが、やはりこの中でも、この会議の中でも、そのときも自分は言ったつもりでいたんですが、今後、高齢化が進展してくるという中で、当然課題としては持っているという中での発言だと私は見ておりますが、今後、確かに生活交通ということで、バスだけではなくて、先ほど来のいわゆるボランティアの今の移動支援とか、そうした総合的な観点から、住民の足といいますか、特に高齢者の方ですね、弱者の方のところをどう見ていくかというところがやはり一つ課題になってくるかと思っております。

今後につきましても、これは昨年度までの会議ということでございますので、経過のほうを報告させていただいたわけですが、今後、その辺も踏まえて、また会議等も開催されていきますので、また福祉のほうでは福祉のほうで、高齢者の方、どのように利便性を上げていくかという課題もありますし、総合的な考え方でこちらの会議のほうも進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課の中でアンケートをとらせていただいております、その紹介のほうをさせていただきます。

その中で、私たちのほうは喫緊の課題とは捉えておらず、今後の課題というふうに捉えているところなんですが、外出についてひとり暮らしの方にアンケートをとらせていただいております、外出はどのような手段で行っていますかというところで、自分の自家用車の割合が57.5%というパーセントです。半分以上の方が御自分で移動していますよということですので、3年前にアンケートをとっているんですが、同じようなとり方をしております、そのときは13.5%という形です。3年前に比べると、自分での移動が確立されているということがうかがえると思います。なので、現在の段階では、移動手段というのは自分でとか、家族

で運転して移動ができていますよということがわかりますので、この高齢者がまた何年かたつうちに自分で移動できなくなることを想定したサービスをまた考えていくというようなつもりで、うちのほうは計画の中で考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

今の福祉課のほうのアンケートで、3年前よりも自家用車利用が増えている。3年前よりも、多分お年も召しているんですね。その中で、今、高齢者の方の自家用車での交通事故であるところが非常に増えてきております。

一方で、免許を返納したいけれども、なかなか移動に困るからできないよというの、実際問題としてあると思います。そういった中で、移動支援と公共交通、一緒じゃないとは思いますが、そういう中で町として何かしらの施策をしていかないといけないのかなと思うんですが、3年前よりも自家用車を使うのが増えた、非常にびっくりしたんだけれども、そこにはほかに手段がないから車で行くようになったというところを読み取れるんでしょうか。それとも、ただ単に、とった対象が多分同じ人じゃないかもしれないんですが、その辺のところの分析というのはどのようにされているんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

御質問のとおり、対象者は65歳以上のひとり暮らしという表現でアンケートをとっておりますので、全く同じ方ではないと思っております。中にはダブっていらっしゃる方もいらっしゃると思いますが、何のために外出しているのかなといったところなんかも、少しアンケートを入れさせてもらっているんですが、買い物の方が多くいらっしゃる、その買物が自分で行けなくなった場合はどのようにしたいかといったところをアンケートをとっているんですが、特に要望はしないよという方が一番多かったんですね。ほかに調査している中では、調理したものを買ってほしいよとか、外食で何とかしたいよとか、配達による出前をお願いしたいよ、自分が買って来たお弁当を食べたいよといったようなことがある中で、特に今のところ要望がないという表現なので、先ほどおっしゃいました、行く手段がないので、自分で車で行っているというのではないんじゃないかなと。自分で買い物に出かけたいんだというところがうかがえると判断しております。

手段がないようであれば、ふだんの配達をお願いしたりとかという希望になるのかなと思うんですが、手段がないわけではなくて、御自身で外出できる、したいという部分もあるのではないかと。

あと、今、介護保険の認定ぐあいが、吉田町は介護1が一番多いですよという御案内をしているんですが、元気な高齢者が多いということもあって、車で自分で自立した生活を送られているところだと判断しております。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

わかったようなわからないような話なんです、3年前より増えた理由というのが、特別な理由はないということによろしいんですね。

出かけたきゃ自分で出かけるし、出かけられなくなったら、デリバリーで頼めばいいよ。

非常に吉田町の人というのは、いい人だなというふうに感じます。そうなってくると、先ほど言っていた移動支援に関して、利用者どんどん減ってきますよね、そのような考え方でいくと。その目的がひきこもりとかそういったものをなくすために外に出しましょうという、連れて行きましょうということですよ。そうなってくると、矛盾が出てくるというのか、そのやり方に対してどうなの。出なくてもいい人が多いんだから、わざわざ引き出す必要ないじゃないかという話になってきますよね。その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） ひきこもりじゃなくて、閉じこもりです。

○12番（増田剛士君） 閉じこもり。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 出かなくてはいけない方を無理やり出さなくてもいいのではないかと。そうしたら、今、移動支援のサービスをもう少し考えなくちゃいけないということは矛盾しているんじゃないかというところの御質問だと思います。

出なくてもいい人の中でも、受診は必要であったりとかしますので、そういった場所に行きたいときに行けるような、今の外出支援のサービスとしましては、病院へ受診される方がほとんどの方なので、病院受診について困ることのないようなサービスのほうを用意していきたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

前々からも、医療機関へ行くのに利用される方が多いというのは聞いております。そういう中で、いろいろな制約をこれまでもとってきた中で、もう少し利用者を増やしていくという形を考えたときに、そこをもうちょっと広げられればなと思います。

車を運転する方がボランティアの方で、その方たちも減ってきているよ。そこも育成していく。育成していく、どう育成していくというのが、そこも非常に問題であるかなとも。運転手だけじゃなくて、運転手と、それをもう一人くらいつけるのかなというようなことも、高齢者でなかなか移動が難しい方、車椅子であるとか、そういった方ももしおられるようでしたら、なかなか運転手さん一人で全部やるというのは大変かなとも思います。そういう中で、補助の方も育成というのか、一緒に行くような形をとっていけば、また利用者さんのほうも安心して使っていただけるかなとも思うんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 2点あったと思います。ボランティア育成についてどのように考えているかということと、付き添いの方ということでしたが、ボランティアの育成のほうは、ボランティア養成講座という中で実施のほうをさせていただいております。

補助の方をつけるかどうか、そのつける方に対しての育成の話ですが、現在のサービスの形としましては、利用する方プラス付き添い人が必ずついてくださいというようなサービスになっております。なので、家族の方であるとか、様子のわかる方をいつも必ずつけていただくような現在は利用方法になっております。

また、アンケートもとらせていただいて、ついてくれる方がいないので利用ができないのか、付き添い人がいないのでこのサービスが利用ができないというようなことが多いようでしたら、そういった付き添い人もボランティアで考えるというようなことも検討していかな

きやいけないのかなということを感じましたので、また現在利用されている方の中でも、困っていることの中に、それがあつたようでしたら、また確認をしていきたいなと思います。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時56分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

休憩前に引き続き、3款民生費について質疑を行います。

質疑はありますか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

125ページ、ひとり親対策事業費ということで、全協のときにお聞きした中で、特殊なケースということをして理事のほうからお伺いをいたしました。その特殊なケースというのは、制度的に特殊なものであつたのかということ、それとももっとほかの意味での特殊ということだつたのか、そこをちょっと詳細に御説明をいただきたいと思つた。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、松永 満君。

○こども未来課長（松永 満君） こども未来課でございます。

児童扶養手当の制度につきましては、18歳に達した最初の3月31日までの子供がいるひとり親の家庭に支給される手当でございますが、通常は父母が離婚した児童、父または母が死亡した児童というところが一般的な手続でございますが、それ以外にも、父または母の生死が明らかでない場合、父または母が重度の障害を有する児童、父または母が1年以上拘束されている児童、父または母が1年以上遺棄されている児童、父または母がDV保護を受けた児童、婚姻によらないで産まれた児童という形で、複数の要件がございます。

先ほどの通常以外のものにつきましては、添付書類等が複数必要になってきておりますので、例えば民生委員の証明であるとか、そういった部分が多く手続としては含まれているということで、これについては少ない手続となっております。

○議長（藤田和寿君） 増田議員は、今回のケースが特異なケースという形で全協で答弁をいただいたものですから、特異なケースの紹介ではなくて、今回のケースはどのような特異なケースかという御答弁を求めていると思つたのですが、いかがですか。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 全協での発言は私でございますので、私のほうから答弁させていただきますが、今、こども未来課長から説明があつたとおつた、案件としては、通常、一般的にひとり親に対する支給の手続ではなかつたということが挙げられます。ひとり親でない家庭に対していろいろな要件を満たした場合に限り支給ができるというような、そういうケースであつたということがまず1点です。それから、申請者が非常にコミュニケーションをとる

ことが難しい事例であったと、こういうような、そういう2点を捉えて特殊なケースであったというふうに申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

そうしますと、今回はひとり親でない家庭、でも支給ができる制度がある中で、それを申請してきたから大変でしたということで理解したんですが、あとコミュニケーション。コミュニケーションというと、相手の方が外国人であるとか、なかなか会話に支障があるとかということも含めてだと思えるんですが、過去ないわけではなかったという御答弁もたしかありましたが、そういったものに対応するマニュアルというものはあるとは思いますが、それに対して非常に時間がかかっているという中で、どのような対応をされていたのかなというところがあります。その点についていかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 支給できるかできないかという審査については、県のほうになりますので、そこに町としては進達を行う事務などを担っているわけですが、当然その審査に付するだけに、判断するだけに必要な書類、それから内容というものは、町で整えることになりますので、それに対する対応の仕方というのは示されているというふうに認識をしております。

ただ、ケース・バイ・ケースで、いろいろな知識を持たなければいけないと、こういうものになりますので、そうした事務の対応の仕方として、それが全て満たされていたかどうかと、こういうところが事務が遅くなったとか、遅延につながったというふうに思っております。

どこがどうであったかということについては、まだ事件として内容も明らかにされていない事件でございますし、起訴されたとはいえ、その事件の概要そのものが明らかになっていないというふうに思っておりますので、これ以上詳細な内容については控えさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 事件に対してはそうです。ですが、そういったケースがこれからももしあったときに、その対応というのは迅速にしていくべきでありますよね。そうした中で、今の御答弁だと、町としては迅速にやるのは当たり前であって、やっていくということだと思えるんですが、そもそも遅延したのは、今回は対応できなかったということなんでしょうか。それとも、詳細はわからないというのは、実際そういったものが今回あったかどうかというのは言えますよね。どうしても事件のほうへいってしまうんですけども、そういった申請があったということは、町としては認めておられるということによろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） そうした事例の申請があったと。町は申請に基づいて、県に申請書類を進達すべく事務を継続していたという事実はございます。

なお、これについては、その後も継続をして、必要な書類等を整えさせていただいて、全て県に進達をしているという状況まで進んでおります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

○12番（増田剛士君） はい、とりあえずいいです。

○議長（藤田和寿君） ほかがございますか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

先ほど総務のところちょっと半端になったようでありますけれども、結局、先ほども事件のことで聞いたものですから、その125ページのことだということで、先ほど民間企業だと、体制といいますか、業務の内容を知るために、上司と部下の関係があつたら、上司が部下のやっていることを把握するためには、こういうことがあるよということをお話ししたんですけれども、それに対して総務課長はいろいろお話あったんですけれども、何かそれがしっくりきていないなということで私は受け取りましたけれども、今後こういうことがないように、私がさっき民間的なことを例えればの例を出しましたが、そういう中でどのようにしていったら、今後このようなことがないような体制づくりというんですか、そういうことを考えているのか伺います。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 実際にこども未来課で発生した件につきましては、内部的にも非常に反省をしなければいけないということで、町長もこうした事態を引き起こしたことについては謝罪をさせていただいているというところでございますが、謝罪にとどまらずに、こうした事態を引き起こさないように、今後、万全の対応を図っていかねばいけないわけでございますが、こども未来課については、今、総務課長補佐を9月1日からこども未来課の児童福祉部門の統括に併任をしまして、それでこども未来課として、その後の事務のケアと、それから、とりあえずはその直接の部署での再発防止を図るというようなところで、急遽人事的な措置もとったところでございます。

そもそもの町のそうした職員研修というところでございますけれども、町全体としては、特に課長に上がる時点では、課長の監督者研修ということで、市町村振興協会の研修を必ず義務づけを行っておりまして、新任の課長の場合には、まずそれを受けていただくということになっております。それから、内部的には、初任者の課長研修も内部で行っておりまして、そうした課内のマネジメント、それから上司に対する「報連相」をどうすべきかとか、そうしたことについては、ほかの職員よりも、かなり丁寧に研修の機会を設けているというふうに思っているわけでございますが、それが今回の場合には、実際面には生かされない部分があったのではないかとこのところも思っておりますので、そうしたところを見直しながら、今後の役場の組織管理に生かしてまいりたいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

研修のことも先ほど聞いて、今は研修のことじゃなくて、先ほど毎日の中で記録はつけているけれども、日報はありませんよという話を聞いたもので、僕ら仕事をやるには、毎日、日報をつけて、それを上司の方が見て、1日の仕事の内容、行動とかそういうものをちゃんと把握して、次の日というか、工程表があれば、工程表とにらみ合わせて、次の段取りです

か、そういうものをやっていくという。工事なんかの場合だと、毎週、工程会議なんかやるもので、そういう中でもそういうものは反映されていくと思うんですけども、だから、そういうものがないものということできさきお話をさせてもらったんですよ。なので、記録をつけているけれども、つけるだけで、見なかったら、つけても意味がないなということになりますし、その辺のことで、僕らが書いた日報は、ちゃんと上司が判こを打ってくれて、ちゃんとその工事別にファイルしてくれてあるんですけども、そういうような形の中で、この事業というか、そういうことごとに毎日のものを記録をちゃんと残すなら残すでファイルして、それをちゃんと見て確認して判こを押すとか、さっきそこまで話を聞かなかったものですから、ですから、そういうことをやらない限りは、上司が下の人の管理がしっかりできていないというような形があるんじゃないかなと自分は思ったものですから、そういうような形の中で、今後こういうことが起こらないように、何か具体的にやっていくことがありますかということをお伺いしたんですけども、研修というのがあるんですけども、それはそれで研修はそうですねということではありますが、中で毎日やることで具体的に何かありますかということをお願いしたいんですけども。

○議長（藤田和寿君） この民生費の中での質疑なものですから、このひとり親家庭対策事業の中でのそういった事務についてどうであったかという御質問ですか。それとも、一般的な行政事務の御質問ですか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木。

先ほどは一般的なもので、全体を見て、今回はここは事件があったということで特化しておりますので、そういうことがないようにということで、この事務で結構ですのでお願いします。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、松永 満君。

○こども未来課長（松永 満君） 今回の児童扶養手当は、先ほども言ったように、ある程度特殊な事務、複雑な内容もございます。今後の対策という観点では、そうした複数の書類等が提出されるケースについては、チェックリスト等をつくりまして、詳細にどういう手続を行っていけばいいのか、そういったものが一つと、もう一つは、特殊なケースにつきましては、その都度報告をして、今後の対応というものを確認しながら事務を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 今、八木議員からは、日報とかそういったもので記録して「報連相」をちゃんと行うかということですよ、八木議員。

○9番（八木 栄君） そうです。

○議長（藤田和寿君） ですから、チェックリストとか報告とか、そういった面ではどうですか。

こども未来課長、松永 満君。

○こども未来課長（松永 満君） 一つ一つの事務につきまして、全部が業務日報という形は少し難しいかと思いますが、ある程度複雑にかかるもの、例外的なものについては、詳細に記録していくよう努めていきたいというふうには考えております。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

やはり上の方が下の方の行動を、毎日の仕事の内容といいますか、行動をちゃんと把握していないということが一つ私が思うのは、そういうのが一つの要因になったかなというふうに見えるものですから、そういう意味で日報をつけてということによって、仕事が終わって、それを確認すれば、きょうは何をやってきたというのがはっきりわかるんですよね、どこを行ったのか。そういうものをつけていって、それと同時に、今やっている仕事の手持ちの仕事の進捗状況がわかるわけです、そこで。ですから、そういうものをつけていったら、もう少し自分の抱えている課の職員の一日の動きというものはちゃんと把握できて、そういうことによって次に何が必要かということもちゃんとできてくると思うので、そういうことで、今、私が提案かもしれないですけども、こういうことがあるよということをお知らせいただきました。

もっと言わせてもらおうと、1階に外国語をしゃべる人がいますけれども、ですから、今回も、事件になって全て事細かに私が把握しているわけじゃないですけども、仮にそういう方を、ちゃんとしたしゃべる方を、役場で雇っている方を通訳として連れて行ったらなら、またいろいろな話し方も違ってくるんじゃないかなというふうにも私は思ったものですから、それはちょっと余分になりますけれども、そういうような形の中で、やはりその人の毎日の行動を上の方がちゃんと把握しているというのが一番大事だと思うものですから、そういうことで言わせてもらったもので、できれば、今言われたのは一つの方法で、承るといって、聞いたわけですけども、それ以上に、先ほどから私が申し上げているようなことをやっていただければ、それ以上のことになるんじゃないかなというふうにも思ったものですから、提案という形になっちゃうかもわかりませんが、そういうこともありますが、それについてはどのようにお考えを持っているかをお願いします。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、松永 満君。

○こども未来課長（松永 満君） 業務日報というような形のものについては、少し検討が必要かと思えますけれども、もう一つは、この詳細に複雑なものになったケースにつきましては、上司と課長と職員との関係だけではなく、やはり複数の目で見えていくという観点から、その記録については、部門の中でも共有できるように、閲覧して、一人で抱えないような形で事務処理は行っていきたいというふうにも考えております。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

課長だけでなく、課長補佐もいるものですから、課長補佐はいないですか、今。今度はあれでしたっけ、総務課の補佐がそっちに回ると。ですから、ただ一人でそれを確認するんじゃないかと、やはり複数の目を見たほうが確かなもので、そういう形にしていただければ、より一層よくなるんじゃないかなと思いますので、要望になりますが、そのような形でやっていただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 答弁はよろしいですか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 質疑ですので、最後は質疑で終わったほうがいいと思いますので、よろしくをお願いします。

こども未来課長、松永 満君。

○こども未来課長（松永 満君） ただいま提案をいただいたように、今後の事務につきましても、円滑に進むよう検討はさせていただきたいと思っております。

以上です。

○9番（八木 栄君） 了解。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

同じ部分で、今、理事のほうから、特殊なケースの中に通訳の部分、それと申請書の事務の部分、これに関しては、理由は言われたんだけど、当然わかっているはずですよ。わかっている中でこういうことが実際起きたときに、私として、先ほど言った研修の意味というのは、そういう意味で、まさに研修が、司馬遼太郎の「花神」の中にあるように、一本の逃げ道をつけていく、導いていくような、最後まで追い詰めるんじゃないで、そういう意味で、この研修をしっかりやりながら、そういうものは今回なぜ起きたのかと。本当はもう今、時間たっているから、なぜ起きたのかという分析というのは、そういうのはしたんですか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 内部的には、でき得限りの事実の把握ということには努めておりますが、まだ本人と全く話ができる状況にはありませんので、推測をするしかないという部分が多々ございます。そうした中で、その状況から推測としてこうではなかったかというところまでは組み立ては内部的には行っていますが、それが事実と合っているかどうかということについては検証できておりませんので、でき得れば、そうしたところも可能になった時点では、全て精査をして、内部的に改める必要があるものについては、それで改めていくということをやっけていかなければいけないというふうに思っております。

それと、その研修については、先ほど申し上げましたが、業務日報どうのこうのという話も出ましたけれども、本来、役場の事務処理というのは、主担当とか副担当とか、一つの業務に対して誰が主に担当していくかというような、そういうところまで公表しております。その中でイレギュラーなものがあった場合とか、順調に処理できないものとかいうのは、全て上司まで報告がいくというのが役場の事務の鉄則でございますので、それが組織として共有されていなかったという部分も見受けられたというふうに思っておりますので、そうした点については、早急に改めていかなければいけないものでございますし、こども未来課については、特に総務課長補佐も併任をかけて、そうしたところを円滑にいくようにサポートしていくと、こういう体制もとったところでございます。

まだまだこの問題については、事実が把握し切れないというところもございまして、その中でもできるものは対応しながら、しっかり事務ができる体制をつくってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

私は非常に重要なことであり、これは二度と起きないためにはということ、重々研究しながらやっていかなきゃいかん。

特に、一番やはりこういう追い詰められた状況が何でできたかということですね。そして、先ほど研修のことに言え、研修の中で、それを追い詰められたときに、必ず一人ではなくて、その周りに何人かが常にいれば、例えば自分のテリトリー以外の人もいれば、いろいろなことをしゃべる人が出てくるんですね。そういう意味で研修はやはり追い詰められた者に対して、そのときどうやってその人が対処できるかという状況を、できたら、先ほどのあれに戻っちゃうけれども、研修費用であるとか、理事が多分イメージしていることがそういうことだと思うんですけども、そういうものを含めて、これから町の中で何をしていくことが必要かとも感じるものがあれば、最後に一つ、私としては最後にしますけれども、教えていただければ。

○議長（藤田和寿君） 大分離れますが、せつかくですので、御答弁願いたいと思いますが。理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今、山内議員がおっしゃったようなイメージを私も持っておりまして、組織としてどうあるべきかというところ、こども未来課の状況が、役場全体がそうだというふうには思っておりませんが、そうしたセクションがあったというふうに、それは現実でございますので、そうしたところがないように研修を通じながら、それから職員の意識の高揚を図りながら、また系統的に強化できるものがあれば、そういうものも取り入れて、また一般の職員についても、そうしたときに自分で決して抱えるようなことがないように、もう一度、執務についての対応の仕方を洗い直して、もう一度再構築していかなければいけないのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

88ページのまたちょっとしつこくなるかもしれませんが、弁護士報酬96万円、これがございます。これははあとふるで相談事やっていると、これは承知しております。そういう中で、これ7月号の広報よしだ、ここで見ますと、心配ごと相談が8月9日、23日の2回あると。それから、無料法律相談が8月2日と16日にあると。延べで4回あるよと。こういう中で、心配ごと相談という形でうたわれておりますけれども、この心配ごと相談の中には、弁護士、人権擁護委員、民生委員児童委員、行政相談員が対応しますと。ですから、私としては、心配ごと相談というのは、ほとんどこの人たちで対応できないことは、弁護士ということであると思っておりますので、ここで二つに分けるといふよりか、むしろ無料法律相談を充実させていただけたらどうかと。心配ごと相談といっても、ほとんどが法律にかかわることじゃないかなと、このように私は思っております。もしこの中で法律相談が、こちらの心配ごと相談の中で弁護士さんが扱った法律相談という件数があれば、それがわかればちょっと教えていただければありがたいです。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 社協が行っている心配ごと相談の相談内容についてということで、先ほど総務課の弁護士相談と絡めて法律相談がかぶっているのではないかとこのことで実数を知りたいということでもありますので、内容確認であります、質問を許しますので、御答弁のほうをお願いしたいと思います。

福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 社協で行っている心配ごと相談の相談の内容ということで紹介させていただきます。

確かに弁護士の方にも相談する内容もあるんですが、民生委員さんや行政相談員の方で解決できるような生活困窮の話であったりとか、あと離婚の話であったりとかいうところの相談を受けているということも聞いております。

また、無料法律相談と心配ごと相談とではちょっと違いがありまして、心配ごと相談のほうでは、予約なしで行っていただいて、順番をとって入っていただくんですが、あいていればすぐ入れるというようなパターンがあります。無料法律相談については、予約をして入れていただくようなところもあるものですから、計画的な相談ができるのが役場のほうの弁護士相談ができるのではないかと。社協のほうでは、こういうときどうすればいいかやというように、そのとき困ったことを気軽に相談できるような相談の場であるというふうに感じております。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

駆け込み寺みたいな形も結構なんですけれども、やはり本当の法律的なことであるならば、前もってやるのが普通であって、そして早急の場合はここで受けて、法律相談へ回すと、そのほうが私はいいんじゃないかなと思うんですけれども、そういった面で、余り制度が複雑化しちゃっているんじゃないかなと。法律相談は法律相談一本という形でいって、そのとき急に駆け込み寺で来たときは、これはこういうことですから、そのまま幾日の町のほうの無料法律相談へ行ってくださいと、そういう対応をとられるほうがよしいんじゃないかなと私は思うんですけれども、別にこれが悪いと言っているんじゃないですけれども、そういう絡んでいるようなことが多いんじゃないかなと、そのように私は思ったものですから、こういうふうに今質問させていただいたんですけれども、そういった面での今後の考え方はございますか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

すみません、こちらのほう、社協の事業と、あと当町が行っているというか、弁護士会のほうからの依頼を受けて、こちらのほうで負担金として支払いをしている事業の二つあるものですから、ちょっと私の企画のほうでお答えさせていただきます。

まず、社会福祉協議会のほうにつきましては、これは地域福祉の充実ということで、社会福祉協議会がこれまで自主事業として、社会福祉協議会の事業として、こうした弁護士さんを含めたいろいろな相談員、行政相談員であるとか、民生委員さんということで事業を行っております。これは月2回、先ほど議員がおっしゃられたように月2回行っております。

これは、これまで弁護士さんのほうに相談に行きますと、先ほど福祉課長補佐のほうでお話しありましたが、内容的に、これは民生委員さんにかかわるものというところ、そこで話し合いができて、話がスムーズにわたるというようなこともございまして、また民生委員さんのところに相談に行って、これはちょっと弁護士のほうがということであれば、そこに今度は弁護士さんのほうにということ、総合的な福祉相談ということで社協のほうは実施してくれております。

町のほうにつきまして、これまでは月1回でございました。これは弁護士会のほうの御厚意で、町から一切負担金なしで、日を1日、月1回来ていただいています、これまで無料法律相談という形で、町民サービスということで、弁護士会の事業として町が場所を提供していたと。それと、あとあわせて町民にそうした機会を付与するというで行ってまいりました。

昨年度から弁護士会のほうとも話し合いの中で、負担もちょっとしてほしいというふうなお話もあったわけなんです、当町としましては、今、社会福祉協議会で自主事業で2日行っていますので、もう1週増やしていただけないかということで、昨年度、その前にお話しさせてもらって、毎週1週間、水曜日、今、基本的に水曜日だと思いますが、来れば、住民の方が気軽に弁護士さんに相談ができるという体制を整えるということで、町のほうでは12万円、負担金を増やしまして、それで1回分追加をいただいているという現状でございます。

そうしたことによって、住民の方から気軽に相談ができる体制を整えるということで、週1回は確実に町の中でどこでもやっているという状態をつくり出そうということで、今二つを重ねて、トータルとして一月に4回という形をとらせていただいております。

先ほど来、弁護士さんといいますが、弁護士さんの細かい話となりますと、個々の話になりますので、それはやはり弁護士さんにそこを通じて、またさらに弁護士さん、個人的に頼んでいくのかということもあるかと思いますが、そこで全て解決ということではなかなかいかない問題というのがやはりありますので、まずは相談をするというところの支援の一つとして開催させていただいているということで、その点で事業を二つに分けているというのは、そこがまず一つありますので、御理解をいただきたいと。住民のサービスを向上しているという点ではさせていただいておりますので、その点では御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

今、お話はわかりました。そういった中で、社会福祉協議会が自主的にやってきた事業だということは、これでいいんですけれども、社会福祉協議会に任せるよりか、むしろ行政がやったほうが、私はいんじゃないかなと思って質問させていただいたわけなんですけれども、もし、これで見ますと、過ぎたことなんですけれども、8月9日、心配ごと相談、8月23日、このときに弁護士さん来ました。別にありませんでしたといった場合は、無駄なことになっちゃうんじゃないですか、弁護士さんに来ていただいて。その点をちょっとお願いします。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） すみません、経費的な面ということであるかと思いますが、その面で御質問いただいているかというふうに思いますが、まずはそこに行って、日が決まって、そこに行けば先生がいらっしゃるという機会を設けるというのはすごく大事だと思います。結果として、そのときはたまたまいらっしゃらなかったりとかいうケースはあるかとは思いますが。

それから、もう1点、これは直接的な弁護士の関係ではありません、住民に対するサービスではありませんが、今、社会福祉協議会のほうにいらっしゃる弁護士さんは、町の顧問弁

護士を兼ねていただいております。一応3時までが基本に、社会福祉協議会に1時から3時、午後やったださっているわけですが、その後、相談が全て終わった後に、町のほうに寄っていただきまして、町では行政相談のほうを行っていただいております。そうしたことで、その後も町のほうとは連携をとりながら、弁護士さんが同じということもありましたので、そうした形で、町の中の行政相談ということでもさせていただいておりますので、一応御報告させていただきます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） すみません、そうすると、町の顧問弁護士さんが兼ねているということですね。違いますか。今、社会福祉協議会のほうも、それでよろしいんですか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 町の顧問弁護士だから向こうをやっているということではございません。確かに弁護士さん自体は、町の顧問弁護士と町の顧問を依頼していますが、その関係で社会福祉協議会のほうを行っているというものではなくて、これは社会福祉協議会のほうで、その先生をお願いさせていただいて、これまでも長くお務めいただいているという経緯でございますので、顧問弁護士というのは、ちょっとすみません、私が先ほどその後、顧問弁護士ということでお話をさせていただいたものですから、そのように三輪議員のほうは思われたかもしれませんが、切り離してお考えいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） そうすると、要するに町ではこの人を顧問弁護士にしているよと。社会福祉協議会もこの人に頼んでいるよと、たまたまそういうことなんですか、たまたま。そうすると、ここで顧問弁護士さんが、これは当然行政が顧問弁護士として96万6,000円、これが支払われていると。そうすると、今度は、ここでまた、たまたま社会福祉協議会でこの先生をお願いしているということになると、ここでまた96万円と、こういうことでよろしいんですか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） すみません、予算の関係ですので、私のほうから答えさせていただきます。

まず、町の顧問弁護士の96万円というのは、その日に来るからというだけではなくて、年間として、例えば急遽の相談があれば、当然顧問弁護士のところに行くわけです。そうした顧問料ということで年間96万何がし出ております。

この社会福祉協議会のほうは、これは弁護士報酬は、こちらの社会福祉協議会のあくまでも事業の中での依頼の中で、この報酬というのが発生しているものですから、内容が同じでということでは金額とかというのではなくて、これはそれぞれ違ったものだという御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ちょっと誤解を受けると困りますので、当町の顧問弁護士の名誉のためにも言うておきますが、心配ごと相談、社会福祉協議会のですね、これに先生が携わられ

たのは、もう何十年と言っていいぐらい、若いころからずっと相談をボランティア的にお引き受けいただいたということで、ほとんど報酬とかいうことではなくて、吉田町に対してはそういうかわりはずっと持っていてくださっている先生でございます。ですから、そういうことで、今は静岡県法の法曹界の重鎮中の重鎮でございますけれども、そういう先生が自分がそういう活動の中で携わってきた吉田町だからということで、ほかのところは全て断っても、そこだけは引き受けてくださっています。そういう先生の取り組み方というのは承知しておりましたので、それとは全く別に、町長が町長に就任したときに、吉田町にこの法律的な難しさもある中で、自治体に顧問弁護士もいないという中では、とても安心して行政運営できないというようなことから、適任者の顧問弁護士をとということで探したところでございますけれども、そうした吉田町の内容を非常に今の顧問弁護士さんは、隅から隅まで承知されております。それにまさる適任者はいないだろうということで、年間96万円という、あの法曹界にあって、そうした破格の報酬で引き受けていただいたというふうに私は思っておりますが、全くこちらでもこちらでも報酬を受けるために引き受けていただいているなんていう、そういう状況ではございませんので、全くそうした先生のライフワークを通した中と、それから吉田町として最もいい顧問弁護士をいただいているというところから、それぞれ引き受けていただいているものですので、それだけは御了解いただきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 三輪です。

わかりました。私は、町は本当に顧問弁護士が必要だと、それは思っております。これについては全然、今こういうふう複雑なあれですから、当然どこにもそういった顧問弁護士がいると。それに目をつけて、顧問弁護士を選定したということに対しては、私はすばらしいことをやられる人だなと、こういうふうに思っております。

ただ、たまたま話の中で同じ方がいたものですから、これはずっとそういう経緯を私知りませんでしたので、ずっとこの吉田町でやってくださったよという中で、ただいま御説明をいただいた中で私も納得しました。そういう中で、吉田町のために、また顧問弁護士と両方やっていただければ結構でございます。その内容は了解しました。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 8番、杉本です。

決算資料の99ページ、老人福祉対策についてお伺いいたします。

平成28年度以前は、町は訪問医療機器をリースして、寝たきりや重度の障害者に、通院治療が難しい人に治療を支援していました。28年度はなくなっていますが、なぜやめたかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） どういったものをやめたんでしょうか。もう少し詳しくお願いします。

○8番（杉本幸正君） 今の関係ですが、高齢者はやはり死因のトップは誤嚥性肺炎であるというようなことから、近隣の町でもこれに対しては対応して支援しておりますが、吉田町はなぜ28年度にこの中に載っておらないかということがありますので、私としてはお伺いいたしました。

○議長（藤田和寿君） 今の質問でわかりますか。もう少し詳しく求めますか。

福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

28年度から事業に入っていない事業と今おっしゃった事業名をもう一度、ごめんなさい、教えていただけますか。ちょっとこちらで聞き取れなかったので、申しわけありません。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） なくなった事業の場合は、訪問歯科医療機器に対して、障害とか寝たきり老人に歯科医療訪問をしていたと思うんです。これがなくなっているということでお伺いします。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 訪問歯科診療の補助についてということだと思います。28年からなくなったわけではございませんで、私の記憶するところなのですが、23年あたりからこの事業のほうはなくなっております。主な事業としましては、この事業は、榛原歯科医師会に県から貸与されている医療機器、歯科の医療機器を活用して、この訪問診療のほうを進めるというような事業でした。5年間、吉田町では実施をさせていただきまして、5年でこの機械のリースがリースアップされてしまって、機械としても古くはなってきました。このリースを借り受けてからの歯科医師会の活動のほうとしましては、そのころの活動の記録があると思うんですが、この機械を使わなくても、訪問歯科診療のほうは、吉田町の歯科の先生としましては、積極的に訪問してくださるような、5年間でひもづけができたものですから、この機械を使わなくても、医療のほうの保険診療の申請で訪問して、実際に治療してくれているというような活動ができましたので、町のほうでは補助を手を引いたというような経緯がございます。今でも寝たきりの方のお宅に、歯科の先生が訪問してくれるということはやっているというのは聞いておるところです。

○議長（藤田和寿君） 8番、杉本幸正君。

○8番（杉本幸正君） 今のことについてわかりましたので、ありがとうございます。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 116ページのところでお願いいたします。

障害者自立支援施設管理事業費です。最初に、大事なことなものですから、お聞きします。

この完成は、平成22年ということによろしいですね。

○議長（藤田和寿君） 何が22年ですか。もう一度お願いします。聞き取りづらかったものから。

○6番（山内 均君） この建物の完成、竣工。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） あつまりーナの完成の年度ということで、22年で間違いありません。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 先日ちょっと見せていただいたんですけども、排煙口のふぐあい。

この排煙口というのは、建築基準法に沿ったものですので、ふぐあいが本当はあってはならないということで、排煙の落ちている部分はいいですけれども、それで、先日ちょっとお伺いしたのが、改修の予定があるよと、そういうお話だったんですけども、これは内容として

はどのような改修なんですか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 28年度にはこの故障のところはなかったのですが、29年度、本年度やるような予定で、故障箇所につきましては、今、業者の方に見積もりのほうをお願いして、修繕の予定で話は今始めているところです。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） すみません、今、29年ということだったんですけども、この建物の状況を見て、29年じゃなくて、もっとかなり前からの問題であると思うので質問します。

それで、この建物に関して平成22年という、まだ6年しかたっていないですね、28年の末で。そして、大体建物のいろいろな器具であるとか瑕疵とか、そういうのは10年で保証が大体あるんですけども、これから改修を進めていくに当たって、そういう10年間の保証であるとか、そういうものをちゃんと含めた中での改修ということで認識をしてよろしいですか。

○議長（藤田和寿君） 本年度直すものですから、28年度決算とかかわりはないと思うんですけども、山内議員は28年から壊れていたという認識で、どのように管理していたという御質問なら御回答願えるんですけども、今のこれからやる事業についての瑕疵担保的な御質問だと、少し決算と離れてくると思いますが、御質問を整理してもう一度お願いします。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

要は10年間もたっていない建物が、これから多分、理事にお伺いしようと思っはいるんですけども、10年間しかたっていない建物が、もう構造的な部分で不都合を出すような、そういうものを含めたこれからの運営に関しての話なものですから、ちょっとだめですか。

要するに10年で壊れるような構造的な部分、これは技術的な面でいくと、10年で物が建って大体壊れませんよね。それがあつたものですから、要するに建物自体がかなり無理をしているのか。排煙の資料をとって見たんですけども、かなり高価、本当に高価なやつですね。木製サッシなんです。木製サッシで、そこに排煙の防火処理を施した木を使っているものですから、どうしたって、最初から木の伸び縮みでふぐあいというのが出ているはずなんです。そういう意味で、今10年のものが、10年あたりのものが、これは無理だったらいんです。10年もたないようなものがこれからのそれを改修するに当たって、当然瑕疵であるとか、そういうものというのは当然入つての話とか改修ということになるのではないですかということです。

○議長（藤田和寿君） 山内議員、29年度の改修工事をやるということですので、この問題でしたら、一般質問か何かでやっていただきたいと思います。28年度の管理体制がどうであったかという御質問ならば、決算にかかわってくると思いますが、質問をそのような形に変えていただければ御答弁願えると思いますが、ことしやる事業に対して瑕疵担保とかそういった話になると、ちょっと決算の審査内容とは離れてきますので、お願いしたいと思います。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

わかりました。これは10年で壊れるようなものはないということで、それ自体がおかしい

よということをお願いしたかったです。

それで、この排煙のものでですね、28年、去年までに当然起きているはずなんですけれども、そのやつが現地見てもらおうと、見てもらいましたよね。排煙の窓が、1回落ちたやつが、もう手動で上がらないと。ワイヤーも多分つながっていないと思うんですけれども、そういうものの、これから多分、理事をお願いしたいんですけれども、今これから改修するという話の中で、実際見ていただいて、補修とかそういうものじゃなくて、完全に改修しないことには、サッシが木で膨らんで、それをとめていますから、そういうものを含めて、実際見て回って、安全確認をしながらということをお願いしたんです。その辺でちょっともしありましたらお願いします。

○議長（藤田和寿君） 理事、船橋準幸君。

○理事（船橋準幸君） 一般論になって申しわけございませんが、現地状況を確認しまして、そもそも施工の問題なのか、管理の問題なのか、そこの中で、なかなか原因追及は難しいかとは思いますが、瑕疵担保の部分がある要件が少しでも見えれば、その部分も含めて、総合的な観点から見ていくのが一番望ましいのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、排煙の窓を見せていただいたんですけれども、あの建物に、ほかにも作業所のところに三つとも排煙がついていますよね。ついているんですよね。そのやつというのは、チェックとかそういうのはされたんですか。

○議長（藤田和寿君） 28年度のチェック体制でお答えください。

福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） あつまりーナにつきましては、指定管理という形になりますので、建物の管理というのも指定管理の業者、やまばと学園のほうをお願いしてあります。例えば浄化槽ですとか自動ドア、専門の業者に点検のほうをお願いしてあります。消火設備等の点検の中でも、排煙口というのは点検のほうをしておる状況です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） それはそれでいいですよ。要するに建築基準法にかかわる大事な部分が、同じ建物で1カ所が不都合が見えたときに、当然同じような形でチェックしてありますかと。そうしないと、不都合が起きているはずですよ。そういう意味での不都合です。それはそれで見てください。

そして、ちょっと聞いたときに、見せてもらったときに、いろいろな要望が出てきたりして、今言った指定管理で全てを任せてありますよということだったんですけれども、いろいろな要望が多分出てきてはいると思うんですけれども、その中でそういう要望を、例えば指定管理でありながら、それも全部向こうで処理をしちゃうということですか。こっちが、役場の福祉課のほうには問題として上がってくるということはないんですか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 定期的な意見交換という日は特に設けてはおりませんが、少なくとも週に1回くらいの間隔で、やまばと学園の方と担当者との意見交換ではないですけども、利用状況のほうと、施設の状況と、確認のほうはさせていただいております。

細かいものにつきましては、事故報告書とか、ヒヤリ・ハットの報告書とかいったものの

中からも報告をいただきながら、どのようにすれば事故が防止できるかとかいった打ち合わせのほうもさせていただいております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 建物に関してはしっかり見てくださいということです。特に理事がプロとしていますので、プロの目を通して見ていただいて、そして確実なものをお願いいたします。

それで、ちょっと方向を変えて、エントランスへ行く間のフェンスの要望があって、中であそこにいる人たちが活動の範囲が外まで広げるよということで、フェンスをつくっていただいたらいいんですけども、あそこに門扉がないんですね。そして、門扉がないということは、その中にいる人たちが出て行っちゃうという可能性があって、多分出て行くんでしょ、そういうものがあるんですけども、それに対して、部屋から外へ出て、行動範囲を広げることが非常に望ましいし、それをサポートするための、外と縁を切るために、せっかくアルミでフェンスをやってくれたんですけども、フェンスと外との境の部分の門扉とか、そういうもののこれからの予定というのは、今まで全然28年度まではあれがなかったわけですか。これからはそれを踏まえて計画とか、そういうのはあるんですか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

28年度にフェンスのほうをつくらせていただいたんですが、フェンスをつくるに当たっての経緯としまして、あつまりーナを建てたときのコンセプトとしましては、障害者と健常者との垣根のない施設をとということで、当初はフェンスのないという形で皆さんの意見を統一した中で、あつまりーナのほうをつくらせていただきました。

今度、利用し始めて、中の利用者さんからの意見等をまとめた中で、少しフェンスをつくっていただいたほうが都合がいいということを受けましたので、町でも最初のコンセプトを崩してでも、中の利用者さんが利用しやすいよという意味でフェンスのほうをつくらせていただきました。その際に門扉をどうするかという意見もございました。門をつくることで、やはり垣根がすごくできてしまうんじゃないかという意見、もともとが垣根のない建物でというのもあったものですから、門扉のあり方を少し28年のときに検討させていただいて、このような形にしたところです。

議員さんがおっしゃるように、外でも安全に遊べるよということもありましたので、利用者さんと御家族とやまばと学園と話をした中で、もう少し必要になれば、やまばと学園のほうで門のほうをどのように設置するか。簡単なロープでいいのか、ちゃんとした門にするのかといったところをまたちょっと検討しますということで、28年はこのようなフェンスまでという形で工事のほうを終了させていただいてあるところです。

○6番（山内 均君） わかりました。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

先ほど出ましたけれども、88ページのところの弁護士の報酬96万円ですけれども、説明を聞いていて納得できなかったもので伺いますが、町のほうがやっているのは一応予約制で、

時間が決まっていて、1人何分で何人まで1日という形で、月に2回が4回ですか、やるようになったんですけれども、ここは先ほどの話だと、月に2回でしたっけ。予約制じゃなくて、来て、そこにずっといて、その日、誰も来なかったら、何もしないでそこに1日いて、これだけの金額をもらって帰るといように私解釈したんですけれども、それだと、ちょっと違うんじゃないかなと。やり方が、だから、ここももしやるなら予約制にするとかして、必要に応じて弁護士さんに来てもらえれば、この金額も、かかる費用も少なくなっていくんじゃないかなと思うんですよ。

ただ、何もなくても、そこに義務的にいて、時間が終わって、それで帰りに役場へ寄ってほかの仕事をやるんでしたっけ、というと、何かただ働き、逆に言えば何もしないでお金をもらっちゃうというような感覚にも、1日いるだけでお金になるというような形になるものですから、それがお金の払い方がいいかどうかというと、ちょっと自分には疑問に思うんですけれども、その辺いかがですかね。

○議長（藤田和寿君） 先ほど御厚意でやっていただいているというようなお話もあった、それを踏まえての質問でよろしいですか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番。

御厚意でやっているというのは、過去からやっていただいている、無報酬でやっていただけていますか。それとも、ここに書いてある、これでいくと、月に2回だと1回4万円の勘定になりますよね。4万円をもらっていても、その人の厚意で4万円でもらってやるのが厚意ということになるんですかね。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

厚意というのは、ちょっと置きまして、まずこちらの弁護士さんの報酬ということで、社会福祉協議会のほうで96万円ということで、先ほども申し上げましたが、社会福祉協議会の自主事業としてこれまで行ってきて、町は社会福祉協議会の補助金ということで、事務の委託料ではなくて、補助金ということでさせていただいています。

先ほどもお話しさせていただいたんですが、予約制ではないということで、これは確かに社会福祉協議会の事業ではございますけれども、逆に予約がないものですから、たくさん来る日は、全くお客さんが来ないというわけではなくて、来て、たくさんいらっしゃる場合もあるわけです。仮に3時とか3時半とかということであれですけれども、過ぎてでも、そのお客さんをやってくださっておりますので、そうしたことで、まずここは人が来なかったからというよりも、まず開催するには、当然その人をあてがわなければならないわけで、そうしたことで、逆にそこがあいているということがまず一番だと思っておりますので、そうしたことからいけば、その時間ということではなくて、社会福祉協議会のほうは、その時間に、逆に予約制なしということで、いつでもその時間内に行けるということでの住民サービスとしてはいいんじゃないかというふうに考えております。

町のほうの関係なんですけれども、町のほうの事業といいますか、先ほども申し上げましたとおり、弁護士会のほうで事業を無料で、住民の方にとっては無料で、これまで1日、月1回派遣をしてくれて、うちが場所を確保して、そこでやっていただくというのがあったんですが、逆に今度多過ぎてしまって、1日1人20分だということで向こうからも言われてお

りまして、それで予約制をとって、今逆に、片や予約制であれば、確実にその日に、先ほどちょっとお話ありましたけれども、通常であれば、その時間に行けば受けられるというような体制になっております。そのようなことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

今のような説明が初めからあれば、割かし理解をすることもできたんですけども、これは社協の事業で社協へお任せして、そこからお金を出して補助金をやっているから、それからこの事業をやっているんですよということで、ですけど、やはり役場としては、お金の使い道をちゃんとしっかりと管理するというんですか、そういう義務はあると思うんですよ。ですから、そういう中でやっていることが妥当だなというなら、それはそれでいいです。

それで、そういうことで、社協がやっている事業なもので別物だとなっちゃうと、ちょっと今から話すことがあれですけども、役場でやっているのが混んじやっていて多ければ、こういうのをやっているもので、この日に来るもので、全然ないと、金をただ払うだけならもったいないもので、そっちに回してもらおうという、そういうやり方はできないですかね。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） すみません、企画課でございます。

昨年まで総務にいたものですから、その点もさせていただきますが、今のお話のとおり、総務課のところに来まして、日を合わせてやった場合に、なかった場合は社協のほうにどうですかという御案内はさせていただきます。また、逆に急ぐ場合もあるわけですから、一番早いのがここですよということで一応御案内はさせていただきます。そのような運営をさせていただきます。

以上でございます。

○9番（八木 栄君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかはいかがですか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

138ページ、139ページ、放課後児童健全育成事業費ということで、139ページのほうに放課後児童クラブの利用料について、サービスの拡充を充実したということでございます。27年度までは、児童1人当たり月額7,000円、同時利用の2人目以降は5,000円ということになってございます。28年度からは、1人当たりは7,000円が変わらないんですが、生計を同一とする世帯の兄弟姉妹の順番で第2子であれば5,000円、3子以降無料ということで改正をされているようなんですが、同時にいない場合、長男、長女の方がもう中学生で放課後児童クラブは使っていない。でも、第2子は5,000円、3子以降はただということになると、実質負担5,000円ですね。長男、長女と次男、次女が同時に行った場合は、7,000円と5,000円払うわけですね。不公平感と言ったらおかしいんですが、そういった感じにとられないかなというのがあるんですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、松永 満君。

○こども未来課長（松永 満君） 放課後児童クラブの対象につきましては、小学校の児童を対象としておりますので、小学校の兄弟を対象としての第2子ということで捉えております。

○議長（藤田和寿君） もう一度質問をお願いします。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 生計を同一とする世帯の兄弟姉妹の順番ですよ。順番で第2子であればという、第3子は無料ということであって、第1子がもう児童抜けちゃって、生徒になっている場合は、第2、第3子は、もし児童でいたら、そういうことでしょう。第1子の子と第2子の子が年が近くて、ちょうど小学生、児童のところに当てはまれば、当然7,000円と5,000円が支出されるわけですよ。そういった意味でどうなんだろうということ。

だから、27年までは同時利用の2人目以降ということでありますので、第1子であろうが、第2子であろうが、大丈夫というか、2人目以降ということであるんだけど、その項目がなくなっているということは、ちょっとどうなのというのが一番今疑問に思っているんですが、いかがでしょう。

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時11分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

こども未来課長、松永 満君。

○こども未来課長（松永 満君） 今回の28年度からのこの改正でございますが、多子の軽減策として導入したものでございまして、子供が多いと、同時利用なくても利用料の負担が減るというところで改正したものでございます。

○議長（藤田和寿君） 先ほどの質問への答弁となっておりますが、小学生以外の子供もカウントするのか、カウントしないのかで多分わかると思いますが。

こども未来課長、松永 満君。

○こども未来課長（松永 満君） 今回の捉え方でございますが、第1子が中学生、第2子が小学校であっても、この第2子以降であれば5,000円の適用をするということでございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） だから、不公平感というものを感じないですかということ。第1子、第2子もちょうど同時に児童クラブに行くと、7,000円と5,000円かかるわけでしょう、第1子と第2子で。第1子の方は卒業というか、小学校を卒業しちゃっていて、第2子、第3子が通うと5,000円で済むわけですよ、そうでしょう。そうすると、その家庭の経済的負担を軽減できたということなんだけれども、実際、それは3人いるのと2人育てるのでは、多少お金違うと思うんです、その家庭に関して。でも、ここだけ見ると、第1子、第2子がまだ小学校の児童クラブに通うと1万2,000円かかるでしょう。でも、第1子はお世話にならなくてずっといて、第2子、第3子が、ちょうど家庭の事情か何か知らないけれども、預けたいよとなったときに、2人通わせても、第2子、第3子だから5,000円で済んじゃうわけですよ、そうでしょう。そこに不公平感というのは感じられないかという質問なんですけれども、制度的にもっとほかの何かがあるんだったら、縛りがあればいいんだけど、ただ、ここだけ、この文言だけ見ると、本当に軽減されているのかなというところがあるんですが、その

点についてどうでしょうかということなんです。

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時25分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

それでは、御答弁をお願いいたします。

こども未来課長、松永 満君。

○こども未来課長（松永 満君） 御質問の答弁でございますが、平成28年度から子育て世帯への経済的負担軽減と、子供を3人産んでもらえるインセンティブとして、これまでの児童1人当たり月額7,000円、同時利用の2人以降の5,000円としていた利用を、実際の兄弟姉妹の順番により減免、第3子の無償化を行ったところでございます。

○議長（藤田和寿君） 増田議員からは、不公平感がないかといったことの御質問なんですけれども、その説明はわかっているんですけども、ケースによっては不公平感があるのではないかということをごどのように考えているかという質問だったと思っております。

こども未来課長、松永 満君。

○こども未来課長（松永 満君） この28年度からの改正によりまして、不公平感を生じないというふうに考えております。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） その件に関しましては、わかったようなわからないような話なんですけれども、不公平感はないという話なので、それで了解しました。

そうした中で、総合戦略KPI、待機児童数ゼロというのは、これは児童クラブに対して待機児童がゼロということであるとは思いますが、先ほどのところで、金銭面、経済的な面では、こういった改正をされているんですが、ほかの面で、なかなか当てはまらないケースということも、児童クラブに行くことに関して、ケースがあるように聞いています。そういう中で、実際該当する児童に対してはゼロだけれども、潜在的にはあるように思うんですが、その点のところはどうお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、松永 満君。

○こども未来課長（松永 満君） こども未来課でございます。

放課後児童クラブにつきましては、入所要件が継続して6時間以上勤務をした者が一般的な入所要件となっておりますが、該当にならないというケースは、その勤務時間が不足しているといった部分については、この放課後児童クラブに入所できないということで除外されたケースはございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） その辺のところの今後の話になっちゃうかもしれないんですが、多少緩和されていくような形になっていくのか。そういう中で待機児童ゼロという、待機児童、いろいろな制約を緩めちゃうと、キャパの問題もあると思うんですが、そういった中でも十

分対応できる中で待機児童ゼロということによろしいですね。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、松永 満君。

○こども未来課長（松永 満君） 入所要件の基準の緩和につきましては、これはキャパシティの問題もございますし、当然緩和したことによって児童数の受け入れというものも増えてきた場合については、それに従事する支援員の確保というところも必要になってくるかと思えます。そうしたことを勘案して、現在検討しておるところでございます。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがですか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今のところですね、放課後児童健全育成業務の中で、全協の中で確認をさせていただきまして、1人当たりの床面積が1.65平方メートルということで、その結論が出ながら、住吉で45人のキャパのうち54人が利用していたと。自彊小学校では、45人のキャパの中で52人が利用していたということだったんですけども、これに対して法的に1.65平米という目安があったけれども、これは法的な処理としては、どのような形で処理をしたんですか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、松永 満君。

○こども未来課長（松永 満君） 放課後児童クラブの基準につきましては、厚生労働省の省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を参酌しているところでございます。

当町の放課後児童クラブの入所の定員の考え方につきましては、遊び及び生活の空間として児童1人当たりおおむね1.65平米以上を確保することを基本としておるところでございますが、これにつきましては、部屋の面積から入所定員を割り出してございます。

先ほど住吉小学校の事例でいきますと、面積については74.25平米ございますけれども、このおおむね1.65平米を割り戻すと、定員については45人ということで捉えてございます。

もう一つ、参酌の基準におけますのは、一つの児童クラブの児童数の考え方といたしまして、放課後児童クラブは毎日利用する児童と、何日か利用する児童との双方が考えられるわけでございますが、こうした毎日利用する児童数に、一時的に利用数を加えた数を平均利用人数というところで受け入れの児童数を捉えることが適当であるという考え方もございます。

当町の場合については、申し込み時に毎日利用する児童と、何日か利用する児童という形で、申し込み時には把握してございませんが、放課後児童クラブの現場におきましては、クラブごとに毎週何日に欠席するという方であるとか、何曜日に塾や習い事があるというように支援員が把握することをしてございます。そうした中で、この利用人数をもとに、登録した人数が全て出席しているわけではございませんで、おおむね登録者の8割くらいが、この一つの目安として考えてございます。

放課後児童クラブの入所定員につきましては、こうした出席率が大体8割であることに鑑みまして、面積要件から割り出した定員よりも、おおむね1.2割り増しの児童数を受け入れても、先ほどのおおむね1.65ということで、児童が生活する上で支障を来さない範囲ということで、先ほどの住吉小学校区で考えるのであればですけども、45人の定員のところ、おおむね2割増しの54人から55人の児童を受け入れても可能であるという判断の中で現在は運営してございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、おおむね8割、それはどこから、何か規定とかそういうものがあるんですか。基本的に言いたいことは、ここだけじゃないんですけれども、今そう言われちゃうと、おおむね8割と言われちゃうと、7割でもいいし、6割でもいいし、要するにキャパ、数字の意味が全く意味を持たなくなっちゃうじゃないですか。そういう意味でおおよそ8割というのが余り理解できなかったんですが、それはどこかに規定をされているということですか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、松永 満君。

○こども未来課長（松永 満君） 先ほど申し上げたとおり、児童クラブというのは、毎月利用する児童もいれば、途中欠席をする方もいらっしゃいます。この8割というのは、私どもで運営するのに毎日出席をとっておりますので、大体年間で見ますと、トータル的に8割であるというふうに捉えてございますので、先ほどのおおむね1.5であれば、畳1畳分くらいの生活のスペースを確保していれば、放課後児童クラブは運営できているというふうに判断して、このように現在は運営してございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今の数字に関しては、余り信用できないけれども、それはそれで過ぎたことですので、ただ、このときに、当然予定の中で教えてくれる、見守ってくれる人たちの要するに環境そのものが計画していたよりもちょっと広がってきたかなど。要するに環境が、臨時職員の方の働く環境そのものが本当に今の形で確保できていればいいんですけれども、その辺はどういう形で把握しているかということですか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、松永 満君。

○こども未来課長（松永 満君） これは指導員が大体児童1人当たりどれくらい見れるかというようなことにもかかわってくるかと思いますが、大体10人に1人くらいの支援員が1人つくという今中で運営はしてございます。また、放課後児童クラブを運営するに当たっては、2人以上の指導員、支援員という方をつければなりません。その中で、うち1人は補助員ということが出来ますけれども、放課後児童クラブを大体運営するには2人以上、入所人員から考えますと、大体10人に1人くらいが支援員の適正規模であるかなというふうに捉えております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 働く方の環境さえ整っていれば、それが一番大事なことなんですよ。

それで、これから一番聞きたかったことに入っていきますけれども、この結果ですよ、今言われたキャパとは言わないけれども、数字が結構オーバーしていたと。それを踏まえて、これからの計画にどう反映していきますかということを実は聞きたかったんですけれども、そういうような計画的なこと、計画というか、これを踏まえた次のステップの考えていることというのはありますか。

○議長（藤田和寿君） こども未来課長、松永 満君。

○こども未来課長（松永 満君） こちらについては、現在、TCPトリビンスプランの中で、放課後児童クラブにつきましては、放課後の子どもの居場所づくりというところで進めてい

かなくなくてはならないかと思っております。

今後、入所されている方を含め、対象者を通じたニーズを把握しながら、キャパシティーの問題、あるいは支援員の確保の問題というものを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 了解しました。

議長、ちょっと先ほどの件でお願いしたいんですけれども、いいですか。先ほど10年の保証の中でというやつ。要するに、だめですか。

○議長（藤田和寿君） 言っていたかないと、内容はわかりませんので、聞いてから判断します。

○6番（山内 均君） 22年で6年しかたっていない建物が、もう構造的な部分で、多分構造的な部分だと思うんですけれども、不都合を感じたときに、10年の建物というのは、ほとんど保証があるんですね。そのやつがあるんですけれども、これは議案として上ってきたときには、それに対しての瑕疵であるとか、そういうものが出てくるんですけれども、いろいろ聞けるんですけれども、5,000万円超えないと上がってこないものですから、ぜひお願いしたいと思っているんですけれども、少なくとも、10年もかからないようなものが、もし完全に不都合であったとしたら、お金払わなくても、保険であるとかいろいろな中でできますので、その辺もぜひ考慮していただきたいということで質問として出したんですが、ぜひその辺お願いいたします。ありがとうございました。

○議長（藤田和寿君） 議会で議案として上がらなくても、庁舎のほうでそういった管理体制はできていると思いますので、そういった面から御答弁のほうをお願いしたいと思います。そういったチェックはされていますよね。

福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

前半にあったあつまリーナの修繕の関係だと思えます。うちのほうで修繕を行うに当たりますは、総務課にあります契約管理のほうとも相談させていただいて、前回の契約の中でそういった保証があるものかどうかというのも確認をとらせてもらって、こちらでの修繕になるのか、事業所での修繕になるのか、業者の修繕になるのかといったところは相談させていただいての起案になっていくと思えますので、そちらのほうは抜けないようにちゃんと契約管理と相談させてやらせていただきますので。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。了解。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがですか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

120ページの介護保険の拠出金の関係でお伺いしたいと思うんですが、また介護保険で申しわけないんですが、先日、住吉の杉の子園に行きましたら、園長さんが介護士の確保や職員の確保、非常に大変だということで、10年表彰の方、15年表彰の方、大変皆さんで御苦労されて働いていらっしゃるということで、もっと看護職員の方が大勢増えればいなということで実感しているわけですが、県のほうでこうした介護職につく人を増やすための基金をつ

くっているというようなお話を聞きました。そうであれば、県のほうからそうした基金を活用して、吉田町でもそういった介護施設をもっと充実するという方向で、町としてそうした基金を活用しながら、介護職員の養成を支援していくという方策もあるのではないのかなと思います。その点どうお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） ただいまの御質問は、主要な施策と成果に関する説明書の120ページ、介護保険事業会計の繰出金についての中での御質問かと思われ。介護特会の中での決算の中でも、ちょっと介護職員の確保といったところの御質問がありましたので、そちらでもお答えさせていただいておりますが、それと同じような答え方をさせていただきたいと思っております。

確かに介護スタッフの確保というのは、これからの大きな課題だと思っておりますので、町のほうでも、介護職についていただく方の研修をやるに当たりまして、講師としての職員のほうを派遣する等の御協力と、あと広報とかといった周知のほうもさせていただいております。また、ボランティア養成講座のほうも社協のほうでやっていただいて、資格がなくてもボランティアとして介護のほうについていただけるような方の養成というような形をとらせていただいておりますので、県での先ほどの基金というお話ですが、そちらよりも現場の意見の吸い上げをさせてもらって、できるだけ介護職を確保するような施策のほうをさせていただいております。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

この質問は昨年もさせていただいたものですから、今のような答弁、実情としてはわかるわけですが、県のほうの基金等、せっかくそうした制度をやはり積極的に活用していくということも必要じゃないのかなと思います。

もう1点、吉田町の介護施設への入居の待機者が3名ということで、非常に少ないなというイメージを受けましたが、新聞報道によりますと、全国では36万人もの待機者がいるということで、非常にこの待機者問題、まだまだ大きな問題だと思っておりますが、吉田町は幸いにしてそういう待機者が少ないということなんですが、逆に言いますと、自宅で介護をされている方、あるいは介護申請をしないで家族の方が面倒を見ているような、そうした状況もあるのではないのかなという感じがするんですが、そうした状況をどういうふう把握しているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長補佐、杉田香織君。

○福祉課長補佐（杉田香織君） 福祉課でございます。

介護申請をしていない人がいるのではないかという御質問ですが、介護特会の決算のときにもほかの議員から質問がありましたが、介護保険を申請しようかどうか悩んでいますよという方につきましては、地域包括支援センターも窓口になりまして、あと役場の窓口でも、チェックリスト等をさせていただきながら、介護申請をしていくかどうかといった説明のほうもさせていただいております。

受け身だけでなく、民生委員さんが6月から8月にかけて実態把握の調査も行っているということで、そういった中での介護相談は、こういった形でも設けられますよという形の紹介のほうもさせていただいております。

あと、入所せずに御自宅でいらっしゃる方もおられるということで、吉田町には介護保険事業所がさまざまありまして、在宅で生活できるようにデイサービスとか訪問ヘルプサービスだとかといった制度のほうも充実しておりますので、在宅で家族と一緒に家で過ごしたい、最期まで家で過ごしたいという方も、中には最近増えてきている状況ですので、施設入所の待機者が減っているというのは、そういった現状も、利用者さん、御家族の御意見でそういった現状であることもあると思います。

○5番（大石 巖君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

ほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時50分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

173ページから、ちょっとここでお聞きしたいんですけども、去年はたしか健康づくり課で、一昨年かな、ぐるタワーをやったんですよ。私も参加させていただきました。

去年は中止しておるということで、何か特別、マイレージと組んでやったような気がするんですけども、去年やめた理由は何でしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

ウォーキングイベントにつきましては、昨年度は北オアシスパークをめぐるコース、小山城を発着点としまして、ウォーキングイベントを開催しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ぐるタワーをやめた理由です。ぐるっと避難タワーを回るやつですか。

健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 一昨年度はぐるタワーウォーキングということで、津波避難タワーをめぐるコースということで、ショートコース、ロングコースということで開催をさせていただきました。

町内の南地区といいますか、川尻、住吉地区をめぐるコースを設定させていただきましたので、昨年度は北オアシスパークもできたということで、防災の町の中の拠点ということをご様に知っていただきたいということもございまして、コースを変えて実施をさせていただ

きました。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

わかりました。

しかし、防災の関係であるならば、やはり継続していかないと、いくべきじゃないかなと、そのように思ったものですから、昨年度やめた理由は何だろうかなと質問したわけです。

健康マイレージの関係は、もう終わったんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康マイレージのどのようなあれですか。主要な施策に載っていますが。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 要はここに174ページにチャレンジシートというんですか、これが健康マイレージの達成者が140人、累計云々、それで割引があるというような形で実施されたと思うんです。これはこれでもう終わりじゃないですか。継続性はないんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

健康マイレージ事業につきましては、年度で一度そこでチャレンジシートをお配りした方の数、または達成者の数ということを整理させていただいております。その隣に累計という形でも、主要な施策の説明書のほうにも書かせていただいておりますけれども、その中で達成者、年度内の達成者の中から抽せんの特産品をインセンティブということでしょうか、抽せんを行っているということで、年度で一度処理はさせていただきますけれども、今年度も継続して行っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 私の勉強不足かもしれませんが、今度この継続ということは、このウオーキングで継続していくんですか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

健康マイレージ事業につきましては、日々の皆様の健康づくりの取り組みということで実施をお願いしているものであります。チャレンジシートをまず手にしていただいているということは、年間を通じまして、保健センターであるとか、自治会であるとか、そういうところでお配りをしたりとか、あと健康づくり課の事業の中でもチャレンジシートをお配りして、年間を通じて皆様が日々取り組んでいただくということで、ウオーキングイベントの中でもこういった事業がありますということでお知らせはさせていただこうかと思っておりますが、年間を通じて皆さんに取り組んでいただいている事業ということで進めております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

わかりました。

次、昨年度、ウオーキングイベントということで、片岡のノジマ前のあそこから出発しま

した。6キロ、10キロ。これを大勢の人が参加したと思います。私も参加させていただきました。この実施した結果、参加者からよかったとか、余りよくなかったとか、いろいろこれからとか、そういった何か特別な反響はございましたでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

昨年度のウォーキングイベントにつきましては、コース自体が坂があるだとか、あと景色が変わるだとか、そういったコースの選定につきましては、好評を得ていたと思います。中には、そのコースのところどころが途中わかりにくい点があっただとか、そういったお話も伺っております。コースの距離だとか設定につきましては、いいコースだったよというようなお声をいただいているところです。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

私も参加させていただきまして、コース的にはよかったなど、そのように思っております。これからもこういった吉田町の誇るべきコースは、ウォーキングコースとしてどんどん継続して行っていただきたいと思っております。

それともう1点、今月のあれですね、組長会の後配られたのに、このイベントが、まちづくり公社が担当すると、そのようなチラシが入っていましたけれども、これは間違いありませんね。

○議長（藤田和寿君） 29年度ですが。

○7番（三輪正邦君） すみません、ちょっとだけ。これに関係したものですから。

○議長（藤田和寿君） 関係あるんですね。

○7番（三輪正邦君） はい。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 議員のおっしゃるとおり、今年度はまちづくり公社に委託をしてということで開催を予定しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） そうすると、せっかく健康づくり課で汗水流してつくったコースを、そのまままちづくり公社へはいと差し上げちゃったと、そういうことでよろしゅうございますか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

今年度のウォーキングイベントにつきましては、まちづくり公社に委託をしまして、新しい感覚の若い方にも参加いただけるような、そういったイベントを計画しております。コースだとか内容につきましては、実行委員会を開催いたしまして準備をしているところでございます。

ウォーキングコースにつきましては、全く昨年度と同じコースというわけではございません。見直しをさせていただきまして、コースを新たに設定しております。

コースの中身も、また昨年度は長いコースと短いコースということでしたけれども、今年

度は3コース用意させていただきまして、全く同じコースで同じ内容でということにはならないように現在準備を進めております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 三輪です。

それはそうですね。変えなかったら、何も新鮮味もないし、変えることは結構なんですよ、私は。ただ、案というものは、もともと健康づくり課があったものを持って行って、多少お色直しをするということなので、これはしようがないかなと思いますけれども、私もできたら参加したいなと思っていますので、楽しみにしております。当然これはもとのあったものを多少お色直ししてもらわないと、全く困りますので、それはまちづくり公社としての責任が私はあるんだと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがですか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 160ページをちょっと見ていただけますか。下水のやつはずっと追いかけていくんですけども、それで、ここに27年度……

○議長（藤田和寿君） もう少しマイクの前で話してください。聞こえません。

○6番（山内 均君） 27年度の結果が、5人槽、7人槽、10人槽合わせて64と、計画区域内が5基、トータルで69ですね。27年度が、昨年ですね、これは5人槽が52、7人槽が23、10人槽が1基、トータルで76。下水道区域内は金額が非常に5人槽が17万7,000円と、7人槽が22万円、10人槽が29万2,000円で、区域内の約半分近くの数字なんですけれども、計画区域内では、28年が5、27年が6ですね。

それで、この目的、意図というところを見ていきますと、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止すると、こういう目的がありまして、その効果のところ、この水質汚濁防止を図ることができたと、そういうふうな形で書いてあるんですけども、一般質問でやっていきますと、計画区域外を含めても、全部を含めても、まだ1,600近く2年ぐらいあったんですね。それで、そのときに、この意図している目標を達していくのに、循環型社会形成推進交付金事業計画では、27年度から31年までの5年で合併浄化槽を400基、年間800基の設置計画を行っているということで出ているんですけども、今この数字を持っていくと、これが実際に達成されるというのは、本当に計算できないくらい長いことかかると思うんです。それは今実際に水質を、一番目的は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することになりますと、この設置がえの部分、年間12基とか13基とか、そういうのではとても間に合わない。実際の目標は達することができないということなものですから、それはこれからこの浄化槽の設置がえをすることが今の目標に達する非常に重要な鍵になると思うんですけども、担当課のほうではこれをどのような形で把握をしていますか。期限としては、でき上がる期限とか、その辺の計画的なものというのはあってこういう数字が出てくるわけですか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

循環型の計画の中で持っております年間80基の中には、議員がおっしゃるような浄化槽の

み、家の新築、あるいは増築の建築確認を伴わない、浄化槽のつけかえのみの数字と、それから家を建てかえるという数字を含めた数字となっております。

今回、つけかえが3件と、28年度決算の中でつけかえ3件という数字がございますが、それ以外の数字の中でも、真っさらな宅地に家が建ったという新築で60何件の設置があったわけではなく、もともと家が建っていたところが、家を建てかえることで、建築確認上新築という扱いになったものもございますので、今度新しく家を新築するときには、もう合併浄化槽しかないものですから、合併浄化槽が設置されるわけですけれども、家ごとのつけかえというものもこの中に含まれていると、効果が発揮されているというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 理由はいろいろあるでしょうけれども、今言った水質の目的を本当に達成するためには、単独浄化槽をいかに合併浄化槽にして、そして水を、自然を守るかということが、多分この趣旨の大前提だと思うんですね。そういう意味で、設置がえが計画をもっともっとやれないかなということ。その辺はどのような形で考えていますでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 設置がえを促進する策をどのように28年度で行ったかというような質問ですか。

○6番（山内 均君） はい。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

浄化槽の単独浄化槽から合併浄化槽へのつけかえのお願いについては、広報等をお願いしております。3月号でもその記事を掲載して、補助金を支給していることとあわせお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） これなぜしつこくやるかといいますと、去年、一般質問やっているとときにちょっと計算した中で、1,600基というのが補助金だけで毎年、一般会計から6億5,000万円ぐらい入っていますよね。2年間でできちゃうんですね、2年間でね、やる気になればね、単独浄化槽から合併浄化槽に切りかえ。そういう意味で、この目的を達するために、しっかりとした目標がどこかで持てないかなということなんです。そういう意味での質問で、もちろん結果を見たときには、とてもじゃないけれども、そこまではいかないでしょうと。いかないような気がするし、できませんよね。そういう意味で、できるだけ達成をするための方策として、もっともっと設置がえを増やす理由とか計画とか、そういうものを持てませんか。そして、循環型にできるだけ近づけることができなかつたのでしょうかということ。です。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

設置には個人の負担もございます。それから、下水道の接続できない御家庭の理由もそうですが、高齢者等の単身、あるいは老夫婦お二人だけの御家庭になってきますと、なかなか設備に投資をすることがというようなこともございまして、なかなか数字が80に達しない状況はあります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

無理な質問かもしれません。

実は国交省の出した資料をちょっと見せてもらったときに……

○議長（藤田和寿君） 28年度決算にかかわることですか。

○6番（山内 均君） そうです、当然。なぜできなかったかということです。

○議長（藤田和寿君） それでは、お願いします。

○6番（山内 均君） その中でやっていくと、国でもやはりそういう方向を出すということ
を考えれば、やはり工事を合わせての金額での補助とか、そういうものも考えているよう
です。その辺でできるだけ前進をさせていただきたいということなんです。

○議長（藤田和寿君） 答弁を求めますか。

○6番（山内 均君） いいです。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

○6番（山内 均君） 要らないです。

○議長（藤田和寿君） ほかがございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時11分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会20日目でございます。

ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（藤田和寿君） 本日は、提出されました第64号議案の質疑と追加議案の上程を行います。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第64号の質疑

○議長（藤田和寿君） それでは、議事に入ります。

日程第1、第64号議案 平成28年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第64号議案についての質疑を行います。

昨日に引き続き、質疑には歳出の5款から11款についての質疑を行います。

質疑は款別に区切って行いたいと思いますが、説明員を入れかえながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので、御了承願います。

また、歳入の1款から10款、20款以外の歳入については、歳出の財源にあわせて行うようお願いいたします。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関する以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

歳出の5款労働費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

資料の185ページですけれども、雇用対策費ということで、職業訓練校へ補助金をということで、毎年やっていることでありますが、吉田町からの訓練生も、ここに書いてあるとおりになかなか通っている人もいないわけですけれども、そういう中で、このところはたしか、昔、大工さんの訓練校か何かだと自分は思っていたんですけれども、そういう中で、いつまでもこうした形の補助金をやって、結局内容的にも変わらないような形で毎年のことである

んですけれども、今後、これをどのような形で考えて、何か新しい進め方というか、そういうものが多少なりとも考えられているかどうかということでお伺いしたいんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この職業訓練校に対する補助金でございますが、議員さんのおっしゃるとおり、主に大工さんを養成するということで、3年間ここに通って腕を磨くと一人前の大工になるということをやっている学校でございます。

そういったところから、大工さんも大分減少しているという話は聞いてはございますが、これからも必要な職業であるというところでもありますので、引き続き町としても支援をしていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

今、新しく新築するための大工さんというのは、そういう必要というの、かなり職人さんが減ってきたもので重要性はわかります。それにかけて、今、リフォームとかリノベーションとかという形の、ある物を改築して、また新たに新しく改築、改装してするという、それも建築の仕事ですけれども、そういう中でそういう職人さんを、要は本当の大工さんと分けるかどうかわかりませんが、新築をする大工さんとリフォーム、リノベーションをやる職人さんて、また、今、割と仕分けがなされているわけです。そういう方たちも養成していけば、大工さんだけでなくそういう分野にもかなり今、そういうのが結構はやっているものだから、雇用が生まれてくるのではないかなと思います。その辺の研究といいますか、そういうことのあるは、ある程度話し合いとか研究はなされていないのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この協会とは年に1回程度なんですけれども、そういったコミュニケーションと言いますか、情報交換の場を設けてやっておるところではございますが、そういった新築の大工さんとリフォーム、リノベーションのという、そこまでうちのほうでそういったところまでしっかりとした現状把握というのは行っておらない状況もありますので、今後につきましては協会ともう少し情報交換、そういったものを密にして、今後のどういった支援ができるのかということも含めて考えていきたいと思っております。

以上です。

○9番（八木 栄君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

私、労働福祉費について質問したいと思います。186ページになります。

ここは榛南地区の労働者福祉協議会の補助金、また小規模労働者福祉推進事業の補助金を交付している事業でございます。執行率100%ということになっております。資料によりますと榛南地区の労働者福祉協議会には、会員数が19企業のうちの吉田町が6企業、また、労働者の対象となる方は7,109人中、吉田町は1,229人ということが書かれております。また、

小規模労働者福祉推進事業の実施をしていただいている榛南地区勤労者共済会に加入している会員事業数は556事業の中で、吉田町は149事業所、また人数は2,765人中972人ということになっております。

この人数ですけれども、吉田町に貢献をしていただいている小規模事業者、また、そこに働く労働者に対しては、こうした町の補助金を出して福祉、労働の福利厚生の方の充実を図ることが目的だと思いますけれども、この吉田町の事業者数の加入事業所のさらなる加入率を上げるということが、吉田町に働く労働者の方の福利厚生を促進することになって、もって、やはり働きやすい環境にもなるかと思えますけれども、この点、この人数と企業の事業所の加入率を、この事業所の数、また人数にとどまったと言いますか、もっと入っていただければさらに雇用環境がよくなると思えますが、この点に関しては何か働きかけというのは町として行ったのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

会員数につきましては、勤労者福祉協議会に関しましては全体で平成27年度から28年度、500名ほど増えているということで聞いております。町といたしましては広報に掲載したり、あと、こちらのほうで会員募集と言いますか、そういった委員会を開いて積極的に声かけ等をしているということで聞いております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 500人増えたということになりますけれども、町の予算が入っているということで労働費、ここに関しては先ほど同僚議員が質問したように雇用対策の関係と、それからこうした小規模事業者の福利厚生に寄与するということで、ここの団体、共済会に補助金を出しているということでありますけれども、まだまだこの吉田町におかれましては、小規模零細企業の数がありまして、そこに地域の雇用をつくっていただけているというふうには、貢献度は高いと思えますけれども、さらにこの制度をPRしていったほうがよろしいかと思うんですけれども、産業課の中でこの雇用関係の独自の取り組みというのは、平成28年度の決算において何か特に力を入れてやったという、500人増えたというところの背景はございますか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

勤労者福祉協議会、会員数が先ほど増えたということでありまして、この協議会さんの努力、町のほうの広報の掲載等の効果かと思われます。産業課といたしまして、この5款の労働費に関しましては、昨年度創業支援事業の関係でネットワークをつくりまして、創業希望者を発掘していこうというところでセミナーを2回開催いたしまして、補助金のほうも今年度からになります。産業振興補助金の中に創業支援という項目、事業を加えまして、そういった創業希望者の支援をしていくということで事業のほうは進めております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 課長にお尋ねしますが、今、御答弁で平成27年度に比べて28年度が500名増加ということでありますが、昨年度の主要の施策を見ますと、吉田町は6企業、人数が1,212人、共済会の事業所のほうですけれども、146事業所、926人と、御答弁の500という数

字はないんですが、これ、議事録に残りますので、正確な御答弁をお願いいたします。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

大変失礼いたしました。労働者福祉協議会の人数でございますが、先ほど500人ほど増加したということにつきましては、全体の加入者数ということでございます。平成27年度につきましては18企業ということで6,500人ほど、それから、平成28年度につきましては19企業、1企業増えまして7,100人ほどということでありまして、それから、勤労者共済会につきましては、平成27年全体で2,760人、28年度につきましては2,765人ということでありまして、それから、町内におかれましては149事業所がございまして、972名の方が加入してございます。昨年度に比べまして50人ほど、こちらが増加という結果になっております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 私が確認しては申しわけないですけれども、議事録に残るものですから、今、御答弁だと19企業、6,500人ということだったんですけれども、昨年の主要施策を見ますと19企業、7,002人ということで違うものですから、今の御答弁が正しいということでしょうか。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

労働者福祉協議会の人数でございますが、平成28年度につきましてはの企業数、19企業、7,109人ということでございます。平成27年度につきましては、申しわけありません。資料のほう持ち合わせてございませんので、確認をさせていただきます。

○議長（藤田和寿君） はい。もし御答弁が違うようでしたら、後ほど御訂正のほどお願いいたします。

申しわけないです。10番議員、途中。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

また数字に関しては正しい数字を教えたいと思います。今、創業支援ネットワークの取り組みも始まっているという御答弁ありましたけれども、私、やはり吉田町の中で、これから若い人たちが定住をしてくるためにも雇用の確保というのが大変大事なことだと思いますし、起業されて自分でお仕事をされるということも、とても望まれる方にとっては大変よいことだと思いますけれども、ぜひ、そうした新しい雇用をつくった後は下の労働環境の整備というの、町のほうであわせてやっていただきたいというふうに思うわけですが、そのあたりの一貫して起業から労働者の労働環境までというところの一連したところを産業課で業務としてやっていただけるということでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

産業振興補助金の中に創業支援事業というところを新たに設置いたしまして、起業する方の設備投資の支援ということで現在しておりますので、今後、町としてそういった方に、それから先どういった支援ができるのか、そういったことも検討しながら、こういった補助制度、よりよいものにしていければと考えます。

以上です。

○10番（大塚邦子君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

193ページの耕作放棄地対策事業費について伺いたいと思います。

ことしは20万円の予算で決算7万4,000円ということで、37%の執行率ということで、昨年度は執行率ゼロということで私も質問したんですが、ことしはそういう点では2件の執行ということで、効果としては耕作放棄地の発生防止に努め解消につながったという評価をしているわけですが、面積としては約2,500平米、2反5畝という状況で、この評価なんですけど、見ますと、吉田町内、耕作放棄地が一見して増えているという状況なんですけど、確かにこの事業費としての執行としてゼロから37%の執行としての効果はあったかとは思いますが、こうした耕作放棄地の解消につながったという評価にはならないのではないかなと思うんですが、その辺の評価の、どういうふうに見たのか伺いたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

町の耕作放棄地、最近で言いますと荒廃農地という言葉もございます。町のその状況でございますが、毎年、国の荒廃農地に関する調査というものをやっております。それを見ますと、町の農地面積に関しましては約440ヘクタールございます。そのうち耕作放棄地、荒廃農地につきましては約12ヘクタールということで、荒廃農地率と言うんですか、それが3%弱という数字になっておりまして、吉田町が属していると言いますか、この志太榛原地域におきましては、かなり荒廃農地が少ないという状況も県から聞いておる状況でございます。その中でも吉田町は志太榛原地区内におきましても、その率が低いということとなっております。

それに関しましては農業委員さん、ことしから農地利用最適化推進委員さんができまして、そういった方と連携して農地パトロールをやったり、是正指導、そういったものが成果としてあらわれていると。あと担い手、認定農業者への集積というところも町のほうでは進めておりますので、そういったことからでも耕作放棄地の発生防止、減少につながったというところで効果として考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

やはりそうした努力ですね。これについてはやはり皆さんに期待をするところですが、この対策事業費としては耕作放棄地を利用された方について、機具の保管等、倉庫の保管料等、そうしたものに対する助成だとかというふうなことを伺っているんですが、もう田んぼをやっていけないよという人から農業委員会、あるいは産業課のほうに、どなたかやってはいただけないかというふうな相談もかなり寄せられているのではないかなと思うんですが、そうし

た相談に対してどういうふうな対応をされているのか伺いたと思います。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

実際、産業課のほう、農業委員会のほうにはそういった相談も来ている状況、ございます。そういった中で、先ほども言いましたけれども、認定農業者さんへのあっせんと言いますか、そういった方に声をかけて、そういった耕作放棄地解消、発生防止というところで、産業課としては積極的にやっているというところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

田んぼ等の地形にもよりますけれども、なかなかすぐにやりますというところの場所だけではないものですから、もっとこれから小さい田んぼなんかも、あるいは茶畑についてもどういうふうにしたら利用できるのか、その辺もよく研究をしていただきたいなというふうに思うんですが、もう一点、町内にある食品会社ヤマザキが事業展開をする中に、野菜の生産から加工までということで、町内の休耕地を借り上げをして野菜等の生産をするという話も前に伺ったんですけれども、そういう点で、そういったヤマザキなんかが農地を借り上げて、それで生産を行うという状況についてはどういう、今、実情になっているか伺いたと思います。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

ヤマザキさんのほうで町内の農地を借りて何を耕作しているかという御質問だと思いますので答えさせていただきます。

ヤマザキさんにつきましては町内北区のほうに数カ所農地のほうを借りているということございまして、面積のほうが約2万1,000平方メートルということ聞いております。耕作している農産物につきましては、サトイモ、キャベツ、カボチャというところをつくっているというふうなことで、こちらのほうでは確認をとっております。

以上です。

○5番（大石 巖君） はい、了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかにいかがですか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

190ページの、この間もちょっとお話伺ったんですけれども、部農会活動補助金ですか、80万9,800円と出ております。この中で部農会が20部農会、実行班が108かな、随分大きな、数としては大きな組織なんです。しかしながら、この農家が減少している中で、一体この部農会、あるいはこの実行班、どのような仕事をなされているんでしょうか。それをちょっとお伺いしたいです。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

ただいまの御質問ということで、部農会の活動内容ということでございますが、今現在やっていたら活動としては農業関係の文書の回覧、それから農業用水路、堰の管理等

をしていただいております。あと、それから、3年に一度の農業委員さんの改選というところで、部農会の方々から候補者の推薦という作業のほうもしていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 部農会は今そういうようにわかります。実行班というのは一体どのような作業と言うんですか、仕事をなされているんでしょうか。多分私はこの実行班が回覧等、いわゆる文書ですね、こういうことを担っているのではないかなと、そのように私、ちょっと聞いたんですけども、これは間違いでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

部農会組織につきましては、部農会がありまして、その中に正副の会長さんがおります。その下に実行班という下の組織というところでありますので、全て部農会長さんのほうから実行委員さんのほうに情報がおりにいくという仕組みになっておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 文書回覧が仕事になっていますかという質問でしたが、実行班の。産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

そういった文書回覧も部農会長さんを通して実行班までおりにいくというところでございますので、活動内容の一つというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

そうすると部農会も実行班も何だかちょっと、組織的にただ上に頭があって、子分があっただけのことであって、何だか、例えばこの部農会に対して82万何ぼの補助金がおりにいると。そういう中で実行班の方々には1万何ぼの文書配布費と、そういったものが行っていると、そういうふうに私、伺っているんですけども、実態はただ文書配布だけでこれが使われているでは、私はちょっと実態と違うのではないかなと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

先ほども答えさせていただきましたが、農業関係の文書回覧とともに用水路の堰の管理等も実際やっていただいておりますので、実行委員さんにつきましても文書回覧、それから用排水路の堰の管理というところは現状もやっていただいているということで私どものほうとしては把握しております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

今のこの本当に役に立つ補助金なら、私は何も申しませんけれども、ただ文書配布という

だけだったらちょっと疑問がつかないということでありまして、かつて農済という文書がありました。これも隣組を通じまして配布されておったことがございます。それも最近はもう、これはおかしいではないかということで、隣組を通しての配布はなくなったと思っております。そういった中で実際現状にあわないもの、そういうものに対してはちょっと精査していくべきではないかなと、このように思っておりますので、ぜひ次の年までにはいろいろ目を通していただいて、実態に則した使い方をしていただきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 増田です。

決算書のまず歳入のほうなんですけど、53ページの小山城売店手数料ということで、昨年、この小山城売店の手数料として業者と何らかの契約を結んでいるかというようなことで質疑をしたときに、そのようなことはないということでありました。その後何らかの契約をしていきたいというようなお話をいただいております。そのことについて、結果のほう、どのような形になっておるのか、お願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

昨年度の議会におきまして、増田議員のほうからそういった質問を受けました。これまでは業者との協議により取り決めということで行っていた状況でございます。昨年度につきましてはそういった契約につきまして話をさせていただきまして、今年度に入りまして契約のほうを書面で取り交わしたしまして、現在実施しているという状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

これ平成28年度の決算なんですけど、今年度から始めているということなんですけれども、ではその内容、ではどういったパーセンテージで手数料をやりますよというような、そういったことまで、もしお話できるようでしたら、もう実際やっているとしたら別にかまわないのか、契約上そういったことは言えないと言うんだったらしょうがないんですが、何かしらそういうものがあるんでしたらお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

これまでも業者との協議、取り決めの中で売り上げの10%というところで手数料をいただくということでもございましたので、契約書のほうにも同じ内容、売り上げの10%を手数料としていただくということで契約書のほう、作成をいたしております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） これまでの慣例と言ったらおかしいんですが、そういう中で10%ということであるのかなとも思いますが、実際その10%というのはどういう計算というのか、取り決めの中でテンパーという数字が出てきたのか、ありましたらお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 契約は本年度というのは平成29年度ですか、28年度ですか。多少あれですが、流れの中で……。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この10%というものに関しましては従来からというところでございます。そういった中で商品のほうを置いて、そういった観光振興に協力していただくということも考えまして、売上げの10%というところで、こちらのほうとしては話しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 契約はことしということなんですが、これまで、平成28年度まで慣例ということできたんだけれども、その観光振興に協力しているかどうかはわからないけれども、置いてある商品で、そんな観光に見合ったものではないと思うんです、見に行つて。アイスとかそういったものでしょう、スナック菓子とか。そういうものに対して慣例で10%で来たと言っただけけれども、では、やはり根拠というのが、これまで、では10%で来て、時代も相当もう変わってきて、そうした中でもっと、人件費とかも上がっているわけですね。そういう中でずっともう10%でいいのかというようなところの議論というのはなかったんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 平成28年度の慣例のところのところを問いただすということですね。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

売店の商品の中にシルバーさんの小物、例えばグラスに小山城が描かれていたりというものもありましたり、あとよし吉グッズも置いてございます。そういった中で10%の協議というところは業者とこれまでしていないという状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 10%の根拠ということですよ。観光に則しているということはわかったんですけども、10%になった慣例の根拠を。近隣を調べたらそういうのがあるとか、そういったあれですよ。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

10%の根拠ということですが、実際近隣の状況等に関しまして把握と言いますか、調べたことはありません。そういった中で、やはり観光の振興というところで産業課としまして10%という判断をしております。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 説明書の213ページ、商工業振興費の産業振興事業補助金で、平成28年度はしらすマーケットに支払ったということですが、この制度ができて数年、ずっと使ってくれるというか、対象がなくていて、しらすマーケットがここの二年ですか、やってもらっているというような形なんだけれども、ほかの団体からの申請とかがあったというようなことはないでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この産業振興事業費補助金につきましては、平成25年度からというところで、議員おっしゃるとおり、これまでしらすマーケットのみと、しらすマーケット、2回実績があるということでございます。そういった中で、そのほかのイベントに関して申請があったかどうかというところでございます。状況といたしましてはそういった相談と言いますか、協議というところではございましたが、申請までには至らないというところで協議をして終了したというところが、イベント事業の一つある状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） そうして見るとこの補助金の制度がなかなか使いづらいのか、その辺のところの、要項はあるんですけども、検討というのはされているんですか。それが一つあるんですが、もう一つ相談があった、その団体か何かわからないですが、そこにはどういった形でアドバイスであるとか、そういうことをされて、した結果申請に至らなかったというのか、それだともう相手さんがもうあきらめてしまったのか、その辺がちょっとわからないけれども、その辺の対応というのはどのような形になっていたんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この産業振興補助金の中の事業でイベント交流事業という事業で相談がございました。そういった中で、このイベント交流の中で特産品、地域資源等を町内外に広く宣伝する。そういったことによって地域の活性化など目指すというところで、あと集客人数がおおむね5,000人以上のにぎわいというところでございます。そういった中で、この条件になかなか届かないというところで、産業課としてもいろいろ考えていたわけですが、この事業の要件に合致しないというところで申請に至らなかったというところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

この産業振興補助金というのは、該当するものはイベントだけではないわけですね。そうした中でこれまでずっと、もう平成25年からやってきて、しらすマーケットしかやっていないというところに、何かしらの問題点というのか、もっと、使ってもらうために多分、やっているこの事業だと思いますので、宣伝が行き届いていないとか、どういったことをこうしたらこういった対象になりますからというようなことを、産業課のほうから業者というのか、そういった団体に教えていくというのか、指導していくというようなことはされているんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この産業振興事業費補助金の交付対象団体という中で、商工会でありますとか静岡うなぎでありますとか、そういった町の産業団体がありますので、そういった方には積極的にこういった補助金を活用して何か事業をやっていただきたいという話はしておるところでございます。なかなか申請に至らないというところをもう少し、どういったことでということなど、ちょっと今後検討課題というところを考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） その申請に関しまして、では産業課のほうからある程度アドバイスとか、そういったことは今後されていくということによろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

産業課といたしましても、こういった補助金を有効に使っていただきたいと、町の特産品のPR、地域産業の活性化につながるということでございますので、そういった相談にも積極的に対応して、今後におきましてもこの補助金を使っていただきたいということはこれまでと変わりございませんので、そういった活用方法というのを各団体等にお知らせ、PR等をしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） アドバイス等を行うかという質問でしたけれども、PRだけでなく申請に伴う、その辺についてはどうですか。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

そういった方たちへの町としてのアドバイス、どういったらこの補助金に採択されるかというのを町としても一緒になって考えていければと考えます。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時52分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

産業課長から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

5款の関係でございますが、大塚議員のほうから質疑のありました件についてございま

す。

労働者福祉協議会、それから勤労者共済会の加入者数、企業数でございます。初めに、労働者福祉協議会でございますが、平成27年度、19企業、7,002人、これ全体の数字でございます。吉田町におきましては6企業、1,212人、平成28年度でございます。企業数19企業、人数が7,109人、吉田町内におきましては6企業、1,229人。続きまして勤労者共済会でございます。平成27年度につきましては、全体でございますが、557事業所、2,761人、吉田町146事業所、926人、平成28年度につきましては556事業所、2,765人、町内におきましては149事業所、人数が972人でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） そうしますと、先ほどの答弁の中で500名増加したというのは間違いであったということで削除してよろしいですか。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

先ほど500名ということで人数のほうをお答えいたしました。7,002人から7,109人ということで107人の増ということで訂正させていただきます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ここで暫時休憩とします。説明員の入れかえをお願いします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 9時56分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

230ページを見ていただきますでしょうか。

毎年のことなんですけれども、河川維持管理費について伺いをいたします。

意図のところを見ると、河川の改修を推進し災害に強いと、地域基盤の確保に努めるということで目的が載っています。それで、効果のところには、河川内の土砂をしゅんせつすることにより川道面積が確保され、良好な通水が図れるようになったと、こういう形の意図と効果が出ています。この中で、特に最近は皆さんご存じのとおり台風による、1時間にもう100ミリを越すような記録的な大雨情報が頻繁に出されるようになっております。その中で、湯日川の管理の管轄は、実はこれは県であるということはわかった上で質問をいたしますけれども、河川しゅんせつの要望書が自治会を通して土木事業等要望箇所申請書を町に上げ、自治会から町に上げ、県をお願いをいただいている、これはまあ非常にありがたいことなんですけれども、要望書の申請の流れというのは、今言った自治会から一度総務課に上がり、総務課から担当課に行き、担当課から担当者が要望を伝えてくれるという流れ

になると思うんですけども、この流れに関しては間違いないですか。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

自治会の項の関係ですので私のほうから答えさせていただきますけれども、土木要望につきましては、各自治会から土木要望の申請書が上がってきますので、それによって土木要望の内容を見まして、こちらのほうから担当課のほうに要望書のほうを回しまして、担当課のほうから回答をいただくような形で、流れのほうはそうっております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

実はここからが問題なんですけれども、ここに毎年こういう土木事業等要望箇所の申請書の回答書というやつは、これは確かに迅速にいただいているんですけども、これは、実は私の周りの人から聞いてこいと、確認しなさいと言われたんです。それは、この申請書の中の回答書の中の担当課が建設課となっていて、そうして担当者名が出ているわけです。2人やっていて、2人で出ています。ところが、今言った流れの中で、土木から総務課に上がって、総務課から担当課に行って、担当課からおりてくると。前回起きたようなああいうもののルーズなものが起きているわけです。起こっていると私は認識をしているわけです。組織的に。

そうすると、聞きなさいと言われたのは、ここに総務課の通った経路であるとか、それが、直接今の、本来なら自治会から通して返事をもらいますが、同じルートで返ってくるのが筋ですね。そうしないと、これちょっと心配だということで、それなものですから、こういう要望書の流れに関しての、今この流れはちょっと余りうまくないと思うんですけども、ちょっと何かいろいろな問題が起きそうな気がして。要するに担当者にも行くわけですね。こうやって話が出てきてしまうと。特に、ここに町の管理以外の除草、竣工につきましては島田土木事務所へ要望の内容等を報告いたしました。今後の進め方については島田土木事務所から自治会に直接回答するようお願いをしておりますと、こういう回答書が来るわけです。

そうすると今言った、まさに役場のほうで担当者のところにまず行きますね。当然責めることになるでしょう。そうしたときに、担当者の方がこれを見て、どこへ持っていったいいか、要するに申請をした人は自治会に直接回答するようお願いをしておりますと。そうすると、自治会と直接行動しなくなってしまうわけです。そういう意味で、この回答書に関しての余り、もっとうまい形をつくる方法があると思うんですけども、今言った、町にお願いをして、そしてそれを正規なルートを通して回答書をもらうような形、そして、それぞれに責任が分散できるような、そういう形ができると思うんですけども、そういう形がまたちょっと考えられないかなと思って質問させていただいたんですけども、どんなものでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 土木要望の回答書の書式の問題ですか。内容ではなくて書式ということですか。担当課職員の名前が出ているということが、何ですか、それを自治会に聞けということなんですか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） そうなんです。ここの中に出てくるのが担当者の名前だけが出てくる

ものですから、ここには、一番上には担当課が建設課とか書いてくれてあります。名前が出てくることによって、この人たちにプレッシャーがかかり過ぎるのではないかと。要するに正規のルートで行って、そして、それはずっと担当者から建設課を通して、それから総務課に行って、総務課から自治会へ流れて、自治会から返事をもらうような形をとっていただけませんかということなんです。そうしないと……。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

今、議員がおっしゃったように、自治会のほうからまず窓口を一本化して総務課のほうに要望書をいただいていますよね。そして、要望書をうちのところで受け付けして、そして各担当課に振り分けをさせていただいて、その担当課のほうで回答をしていただくような形になる。その回答をまた総務課のほうにいただいて、総務課のほうから自治会のほうにお渡しして、自治会のほうからそれぞれの町内会なり首長のほうに回答するというふうな形で、行ってきたルートが今度は戻っていくようなルートになっているような形になっていますので、議員のおっしゃった担当者というのは町の担当者ではなくて、自治会のほうの担当者のことですか。町のほうの。

ですので、担当者は回答した担当がありますね。担当がありますので、その担当のほうからうちのほうが一旦お預かりして、そして自治会のほうにお返りする。そして、うちのほうも回答した内容については一覧表をつくって記録は残しておりますので、そのところでは、回答の仕方としては同じように戻っていくような形にしております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 内容はわかりました。

要するに、今の内容をこの書式の中のどこかに、印鑑であるとか、普通回ってきますね。そうしていただきたい。そうしてもらわないと、こんなやつとですね、これから内容に入ります。さっき言った、今後の進め方については島田土木事務所から自治会に直接回答するようお願いをしておりますと、これをもらってしまうと、もう直接やるしかなくなってしまうでしょう。自治会と土木が。そうすると、この中に一番重要な町の介在するものが、もちろんあるんでしょうけれども、この中で、これを見た人が、やはり一つの今回のああいいうことがあったように、やはり確かに、この中に印鑑とか何かがあって、そうすれば、今までのああいいう問題が多分、少なくとも回避できるだろうと。そういう意味で、この書式の改正と言うか、それが、もしできるのであればということで、ちょっと質問はしているんですけども。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

土木と自治会のやりとりというわけではなくて、その回答するに当たっては各課も回覧して、課長も把握している中で回答させていただいています。そして、詳細についても、その中で担当課も土木と間に入りまして回答するような形になりますので、もう投げっ放しということはないと思っております。

○議長（藤田和寿君） 質問に対する答弁になっていないです。もう少し明確な形で質問をお願いします。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今の言っていることはよく、同じことを言っているわけですね。ところがその、今、要望書と回答書をお願いしますね。これは町が責任を持った回答書ですね。その町から責任を持った回答書の、町が責任を持っていますよというやつが見えないということなんです。そうしていたら、もしやっていたら、町の自治会、町の町民、町の担当者、土木事務所、役割がしっかりしてきて、その中でしっかりした打ち合わせというか、それが、結論をもらうまでのやつができるのではないかと思います。これだけもらってしまうと、もうこれ以上進めなくて、何だ、やはりことしもやる気はないのかという気しか受けなくなってしまうものですから、ぜひその辺を——多分これを言ってくれた人はよく知っている人なんですけれども、そういうイメージで、形で受け取ったはずなんです。そうすると、やはりそのところに、どこかに、もしつくってくれてあれば、それはやはり町がしっかりと管理しますよという形ができるわけですから、ぜひその辺、回答をお願いします。

○議長（藤田和寿君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

回答書の回答の仕方というか、表記の仕方はやはりこちらも気をつけなければいけないと思っていますので、ちゃんと手続を踏んでやってはおりますけれども、その中で回答書の書き方とか、そういうところは注意してやらなければいけないと思っていますので、土木に投げたというふうな印象を持たれるような文書ではなくて、町もちゃんと責任を負ってるところも加えながら、担当者がそのような回答をするように、こちらのほうも見ていきたいと思っています。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） わかりました。明確にわかりました。

それで、そのとき土木事務所へなかなかうんとやってくれているのはよくわかっているんです。ところが、土木事務所のほうでこういう回答書が多分来るんでしょう。そうすると、いつも冒頭に言った1時間に100ミリを超した雨が降った。恐らく空港の関係でパンクしますね。あふれますよね。一度台風だけでわかば保育園とか、あとこのくらいでびっくりしたことがあったんですね。15センチから20センチぐらいまで上がっていて。それだってわずか30ミリ、40ミリくらいでした。今、こういう状況が起きているときに、そうしたときに、これを放っておくと誰が責任をとるのか。ようするに責任の所在がどこへ行くのか。要するに町としては町民の人たちの安全であるとか安心を、当然守る権利がありますでしょう。権利ではなくて義務が。そうすると、その中でしっかりしたこういう要望書も含めて、しっかりした責任の所在をしっかりとしながらやっていくことが必要だと思うんです。

以前、その土木事務所に直接行ったときに、雨が、水があふれたらどうしますかと言ったら逃げてくださいと言われたんです。こういうのはとても税金なんか払えません。そういう回答が……。

○議長（藤田和寿君） 山内議員、土木は県の管轄でありますので、町の施策について、町ができる範囲の権限があると思いますので、その辺を明確にして質問をお願いします。

○6番（山内 均君） わかりました。すみません。訂正させていただきます。

やはり、そういうしっかりしたところも含めた上でのこういう流れであるとか、それに対

応する、そういう資料であるとか、そういうつくり方を、それによって町の人たちが、そこに住んでいる人たちが今のような気象状況の中で安心できるのはそれしかないと思います。最終的にはやってもらうことが一番必要なことなんですけれども、そこまで行く間に、やはり皆さんが安心できるもの、町にとって、町も信頼できる町になるようにそうしていただきたい。そういう意味での、こういうふうにやって来てはいると思うんですけれども、なかなか実際にできないというのは何か理由というのはおありなんですか。

○議長（藤田和寿君） 県への働きかけをどのようにやっているかということですか。

○6番（山内 均君） そうですね。それと同時に、その結果をもらいたいんですけれども、その結果のなかなか出てこないのをどういうふうに対応しようとしているか、町の考え方。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

主要な施策の説明書の230ページ、231ページの河川維持管理事業に係るということの中で、私のほうから説明をさせていただきます。

議員おっしゃるように湯日川のしゅんせつにつきましては、湯日川は二級河川でございますので、県土木の管轄でございます。仮に、今、御質問がありました、そこで何かがあった場合ということにつきましてはの権限につきましては県でございます。私どもはそれでいいとしているわけではなくて、少しでもこの川道面積、河道面積なんですが――を広げろとかいうこともお願いをしていますし、それに入ってくる支川の町河川につきましては私どものほうでしゅんせつをしまして、なるべく局所的、集中的な豪雨に対しましてハード面で応援をするとか、そういうことのないように施策をしているつもりでございます。

町も県の管轄のものに対しては静観しているわけではなくて、湯日川で申しますと、ちょっと平成28年の決算から外れますが、今年度湯日川のほうの整備方針ということの中で、検討をするということで島田土木事務所も動いてくれています。坂口谷川につきましてはもう既に動いています。そういうほうで、県土木と一緒に局所的、集中的な豪雨に対して対応していますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） これ、質問した理由というのは、今のはわかりますよ。回答としてはそうやって回答するしかないでしょう。でも、実際湯日川がもう6年になるのに何もしてなくて、木も生えっ放し、これは防災に対しての非常に危険だなという状況ですので、とりあえず、ぜひその辺はやはりしっかりと現場を見ていただいて、ひとつやるべきことはやっていただきたいと、そういうふうに思います。これは要望として……。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 御要望ということですが、状況をもう少し詳しく説明をさせていただきますと、湯日川には県のほうで豪雨対策ということで2年ぐらい前から、すみません、河口のほうからだんだんしゅんせつをしてきてくれています。河道の砂利を取ってくれています。それがこのごろ、ことしは吉田高校のあたりまで上がってきます。大変申しわけないんですが、下流から土の多いところを取るというのが効率的なやり方でございますので、北区のほうまで行くのは少し時間がかかるかもしれませんが、県は動いてくれているという状況を報告するとともに、私どものほうからは北のほうでも、上流側のほうでも、特に危なそうなところについては、土砂がたまっているようなところにつきましては情報提供を

心がけていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今言われた、下から順次やっていきますということですね。そうするとどの辺、何年ぐらいかかってやるということは、時期的なものは予測はできているんですか。

○議長（藤田和寿君） 平成28年度決算から大分離れますので、その辺についてはまた一般質問か何かでお願いしたいと思えますが。湯日川に入る町の河川の関係でしたら問題ないと思えますが。よろしいですか。

○6番（山内 均君） 回答しておきます。そういう回答しておきます。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

239ページ、ここですね、住吉富士見保留地販売広告、利子補給ほかということでございませけれども、平成27年度は何か保証人がつかないということで90万くらいになっていると。そういう中でことは、本年度は三百何万かな、そういうように計上されておりますけれども、これについては通常の利子補給、あるいは販売広告ということで、仮に区画ができなかったといったことに対するペナルティー的なお金が出てはいないんでしょうか。これだけお伺いしたいと思えます。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

富士見土地区画整理の利子補給の関係ということでお答えさせていただきますが、一般質問の中でも答弁の中で述べさせていただきましたとおり、利子補給につきましては区画整理の土地区画整理の補助要綱というものに基づきまして、うちのほうで支出しております。それにつきましては、富士見土地区画整理事業につきましては、利子補給というところがその助成制度の中にございますので、それにつきましては前年度の区画整理の決算書に基づいて、それに基づいてうちのほうは補助金のほうを支出しているという状況でございます。それにつきましては、支出等につきましては確認をしておりますし、その決算書に基づいて補助金のほうは支出させているということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 今、三輪議員からは、ペナルティーの部分まで含まれているかというような質問でしたが。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

ペナルティーと言いますか、とりあえず決算書に基づいて出しておりますので、ペナルティー等はうちのほうから——その決算書と補助金の行き先が、支出が合っていれば、別にペナルティーということはございません。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） わかったような、わからんようなことなんですけれども、私が言いた

いのは通常的に我々がお金を借りて、区画ができなければ、当然延滞料を払うということが、これ普通なんです。しかし、これにおいて組合の、いわゆる保証人がつかなかったということで前年度は延ばしてもらったのではないですか。そうすると、そういったことに対する延滞と言うんですか、約束が実行できなかったという、そういったことに対する十、何パーセントか知りませんが、そういうのは入っていないということによろしゅうございますか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

その組合のほうで借入れを起こしてしまっていて、それに対する利子助成ということで、うちのほうは補助金を出しているわけなんですけど、あくまでもうちは決算書に基づいて出しておりまして、その延滞料を取る、取らない、延滞料がどうなっているかということにつきましては、組合と銀行のほうでお話をしていることとございますので、うちのほうにつきましてはあくまでも決算書に基づいて出しているということと御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

御答弁ありがとうございました。

ただ、組合とそういう話し合いをしているということであるならば、町からはそういった延滞料と言うんですか、組合としての義務を果たしていないことに対する延滞料は出ていないということで確認できれば、それで結構でございます。ありがとうございました。

○議長（藤田和寿君） 今の理解でよろしいんですか。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） この富士見土地区画整理組合に対する補助金というのは、そういう制度の中で予算にも計上して、議会にもお認めいただいて交付しているところでございますが、議員の御意見としてはそうした支払いそのものがまずいと、こういうことをおっしゃっているのか、ペナルティーを科して、今後その分は補助をしないということが適当だと言われるのか、その辺を教えてくださいたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 反問がありましたので、お答えください。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 私はそういうことを申し上げているのではなくて、もし組合自体の失態でそういうことであるならば、組合自体がある程度の責任を持って支払いに応じると。町は正常な形で法にのっとりして利子補給をする。これに対しては何も私は申しません。当然のことを言っております。ただ、これはあくまでも組合が主体ですから、組合がそういう本来果すべき役割が果せない場合は、組合さんにしっかりしてくださいよと、そういう意味合いでございます。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の御発言は非常に重大な問題を含んでおります。富士見土地区画整理組合に対してうちが利子補給をしているわけとございますけれども、これは基本的に議員の判断によれば、これは組合の失態があつて、それを町が要は償っていると、そういうふうなことのように聞こえるんですが、これは組合の失態だと議員は判断されておるんですか。

これ、非常に重大な問題を含みますので、ぜひとも御回答賜りたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

失態と言ったことはちょっと、私も言い過ぎかもしれませんが、しかし、本来かけ合いがなされるべく、平成27年ですか、かけ合いなされるべきでしょう、当然、一年一年でかけ合い、そうではないですか。それができなかったということは、ちょっとおかしいではないですかということなんです。組合が失態云々というのは、これはちょっと言い方が悪かったかもしれませんが、しかし、組合としてはそういうことに対してしっかりと組合自体が責任を持っていただきたいと、そういうことでございます。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 重ねてお聞きしますが、要は組合がやらなかった、組合が要は不作為だった、また、別な言葉、変わりますね、組合は努力をしなかったと、こういうふうには議員はおっしゃっているわけですか。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 私はなぜできなかったのかと、どういう経緯でできなかったんですかと、これが毎年こういうことになっていくと、またこれがずっと先送りになってしまうということで、私はそう思っておりますので、できる限りそういった、次もないというような形にさせていただきたいと、そういうことでございます。

○議長（藤田和寿君） ちょっと待ってください。

三輪議員、できなかったというのが抽象的なものですから、借りかえができなかったことに伴う追徴金とか延滞金ですか、そういったことに対することですか。その辺のところを、できなかった、できたとか言っていると、ちょっとよくわかりませんので、もう少し明確な形でお願いしたいと思います。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 私は、そういったことのないようにさせていただきたいということですので……。

○議長（藤田和寿君） そういったではなくて、何がということを明確に言わないと、当局のほうも答弁がしづらいと思いますので。

○7番（三輪正邦君） わかりました。

組合が、借りかえができなかったということに対して、どのようなわけでできなかったのかと。つまり私の申し上げることは、昨年度は借りかえができなかったと。それは組合自体が要するに保証人が立てられなかったということではないですか。だから借りかえができなかったと。

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時28分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 本当に、議員にはっきり申し上げますけれども、議員の発言というのはものすごい問題を含んでいるんです。これ、場合によっては私、辞職しなければならないんです。要は富士見土地区画整理組合が一生懸命販売努力をしたんだけど、販売できなかった、またほかのこともございますけれども、その尻拭いを、要は町がやっていると。最終的には私の責任でございますので、私にやめろと言っているわけですか、はっきり言って。これ、重大な問題ですよ、はっきり言って。

○議長（藤田和寿君） 町長、ちょっと論点が大きくそれていると思います。従来の利子補給をする以外に、先ほどの三輪議員からのお話ですと、保証人が立たなかったために借りかえができなかったと。借りかえができなかったために金融機関に払った、それ以外のペナルティーと言うんですか、そういった部分に対しても払うべきではないかといったところですので、全体の土地区画整理事業に対してではないと思いますが。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、お話ありました借りかえができなくてというお話だったんですが、今現在、区画整理組合では借入金を起こしてしまして、保証人を立てて通常どおりの借り入れができておりますので、何ら問題はなく事業のほうは進んでおります。その保証人が立たなかったというところがちょっと理解できないんですが、そこをちょっと御説明いただければ。どんなことでできないということになっているのか、お話しいただければと思うんですが。

○議長（藤田和寿君） 三輪議員が、保証人が立たなかったためにペナルティーが発生したという認識した事実の確認をどのようにされたかといった反問でありますので、お願いします。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 私が過日お伺いしたときに、私がおのうにちょっと認識したんです。

○議長（藤田和寿君） どこで認識されましたか。

○7番（三輪正邦君） そちらへ伺ったときです。90万円と、お金が変わってきていると、利子が。120万円、90万円、このときはぐっと減ったよと。で、ことし増えたよと。このとき、たしか私の認識では借りかえができなかったと。どちらか知りませんよ、二口あるか三口あるか知りませんが、それで執行が90万円と、そのように認識したんですけれども、もしそれが、私の認識が間違っているなら、ここでおわび申し上げますけれども。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

その金額、90万円、120万円ということでありまして、それこそ、そのときも御説明させていただきましたが、要は、うちがあくまでも利子助成につきましては前年度の決算書に基づきまして支払いをさせていただくと。なぜ、そのお金が減ったのかというのは、それはまあ組合のほうの事情にございますので、今の現状はちゃんと組合のほうでも保証人を立てまして、借り入れが起こされていることは確認できております。補助金のほうにつきましても、その前年度に払った利子助成のお金のほうをうちのほうで確認させていただいて、それに基づいて補助金のほうを交付しておりますので、別段事務手続上問題があるというふうには認識しておりません。

以上です。

- 議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。
- 7番（三輪正邦君） 御回答ありがとうございました。
以上で、私は一応了解いたしました。
ありがとうございました。
- 議長（藤田和寿君） そうすると、先ほどのペナルティー部分とか、そういったものは三輪議員が誤解をしていたと、誤解に伴う発言であったということによろしいですね。
7番、三輪正邦君。
- 7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。
そういったことはないということがわかりましたので、私の認識不足でございました。
ありがとうございました。
- 議長（藤田和寿君） ほか、いかがですか。
12番、増田剛士君。
- 12番（増田剛士君） 12番、増田です。
説明書の248ページ、公園愛護会支援事業費ということで、これ、毎年のようにこの6団体に今5万円を報償金として交付されているわけですが、これには交付要綱がちゃんとあるようで、今見ているんだけど、実際私の知っているところの愛護団体の方なんだけど、はっきり言ってもグラウンドゴルフをやるところはちゃんと、こうやらせてもらっているけれどもという話があるんです。そういう中でこの要綱を見ますと、支払いに対して面積がありますね。そういったこともクリアして、5万円が上限なんだけど、上限まで行ってしまっていますよということによろしいですか。で、各団体、そのような申請がちゃんと出てやっているということによろしいでしょうか。
- 議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。
- 建設課長（大石 充君） 公園愛護団体のことについてということでお答えを申します。
6団体ということで間違いございませんで、申請事務の手続の流れを申し上げますと、各団体の長、主となる人の名前に判こが押してありまして、自主の申請が出てまいります。その内容には、今言ったように公園全体の掃除をやりますよとか、草取りをやりますよというようなことも書いてくれてあります。それに対しまして、1年通しまして活動していただいた中で、年度末には実績が上がってきます。それには何日に何をやりました、写真もついてきて、それで確認をしていますので、当局としては間違いはないと判断をしております。
- 議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。
- 12番（増田剛士君） 間違いはないと思うんですが、面積で言うと、大きい公園を愛護団体が丸々見ているのかというと、そういったことではないのかなと思うんです。この面積当たり6円という縛りもありますね。実際、ではどこまでやっているのかというのが本当は把握できていて、都市公園ですから面積は十分あると思います。それを全部やっているのかどうかということでも、ちゃんとチェックされているのかなというところがあるんですが、公園全体、もう何とか公園の愛護団体だから、これ全部やっているという認識のもと、もうクリアされているということではないよということなのか、その愛護団体だから、もうその公園全部はその方たちに見てもらっているんだから、もう面積は十分クリアしているよということなのか。だったら、こんな細かい要綱の中に縛りがいらぬのかなとも思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 要綱の中ではやはりそういう縛りがあるというか、面積基準があるということはおっしゃるとおりでございます。ケースによってはやはり公園全体を使うのではなくて、局所的に使う、部分的に使うということも想定される中でそういう設定をしているものでございます。

今回、6団体につきましては、私どもも現状把握に努めておりますが、全域を一応活動拠点としておるという内容になってございます。もう少し申し上げますと、そこにプロの業者の造園業者さん等が入っている中で、双方で私どもも、三方と言ったらいいですか、維持管理をしている中で、どこまでその愛護団体の方がというのがなかなか、いつもきれいにしてくれているところもありますし、すみ分けは難しいところではございますが、私どもとしては、議員おっしゃったように、なるべく現状把握に努めてまいりたいと思っておりますし、そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 報償金に関しましては理解しました。

そうした中で、その前のページの、それこそ今言っていた公園の管理という面で、ではこの愛護団体の方たちが、これ以上ちょっと手に負えなくなってきたよということで、町のほうへ要望というのか、そういったこともされているのかというのがまず一点、お願いしたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 議員がおっしゃられているのは246ページ、247ページの、特に247ページの委託料のところの内容にかかっていることだと思います。公園を持っていますと、毎年やはり木の管理ですとか、遊具の点検ですとかというのは発生してくるものでございます。そういうふうなものは、やはり私どものほうで専門業者をお願いをしています。そして、団体のほうから何か意見、要望があるかというお話ですけれども、やはりどちらかと言いますと御高齢の方が多いものですから、高いところにのぼったりだとか、重いものを持ったりだとかというのは少し苦手だということがございまして、そういうところとの調整をとりながら、専門業者との委託を行っている状況でございます。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 高齢な方の団体なんですよね。その愛護団体の方が一応いて、それ以外のボランティアでやってくれる団体の方もいると思っております。有志でやっていたらどうかって。そういう方々はこの愛護団体の方々に何か申し入れをして、これからやりますよとかというような、そういった公園全体を見て愛護している——愛護という言葉が難しいんですけども——そういった、管理は町なんですけれども、その愛護団体の方がいる程度見てくれているわけですね。その方々に一般のボランティアの方々はちゃんと申し入れをしてやっているよというような、そういった活動というものもあるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 一般的なボランティアの方が何名ぐらいというのは、大変申しわけないですけれども、私では把握はできていないんですけれども、公園愛護団体の方とお話をする中では、やはり気持ちのそういう方がいらっしゃって非常にうれしいものですから、一緒に活動をしていると、調整をしているということは聞いております。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 了解しました。

愛護という言葉が非常に、こういった活動をされているのかなというのが一番最初あって、横を見ると整備したり何とかというのがある中で、この団体の方々がそういったほかの、自分たちができない部分をほかのボランティアの方にも頼んで、こうやってもらっているよというようなことがあるとしたら、それなりのまた、何か援助というのか、そういったものも必要かなとも思いますので、そういった情報がもし愛護団体のほうから頻繁にあるようでしたら、その辺もまた考えていただきたいなと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思います。答えはいりません。

○議長（藤田和寿君） ここで暫時休憩します。再開は10時50分とします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時49分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名であります。

8款土木費について質疑を継続します。

質疑はありませんか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

246ページの公園維持管理費ですけれども、西の宮公園のトイレ修繕って、自分は内容確認をしなかったんですけれども、トイレへ行くと外回りが大変もうくたびれていて、鉄骨部分もさびていたりして、ここの修理がちょっと内容確認をしなかったものであれですけれども、そういう中で、建設課長が公共施設の建物を長寿命化するというところでいろいろなものを出してくれてあります。こういった公園も、トイレなんかも一応建物であるものですから、そういう中で定期的に巡回をして、異常がないかどうか確認をするというのはもう理解しておりますが、そうではなくて長寿命化とかそういうことの中で、そういった建物の全体的なと言うか、外観とかそういうもの、改修と言いますか、そういうものの計画的に何かこうしているかどうか、その辺を、よく住宅だと10年くらいたつと外回りを塗りかえなければだめだとか、そういう話もあるんですけれども、触って手に塗装がついたらだめだよとかということをおっしゃいますけれども、そういう中で、定期的な延命のための改修と言うんですか、そういう計画というものは考えているかどうかお伺いします。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 議員の御質問であります説明書の246ページの西の宮公園のトイレ周辺、11節のところでございますが、まずその内容につきましては、ここのトイレの、今回の場合には外壁、外装ではなくて水漏れを対応しました。平成28年度やらせていただきました。議員からおっしゃっていただいた管理計画、今後の見通しというようなお話でございますが、企画課長のほうからお話のありました公共施設の長寿命化と言うか、管理計画というものの、公共施設の中には公園も——ちょっと乱暴ですが——ぶら下がっております、道

路とか公園とか、そういうものもその中で検討して行って、それが吸い上げたものが公共施設の管理計画と認識しておりますので、そういうようなものの中で効果的、効率的な維持管理ができますように検討してまいります。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

今、検討してまいりますということは、一応長寿命化的な計画は計画課のほうで持っているものに準じているから、ちゃんとあるということで、それでは、それはまあ具体的にどういう形なのか、ちょっとお伺いしたいなと思うんですけども。

○議長（藤田和寿君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 大変説明が下手で申しわけございません。そういうものを今からつくっていくものでございまして、日ごろの点検の中で管理をしているのが今、現状でございまして、もう少し長いスパンで見たというものを今後つくっていくということでございます。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

やはり一遍に建てかえとかそういう、作り直したりするとお金もたくさんかかるものですから、今、町がやっている長寿命化という形の中で、期間を置いて修繕して長持ちさせるということも一つの考え方だと思いますので、それがまた、結構あそこも、今言った西の宮公園のところは結構、グラウンドゴルフをやったり何だりして結構使っているところだと、自分はそう思っておりますので、そういう中でやはり使っている方たちが気持ちよくまた利用できるようにしていただきたいと思いますので、要望でございますが、ちゃんとした長寿命計画の中でしっかりとした修繕をお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

236ページをお願いします。

T O U K A I - 0 福祉事業ですね。平成28年度ですので、この執行率56.3%。それで、中に、特に平成28年度ですけども、平成29年の1月の4日から補助金を非常に上げていただきました。そして今の好調さはよくわかっているんですけども、その中で平成28年度の踏まえたこの執行率のどこに問題があったか、そういう分析とかそういうのはなされましたか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

平成28年度の問題点ということでございますが、やはり今までずっと、やはり長年の問題になっておりますが、やはり高齢者世帯とかというものにつきましても、なかなか自分たちだけでというところで、なかなか話が進まないというところもございます。あとは浸水区域の方に関しましては、今さら直してもしょうがないというところの意見がやはりございまして、その辺につきましても、今までどおりやはり根強く訪問をいたしまして、そういう中で説明をしていくということも続けていくわけですが、問題点と言いますと、やはりさすがに

言った費用の問題もありますので、その辺が高齢者につきましては大きな問題ではなかったかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 大体そういう状況だと思います。実はそういう中で、地震の耐震のパンフレット、いろいろつくってくれるんですけども、大体壊れたところだけを撮ってくれて、それを不安を広げられるような形なんですけれども、ぜひ、パンフレットの中へ建っている建物も同時に映してくれると、耐震の必要性、それを感じると思うもので、ちょっとそれでしたけれども、そういうものをやっていただきたいと。

それで、今言った平成29年の1月4日から65歳の高齢者100万円の補助金とそれ以外は80万円の補助金と、もうちょっとありますけれども、それに対してこの平成28年度の3カ月の間ですごい特別に変わったようなことというか、この影響というのは、非常に見られる傾向ってあるんですか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

平成28年度の補助要綱が上乘せされました後の3カ月間ということで、変わったことということでございますが、やはり電話の問い合わせというのは、今まで月に数件あるかないかというところだったんですが、この3カ月間で十数件ということで、上乘せがどういう形が対象になるのかとか、どこから手続を始めていいとか、そういうところの初歩的なところから聞いてくる方が多くあります。やはり、去年から続いています熊本であるとか、そういう地震のところとということと、補助金が上乘せされたということで、かなり真剣に考えてくれている人が増えてきたという実感はうちのほうも持っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 補助金の増減に関しては非常にありがたいと思います。その中で我々もやっているわけですけども、それで、その中に増額をしながら、この耐震も含めて今、いい傾向になってきた。要するに空気、感じ、世の中の空気、それを醸成することがまず第一だと思うんですけども、そういう意味で1月から3月の間に特に町のほうで心がけていたというものはあるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この補助金が上乘せになりましたから、まず最初にやったことというところが、今、既存建築物の耐震の計画、計画まで立てた方で、まだ実際耐震補強のほうに入っていない方がおりますので、まずそのところに全員、まず手紙を出して、上乘せされましたので、ぜひ実施に移してくださいということで、手紙のほうを出して掘り起こしを行いました。それと同時に、あと個別訪問のほうも月に1回だったものを2回増やしまして、地道には回りながら今度は耐震診断、このTOUKAI-0事業というものについて理解していただくというところは、やはり足で稼いで理解していただくというのが一番だと思いますので、個別訪問の回数を増やしまして周知を図っていくようなことで、今、動いております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 実は私も建築試験の中で、補強相談士の中でやっているものですから、その雰囲気というのは非常によくわかるんです。ぜひその辺をこれから伸ばしていきたい。それと、やるべきことはもうはっきりしていますので、ぜひその辺に向かってやっていただきたいということです。

それともう一つ、それに伴って、ここに書いてあるブロック塀の耐震化、耐震化というか、改修ですね。それに関して、私も以前小・中学校の通学路にある、もう倒れるだろうというブロックが結構ありますので、ぜひその辺も含めて、このところは補助金とかそういうのは関係ないんですけども、ぜひ今その空気の中で、ぜひ、命を守るということでブロック塀に関しての町がやろうとしていること、そういうものというのは、意識をしているものというはあるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

特別ブロック塀に特化してということはないんですが、うちのほうもやはりTOUKAI-0事業というのはわが家の専門家診断、既存建築物、木造耐震、ブロック塀と、この4つを1つにまとめてTOUKAI-0事業ということで推進しておりますので、その中でやはりブロック塀というものも広報周知させていただいて、その中で事業のほうを広めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 担当課のほうで非常に数を重ねながらやっていて、建築士の連中もなかなか集まるようになってきたものですから、ぜひその辺を要望としてこれからまたコンタクトをとりながらやっていただきたいと、これからになってしまいますので、これで終わりとします。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

次に、11款災害復旧費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時04分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

261ページの消防団運営事業の取り組み内容ということですが、消火栓のホース及び消火栓を点検することによって適正な維持管理ができ、消防体制の適正化が図れたということではありますが、うちの近所の消火栓のホースとか筒先が入っている箱がよくあちこちにあるんですけども、なかなか、何年かちょっと古いままで、今はその家の屋敷の中にあるんですけども、前は道路端にあったんですけども、そういうことで、結構扉が傷んだりすると自然にあいたりして、車と接触したり人とも接触があるかもしれませんが、そういうことで、きょうのためにちょっと確認してこようかと思ったけれども、ちょっと忘れてしまって、変わっているかどうか、ちょっと今、確認してくるのを忘れてしまって、今の状態はよくわからないんですけども、ここ2年くらいなっていて、それで自分も消防団なもので、定期的にそういうものを点検したり、十分理解しております。

そういう中でなかなか、何年かたしかそのままと言うもので、自分の息子も消防をやっているのでもいろいろ聞いたら、ちゃんと出しているけれども、やってくれないよという子供の返事だったんですけども、そういうのはなるべく早くやっていただくのが本当だと思うんですけども、出した年で翌年の――要はここは平成28年のあれですけども――翌年の予算をつけてやるのか、その辺がちょっとわからないもので、その辺のことがどうなっているか、ちょっとお伺いします。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

消火栓の格納箱、ホース等の維持管理費というところだと思います。

今、議員がおっしゃられたとおり、消防団におきましても春の火災予防運動であるとか冬の運動であるとか、そういうときに消火栓格納箱の点検も行っていただいております。その都度ふぐあいのような場所の格納箱の報告を受けているわけですが、これをもって町の職員のほうも現地に行って確認をしております。そんな中で、古くても使えるものはまだ使えるというところで、かなりひどくない限りは、使える限りはちょっと使っていこうというところで、古く見られているとは思いますが、使えるところは使っていくと。それから、これはもう変えなければならないというところは予算上つけさせていただいて、修繕をしているというところがございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

そういうところはよく、自分もそういうふうにしていただいているというのは十分わかっております。見た目が新しくても、結構ホースなんかも中がゴムとかで、布で覆ってあるわけですが、いがなくなってしまうってわかりますか。方言か、これは。わかりますか。そういうことで、老朽化して、見た目がよくても、実際つないで水を出したら穴があいていて、シャワーの幕になってしまうような、そういうのもあるかもわからないものですから、そういうの、そこまでちゃんと点検してくれたら一番ありがたいですけども、そういうことではないと思うもので、そういうこともあるもので、実際、見た目がいいと今、まだまだでき

ればということがあるかもしれないけれども、一応その辺の確認もしていただきたいというのがありますし、箱がさびたりとか、そういうものがあるもので、できるだけ、先ほどの延命というようなことではございませんが、できるだけ修繕をしていっていただきたいなど、これ、お願いになってしまうかもしれませんが、そういうことで私は考えていますが、その辺で、今以上に前向きに修繕とか交換を考えていってくれるかどうかということをお伺いしたいんですけれども。

○議長（藤田和寿君） ホースはいいですか。

○9番（八木 栄君） ホースも全て含めてです。

○議長（藤田和寿君） 含めてですね。消火設備について。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

維持管理につきましては、今、お話をさせていただいたとおりでございますけれども、ホースにつきましては、なかなかその場でホースをつなげて水漏れがないかというような点検はなかなか難しいところもございますが、ある程度見ただけということではなく、例えば広げて大きな穴がないとか、そういったところもちょっと確認をしながら、今以上に消防団のほうにもお願いをして点検をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○9番（八木 栄君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

今の261ページのところの、その今、自分が言ったところが書かれているところの下に、消防団協力事業所の表示制度を推進ということで、一応この表示制度を——表示することではなくて、消防団の協力事業所になることということで進めていただいていると思っておりますけれども、そういう中で、平成28年度が新たに4件ということになりましたけれども、その4件の事業所がここに認定されたということは大変すごいことだなと自分は思います。そういう中で、消防団に対してこの4件の事業所が認定されたことによってプラスになるというか、メリットと言いますか、こういうことがちょっとよくなったよということがあれば、ちょっと教えていただきたいです。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

まず、認定事業所と認定されたという事業所のほうに関しましては、県税のほう、事業税が安くなったりとか、そうした措置がとられておりますので、事業所にはそういったメリットがあるというところがございます。それから、消防団もその中に1人以上というところがございますけれども、やはり事業所の中に消防団がいることで、その事業所もある程度の消防に関する御理解もいただいておりますし、御自分の事業所もそういったところで消防に対しての理解も深めていただいているというようなところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木ですけれども、今、事業所との関係をちょっとメリットを

伺ったんですけれども、消防団に対しては何かそういう方がなって、今までの、いざと、何かあったときに、そういうことがあったから進んで出てこられるとかというのがありましたね。そういう関係で、何かそういう的な、消防団側のいいところをちょっとお願いします。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

この認定制度のことに关しまして、消防団のほうとしてのメリットというところでございますが、もちろん協力事業所でございますので、仕事中に何か火災、あるいは災害があった場合に仕事を抜け出して、消防団としての活動を認めていただいているというところで、積極的な消防団活動に御理解をいただいているというところもございまして、消防団としましても人員の確保もできておりますし、大変有意義な活動につなげていけているというところでございます。

以上です。

○9番（八木 栄君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありますか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

270ページ、情報伝達充実強化石業費ということであります。防災無線というのか、同報無線の保守点検というようなことで載っておるわけですが、なかなか聞こえないところがあるんだとあるといったところとか、もう古くてなかなか感度が悪いというようなところもあると思うんですが、そういったものも含めてこの点検の中では、委託料の中でやっていたというところでよろしいでしょうか。そうしたものに対する対応というのどのような形をとっておられるでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 情報伝達強化石業費の中の委託料の中で保守点検料というところでございますが、今、議員がおっしゃられたとおり、年に2回保守点検を実施をしております、その都度ぐあいが悪いような場所があれば点検の報告を出していただいているというところでございます。そんな中で、やはり早急に修繕をしなければならないところがあれば修繕をさせていただいているというところでございまして、今回につきましては、平成28年度につきましては、バッテリー等々が古かったと、老朽化しているというところで2カ所ほどバッテリーも交換をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） そういった修繕費というのはどういうところに載ってくるのでしょうか。この委託業者が全部含めてこの金額になっているわけではなくて、修繕は町のほうで別個に修繕料というのは出しているのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

13節のほうにつきましてはあくまでも保守点検料という形でございます。そんな中で、修繕を行うときにはその270ページの11節の需用費修繕料の中で修繕を行っているという形でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 了解しました。ありがとうございます。

もう一点あるんですが、取り組み内容というところの中で、防災行政無線、同報系のデジタル化整備に向け調査、設計を行ったということでもあります。いよいよデジタル化になっていくのかな。そうしたときに、その上のほうに防災行政ラジオの無料配布をしていますよということなんですが、同報無線のほうでデジタル化したときには、今我々、配布していただいているラジオのほうも対応はできているということでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

防災ラジオの件でございますけれども、今年度からデジタル化に向けた工事を発注をしていく予定でございます。デジタル化につきましては今年度から大体4年くらいをかけて計画をしておりますが、今、使っている防災ラジオ、アナログ波でございますけれども、こちらもアナログ波が使用できなくなる平成34年の11月末までは使えるように、東海総合通信局のほうにもお願いをございまして、デジタル波と併用して平成34年の11月末までは使っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 内容確認で聞けばよかったです、現在その防災ラジオ、在庫みたいな形であって、それを転入される方とかに多分配っておられると思うんですが、その在庫というのはもうはけてしまって、今度平成34年くらいまでにはもうはけてしまうというような形なのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 決算にかかわりませんが、質疑の流れの中で許します。

御答弁をお願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災ラジオのほうに関しましては、全ての世帯に町のほうからお渡しをするというところではなくて、希望があればお渡しをしているというところでございます。そんな中でまだ若干、9,000台配備しまして、8,222台お渡しをしているというところで、まだ在庫は若干あるわけでございますけれども、今後、全てはけるかどうかというのは、まだ今のところあれですけども、まだ若干の在庫があるというところでございます。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがですか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

266ページのこの津波避難訓練ということでちょっとお伺いしたいんですけども、実は昨年度、平成29年3月12日ですか、避難訓練が行われました。私も住吉小学校に逃げること、地域の人たちと逃げて、上の最上階へ行ったらおったと。そういう中で、おりにきて、今度はマンホールトイレの点検をするということで全員集まったんです。そして

職員さんも3人ほど来て、掘ったんですけれども、なかなか出てこないんです。それで、周りの人たちがよこせと、くわを取って一生懸命あけたと、これが実情なんです。それで、そうしたら今度はふたが出てきたら、あかないんです。15分ぐらいやったかな。大勢でわいわいやって。そうすると、やはり町はこういう防災対策に力を入れてきたと、こういうことは本当に地域住民にとってありがたいんだと。

それで、いざ戦場になったときにこれがなかなか機能しないということは、ちょっと残念であるなということでもありますので、そういった、地下に埋まっているものですから、なかなかメンテも難しいと思うんですけれども、いざというときにはこれが大変重要なものになると思うんです。たしか、あのとき4基ぐらいあけたのではないかな。全部あけてないと思うんです。

それで、場所は一応向こうに張ってあるものですから、たどっていけばわかるんですけれども、なかなか一般の人はちょっと理解できなかつたんですけれども、そういった中において、こういったものの日ごろの点検はどのようになさっておるんですか。ただ、上へかぶせるものは持ってきてぽつとやればできるんですが、実際のマンホールのほうがそういった状態なものですから、こういったメンテと言うんですか、そういったものについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

マンホールトイレの点検というところでございますけれども、平成28年度の津波避難訓練のときも、こうした訓練のときにあわせて点検もしながら、皆さんに使い方を覚えていただくというところで行っているというところでございますけれども、やはり、今おっしゃられたようになかなかあかなかつたとかというところもございますので、また職員のほうもこれまで以上に点検をふやして、非常時にすぐに使えるように点検もちょっとやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

ありがとうございます。

それこそ非常時のときとは別として、訓練のときは、できたら前もってそういうあれをしておいてほしいなど。我々も町内会のとき、防災訓練のときは、それではあしたは煮炊きをやろうというときは、必ずその前日にお釜を用意したり、薪を用意したり、米を用意したり、そういうことはやりますので、できたらそういう形でスムーズにできるような、とっさのときはまた別なんですけれども、できたらそういうことにしたほうがいいのではないかなと、このように要望しておきます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 答弁はよろしいですか。

○7番（三輪正邦君） はい、結構です。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがですか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

268ページでお願いをいたします。

ここに防災意識向上事業費、これが計上されているわけですが、ここに防災公園の管理が入っているのがちょっと——実はこの防災士の役割、今かなりいると思うんですけども、防災士の役割とともに防災士の実績、何をやったかと、そういうやつに関しての町の認識をしているものはありますでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 地域防災指導員ですか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ここにジュニア防災士とか養成とか、こういう部分で何年前だったか、防災士というものの認定をとりましたね。それについての平成28年度の実績、それがもしあれば聞かせていただきたい。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

この防災意識向上事業費の中の委託料の中で、地域防災指導員の養成講座の業務委託をやっているというところでございますが、あくまでも防災士というところに関しましては、養成講座をしていただいた方々に防災士としての試験を受けていただいて、防災士にもなっているというところでございますが、一番の目的は、こうした講座を受けて知識を得た方々に町の地域リーダー、防災リーダーとなっていただくために、地域防災指導員という形で認定をさせていただいているというところでございます。地域防災指導員につきましても、毎月1回役員の方が集まって、いろいろな情報交換であるとか、今後どうした活動をしていこうとかというようなどころも毎月1回開いているというところを聞いております。

もちろん訓練におきましても、それぞれ地域の中に入っていただいて、防災指導員としての役割と言いますか、地域の防災リーダーとしての役割としての指導であるとか、訓練の計画であるとか、そういったものやっていると聞いております。平成28年の地域防災計画の修正のときも、改めて地域防災指導員の位置づけを地域防災計画の中でもさせていただいてありまして、あくまで自主防災会の中の防災委員、この防災委員というのは地域防災指導員を充ててくださいといった形で、位置づけもさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 実際に、なかなかやっているものというのは見えてこないですね。それで、今も言われた月に一度というのはよく知っていました。私もその中に関係としてやっていました。毎月、役員になっている方が、課長とも静岡でよくお会いをするんですけども、毎月第3土曜日かな、そのときに県の地震防災センター、あそこで午前中いろいろな教授のあるんですね。そういうのをぜひ生かしていただきたいんです。特に子供たち、ジュニア防災士の方、子供たちがああいうのを見ることによって、我々の役目は何だろうと認識するはずなんです。そういう意味で実績を聞いたかったんです。

そういう実績のない中で、これから、またとめられるかもしれませんが、平成28年度を踏まえて、今どうするかということを考え——防災士とかこういうものに関しては——そうしていくと、ぜひその辺で何かこれから計画というか、思っているもの、やろうとしていること、防災士とはどこに位置づけをするんだというやつが、もしはっきりとしたものが

あれば、自治会との関係もなかなかすんなり、考えるほどすばっと行っているわけではないような気がするものですから、その辺をもうちょっと、この中で意識的な向上をしていただきたい。その辺をお伺したいんですけども。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今、議員がおっしゃるのは地域防災指導員の位置がなかなかわからないというような話だと思います。先ほども申し上げましたとおり、地域防災計画の中にも、改めて地域防災指導員の位置づけをさせていただいたところでございますが、これにつきましても、年度当初に各自治会にお伺いしまして、町内会長会議の中でこうした位置づけになったから、地域防災指導員の活用もいろいろお願いをしたいというようなお願いもしてきたところでございますけれども、今後さらにこうした地域防災指導員の活用につきまして、自主防災会、自治会にもお願いをしながら、うまく連携がとれるような形を図っていききたいというふうに考えてございます。

それから、いろいろなそれぞれの自己啓発的な講習会等もありますけれども、こちら辺はいつも町のほうから地域防災指導員の皆さんに、こういった講習会があるのでいかがですかというような通知も差し上げておりますし、また、地域防災指導員のフォローアップ研修のほうも年に1回くらいやらせていただいておりますので、こうしたところも引き続き行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 最後にします。

実は、この中で昔、前に経験した——平成28年度はやったかな——HUGであるとか、やりましたね。ああいう継続をぜひやっていただきたいです。それはジュニア防災士がたくさん、最近、数ではだんだん減ってきていると思うんですけども、そのジュニア防災士がどういう意識を持って、そして、それに現実的に、ゲームに関しては非常にわかりやすいゲームなものですから、あのゲームを広げていってもら。そうして、それと同時に大学の先生なんか、非常に講演をしてくれていますので、そういうものをぜひやっていただきたいと思うんですけども、そのジュニア防災士の位置づけとジュニア防災士に期待するものというものをちょっと、ありましたらお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

ジュニア防災士のほうでございますけれども、こちらのほうも若いころから防災に意識を持っていただくという形、それから将来的に地域の防災リーダーになっていただきたいというところで、知識、あるいは技術も身につけていただいて、生徒のみんなにも広げていただきたいといった形で行ってきているところでございます。

また、ジュニア防災士の養成講座のときには、地域防災指導員の方々にも協力をしていただいて、顔の見える関係もつくっていただいております。これまで中学生に関しましては地域の防災のほうも十分重要的な担い手という形で考えておりますので、中学生におきましてもそうした自覚も持っていただいて、こうした養成講座もやっていながら、将来的に地域の防災リーダーとして活躍できるようなところでお願いをしていききたいというふうに思っ

おります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今やった、その防災ゲーム、防災のゲームがあるではないですか。そういうものに関しての意識の向上というか、原始的な訓練と同時に意識の向上と、そういうものについても当然町では考えていると思うんですけども、それに向かっての子供たち、ジュニア防災士に求めるものというのは、同時に言っていたらと思うんですけども。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

HUGであるとか自助訓練、DIGであるとか、ここら辺は地域防災指導員を含めた大人の方々もやる中で、中学生も入っていただきながらやっていくというところが一番いいと思っておりますので、そうした機会もつくりながら広めていきたいというふうには思っておりますが、毎年学校、地域の防災連絡会等々で、そうしたところも行っておりますので、地元の方々には、また引き続きそういったゲームもやっていながらというところをお願いしていきたいというふうに思っております。職員につきましても、指導できるような形で研修等にも行っておりますので、ぜひ職員も一緒になって連携しながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ちょっとだけ言わせてください。

釜石の奇跡、東日本大震災のときにこれを指導したのが、もちろん先生もそうですけれども、子供たち、中学生が非常にいろいろな、年寄りから幼稚園、子供たちも助けたと、現実にありますので、彼らの役割って無限大にあると思いますので、ぜひその辺を考慮しながらうまい方向へ持って行っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 答弁はよろしいですか。

○6番（山内 均君） 結構です。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時36分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、10款教育費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

資料の282ページのラーニングプラン事業費なんですけれども、取り組み内容とか実績は283ページに載っております、内容を確認することができますが、効果が結構載っていないくて不明だということでありました。平成28年、2014年から4年間なので2014、2015、2016、2017で、ことしが4年目になると思うんですけれども、平成28年度なもので3年目のラーニングプランの成果というものがありませんでしたら、教えていただきたいんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、昨年度までの効果につきましては、教育委員会としても公表しているところでありますので、詳細はそちらを御確認いただきたいと思います。一つは全国学力・学習状況調査の調査結果におきまして、平成27年度に比べて平成28年度は、中学校は上昇してきているというような傾向にあります。また、小学校につきましても、平成27年度と28年度を比較して、同様の全国平均を上回るような形で来ていると——横ばいのところもありますけれども——というような成果としてあらわれているところです。また、公設学習塾でありますとかを実施しておりますけれども、そういったところが功を奏しているというふうに分析をいただいておりますが、低学力層が減ってきているというような分析も、現在のところでなされているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

その成果というか、結果を踏まえて、では、ことし最終年になりますが、ことしのことを聞いてはあれかもしれないけれども、これを踏まえて、平成28年度のを踏まえてどのように、それ以上のものをどのようにしているのかと言うんですか、これをもとに今どうしているかということをおっしゃって……。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

今年度につきましては、まだ全国学力・学習状況調査の結果でございますとか、そういった数値で示せるようなものが、町としてまだございませんので、しかるべき時期が来ましたら、また発表ということをしていきたいと思っておりますが、今年度も昨年度に引き続き公設学習塾でありますとか、あと吉田町学力調査であるとか、そういったことを行っております。それが、どこがどう功を奏して、どういった効果があったのかというのはしっかり分析をしたいと思っておりますけれども、そういった分析を静岡大学のマヤマ先生などをお願いをしているところですが、そういった先生の分析なども踏まえながら、来年度、ではどういったところに重点を当てていくのかということをしつかり検討して来年度につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番です。

ラーニングプランは平成14年から4年間、2014年、2015、2016、2017で、来年もあるんですか。今、来年度も続けるということですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

ラーニングプランというプラン自体としては今年度が最終年度ということになっております。ただ、プラン自体は終わりますけれども、教育施策自体はずっと続いていくものですから、プランをしっかりと、どういう成果があったのかということ、プランはプランとしてしっかりと見直すというか、しながら来年度のさまざまな教育施策につなげていきたいということでございます。

以上です。

○9番（八木 栄君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

今と同じところを質問させていただきます。

同僚議員が全協で確認してもらったんですが、13節委託料ということで、上2つが吉田町の公設の業務委託と学力調査の委託がベネッセのほうにお支払いしたと。3番目が静岡大学のほうに27万2,160円お支払いしたということを全協でお聞きしました。内容確認みたいになってしまって申しわけないんですけども、次のページにラーニングプランの事業ということで、一番上に静岡大学の学力向上の委託ということで、これ書いてありますけれども、この2事業の中身で27万2,160円支払ったというふうな感じを私は受けたんですけども、実は前年度、平成27年度の決算書を見ますと、その283ページに書いてある静岡大学の学力向上施策の委託と、次にあります学力向上のための取り組みの実施ということで、この2つを静岡大学に委託をしまして、金額としまして532万1,750円支払ったというふうにあるんですけども、これ余りにも金額が違い過ぎるので、この御説明を再度お願いしたいんですが。

○議長（藤田和寿君） 昨年主要な政策にそのように書かれているわけですね。

○1番（山口一博君） はい。

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時48分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） そうすると昨年度との比較でということですが、昨年度までは静岡大学にベネッセの分も含んで委託をしていたわけですが、静岡大学の授業の進め方が変わって、ベネッセと静岡大学に委託する部分を分けましたので、こういう形になります。よろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） もう少し詳しい説明求めますか。

○1番（山口一博君）　　お願いします。

○議長（藤田和寿君）　　詳細なる説明をお願いします。

教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君）　　昨年度の資料をお持ちでないかもしれないし、私も今、ちょっと昨年度の場合には、ことしで言っている静岡大学での義務教育段階におけるものと、あと学力調査の業務委託というようなベネッセの学力調査をやっている分も含めて静岡大学へ委託をしていました。ところが、今度は静岡大学のほうでの委託料の手続のことだとか、そういった問題があって、やり方が変わってきましたので、ベネッセの分を抜きましたというふうに見ていただければと思います。よろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君）　　1番、山口一博君。

○1番（山口一博君）　　1番、山口です。

では最初、今、では現在ベストの方法として静岡大学へ委託したものよりもと言うか、比較してベネッセのほうに委託したほうが、より子供たちにとって効果があるということが多分されたと思うんですけども、なぜ最初からそういうふうにしなかったのかなというふうな意識もあるんですけども、金額がどうしても委託料として……。

○議長（藤田和寿君）　　山口議員、内容は変わってはいないですよ。支払い先が変わっただけですから、やっていることは同じで、静大へ丸ごとお支払いしたのが、ことしは静大が分けてベネッセにやった分を、ことしは最初から分けてやっているということですから、内容は変わってはいないと思いますが。

山口一博君。

○1番（山口一博君）　　多分ベネッセのほうの——ちょっと細かくなってしまって申しわけないんですけども、土曜の公設塾にしても、この学力調査の委託調査としても、多分過去の問題をやられているということだったんですけども、同じものが、静岡大学のとベネッセと同じものというのは全然発想が自分の中にないんですけども、多分プリントをつくってみたり、何かというものを、多分小学校6年生と中学3年生の学力調査以外のものを当町はやっていきますけれども、その違いというのがなくて同じものという、今、話だったんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君）　　教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君）　　内容とかというよりも契約の仕方ということで考えていただければいいと思いますけれども、今、言っているように静岡大学に、ことし静岡大学の分とベネッセの分が一緒に向こうに行っていたわけですけども、委託の方法を変えて、静岡大学からも指導いただいたりして、その分は抜いたというふうに解釈していただければいいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君）　　1番、山口一博君。

○1番（山口一博君）　　では、今の話以外でちょっと教育長にお話したいなと思っていました。今のところにあります吉田町の学力調査業務委託490万7,700円についてちょっとお聞きします。学力テストというのは文科省からもう10年ぐらい続いております。ちょうど10年目で、今回は文科省の採点のミスがあったということで、1カ月間答えと言うんですか、データが出ていない状態ですから、当町も多分おこなっていると思うんですけども、実はもう学力テ

スト不要論というのがいっぱい出ておまして、学力テストはいらないのではないかなというふうに言っているんですけども、もしこの予算をつけなかった場合は、当町は学力というのはそんなに落ちてしまうのかなというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（藤田和寿君） 平成28年度のこれを行わなかった場合は落ちていたかということでありますので、その決算に基づいたような形で今の状況も答えられるようであればお願いしたいと思いますが、お願いします。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

これをしたから、しなかったから、落ちた、落ちていないということはなかなか申し上げることが難しいですけども、ただ少なくともこれを行っている趣旨というのは、できない問題がどこであったのか、子供たちはどこでつまづいているのかということ进行分析をして、それを先生方が日々の授業改善に生かしていくというもののためにこの学力調査を行っているものでございますので、そういった授業改善であるとか、生徒たちの苦手分野をしっかりと踏まえた上での授業の提供という意味で申し上げますと、役に立っているというふうと考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 最後にします。

また決算から離れてしまうと言われてしまいますので、ちょっとお話ししますが、文科省から、去年4月から度を越す対策をとらないようにという指示もあったと思います。この学力テストに対して対策ということで思われたんですけども、今、文科省では10年前、50億円の予算をつけて学力テストを行って、もう現在、60億円の予算をつけてこれを行っているということだったんですけども、当町としましたら、確かな学力をつけるためにこの対策をとっているということだったんですけども、答弁は求めませんが、確かな学力をつけるということでは……。

○議長（藤田和寿君） 質疑ですので答弁は求めてください。

○1番（山口一博君） わかりました——ということだったんですけども、実際に確かな学力をつけるということでTCPプラン等を発議したということだったと思うんですけども、実際に私自身が思うには、学力をつけるためにこの学力テスト対策、今、もう何年か後には英語も入るとということだということだったんですけども、実際に確かな学力をつけるために過去問題をやってみたり、予算をつけてベネッセに委託をして問題等を解かすよりも、もっと違う方法で確かな学力をつける方法があるのではないかなと思うんですが、この学力テスト以外で確かな学力をつけるために、特別何かやっていることはあるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 整理していきたいと思いますが、全国学力・学習状況調査や吉田町学力調査をやっている理由は、先ほど課長が言ったように、そういったデータを生かしながら授業改善なり、あるいはうちの施策のチェックについてやっているということなので、そこは理解を、よいかなと思います。では今度はそのことと、過去問をやったり、練習をしたり、これ、ベネッセは別に過去問をやっているわけではありませぬので、ベネッセの学力調査を使って小1から小6まで、後期になりますけれども、前期は中3と小6はありま

せんが、そういったつまずきとか、どういったところでわからないことがあるので、授業に生かしていけばいいかということをやっています。

現場では文科省から出た冊子だとか、この結果をまとめたものがありますので、そういったものを使って、例えば弱いところの単元だとか授業のときに、そういった問題を使いながら授業を展開するだとか、そういったふうな形で進めています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

説明書の276ページの13節の委託料のところなんですけど、国際理解教育推進事業委託料ということで、これは各学校にALTを配置しましたよということで書かれています。277ページ、1ページめくりますと、その授業について多少記述があるんですけど、国際理解教育で英語教育に関するコンサルティングというようなことも業務委託ということでされているようなんですけど、これは民間のところこういったものを委託して、どのようなコンサルティングをされたということなんでしょうか。まず1点。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

今、増田議員がご指摘いただいたところはALTの配置ということで、平成28年度につきましてはALTが1名、当町で指導に当たっていただきました。その中で277ページにあります国際理解教育英語教育に関するコンサルティングということでございますけれども、例えば、英語教育であればわかりやすいかなと思うんですけど、今でも小学校の5、6年生には外国語活動という時間があって、中学校には外国語という教科を学ぶ時間があります。結局それは英語をやっているわけですけども、そういったときにALTがどのようにその授業に入り込んでいくと、より子供たちにとっていい授業が展開されるのかという指導方法のことですと、あとは、国際理解教育というのは特に教科は設けませんけれども、例えば総合的な学習の時間で国際理解を深めるということであるとか、あとはなかなか見えませんが、給食の時間とか、いろいろな学校行事をそういったALTの方々と一緒に生活することによって、肌で感じていくということもあるだろうということで、そういったALTが学校にどうやって入り込んでいけば国際理解教育、また英語教育が充実するのかというようなマネジメントと言うんでしょうか、そういった企画のようなものをしていただいているということでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

流れというかはわかりました。そうした中で、では当町が目指している国際理解教育というのはどういうものなのかということと、英語教育、ではALTの方と触れ合うことによってどういう英語教育ということにつながってくるのか、よくわからないところがあります。これまでの日本の教育というか、自分たちが受けてきたのは英語であって英語ではなく、日本語なんです。英文を日本語に訳すとか、日本文を英語に訳すとかということで、英語であって英語でないような気がすごくしています。こういったALTの方を導入というか、派遣

することによって、英語指導というのがどう変わっていくのかというところがなかなかわからないところがあるんですが、では一般的に受験とか何とか、これから小学校からだんだん上がってきて、そうしたときに、ではどう生かされていくのかなというところがあるんですが、その点について、小学校からやっていく時点で、ALTが来ることによってどう影響が出てくるというふうにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず英語教育でございますけれども、英語を学ぶ上では4つの技能、読む、書く、話す、聞くというような4つの技能をバランスよく育てることが重要なことというふうに思っておりますし、またこれから大学入試であったり、高校入試であったり、そういったことでもこういったことは問われていくのかなというふうに思っております。現時点においても学習指導要領においては、高校においては高校の英語の授業は英語で行うことを基本とするということにされておりますので、どんどん授業の中でも話したり聞いたりということが重要な要素となってきます。

ただ、なかなかデータはないですけれども、どちらかというところまで日本——私が受けてきた英語もそうですけれども、読むということであるとか、書くということ、そういったところに重点が置かれていて、単語であるとか文法であるとか、そういったことを学んできたというところがあって、実際それは学んできたんだけど、使う場面になると、どちらかといえば話すであるとか、聞くというところが重要になってくるということだと思っております。そうすると、今の先生方というのはなかなかそこに、発音であるとかいうところはカセットテープとかCDに頼ったりとかいうところもありますので、そういったところをまさに英語圏の方々に来ていただいて、本物というか、そういった英語に触れることによって話すであるとか、聞くであるとか、そういった技能もしっかり身につけてもらいたいというのが我々のALTを配置する上での考えでございます。

国際理解教育についてです。国際理解教育については、実は学習指導要領においては明確に何か到達目標みたいなものが書かれているわけではありません。なので、各教科を通じてそういった国際理解を深めるようなことをしていただくねというようなことでしか記述がございません。

ですので、例えば社会科の地理なんかでも国際理解を育む一つのきっかけだと思いますし、また、理科においても、例えばさまざまな学者が各世界にはいるんだなということを知ることであるとか、もちろんその中核になるのは英語であったりということだと思いますけれども、そういったいろいろな、さまざまな教科の場面場面で、日本以外のことを知るところをつないでいくということが重要なのかなと思っておりますし、まだそこまで明確に我々も持ち合わせているわけではありませんけれども、そういった教科の中でもALTが活躍できるような場面があれば、そういうところもしっかりと活躍してもらって、世界というか、そういうところを身近に感じてもらえるような子供に育ててもらえればいいのかというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

何となく理解しました。そうした中で、国際理解教育という中で今、授業の教科としては地理であるとか何とかという話はされましたが、今、吉田町の小学校とかに外国から来ている子供もある程度いると思います。その子供たちは英語圏ではないかもしれない。そういう子供たちと触れ合うというのか、そういう子供たちとの触れ合いというのも国際教育という中にはなってくるのかなと思うんですが、そういった外国から来ている、もう現にいる、本当に生でいるんです。そういう人たちとの勉強というようなことというのは、全然この中には入ってこないんでしょうか。そういうことをやっていくことが本当の国際教育かなというような形で思うんですが、そういったような取り組みというものは、この平成28年ではやっていないということではよろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

増田議員がおっしゃられたように、各学校に英語圏に限らず多様な国籍の児童・生徒がいるということは理解をしております。その中で、例えば意図的に仕組むか仕組まないかというところはありますけれども、ふだん、例えば学級活動の中で話し合いをするであるとか、あとは自己紹介をするという場面もそうかもしれませんけれども、そういった場面場面で子供たちは異文化に触れるという場面は少なからず活動としてはあるんだろうと思っておりますが、ただこの平成28年度の予算に限って申し上げれば、基本的にはやはりALTを中心とした、ALTを配置して、ALTがどう指導していくかということに焦点を当てている授業でございますので、そういった日本国籍でない児童・生徒がどうやれば国際理解教育が深まるのかというようなところまでは、この予算の中ではまだ見込めていないところでございます。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ここで暫時休憩とします。再開は1時10分とします。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時06分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

休憩前に続き、10款教育費について質疑を行います。

質疑はありますか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

323ページの体育施設広場維持管理費、毎年決算で、これ聞いているような、自分も何か毎年聞いているんだかというような雰囲気になってしまっているんですが、この管理のあれが、結局はなかなか納得できないというような形があって、自分は毎年聞くんだと思うんですけども、先ほども、公共施設の建物のほうは長寿命化ということでいろいろ調べて、何年に何をしたらかと調べて、一覧表をつくっていただいているということで話をしましたが、体育

館なんかも含めてですね。それで、そういうインドアのスポーツに関するものは建物が関係しているから、なかなかそういうものでちゃんと管理ができておりますが、アウトドアのスポーツとかというと、なかなかそういうものはつくっていないような形で、やはり同じように時がたてば大体傷んでくるものも多いんですけれども、それで、担当のほうでいつも定期的に見回りをして修繕しているよというのは、十分それも私、理解しております。

ですけれども、やはり大がかりなものを何年かに1回やらないと、ちょびちょびやっていたではちが明かないということもあると思うものですから、そういうようなことで、先ほど公園のトイレ、それも考えてということで、前のときですけれども——いうお話もしたんですけれども、そういうことで、こういう屋外の施設というものもそういうものの中に入れていただいて、やはり定期的に、ある程度大きな検査というんですが、チェック、こういうものが必要ではないかなと思いますが、それについてどうお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

ただいまの御質問、毎年お伺いしています。それで、生涯学習課のほうでも各施設につきまして、例えば高島グラウンド、住吉コミュニティ、中央コミュニティということで、それぞれ金額を、長寿命化ということでもいいのかちょっとわからないんですが、そういうことで耐用年数が来ますと修理等必要になってきますので、その辺の見積もり等はとっております。それで、順次実施計画等に乘せてやっていきたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

樹木の管理とかそういうものはシルバーのほうにお願いして毎年やっていただいているということはあるんですが、今、自分が言ったのは長寿命化ということの中で、一週間に1回だかの定期的なチェックではなくて、長いスパンでの、5年だか10年だかで1回の、まあペンキを塗ってあるものも、何年かたてば経年劣化してきて、剥げてきて、さびてきたりするものがあるものですから、そういうことで、それとか運動場の土地なんかも、大井川があふれたときは当然流されてしまうんですけれども、そうするとやはり大きなお金がかかるということで、随分長い間サッカー場も土が入っていなかったということがありますけれども、そういう中でも雨が降って、風が吹いたりすれば土は当然どこかへ飛んでいってしまうものですから、そういうものを踏まえて何年かに1回、ある程度のことを考えてやっていただくということで、そういう計画と言うんですか、先ほど建物のほうは伺ったんですけれども、そういうものと同じように、一応長期の定期的な点検をして、それに対してある程度大がかりな改修と言うんですか、そういうのをしていくことが必要ではないかなということで、今お伺いしたんですけれども、そこら辺がちょっと答えていただけていないかなと思うものですから、いま一度お願いします。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

生涯学習課といたしましてもそういうことは必要だと考えておりますので、そのように今後も検討してまいりたいと思います。なお、過去についてはもう、今やっておるんですが、何年に何を直したとかというやつは、今ちょうど洗い出したところですので、それに基づいて のないように、そういうところから、まずやっていきたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

ちょっと外れるかもしれませんが、今いろいろ直したところをチェックして一覧表にしてくれるかということを行いました。以前、総務課のほうで施設のものをやったときはちゃんとしたものをいただいたものですから、できれば外のものに関しても、もしあれば総務課を通していいものですから、そういったものの管理の状況というか、そういうものがありましたら、またいただきたいと思います。これは要望というか、それについていただけるかどうかという質問になるかわかりませんが、お願いします。

○議長（藤田和寿君） 平成28年度決算でありますので、資料請求等はまた全員協議会等、いろいろな場で資料請求の手続きをとっていただきたいと思いますので、本日は決算の質疑でありますので、御遠慮願いたいと思います。

よろしいですか。

○9番（八木 栄君） はい、了解。

○議長（藤田和寿君） ほか、ございますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

280ページでお願いをいたします。

ちいさな理科館事業費に関してです。

全協のところでもお聞きをしたんですけども、平成28年度に臨時職員の賃金をかなり上げたということですね。それには当然目的があって、あのときも一応内容は聞きましたけれども、目的があってと思うんですけども、ここにちいさな理科館の使用状況の平成22年から平成28年までが例としてあったんですけども、まず講座の回数が平成24年が62回、平成26年が57回、平成27年が58回、平成28年が61回。講座の参加者が、平成24年が434人、平成25年が495人、これに対して平成27年が365人で、平成28年が399人、これが講座の参加者です。一般来場者が、一番最初、平成22年の途中からですけども、平成24年が5,125人、平成26年が4,318人、平成27年が4,505人、平成28年が4,199人。

本来ならこの数字が、目的があって賃金を上げながら、これを充実をしようということだと思うんですけども、これに対して町のほうの数字に対する分析というか、そういうものは行っていますか。どういうふうな感じを持っているのか、これからこれを見てどういう形の必要なものを進めていくかとか、そういう部分の分析というのは行っていますか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

ただいま山内議員のほうから利用者数の数字を上げていただきました。そういうことで、ここ二、三年は大分減ってきているなというふうには感じております。昨年、平成28年度から所管が学校教育課のほうから生涯学習課のほうに移ってまいりました。そういうことで、うちのほうの図書館部門のほうで理科館のほうも見させていただいております。そういう中で、図書館のほうには昨年も大体、来館者数約12万人来ているのに、理科館のほうにはあんまり行っていないという状況も見られておりますので、それがなぜかということをごとと理科館のほうとも話をしながらしておるんですが、一つはスタッフの皆さん、当初は10名ほどおったんですが、それが高齢化というよりも、健康の問題とか御家族のそれこそ健康の

問題とか、家庭の事情とかということでも少しずつ減少されておって、現在3名までに減ってきております。それで、新しい方がなかなか入っていただけていないという状況が一つございます。

そのかわり外部講師については、昨年の場合24人、1年間で。1回やられる方もあるし、一番多い方は14回ぐらいやってくださっている方もいらっしゃいます。そういうことで、講座のほうは充実、維持はしておると思うんですが、ここで一つ変わって来ているのが、参加率というのが理科館のほうでも問題にしている、最初は8割ぐらいおったと思うんですが、今は平均すると6割ぐらいですか。10名募集すると6人ぐらいにちょっと減ってきているのではないかということで、その講座の内容の見直しも今後しなくてはならないと。それからもう一つは、講座は一度だけで終わってしまいますので、子供たちが常時来るような、理科クラブのようなものをつくっていきなさいなということで、今、理科館のほうとは話を進めております。来年度に向けてです。そんなふうは大分、今のままではいけないと。

それから、一般の来場者が減っているというのは、先日も申し上げましたように、常設展示が余り変わっていないというのと、そこにある器具等が壊れていて直されていなかったという、そういう状態もありましたので、その辺も改善したいということで、今、考えております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

この理科館の最初のコンセプトが科学者を出そうというところから始まっていますね。それで、この中で今、答弁のあった人数、教えてくれる人たちが高齢化とか、このやつを中で聞こうと思ったんですけれども、今現在、吉田町でシニアカレッジとか寿大学とか、そこで大勢の人たちが、知識を持った人たちとか経験を持った人たちがやっていますね。そういう人たちをそういうところに巻き込めるような、町の施策がとれば両方とも生きてくるような形ができるんですけれども、当然、その今の子供たちの学習に関しても同じことがいけると思うんですけれども、いかに子供たちに興味を持たせるかですね。

特に数学にしても、理科にしても、これはもう興味以外はないんですね。そういうふうで考えていくと、ぜひ今の形で進めていきたいんですけれども、ちょっと所管が変わってきてしまうだろうからあれですけれども、シニアカレッジとかそういうところの人たちとグループの中でやっていただくことによって、今のような解消ができるかもしれないし、参加をする人、要するに知っている先生がやってくれば参加をする人が増えるとか、そういう意味でどうにか参加者が増えるような施策をとっていきなさいと思うんですけれども、今、町で考えているようなものがありますでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

先ほども申し上げましたように、今まではスタッフが運営にかかわっていたんですが、運営スタッフというのはもうこれ以上ちょっと増えないかなと思っていますので、直接、図書館のほうの部門のほうにありますので、職員がそこへ入って行って、理科館のほうが中心となって講座を組んでいくようになっていく形になると思います。ただ、講師の先生につきましては今までも24名まで増えてきております。それで、その人たちがまたそれなりにネットワークをたくさん持っておりますので、そういう人たちにもお願いして、なるべく多い人に

かかわっていただく。それから、先ほどお話出ていましたように、シニアカレッジのほうもそういう活躍をしたいということで当初の目的もございましたので、そういう中からも出てくるようには考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

以前、平成23年当時か平成24年当時だったと思うんですけども、あそこへ見に行かせてもらったときに、来ている先生が自分で100円ショップとかで資材を買ってきて、これでは大変だろうなと思ったんですけども、現在もやはり同じような形をとっているわけですか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

その辺につきましては改善されていると思っております。ただ、先生が見ないとわからない部分につきましては、先生のほうで購入してきていただいて、こちらのほうで支払うという形をとっております。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） そういうことであれば、やはりその中でやっていただいて、やっていただける方にいかに、とにかく楽しくやって、授業する人も楽しくなければいかんし、受ける側も楽しくなければいかんし、その楽しさというのは興味からつながってくるんですが、それを当然こういうふうに、いかに醸成するかということが役割だと思うんです。

その中でもう一つ聞きますけれども、蛍をやりましたね。それで蛍のこと、私も見に行かせてもらったんですけども、一つ希望を言えば、蛍って生きていても1週間以内、3日か4日ですね。そうすると、中でやったとき、かごの中でやったではないですか。あれをやったときに、この自然の大切さであるとか、ここに、効果に書いてあるような大自然を子供たちに理解させるためにはと考えると、これからどういうふうな形でやっていくかわからないですけども、もしやるとすれば、もうどっちみち蛍なんかは逃げていくもの、死んでいくものですので、そうするともう自然の中でやったほうが、子供たちが興味を持つだろうと、そういうことで思っていました。それで、この蛍をやってくれた方々というのは、やはりボランティアの方ですか。何か資材、費用を払ってやった方ですか。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

ただいまの蛍の関係につきましては、町のほうで予算化してやっております。それで、蛍の面倒を見てくれた方は理科館のほうのスタッフの方です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） これを出した理由は、蛍の今、坂部であるとか相良であるとか、もっと大きなところでやっているところがありますね。そういう中で、そういうところの本当の自然というか、つくったものでやる、そういう中でやる町でお金を出しているのであれば、募ってそういうところへ行って、子供たちを連れて行って、いかに興味を引きつけるかとか、そういう方法もあると思うんですけども、その辺の計画とか、そういうものに関しての生涯学習課ですか、ちいさな理科館の関係の、今までのやつを踏まえてこれからの政策とかそういうので、もし考えているのであれば、聞いてよければお願いします。

○議長（藤田和寿君） 生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

ただいまの蛍につきましては時間がかかるということを知っております。ことし、新聞に載ったと思うんですが、蓮華寺の蛍が大体10年ぐらいたって、一般に開放できるようになったということが載っていましたが、我々もぜひそういうふうになって、昔のように湯日川のところに蛍が群生するようになればいいなど、そういうのを目指していきたいとは思っております。

○6番（山内 均君） 了解、いいです。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがでしょうか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

資料の321ページです。社会体育振興費の中で、この中で各種スポーツ大会を開催し、スポーツの普及に努め、町民の健康増進を図ることができたというふうになって、大変いいことなんですけれども、先ほども外の運動、中の運動と聞いたんですけれども、建物の、体育館とかそういうところでは大体AEDが備わっていて、何かあったときにすぐに対応できる。ですけれども、外で、例えば河川敷とかそういうところで何か大会をやったとき、何かあったときにAEDが欲しいなということがあると思うんです。

いつだかそういう話をしたら、消防署がすぐ近くなもので、すぐ来るのでいいというようなこと、たしか答弁を聞いた覚えがあるんですけれども、ですけれども、この間吉田町の町民スポーツ祭で軟式野球をやったとき、消防の人が参加してくれたものでいろいろお話を聞いたら、やはりAEDで処理をするのは消防署の人が来るまでの間をそれでやるもので、それは確かに必要ですよと言われたもので、できればこういうスポーツの大会を推進しているものですから、一応公民館のほうに1つでもあって、それを貸し出しすると、金額も高く、精密機械なものでなかなか扱いも丁寧にやらなくてはいけないというのは十分わかっていますけれども、やはりあれば安心するというか、やはり何か、何もなければ一番いいですけれども、この平成28年度も何もないというふうに自分は思っておりますが、あったときはそれがあつたほうかということで、外の衆にはそういうものが必要ではないかということで、ここには予算が載っていないものですから、平成28年度の決算の中でそういうものがないものですから、その辺をどうかなと思っただけなんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 平成28年度の中でそういったことを検討しなかったかということで、そういった観点で御答弁を願います。

生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

ただいまのAEDの件につきましては、平成28年度は予算化はしてございませんでした。ただ、町のほうでグラウンドゴルフ大会とかありますので、それは町のほうのAEDを持って大会をやっております。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

なもので、今そういうふうを持って、町のほうのあれはやっていると言うけれども、それでは、それ以外の日は持ってやっていないもので、それを広くPRするとか、どこにあるから利用したい方は申請して使ってくださいと、そのまま置いておくよりも使っているという

か、利用する方がいたほうが、実際使われなくても支度をしてあったほうが良いと思うもので、その辺がちゃんとしていないとあれですけども、それで私は、結局公民館に1つ置いておいて、鍵を貸し出すときにそれ必要なら持って行ってもらえばいいかなという思いで言ったんですけども、だから場所がどこにあるかちょっとわからないものですから、それも使えることになっているかちょっとわからないものですから、全然使っていないもので、広く広報しているかどうか、それから、そういうことをするようなことを検討しているかどうかというか、考えてもらえるかどうか、ちょっとお願いします。

○議長（藤田和寿君） 今後の検討についてはまた予算のところで行っていただいて、平成28年度の中でそういったことをPRしたかどうかということなら答弁はもらえると思いますが、9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

予算が決まってしまって入っていないと、はっきり言ってなかなか言えないことですよね。今ここで、平成28年度の中で決算について、やったことに対してこういうものは必要であったかどうか、それで今言っているもので、予算が決まってしまったら何もできないではないですか。そこでAED1個分、修正するんですか。なかなかできないでしょう。ですから、今予算をつけてもらえればいいかなと思ってこういう話を持ち出しているんでありまして、考えられるかなということでお答えいただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） そういう趣旨であるそうです。御答弁願います。
生涯学習課長、浅井勝巳君。

○生涯学習課長（浅井勝巳君） 生涯学習課でございます。

ただいまのAEDの件は、先ほど申しましたように、町の大会等につきましては町にあるAEDを持ってやっておりますし、団体によってはAEDを持ってきてやられている方たちもおると解釈しておりますが、今後また検討させていただきたいと思います。

○9番（八木 栄君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほか、いかがですか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

これをもって第64号議案についての質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩後は日程第2に入りますので、全課長の出席を求めていきます。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時41分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。
ただいまの出席議員は13名であります。

◎議案第79号の上程、説明

○議長（藤田和寿君） 日程第2、町長から第79号議案 平成29年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター電気設備更新工事（第1工区）請負契約の締結についての1議案が提出されました。

これから第79号議案 平成29年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター電気設備更新工事（第1工区）請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成29年第3回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第79号議案は、平成29年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター電気設備更新工事（第1工区）請負契約の締結についてでございます。

本議案は、住吉地内にある吉田浄化センターの電気設備の更新工事につきまして、契約金額1億1,340万円で、東芝インフラシステムズ株式会社静岡支店統括責任者中司規夫と請負契約を締結することにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

以上が追加上程いたします1議案の概要でございます。

詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

上下水道課長、内田宏一君。

〔上下水道課長 内田宏一君登壇〕

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

第79号議案 平成29年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター電気設備更新工事（第1工区）請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の1ページと2ページをごらんいただきたいと思います。

本議案は、地方自治法第234条の規定に基づき、一般競争入札に付した平成29年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター電気設備更新工事（第1工区）請負契約の締結について、契約の金額を1億1,340万円、契約の相手方を静岡県静岡市葵区追手町3番11号、東芝インフラシステムズ株式会社静岡支店統括責任者中司規夫とする請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、参考資料ナンバー14をごらんいただきたいと思います。

1ページは入札結果表でございます。

入札につきましては、平成29年8月30日水曜日午後1時30分から、吉田町役場2階町民ホールにおきまして、入札参加者資格委員会において、入札参加資格が確認された業者1者による一般競争入札を執行いたしました。この入札の結果は、応札額が予定価格に達しなかったため不調となり、随意契約のに移行となりました。随意契約の手続で見積書の提出を受けた結果、見積額が予定価格に達したため、東芝インフラシステムズ株式会社静岡支店と

1億500万円に消費税及び地方消費税相当額の8%を加算した額である1億1,340万円で9月1日に仮契約を締結しております。

また、工期につきましては平成29年9月25日から平成31年2月15日までとしております。なお、工期のうちの平成30年度分の予算といたしましては、本年度に債務負担行為として計上させていただいております。

次に、2ページの工事等概要書をごらんいただきたいと思っております。

工事箇所は吉田町住吉地内。工事内容は吉田浄化センター内の電気設備の更新を行おうとするもので、その内容は沈砂池ポンプ設備コントローラ盤と沈砂池設備補助継電器盤、用水消毒設備のコントロールセンターと補助継電器盤、ろ布洗浄水ポンプ現場操作盤、LCD監視制御装置の機能増設及びデータサーバ盤の機能増設でございます。

3ページ以降には吉田浄化センター一般平面図に施工範囲をお示ししたものと、システム構成図を添付してございます。

本契約の概要は以上でございます。

また、本事業は国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を財源として行うものでございます。

以上が第79号議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 以上で説明が終わりました。

本件につきましては本日、本会議終了後、全員協議会を開いて議案の内容確認を行います。

議案審議は明後日、22日の本会議で行いますので、よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 1時48分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。
本日は、定例会22日目、最終日でございます。
ただいまの出席議員は13名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
これから議案審議に入ります。
初めに、決算及び補正予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。
審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。
引き続き、決算及び補正予算に関する議案を除く、その他の議案審議を議案番号順に行います。
それでは、審議に入ります。
-

◎議案第64号の討論、採決

- 議長（藤田和寿君） 日程第1、第64号議案 平成28年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり認定されました。
-

◎議案第65号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第2、第65号議案 平成28年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第66号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第3、第66号議案 平成28年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第67号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第4、第67号議案 平成28年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出の決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第68号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第5、第68号議案 平成28年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第69号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第6、第69号議案 平成28年度吉田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第70号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第7、第70号議案 平成28年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

◎議案第71号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第8、第71号議案 平成29年度吉田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第9、第72号議案 平成29年度吉田町国民健康保険事業特別会計

補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第10、第73号議案 平成29年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第11、第74号議案 平成29年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第12、第75号議案 平成29年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、一般会計並びに特別会計などの決算及び補正予算に関する議案の審議が終わりました。

これから、他の議案の審議に入ります。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第13、第63号議案 吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第14、第77号議案 吉田町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

副町長、森泉文人君。

○副町長（森泉文人君） 第77号議案につきましては、私個人に係る議案でございますので、私の退出の許可を求めたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 副町長、森泉文人君から退席の趣旨が出ました。
退場を許可します。

〔副町長 森泉文人君退場〕

○議長（藤田和寿君） ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時09分

再開 午前 9時10分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

これから第77号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は同意することに決定しました。
ここで、暫時休憩とします。
副町長、森泉文人君の着席を求めます。

〔副町長 森泉文人君入場〕

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時11分

- 議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。
ただいまの出席議員数は13名です。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

- 議長（藤田和寿君） 日程第15、第78号議案 吉田町教育委員会の委員の任命につき同意を
求めることについてを議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。
したがって、本案については同意することに決定しました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

- 議長（藤田和寿君） 日程第16、第79号議案 平成29年度都市計画下水道事業公共下水道吉
田浄化センター電気設備更新工事（第1工区）請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第17、発議案第4号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者、12番、増田剛士君の趣旨説明を求めます。

12番、増田剛士君。

〔12番 増田剛士君登壇〕

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

発議案の提出について。

吉田町議会議長、藤田和寿様。

吉田町議会議員、増田剛士。

吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり平成29年第3回吉田町議会定例会本会議へ発議案を提出いたします。

提出理由としまして、道路財特法の継続がなされなければ地域の活性化に影響を及ぼすことが危惧されるため、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続することを要望するものであります。

発議案第4号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

平成29年9月22日、吉田町議会議長、藤田和寿様。

提出者、吉田町議会議員、増田剛士。

賛成者、吉田町議会議員、山口一博、同、三輪美由紀、同、遠藤孝子、同、蒔田昌代、同、大石 巖、同、山内 均、同、三輪正邦、同、杉本幸正、同、八木 栄、同、大塚邦子、同、

河原崎昇司。

意見書のほうを読ませていただきます。

道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書。

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、安全・安心を確保し、地域活性化を図るうえで必要不可欠な社会資本である。

現在、道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の嵩上げ（50%を55%等に嵩上げ）されており、この嵩上げ規定が平成29年度までの時限措置となっている。

地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に補助率等が低減することは地方の努力に水を差すものであるとともに、地方創生が進まなければ地域づくりに影響を及ぼし、活力の低下を招くことが危惧される。

よって、国におかれては、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備の推進により地方創生が推進され、地域の活性化が図られるよう道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も現行制度を継続することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日、静岡県榛原郡吉田町議会。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 説明が終わりました。

これから発議案第4号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

増田議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

〔「議長、5番」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

〔5番 大石 巖君登壇〕

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

吉田町教育改革調査特別委員会の設置に関する決議について、動議を提出いたします。

○議長（藤田和寿君） この動議に賛成者の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田和寿君） 着席してください。

賛成者がおりますので本動議は成立いたします。

ただいま5番、大石 巖君外数名から吉田町教育改革調査特別委員会の設置に関する決議についてが提出されました。

この動議は2人以上の賛成がありますので成立いたします。

ここで暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会を開きますので、議会運営委員は第1会議室に御集合ください。再開は議会運営委員会が終了次第とし、再開時間をお知らせします。

休憩 午前 9時19分

再開 午前 9時33分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

◎日程の追加について

○議長（藤田和寿君） ここでお諮りいたします。

お手元に配付のとおり吉田町教育改革調査特別委員会の設置に関する決議について、日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

◎発議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 追加日程第1、発議案第5号 吉田町教育改革調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者、5番、大石 巖君の説明を求めます。

5番、大石 巖君。

〔5番 大石 巖君登壇〕

○5番（大石 巖君） 大石でございます。

5番、大石でございます。

吉田町教育改革調査特別委員会設置に関する決議について、提案をいたします。

提出者は、吉田町議会議員、大石 巖でございます。

賛同者としましては、同町議会議員、山内 均、同、三輪正邦、同、杉本幸正、同、八木 栄、同、増田剛士、以上でございます。

この吉田町教育改革調査特別委員会の名称、このとおりでございます。

設置の根拠といたしましては、地方自治法第109条第1項及び吉田町議会委員会条例第4条によります。

申しわけありません。

最初に、発議案第5号についての決議の提出ということをお忘れしました。申しわけありません。

○議長（藤田和寿君） もう一度最初からお願いします。

○5番（大石 巖君） はい。すみません。

発議案第5号 吉田町教育改革調査特別委員会設置に関する決議について、提案をいたします。

上記議案を、吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

提出者は、吉田町議会議員、大石 巖。

賛成者は、吉田町議会議員、山内 均、同、三輪正邦、同、杉本幸正、同、八木 栄、同、増田剛士、以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 提出日を、抜けています。

○5番（大石 巖君） 提出日は平成29年9月22日でございます。

それでは、吉田町教育改革調査特別委員会の設置の内容について、提案をさせていただきます。

1、名称は吉田町教育改革調査特別委員会といたします。

2、設置の根拠は、地方自治法第109条第1項及び吉田町議会委員会条例第4条によります。

目的としては、TCP・トリビンス・プランに関する調査・研究を行い教育改革に寄与することであります。

委員の定数は、6名をもって構成をいたします。

継続調査及び設置の期間であります。上記事件の調査、研究が終了するまでといたします。

提出の理由としまして、TCP・トリビンス・プランは、授業日の平準化を軸とした教育改革として、吉田町の全ての子供に最良の教育サービスを提供することを目標としており、教師、子供、保護者が三者共益に向けた施策を行う計画であります。TCP・トリビンス・プランの教育改革は、「人が集い未来へはばたく魅力あふれるまち吉田町」にとって、また、町民にとっても非常に重要な施策となっております。

吉田町議会は、TCP・トリビンス・プランについて調査、研究し、より多くの情報を共有するとともに十分な理解が必要であると考えます。

そこで、吉田町教育改革調査特別委員会の設置が必要であると考えて提案をいたします。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

まず、この目的でございます。

TCP・トリビンス・プランに関する調査・研究を行い教育改革に寄与する、これはどういう意味でしょうか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

すみません、最後の言葉がちょっとわかりにくかったんですが、もう一度お願いします。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 大塚です。

教育改革に寄与するとありますが、どういう意味でしょうか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

今、教育委員会の中でこのTCP・トリビンス・プランという計画を提案され、その教育改革に取り組んでいるところでございます。このプランが子供たちの今後の教育向上、これにしっかりつながるように、教育関係者あるいは町民の皆さんがしっかりと合意のもとでこれが実行される、そういうことが望ましいわけですので、そうした町の今提案されている中身について、しっかり議会としても、審議を、調査をして皆さんのそうした教育の目的に向かって実現できるように議会としても寄与したいというふうな考えで提案をしたわけでございます。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 理由が、吉田町議会は、TCP・トリビンス・プランについて調査、研究し、より多くの情報を共有するとともに十分な理解が必要であると考えて、吉田町教育改革調査特別委員会の設置が必要となったということで書かれていますが、これは特別委員会でなければならないのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

これは、議会の中で、全員協議会の中で議員の皆さんで議論をしてきた経過があります。その中では全員協議会での議論でもいいんじゃないかという御意見もありました。しかし、この問題については、今、町民の皆さんの中でいろいろな意見が出ているわけでした、この議会としても期間を限って集中的に議論の必要がある大事な問題だと考えております。そういった点では全員協議会という場ではなしに、特別委員会を設置して専門的に集中した審議、調査が必要ではないのかというふうに思います。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 特別委員会については、地方自治法あるいは吉田町議会委員会条例に規定をされておりますけれども、議会の議決で付議をされた特定の事件について審査、調査をすることになっています。

今回、特別委員会をこうして設置をしたいという提案があったわけですがけれども、審査、調査をするということは審査結果があるわけですね、調査結果がありますね。その結果を出

すおつもりで当然やっていくつもりでおられますか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

この特別委員会は事件の調査、研究、そしてその終了をもって取りまとめをするという
ことの期限がありますので、この特別委員会の中ではこのTCP・トリビンス・プランのこ
とについて、中央委員会としても十分な理解が得られるように、そして三者共益、そうした
施策を議会としても確認をする、そして教育改革に寄与するというを目的としておりま
すので、委員会の調査、まとめができたことををもって終了というふうなめどを立てたいと思
います。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

今の意味がよくわかりませんが、議会のTCP・トリビンス・プランの理解を深めるため
だけであるなら、そんな特別委員会なんて設置の必要ないと思いますよ。特別委員会を設置
する以上、審査結果を出すんですよね。場合によったら対案を出すんですか。そこまでの特
別委員会の設置目的はないんですか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

今申し上げたとおりに、議会の中での議論を通じて教育改革に寄与するというを目的
としておりますので、それと議会の中でのそうした議論の取りまとめができたなら、それが終
了ということなので今の私は考えておりますが。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

ですから、最初の目的で、教育改革に寄与するとはどういうことですか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） この吉田町は先ほどの提案理由の中でも申し上げましたが、人が集い
未来に羽ばたく吉田町ということで、今後も大いに発展を目指すそうした目標を持っており
ます。こうした吉田町全体としての目標に向かって、中でも教育改革については大事な位置
づけがあると思いますので、そうした教育改革に議会としてもどんな形で寄与できるのか、
そして、今皆さんからいただいている御意見、あるいは疑問があればその点についても議会
としてどんなことができるのか、あるいはそれについて議会として取りまとめができること
があれば取りまとめをしていきたいというふうに考えておりますので、その点は御理解をい
ただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番。

理解できないですね。特別委員会を設置するんですよね。理解が深まりました、それでよ
しとするんですか。私は違うと思いますよ。付議するんですから私も責任ありますよ、議会
が付議することになるんですからね、この特別委員会は。

付議すべき事件かということですよ。常任委員会の所管でもありますよね。教育改革は誰
がするんですか。執行側ですよ。私たちは教育委員会のチェックをすればいいと思います
よ。だから、寄与するということが、トリビンス・プランの内容がよくわかりました、それ

で、吉田町の教育改革に寄与すると、そういうことで、貴重な特別委員会の権限ですよ、審査権、審査をしたら結果を出すというところまでしっかりと組み立ててから提案してもらいたいと思います。

終わります。いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 御意見じゃないんですね。

○10番（大塚邦子君） いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

全員協議会の中でもそうして御意見をいただいているところですので、今後の委員会の活動の中でさまざまな意見が出ると思いますので、そうした中での議論になるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

今、寄与するという話を聞いたわけですがけれども、先般、トリビンス・プランについて、9月20日ですかね、当局のほうからアンケートの結果について報告がありました。その前に保護者説明会がありまして、その結果も7月に出ております。その説明も受けました。それから、常にまだ引き続き当町民及び保護者の意見を聞きながら町としては進めるというふうな意見を聞いたわけですが、そして、さらにどのように組み立てていくのかということも聞いているわけですが、さらにこれを私たちがどのようなことを調査して研究するのか、その具体的なことと、具体的な方法をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 委員会が設置された後の審議方法については、これは委員会の中で委員の皆さんで議論をしていただくということになりますが、冒頭、話がありましたように、これまで教育委員会のほうから説明をいただいております。先日の説明では10月末のころに方向性についても出していこうという話も聞いておりますが、町民の皆さんからも多数の御意見をいただいているところでありますし、そうした町民の負託に応えるという意味でも議会の中でも十分に調査、研究を行って、検討を加えることが大事じゃないのかと考えておりますので、設置された後については、そうした意見も踏まえまして、議論を深めていくという方向でいきたいと思ひます。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

全協のときにもお話をさせていただきましたけれども、当局のほうから詳しい説明を受けています。それで、私たちとすると、やはり教育委員会、町のすることについてチェックをしながら、そして当町民の意見を聞き、それを示して新しいものをつくっていく、または共同でつくっていくというふうなスタンスだと思うんです。そこで、当局のほうからも20日に、TCPプランについて少し考え直さなければならないというところもあるというふうなお話を伺いました。

そういうことを踏まえますと、一層私たちは町の方法、やり方を聞きながら、そして、私たちとしては町民の意見を受けながら、ともによい方向を示していく、そういうことのほうが町の将来を担う子供たちにとっては重要ではないかと思うんです。それで、これ以上とい

いますか、どんな意見があるかというふうなことですけれども、それらをどのようにお調べになるのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

この特別委員会の中の委員会としての権能、調査の範囲については、常任委員会としての調査範囲と同様というふうに考えておりますので、委員会の中で調査権に基づいてさまざまな意見については聴取をしていくということになるかと思いますが、そうした委員会で調査をした内容については、定期的に全員協議会などにも報告をし、皆さんの御意見をいただきながら、幅広い意見をもとに特別委員会を進めていくということが大事じゃないのかなと思っておりますので、これは教育委員会が進めるその手順と同調させるとか、あるいはその教育委員会の10月末の方向性を待ってということでのなしに、議会独自の調査、研究をしていくということについて意義があるものだというふうに考えております。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

今、先ほどからお聞きしているんですけれども、どのように調査、研究をということで、私としては具体的にもう調査のほうが出ていると思うんですよね。その案があってやはり特別委員会をつくるというふうなことを考えていると思いますので、時期的にはやっぱり差し迫っていると思いますので、その調査の方法を具体的にお示しいただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

先ほども申しましたが、この特別委員会の設置が決まりましたら、その中での委員6名の選出によってその委員の中での議論から始まりますので、今ここで私がこのことだということで断定できませんが、やはり教育改革の中で大きな問題になっているテーマについては、時期を失せずしっかりと議論をしていく、そうした体制も早急につくっていくことが大事だと思っております。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

大変しつこいようで申しわけないんですけれども、調査を具体的にまだ決めていないというようなことですが、やはり私たちはかなり教育委員会のほうから町民の意見に応えるような回答をいただいているわけですが、それ以上のものというと、私が考える中では、私たちが身辺、町の人たちと接する中でいろんな意見を聞くわけですが、そういうものを教育委員会に提案をする、当然そのときには進捗によって教育委員会から報告を受けますよね。それについて私たちは意見と、それから町民が今このことについてはこういうふうに考えているんだというようなことをお示しすると、そういうふうなことで私は十分ですし、さらにそのほうが審議が深まると思うんです。よって、先ほどから言っていますように子供たちのためにとっては、または教員にとってもよい進め方であるというふうにして考えますけれども、いかがですか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

教育委員会の進める過程の中で、その時々検討されている内容や、あるいはこういう方

向性だということにつきましては、議会としてもしっかりとそれを把握していこうというふうに考えておりますが、同時に町民の皆さんからも御意見をいただいておりますし、そうした議会としての負託された問題だというふうな認識でおりますし、その中で議会としての権能が十分発揮できるようなそうした委員会の活動が、やはり町民からの負託に応えるものではないのかというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

そここのところの町民の負託に応えるというふうなことですけれども、いま一つ見えてこないんですね。私としますと、プランが示されて、そして進捗が示されて、そして町民の意見を吸い上げ、回答を示しというふうなことで、それ以外のことというのはどういうことを想像されているんでしょうか、または想定しているんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

この委員会は吉田町の教育改革に対する調査、研究ということが主題になっておりますので、中身としては幅広い問題がありますし、それから専門的なこともありますので、今ここでこれとこれというわけにはまいりませんが、そうした中でやはり皆さんが安心して子供を託せるような学校教育、あるいはこれからの吉田町が子供たちをもっと健やかに伸ばせるような、そうした魅力あふれる町にしていくという方向での議論が、委員会の中でもいろんな意見を取り入れて十分にできるような、そうした体制ができればいいなと考えておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

今、引き続き具体的な方法が示されていないと残念なんですけれども、子供たちが安心して過ごせるというようなことでいいますと、既に新しいものがきょう、ことしになって始められていまして、順調にこう進んでいるところがあるわけですよ。そして、改革なものですから試行錯誤を重ねながら、反省をしながら新しいものを組み込んでいくという形をとっていくと思うんですけれども、そのときにこれが決定ですばらしくて、これがそのというふうなものを、特に教育については難しいところがあると思うんです。というのは、御存じのように人が人を相手にするというか、子供たちを相手にするわけですよ。ですから、そういうふうなところで子供たちが、今の状況はどちらかというところ、ある程度子供たちとしては安心してるところを何か不安にさせられているというような、私としてはイメージがあるんですけれども、その安心というところはどこを根拠にそのようにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 遠藤議員、特別委員会の設置の議案でありますので、一般的な町の教育行政の安心とかそういったものは本議案と違いますので、それは当局のほうに求めていただいて、あくまでこれは特別委員会の設置について、疑義があるようなものがありましたら質疑をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

るる申し上げましたけれども、そういう今まで申し上げた中で、私は特別委員会を設置せずとも、全協でお話をしましたように、教育委員会でその都度報告を受ける。そして私たち

が聴取した町民の意見をそこに御提示させてもらって、そのところでよい方向を進めていくというふうのが一番スムーズに行く方法ではなかろうかと思ひまして、設置については反対をいたします。

○議長（藤田和寿君） 質問ではないですか。

○3番（遠藤孝子君） ないです。

○議長（藤田和寿君） 討論ではないですので、気をつけてください。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

ただいま遠藤議員の質疑のやりとりを聞いておりまして、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、この特別委員会の目的はTCP・トリビンス・プランに関する調査、研究を行うことですか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 皆さんのお手元にあると思いますが、目的として「TCP・トリビンス・プランに関する調査・研究を行い教育改革に寄与する」ということでございます。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

特別委員会に関しましては、特別な事件、特別な問題が起きたときにそれを議会としてどうであるのかという結論を、議会としての見解を出すために調査、審査するんですね。だから、特定の事件、問題があるわけですよ。

今回、特別委員会の設置の目的が調査、研究をすること、後ろに教育改革に寄与するという、何かよくわからない言葉がついていますけれども、今、提出者の答弁を聞いていると、情報を収集して共有して、それで理解を深めていくということですよ、メーンは。それですと、やはり特別委員会そのものの設置が違いますよね。何か具体的な問題があるんですか。

TCP・トリビンス・プランがまだ計画中ですよ。今、教育委員会の中で、先ほど遠藤議員から話があったように、今検討中なんですよ。決まっていないんですよ。それを議会が問題があるということで調査するならまだわかりますよ。そして、審査結果を出すならまだわかります。しかし、今の説明ですと、調査、研究を行い、ということですよ。これでは本来の目的とは違うと思いますよ。いかがですか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

事件という言葉が、何か問題が起こってその処理をどうするかというようなニュアンスで捉えられていると受け取ったわけですが、それぞれの今、町が進めている事業、施策、これらは一つ一つが一つの大きな事案ということで考えているわけで、教育改革についてもこれは皆さんが大きな関心を持っているということで、一つの事案として議会としても取り上げて調査、研究を進めるということについては何ら問題ないし、特にそういう問題について議会がより一層議論を深めるということに対しては、町民の皆さんからもそれを期待する声もあるのではないかとこのように思っております。

○議長（藤田和寿君） 質疑よりも討論的なような形になってはいますが、あくまでも質疑をお願いしたいと思います。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

先ほど来、町民のさまざまな声に議会としても応えていかなければならないということでございますけれども、町民の全ての方の御意見を聞いているわけではありません。

この特別委員会の発端というのは出前会議ですか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 吉田町の進める教育改革、これが議会が行った出前会議、それが発端かどうかでなしに、今、町の進めている施策全体について、教育改革全体について、議会としてその理解を深めて調査、研究を進めているということでございますので、一つ一つを捉えてそれがどうのこうのということではございません。

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

町が進めている教育改革、TCP・トリビンス・プランに対する理解を深めて調査、研究すると、そのために特別委員会まで設置するんですか。

○議長（藤田和寿君） そのような趣旨で上程されていますので、もう少し具体的な質問をお願いします。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

ですので、理解を深めるために調査、研究をする。それで、先ほど来も申し上げましたけれども、特別委員会を設置しますと、やはり特定の事件、問題なんですよ、この問題が。だから、審査結果を求めたいと思いますが、審査結果を出せるんですか。対案を出すんですか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 先ほどから申し上げていますような教育改革に対する調査、研究をして、議会としても取りまとめができるところまで持っていければいいなと思いますが、これは委員会の中での議論の中でどこに結論を見出すのか、あるいはそれが提言あるいは報告、そうしたものにまとめるのかどうか、これは委員会での議論になりますので、この設置をする目的が達せられるような議論が早く進むように私は願っているところです。

○議長（藤田和寿君） ほかにいかがですか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

先ほど、大塚議員のほうから総務文教常任委員会の内容が出ましたので、ここだけちょっと確認というか、これだけお知らせをしておきます。

総務常任委員会では……

○議長（藤田和寿君） 質疑ですか。

○6番（山内 均君） さっきのものに関してはできませんか。

○議長（藤田和寿君） 関連質問はありませんので、提案者に対する質疑をお願いします。

○6番（山内 均君） じゃ、わかりました。意識が違う。

○議長（藤田和寿君） 山内議員、最後に何て言いましたか。もう一度はっきり言ってください。

○6番（山内 均君） いいですか。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 意識を、私は私の意識の中で、今言われたことが非常に違ったことを言っていましたので、それを確認してほしかったんです。

要するに総務常任委員会ではやらないということで、総務常任委員会では付託をしないということで、メンバーがいた中で決まった話を、さっき総務常任委員会の話が出てきましたので、それは違うだろうと、その確認を皆さんにさせていただけたらと。

○議長（藤田和寿君） 提案者に対する質疑ではありませんので、それはそのままにしておきます。

ほかございますか。

4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

特別委員会の設置ということなのですが、私としては特別委員会というのはすごい重いものというイメージがあるんですが、先日全協でもお話ししましたが、特別委員会は、先ほど大塚議員もおっしゃっていましたが、特別委員会は議会の議決で付議された特定の事件を審査、調査するためと書いてあります。その中で特別委員会の設置を必要とする場合としては、複雑で重要な事件で、特別の構成による委員会で審査する必要がある場合と書いてあります。それで、括弧して懲罰、資格審査等というふうに書いてあるんですが、このTCP・トリビンス・プランが本当に事件というような重要なことなのか、懲罰とか資格審査等ぐらいなレベルで当たるようなものなのかというのにすごい疑問を感じるんですが、過去に吉田町特別委員会、幾つか設置されていますよね、三星の件だとか、アパートの件だとか。そういったのと現在あるICTと議会広報ともまた意味が違うと思うんですよ。なぜこれで特別委員会を設置できるのかなというのが、私はちょっとよくわからないんですけども、どういった理由から、もう一度さらにお聞きしたいんですけども、どういった理由でこの条件に当てはまると思うのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

全員協議会の中でもこの点についてはいろいろ議論をされてきましたので、繰り返し言いませんが、教育改革の問題については大変大きな課題だという認識で、この点について専門的に委員会を設置して調査、研究を進める必要があるということで提案をしているわけですし、懲罰とか何とか、これはまた別の事件の問題ということでありますので、その点については誤解がないようお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

専門的に調べていくということなんですけれども、専門的であればこれ所管は総務文教常任委員会ですよね。それで、常任委員会の所属……

○議長（藤田和寿君） 蒔田議員も総務文教常任委員会です。

○4番（蒔田昌代君） まだ質問の途中です。

常任委員会の所属は明確であるけれども、総務文教常任委員会にしなかった理由を教えてください。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

これについては、全員協議会の中で皆さんで確認されたことだと思いますが、繰り返して私の認識についてお話をしたと思いますが、20日に全員協議会が開かれまして、この教育改革の問題について議会の中でどう扱うかということで、その部門としては総務文教常任委員会があるのでそこに付託をすることがどうなのかということが議論されました。

そこで総務文教常任委員会のほうで常任委員会を開催していただいて、その中で議論をされた結果、その委員会の中では皆さんの意見が、総務文教常任委員会では付託は受けないということを委員会の総意ということで決めたということが全員協議会のほうに報告がありました。それに従って、私はこれは専門的な委員会をつくって調査、研究を進める必要があるということの段取りを踏んで発議をしているわけでございます。

○議長（藤田和寿君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

その20日の総務文教常任委員会での議論の中身はどういったものでしたか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

総務文教常任委員長の口からは、報告では、その中身については詳しくは私は聞き及んでおりませんが、委員全員がこの付託については同意できないという結論に達したということについては伺っております。

○議長（藤田和寿君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

5番の継続調査及び設置期間とあるんですが、上記の事件の調査、研究が終了するまでとすると書いてあるんですが、これはちょっと解釈のしようによっては、今ある特別委員会は、過去の特別委員会は事件が終わったら終了だったんですが、ICTだとか議会広報のレベルで考えいとしたら任期満了というか、あと任期は2年なんですよ、そういう特別委員会の。その2年ないんですけれども、でも2年という次の任期が、私たちの任期が切れるまでというふうに解釈されるんですけれども、どのようにお考えですか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

特別委員会の設置については、こうした継続調査、閉会中の調査も含めまして調査、研究が終了するまでというふうなことになると思いますが、この設置をする特別委員会というのは特定の事件、事案に限って設置をされる臨時的な期間という扱いで考えております。ですから、その調査の審議、あるいは研究が完了すれば終了するということの臨時的な期間という取り扱いだと思いますが。

○議長（藤田和寿君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） では、任期満了までということも可能性としてはあるということでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

この教育改革に関する調査、研究は1カ月、2カ月の短期間で終わるということでは考えておりませんが、かといって何年もかけて調査、研究をするということについても、これは委員会の中での議論が必要ですが、私は専門的に集中的に議論を進めると。より速い段階で

取りまとめができるような、そうしたスピード感のある委員会にしていければなと思います
が、これは委員会の中での議論に委ねたいと思います。

○4番（蒔田昌代君） 終わります。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがですか。

3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 遠藤です。

今の同僚議員の質問に続きますけれども、スピード感を持ってというふうなことですけれども、方法とすると、わざわざ委員会をつくらずとも、先ほどから申し上げますように全協で教育委員会の報告を受け、そしてさらにそのところでこちらのほうの意見をする。そういうことを頻繁に繰り返すということであれば、どんどん事は進む。それで進めないともうすぐに30年から始まるわけですから、議員がおっしゃるように、早く進めなきゃ間に合わないところもありますので、そのところで十分いけるのではなかろうかと思います。

それで、先ほどの話を聞きますと、特別委員会を設置したとすると、その後また全協を開いてというふうなことになるんですね。二重手間になると思うんです。ですから、その二重手間でスピード感を持つということはちょっと考えにくいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

先ほどもそうした内容の御質問がありましたので、答えさせていただきましたけれども、専門的に、集中的に議論をするというのが特別委員会の役割だと私は認識しておりますし、そうした特別委員会だけで議論が進むというのでなしに、全員協議会が開催された場でその経過についても報告をしながら、より多くの御意見をいただくということも大事な方法ではないのかというふうに考えておりますので、その点についてもぜひあわせて皆さんで御討議をいただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） ほかございますか。

〔「議長、1点。10番」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 同じような質疑が繰り返しておりますので、同じような質問でしたら御遠慮願いたいと思いますが、新たな観点からの質疑ですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

1つだけ最後にお聞きしておきたいことがありましたので、回答いただいていたかもしれませんので、質問します。

今回のTCP・トリビンス・プランに関して、教育委員会あるいは町に何か問題があったんですか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

特別委員会の設置の中で特定の事件に限ってというような文言がありますが、こうした事件という捉え方、扱い方がちょっと認識が違うのではないのかなと考えております。こうした教育改革の問題は吉田町の中の大変大きな課題、テーマだと思いますので、これを一つの

町民の皆さんがしっかりと議論をしていく、あるいは理解を深めていくということでは大事な事案だと考えておりますので、これも議会として特別委員会を設置して、専門的に調査、研究を進める大事なテーマだと考えております。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがですか。

1 番、山口一博君。

○1 番（山口一博君） 1 番、山口です。

1 点だけちょっとお聞きしたいんですけども、前回全協のほうで栗林理事のほうから8月31日まで104件のメール、お電話等で意見が出まして、それを今まとめて10月末にまたいろいろお話ししてくれるということ、この間全協でお話ししていただいたんですけども、この間、それが終わってから全協でお話ししまして、議員の中にはその10月末をもって話を聞いてから特別委員会なり全協でやるかということで、どうしようかという意見も話が出たんですけども、1 っだけお聞きしたいのは、なぜこのタイミングで特別委員会のほうで、賛同者もいらっしゃるんですけども、今言ったのかということと、会期中ということとはわかるんですけども、なぜ12月ではいけなかったのかなというのを、今のこのタイミングでということをちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 5 番、大石 巖君。

○5 番（大石 巖君） 5 番、大石でございます。

全員協議会の中でも、そうした特別委員会を設置するにしても、今の時期かあるいは10月末に教育委員会のほうから方向性が出されたそれを見ての判断でいいのではないかと、そういうような議論がされたことは事実でございます。

ただ、私たち議会として教育委員会が一定の方向が出るまでそうした調査、研究は先延ばしにしてもいいのかと、あるいは議会としてやれることがないのかということの中で、特別委員会を設置して内容的に早目に、早目にといっても今時期としては遅いかもわかりませんが、スムーズに調査、研究が進めるような、そういったタイミングは議会としてちゃんとつくっていく必要があるのではないかと考えて提案をしているわけです。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

大石 巖議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

10 番、大塚邦子君。

〔10 番 大塚邦子君登壇〕

○10 番（大塚邦子君） 10 番、大塚邦子です。

私は、吉田町教育改革調査特別委員会設置に関する決議について、反対をいたします。

反対理由といたしましては、先ほど質疑をやりましたけれども、設置の目的に関して特別な事件に当たらない。始まってもない案件、つまりTCP・トリビンス・プランに関してはまだ決まっておることはありません。まさに今、教育委員会で進行中でありまして、その調整も今されていることは、私たち報告をいただいております。

トリビンス・プランに問題があったのかということをお聞きしたら、問題はないということですね。教育改革に関心が高いので教育改革について調査、研究をするというようなことも提出者は言われております。

私は特別委員会の設置目的が余りにも漠然としている、教育改革ということであるならば、これは特別委員会の設置にはふさわしくないというふうに思います。

また、こうした目的ですね、調査、研究をするため、これは本来ではないと思います。何かの問題があって、例えばTCP・トリビンス・プランに問題があるということであって調査、研究をして、その結論を出すなら特別委員会の意味もわかります。ところが聞いていると理解を深めるために、あるいは教育改革は関心が高いから特別委員会をつくって調査、研究をしていこうなどという理由では、私は特別委員会の設置目的にはならないと思います。

議会としましてはチェック方法は幾らでもあります。特別委員会を設置しなくても教育委員会から説明を求めることはできますし、監視をすることもできます。町民の意見も届けることもできます。

したがって、私は特別委員会をつくる必要はないというふうに思いますので、この設置案には反対いたします。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありますか。

賛成討論であります。

6番、山内 均君。

〔6番 山内 均君登壇〕

○6番（山内 均君） 6番、山内 均でございます。

私は吉田町教育改革調査特別委員会設置に関する決議に賛成の立場で討論をいたします。

今、いろいろ議論をしました。その中で我々は2月23日ですか、吉田町トリビンス・プランの説明をいただきました。その中でいろんな多忙化の問題であるとか、いろんなものがなかなかたくさんあるわけですけれども、このプランについて、9月の一般質問のときに、大石議員の一般質問から初めて国が示された4つの案が出されました。我々はこの4つの案に関して本当にどこまで必要な業務がなされていたのか、それも当然やっぱり改めて考える必要があると認識を私としてはいたしました。

それで、新聞の情報や有識者の賛成、反対、多くの意見が出されています。現在でもきょうも朝日新聞には長野県の改革が出ていました。静岡でも部活の週休3日制、今いろいろな施策がそれに向かって出されているところです。

当然吉田町としても一つの決まったものに関して、示されたものに関してチェックするだけではなく、多くのいろんな意見、これから調査をし、そして情報を集めながら皆さんと情報を共有して、そしてできるだけ深い理解をすることがやっぱりここでは必要であると、私はそういう認識で賛成をいたします。

今、いろいろ委員会の意見とか出されてはいたしましたがけれども、我々は総務委員会の委員長としても、総務の中では全会の一致で総務としてはやらないと、そうでしたね。そういうものを示されたんですね。そういう中でじゃどうしますかと。それは委員会の中で、全員協議会の中でしっかりと議論を尽くされた中で、我々はもっと必要なことがあるだろうと。調査を

する、そしてそれがいいとか悪いとかじゃなくて、よりよいものをつくるための調査はこれから必要であろうと、そういう結論を私なりに持ってまいりました。

それに向かってしっかりとした情報をいただき、そしてその情報を分析しながら皆さんと理解を共有して、情報を共有して理解を深めるためにぜひこの、せつかくこう3者、教師、子供、保護者、3者が共益に向けた施行がしっかりとできるように、多くの情報を共有しながら、とにかく十分な理解と、十分な多様性と理解を深めるために必要だと思いますので、私としては設置をする必要があるということで賛成討論といたします。

○議長（藤田和寿君） ほかに討論はありますか。

3番、遠藤孝子君。

〔3番 遠藤孝子君登壇〕

○3番（遠藤孝子君） 吉田町教育改革調査特別委員会の設置に反対の意見を述べます。

1つは、特別委員会をつくらずとも全員協議会の中で教育委員からの報告を受け、私たちはそれぞれが聴取した町民の意見を伝え、そしてそれを反映させてもらう。私たちは議員としてはチェックをし、そしてよいものは進める、そういうふうにも両輪であるというふうに考えますので、特別委員会の設置については必要ないと思います。

それから、2つ目ですけれども、先ほど質問しました調査、研究または専門的なことについての具体策がお聞きできませんでしたので、このこともあわせて反対意見としたいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありますか。

12番、増田剛士君。

〔12番 増田剛士君登壇〕

○12番（増田剛士君） 12番、増田でございます。

私は賛成の立場で討論させていただきます。

皆さんの先ほど来の質疑を聞いている中で、大きな問題はないというような御発言もありました。そうした中で、一般質問の中で町長のほうからこの改革、トリビンス・プランを含めた改革は日本の教育にもいろんな影響というのか、吉田町がやることで提言していくようなものであるというような御発言がたしかございました。そうした、もう日本の教育に関しても影響を与える可能性があるというような大きな改革ですよね。それに対して我々議会がただ全協であるとか行政報告会であるとか、そういうところで説明をいただいて質問をして、それだけでいいのかというのは非常に思っております。

そうした中で特別委員会を設置して、その中でさらにより深く質疑を行うことによって、我々もこの改革に関して理解をいただき、そして町民の皆様にも行政とともに我々も一緒に、いやこういうことなんだよということが説明できる、そういったものを構築していけばよろしいかなと思います。

それで、報告ということを質疑の中でございましたが、当然報告は、報告書というものは特別委員会でありますのでつくっていくものでございます。それがいつというのは期限として事件調査が終了するまでということであらうございまして、ありますが、報告書、またじゃ中間報告であるとか、そういったものは必ず提出するのが当たり前のものでござい

すので、それはやっつけていけるかと思えます。

ですので、議会として特別委員会を設置して調査、研究を重ねていくということは、必要であると私は考えますので、賛成いたします。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） ほかに討論はありますか。

[発言する人なし]

○議長（藤田和寿君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は反対とみなします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤田和寿君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩とします。

休憩時間中に全員協議会を開きます。再開は全員協議会終了後とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時44分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

お諮りいたします。

ただいま設置されました吉田町教育改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、5番、大石 巖君、6番、山内 均君、7番、三輪正邦君、8番、杉本幸正君、9番、八木 栄君、12番、増田剛士君の6名を指名したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、吉田町教育改革調査特別委員会の委員は、ただいま指名しました6名を選任することと決定しました。

◎議員派遣について

○議長（藤田和寿君） 日程第18、議員派遣についてを議題といたします。

吉田町議会会議規則第122条第1項の規定により議員派遣につきましては、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。

す。

お諮りします。

議員派遣につきましては、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認め、議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（藤田和寿君） 日程第19、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（藤田和寿君） 以上で、平成29年第3回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長からの御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） これでもって9月の定例会は終わりでございまして、また皆様とお会いするのは12月でございますけれども、本当にお名残惜しゅうございます。

本当に議員の皆様のお話を聞いていると本当おもしろいですね。これが本当に専門家に聞いたら何だろうなと思いますけれども、例えば、きょうの特別委員会の設置でございますけれども、地方自治法からいって成立するんでしょうかね。非常におもしろいなと思っております。私は別に専門家ではございませんけれども、うちにはそういうのに、地方自治法に精通している人間もいますんで、またいろいろと聞いてみたいと思っておりますけれども。

昔、泣く子と地頭には勝てないと言いますが、今は泣く子と吉田町議会には勝てないと、こういう時代になってきましたので。前からずっとそうでございますけれどもね。

それで、今回5人の方がTCPのトリビンス・プランについて御質問していただいたんですけれども、私から見ればもっともっと論戦を挑んでもらいたかったなというのは本音でございます。

皆様の御質問は大半がいわばTCP・トリビンス・プランのパーツパーツに関する質問というよりも内容確認でございますよね。だから、いつも私が申し上げているように、私の肺腑をえぐる、やはり基本的に私は総合教育会議の主催者でございますので、当然ここに委員会の教育長もおりますけれども、そういう意味では、そうですね、やはり肺腑をえぐるような論争に持ち込んでもらいたいと常々皆様に申し上げているんですけれども、いつもほとんど内容確認に終わってしまうと。非常に悲しいなと思っております。

やはりここで議会というものは、皆様だけを議会というわけじゃないですよ、これ我々を含めて全部議会でございますので、そこで丁々発止と議論が交わされると、そういうのをいつも期待しているんですけれども、15年間いますけれども、全くそういう機会はございません。ぜひとも次の12月議会でも結構でございますので、そういう質問をしていただきたいと思っております。

本来は議会というものは最終的には選ばれた、有権者から選ばれた議員の皆様とそれから私が、町づくりに関して丁々発止とやるところが、本来そういう場所なんですよね。ただ、だからほとんど一般質問というものはそういうレベルでいきませんので、大体ここにいる部長と以下が答えればそれで済んでしまいますので、いつも非常にさみしく思っております。

例えば、なぜ今回の皆さんのTCP・トリビンス・プランに関する御質問でございますけれども、私としては少々拍子が抜けたなというのは、当然のことながらTCP・トリビンス・プランの直接の該当される方は、いわば小学校の児童と中学校の生徒、これから上がってくる未就児の方もおりますけれども、そうした場合にその子供のことを考えるときに、子供というものは当然のことながら時間軸を持っています。現在からずっとその子供さんが大人になって社会に出ていく、ずっといつかそれから年老いて世の中を去っていくと。こういう時間軸があるんですけれども、時間軸の中で考えたときに、今の子供さんが置かれている状況というものを、2月23日の総合教育会議の中でイントロで私がお話ししてございますけれども、あれだってマイナーです。ということで、もっといわゆるグローバルに物事を考えなきゃいけないんですけれども、教育問題を教育問題だけで、いわばそこにターゲットを当ててしまうと周辺が見えなくなってしまう。教育問題が単独で、シングルイシューとして成り立つ時代ではないんですよ。

はっきり申し上げて、皆さんも言葉は知っていると思えますけれども、完全に教育も含めて社会の問題というのはパラダイム変換です。パラダイムというのは御存じだと思いますけれども、アメリカの科学史家クーンが出した一つの言葉でございますよね。

ある時代の人々の、ある時代に生きる人々のいわば見方であるとか、考え方を規定する概念的な枠組みですよね。だから、パラダイムのほうが変わってきているんですよ。そういうようなところをぜひとも捉えてもらいたかったというのが今の私の質問でございます。

大きく捉えれば、時間がないもんですからあれですけども、明治政府がいわばなぜ学校をつくって、そこに子供たちを入れて教育させようとしたのか、皆さん御存じですか。明治で学校をつくったときのいわゆる太政官布告であるとかいろんなのが出ていますから、ぜひともお読みください。それは好き嫌いがありますけれども、そこには哲学があります。当然

のことながらその哲学、好きだな嫌いだなとありますけれども、そういう哲学があります。

いわば教育というものは基本的には哲学をもって語るんですよ。そういうふうなものにおいて、いわばそういうところから明治政府が考えた、なぜ、子供というのは遊びたいんですよ、はっきり申し上げれば。学校には行きたくないんです。三輪議員が子供の意見を聞いたかと言いますが、子供に聞いてみたら夏休みといたら、いや、学校へ行きたくない、朝から晩まで遊んでいたいと、これ言いますよ、確実に。子供だって窮屈な学校に押し込められて、朝から晩まで先生の言うこと聞かなくちゃいけなくてテストされて、これははっきり言ったら子供にとっては地獄みたいなもんですよ、ある意味ですよ。なぜそれをしなきゃならなかったのか、それ明治政府のあれを読めばわかりますよ。

今、申し上げたように、その哲学が好きか嫌いかはそれぞれの価値観になりますけれども、要は国民国家をつくりたかったんですよ、明治政府は。ネーションステートですよ。ネーションステートのネーションというのは、今、私が申し上げた国民国家と、これ国民、我々の考える国民とは全く違うんですよ。ぜひともその辺を大きく捉えて、今の現代世界というものは基本的には欧米列強の中で生まれてきた思想です。大きく考えればギリシャ、ローマからずっと来ます。アリストテレスもプラトンも語っています。決定的なものは1567年にボーダンが出したレ・デ・レプブリック、国家論ですよ。その中で出された主権の問題でしょう。現代の政治というものは全てギリシャであるとか、それからローマ帝国で使われた言葉で全部できています。新しいものは一つもありません。

たった一つだけ新しい時代を切り開いたものが、今申し上げたボーダンが1567年に書いた国家論の中での主権ですよ。これはないんですよ。この主権がこのように投げ出されてそこでもって我々の言うネーションステートというものができるんですよ。これは当然のことながら、その当時、ガリレオ・ガリレイとか、それからグロティウスとかロジャー・ベーコンであるとかフランシス・ベーコンであるとか最終的にはデカルトですよ。この科学の歴史、この中で自然と人間が完全に範疇的な区分をされますよ。自然科学というものは、対象と自然というものをセキショクしていたんですよ。しかしながら人間の社会というものは自然には還元されないと、そういうようなもので、全く範疇的に別であると。そこからある意味において大きな政治社会の問題が出てくるんですよ。

いわば単純な話、国家と個人、中間層を全部取っ払って国家と個人が構成される国民国家ですよ。トマス・ホッブズのリープタぐらい読みなさいよ。哲学原論もあります。私の家にありますよ、2,000ページぐらいの本がありますから、お貸ししますよ。ぜひともそういうのを読んでいただきたい。

そこでトマス・ホッブズは国民国家の基礎をつくろうとしたんですけども、基本的に彼は臣民しかできなかつたんですよ、国民ができなかつたんですよ。それをつくったのはフランス大革命の中に生まれた民約論を出した人間です、ルソーですよ。彼は初めて国民国家をつくったんですよ。国民国家という概念ですよ。その中における国民というのは完全にフィクションです。想像上の問題ですよ、フィクションなんですよ。そこで生まれてくるのがいわば国民戦争であるとかそういうふうなものなんですよ。ネーションというものは全く想像上のフィクションなんですよ。擬制です、擬態ですよ。そんなものはどこにもないですよ、はっきり言って。

しかしながら、明治政府は、ある意味においては失敗をしたんですけども、要はネー

ションをつくることができなかつたんですよ。我々の言うところの国民はつくつたんですよ。どういふことかという、それ非常に何時間もかかりますからやめておきますけれども、要は明治政府がいわば教育をし、国民をつくるという、そのある部分において知の伝授をしななきゃならなかつたんですよ。その中でずっと来ているわけです、ある部分が決定的に欠けていますよ。それで今、子供たちの置かれている状況はどういふことかと、皆さん考えたことありますか。

一つの例を申し上げます。首都圏というのは東京、千葉、埼玉、それから神奈川ですよ。これが首都圏です。東大、東工大、一ツ橋、早稲田、慶応、これ一応、何でこんなふうを選んだかわかりませんが、あるいわゆる教育関係の大きなところがこのように選んで、じゃここに首都圏から入る、毎年入りますよね、何%ぐらいが首都圏から入っているだろうかと調査、研究したことがあります。1986年、今から31年前ですかね、30年前です。そのとき首都圏、今の5大学に入った高校生の首都圏から53%です。53%の人間が首都圏の高校生です。それが30年経った2016年、何と恐ろしいことに72%です。30年で20ポイント上がったんですよ。

基本的には今言った5大学には首都圏以外では4人に1人しかもう入れないんですよ。恐らくこのさらに十年、十五年経てば恐らく80、90とかそういうレベルでいくでしょう。ほとんどもう入れないんですよ。

いいですか、今首都圏に生まれた子供さん、大都市圏に生まれた子供さん、それ以外の小さな山間の町に生まれた子供さんとの学力格差というものは、もう本当に我々はもう想像を絶するくらいできていますよ。この町に生まれた子供さんが小学校へ、中学校へ、そして高等学校に行きます。さてこれから自分たちが競争社会の中へ入っていくわけですよ。競争社会に入る、といった瞬間に競争社会へ入るチケットはもうないんですよ。そのくらい厳しいんですよ。そういう時代なんです。

例えば、これ皆さんもう御存じだと思いますけれども、宿題代行サービス会社というのがあるんですよ。十数年前から私は知っていますけれども、夏休みの自由研究それから読書感想文それから宿題、全部一切合財を代行します。当然お父さんお母さんがお金を払って全部代行します。それで、その子供さんは何をやっているかという、朝から晩まで塾です。そういうような、そこまでしなきゃならない。だから余分なことはもうしない。もう本当に上を目指す、競争社会の中で生き延びていく。そういうふうな過酷な競争というものは首都圏であるとか大都市圏では入っているんですよ。それが現実なんですよ。

だからこの町で生まれた子供さんも中学を卒業して15の春に競争社会に入っていく、そしてそれに入るチケットをもらう、さらにその中で自分が競争社会の中で生きていく、生き抜いていく力をぜひとも持ってもらいたい。そういうふうな思いがございます。

TCP・トリビンス・プランというのは基本的に何も決まっていませんね。決まっているのは200日以上だけです。これ200日以上というの簡単で、5時間目をやった場合は、毎日5時間目までの授業日数にした場合には200日という数字が出てくるんです。それだけです、決まっているのは。あとは全部これから教育委員会と決めます。

このTCP・トリビンス・プランを知った私の友人がこんなことを言ったことがあります。その友人は島根、恐らく山奥で5,000人くらいの町に生まれたんですよ。それで、別に刺激もありませんから、小学校を終わって中学校へ行つたんです。それで、中学校3年生になった

ときに、今おやじが家で小ぢな雑貨屋さんをやっていたもんだから、お前は商業高等学校行けと、当人もそのつもりでいたんだそうです。僕は卒業したら商業高等学校へ行くと。たまたまその人が通っていた中学校の先生が、ちょっとこいつは勉強ができると、おもしろいと、頑張らせればできるんじゃないかと。それで、その子の親のところに行ったんですね。ぜひともあなたの息子さんを普通の高等学校に行かせてくれと。そうしたらおやじが、何を先生ばかなこと言っているんだと、うちの小僧はもう商業高等学校へ行くんだと、もう決まっているんだと。本人もそのつもりでいたんですよ。その中学校の先生は何度も何度も家に来て、本当に最後は膝詰め談判のように、この子を何としてでも普通の高等学校へ行かせてくれと。それで最後おやじも先生がそこまで言うんならしようがないやと高等学校へ行かせたそうです。高等学校へ行って、一挙に花が開いて東大へ行っている。いわゆる法学部へ行って、そういうふうな生活をしています。

その本人が言うのは、要は子供に刺激を与えてもらいたい。そういう世界を早く見せてもらいたい。それで、その本人も自分の中学校の先生がおやじに言ってくれなきゃ、僕は今ごろ田舎の雑貨屋のいわゆる店主で終わっていたんでしょと。そんなことを言っていました。

いかに子供に、子供というのは無限の才能を持っています。やっぱりその子に刺激を与える。刺激で勉強したい、勉強が好きだ、そんなふうになるかどうか知りませんよ。しかし先生は一生懸命その子供の、何ていうんですかね、意欲をかき立ててやっていくんでしょけれどもね。新しい世界に対して子供が生きていけるような、生き抜いていけるような、そういう力を与えるというのが最終的には教育の普通誰もが理解できるような目的だと私は思うんですよ。

本当に今まさに競争社会というのがここに来ています。なぜ英語をやるんですか、普通は考えますよね、日本では余り英語なんかしゃべる機会ありませんから。これもう日本の中においてこの子供が、今児童であるとか生徒の子供さんが来るべき自分の時間軸の中での大人になった世界の中で、もう日本人との競争じゃないんですよ。世界との競争が入ってくるんですよ。そういう過酷な時代がもう来るんですよ。確実に来ます。そんなものは全部もうデータは出ているんですよ。そういうふうな時代、第4次産業革命の時代が来ます。AIがほとんどのいわば我々のやっているルーチンワークを全部やってしまいます。その恐るべき世界というのももうそんなに遠くない日に来ると言われています。恐らく確実にだと思いますよ、私は。

そういう中にやっぱり今うちの町で小学校の児童さん、それから中学校の生徒さんがこれからそういう世界へ入っていくんですよ。やだと言うことはできないですよ、そういう社会がもう来るんですから。その中で生きていかなきゃならない。その子供がやはり生き抜いていく力を身につけてもらいたい。これはやはり我々大人というものが考えなきゃならないんだと私は思っています。

私の時間軸はそんなありませんから、あと十年か十五年、長く生きればそのくらいでもう私の時間軸は終わりますから、まだ皆さんはそれ相応にあるでしょうけれども、子供さんの時間軸、仮に中学3年生の子供さんだったらまだ何十年もありますよね。その子供さんが30過ぎて40過ぎて、本当に過酷な競争社会の中で生き抜いていてもらいたい。その人はやはり自分として最終的に眼を閉じるときに、いい人生を送ったと、そういうふうな思いをぜひとも持ってもらいたい。そのためにやっぱり最終的には生き抜く力というものを子供さんに

身につけてもらいたい。私はそう思います。

教育のためだったらどんな予算でもぶち込みます。それがある意味においては地方自治体の大きな仕事なんですよ。トリビンス・プランが教育委員会の中でどんなふうになっていくか、私は全くわかりません。しかし、皆さん、この前皆さんに申し上げたように、それは私が主催する総合教育会議に上げられてきます。どんなものになるか、私もどんなものになるか本当期待しながら待っています。皆さんも寄与すると今の特別委員会でおっしゃられたんですけれども、どういう寄与か私はわかりませんが、バックアップしてくれるんじゃないかと思えますけれども、ぜひとも御期待したいと思っております。

それと同時に、本当、議員の皆様こんなことを言うとまた怒られますけれども、本当この町は23年3月11日の東日本大震災からやっている「津波防災まちづくり」、110億ぐらい使いました。もうちょっと使っていますかね。これで恐らく防潮堤が絡んだ、それから港の津波堤が前2つ合わせて、それから大井川の堤防のかさ上げも含めて恐らく100億超すでしょう、100億以上でしょう。その財源の手当てもしなきゃならない。本当にそういう壮大なこの町が恐らく始まって以来の壮大なまさに町づくりですよ。そういうものに対して皆さんは何の関心も持たない。非常に不思議でしょうがないですけれどもね。皆さん別に関心を持っていたかなくても、持ってもらわなきゃ困るんですけれども、常々皆様に申し上げているように、積極的に応援してくれなくても結構ですけれども、足だけは引っ張らないでくれ。本当に国との壮絶な戦いが今ようやくゴールが見えるまでに来ましたので、ぜひとも足だけは引っ張らないようにしてもらいたい。切なる願いです。

今度、これが終わってまた皆様と12月にお会いします。また最初に私が申し上げたように、この町づくりに関して丁々発止の議論が、単に内容確認の一般質問なんかやめていただきたい。本当にこの町のあしたを考えるようなそういうふうな一般質問をしていただきたいと、こんなふうに思います。

きょうでお別れでございますけれども、また12月、皆様の元気な時間を元気なお顔を見たいと思っております。結構皆さん時間がありますから、皆さんには。私には全く時間ないですよ。その中でも万巻の書を読んで理論武装をして、ぜひとも一般質問でやっていただきたいと思っております。私のほうもみんな受ける覚悟も十分でございますので、ぜひともそういうふうなことで、いつも皆様に申し上げているように、定例会というものがこの町の最高のエンターテインメントであると。そして、それによって町民の皆さんが本当に議会というものに対して積極的な関与をすると、そういうふうな議会であってほしいなと思っております。

それと、これ最後でございますけれども、ぜひ議会の皆様をお願いしたいことが、これ最後でございますから申し上げるんですけれども、ダブルスタンダードだけは絶対やめてもらいたい。日本語で言うと二枚舌ですけれども、ダブルスタンダード。ずっと前に八木さんに申し上げたことがありますよね。18年のときに公職選挙法で違反と認定されたにもかかわらず、自分が……

認定されたんですよ、あなた、公職選挙法に違反したんです。しかしながら、河原崎さんが何にも関係ないのに飲酒運転でも何でもないにもかかわらず、自分は法律に認定されるにもかかわらず、自分はこっちにおいておいて、わからないのにやめろと言う。

こう言っているんです。

質問の中で民意民意って言いましたけれども、たしか三星の特別委員会のときに、有名な利害を調整する権限を持っているという監査委員、議員さんがおりましたけれども、その利害を調整する権限について、住吉自治会が説明してもらいたいと出したはずですよ。そのときにたしか否決しましたよね。議会で利害を調整する権限について監査委員に説明を求めた決議案が出ましたけれども、それも否決しましたよね。ダブルスタンダードですよ。ダブルスタンダードだけは絶対してもらいたくない。

開かれた議会とありますけれども、ぜひとも、その開かれた議会という言葉を使ってもらいたくないんですよ。皆さんはチェックがありますけれども、もう一つのものすごい機能を持っているじゃないですか、チャックですよ、臭い物にふたをするという。町民を、本当に利害を調整する権限というのは何なんだ、監査委員が持っている、これ説明してもらいたいのは当たり前ですよ。皆さんは否決したんです、それ。臭い物にふたをしちゃったんですよ。そういうこと皆さんは平気でやるんですよ。利害を調整する権限、ある意味葬ったんですよ、皆さん。民意民意と言いながら民意を否定する。片方においては民意民意と言う。の議長もそうですけれどもね。そういうふうなこと、ダブルスタンダードだけは絶対やめてもらいたい。

それと、開かれた議会、開かれた議会と言うんだったら開かれた議会の要件、どういう要件を兼ね備えれば開かれた議会になるのか、ぜひともお示しいただきたい。まさに皆さんは閉じた議会ですよ。吉田町議会では閉じた議会のことを開かれた議会と言っている。

本当におもしろい議会と思っております。ぜひともそういうのを含めて12月の議会、一般質問、お待ちしております。

それでは、それまでごきげんよう、さようなら。

○議長（藤田和寿君） ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（藤田和寿君） 本日、ここに平成29年第3回吉田町議会定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月1日以来、22日間にわたり諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了し閉会の運びとなりました。今回の議会におきましては、一般質問が過去にない9名の議員が行いました。先ほど町長から丁々発止といったお言葉がありましたが、TCP・トリビンス・プランにつきまして9名の議員が町に対して一般質問を行い、町政に対してさまざまな課題等について、質疑を行いました。また、先ほど上程しました特別委員会、上程議案、設置議案につきましては、丁々発止の発言で議会の中の設置議案につきまして、多くの意見をいただいたところであります。

しかしながら、本定例会の中で一言も発言をしない議員がいました。また、当局から上程された内容について、熟知されていることから質疑もなかった議員もいます。今、町長から大きな問題提起をされております。議会は開かれていないと。町民の負託を得た町会議員としてそれぞれが自分の負託をしっかりと感じ、行政及び諸議案に対しまして真摯に取り組んでいただき、御質問等活発に審議を今後も行っていただきたいと思います。

また、本定例会で決定しました内容につきましては、決定した議決責任が我々議会にはあります。町民に対しその内容につきまして、さまざまな場面で情報発信をしていただく、そういったことが開かれた議会になると私は思っておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

議員各位におかれましては閉会中の各委員会活動を初め、何かと御多忙のことと存じますが、町政発展のため、より一層尽力いただきますようお願い申し上げます。まことに意を尽くしますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（藤田和寿君） これで平成29年第3回吉田町議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

閉会 午前11時16分